

鹿兒島県史料

名越時敏史料八

解題

一

今年度は、名越時行（時敏、以下時敏に統一）の「見聴雑事録」、平田可竹の「可竹日記抜書」・「平田可竹之書」、久保之英著「緊要子弟訓」、木村静隠（探元）の談話「浦之浪」を合わせ『名越時敏史料八』として刊行する。

二

「見聴雑事録」には安政五年正月付の序文がある。序文の大半は名越が嘉永朋党事件に連座し流罪となり、赦されて帰宅するまでの嘉永三年三月四日から安政二年六月二十一日までの粗筋である。この件の詳細については『鹿児島県史料名越時敏史料一』の解題に記しているので併読願いたい。

序文の最後に「かゝるなかき船の内の日のなかさに見聞たる事を書付まほしくおもひ出て、とほ（りカ）くさまく書付ぬれハ是聴雑事録とおかしくも題号し侍りぬ」と題号の理由を記しており、船中の見聞記であるかのようなようである。

「見聴雑事録」の大まかな収録内容は、次の通りである。

一之巻 ① 絵図と船中の見聞、② 米国の浦賀来港および米国と琉球の和約に伴う達書など外交関係、③ 元禄三年～七年までの「中江氏日記」。

二之巻 ① 嘉永六年薩州上書および軍船・蒸気船製造願書、② 諸侯上書、③ 浦賀の情報、④ ロシアよりの書簡、⑤ 井伊家新令と詠歌、⑥ 楠公石碑の文、⑦ よぼくれふし。

三之巻 ① 「新納忠增高麗渡海之日記」、② 「九州軍記」、③ 安政二年江戸地震に関する書状、④ 天保八年大塩平八郎騒乱

一件の史料、⑤「朝鮮太平記」。

四之巻 ①八田知紀の「経義大意」、②安政三年渋谷屋敷訓練場における試合の記述、③清水馬場郷中「二才咄格式定目」、④「咏新納氏軍扇」、⑤「阿淡後朝夢」、⑥「薩摩風土記」、⑦「宇治拾遺物語」中の禪珍内供の話。

五之巻 ①質素儉約に関する通達留、②文武御窺いに付き仰せ出し、③供回り規定、④佐藤玄明窩翁口述を子の信淵が筆記した「培養秘録」四、⑤平田篤胤の「古道大意」下巻、⑥熊沢蕃山の「夜会記」、⑦平田篤胤の「俗神道大意」。

収録内容から分かるように、西洋船の絵や安政二年三月大島での測量の場所と音速を利用して距離を測る方法、沖永良部島の港図など画を得手とする名越ならではの図や、「先キ島下りの船が第一船頭・水手勝手宜キト云」・「先島行ノ船ハ別段ニ水主トモ賃銭コレナキヨシ、訳ハ上納ノ粟ヲ昔ヨリノ仕来リニテ粟壹俵ヨリ壹升宛拔取ルヨシ」・「島下リノ水手ヨリ琉球下リノ水主ハ亦一段宜キトナリ」と、船頭・水主から直接聞かなければ分からない聴取情報、永徳丸船頭より聞いた大船所有者の情報などもあるが、全体としては、船中で見聞いた内容はほんのわずかにすぎない。書写された大部分は大島から帰った後のものと考えられる。

書写されたものから窺えることは、(1)嘉永六年以降の新たな国際関係および国内情報の収集、(2)弘化四年軍制改革・軍法の転換により必要になった近世初頭期における武士意識などの再確認に関する資料、(3)実務家として必要な知識の蓄積、を意図して書写しているようである。

(1)は、一之巻の②、二之巻①⑤⑦により明らかであり、大島流罪中でも外圧は感じていたにしても、具体的状況把握はできなかつたであろう。これから治政に参加する者としては欠かせない知識の収集であった。

(2)は、一之巻③、三之巻①②⑤、四之巻③④などである。城下士・郷士を一体として捉え軍事力強化をするためには、両者が同一の立場であった時代の主従関係、忠の意識、文武の鍛錬の在り方などについて再確認しておく必要があつたのであろう。特に、一之巻③にある「此年ハ鐘稽古朝より晚迄といふ事、每日程見ゆる」などの記事は、後に

も触れるように、名越の注目することであった。

個人的関心からでもあるが、特記したいのは、四之巻③の子弟教育に関する清水馬場郷中の二才咄格式定目(以下、格式定目と略記)を書写していることである。

格式定目は平相中に伝わるそれがよく知られている。この史料は、作成された年次、制作者など共に疑問があり、偽文書と筆者はしているが、幕末にはこれが子弟教育に利用されていたとされている。

平相中と清水馬場郷中との格式定目を比較すれば、文言上の些細な違いを無視すれば、同一系統のものといえるが、明らかに違う点がある。

一つは条文数である。

清水馬場郷中のそれは八ヶ条である。しかし、過言の禁止のヶ条にある「付、慮言ノ事」を(虚力)一ヶ条の内容と考えれば九ヶ条になる。平相中の条文は十ヶ条である。

二つは条文の欠の部分である。

平相中の六条目「咄相中、誰人ニて茂他所ニ差越候節、於其場難相分儀到来いたし候節、幾度茂相中得と致穿儀、越度無之様可相働事」と九条目「山坂之達者、可心懸事」の二ヶ条が清水馬場郷中の格式定目にはなく、最後の条にある「一武門、礼楽・射術・書教、最モ知其条理事」が平相中の格式定目にはない。

平相中の六条目は、郷中の者が誤りのない行動を取るためには必要な方法であると評価されてきたヶ条であり、九条目は、「山坂達者」の言葉を郷中教育に定着させた基になっているヶ条である。この行動に関する二ヶ条を欠く清水馬場郷中の格式定目には、武士として最も条理を知るべきものは礼楽・射術・書経であると最後のヶ条に掲げているのである。

題 解 両格式定目に、欠け、また加えられているヶ条がどのような理念に基づいているのか今後検討する必要がある。

さらに清水馬場郷中の格式定目には、「箇条留」として、状況の設定とそれへの適切な対処法が記されている。

冒頭の一例のみ示そう。

一 幼少之士下人類致慮外被相果候節、参掛計様之事、

名乗合候、之子細并何某下人聞届屋敷掛江差越番ノ手相頼ミ、亭主立会ノ上可列帰事、

ある場面に遭遇した時、どのような行動を取るべきか事細かな場面設定と対応の仕方が記されている。二才の夜咄の際に行われる穿議の課題とも類似するケ条もあり、このマニュアル書がいつ頃作られたのか今後の研究課題でもある。

(3)は、二之巻⑤、三之巻③・④、四之巻②・⑤・⑥、五之巻①～⑤などであり、いずれも実務に精通した政治家になるためには承知しておくべき事柄であるが、ここでは「培養秘録」四と「古道大意」下巻について触れたい。

文武に勝れた名越であるが、農事について触れた文は管見の限りではない。ただ、大島流罪中に、わずかの時間、稲刈り・薙打を経験したことはある。農業の基本は土地の肥沃化にあり、そのためには肥料は重要である。そのことを詳述する「培養秘録」四は名越が政治家として立つためには必要な知識であった。

「古道大意」下巻からは、次の部分のみが書写されている。

米の商売をする者などが米を見分るのに、五ヶ国十ヶ国ノ米をませ合せたるを一握り見せると、是レハ美濃ノ上米、これハ仙台の、是ハ九州米といふやふに、一粒くより分るてござる、しろうとがみてはどふか虚言ラシク思ウツうやうな物ぢやか、其撰分たる処で見ると、なるほど米粒の形が各々違ふて見紛マカふへきよふは無ク、爰(初カ)で素人とドモトント閉口する事デ、

名越はこれを筆写しながら一事に通じた者のすこさと、それらに学ぶことの多さを知ったものと思われる。

ここで取り上げる平田可竹(以下、可竹と略記)に関わるものは、(1)享保二年六月二十八日から同十三年五月十九日までの日記の抜き書きと、(2)可竹の書状である「平田可竹之書」の二点である。

可竹は、寛文五年に生まれ、享保十三年八月一日に六四才で死去した。発心前は民部左衛門宗弘と称した。父宗門に日置流射術を習い、甲州流兵学を新納久了に学んで共に達人として知られていた。絵画も善くし和歌にも通じていた。四〇歳にして潮音院で発心して自ら出家し、名を可竹と改め、幽谷とも号した。宝永四年八月二十一日隠居した。後に甫山和尚の弟子となり庵を吉野実方太鼓橋の辺りに結び可竹庵と号した。彼の仕えた藩主は、享保六年六月九日致仕する四代吉貴、同日家督が許され五代藩主となる継豊である。

(1)を名越が書写したのは先祖が関係するものであったことが第一の理由であろう。享保五年の記事は次のみである。

一同廿七日 大いも・琉球いも・山いも一折従 於須磨様拝領、松井殿より手紙相付、翌廿八日御礼ニ罷出候、納殿ニ而御茶つけ被下御暇仕候、

このことから、可竹の言動に対する興味よりも、先祖の言動が記されていることが日記を抜き書した理由であることを如実に物語るようである。

ここに出てくる於須磨は吉貴の側室であり、継豊の母である。於須磨の兄名越右膳恒渡はこの縁により島津家の家臣となり、享保五年十一月より家老に就いた。

日記によれば、可竹は吉貴・於須磨の身近の存在であることが分かる。享保二年七月十七日条には「可竹事ハ(吉貴)太守様へも御心安被 召出申事ニ候得者、御祈禱も真節ニ可相勤と被 思召上候間、息才ニ罷在、長々御祈禱可相勤旨奉承知難有奉存」とあり、於須磨などの祈禱に関係し、信心にも関係していた。それだけに、可竹へは細やかな心遣いがなされた。

享保九年、「七月益十四日・十五日之内、日を失念申候」と断り次の記載があり、わざわざ煮物を遣わしている。

従 於須磨様 御意之由ニ而、松井殿文ニ而被 仰遣候、只今御膳被 召上候処ニ、御煮物白味噌ニ而味噌候故可
竹事被 思召出候間、則為申可申旨^(持テ) 御意候間、遣申之由ニ而、御鍋ニ入ながら拝領仕候、御食も一重被下候、誠
以難有御志と感涙をこぼした、き申候、松井殿へ御礼頼存返事仕候、

晩年には、可竹の持つ知識の伝達がなされている。

享保十一年五月十二日には、磯で地藏本願経のことをあらまし話し、日新のいろは歌について講釈するとの約束をしている。五月廿日、総州(吉貴)が臨席し、いろは歌は「日新公儒仏之心を御あきらめ御詠し為被遊御事ニ候得者、私共申叶候事難成事ニ奉存候得共、乍憚可申上候」と断りながら、ほの字まで供の武士や女房衆へ講釈した。いろは歌の講釈は六月朔日・八日にも行われ、十四日にしの字まで終わったが、ゑからすまでの講釈が行われたかは不明である。

以後も、可竹は、享保十三年五月十九日まで、在俗であった時よりもはるかに藩主の近くにおいて、弓法の伝授・兵法の伝授・御備図作成などに関係している。

(2)「平田可竹之書」は、享保三年、甲州流兵学の師伊東祐房丈の息伊東五右衛門に与えた書状の形を取る教訓書である。本文後ろに異筆で「此書は文久三年亥十月廿二日、一夜借用ニ而惣而写不終也、名越主税平時成、盛年十七才(花押)」とある。

内容を見ると、若年者の教訓書として適切なものであることから、時成自身の選択によるのではなく、父時敏が書写することを命じたのではないかと想像される。

「夫軍法ヲ習フ者ハ、軍法ヲ以テ自性本源ヲ能知テ己ヲ修ム、弓馬一切之兵術モ亦爾也」から始まる教訓書は、擬人化した物語構成で、自らの心に魔王が存在し、容易に心を虜にすることを次のように指摘する。

一世ノ人芸能ヲ習フヲ見ルニ、其芸才ヲ以テ身ヲ立、人ニシラレテ名ヲ揚、主君ニモ能思ハレントノ心掛テ、名

開利用ヲ貪ル心ニ縛セラレテ、更ニ自己ノ心王ヲ(術カ)ニ魔王ノ大敵有コトヲ夢ニモ不知シテ、ウワノ空ナル利根分別ヲ以テ、無智ナルモノニハ智アルヲ以テ勝ント着シ、鈍氣ナル者ニハ鋭ナルヲ以テナリ、夫々ニ対シテ千變万化スルヲ至極ノコトトハカリ思フ、如是ノ人只理ニホコツテ実解ナキ故ニ、心中ノ魔王軍ヲ出セハ必トリコトナル、さらに魔王には貪(貪欲)・瞋(瞋恚)・痴(愚痴)の三大将がいるとし、それぞれについて具体的に説明する。

すなわち、貪については、「大身ニテ貪欲ヨリ攻ラレテ亡シ人」(清カ)「物数寄ニ溺ル、人」(清カ)「人ニ物ヲクレスコシ気味ニテ人ニ物言晴タテ仕ル人」に分けて説明し、この貪欲を退治するには、物の善悪をわきまえる智であるとする。同様に、瞋を退治するには仁であり、痴を退治するには勇であるとし、最後に「一切ノ悪事ニ迷ヒ貪瞋痴ニ悩サル、人皆勇ナキノ人也、血氣ノ勇ト云ハ我意ヲ以貪瞋痴ノタメニツカハル、勇ナリ、武士タル人三毒ヲ治メスンハ勇ナキノ人也、可恥ノ甚也、願クハ此勇ヲ二六時中可得用事一生ノ肝要ナルヘキヤ」と結んでいる。学問により智仁勇を鍛える必要を説くのである。

これに続き、経験談が記される。まず、何の道であつても今日を徒に過(こ)しては成就しないと、「於御当国二名人上手ト申人ノ事ヲ承及申候ニ、其道ニ身命ヲ投打候ヨリ別ニ近道無之ト相見得申候、無左候テ上手名人ニ成候ハ一人モ無御坐候」と指摘する。伊東祐房丈は、最初は天流の鐘稽古のために垂水へ十年余通い「鐘一辺ニテ昼夜余事無御坐候」の状態であり、そうしている内に弓・兵法その外の武芸も何によらず大体形が付いてきたとする。それに比べ「只今時ノ人御奉公ニ隙ナシト云ヒ、遠路ノ師ナレハ不可叶ト云、或ハ貧ニシテナラスト申候、皆偽ニテ候」と、隙のない人が碁・将棋で遊び、詩文を作り、夜咄などは鶏鳴時まですると喝破する。

さらに、可竹が若輩の時、父親から度々教訓されたことを次のように記す。

一芸ヲ習人其道ニ思入、余事ヲ忘却シ、人ヨリタハケモノト呼レサラン人ハ上手ニ成カタシ、一度タワケトヨハル、ホト志ヲ一途ニ究メヨト申聞セ候故、弓法ヲ拾一歳ヨリ十七歳ノ春迄心カケ、愚親ニヨクレ、其後四十歳マテ

冬夜ノ寒キモキラハス弓ヲ枕ニシテ臥、幾夜カ夜ヲ射アカシテ直ニ的ヲモ仕候、心ニ存アタルコト候ヘハ難止シテ
曉方ニモ火繩ニ火ヲ付テ仕候、

人に「タハケモノ」と呼ばれるほどの稽古、修練をしなければ一芸に通ずる人物にはなれないのであり、この教訓書に
名越時敏は自分の文武修練と重ねて強く共感するところがあつたに違いない。名越の文武修練については、『鹿兒島県史
料 名越時敏史料六』の解題で紹介しているので参照願いたい。

四

ここで取り上げる「緊要子弟訓」は、天明二年、城下士久保之英（以下、之英と略記）による著述である。

久保家の初代行久は忠良・貴久・義弘、二代行経は貴久・義久・義弘に忠勤を励み、島津久保に従い朝鮮に出兵し戦
死した。以後、行政・之盛・之昌と続くが、家系についての記述がやや詳しくなるのは曾祖父之昭の時からである。之
昭は日置流弓術に勝れ、師東郷重尚の高弟五人の一人であり、光久・綱久・綱貴に仕え納戸役を長く勤めた。祖父之春
は之昭の弟で久保家を嗣ぎ、綱貴・吉貴に仕え納戸役を勤めた。父之真は吉貴・継豊・宗信・重年・重豪に仕え、郡奉
行・糺明奉行・物奉行・御使番・大坂留守居などを歴任した。

之英の記述するところによれば、右のように、久保家は代々島津家に仕え、特に島津家中興の祖である忠良、それに
続く家久までの五君に仕えたことから、五君の治政・戦術などについての先祖の言い伝えも多く、之英自身幼少の時よ
りそれを聞き習ったことが「御家兵法純粋」「御家兵法純粋附録」の著述に繋がったとしている。之英はこの家風を受け
継ぎ、彼の生きた享保以降、特に重豪期の風俗・人物評価など、いわゆる薩摩国風が大きく変わる中で、五君時代の国
風・治政を高く評価するのであり、その点では、同時代に五君時代の兵法を評価し復活させようとあがく徳田鬯興と類
似するが、之英は治政・風俗・土風・礼儀・節義など幅広く五君時代のそれを是とし、今のそれを非難するのである。そ

のことは彼の著書である「薩州士風伝」を一見すれば明らかであり、他の著書「文武之書」・「見聞秘記」・「関ヶ原御合戦進退秘訣」などにもその視角・見解が貫かれている。

「薩州士風伝」では、昔と今の変化を記すのみであったが、同時期に之英が「緊要子弟訓」を著述する理由は何であったのだろうか。

それはその序文を見れば明らかである。

すなわち、聖賢の経書を伺い、兵書を読み、和漢の歴史を見、詩歌・文章・仏書・老荘の書冊を手にし、古老より言い伝えを聞くといえども、耳目にかかる内容を胸に記すことは、余人は知らず、資質を授かることの薄い自分には難しい。そのため、古賢の嘉言・善行・雄略・才弁・識断・礼式・陣備の類を記して左に置き、新しく自分の心より出たる義論弁疑を記して右に置いて才の進むことを試みた。書き連ねた紙数は多くなつた。「左置ノ文句ハ著述セシ書籍（籍之）ノ中ニ書加シ事多シ、是ハ後世志士ノ助・才力ニ近キモアルベシ、記テ右ニ置、オヲ試シノ文ハ、父子兄弟ニ交仕フルノ言行ノ助ト成ヌベキモノ有ヌベシ」とし、これを「緊要子弟訓」と名付けて子孫のための教訓としたい、とその意図するところを記している。

教訓の内容は格調の高いものから、日常生活に関する細々としたものまである。

短語の冒頭には次のようにある。

一士ハ志ヲ大ニシテ我カ才識ヲ広大ニシ、徳ヲ負テ国家ノ風俗ヲ我ヨリ立直シ、人我レニ恥励ヨウニ可成ト可修行也、成トナラストハ天也、纔ニ学得テ其ヲ以テ名聞ノ便トシテ官録ヲ求メ、権勢ノ人ニ諂ヒ不才貧士ニ矜ルハ、所謂聖人ノ罪人也、

題
解
士の修行の本来の目的を明確に示し、纔かに学問をし、それにより利を得、権勢に媚び諂い力を得て不才・貧士に矜るような人は「聖人ノ罪人」であると糾弾する。

このような高邁な教訓・指摘と共に、次のような叱り方についての教訓もある。

一人を怒るには夏天に夕立のする如くあるへし、怒気の生する時制之、猶止事を不得ときハ怒るへし、其れを制止する時に善悪の中道を考へし、余り敏速に発して、或者過ぎて後悔し、或ハ彼に理あるに閉口する、見苦し、平日学此コ、ニあり、善悪の理ハ鏡に物の写るが如し、ひろりとする処に応しいやといわれん処より言葉を発すへし、此に聞ければ我に理あるも無かごとし、密に言蔽ならされハ彼不服、ながたらしきハ男子の勇にあらず、

江戸中期には薩摩藩でも利に対する意識が大きく変わり、利を得るものが評価されるという風潮が出てくると、それに適応できない者が没落するという現象が進行する。之英の生きた時代はこれに伴う諸問題が表面化してくる時であるから、教訓書の中に触れられているのは当然である。すなわち、次の通りである。

一 知行高二三百石より以上取るの士ハ、大形内証の驕より身上衰微いたす也、自ハ酒食・色欲を専とし、或ハ碁・将碁（棋カ）・鳴物・遊興を愛し、或ハ釣・狩・勝負・角力を翫ひ、妻妾ハ衣類・帯・櫛・笄より油鼻紙に至まで美を極めんと欲シ、上に化するの下なれば、召仕の男女まで一家此風を善とす、一年〳〵の取勢にて兎角する内に、少にても臨時の物入も出来れば、最早他借に及ぶといへと、風儀を質素に変する事不能して、高役奉公仰付らる、時ハ作病をかまへ不勤之、其貞略を用を見るに、親類・朋友の交には音信・贈答・礼義をもかくといへと、内証の費ハ以前に不替して、後々ハ家の武具・馬具、親先祖の秘蔵せし珍器を下に売のけ、昔の高ハ名寄帳の写、取納帳に残る計也、誠に武士の心掛なく不忠不幸と云へし（略）、

二、三百石取りの武士の衰微は奢侈にあり、その奢侈の生活に馴れると儉約することが難しいことを指摘し、そのためには、百石に二十石、二百石に四十石、千石に二百石、一万石に二千石ずつ年々軍用に分け置いて、残りの石高で慎ましく生活するならば、金五十両、百両の勤めは二百石以上の士はいと安いことであるとするとする。

もう一点、人物評価の仕方について紹介する。

之英は人の器量をみるには「生得の器量を計るへし」とする。すなわち「芸能なきにも才識大にして正道なるあり、芸能を以て世に鳴り、其器量不大あり」と指摘する。これは剣術・学問・兵学でも同様のことがいえるとした後、「凡人ハ四書五経などを講釈して方々はせまはる人を学者と思へり、器量を計らずして称美之、^ヲ兵学の伝を致せし人さへあれば、主将の器ありとおもへり、つてを求て幸を得て役職に居る人を分別あると思へり、何にても其ものを以鳴る人ハ夫を取離し、まるはだかになして器量をミるべし、丸裸にして其才識人にすぐれたるを其芸能ある人としるへし」と、凡人は表面的な光で人の器量を見、才識ある人はそれを取り払って生得の器量を測るとするのである。

名越時敏がこの「緊要子弟訓」を筆写するのが元治元年であることは注目される。

同年、居地頭制が復活されたことに象徴されるように、近世初期の軍体制を制度・組織・意識の面で復活させることにより軍備強化が図られつつあった。それを理解するのにこの書は合致していたのである。

五

ここで取り上げる「浦之浪」(上・中・下)は、安政三年名越時敏により書写され、東京大学史料編纂所に所蔵されているものを底本としている。

「浦之浪」の表記は、底本でも、浦農奈美・浦の浪・浦能浪と区々であるが、ここでは「浦之浪」で統一する。

「浦之浪」の成立と取り扱いについては、「浦之浪下」の最後尾に次のようにあることにより明確である。

右三卷ハ木村静隠老之談話、而子孫衆書留之為三卷名浦能浪、深雖秘藏之、木村家之外族山城何某乞之以窃写置之、
畢、猥不可許於他出者也、若御借用之御方者、御覽御済次第早速御返可被下候畢、

文化十一竜集甲戌菊月改書之、

何某と有之

すなわち、木村静隠（以下、静隠と略記）の談話を子孫が書き留め三巻にしたものであり、深く秘蔵されていたが木村家の外族の山城何某が密かに書写した。猥りに他出を許すものではないが、もし、借用した人は御覧済み次第速やかに返却してください、とあり、借り出しも許されていた。

静隠の名よりも、鹿兒島では、探元の名の方が通りがよいが、彼は外にも種々名乗っている。「岩瀬之玉四之巻」〔鹿兒島県史料 名越時敏史料六〕に次のようにある。

一 木村村右衛門時経

初時員、大式法橋、探元斎、守広、静隠、細篁盧、村々子、啜茶翁、三晧庵、梅下隠叟、黔羸、木子膽、淨徳堂、斗山玄風、法浄居士

静隠は延宝七年薩摩に生まれ、江戸に出て狩野探信に学び、その後薩摩藩の御用絵師として名をはせた。また、禁裏に召され享保十九年法橋に叙せられた。明和三年に八九歳で没した。

静隠は絵画だけでなく、書を巧みにし、和歌を嗜み、啜茶翁の名があるように茶道にも通ずる文化人であった。なによりも博覧強記の人物であり、幅広く古今の人物・事蹟・逸話・詩歌・書状・法令なども暗記していたのであり、そのことが「浦之浪」の内容を多様に行っている理由であろう。ただ、思いつくままに話したことをそのまま書き留めたためか、例えば、和歌の後に逸話、その後人物についての記事があるように、脈絡なく個々の記事が記載されており、利用には不便であるが知識の宝庫であることには間違いない。

「浦之浪」と同様な方法で作成されたものに「三晧庵主談話」がある。これは静隠（三晧庵）が話したことを橋口善兵衛が書き留めたものであり、内容も「浦之浪」と一部重複する。

関心を引いた史料、または面白く思った逸話を一つずつ紹介しよう。

まず、関心を引いた史料として、「光久公泰清院様へ御教訓の御書歟」の注記のある「覚」十三ヶ条である。年次は寛文

三年巳三月二十八日となつてゐるが、寛文三年は卯年であるので年次は明確でない。しかし、「薩藩先公貴翰 坤」(鹿児島県立図書館刊行『鹿児島県史料集(20)』)には寛文五年巳三月二十八日の年月日を持ち、「右件者、太守光久公、仰出之覚」と記される、右の史料とは一部異なるがほぼ同内容の十三ヶ条の「覚」があることから、寛文三年は五年である可能性が高い。

光久より綱久への教訓書としては、寛文七年七月二十六日付の「覚」三ヶ条および同年月日の「覚」五ヶ条(『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』)が知られており、同文書は「島津家歴代制度卷之二」(『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集一』)にも収録されているが、寛文三年の教訓書は所収されていない。

三ヶ条の第一条は次の通りである。

一 國中仕置可被申付之旨前々ニも申入候、弥被入念尤候、稽古之為ニ而候間、万事被聞達無遠慮可被申出候、とても大方ニ有之候而者、以来国家之仕置も如何ニ候間、能々可有其意得事、

二条以下は、仕置を申し渡す時には家老中との内談が肝要および心易い者への鼻屑禁止と、諸士の内証の驕りなどの禁止、であり、五ヶ条は、五節句・礼日の出座、学文・算勘の必要性、諸士の武芸奨励と見分、大酒無用、振舞への参加は無用、である。

十三ヶ条の第一条は次の通りである。

一 國中仕置并諸事法度等之儀、緩之儀被為聞召付候ハ、無用捨幾度も家老衆江可被申聞、次第二者仕置をも可申付儀候間、遠慮有間敷事、

題 共に仕置への関わりについてであるが、前者は、稽古のための仕置申し付けであるので遠慮なく申し出ること、としているのに対し、後者は、仕置・法度に緩がせがあると聞いたならば、用捨なく家老へ申し聞き、次第によつては仕置を申し付ける、としている。寛文七年の教訓書に、國中の仕置の旨は「前々ニも申入候」とあることから、十三ヶ条がそ

れに当たるが、稽古のためであるので遠慮無く申し出るようにとあることによつて、綱久の仕置は光久には不十分と思われ、一部重複し簡略にした七年の教訓書が出されたと考えられる。

なお、十三ヶ条の二条以下は、②儒学を学ぶ意味と勤学、③詩歌の心得の必要、④一門・家老・物頭・諸士の心掛けは古来の通りを守る、⑤内証の驕りなどの禁止、⑥部屋栖料高での賄い、⑦陰謀・讒訴への用心、⑧諂い言を言う者への注意、⑨遊山などへの注意、⑩堀四郎左エ門を勝手付きに任命、⑪奥方向の近習任命、⑫慰みの狩りなどへ多人数参加は無用、⑬酒宴についての注意、であり、細事にいたる教訓書になっている。

面白く思つた逸話として次の逸話がある。

一細川幽斎老の妻の局に一本の梅有り、花の盛りにハ匂ひことに閨に薫しける、或時幽斎局に御出有けるに女歌詠て書けるに、是を御目に懸る事恥か敷おもひ押揉てのミけれハ、嫉妬の余りに胸を断割見給ひけれハ歌あり、

人ならハ浮名や立む小夜更て

我手枕にかよふ梅か香

これと類似する内容の逸話が、新納忠元の逸話として「薩藩旧伝集」にある。人物・場所を変えて同内容の逸話が作られることはよくあることであるが、細川幽斎、新納忠元は同時代の共に歌人としても有名な人物である。和歌に因んだこの逸話はどちらが先にできたのか気になることである。

(安藤保)

例言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「見聴雑事録」、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵「可竹日記抜書」、大阪大学附属図書館所蔵「平田可竹之書」・「緊要子弟訓」、東京大学史料編纂所所蔵「浦之浪」を底本とし、『鹿児島県史料 名越時敏史料八』として刊行するものである。

一本書の目次は、「見聴雑事録」・「平田可竹之書」・「緊要子弟訓」・「浦之浪」本文の文書題をもとに作成した。一本文書の掲載順は、原則として底本に従った。

一収載した文章を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

(原本史料) 「朋党類纂」(鹿児島県立図書館所蔵)

「薩藩雜記 二」(鹿児島県立図書館所蔵)

「石室秘稿」(国立国会図書館所蔵)

「異国船渡来之際之書状」(桂豊子氏所蔵)

「嘉永雜録 丑年」(東京大学史料編纂所所蔵)

「島津家国事鞅掌史料」(尚古集成館所蔵)

「井伊直弼公御法令」(東京大学史料編纂所所蔵)

「天保雜記 四」(鹿児島大学附属図書館所蔵)

「世情擲揄につきよほくれ武士」(龟山市歴史博物館所蔵)

「朝鮮太平記」(矢口丹波記念文庫所蔵)

「経義大意」(鹿児島県立図書館所蔵)

「鹿児島藩二才晰格式定目」(鹿児島県立図書館所蔵)

「阿淡後朝夢 一二」(広島大学図書館所蔵)

「薩摩風土記 全」(鹿児島県立図書館所蔵)

「薩摩風土記 二冊」(京都大学所蔵)

「培養秘録」(鹿児島県立図書館所蔵)

「平田可竹老日記 全」(東京大学史料編纂所所蔵)

「平田可竹状」(鹿児島県立図書館所蔵)

「久保之英著 緊要子弟訓」(鹿児島県立図書館所蔵)

「浦洒波」(鹿児島県立図書館所蔵)

「浦之波」(都城島津邸所蔵)

(刊本史料)

旧記雑録前編 (『鹿児島県史料 旧記雑録前編』二)

旧記雑録後編 (『鹿児島県史料 旧記雑録後編』二～五)

斉彬公史料 (『鹿児島県史料 斉彬公史料』一～三)

麿藩名勝考 (『鹿児島県史料 麿藩名勝考』)

地誌備考 (『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考』一)

常不止集 (『鹿児島県史料 名越時敏史料』七)

- 幕末外国関係文書（『大日本古文書』幕末外国関係文書之一、三、八、一三、一四）
- 島津家文書（『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之二、四）
- 宇治拾遺物語（『国史大系』宇治拾遺物語・古事談・十訓抄）
- 古今著聞集（『国史大系』古今著聞集・愚管抄）
- 十訓抄（『国史大系』宇治拾遺物語・古事談・十訓抄）
- 『薩藩海軍史』（『薩藩海軍史』上）
- 『豊薩軍記』（『戦記 豊薩軍記 資料 豊薩軍記集』）
- 『薩摩風土記』（『日本都市生活史料集』三 城下町篇Ⅰ）
- 『培養秘録』（『日本農業全集』第六九卷 学者の農書Ⅰ）
- 『古道大意』（『本居宣長 平田篤胤集』）
- 『夜會記』（『増訂 蕃山全集』第五冊）
- 『俗神道大意』（『平田翁講演集』）
- 『孟子』（『新釈漢文大系』第四卷）
- 『薩藩旧伝集』（『新薩藩叢書』一）
- 『山家集』（『新潮日本古典集成』第四九回）
- 『寛延雜秘録』（『未刊隨筆百種』十）
- 『無名秘抄』（『群書類従』第十六輯）
- 『朱舜水』

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。

ウ 本書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

エ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

オ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

カ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、（ ）で囲み原注と区別を行い、文意の通じ

ない箇所や文字は、(ママ)・(○○カ)などとした。

キ ルビは、底本にあるもののみを付したが、本文と重複するものについては適宜これを外した。

ク 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだが、「浦之浪」中の朱印「○」「新」については(朱書)

表記を省いた。

ク 貼紙は、右肩に(貼紙)と注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲んだ。

また、判読不能な文字については■で示した。

コ 「名越時敏史料八」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

サ 方言と思われるものは、原本忠実とした。

鹿兒島県史料 名越時敏史料八 目次

見聴雑事録一之巻

序 一

八重山宮古両島ノ嘶 五

沖永良部島湊の図 六

御通達之写 七

此節俄羅斯使節長崎御奉行所江差上候書翰之趣 八

北亞米利幹合衆国琉球と和約之箇条書五ニ取替候ニ付

以来琉球属島之内江合衆国船渡来之節取計振之覚 一二

箱館異人乱妨の書付 一七

元禄三年午より戊年迄中江氏日記抜書 一八

見聴雑事録二之巻

薩州上書并蒸気船製造願書 二〇

軍船御願書 二一

佐土原侯 二二

長州侯上書 二六

肥後侯上書 二七

仙台侯上書 二八

加州侯防策 二九

甲比丹差出候封書和解 三〇

寅十月十六日公義より被仰渡書付 三二

嘉永六年癸丑十月伊勢守殿仰渡 三三

長崎奉行手ニ付差出候書付 三三

浦賀与力合原総藏より聞書 三五

飯塚久米三郎より聞書 四〇

樋田多次郎ヨリ聞書之抜書 四一

応接掛香山栄左エ門ヨリ聞書抜書 四二

応接掛近藤良八郎ヨリ聞書抜書 四二

嘉永六^名年七月十七日渡来之魯西亞ヨリノ書翰此節魯

西亞使節長崎御奉行江差上候書翰ノ趣 四二

魯西亞一統ノ魯西亞帝第一世ニラース帝名レイクスカン

セリイル名此ト書読ヲ大日本帝国ノ執政ニ呈ス 四三

嘉永六年丑七月二日御達 四四

同九月十五日御達 四五

井伊家新令并御詠歌 四六

楠公石碑之文 四九

よぼくれふし 五〇

目次

見聴雑事録三之卷

新納忠增高麗渡海之日記 五一

九州軍記抜書 六六

安政二年乙卯十月二日江戸大地震ニ付人々書状写龜山

甚之丞殿書状之写 六九

地震ニ付福島半次郎殿書状之写 七二

天保八年酉二月十九日大塩平八郎徒党之行列 七四

大塩乱妨之成行田中氏書状之写 七五

松平遠江守之人教書 七八

大坂異変ニ付跡部山城守組同心平山助次郎儀ニ付申上

候書付 八〇

大塩平八郎人想書 八三

安政二年乙卯十月二日地震ニ付仰出之写 八四

朝鮮太平記抜書 八八

見聴雑事録四之卷

經義大意 一〇七

安政三丙辰九月廿六日江戸渋谷御屋敷於訓練場試合之

事 一四

二才咄格式定目清水馬場郷中 一五

咏新納氏軍扇 一二二

阿淡後朝夢抜書 一二二

薩摩風土記抜書 一二三

宇治拾遺物語抜書 一二六

見聴雑事録五の卷

御通達留 一二九

於江戸仰出之写 一三一

培養秘録卷四 一三五

古道大意下巻抜書 一四六

夜会記抜書 一四七

俗神道大意抜書 一六〇

可竹日記抜書

..... 一七三

平田可竹之書

貪欲ヨリ攻ラル、三人ノ事 二一〇

瞋恚ヨリ攻ラル、三人 二二三

愚痴ヨリ攻ラル、三人 二二五

緊要子弟訓

序 二二二

緊要子弟訓ヲヨムホウ	二二一	於下様江戸へ証人ニ御詰被成候節義弘公より被遣候御	二八三
四十五十孝之名定弁	二二二	文の中一ヶ条	二八三
知士之家風弁	二二四	種子茄子茶入之事	二八四
恥チ怒之心為学主弁	二二六	桜田御屋敷御給之節一夜之内に縄張細め候事	二八四
短語	二二七	琉球人池城親方渡唐して北京を帰出る日の和歌	二八七
読軍書説	二二九	中馬諸香丈の歌	二八七
読御系図説	二三〇	御水尾院御製	二八九
知難政道説	二三一	義久公御娘の御方へ御文の写	二九〇
可知善悪之本弁	二三六	目洗葉仙伝	二九一
雑	二三七	井蛙抄抜書	二九九
心与気弁十五条	二四六	久見崎の川にて即興	三〇一
吟古語古歌前説	二五〇	平田以休と云人の所にて	三〇二
吟古語古歌後説	二五二	いろは四十七字真字	三〇三
短語	二五四	奉納玉津島大明神御本社和歌	三〇四
糺明九ヶ条	二六二	一休和尚御若年之時御母公より末期に被給候御文の写	三〇八
短語九章	二六四	公方吉宗公御座の間御張紙	三〇九
		惟新公御書	三一
		山川八景	三一三
		唐湊八景抜書	三一四
		坊津八景	三一四
		池水平氷	三一六
浦之浪上			
古今栄雅抄抜書	二六九		
光久公泰清院様へ御教訓の御書歟覚	二八一		
惟新様より中納言様へ被進候御書之内	二八三		

寺山太次右エ門殿用史家の集拔書 三一九

浦の浪中

大井川行幸和歌序 三二五

家光公 三三五

後水尾院様御発句 三三一

於山崎明智光秀と合戦之時秀吉公自筆の感状 三四一

七猿の和歌 三五六

古歌に雪中鷹狩 三五八

詠富士 三五九

忍古郷といへる七文字を結句に置いて十首歌読侍ける 三六〇

浦の浪下

日高為春樺山相馬殿を夢に見て覚てよめる 三七四

壺碑千年回之記 三八八

無名抄鴨長明作拔書 三九四

十訓抄拔書 四〇〇

(表紙)

見聴雑事録

一

見聴雑事録

序

名越時行

去りし嘉永の今はむかし、戌のとし三月四日、予か親類御用にて関山糺なる人まかひ出たりけれハ、予か事きこしめしとおらるゝの趣きありとてなりと仰らるゝ、まては慎しミまかひあるやうにとの事にて、

そより直に袴ハよるひるとなく着てなにとかの仰をまちしに、日々に親類のかたぐしをしてきこしめしのおもむきある故に、あり筋を申出しに後にハ横目などいへる人ふたりきたり、親類席詰にて使者の間のあたりへハ与力・足軽てふ人もきたり居しよしにて糺さるゝ故、憚る筋もなけれハ皆あり筋を申出れハ、其座にて書留られ程なく其人々もかへられぬ、それよりしはしハ何の事もなくやかて御役を免され、同しく三月廿七日といへるに宰職の宅江親類ふたり揃ふて、六ツ時の御用ありて麓忽の働きなき様にと承りて親族兩人罷出れハ、不届なる仕方につひて大島といへるに遠島てふものゝおふせをこふむり、歩より船に乗るへき筈なれと、長々在宅なれハ足の痛ミ申立、やまかこてふもののにのらむとすれハ、駕籠の脇へ与力兩人つゝと来りて、我らとも兩人御同伴いたし候様承り参りたるといふ、こは拙者不調法いたしたる故に各方も御面働になると挨拶し表門のかに廻れハ、表玄喚の庭には物頭衆兩人鎧をもたせたる行列にて、拙者への宰領と見へて船はたまたて付

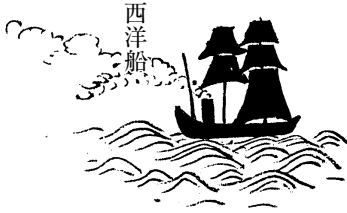
添ひはれぬ、そより大祥丸といへる船に乗り、程なく山川のやう廻り、彼の湊より四月八日船を出し、口ノ永良部島てう所へ四月廿八日まで汐繋りし、四月晦日に大島の名瀬湊に着ぬ、その夜富寿丸船頭此湊に居、このものは類族の家来にて、此者の宿にしハしやすらふへきのよしにて、今宵是非く上陸いたすべきのよし、しひて承りぬれハ参り宿して、五月八日といへるに小宿村藤由気なるもの、宿をかり、彼の所の表に年月経て樵島作の業をしあるハ、読書に心を委ね、あるとあらゆるもの、形を図し方言(をカ)に記しなどするを友としをりしか、安政元年八月廿四日に琉球国への飛船便より、ことし七月廿九日に(齊興)宰相君より仰せらるゝの趣き御抱なきとて免されの仰を蒙りしよしの宿許よりの文着ぬ、忽而眼に泪うかミありかたさたとふるにもなし、年経て馴れし村の近き人々をよひて祝ひのミきを酌かはしぬ、船もあらハあすにてもかへらましと思ひつれと、船ハミな大和のかたにゆき、何方へも残らず、又表向き島代官への御達しもなければ帰る事もまゝならず、

僅はかりのことしも中々待遠く、飛立はかり帰らまほしきハ過にし五とせよりもなかくてむなく、安政二年の春に新玉りて、四月二日笠利の赤木名邑近藤ぬしのもとへ参りやどりて、四月五日といへるに近藤ぬしと共に永徳丸といへる船に乗神ぬ(別カ)、近藤ぬしハ住居の邑も近けれハかへられぬ、予ハけふより乗付ける船の帆を開くべき風の吹ねハ、四月五日を過て六月十日といへるにやうく追手の風ふき、船を出して日州諏訪の湊(とカ)にいへるに着てそのよし直に宿元江申こしけれハ、六月十九日の夜も更て宿よりの人船路より来り、其船に乗りて廿日のあした早く志布志てう郷へつき、その日ふるへまで参りつれハ風つよく此所に泊り、廿一日晩船を出して九ツ前に宿許につき父君・母君と拝上(をカ)、ものをも得いわぬ嬉しさハいかばかりか限りなければ、つたなき筆にハ述へも得ずして置ぬ、かゝるなかき船の内の日のなかさに見聞たる事を書付まほしくおもひ出て、とほくさまく書付ぬれハ是聴雜事録とおかしくも(見脱カ)題号し侍りぬ、

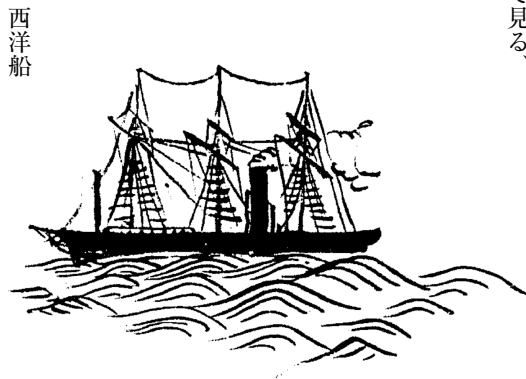
見聴雑事録 一之巻

安政五年戊午正月序

安政二年乙卯三月
十七日小宿邑沖
壹里程隔テ西ヨリ
東江行クを見る、



安政二年乙卯三月
十八日伊津部湊江
入ルを小宿邑より^{三十}八合
程隔て見る、



西洋船
此船ハ西ヨリ東の方へ行、亦
西の方へ帰ルヲ見ル、往来
帆ナシ、

大島ノ内笠利間切

甲斐

藩
五
御

△安政二年三月異国人此所ノ

嶽ニ九人登リ足量ス、蒲生崎ノ

嶽、今井崎ノ嶽ニモ同時ニ登リ

彼ノ両嶽ヲ鉄砲ヲ以テ合図スレハ、

煙の出ルト等ク耳ニ袂時計様ノ

モノヲ寄セタリ、定メテ彼ノ処ノ言

語聞ユルモノナラント云フ、二十丁程モ

隔リヌレバ、カ、ルアヤシキ事ニアル

ヘカラス、時計ノキチメク音ノ数ヲ

以テ鳴ノ聞ユル間、何程ナル故ニ

何丁ト云数ヲ知ル仕掛ナルベシ、

此奥赤木各目ヲサリ

此奥手花目ヲサリ

(カ)
甲作

サバキ
人家三
ツバ
サバキ
人家三
ツバ

此奥木瀬村ヲサリ

此奥赤尾木村ヲサリ

此所
モ

入瀬村ヲサリ、
瀬氣々内

瀬氣々内、
瀬氣々内

瀬氣々内、
瀬氣々内

大島之内竜郷方

今井崎

○御国大船の数、永徳丸船頭当座覚居候分承左に記、
上町見島加藤平八 八艘 中村八郎右工門 一艘

支配人別府藤太郎

下町中原金助 一艘

武長倉 永良部下数艘

佐藤牛之助 八艘

指宿薬師 三艘

指宿中村周左工門 三艘位

濱崎太平次 十艘位

指宿此ノ者自分金ノ船持

指宿黒岩藤右工門

山川佐々木源助 八艘

申長柏原酒屋名前不覚 一艘

阿久根汾陽源兵衛 四艘

申長柏原多名部泰藏 九艘

申長兼山甚兵衛 五艘

柏原兼山権十郎 六艘

高山波見重新左工門 三艘

波見重平兵衛

右ノ外壺式宛之船持段々あり、

○八重山島紬(細カ)上布木綿島類皆白地ナリ、木綿島モ琉球

其外三島出来モノヨリ格別宜ロシ、

宮古島紬上布木綿島皆紺地ナリ、位八重山島ニ同シ、

宮古島ハ御用迦レノ紬上布脇方商売ニ出ツ、船頭・

水主共求ル儀モ出来ルナリ、

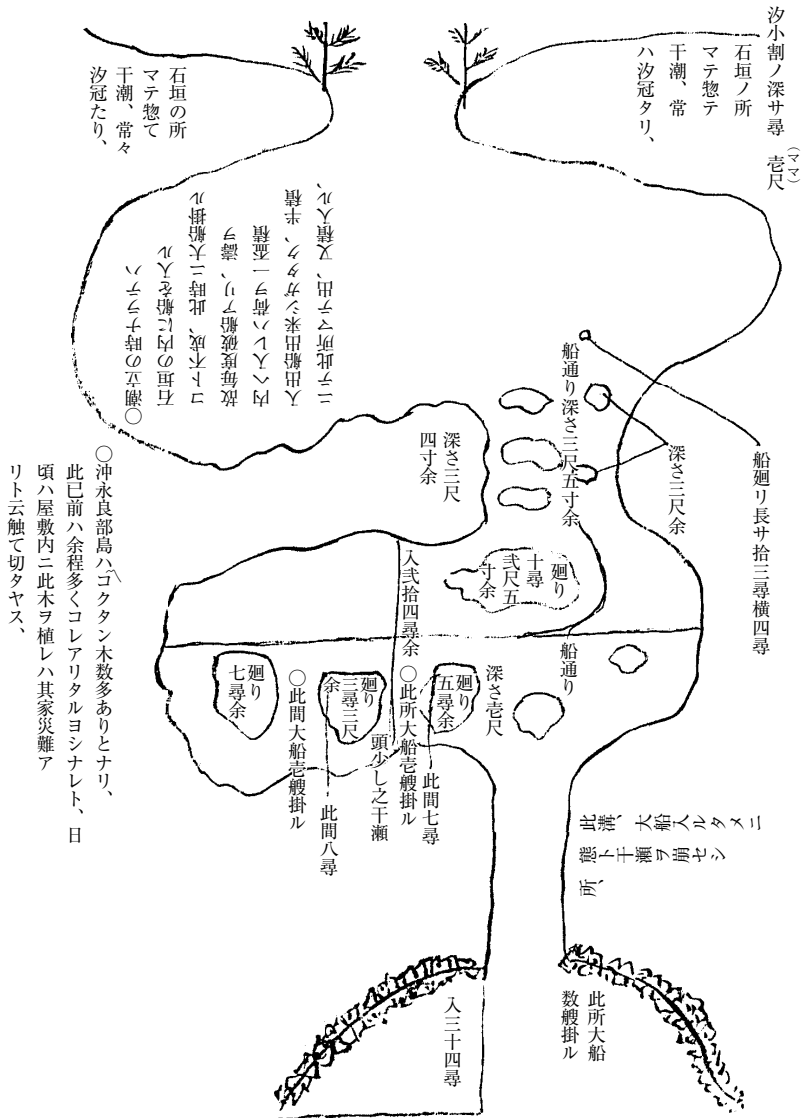
八重山島ハ御用迦レノ上品脇方商売ナシ、此次ノ紙

ニモ両島嘶アリ、

八重山島ハ黒材木過分ナリ、

八重山・宮古両島ノ嘶

沖永良部島湊の図



○沖永良部島ハ、ゴクタン木数多ありとナリ、
 此已前ハ余程多くコレアリタルヨシナレト、日
 頃ハ屋敷内ニ此木ヲ植レハ其家災難ア
 リト云触て切タヤス、

北條、大船入ルタメニ
 總ト十廻ノ間七ノ
 所、
 此所大船
 数艘掛ル

○先キ島下りの船が第一船頭・水手勝手宜キト云、何ニテモ交易御免ノ由、此方ヨリ焼物類諸品々持渡リ、粟ヲ請取琉球ニテ其粟ヲ以テ亦交易スルナリ、端物類モ先島ヨリ持帰ル、

○先島行ノ船ハ別段ニ水主トモ賃錢コレナキヨシ、訳ハ上納ノ粟ヲ昔ヨリノ仕来リニテ粟壹俵ヨリ壹升宛抜取ルヨシ、先島ハ遠ク殊ニ勝手方モ宜シケレハ、水主トモヲ能々撰ヒ水手ノ悪キモノ用意^(容易カ)ニ行出サスト云、仍テ水手ノ能きモノ而已揃フト云、島下リノ水手ヨリ琉球下リノ水主ハ亦一段宜キトナリ、

○島下リ其外ニテモ自分交易品ニテモ少々持タル水主ハドウデモ船中ノ働キ違フト云フ、左アルマシキコトナレド賤キモノ、情合ヲ推計ルニ、僅筭四五表^(束カ)、或端物式参反モ大船壹艘トモ並フ程ノコトナレバ勢限ニ働ク筈ナリ、仍テ余リニ僅ノ交易品ハ嚴重ニ取リシマリノナキノ然ルベシ、余リシマリ厳シケレハ船頭・水主トモ長ク続カスシテ、五六年七八年程ニテ外ノ職ニ迦シ、能船頭・水主出来サレハ却リテ大損トナルコトナル^(行カ)コトアルヘシ、然リトイヘトモ屹

トシタル唐物或ハ砂糖類ハ何ソ大目ニミルベキニ非ス、其外逆モ大目過ルハ亦船品ニ寄りテハ格別足込等ニ成事モアレバ、詰御役々彼是申ス所アルベシ、^(カラスカ)殊ニ是非是迄御法度ノ品々、表テ向キ御免ハ然ルヘカラスト、表向キ免サ、ル時ハ分ニ過テ限リナシ、彼是障ル節モアルヘケレハ唯当時ノ儘ト意得テ然ルベシ、

御通達之写

此節浦賀表江異国船渡来ニ付、守衛方之儀公辺御沙汰之趣も有之折柄候故、当御屋敷詰合之面々其段相弁へ、外方江相掛り不被差置、御用之外ハ容易ニ不致外出候様被仰付候、左候而、一身以下末々迄も其旨心得違無之様支配頭より可申聞候、以上、

丑六月九日

得能彦左衛門

橋口今彦

別紙式通従

公義被仰渡候ニ付、諸家様より早半鐘速ニ打來候ハ、当御屋敷并桜田御屋敷之儀も早半鐘為打、一

二町方限り固人数相揃候様可致候、

一右二付高輪御屋敷并田町御屋敷固人数之儀も別段員を以可致相図候間、早速御兵具所(脱カ)駈付、番頭江可請差図候、

右之通、早々向々江不洩様可申渡候、

六月

近江

○此節俄羅斯使節長崎御奉行所江差上候書翰之趣御当国之義ハ從古外国通信無之御独立之処、近来重墨利伽其他歐羅巴の諸国、専戰爭を相好候事勝二御坐候処、兎角貴国ニ通商願度儀、專其のミ相募居申候付、貴国江渡来之砌右之船江別御荒之御取計(若カ)杯有之候ハ、其より貴国之破口と相成、右ニ申上候諸国相募襲来可申候付、必卒忽之御取計被成(忽卒カ)ましく候、穩成御取計有之度候、猶魯西亞国者專平和を本とし候国柄二候、歐羅巴洲中には頭立居申候付、外国之押へも随分相叶申候、自然右等之国々襲来御合戦二相及候節ハ、乍遠国御加勢等差向御味方可仕候二付、何卒信義を結び兩國之好ミを通し度念願二候、

此節態と使節を差向、右次第御注進申上候、一体於魯西亞国ハ信義を專といたし候国風ニ御座候得者、虚妄之儀決而無御座候、必御疑念無之様外ニ願向之所無御座候、

右丑年

一亞墨利加合衆国より差出候書翰之儀二付、夫々被致建議候様各遂熟覽集儀参考之上達御聴候処、諸説異同ハ有之候得共、詰り和戦之二字ニ帰着いたし候、然処面々被致建議候通り、当時近海を初防禦筋等御全備不相成候付、渠申立置候書翰之通弥来年致渡来候共、御聞届之上有無ハ可被申聞可成丈此方より平穩ニ為取計可申候得共、彼方より及乱妨候儀有之間敷とも難申、其ノ節ニ至り不覚語(悟カ)有之候而者御国障にも相成候儀二付、防禦筋実用之御備精々心懸、面々忠憤を思ひ義方を望、彼動静を熟察いたし、万一彼より兵端を相開候ハ、一同奮発、毫髪も御国体を不汚様、上下拳而心力を尽し忠勤を可相厲候上(上カ)の上意、

右之通徒

公義被仰渡候条、向々江可申渡候、

丑十一月

当分江戸詰
近江

○炎暑難凌候得共、各様御揃御毎勤珍重之御儀奉

存候、此地無異罷過御降慮可被下候、浦賀表異

(船脱カ)
国一条、追々御詳達も被為在候半と乍存、承候

儘を先荒増御洩し申上候、

一当月三日刻限しかと不相分候、湊江乗入候ハ七ツ後、

異国船四艘浦賀湊江渡来、

但、今日晚方松平大和守様御手之飛船金杉辺江到

着之由、新地廻之足輕承出し、猶又品川宿^(聴カ)耳合等

二而四日早朝表向御届相成候、

一同四日内々可及御手当、九ツ時分竹下・折田両士江

足輕被召付、聞合旁として被差出候由承候、

一六日内海江乗入り候ハ、芝辺より品川最寄屋敷有

之面々壹万石以上自分固之御触達夜入迄承知、今日

より諸家出張之人數引茂不切、尤、神名川辺より深

川・洲崎迄之間沿海之要地何れも御固之人數被仰渡

候由、

一同七日高輪・田町両手之固人数相知、高輪川上龍衛

殿、御目付松崎定太郎殿、使番伊地知七左衛門殿、

戦兵三拾人余大砲三挺、打役式拾人余、足輕四拾人、

田町喜入主水殿、御目付肝付壮右衛門殿、使番四本

休次郎、戦兵等高輪同斷、

一同八日両手共貝の相図にて御兵具所集候筋、右面々

江被仰渡、

一同九日一昨七日浦賀奉行井戸鉄太郎殿、石見守と受

領二而彼地へ之御暇被下、夕方発足、今日両奉行陣

屋二而異国船頭目之者と対談、書翰請取相成候賦、

左候而、浦賀より御当地は片路四日程の姿二扱、御

返答者来ル十八日九日比可被仰渡哉之沙汰有之候、

此日異船万一内海江乗入、非常の場合成立候ハ、

八代洲崎河岸定火消江御老中より差図早半鐘為打、

夫を相図に夫々請取の場火消^(定カ)装束二而相集、諸家同

前其通之心得二而屋敷口相固候様御触達、七ツ後承

知、

一十日四ツ後足輕浦賀より帰来、昨七日^(九カ)両奉行於陣屋

無滯書翰落手相成、彼地ノ動靜何分不穩方申出候由、九ツ時分大和守様より、異船台場沖乗過、段々内海之方江乘向候趣御届相成候由二而、為見切御馬乗兩人被差出候、

一飛脚之足輕相咄候由二而人伝ニ承候書翰御受取可相成段被仰渡候処、四艘より凡五百人内外橋船二而上陸、何れも劍銃相携、大鼓式挺極美少年撃打之といふ足並を揃へ頭目を押立陣屋江參候、此頭目容義衆に擢、威望殊ニ嚴敷、如何ニ茂万夫不当共可申云々、左候而、此方ニハ井伊・川越の藩兵左右を固、列を整へ前陣両カの間より引入候賦候処、如何間違ひ候哉、兩陣之後に廻り候故惣陣些色めき立、既に珍事かと存候程に有之候、されとも無程相靜、兩奉行之陣屋に參り謁、書翰ハ兩匣ニ致し御銘々江差上候由、尤、御返答ハ於長崎阿蘭陀舟江カより可被仰渡候間、左様相心得候様被仰渡候処、其儀不致承知、長崎江相付候へハ種々隙取埒明兼候間、此節ハ態と御当地江致渡来候付、是非存分之返答爰許にて致承知度相答、又々最前之通り橋舟より帰帆、進退些も動揺之体は何れも感心

之至ニ候云々、一說此節訴狀之趣ハ、將軍家之公主申請度、且伊豆之屬島大島、八丈之間を致借用度、若兩島差支於有之者竹島ニ而もよろしくとの巷説、

一日入時分御馬乗早打ニ而罷歸御届申出候由、神名川台場迄被參候処、異国船壹艘内海へ乗入候付則引返し候処、生麦辺江參候節ハ最早程有間敷との事、依而御便々早速御兵具方出會、御定之通兩貝吹立候処俄村中沸湯、夜入過迄ニ而到着相扱、揃カ既ニ繰出かとは相見へ候比合、大砲兩三声南方ニ相轟き、敵味方者不相分候得共、既ニ同前珍事到来かと、異国船渡来之際之書狀より補我人存計也、注カ然る所又々早打歸来、右壹艘之異船又々跡ニ乘戻候趣き申候付、又々為見切兩人御差出候処、四ツ半過き歸来、注カ弥先住進之通り生麦下より少し此方六郷川尻辺迄參候処、如何存候哉、混と船を留め東の方へ取直し、跡へ乗返し候段慥ニ相分り、今夜一先人数不及繰出引取相成候、高輪勢は御兵具方、田町組ハ御厩屯ニ而候、今夜月清少々風も有之、すさまじき体ニ御座候、大砲二三声ハ右異船跡へ乗返し候節、風並不宜候付相發候由、追而相分候、

一 今七ツ半御供揃

若殿様、谷御屋しきに被為入候御模合(様カ)之処御延引、
又々夜四ツ時分西御門御出ニ而同所江被為入候、

但、十三日朝御帰殿、

一 今夜九ツ時過猶又為見切兩人乗切にて被差出候、

一 十一日八ツ前夜前之両騎帰來、本牧ハシラ神名川より二里計
先ノ方海手の鼻、
參候処、二艘同所之沖江漂居、二艘ハ浦賀之方江碇
を卸し退泊いたし居候段申出候由、

一 御留主居方野村某江町奉行所ニ而手付之者より咄ニ
被相聞候ハ、異国船より差上候書翰茂御落手相成、

右御返答ハ來年蘭船江可被仰渡旨左様御心得、外ニ
御用も無之御暇被下候付、勝手次第第二致帰帆候様御
達相成候付、無程退帆いたすにて可有之段申聞候由
承候、

一 十二日本牧之両艘も浦賀之様乗帰、今朝五ツ過ぎ四
艘共無異義致出帆候段申出候、

一 此節渡來之異船は何やら深き様子も可有之相聞得、
滯舟中初より空炮打立あたりに舟を不寄付、夜陰は
港近辺乗廻り上陸ニおよび候儀も有之、台場を指し

ても大笑を發し種々乱行之為体、何分争戰の端を此

方に求め候振舞、兎角穩便ニハ濟ミかね候半と之巷
説、沿海の市街いつれも資財雜具を収メ、老幼遠里

に送り届、砲丸の恐れハ扱置き、すはと申さハ眼前
失火の大變難計、尤、異船も初メよりの勢ひ來年蘭

船より之御返答等納得いたすへき儀とハ誰も不存寄
処、右次第穩に帰帆、先以下の大慶無此上事歟、さ

れと又々八月比返答聞届として可致渡來段は慥ニ申
残し置候由、彼国の八月ハ此方ニ而ハ來年四月ニ相

当候哉ニも申事御座候、此節之一件は聞合(決カ)ニ而外方
へ不相響、深謀之御処置有之候半歟、滯船中井戸殿

ニハ兩三度も異船江乗付、此人江者和郎共ニも余程
承伏之体ニ相見得、退帆之折ハ鶏三千羽、卵四斗樽

四百被下、余程御叮嚀船よりも品々献呈仕候由、さ
れ者其品ハ皆々焼捨相成候よし、初外冠(冠カ)の住進ニ付

而者営中も大切ニ御吟味有之、水府老江も御咨詢相
成候処、退陰の身天下の大儀可相預訊ニ無之と歟被

仰 御登城も無之、再度之御使節無抛 御登城相成
候処、打払之外別ニ御思慮も無之、積年蔑如之振舞

此上もなき神武の汚れ無左候、長々 皇国之瑕瑾な

らんと潔く御申難く御下城相成候間、然れ共右次第

平穩之御御取扱(初カ)ひハ外に無余儀、御奇策も有之儀ニ

こそ御座候半、細川侯之鎮戍評判ニ御座候、大森は

(長カ)州是も宜評判ニ御座候、十四日より十五日迄ニ

追々開陣、通見物も沢山之由ニ御座候、十三日より

御門明きニ付、夕方より見物ニ出候処、泉岳寺ハ姫

路侯も鎮戍、客殿之大庭白旗五六本、衛士二三百位

も其下に並居、片町之上義士墳カニハ陣幕を打、大砲

数挺を備へ中々嚴重之体、御殿山には越前侯是又同

断、陣門ノ内ニハ出入を不許候得共、相伺候体中々

堅固ニ御坐候、当時天皇祭礼之最中、時といひ場所

といひ、変る時節もあれハあるもの歟と申事ニ御座

候、浦湊にて川越之藩士渡来之節、些切齒之儀有之

候半歟ニ而此節ハ大に腕組、両奉行之論を以て漸く

押へ付相成候由、彦根ハ何の音も不承候へとも、齒

疾(強カ)と地獄の下豊后の廟ならんて猿かいひと云狂句をいつ方へ歟張置

候由、其余も可笑落書も取々承、今更ハ物笑ひニも

罷成候得共、十日前後の都鄙左様之事共被案候体は

無御座候、五日之間ニ物価莫太(大カ)ニ蕩揚、兵具屋而已

之大幸僅十日、内外之騒ぎ上下之損亡今数日も及滯

船候ハ、如何成りゆくものにやと被存候計ニ御座

候、前書区々の風評只承候儘書綴、前後不首尾之次

第尚脇々の評説を以御考量被下度、此地にてさへ

取々の沙汰、御地も今比は疾ニ一左右も相届き、嘸

騒々敷取触し申候半と、只々長日御慰ミのためと不

綴の紙面を前後書乱如斯御坐候、宜御用捨可被成下

(候カ)度、恐々謹言、

丑六月十九日

汾陽彦次郎

○北亞米利幹合衆国琉球と和約之箇条書互ニ取替
候ニ付、以来琉球属島之内江合衆国船渡来之節

取計振之覚

道之島江唐船・異国船漂着之節取計振之宝永又ハ嘉

永之度条書等ニ而申渡相成、是迄何も其通取計来候

処、嘉永七年寅年合衆国之使節提督日本江戸江渡来、

和約之御免許を請、互ニ約条書御取替し相成候、然

る所提帰帆(替脱カ)之砌琉球江来着、於日本和約御免之条書

差出可致和約旨申掛、彼方より箇条書認來、總理官等印押調候様類ニ申立候付、琉球ハ前明已來唐國の藩邦ニ而國家之大事彼國江不得差図候而ハ難相成、殊ニ国主幼少ニ而今程決着難致趣共品々理解相断候得共、更ニ不致承引候付、無余儀撰政・三司官等より夷人方差引川上式部・在番谷川次郎兵衛其外役々相談之上、箇条書總理官等印^(押カ)抑調相渡、彼方よりも同案互ニ約条書取替候趣申越候付、江戸・長崎江被^(乗全)及御届候処、御老中阿部伊勢守様・松平和泉守様、長崎御奉行水野筑後守殿御聞置相成候、然者琉球表之儀も公辺御取扱ニ不被準候而ハ不叶事候ニ付、箇条書迄之儀ハ何茂琉球手限りニ而、精々厳格ニ取計候様被仰付、左候而、諸品物雜人共夷人相對之取遣者急度不相成、日本の御約定も其通候間、右江基無手抜取計候様、其外彼等に隨從いたし彼国政令を信仰、且ハ夷人共江馴親ミ蜜ニ西土の邪宗ニ被引入候体之儀共有之候而者、第一日本の御大禁を乱し、國家の滅亡ハ無申迄も、被対 公義御末代之御瑕瑾、誠ニ以不容易御訳合事候付、重役初末々迄も其旨を

厚存、後年に至り聊緩之儀共無之、勿論此後ハ屬島之内江も重船等追々渡來、薪水・食料等致所望、其序ニ何様難題申掛候半も難計候間、是迄より一涯嚴格ニ致取締候様、此節琉役共江申渡置候間、於島々ハ猶又手堅嚴重に不致取締候ては、端島愚昧之者共如何様之過仕出候歟も難計候付、聊不行届之儀共無之様急度取締可致候、

一道之島之儀、先年來代官并見聞役等被遣置、一島之差引被仰付置候処、島々之儀基琉球屬島にて唐船・異国船渡來等之節ハ代官初事乍蔭致差図、其場相応取計來候得共、此度琉球垂米利幹と致和約候付而者、追々島々江茂巫人等渡來、食料・薪水等致所望候儀ハ勿論、其外何歟と申遣候儀も可有之、右ニ付ハ弘化二年午年仙郎西国大總兵琉球江渡來之節、琉球三^(三カ)十六島の地名相記、其内大島・徳之島・喜界島・与論・永良部島、大島の内由呂・宇檢・佳奇呂磨、都合八ヶ島ハ度佳喇島江借米為償用、右島々の産物直ニ彼島江致取納候様致約定、当分彼方より諸事致差引候段琉役共より夷人共江申聞置き候ニ付、右島々

江日本人罷渡一体之仕置致差凶之義候、疾二夷人共案内も可有之候付、向後右島々江異国船渡来、薪水等致所望候ハ、随分島役計二而可相濟候得共、重立島中興廢二相拘程の難題致出来候ハ、是迄之通卑賤之島役共計迄二而ハ自然如此様行違ひ可相成も難計、若哉左様成時ハ代官初詰役々出向、其場相応可致取計候、左候而、島々二而日本人出向候ハ奸智深夷人共若哉其人の国所等可相尋儀も可有之、其節ハ前文通大島二ハ琉球属島二候処、従往古琉球ハ日本度佳喇と互二商船往来、有無之品を以致取替来、然二琉球ハ勿論、支配之島二至り皆々大洋離散之孤島二而、風旱之災殃繁々有之、其節之度佳喇島より米穀等差統取扱候処、其後借米莫太に及び、迎も涯々償難相成所より、三十三島之内八ヶ島之産物往来、度佳喇島江致取納候様急約定取極メ、其后ハ日本属島度佳喇島より役人差渡^(行カ)差渡、何年も日本之法令を以政事向取扱候趣を以可相答候、尤、当時従公辺茂夷人取計向之儀精々穩便二いたし、卒爾之仕形無之様分而被 仰出、殊二島々之儀ハ地方同様取

計難相成詰合茂可有之、夫等の所能々加勘弁、其節之応機変折角平穩二可取計候、

一 琉球亜米利幹江致和約候付而者、同盟之船々繁々渡来も可有之候二付、第一島中之仕置可為肝要、夷人共之儀、素より国禁も不憚強情二構、或ハ人を懐け何様欺悪様之所業取起候茂難計、一切油断難成者共付、役々ハ勿論、下々二至るまで折角行義正敷、聊も卒爾之儀共有之間敷、万一何ぞ之行違ひ有之、随分此方道理雖有之、大国之者共と小島之愚民彼是難^(識カ)応^(識カ)込合も有之候付、夫等ハ深致^(識カ)織察、少したりとも此方無越度様島中端々迄も稠敷可致取締候、

一 夷人共ノ義、於何方も宗旨相勤候ためなど、名付、妻子迄も列越し其所より為致滞留、又ハ島抔江窃二夷人共卸置候敷も難計、若哉其様之儀共有之候而ハ別而不可然御難題の事候付、能々急を遣兼而島中急度取締可被申付置候、

一 島々江亜船等致渡来候ハ、丁寧会积、水・食料等致所望候ハ、問合之品相渡、何程雖軽品、其品物二応し金銀錢等之間を以代料可相請取候、勿論右之通致

取遣おひてハ鳥役とも急度厳格可致取引、雜人共夷人相對の取遣ハ決而不相成、且又異國之品物を以交易等數儀共ハ堅令禁制候條、緩之義無是様稠敷取締可申付事、

一 亜船鳥々ニ而致破船候ハ、其所の人数を掛、人・荷物共相成程致救助、最寄の人家等明除召入置、晝夜堅固ニ番人付置、丁寧ニ致介抱、就中荷物之儀入念、何程雖為輕品、夷人相對ニ取集能々可致格護、左候而、船之義加修覆、随分用立候ハ、夷人相談之上取繕帰帆可申付、自然大破ニ而帰帆難成候ハ、夷人立会見届、船滓迄も焼捨リニ可申付、尤、人・荷物之義ハ先年来規定之通り此方船ニ乗せ付、与人・横目之内慥成る者才領申付琉球へ返遣候様可取計候、且又難船費用之償ハ夷人ともより可相渡段、於琉球約定相成り居候付、鳥々ニ而も費用相償候ハ、後患無之様相当之代料請取候様可取計候、

一 夷人共用向ニ而致上陸候ハ、鳥役共より手広く不致徘徊様相論、仮令暫時の休息迎も人家江為致出入之儀急度令禁制候條、其儀ハ何様申立候共精々可相

断、自然異人不時之病氣等差起り、途中養生方難成儀於有之者、最寄之役所又ハ人家明除、其所ニ而致介抱之程可取計、人於日本も人家出入之儀ハ急度御禁制相成候、左候而、異人浜辺歩行等之節ハ雜人共不近寄、遠見迎も見物等ハ一切不相成候、勿論異人共まで為致徘徊候而ハ、土民共不凶出會、何様行違ひ到来も難計候付、夷人共何様差各目とも役々不目立様廻り精々手筈可致取締候、万一人家猥ニ踏入婦女を妨、或は品物など押取、其外不法の所業取行候ハ、夫々時宜相當の取計可致義も当然の事候得共、其場可成致勘弁、手荒き取扱等不致穩便ニ取計、其者相捕乘頭江子細申分嚴重ニ可引渡候、其節ニ至り自然此方越度有之候而ハ却而殃を求違乱之基候間、夫等の儀能々入念卒爾之仕形無之様、兼而島中江可申付置候、

一 夷人共致死失葬方之義申出候ハ、往來故障無之場所江土葬可申付候、

一 西洋金銀錢之儀、島中通融堅停止せしめ候、且日本之武器類・金銀錢・銅鉄等夷人共相渡候儀急度差留

候条、是又島中禁制可申付候、

一異国船渡来食料等所望申出候ハ、所寄物をを以相渡、(行カ)

其品物ニ応し時々相当之代払可相請取候、勿論夷人

より相渡候金銀錢島中通用差留候二付、都而代官方

江格護いたし置、御国許を可差登候、左候而、夷人(江カ)

共所望品差出候者へハ、其当人共迷惑不相成様二

時々御藏米之内より可相渡候、尤、右通於致取計ハ、

少したりとも不行届之儀有之候而者跡難も有之、就

中夷人共の儀言語・文字不通二付、彼は無心元儀而

已可有之候付、精々手堅心弛二取扱無之様可取計候、

一此後ハ亜米利幹舟等追々可致渡来、左候へハ島々等

二而諸事之次第も於日本有筋可申出候付、取計振等

之儀何へん前条通二而、是迄よりハ尚又万端入念、

滞船中之形行間違筋之義共無之様微細ニ可申越候、

尤、当地届振等之儀ハ、宝永又ハ嘉永度之申渡通可

相心得候、勿論琉球江も役島共より時々之形行届申

越候様可取計候、

右之琉球北亜米利幹合衆国と和約之箇条書互二取

替島々之儀、素琉球属国ニ候へ共熟々も琉地之取

計二不被準候而ハ難相成、右二付而ハ琉球表之儀

專 公義御取扱振ニ基き、以来之取計尚此節新規

箇条書を以申渡置候二付、於島々も琉球之振台ニ

而向後前条之通取計候様被仰付候条、聊趣意違之

儀共有之間敷候、且又阿蘭陀ハ勿論、魯西亞之

船々ハ追々日本へも渡来、闕乏之品ハ長崎・下

田・箱館等二おひて可被成下旨御約定も有之、英

咭利・仏朗西ニも追々相願候ハ、同様可被仰付

於御様子も被相伺候付、其心得ニテ右船々渡来、

薪水等所望申出候ハ、相応ニ相与、代銀相渡候

ハ、可致請用候、尤、日本并琉人夷人共江和約有

之候通、万一島々ニおひて何敷と馳立、密々夷人(マヤ)

共馴合交易等敷儀共有之候而者、公義御法令ニ

相背、別而不可然儀ニ候条、急度取締可申付候、

自然違背之族於有之者可被処嚴科者也、

安政三年辰正月

(榊久成)

(伊織)

(新納久仰)

(駿河)

(末川久平)

(近江)

(島津久浮)

(石見)

(川上入封)
筑後

(島津久徴)
下総

(島津久宝)
豊後

大島・徳之島・喜界

島・沖之永良部島代

官江

○箱館異人乱妨の書付

一 海岸御掛御用番阿部伊勢守様より左之御届書并別紙相添差出し、箱館表持場陣屋前去年月十四日未ノ中刻比、イキリス人五人徘徊いたし門内江入可申様子ニ付、手真似を以相別候(朝カ)へ共、無体二門内まで押入候ニ付、不得止事別紙之通り取合候段、箱館奉行江同(所カ)断詰家来之者より相届候旨申来候、依之警衛向尚以嚴重ニ申付置候、此段御届仕候、以上、

四月廿三日

南部美濃守

別紙

箱館陣屋内普請中ニ而陣門相開き居候処、去ル月十四日未中刻比イキリス人五人罷越、門前頻ニ致徘徊、

門内江入申度様子ニ而、其節門番坂手内蔵丞組足輕

橋本忠之助・米内善六、金天(矢カ)与一兵衛組足輕小向專

太郎共都合三人罷出、門内入申間敷候旨手真似を以

色々相論候得共聞入不申、理不尽押入候様ニ付、無

拗右三人共異国人前江立塞、兼而申付置候通何分穩

ニ差留候心組ニ而、猶更種々手真似を相尽し制候内、

冠物無之異人之余程酒気も有之様相心得、右勢ひニ

乘し門番人并善六(行カ)の腕を捻揚等いたし、無体二門内

屯辺迄押入候付、専太郎儀棒持立塞り、尚又相論し

門外江可追出と相宥め候得共、異人弥立服之体(腹カ)ニ而

拳を揚げ同人之額打、直ニ胸ニ手を掛仰向ニ蹴倒し

及打擲乱妨の様子ニ付、手強(破カ)不差留候ハ、陣内勝

手ニ乱入も難計事破入候間、不相濟儀と心得、倒居

候ま、棒を以異人之脚を払ひ、直ニ起き上り肩先ニ

打三打程擲合候処、異人忝人右様子を見請、傘の柄

竹を持来専太郎を目掛無体ニ打掛候へ共、最早忝人

打退候故少引退き候処、右異人又々追懸来、後口よ

り傘之柄竹を以専太郎の頭を打、堅壺(堅カ)寸程の疵を得、

血を流候上猶畳ミ掛打擲可致勢ニ付、不得止事門番

人罷出棒を取、異人之後肩を打取候処、驚き逃去申

候、尤、右異人專太郎を追掛候節、又々忝人加勢之

様子ニ而引返し候者有之、番人共門際ニ而押留候ニ

付門内江入兼候、残り兩人共一同退散之由、委細右

專太郎并番人共、即刻(役力)彼方(廻力)の者江申出候ニ付、早速

役々之者差出見迫候得共、最早異人忝人も居合不申、

直ニ引取申候、然る処前文通異国人ニ及打擲、疵受

候者も有之候而無余義事とハ乍申、異国人を擲き遣

候次第共申出候趣、不取敢箱館奉行所江彼方之者共

罷出、応接掛安間純之進江委細承知之旨申聞候由、

(尤)去翌十五日家来之者呼出候、委細書面を以申出候様

達候処、右取調中又々家来之者呼出有之罷出候処、

前文之儀早速奉行所より応接掛を以イキリス船長江

達有之、以来双方共右様手荒之儀無之様精々被申合、

事済相成候旨以後共何分穩ニ取扱可申、万一異變有

之節者其場之次第聊無遠慮申出候様可致、且又右最

早書面不及差出旨安間純之進を以被相達候段、箱館

詰家来共より申来候、依之御届相濟候、此段書取申
出候、以上、

四月廿三日

(録カ)元録三年午より戌年迄中江氏日記抜書

二月三日一 鐘之柄木取ニさんし、谷山之内角山ニ而取、

一 黒羽二重ニたん、一端ニ付四拾八匁位、八月中江戸

へ差下すはず也、

四月十一日 神名川早朝打立、江戸江九ツ過着いたし、浦川七郎

兵衛殿へ直ニさんし候振舞高輪御やしきへ罷居事、

十六日 芝へ参上仕候、御老中懸御目候、

六月八日 太守様江梅田奎参上、近日御発足被遊候付、為御祝

御老中方迄参上仕候由申置、

乍恐口上

私儀、梅田奎之助江鐘為稽古先により御奉公間々直

札ニ而罷越候、雖然遠方之儀、其上直札式ツニ而候

得者稽古道行不申、一年詰之儀候得ハ、別而精人御

奉公間々参及心稽古仕処ニ、願之通御暇於被下ハ、

彼方へ参候砌ハ時々御暇申上罷出候間、此等之趣を

以何卒御暇被下様ニ被仰上可被下候、以上、
七月十八日 中江九右衛門

一 梅田六郎太夫殿 梶川弥一郎へ見舞、本田弥介殿・菱

刈八左衛門殿・大山彦八殿・岡五郎左衛門殿・岡元

十兵衛殿、右之衆六郎太夫殿弟子ニ而候ひし此方も

一 鎗稽古場江九月二日（ママ）之前御免被遊候三原佐左衛門殿より

広瀬次郎兵衛・中江九右衛門、其外着き申候ものと

も稽古仕度被申上候由、佐左衛門殿より承之候、

元録四年未正月元日 酒井甲斐守殿（忠七）

吉貴公御方 松平隼人正殿（忠念）

右、御口上年首御祝儀珍重ニ存候、為御祝儀以使

者申入候由、

太守様へ 志村金五郎殿

年首之為御祝儀伺公仕候、旧冬ハ七島鯉節拝領い

たし辱存候、序ながら御礼申上候由、

吉貴公伊達（宗賢）紀伊守様御家来松井孫太夫古戦咄被召聞

上候よりいづれも聽聞可仰付、御座江罷出承候事、

関ヶ原合戦嘶御客人石野八兵衛殿・小笠原三左衛門

殿御出、

一 此年ハ鎗稽古朝より晚迄といふ事、毎日程見ゆる、

略ス、

一 杓六月廿七日もうせん六太夫江鎗巻本、上布巻疋よりばせふ巻

端、しやひニ枚遣候事、

一 芝へ參上仕、直ニ梅田氏參し父子共宿江被居鎗とも

仕候事、晚五ツ時帰、

一 ためしものいたし、おふい御やしきへさんし候へと

も、おふく御座候故、島津主水殿江鎗有之、六郎太

夫殿被參候、七ツ時より主水江參候、

口上覚

乍恐口上書を以申上候、私儀、梅田六郎太夫方江近

年鎗稽古仕候、幸今年茂江戸詰被仰付候ニ付、御番

御使者等之間々今少稽古仕度候、因茲願ニ奉存候ハ

御門出入之札被御免被下度奉存候、尤、鎗稽古之外

曾以他出仕間敷候間、是等之趣を以成合候様御取成

奉頼候、以上、

右口上書、伊集院為右衛門殿江頼、

見聴雜事録

二

見聴雜事録 二之卷

薩州上書并蒸氣船製造願書

今度亜墨利加船より差上候書翰和解之写式冊拜見
被仰付、商法可否者不容易之御大事ニ候間、存念
之趣不残申上候様被仰付奉畏候、

一 亜墨利加人願之儀者、此以前和蘭陀より申上、琉球

江滯留之異人よりも毎々噂仕候事ニ而、一朝一夕之

考ニ而者無之、於彼茂御制禁之段者承知之上、押而

渡来候間、御国法之趣被仰渡ニ相成候而も、一通り

ニ而者承知仕間敷、乍併御打払之儀ハ御防禦御手薄

く折柄故、弥必勝之儀者無覺束奉存候、仮令一往追

払候共、海上自在之異船、殊ニ近來者北唐国并無人

島辺江数艘滯舟罷在候様子相聞得候間、時々海運之

妨可仕候、此度之御所置者実ニ以御一事之場合と奉

存候、且此度願筋御許容ニ相成候ハ、御威光薄形、

其上和蘭陀国主江被対候而も御義理合茂不相濟訳合

ニ茂相当り、且又戰爭を御厭ニ而御免ニ相成哉と外

国ニ而心得候而者、永年之御為残念千万奉存候、乍

併此節御免被仰付候而者、永年之御為残念千万奉存

候、乍併此節御免被仰付候而者不可然御時節柄敷と

奉存候、乍併来年渡来之節、直ニ御断ニ相成候而者

戰爭之端を開き候事も難計候得者、成丈ケ年を延し

候様無拋御訳合被仰聞候而帰帆被仰付、其内海岸御

手当十分ニ被仰付度儀と奉存候、三ケ年程も丈夫ニ

延候御所置可有之と奉存候、左候而、三ケ年も相立

候得者、諸国一統御手当調候者必定と奉存候、軍備相整候得者、勇壯之人氣二御座候間、打払被仰出候共必勝之計策如何程も可有御座奉存候、御手当場所之儀者浦賀を第一二被仰出、其外要地之場所御評議之上委細被仰出度、兼而異国ニ於ても日本之人気勇壯之儀ハ惶罷在候段及承居候間、御手当嚴重相成候得ハ、無礼之振舞仕間敷、軍船御全備之上ハ通船妨候而も如何様之御所置も可被為在候間、其上二而急度打払被仰出候方可然哉と奉存候、且又海防御手当被仰出候得ハ、(立脱力)頭必定一身ニ引受致惣裁候者無御座候而ハ行届間敷、殊二人心第一二候間、御連枝方之内御一人諸指揮被仰出度奉存候、御人体之儀迄申上重畳恐入候得共、当時御年輩と申、人望と申、事情委細御志得被為在候者、水戸前中納言之外ハ有間敷と奉存候間、海防之儀御委任被仰出候様奉念願候、此度之儀者天下之御一大事ニ御座候間、彼を知り己を知る後之御所置無御座候而者、必勝之御良策者行届申間敷候、能々御評議之上被仰出候様奉願候、何れとも此度直二御免被仰付候而者、御国体之処いか

にも恐入奉存候、前文之儀申上候者実ニ以恐怖之至御座候得共、不顧恐思慮之趣不殘申上候、以上、但、石炭置処等之儀者猶更御(免力)不被仰付方と奉存候、
松平薩摩守

丑七月廿七日

軍船御願書

此節質素節檢之儀被仰出、於公辺茂嚴敷御儉約被遊候間、海防一筋二心を用ひ、弥嚴重之御手当仕候様被仰出難有奉承知候、右二付、左之通奉願候、一此度被仰出候ニ付段々勘考仕候処、台場嚴重ニ相構候而異船打払調候ハ、遠津口江退去之節、追船之手段無之、関船ニ而無法ニ追払候而茂必勝之儀無覺束、打捨置候得者彼方取繕又々襲來可仕、左候得者、頭上之蠅を追候も同前ニ奉存候間、御制禁之儀奉存候得共、軍船并蒸氣船二者急速之便利も宜敷事要用之品ニ御座候間、何卒御免被仰付候処奉願候、蒸氣船之儀者一昨年家来江申付、工夫之上可也ニ製造可相調奉存候処、此度家来被召呼、本望之至難有奉存

候間、何卒軍鑑^(艦力)・蒸気船兩様共御免之儀偏ニ奉願度、

左候ハ、皇国之御為ハ勿論、琉球迄茂御威光相響

き候様仕度心底ニ御座候、琉球大炮船ハ製造最中ニ

御座候^(得其脱力)、皇国之軍船製造御免奉願候、且亦乗習平

日運送船ニ相用申度、左候得者、異船海防之儀ニも

差支有之間敷奉存候間、何卒願達仕候様御評儀奉願候、

一 以来蘭船江軍事必用之書并大小炮其外奉行江相達し、

注文被仰付候儀相叶候様奉願度、彼を知り己を知る

後ならてハ必勝の計策も難調奉存候間、何卒願之通

相叶候様仕度奉存候、左候得ハ、乍不及彼国之書法

利器の分相撰ひ、御手当之一助ニ仕度奉存候、申上

候茂恐入候得共、二百年來泰平之御代ニ御座候間、

戰場実地を踏候者ハ絶而無御座、彼国之者ハ今時戰

争も有之、実地ニ臨之試の上追々と利器新法を相考

候事故、便利之儀多く可有之奉存候、既ニ蒸気船之

儀も蘭書ニ而工夫仕候事ニ御座候間、何卒注文之儀

御免被仰付度、左候得ハ、弥嚴重ニ手当をも申付、

御国恩を報度心底ニ御座候間、此段奉申上候也、

丑八月廿九日

松平薩摩守

右、九月十六日御差出相成候、

佐土原候

先般浦賀表江渡來之アメリカ船より差上候書翰和解

写披見被仰付、殊此度之儀者国家之一大事不容易事

体、右書翰之趣得と熟慮仕、銘々存寄共聊不残至十

分言上仕候様被仰出、謹而奉得其意候、乍併私式不

調法者可申上程の品も無御座候得共、一大事之時節

不顧恐管見之箇条言上仕候、

一 異人共書面願望之儀、御免被為在候儀ハ夢々御無用

之御儀歟と乍恐奉存候、意趣ハ、乍恐

皇国ハ 神代以來數千年連錦御相統被^(縮力)、政教四海ニ

及、殊更東照神君御治世以來者、格別御威勢隆ニ御

仁德万民ニ及、如今日各自安堵仕候儀、誠ニ以難有

御高恩之程筆紙ニ難尽奉存候、其上 皇国ハ東洋中

之一国ニ御座候得共、土地膏油有之^(腴力)、五穀を治万品

生産豊饒仕、衣食住も十分足り、人柄茂おのつから

朴実忠直ニ御座候、然者大平の化ハ固より人君之御威徳より発し候儀、勿論之御儀奉存候得共、世界万国ニ秀各別之御国柄ニ而、是迄外国通商杯之儀無御座候得共、全欠処無御座、尤、漢土・和蘭之二国者御深慮被為在、夷国船ハ打払被仰付候処、各別之御仁慮ニ而近年打払御停止之旨諸国江被仰出、殊ニ莫大之御仁慮異人共難有奉存、御報恩之品をこそ可奉計之処、近比追々渡海仕、剩御難題之儀及訴訟候事、全貪欲凶根之夷狄、狎恩不礼之状不埒之至、然ハ是迄之通打払之仰出勿論之御儀と奉存候、万々一彼等願望之通、通商御免許杯被為在候而ハ、第一御先世以来之御遺訓ニも被為背、且又利害と申候而茂所謂利者間百害無一利、何而為之とや可申候歟、惣而彼等か持来候品も必定奇体の異物、花麗の織物等、都而無用之物、御国益ニ不相成のミならず奢靡之風を助長、尤、不直事ニ御座候、其中葉種類有益の様ニ御座候得共、矢張無用之品と可申候半歟、扨扱又彼方江御渡被成候品、仮令聊之者たりとも、追々数端ニ涉り可申候、（齊彬公史料より補）一端被差許候上は、蒼生之膏

液人命第一之[△]五穀をも御渡不相成候而ハ難叶成行可申、さすれハ^{（食力）}人命自然と不足仕、上下一統之困窮实ニ無余儀と奉存候、^{（夷力）}姦黠之夫人共其虚ニ乘し金銀宝貨を以て人を誑誘し恩恵を施し申候ハ、愚痴無智之細民等困窮之余奸計ニ陥候而ハ不覚、却て彼等か恩ニ懷候様相成申間敷ニ而も無御座哉、其時節ニ及ひ如何様御嚴重御制禁被為在候而茂、最早腹心之難症ニ而難治相成可申歟、如此国勢衰微之時ニ乘し色々難題之儀共申立候ハ無御扱、其時ニ及御打払ニ相成忠貞を存憤発任鬪戦ニ及候共、既ニ腹心之病に当り候而ハ必勝候儀ハ無覚束候半歟、唯今ハ一円通商とのミ申上候得共、姦黠の夷狄邪計必定と被察候、乍併御治世久敷人々恩沢ニ俗し候余、公私ニ付費用^{（綱く力）}之武備手当甚薄成行申候、就中外夷追打之儀ハ大砲等数多不用候而ハ難得勝利事之由ニ御座候得ハ、^{（共力）}小身之輩なと左様之手当別而迷惑仕候、是又時勢不得止事仕合ニ御座候半か、然ハ先達而西の丸御普請ニ付、上納金等仕候向へも格別の以思召上納金御免被仰付候由、難有御仁恵と奉存候、然ハ別段奉申上

候筋も奉恐入候得共、遮而非常之御時節杯ハ外之御仁慮を以、尚亦一兩年中諸大名御手伝御馳走等之御役御免可被成下候ハ、一統難有奉存、一涯忠節を尽、武備之手当嚴重二仕、万々一の節一廉御用立候様相成可申歟と奉存候、

一浦賀表へ之儀、嚴重御固被仰出置候得共、(はカ)内海江乘入候儀ハ有御座間敷候、自然乘入候ハ、早速打込可然奉存候、(万々脱カ)一乱入仕候ハ、唯今之通御城下ハ勿論、海辺人家引統候而者防戦之刻二不都合之儀と奉存候、何卒今之内引弘之筋二被仰付度、其涯煩無之様兼而御取計被為在度と奉存候、

一御府内只今之通遊民多く、食物以下諸品を費し候而ハ、防戦刻第一の糧食等一々在所より付届候訳二ハ難參、御当地二而相弁之(候ニカ)無用之人々被買取候而ハ、不覚の儀到来可仕と奉存、其上浦賀塞居候而者廻米も不自由二有之、一人二而も食を潰し候者少も無之候而ハ、人命倚頼の根本歇乏仕候而ハ更ニ一大事歟と奉存候、

一浦賀表之儀、当時三四人江御防被仰付、異国船到来

申候者、在所ヨリ駈付申候、其内近国(速カ)之向も有之、

危急之節者間二逢兼、又往來滞陣之間難用入備茂相増、第一糧食不自由二有之、徒二奔命二勞し候得者、乍恐御不便と奉存候、何卒當時御差当二置候向之内、(衍カ)

其外二而も高地之内三四人相房総之内二国替被仰付、預分二居着相固候様被成度、さすれハ危急之節も無

回顧十分之働出来可申歟、(奉存候脱カ)左候而、諸国海岸持場御

座候諸大名不残御暇被成下、国々を相固候様被仰付、左候而、三ヶ年或者五年二一度參勤仕、伺御機嫌之

上、(齊彬公史料より補)早速御暇被下候様有御座度、御府内堅之儀△海

岸之持場無之内御旗本二而受持候様申出申度、(相成カ)いか

に多勢相集居申候而も、諸国之集りハ所謂烏集二而、却て友崩抔出来仕候而、御方之煩歟と奉存候、

一勢州并摂州之儀、格別御大切之場所柄と奉存候、

万々一彼之地江乱入為仕候而者一大事之御儀と奉存候、扱 皇国者四方沿海二而、大名も多分海岸を扣

居候向茂御座候、何時何方江乗付候も難計、さすれハ無敵国外患者国常亡と申候得ハ、仮令此度之如

く異国船渡來不致候共、治二乱を忘れ、威武之衰(た)か

るかと申者二候、然者古昔天下の御時、唐之安録山^(録カ)
 反逆二而大乱二及候時も、築紫大宰府二勅命候而西^(筑カ)
 海之防禦嚴重に二而御座候由、殊更當時異国二而相^(衍カ)
 用候火輪船杯奔走速なる由二候得ハ、何時何方へ馳
 付候も難計御座候、既二近比風説伝へ承り候得者、
^(衍カ)其方今清国大乱二及候由、左候へハ、何時其計日
 本二及候も難計御座候、乍恐 東照君も外患之儀深^(神脱カ)
 被為入御念之由承知仕候得ハ、弥以其趣意相通置度
 奉存候、所謂攻而必取者攻其所不守也、守而必固者
 守其所不攻也と御座候得者、無残所海岸の御備嚴重
 二有御座度奉存候、
 一夷人者天理友道を号、無余儀申立候事、姑ハ道理二
 似候得共、一郭之独立仕候儀、忝天地自然之形勢二
 而世界中好通不仕候而ハ、天理二背と申事有御座間
 敷、其上御先世二而も漢土・和蘭の外数国通商之儀^(衍カ)
 承知仕候得共、未だ信信通之儀ハ朝鮮・琉球等之外
 承知不仕、左候へハ、御子孫之御身二而祖宗之御遣^(理カ)
 訓を守らせられ候、御孝道之大本、是程之天地ハ有
 御座間敷候、畢竟する所無抛申掛而、其実ハ虚を觀

^(ひカ)候鬻をひらき、卒二併吞の邪謀と察申候、仮令一旦
 二而茂御好通被遊候而も、乍恐征夷之御称号二も御^(はカ)
 背き被遊、無勿体御儀と奉存候、然ハ 皇国魄之有
 らん限りハ、天之所覆、地の所載、凡日本二生を請
 候而者、神靈の教を守之外無他事と申、正道之筋目
 を以御返答被為在候社御当然の御筋歟と奉存候、扱
 また御和陸不被成様二付、彼方ヨリ戦国二及候ハ、^(關カ)
 御打払可然候、惣而彼か用ハ軍鑑・火輪船等之物、^(鑑カ)
 夷物ながら便利之品二御座候得ハ、国持大名并万石
 以上の向へも勝手次第製造被仰付置奉存候、乍恐^(はカ)
 聖主上二被成御座候得ハ、万々一御闕失之御儀ハ有
 御座間敷候得共、治乱盛衰ハ氣教之變、雖賢聖不免^(はカ)
 所御座候得とも、乍恐中興之御志を被為奮候て正綱^(是正し脱カ)
 常々道を厲、風俗、国富強兵物日本国中を一城郭の^(衍カ)
 如く被思召、上下の人心一致仕候而一統忠節を尽し
 防戦仕置、万々一の節ハ乍恐御親征被遊候歟、又ハ
 御三家等之内二而茂為御名代御出馬御座候ハ、
 人々義心振起勇氣一涯盛二相成、必死之防戦仕候
 ハ、必勝利の御儀と奉存候、乍恐前文申上候通り、

自今之処十分覚悟無覚束御座候得共、御時節柄奉申(はカ)

上候儀も誠に奉恐候得共、此度御大故之儀ニ御座候

へハ、当時打払等之儀御沙汰有御座間敷筈と奉存候、

将又彼寺願望之儀も右御訊ニ而、此度ハ御返答被遊(等カ)

兼候段御示論被為在候ハ、如何ニ夷人也とも不奉

畏事ハ有之間敷と奉存候、若異儀ニ及候(齊彬公史料より補)

か邪曲天道人心之所不交ニて御座候、凡直き者△者

勝れる者ハ敗る、是忝天道自然ニ御座候得者、一任(曲脱カ)

天道無二之御血戦ニ候ハ、必勝之御儀と奉存候、

無事故退帆仕候ハ、諸国一統三年期し、防戦之手

当精練仕候様嚴重被仰渡候ハ、無残所御筋敷と奉

存候、惣して彼若乱防ニ及候ハ、甚以不屈之至、彼(効カ)

之国ニ至り御征伐被遊可然奉存候、夫程之勇氣備り

不申候而ハ、決而防戦十分ニハ調申間敷候、当時ニ

而者御教令違背申ニ而者無御座候得共、後日人氣墜

落仕候時節、士民之道も輕薄風流ニ馴染、其上奢麗(文武カ)

淫逸ニ流レ行候、誠実勇武之旨を失候得者、乍恐御

一通之御教令ニ而者難尽、能々鄭重嚴密ニ不被仰渡(編脱カ)

革り武備も相調ひ、其上御計策密々為行届候ハ、
彼者固より地之利不案内、殊ニ糧食も不自由ニ候得
者、如何強捍ニ御座候共恐るゝに足らざる者ニ而御
座候、所謂多算勝、少算不勝とハ御座候得ハ如何、
乍恐呉々風俗革り、武備精練之御計算少ニ而も御手
拔無之様乍恐奉存候、若ニ而も御世話被為弛候而ハ、
御国威相廢れ、再復之時節ハ有御座間敷敷と乍恐察
候、右依御沙汰不輕先偉跡越之至奉存候得共、御大
節之御時節柄、不顧恐言上仕候、以上、

長州侯上書

アメリカ舟より差上候書翰之儀ニ付、氣付筋申出候
様御達之旨承知仕候、右書翰熟覽仕候処、廉々願之
儀有之候得共、縮る処は日本江対し和親交易を求め、
自然不相調節ハ軍艦を差向、宿意を可達所存と相見
得、実ニ不容易儀ニ付、何卒

御国威を不損様之良策有之間敷や、且種々愚考仕候
得共、格別存寄候所も無之、一先願之通商御免候も
眼前平穩ニ相済可申候得共、併今度アメリカへ通商

被差免候ハ、其他の諸夷よりも同様相願、終二日

本国力通商之為ニ相衰候様可成行候、既二間近ク清

国も通商より事起り戰爭ニ及び、人民塗炭ニ苦ミ候

様相聞、猶宗朝末年之先蹤も有是事候得共、此度和

親交易之儀、乍恐 御深慮被為在度、且 日本者弘

安其外夷へ対し武威を示脱カし、国勢熾盛ニ相成候儀も

有之、旁願之趣夷賊共ニ心胆相挫カ候程ニも賢ク御断

被仰付、防禦之御手当嚴重ニ被仰付、後年外夷之顛

領相絶候様被仰付候方、却而万全之御策共ニハ有之

ましくやと奉存候、尤、是等之儀疾御評儀候之旨も

可被為在、当諸家之内格別智勇良策も可有之、私式

患案之及も無御座候へ共、被仰聞旨難默止得不顧拙

陋存付候大意申上候、以上、

丑八月

松平大膳太夫慶親

私末家毛利右京亮・毛利淡路守・毛利讃岐守も書

翰和解拜見被仰付、氣付申上候処、御達御座候由、

然処有之者共私存付之趣示談仕候処、いつれも内

意上外ニ存付候品無之段、私迄申出候ニ付、右

銘々より別紙御答書ハ差出不申候、此段御聞置可

被下候、

肥後候上書候カ

一 此度浦賀表江渡来之アメリカ舟より差出候書翰之和

解御渡相成、得と遂熟覽存寄候品も御座候ハ、申

上候趣御沙汰之趣奉敬守候、右書翰ニハ懇意之情を

申立、専ら和好を誥、博く民を愛するの伺ニ而候得

共、夷情之無覺束、其上

本朝之御大法ニて交易ハ勿論、通信之儀も被究置候

外ハ一切謝絶可仰付候事ニ而、旁願望被差免候ハ、

顛領之念を増々筋ニ而、不例ニ無是余事事情を以て

願出候共、御聞届ニハ相成ましく、然ニ遠々の国よ

り態々使節差越候事ニ候、御返翰ニ者御丁寧を被尽、

彼か願ニ難被応段無余儀事情ヲ以て御論ニ相成、漂

岬之儀等ハ相応ノ御返翰ニ相成、彼か上書ニハ無礼

驕慢之意茂相見得候得共、蛮夷之鄙意と被捨置、一

時之御策寛大なる御權道を以、急ニ事の破れに不相

成候様、御取扱有之、其内ニ一統防禦相調候様可仰

一前条之通ニ而も自然狼藉ニ及候節者、

皇国武威ヲ以テ無ニ念打払被仰付候ハ、順逆(曲カ)出直の理合実正ニハ敵する事相成ましく、雖然彼ハ近世戰爭ニ相馴れ、火器の戦備相調、本朝者數百年昇平ニ浴し候事ニ候得ハ、尋常の御手当ニ而者難相成歟と奉存候、

一国々海岸者不及申、御付内人戸稠密之地ニ而放火之恐も有之間、近海要害之地を築き(江者新地脱カ)、台場をも被居置

候ハ、仮令内海江乗入候共、防禦之御手当相整候上者、一統警動ニ至り申ましく存候、差寄急務ハ士

風奮発応答之奔命疲不申、普通之儀者申上候までも無御座候、御廟算可被為在奉存候、今度御沙汰之趣

ニ付而者深思慮仕候得共、碇と定めも無御座候、是非乍恐多奉存候間、愚陋を不顧録上仕候、偏ニ奉指

揮之程ヲ仰候、

細川越中守齋護(齊カ)

仙台侯上書

一去ル朔日城之節、先達而アメリカ舟ヨリ差出候書翰

写等被相渡、此節之儀ハ御国家御一大事之儀ニ付、無忌諱存慮之程十分ニ申上候様蒙仰奉畏候、不肖之私固より申上候程之儀も無御座候へ共、斯被仰付候上ハ不申上候も恐入候筋ニ付、存寄之程左ニ言上仕候、

一本朝ハ往古より支那・阿蘭陀長崎ニ而通商之外、異

国ニ交易更ニ無之御国体にて、朝鮮・琉球之儀品柄格別、此儀ハ異国一統兼而承知仕居候処、近く

津々浦々ハ勿論、浦賀表へも再三異船渡来、就夫海防之儀嚴敷被仰出、備向ハ国々共ニ防禦專一二候折柄、当六月アメリカ渡来、かの無思も卒爾書翰差上、

右趣意ハ、昔ハ昔今ハ今と申処を以和親取結交易被相受度、亦者石炭等被下度、夫二者南地ニ而一ヶ所

拝借被仰付度、亦ハ漂流人御取扱振不宜趣等申立、言語道断之書申上候迄も無之御坐候、

一交易之儀、万一被相免候儀ニ而候、乍恐

本朝者万国ニ卓絶、神代之昔より皇朝連綿、神君御大徳

を以大平の基を被為聞召、以来御代々昇平、和漢古今稀成御治世之御国体ニ御座候へハ、仮令御利

益二相成筋にても、金銀・薬物之外(者カ)へ献物を以有益之米穀・銅等被遣候而者、彼も国々利益、我国の利益二有之、且石炭被下度、夫にハ南地二而一ヶ所拝借仕度由、万一被差免候ハ、右を足溜り仕候様之儀も難計、尤、前々申上候通 御国体二候得ハ、仮令一島二而も彼所江御貸被下候筋有御座(間敷カ)また候、扱亦漂流人御取扱之儀、此末彼より実情を以薪水乏敷趣願出候歟、又我国之地形を察候哉と考合、夫々所置仕候様国々へも被仰出可然と奉存候、右之通御座候得ハ、彼ハ元より聖賢之意を得と心得候国柄とも不相聞候間、御寛宥を以前々より(幕末外国関係文書より補)交易有之異国之外者、別段△交易難相成御趣意得と被仰論、且昔ハイキリス、近ハヲロシヤ江右之趣を以御断相成趣とも委細ニ被仰論候様仕度、乍恐彼国之風習猥に招を押候儀故、右之段ハ不扱儀ニ候得ハ前申上候通、無類ニ難武勇之御国ニ有之得ハ、仮令戦争ニ及とも必勝利を得可申、猶此上兩三年も相立候ハ、其内二者武備不整之輩、且大小名領知へ扱等末々の面々自然取締も出来可申、此度質素之命被仰出候付而ハ

猶亦一統武備を励可申、依而ハ大丈夫ニ相成候上者、元より不法無礼之異人江対し躰仕候事、且夫二而も難叶候ハ、正を守り斃候外無之奉存候、

一 浦賀表御備ハ猶亦嚴重ニ被仰付候方と奉存候、併地所等不相心得儀委細申上兼候得共、当六月中渡来之彼等軽蔑不法之振舞仕候方より、警衛之御人数も被為増奔命ニ疲候、右様之儀年々之様ニ有之事二而ハ、大小名疲弊ニ至り申候、此所ハ御思慮可被為在儀と奉存候、

一 御返翰御出来候上者不苦候儀ニ候ハ、一統之心得二も相成候間、拜見被仰付置奉存候、
右之条々得仰無忌諱申上候、不敬之儀偏ニ御仁恕被為在候様乍恐奉存候、以上、

丑七月

松平陸奥守

加州侯防策

一 今般アメリカ書翰之趣ニ付、御書付両通并書翰和解式冊御渡、今度之儀ハいつれ 御国家の御一大事ニ付、利害得失厚ク思慮仕、仮令忌諱ニ触候事にて

八月四日

松平加賀守

も不苦、見込之趣十分ニ可申上、重き御仰渡謹而奉
得其意候、不勝(背力)之私儀得失利害等何分弁兼申候、乍
去存寄不申上も却て奉恐入候儀、聊心底奉申上候、

甲比丹差出候封書和解

恭敬大尊君長崎御奉行

牧志磨守様・大津豊後守様へ阿蘭陀甲比丹謹而左二

申立候、

一 咬啮吧都職(替脱力)之者筆記差出方之儀、甲比丹職私儀命令

を受、則右書面江府御伺之上御請取ニ相成候、随而

咬啮吧都職より私儀ニ申聞候者ハ、右(左力)之通御座候、第

一、阿蘭陀国王存付候方便日本御国法ニ相背不申、

御安全之計策日本御館府向ニ而御取用ニも相成候

座候時ハ、イキリス等之諸異国より追々難題申出も
難計候得ハ、只今之処ニ而ハ嚴ニ御打払之御所置ハ

当然ニも可有御座候得共、久敷大平ニ俗(浴力)し候人心当

時之時勢海内一致と相成、打払坏之儀無覚東方奉存

候間、差当之処者先寛容之御取扱ニ相成、其内諸国

海岸等之御手当武備嚴重士風御引立、実備相整之上

ニ而ハ、彼か模様次第ニも神武之勇氣を御示し可有

御座儀と奉存候、右等之趣ハ不顧憚愚意奉申上候、

此上ハ乍恐上之御明断ニ可被為在御儀奉存候、以上、

難計、左候時ハ阿蘭陀国王本意を失(ひ力)候様成行申候、

坐候、然処右筆記之書面持越候事最早三ヶ月ニも相

成、此未右一件之仕掛出来迄ハ余程の時日経候哉も

然テハ私儀(相考力)候に、近日牧志摩守様御事御発駕等

被成可申候間、阿蘭陀国王之趣意申立、右協可申哉

ニ奉存候、左候ハ、(折角力)節格の存意空しく相成申間敷

奉存、右方便と申者御為筋之儀ニ而、甲比丹職之者

より申立候様阿蘭陀国王申付候、右一件之原因ハ、

北亜墨利加州共和政治、日本国と交易の志願是非相

速度様子ニ有之、此存念相止不申様相見得申候、(随力)

而者、交易之儀御許容ニ可相成、尤、旧来之御定ニ

格別不相触、且外国人とも心得違不仕、双方意味

違無之様御趣向至極御良策と奉存候、将亦大原海辺

江通船鯨漁等年々増長(嘉永雜録より補)仕候得者洋中之危難の患△

兎角可有之、右ニ付船修復并食用之品弁方等之儀、

日本之地ニ而不仕候而者不相協様之儀航海専と仕候、

国々之者共必用之儀ニ御座候ニ付、左之通趣意申上

第一

北亜墨利加州共和政司(治脱力)ヨリ多分願書仕候儀可有之、

右願全御取用不被為成候様無之、確執出来不申様之

為、聊計之事ニ而も御免許御座候方可然奉存候、当

阿蘭陀人之外たりとも食用・薪水并船修復等之儀之

為入用之品ハ御与へ、病人養生の御手当被為成候様

御沙汰ニ可相成方可然奉存候、

第二

日本国ニ往古ヨリ敵対不仕国々之者、若通商相願候

ハ、長崎に渡海御免被為出、左之通、ケ条御出被(定力)

為成可然奉存候、

第一、通商之儀者長崎ニ限り候事、

第二、通商御免之国者、其国之重役同所江相詰候事、(嘉永雜録より補)

第三、通商御免之国人之住館、同所江御手当相成候

事、△

付、此三ヶ条相立候得ハ、日本之内外場所へ罷出

患有之間敷奉存候、

第四、外国人とも交易之儀ハ、江戸・京・大坂・

堺・長崎五ヶ所商人ニ限り候事、

付、此ヶ条之儀ハ日本御国法ニ而、外国人と私之

交易御停止之趣阿蘭陀王(国脱力)伝承罷在候、依之此趣向

ニ候得者、御国法とも相背き候儀有之間敷候、

立之事、(定カ)

付、此ケ条、(船カ)私ニ出入荷物積荷之御改方ニ付、此

規定相立可申奉存候、

第六、交易引取之儀ハ、双方長崎会(所脱カ)或ハ大坂会所ヨ

リ之手形ニ而相弁候事、

付、此ケ条者日本之御法ニ而金銀外国江御渡御停

止之由、且又外国之金銀日本ニ通商不仕由、依之

右之趣向ニ仕候得者、御国法背間敷奉存候、

第七、諸品物運上之御規定程能御立候事、

付、此ケ条者外国人とも運上差出候趣相成、且過

分荷物杯渡不申様之法ニ可被成、尤、運上格別相

増候得ハ苦情申立候様ニ可被成、依之程能申上候

儀ニ御座候、

第八、交易之儀、外国人取合出来ニ候節ハ、長崎御

奉行所へ外国重役御取扱ニ相成候事、

第九、御国法を犯候外国人ハ、其国之支配にて仕置

可致事、

第十、日本御(船カ)官府向ニ而石炭囲場所、外国人江御差

図之事、

付、此ケ条、北亜墨利加州西方の諸アシキ洲東湊(ヤカ)

并唐国ヨリ之蒸氣船(渡カ)海海、就中北亜墨利加州共和

政治弁利之為、既候其意相立候場所も有之、就テ

ハ右様之振合ニ石炭囲場所相定候儀、必用之事ニ

御座候、

阿蘭陀国王之志意ハ、北アメリカ洲共和政治ヨリ之(司脱カ)

願筋前条之振合ニ候御答ニ可被為成候ハ、御安全

之御策と奉存候、

右之趣謹而奉申上候、

甲比丹

右之通和解差上候、以上、ヤン・ヘンドリック・ファン・ケルケル・ウズ

(嘉永雜録より補)とんとるまゆるしゆす
長崎御役所

子九月

西吉兵衛印
森山栄之助印

寅十月十六日公義より被仰渡書付

一亜墨利加合衆国下田・箱館の両湊江船繋き候儀被差

免候ニ付而者、阿蘭陀国之儀ハ従来通商御免之国柄

ニ付、以来航海来往之砌、下田・箱館両湊へ船を寄、

薪水・食料其外船中闕乏之品を弁し、并破船修復等惣而重墨利加同様御免許有之、尤、交易之儀ハ是迄之通り長崎表ニ相限り候間、同所ニ規定弥堅ニ相守(江脱カ)旨在番甲比丹申渡候間此段相心得、向々江可被達候、

十月

嘉永六年癸丑

十月伊勢守殿仰渡(阿部正弘)

大船大砲之類、近年西洋諸国ニ而發明いたし弁利之品も有之候ニ付、船砲造製方等西洋法を御用有之事ニ付、元来砲術之儀ハ蛮国伝来之品ニ候処、追々研究いたし当時夫々流儀をも相立候得共、西洋新規之業ニ至てハ未相開歟(敬脱カ)、筒銘・貫數・玉薬其外之器械ニ至る迄蛮語其儘相用候類不少、打方調練等之節も蛮語之相図を以進退駈引いたし、蛮夷之拳動ニ働候(傲カ)類も有之哉ニ相聞候、此度西洋砲術習練之儀被仰出も有之、追々熟達之者も相増、世上広く行はるへき儀ニ付、此節より蛮語之分都而国語ニ釈(訳カ)し相唱、若難釈者別段唱呼打立、蛮夷の拳動ニ不押移様心掛修

業可致候、且又大船製造之儀ハ猶亦親規の事ニ候得共、是以唱方等心得可有之候、畢竟彼方の利器要術を取、此方の武備に相用候事ニ候、船砲其外要用の器械蛮製相用候儀ハ聊不苦儀ニ者候得共、万一親規を好ミ猥リニ蛮語を唱へ夷風倣候様成行候ハ、御国威ニも相拘り不容易事候条、心得違無之様可被致候、

右之趣向々江可被相触候、

長崎奉行手ニ付差出候書付

一 今度来船之魯西軍艦(魯西軍カ)之儀ニ付、私共深く見込之趣左ニ申上候、御推拳之儀ニ不抱、皇国之廢興存亡両道者今度ニ有限へき儀謹而可申上候、
一 私共儀、魯西軍艦之使節御用談相勸罷在候儀御座候、然処右使節存念之奥意深く推考仕候得者、当夏北亞米加国之軍船浦賀沖へ渡来仕候趣意をつくく相考候得者、右之国より皇国を犯すの謀反、(密カ)察ニ魯西亜国府ニ而承知仕候より事起り、今度態々軍艦を仕立来船仕候と推考仕候、抑此儀は亜米利加国ニ而

近年 皇国を押領仕る企二有之故か、 皇国之風

俗・人情等量探為可仕、蝦夷地或ハ閩海江渡来、又ハ漂流二事寄、彼国より捨人間二仕立度候(其度々カ) 皇国之

風俗・人情等量探仕候儀(行カ)二候哉、弥浦賀表江当夏国書を奉捧、其等之儀答振ニ応し、非を以理に直し、

数艘之軍艦一時二閩海二押寄、内海ニも自由ニ乗入、不利なる戦争を仕懸、 皇国を速に彼国より犯し可

申目論見相決候儀と奉存候、然は魯西亜船之儀ハ皇国へ亜米利加より攻寄候節御為第一を差含一方御

味方仕、亜米利加之先鋒を取鎮、 御国家安穩ニ治候末ニ至り、魯西亜国ハ 皇国と倍万歳之信義を結(億カ)

ひ申度存心ニ而可有之御座、乍併魯西亜江御返答依(振ニ脱カ)り表裏ニ反し、夷敵十倍仕候様可成、只今私共見込

候処ニ而者、全ク 皇国危急之場合を見込、彼国より 皇国防禦として援兵軍艦差越儀ニ可有之儀と奉

存候、
一 魯西亜国より今度差向候使節并軍艦都而之貌体、定(元々カ)

無法之儀者仕出申問敷、 皇国之法則を相守し事専申処ニ而極意之心底ハ如何可存御座哉、今眼前之趣

意者不一方 皇国の御為を差含来船仕候を、是より

深く疑心を生し候ハ、事皆空敷相成可申、亜墨利可より閩海江大艦を差向候様相成候節、魯西亜国帝

之情不貫空敷相成候ハ、夫等を遺恨ニ差含、其氣を計り亜米利加よりハ倍の敵可相報ハ顯然仕居候、右

等を相考候得者弥以須臾も難捨置、不容易場合ニ成行可申、依之彼の望ニ被応候ハ、亦一ツノ計策ニ

而一時平穩之御為ニも可相成候哉、且又魯西亜国帝之深望ニ被応候迎、別ニ子細ハ有御座間敷哉、只相

互ニ信義を通しる而已、外蛮国と違ひ彼国者金銀銅鉄等者潤沢之国柄ニ而、彼国之乏敷品ハ米穀一片ニ

而可有之、米穀を彼国江被与候迄の儀ニハ、聊御国宝を費し候と申程の儀ニも有御座間敷哉、是以豊凶

之国柄を量り豊(一) 華末外国關係文書より補ニ者相与へ△凶ハ不与之御仕法ニ而、彼へ渡方之増減被差究候ハ、万代之太平可奉祝、

是等之儀深々御勘考被為在度奉存候、此儀須臾も差延かたく候、窮迫之場合ニ可有御座哉、然処渡場ハ(崎場カ)

江戸と格別之隔地ニ而、自然御下知候次第二寄候而者速ニ閩海江推參御直訴可、彼ハ何国迄も罷出、(仕脱カ)

国帝之情を可貫ニ差究罷在候様子ニ相見得候者、右等之趣奉申上候迄も無御座候、乍然於江府も深く御勘弁も可被為在儀ニ者奉存候得共、私共見込ニ而者片時も難差置、心底之機意御推挙ニ不拘、不奉顧恐、此段内密奉申上候、以上、

大井三郎助

馬場五郎左衛門

白石三郎

浦賀与力合原総藏より聞書

一 嘉永六年丑六月三日未刻、蒸気船(二艘脱カ)・軍船二艘迅速ニ乗込、千代崎を乗越、観音崎近くまで馳付、蒸気船二艘ニ而軍船を引来候、其迅る事飛が如く、諸方注進舟を二遥(マヤ)に乗越、不図入津ニ付、浦賀中の騒動大方ナラス、浦賀与力中島三郎助・合原伊三郎当番ニ付乗出シ、異舟へ近付候処、異舟乗込過シ迎船をクリ戻シ候手際、其神速自在ノ妙、目を驚し候由、決して上船スルコトヲ免サス、稍く通辞一人、応接掛与力耆人上船致シ、浦賀ハ異国舟の入津国禁也、用

あらハ肥前長崎江参るへく旨申ハ、彼れ云ク、国禁ノ義ハ元より知処なり、去ながら浦賀江罷越し用弁致し候様国王の命也、ヨマリ方モ国命ナレバ禁制ノ場ヘモ行可申候、臣下之身ハ国命ヨリ重きモノ無シ、此方曰、何用アリテ来舶スルヤ、彼レ曰、此度出帆ノ義ハ、我国王ヨリ日本国王ヘ呈シ候書翰ヲ持来るナリ、此趣江府江通達イタシ呉候様、若亦爰にて扱ひクレ不申候ハ、直ニ江戸へ乗込直呈可致候、此方答て、爰ニて裁決イタシ候事不相成、何レ江戸へ伺ひ出て江戸ノ命令次第ニテ取扱可申候、彼レ云、江戸へハ僅カ半日程の往來ト聞、右返答速ニ分リ候様度々(致度カ)本國出帆ヨリ日数ワリ詰ニテ罷越候間、爰ニテ空ク日ヲ費シ候テハ指支申候、早速返答承り度、此方答て、カ様ノ義ハ夫々役方ノ手ヲ経て何ヒニ相成候儀故、手数モカ、リ候事ナリ、何事急キテモ五日位ハカ、リ可申候、其内爰ニ扨居候様申論候処、彼レ云ク、江戸命令次第ニテ深く存慮アルコト也、五日位ハ待居候ト云、滞舟中薪水乏シク候ハ、送り遣シ可申ト申候処、彼云、万端本國ニテ用意、何レ

も不足なし、右様ノ無心ハ不致ト云、○船の大小、兵器の員数、乗組の人数等承候処、彼云、其方ニテ右様の事御承知ニ相成候ても何の益なし、此方ニテ申も又益なし、且又商船ト違ヒ是ハ軍艦なり、右様ノ事申へき筈なしと云一切云ス、○大蒸気船将官の居船ニテ、総テ掛合向ヲ致ス、外三艘へハ人ヲ近ケ寄ラセス、蘭人一人乗組、日本語を遣リ候者一人是ハ亞墨利加人ニ無^(二)八脱カ相違ハヘル此ノニテ万事通弁致候、右船ニハ二十貫目位ノ真丸筒(見カ)長アリ、十八貫目ノボンベン筒アリ、何レモ勝レタル上品ノ筒ノ由、○四艘共バツテイラハ艘位アリ、五日ニハハツテイラニテ所々漕アルキ、江戸近クマデ測量ヲ究メ、川越持場観音崎台場ノ図ヲトリ、其上上陸ナサントス、役人立出稍々サシ押へ、是マデ入津ノ異船ト異ナリ、此方彼は申候事ハ更ニ取舎不申、落付ハラツテ居候ヨシ、尽ク死ニアカルク算定リ居候ト相見ヘル、○彼中ニ我船近辺へ人ヲ近付候事堅ク無用ナリ、此コト能々制シクレ候様、若制禁不行届候者アラハ、此方ニテ直ニ成敗イタシ候ト云、

一 是迄之黒船ハ此方へ掛合之上発砲イタシ候処、此度ノハ掛合ナシニ晝一発、四ツ時ニ一発、暮一発、夜四ツ時比一発ツ、号砲アリ、六日朝ニハ大砲連発アリ、

一 江戸ノ兼テ御内意ハ、彼カ氣ニ中ル様ノ事アリテハ益事ヲ招ク道理(放脱カ)兎角穩便専用ニ可致事、縦令異人上陸イタシ民家へ立ヨリ候トモ、格別ノ乱妨セサレハ其儘見捨ラクベシ、番船沢山指出シ、彼カ船取巻ハ却テ氣ヲ起シ宜シカラス、陸ヲ専用ニ守リ可申事、○江戸御内存ハ、浦賀ニテ万一手強キコトアリテ大事ヲ引出シ、甚不容易義也ト御患被成候事ナリ、故ニ浦賀ニテモ悉ク用心、腫レ物ニサハル様ニイタシ候、此度四艘入津之義ハ兼テ蘭人ヲ以通達アル事ニテ、元ヨリ御国御承知相成居申候義也、当奉行戸田(氏榮)伊豆守老ニテ候間、トコマテモ穩便ニ取計方行届可申トノ江戸御了簡ノ由、○此度ハ番船一艘モ不指出、浦賀ヨリ品川マテノ海上自在ニ漕アルキ、四家ノ人数ハ岸ニテ見物スルノミ、夜中ハ「ハツテイラ」ヲ船ノ前後へ指出シ警固ス、火攻等ヲ制ス為ナルカ、

一 是迄異船ノ義ニ付テハ上ヘ御心配ヲカケ候テハ憂ヘ

候トテ、十分ノ者ナレバ御心配ニ相成不申、ケ条六

七分申上、アト大事ノコトハ不申上姿ニナリ居候間、

自然上下ト下トノ了簡喰違居候事、此条大ニ嘆息、

一 右当月六日、微行ニテ合良氏(原カ)ヨリ聞ル処、当分今度

同人問合校正ス、

一 六日九ツ時、蒸気舟一艘(北)江戸ノ方ヘ馳ス、先ヘ

「ハツテーラ」四艘ニテ海ノ浅深ヲ測量シ行ク、川越

ノ一手ニテ指トメ候処、劍ヲ拔テヲトカシ馳通ル、

川越人数怒ニ堪ス(ヘカ)、又番船ヲ馳セテ問答セ候ハ、

只今乗込候異船輕侮致候振舞難忍義也、斬捨可申ト

申候、浦賀答(二而脱カ)テ、御尤ニ候得共、御内意ニハドコ迄

モ穩便トノ義ニ有、尚又彼一艘斬須(捨候カ)メ候トモ事濟候

ト云ニモ無之、諸家申合不行届疎忽ニ手出シ致シ、

却テ兵端ヲ開キ候テハ恐レ入候間、ドコマデモ御堪

忍ト申候由、四家ニ怒ニ不堪手出シ致シ、大事ヲ引

出候テハ不相濟候間、浦賀ヨリモ役船二艘ヲ指出、

異船ノ跡ヘ付警固致候、右役船ハ陸上ノ見物人ヲ押

ヘ、諸家ニテ疎忽ノ手出無之様製禁(制カ)スル為ニ指出候

事、異舟ヲ取押ヘル為ニ非ス、

一 浦賀ヨリ役船ヲ指出シ上官ノ居船ヘ参リ、蒸気船一

艘江戸海江乗込トハ如何ノ趣意ニ候ヤ相尋候処、異

人答テ、此度持参之書翰御請取ニ不相成候時、存意

通取計候也、其時之用意ニ江戸内海測量イタシ置度、

態々指遣ハシ候処也、尤、晩景ニハ返り来リ可申ナ

リト云、右船富岡前ヘ暫クカケ居、七ツ半過元ノカ

ケ場ヘ漕戻ス、

一 九日、九里浜ニテ書翰受取ノ義、前日異人ヘ申通シ

置、当日只今参候様申通候処、早速蒸気舟二艘波を

分け迅速ニ馳来リ、岸を隔ル事十町計ニシテ止マル

此所海ノ深サ、二艘ヨリバツテラ十五艘卸シ人数着岸

ス、二艘岸ノ方ヘ向ケテ左右ヨリ空炮十余発放ツ(是

ハ人数着岸ノ節発炮イタシマ敷定例ノ、請取渡之場所仮リニ

由、其発炮ノ手キハウマキモノナリ、

小屋ヲ出来、小屋ノ脇ヲ浦賀人数ニテ固ル、小屋ノ

左右ヲ彦根・川越之人数ニテ固ル、異人上陸畢テ大

鼓・ホラ貝・笛ヲ吹鳴シ、彦根・川越ノ備ノ前ヲカ

ケテ人数ヲネリアルキ、組頭様ノ者劍拔テヒラ(

ト振マハシ指揮イタシ候由、ケホール(劍付)ニテ備ヲ

固メ候、幕ノ内ヘクリ込ム、前日掛合ニハ、異人上
官兵共二十人程ニテ上陸ノ筈ノ処、案ニ相違シ大人
数上陸、浦賀人数小屋脇ヲ固メ候処、異人共耳ニコ
スリヲ致シ指サシ致シ、尽ク嘲弄致ス様子ニ相見得、
イマ〱シキコ限リナシ、調練ノヨク整候コト奇妙
驚入候事、○小屋ノ内上段ノ間へ上官・将副将、通
辞・奉行兩人相對シテ坐ヲトリ、下タノ間へハ組頭
辻茂右工門、応接掛五人連坐、其外一切人ヲ不入受
取候賦リ之処、右上官等上段ノ間へ通ルト直様六十
人程押込、上官ト奉行ノ脇へ立塞リ、上官ト奉行ノ
方ヲ見張ノ居ル、此方何レモ仰天シ彼是制シ候ハ、
直ニ奉行虜ニサレルモ難計其儘ニ致候由、右六十人
ノ者、何レモ劔ヲ佩シ、六挺仕掛ノヒストアルヲ持、
何レモ玉ヲ込、ドンドロ仕掛ニテ打ハカリニ致扣居
ル、此方ニテハ込筒ハ一挺モ無之、奉行ノ近キニハ
五六人着坐スルノミニテ、如何トモスル事ヲ得ス、
畢竟穩便〱カ主トナル故右様ノ振舞ヲサレ、大ニ
胆ヲ奪ハレ候事残念云ハンカタナシ、異人上陸ノ節
ハ勿論、船中ニテモ玉ヲ込置之由、右受取渡シノ前

日右相濟候ハ、早々出帆可致、返簡ノ義者追テ長崎
表ヨリ蘭人ヲ以テ申通ベキ旨申候処、彼云、左様ヲ
ツコノ事ニハ不及、来年又候渡来返詞承リ可申候、
何レ出帆ハ致シ可申ト云、右相濟人数本船江引取、
又浦賀江向ケ入ル軍船ト申合、一同出帆ノ義と心得
候処、蒸氣舟二艘軍ヲ引、真シクラニ内海へ乗、本
牧ノ前へカ、ル、如何ナレハ出船モ致サス、却テ内
海江乗込候哉ト掛合候処、彼云、此後返簡請取ニ參
候節ハ数艘引連レ、大軍船モ式艘參候事ナリ、浦賀
ハ船掛リ之場宜シカラス、此辺へカケ可申候ト存ス
ル也、右故此辺側量イタシ度乗組候也、同日大師川
原へ一艘乗込、十日ニハ野辺へハツテ一ラ二艘ニテ
漕寄セ上陸、水ヲ求ントトス、役人取押へ水ヲ汲テ
与フ、此時モ劔ヲ抜キヒストウルヲ放チ見物人ヲ驚
カシ候由、右滞船中出帆可致旨掛合候処、測量未行
届故滞船ニテ甚タ不穩、兎モ角モ引戻候様御達ニ
付トノ振浦賀迄返リクレ候様精々掛合候ニ付、十日
朝大津迄引返シ、猿島近辺金沢迄尽ク測量ス、十二
日朝四ツ時比、蒸氣船二艘ニテ綱二本ニテ繋キ、烟

筒ヨリ火焔(焔カ)ヲ吹、飛ガ如クニ出帆、三崎沖ヨリハ火炎殊ニ甚シク迅速又倍セリト云、見ル者驚カサルハナシ、

一 彼レ申ニハ、急ケハ本国ヨリ八日九日ニテ此地へ着ス、此度ハ十四日目ニ当方着ニ相成候由、○諸家番船少シ異船へ近寄候ハ、劍付鉄炮ニテ真丸ヲ込メ、番船ノ二三間前海中へ打ヲトシ候由、

一通辞申ニ、彼カ来年正月ハ此方ノ当年十月・十一月ノ比ニ当ル、左スレハ寒中ハ来リ不申、来年ハ二月・三月比ニモ可有之歟、合原伊三郎云、彼申処アテニ成ルコト一ツモナシ、彼レ此地ヨリ本国へ二十日内ニ往来致候由ナレバ、来月ニモ渡来難計候、且亦此後ハ数艘ニテ参候候処(由申脱カ)、是亦何レ数十艘参候儀難計、廟堂ノ御了簡如何ニ候や、トコ迄モ彼申処ニ御シタカリ成ル儀ナレバ、是マデ之御手当ニテ沢山(七カ)ニ候得共、仕宜ニ寄御国威ヲ大切ニ被成候御了簡ニモ候ハ、是迄ノ姿ニテハトテモ参ラサル義ニ候、此上御台場ノ一二ヶ所御増ニ相成候位ニテハ失費ノミテ何ニモ成リ不申、江戸内海ハ勿論、ナニトカ巖

重ノ御備被仰付度義ナリ、大軍艦製造モ中々間ニ合(方脱カ)ヒ不申、又出来候トテ一艘ヤニ二艘ニテハ頼ニモ成(術カ)不申、又曰、蒸気船何程手厚ニテモ三貫目ノ筒矢比

ニ引受相放候得ハ、必打貫ケ可申候、又異船チヤンヌリ此節ノ炎火(暑カ)ニテハトロケ居候、右ハ火ノ付易キモノナレハ、焼キ打カ宜敷候様ニ被思居候、焼打之手段(夫カ)工風イタシ度候先日町打ノ節、三百目ニテモモミノ木一尺ニ寸角ヲ立並へ、五丁ニテ打候ニ、手モナク貫キ申候、砲勢ハ異、外ニ強キモノナリト云リ、○異船ハ船フチ厚サ大円一尺六寸ニ見ユル、ハツテラ四五十間ヨリ十間位マデ、

栗浜へ上リ候節ハ大振ノハツテーラへハ七八十人乗り候、

一会津家ニテ申スニハ、トコ迄モ穩便之御趣意ニ付、異人種々輕侮乱妨ヲ働キ候由、此方持場へ乗込右様之義有之候ハ、士分之者ハ必ス堪忍イタシ兼可申候、左スレハ穩便御趣意ニ背キ入恐入候間、百姓ヲ(術カ)着出シ取押候様ニ可致ト云、

一 昨十二日、江戸ノ御沙汰ニ、江戸近海迄乗込七測量致サセ候儀宜シカラストノ事ニ候処、今更右様ノ御沙汰ニテハ当惑、何レモ間ニ合ヒ不申候、

一 細川家来牧^(本カ)ヲ御備ノ時、隊能整ヒ、万事行届候様相見ルトノ評判、

○飯塚久米^(三郎脱カ)より聞書

一 異船一条大概合原ヨリ承り候処ト符合ニ付、相違ノ義ノミ相記ス、

一 蒸気船・軍艦何レモ鉄ハリニハ無之、何カ鉄色ニ塗リ、其上チアンヲ加へ候者也、車輪ハ鉄ニテ造り候者ナリ、大サ色々ニ申セトモ、恐ラクハ五六間ナルヘシ、○ハツテーラ大概此方^(ヲカ)ノラシヲクリ船ヨリ少シ大振りナリ、水主廿人位ニ見ヘル、トモニ二尺位ニテ高ク五六寸廻り位ノ儀尺ナリ、測量ノ則ハ是ヲ^(サカ)兩人ニテ見居ル、測量スル者ハ先ニ立、文鎮ノ如クナル金工細キ糸ヲ付テ、糸ヘ目ヲモリ置キ投込測り行ク、脇筆者アリテ浅深ヲ書記、○川越持亀^(場脱カ)ケ崎へ上陸無相違、漸々制シ止メ返シ候由、○本牧へ四艘共滞船中掛合ニ参り候処、異人申スニハ、此後返簡請取ニ参候時ハ爰へ不乗込^(残脱カ)、只一艘ハ浦賀へ留置キ掛合ヲ付可申候、彼又云、四海ノ内水ノ上之儀ハ一

体ニテ誰カ領分ト申分モナシ、我国杯ハ他ヨリ参り海ヲ測量イタストモ、陸ノ間ヲ打トモ、案内コソ致サストモ構ハス不致ト云、○九里浜上陸ノ時、日本ノ固メ全ク虚飾ニテ実用ノ義ナシ、彼等へノ警固ニハナリ不申、却テ嘲ヲ招クノミ、畢竟穩便ヲ專要ニイタシ候処、何事モ手薄ク成行候也、○ケヘール組廿人位、一人ニテ劔ヲ拔テ下知ス、隊伍行列イカニモ能整ヒ、実ニ手足ヲツカフカ如ク、見ル感心セサルハナシ、○弥受取相済、異人トモ一同悦喜ニ見ル、其様子ハ何分人ヲワナニカケテ候ト悦候様子ニ見、上官・将官・副将式人シメテ四人ト云、○受取候節何カ色々シヤベリ候ニ付、通弁ノ者ヨリ断リ申談候儀ハ、船中へ参り可承、無言ニテ請取由申断ル、余程手間モトレ候由、○返簡受取ルニハ八月比又來ルベシ、此方往來十五日カ、レハ出來ス、若シ八月間ニ合不申候へハ、來年來ルヘシト云、彼方ノ來年ハ此方ノ十月・十一月比ニ当ル、此方ノ考ニハ多分直ニ引返シ來り候ナリト云、○受取済候明朝出帆之筈^(二付脱カ)ニ候処、直ニ杉田沖へ乗込^{(島津家國事映掌史料)より補}滞船ス、蒸気船ハ直ニ

大師川原沖へ乗込△測量シテ直ニ杉田沖へ引返ス、
○異船一日ニ八百里余ヲ走ル、当時ハ大ニ聞テ合葉
ハ箱ニ入テ水中ニヒタシ置候由、○單船二艘、是を
一組ト云フヨシ、○異国船入津ノ節、浦賀市中騒き
立荷物等ヲ送り出シ、混雜云ンカタナシ、(奉カ)本行申論、
決シテ右様騷働ニ及ハス、万一事アレバ此方ヨリ指
図イタシ立退カセ候間、要心罷在候様精々相達得共
落付不申、逃支度ノミ致シ居、其内ニ者其色々(雜カ)の難
説流言有て益人氣を動し、致方なしと嘆息ス、○御
備の義モ是迄ノ姿ニテハ迫モ致方ナシ、此度異船ノ
義モ將軍様御耳へハ六日ニ申上候由、ケ様ノ大事を
右様遅ク御耳ニ入候ハ如何ノ義歟、是嘆息、○軍船
長サ二十七八間、大砲左右ニテ式十二挺、蒸氣船長
三十間位、左右二十一挺、車輪ハ糸車ノ如ク中ハカ
ラカコニ致、鉄ニテ作り候モノナリ、○異船等ノ破
ルニハ、艫ノ方一番手薄ク破リ易シ、以前ハトモノ
方へハ合葉ナトヲ入置候也、
一士氣之振ヒ候ハ合津家随一ノ由、井伊家人數・鉄砲
等多けれども(情カ)慥弱之由、

○樋田多次郎ヨリ聞書之抜書

異人云、番船等アリテハ誠ニウルサシ、其方ニテ屹
と御申付ニ致度、若制方不行届近寄船あらハ、此ノ
方ニテ成敗スベシ、此方云フ、何ヲ以テ制スルヤ、
異人曰、鉄砲ニテ制スト云、此方云ク、左様ナレハ
此方ニテモヨク制シテ船ヲ寄セヌ様ニ致スヘシ、其
法ニテモヨラヌ様ニ可致ト約束イタシ候由、右浦賀
役人船ヲ指出シ近寄ル船ヲ制シ、又陸上ノ見物人ナ
トヲ制シ、何分突當テモ出来ヌ様ニト用心イタシ候
由、然ル処、異人ハツテ一ラニテ自由ニ漕アルキ、
所々ナキ山陰ナド上陸イタシ、九里浜へモ上陸致候
由、追々其土人ノ話ニテ承リ候由申也、
一大樹公上意、此度之義ニ付誰レカ出張スカト閣老列
坐ノ節被仰候処、阿部伊勢守殿ヲ初然シ可居候由、
牧野備前守殿、私江出張被仰付候様申上候由承り候
ト云、
一風説ニハ、当時明末ノ兵起テ清ト戦ヲ、イキリス明
兵ヲ援テ取合最中ノ由、アメリカ其隙ニ日本ヲ手ニ
付、イキリス人ノ先ヲカケントノ謀ノ由、

○ 応接掛香山栄^(左カ)右工門ヨリ聞書抜書

○ 大蒸気船、長サ三拾五六間位、車指渡シ五間位、厚サ三尺位、総鉄ニシテ木ヲ用ヒス、船ハ鉄張ニアラス、総体シツタニテ塗ル、水入ハカワラ金^(唐金カ)ニテ包ム、車入四尺位、水際ヨリ船フチ迄高サ三間位、大砲十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン筒六挺、八十四ホントノボンベンカノン四挺、シメテ十挺也、乗組二百九十人、使節上官・副将皆此ニ居ル、別二十二ホントノ野戦筒^(十挺脱カ)二輪車^(二輪車)六挺貯へ置、○ 小蒸気船、鉄張、火砲^(十挺脱カ)・野筒六挺、乗組三百人、○ フンカツト軍船、二艘共長サ三十間位、大砲廿四挺ツ、人数三百人ツ、野戦筒六挺ツ、○ 船中昼夜トナク提灯ヲ付ケ^(イカ)ヒ、^(ナド)色々ノ提灯也、^(下ロ)象ノ角、鉄炮へハ玉ヲ込、蒸気ヲ絶スコトナシ、用心厳シク、少シモ惰ル色ナシ、船中万事鳴物ニテ指揮ス、○ 蒸気船一昼夜ニハ八百里位至ル、陸上ヲ走ル火輪船^(車カ)ト云モノアルヨシ、是レハ一日ニ八百里走ルト云フ、

一 自司ノ権共和政治七十六年ト書、年号ヤソコセ千八百五十三年、

○ 応接掛近藤良八郎ヨリ聞書抜書

○ フレカツト軍船、大砲二十四門、蒸気船大砲八挺位、各野戦筒數挺ヲ用ヒ用意アリ、文里浜^(久カ)へ夷人上陸ノ節、往来共送迎ヒ致シ蒸気船へ上リ、船中大体一見致候処、外ヨリ見候ヨリ内ノ様子広大ナルコトニテ、一ト目ニハミキレ不申候、蒸気船車輪等ノ仕掛是亦広大ニテ、更ニ相分リ不申候、

○ 嘉永六丑年七月十七日渡来之魯西亜ヨリノ書翰、

此節魯西亜使節長崎御奉行江差上候書翰ノ趣御当国ノ儀ハ、從古外国通信無之御独立ノ処、近来亜米利加其外歐羅巴諸国、専ラ戦争ヲ好ム候事勝ニ御坐候、兎角貴国ニ通商ヲ願ヒ度義、頃日専ラ其事而已相募居申ニ付、貴国へ渡来ノ砌リ、右ノ船へ若御手荒ニ御取計杯^(杯カ)有之候ハ、其ヨリ貴国ノ破口ニ相成、右ニ申上候諸国相募襲来可申候ニ付、必卒急ノ御取計被成間敷候、穩成御取計有之度候、於魯西亜国ハ専ラ平和ヲ本トシ候国柄ニテ、歐羅巴中ニテモ頭立チ申候ニ付、外国ノ押へモ随分相叶申候、自

然右等ノ国襲来、御合戦等相及候節ハ、乍遠国御加勢等差向御味方可仕ニ付、何卒信義ヲ結、兩國之好ヲ通シ度志願ニ付、此節態々使節ヲ差向、右之次第(注カ)御位進申上度候、一体魯西亞国ニ於てハ信義ヲ專ト存ンス国風ニ御坐候得ハ、(覆麥カ)決シテ無覚束御坐候(段カ)必御疑念無之様、外ニ願向之儀無御坐候、

○魯西亞一統ノ魯西亞帝第一世ニラーヌ帝名レイク

スカンセリイル名舟此ト書説ヲ

大日本帝国ノ執政ニ呈ス

日本国方今ノ形勢ヲ熟察スルニ、兩個ノ帝国相隣ルノ故ヲ思ヒ、魯西亞帝方今一人之使臣ヲ扱ミ、存念ヲ全ク寄託シ、是ヲ帝国日本ニ送ルヲ決セリ、是ヲ以テ魯西亞帝ノヘアシータントセネラール名魯西亞官隊船ノ水師指督ヨアシム(提カ)ホウチヤチン(フチャチン)名人ヲ挙て此重任ニ雇シム、右使官ヲ通レル本旨ハ、日本国方今ノ事跡形勢ヲ明白ニ申合シ、且日本国ト其賢明ノ大君トノ時運ニ就て、魯西亞帝深ク憂慮スル処ノ事ヲ説明セシメ、尚亦兩帝国人民ノ利益ヲ旨トシ、向後魯

西亞ト日本トノ間ニ争隙怨讐ヲ生セサラシメ、兩國ノ和順安穩ヲ固定スルノ策ヲ献セシメントスルニ有リ、右ノ策ニ就テ、魯西亞ノ志願トスル処ハ二ノ二件也、其一ハ兩帝国ノ境界ヲ定ムルニ有リ、此件ハ兩國ニ住ケル洋中ニ起ル処ノ諸事ニ就キ、後更ニ遅延スルニコトヲ得ス、是ヲ以テ魯西亞帝ノ意ニテ今必正ニ此切要ノコトヲ始ムヘキノ時ナリト思ヘリ、然ラハ兩國ヨリ会同シテ、貴国最北ノ極界ハ何レノ島ニ限り、我国最南ノ極界何レノ島ニ限ルト云コトヲ約定センコト、是当今ノ要務ナルヘシ、但シ、右境ヲ定ムルハ、又カラフト島言車南陲ニ就テモ言フナリ、魯西亞帝所領ノ地ハ其大ナル世界万国ニ冠タルハ更ニ地ヲ益シ境ヲ広ムル、実ニ要領トセサル(行カ)処ナリ、然レトモ、魯西亞之臣民当然ノ利ハ帝亦是ヲ思モハサルコトヲ得ル、且兩帝和平ノ關係トモ兩國臣民ノ安穩ヲ保固センニハ、兩國ノ堺境ヲ確定スルヲ良法トナセル也、其第二件ハ、魯西亞帝誠心ニ願欲スル処ニシテ、即日本国之内何レ之港ナリトモ貴国ト約定シテ魯西亞臣民ノ往來ヲ解、我国ノ産物ヲ

以テ貴国ノ有余ヲ交易セシメンコトヲ請ウニ有リ、

又我國ノ軍艦カムシヤツカ或ハ亜米利加中魯西亜領
ニ往来スルノ途中、日本ノ港内ニ入りテ食料及ヒ其
地ノ^{〔石室秘稿〕より補}領物ヲ求ムヘキコトアルニ當テハ、是又免シ
ヲ得ン△コトヲ願フナリ、但、右之志願中大日本国

ノ為ニ損失スル処アルトキハ、日本ノ政府必明察ア
ルナルベシ、且魯西亜ハ境ヲ日本ニ接スルノ縁由ア
レハ、右等和平ニテ、且兩國ノ利スルノ議ヲ容ルヘ
キ事、他ノ諸国ヨリモ当然ノ理更ニ多カルベシ、此
諸件ヲナサンカ為ニヘアチユタントセネル水師提
督ヘホウチヤチン^人ニ命シ、偏ニ是貴国政府ニ詳明
セシム、政其^{〔府脱カ〕}言処ヲキカハ我求ムル処ハ公明正直ノ
コトナルヲ知委スル処アラン、

水師提督ホウチヤンチンハ、全權ノ重任ニ雇リテ其
領受セル矩例ニ従ヒ、今便ノ大事ヲ諸君等ト全儀^{本ノマ、}

且貴国政府ノ員ヲ予メ会合シテ諸事ヲ約定セシム、
此度大日本帝府ニ使節ヲ奉スル本旨ハ、全ク和親ノ
意ニシテ第一方今ノ事情ニ就ク、此政事ノ意ヲ明白
ニ申告シ、次ニ境界ヲ確定スルノ必要ナル縁由告白

シ、更ニ兩國個大帝國ノ福安ヲ保チ、兩國臣民遭遇

ノ際ニ就テ互ニ永遠シ、有益ノ^{〔規カ〕}基律ヲ定メント欲ス
ル為ナリ、使官ヘアチユタントセネル兼水師提督

「ホウチヤチン」ハ此ノ如キ切要ノ命ヲ請テ貴国ニ至
ルコトナレバ、諸君定テ適當ノ礼義ヲ以テ招迎セラ

ルヘキコト、予復コレヲ疑フ事ナシ、英明聡慧ノ執
政諸君我政府ノ意ヲ^{〔細カ〕}細クニナシ、我水師提督ノ申造^{〔告カ〕}

ヲ検査シテ、兩國有益ノ事ヲ催督センカ為ニ心ヲツ
クシ給ハラシ、又是疑フヲ容レサル処ナリ、

此書牘ハ帝ノ政府ヘシントベールヒユルク<sup>魯西亜
帝都ノ名</sup>
ニヲヒテ作ル処也、時二千八百五十二年、即チ魯西
亜国一統ノ主セシヤ帝即位ノ二十七年第八月二十三

日、

レイクスカンククル<sup>官
名</sup>

千八百五十二年八月二十三日ネツセルロオデ

嘉永五年壬子七月二十一日也、

○嘉永六年丑七月二日御達

諸侯一統并御旗本布衣以上迄

一 浦賀表渡來之亜墨利加母(舟カ)より差出候書翰之和解前式(写カ)冊相達、此度之儀ハ国家之御大事ニ有之、実ニ不易筋ニ候間、右書翰之趣意得と遂熟覽、銘々存寄之品も候ハ、縦令忌諱ニ触候も不苦候間、聊心底を不残十分ニ可申聞候事、

此度亜墨利加母持參之書翰於浦賀表有之候間、右ニ不泥存寄之趣可被申聞事、

○同九月十五日御達

荷舟之外大船停止之御法令ニ候処、今時勢大船必用之儀ニ付、自今諸大名製造いたし候儀御免被成候間、作用方并船数も委細相伺、可請差図旨被仰渡候、尤、右様御制度御蚤通被遊候儀、畢竟御宗祖の御遺志御(禁カ)繼述被思召候より被仰出事ニ候間、邪宗門御制業等之儀ハ弥以御先規相守、取締向別而嚴重ニ可相心得候、

米利翰随從之者又警衛之者共供待中、種々之タ

ハムレアリ、聊左に記す、

一 奉行衆其外之駕籠を見て、惣而真写す、且駕籠の戸を明ケたりたりして見て感心したる気色、

一 率馬をみても又写真す、一人馬ニ近き来りて鞍をはつして全身を見たき由を乞たるか、馬にはねられて顛倒す、

一 下官の帶し居劍を見て、抜て見せると此方より乞たれハ、取帯の劍をすくに抜て振廻したり、夫を備へ立、指揮し者見付て制したれハ、おとろきうろたへて鞘へ納めたれとも、劍の身まがりて急ニ納まらず、

一 鬢者(刺カ)刺もあり、刺らる、あり、痘根ある者ハ一人もなし、

一 和語を知りたるものハ自慢心にて和語を用ゆ、既

二 一人横浜の村方を徘徊の時、表ハ込から裏を廻れハいふに、一人ハ此方の人々陣そろを見て、是はり(マ)ツダト(マ)いふ、

一 小倉・松代両殿之警衛の人々のさまをも写真す、

一 椿の花の開きたるを手折に、或はかさし、或はゲウエール(カ)、菓江さして持行歩行したる、

一 椿の華を多く折取るに依て制したれハ、三四人すミ

やかにニゲ行、その歩行さま足のか、と地につかず、
前こ、になりて鷺のあるくにとならず、

一 麦の青葉を刈り取ものあり、何にするかと問たれば、
船江持行て獸にやるといふ、

一 婦女の眉毛のあるを見て、陰門を見せなひかといふ、
又手まねをして自然のさま抔としてみせたり、

一 年少の男子を見て独樂をするかと、その体をなした
るもあり、

一 小倉侯の警衛の台場を見て感心す、

一 松代侯の警衛の長巻を見て感心す、

一 黒坊式人上陸、彼の手を見るにヒ、ワレテ下人の手

足のか、とのことし、如何にして斯ノ如と問たれば、
帆船ニ上下するゆへ如此と手まねにて答ふ、

一 彼か煙管種々の製も有るへけれども、席上ニ上りた
る人の内、或は一人持たる品を見るに、長サ三寸
ガクヒ大きく指渡し一寸余、但シ木にて製ス、

一 席上にて給仕人の懐中したる鼻紙を乞ひたるものあ
り、

一 又煙草を乞、煙管を借用して吞たる者あり、

一 異人の金玉を振りたるはなし、又異人に恋慕われて
銀錢をもらひたる人もあれとも暫く略ス、
愛的

嘉永三年(ママ)辛亥十二月同五年壬子二月写之

井伊家新令并御詠歌

御書付之写

此度家督無相違、御先手之儀を始、諸事先格之通可
相勸旨蒙 仰難有存候事二候、

公義御法令者勿論、当家の法度非法之儀、御代々被
仰出候趣、家中末々在町迄堅相守、職業無油断、忠

孝之道昼夜懈怠有間敷候、

一 我等今日之位二備候事、(井伊直亮)天徳院様御高恩冥加至極

身に余難有存事二候、依而者弥以当家代々之古風ヲ
守、文武之道ヲ研究致、身命之限家中領内之者共を

撫育し、我等者士民を頼、士民(我方)家を頼、上下如
水魚一和して如何様之御用向被仰出候とも、衆心合

体御奉公手強相勤、奉尽無二之忠節度、(井伊直政)祥寿院様・
(井伊直孝)久昌院様御創業、御曆代様も御栄名を不辱候様致度

存心二候得共、素より不肖之我等二候得ハ、此上ハ

各ヲ初家中一統の多力を借、忠業成就致度候、
(家康) 権現様以來之御高恩、次ニ御曆代様之御恩沢奉報度
存心ニ候、

一古今国家之盛衰存亡、身之終ると終らざるも、言語
の開塞ニ依候得ハ、我等之過失ハ勿論、譬治国有益
之儀多候共、詔諛因修の人ニ懐かす、誠意誠忠ヲ旨
とし諫争厚意訖無遠慮幾度も可申聞、諸役人初家中
一統可為同前候、若家来存違申出候歟、又ハ家老不
道理なる事被申候而も押返し無之、(中儀も脱力) 權威ニおそれ追
從輕薄いたし、身を構候様之族ハ不忠之至、士之本
意を失ひ候事と存候、向後我等為と家老被申出儀毛
頭不差扣心底可申述候、万一不心得付之衆も有之候
は、側役ヲ以申出、早々前江呼出し直ニ相尋候事
も可有之候間、遠慮無憚候事可被申聞候、

一家中之者共家格之通諸事專古風相守、文武忠孝之道
緩かせニ不存、礼義廉恥を旨とし、士之本意を不失
儀可為專一候、若拔群之真士たるにおひて者重召仕
候、家格ニ(不脱力)依武役ヲ茂可申付条、屹と可致厲精候、
(非申直也) 一弘道館之儀、觀徳院様御開館之御趣意を守、專国用

二可立様勉強可致事勿論ニ而、館中之諸役人并師範
之者共懇篤深切之誠意を尽、諸生弟子共我子の如く
教導取立候儀、家中之為第一我等江一廉可為奉公候、
厚掛念可致候、

一惣而家中之者共平日身を定、夫々持賢め何時ニても
馬先の用ニ立候覚語第一ニ候、畢竟身は常之習わし
候間、別而若き者とも屹と相心得可申候、子弟のぬ
るけたる生立ハ、親兄弟の不覚語緩かせなる故と存
候、依而行跡文武ニ達し候者、(正敷脱力) 格別之沙汰たるへき
事ニ候、

一惣而家芸之者共ハ、幼少之時より無油断芸術稽古為
致鍛錬可申、家芸も難立、其ま、捨置候者ハ親共不
心得之至、能々教導可致、嫡子たり共生質其器ニ不
当候得者、次男又ハ他より養子いたし候共、家芸手
厚相伝致様可相心得候、前件之如ハ、養子たり共跡
職無相違可申付事候、尤、家芸ニ達し執心厚きニお
ひてハ別段之為可及沙汰、
一万端窺事、家中願事急持合可申付筋之儀も、(者カ) 昼夜ニ
限らず早々可申聞候、

一各者勿論、諸物頭・諸奉行与下之仕置入念正路廉潔

二申付、上下一致してしかも礼義ヲ不失心掛可為第

一候、抽精不精之者ハ頭ニ其心得可有之事ニ候、

一目付役之儀ハ、我等目代ニ申付置候役筋ニ有之候得

ハ、申迄も無之候得共、毛頭頭(行カ)依怙(カ)最賈之沙汰なく

入念正道ヲ以可相勤候、善惡之儀ハ聊も不誤様面々

了簡一盃ニ可申聞候、

右之趣申出候条被存、其旨家中一統用番宅江召呼

(各脱カ)列座可申渡者也、

十二月二日

直弼(カ)

木俣土佐殿

西郷伊予殿

小野田一郎殿(小脱カ)

木俣半弥殿

長野伊豆殿

松平倉之助殿

御書付之写

天徳院様御存生之内、一統江御仁憐之思召相伺仕候

処、御多用ニ付御取紛被遊、未被仰出茂無之内被遊

御逝去、嘸御残念可思召儀ハ、我等ニおひても残念

奉存候事候、依て御遺志を相継、家中知行取之面々

を始切米取并ニ郷町ニ至迄、別紙割合之通り為取之

候、尤、近来御備場之御用、且類焼等ニ而不一通物

入多々之時節ニ而、何分不任心底甚少合之事候得共、

兼而御憐愍之思召難有頂戴為致可申候、右之段、各

別座家中之面々并ニ役人共取計、入念早々不洩様ニ

可申渡者也、

十二月二日

御名衆

家老衆連名

御遺金之覚

一百兩ツ、

家老并新野右馬之助(左カ)

一五拾兩ツ、

一万石より八千石迄

一四拾兩ツ、

八千石以下(五カ)貳千石迄

一三拾兩ツ、

五千石以下二千石迄

(井伊直弼公御法令より補)一貳拾五兩ツ、

貳千石以下(五百カ)千石迄

一貳拾兩ツ、

千石以下二百石迄

一拾五兩ツ、

五百石以下三百石迄

一拾兩ツ、

三百石以下百石迄

一七兩ツ、

百石以下同等迄

(井伊直弼公御法令より補)一五兩宛

知行跡扶持方

一四兩ツ、 小姓中并右扶持方共

一三兩ツ、 騎馬与右二付扶持方共、郷士共

一貳兩ツ、 三歩行・能役者

一一兩ツ、 惣(ママ)名字揃(持カ)之分

一鳥目壹貫五百文(ツ)、無(腕カ)苗字(ツ)之分

以上、

一貳拾五兩ツ、 西郷藏之助(進カ) 松平安五郎

小野田誠之助 長崎治助 野山栄藏

岡崎早八郎 白石太藏

一三千兩 江州領分并佐野・苗各(世田谷カ)

一七兩ツ、 彦根町并長浜

右尚又配金有之候様相廻し可申由、御家老中被申渡

候二付相達候(ハカ)以拝見之上各銘々印形被成、早々御順

達納り候方より京橋御役所江御戻可被成候、尤、組

下支配下有之衆中者御申渡可被成候、

十二月十六日 御目付印

直弼公初而国に入給時、諸人群聚して出迎けれハ、

惠ますはあるへき物か野山をも

わけつ、したふ民のこゝろを

嘉永五年壬子二月廿八日写之也、

楠公石碑之文

忠孝著乎天下、日月麗乎夫(天カ)、天地無日月、則晦蒙否

塞、人心廢忠孝、則乱賊相尋、乾坤反覆、余聞楠公

諱正成(首説カ)、忠勇節烈、国士無双、蒐其行事、不可概見、

大抵公之用兵、審強弱之勢於幾於先(衍カ)、決成敗之機於

呼吸、知人善任、体士推誠、是以謀無不申(中カ)、而戰無

不克、誓心天地、金石不渝、不為利回、不為害怵、

故能興復王室、還於旧都、諺云、前門拒狼、後門進

虎、廟謨不藏(賊カ)、元兇接踵、構殺国儲、傾移鐘簾、功

垂成而震主、策雖善而弗庸、自古未有元師如前(帥妒カ)、庸

臣專斷、而大將能立功於外者、卒之以身許国、之死

靡佗、觀其臨終訓子、從容就義、託孤寄命、言不及

私、自非精忠貫日、能如是整而暇乎、父子兄弟、世

篤忠貞、節孝萃於一門、盛矣哉、至今王公大人、以

及里巷之士、交口而誦説之不衰、其必有大過人者、

惜乎載筆者、無所考信、不能發揚其盛美大德耳、

右故河撰泉三州守贈正三位近衛中将楠公贇、明徴
士舜水之瑜字魯璵之所撰、勒代碑文垂不朽、
(朱脱カ)
(以脱カ)

嘉永七年寅年正月

よほくれふし

よほくれ武士

やんれ騒動の出来たよ、抑世上の噂を聞ねへ、先年
此かた唐人さわきて交易く、其時次第にぬらひく
らひと返事をする故、弥図に乗り蒸気船とは茶にし
たあめひか、呑れた阿部さん込た戸田さん、浦賀の
御台場手薄く成とは初手から言たに、御為御益と勘
定奉行ハ、自分の御勝手諸人の不勝手、少しもかま
わず上納金をも取のいらぬの、やつさもつさを言ふ
た上けくに、御免と出抜のきへんも出ねへの、酒宴
ハならぬ、なんのかのとて、むやみに言出しぬらべ
らばふの大へらほふの、大筒さはきに玉かなひとハ
玉消た咄しだ、時に書翰ハどふしたわけたよよ、(衍カ)ち
んふんかん文、御評義まちく、和解くふぜひか
く哉と思つて一見したとてとふ成物かよ、文武く

と今更さわけと蜂にちんぼふさ、れた同前いたひと

もいわれず、かゆひ所へ届た手当も御金ケ第一、やれ

くいせさんどふしたもんたよ、叱りちらした御隠

居なんぞを引すり出して、手段か有かへ、外には人

もいくらもあるふに、江川こときの上書を取上げ、

のとつ首成浦賀にかます、(わ脱カ)はなの先成る品川あたり

へなままこのよふなる入札、御台場一ツや二ツ拵へ

たりとてふ成物かよ、地の利ハ人の和するにした

かと孔子のおぢいもいつたてなひかへ、まして甲府

へ御ひきなど、ハ言語同断、勿体なひ事姥やめ文句

てやつたらよかるに、越中ふんどし古切れなんぞを

ひねさがした、こわもて文句しや、今の浮世ハ中々

いかなひ、権ておさへて徳てなつける、銭かねなん

そは公儀次第とてふでも成る事、徳は本成、時ハ末

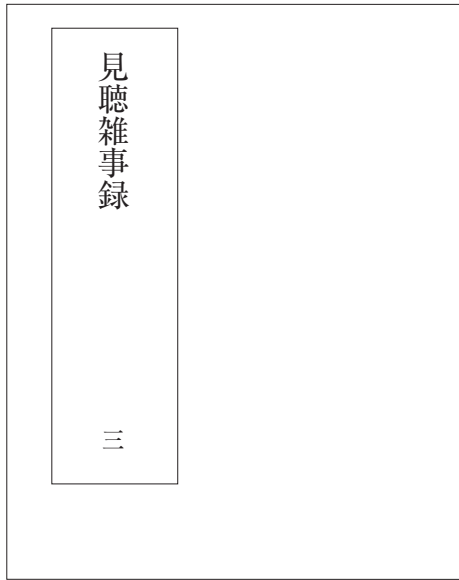
也、おのれくがやめにて五常を守りて、其身く

の業を正敷忠を尽してハ、本より尊き日本ハ神国

アメリカの齒にたつ物かよ、きつと吹ぞへ神風く、

(なれば脱カ)

(表紙)



見聽雜事録 三之卷

目録

- 一 新納忠增高麗渡海之日記
- 一 九州軍記拔書
- 一 安政二卯年
- 一 江戸地震
- 一 大塩平八郎乱妨之節人々書状其外御取扱向

安政二
一 江戸地震之節仰出之写其外右二付而之書付写

朝鮮太平記拔書

一 五大老・三中老・五奉行名前其外条々

一 石田治部少輔讒加藤清正并石田立身由来事

一 大地震付加藤清正登城事

一 三奉行加藤清正江使を遣入事

一 清正出仕御勘氣を赦免事

一 清正楊鎬会盟破事

一 日本諸將蔚後詰付黒田入道如水梁山城軍事

一 楊鎬奔走并後藤又兵衛尉基次物見事

一 加藤清正注進日本并感状事

一 吉川改馬印并堤妙法陣羽織同黒田殿被施面目事

一 順天諸將軍商議付注進自日本事

一 茅国器計略付望津落城事

一 大明勢逃帰星州事

見聽雜事録 三之卷

新納忠增高麗渡海之日記

文録(録力)元年壬辰之弥生朔日に御出馬可有之由相定候得

共、其日ハさしのびて有けるに、其夜の夢想にかく
なんあり、

出ぬまも月のひかりや夕涼ミ

かやうにをハしけるよしを、愚親(新納忠元)為舟ニ相語候へハ、

おもしろき夢のよしにてよろこひの(かすカ)をそろへ、洞

庵とふたりして夢あわせなしたまひしなり、さる

程に、同三日と申にハ大口に御着馬なされ候て、明

四日(旧記雜録より補)ハ御隙入事候て御とくりう有、御酒宴にて

種々△の御ことの葉共あり、然る所に若殿様ハ大口

より一里のざい所にてありけるまごしと申処御着被

成候を、武蔵入道(新納忠元)参上以申うけ候て、御両殿様御同

座にて御会尺あけられ候、つねよりも御機嫌よろし

う見侍りぬれハ、某親子のよろこひは此上にあら

しなんと申侍也、次の五日ニハ大口も御立なされ、

肥後の内久米野(木カ)と申所へ御つきなされ、いかにもち

いさき家の有けるに御宿被成候て、其晩ハ(伊勢貞忠)任世・忠

増兩人御座にめされ候、任世も大口をおなしよう立た

まひし時、母うへにあわせられそろて暇乞ひなと候

て、こゝろよハからむとをほして此方彼方にかくれ

たまへハ、母うへは又暇乞せんとて尋たまうもいと

哀れ也、忠増も其日罷出候、さりながら少御あとよ

り立候て、住馴し庵もすて、立出侍らんとするを見

て、男女共ミななきぬ、其中に一人哀也けるハ、六

十に余り給へる母のありけるが、涙にむせび声にて

のたまひけるは、さもしハたとり目出度かへるよし

ありとも、老の命は今日をしらすとのことの葉まで

やう／＼にのたまひて、いと哀成体になきおはせし

つる面影、旅の哀を思ひ出で、なを／＼しう身にそ

ひぬれハ、いつかハわするゝよし有とおもふて我か

心もよわくなり侍りぬれハ、其けしきミせてハ打立

なんことなりかたからんとをもひて、何ともおもわ

すかをに打かたらいて、かはらけ取揚三ばひくミて、

やがて母うへにさし奉り、御しやくとりてミつから

持合たりけるかけ袋に、干いりごの有けるを取出し

て奉り、いろ／＼のことはをそへて酒をすゝめ侍

りけれハ、いわるの門出とやをほしけん、いままで

なきたまひし目を、しとり涙を押へてのたまひける

ハ、やかて／＼帰朝し給ひて又々かくめで度酒のみ

たまへ、我も老命にてはをハし候得共、千世の命をかきりに成ともなからへて、左もし待付かやうにいわめたまはんのよし仰せ候て、御しやくくにて盃をさ、せたまへハ、^(手腕カ)つきにとりてかすあまたのみ、母せうとにさし奉れハ、のみたまひてより、さかつきをこなたかなたにめくらし後やかて罷帰り、御めもし申へしなといえは、またしきりになきたまへハ、やるかたもなき立ばなりけりとおもひて申侍りしハ、此度は唐人有間敷のよし候得共、肥前の内なごやと^(入カ)申名津の有けるまでハ、日本国の武士とも集りて、彼さい所より皆かへるへきのよし申候ま、御心となき事共者有ましうおはし候へと、まことしやかにならめ侍れば、御うれしきけしき、にはかに見得てよろこひたまひぬる、其隙ニやかてく^(めカ)なんといて、武士の本意にてはなけれども、にけぬをつかひて立出侍りなり、其より道を行に、草木のあるを見ても又あふへき事かたからんなど、おもひて、四方の山々峰々にも名残多く打なかめつ、行に、むた口といへる所へ父武入ハ、御両殿様を門おくりし奉て

目も鼻も赤くなきなりたまひしが、ミつからかとおらんを見たてんとおほして待たもふ所に行きあひて、諸共に涙にむせひて、兎角のこと葉もかはす事なくてわかれぬれば、心のくるしさやるかたなけれハ、ゑしやちやうりと聞てよりハ、かくまてなげく事あるましふはおもひしれと、迷ひの雲晴れか^(衍カ)たきハ、老の少不定とやらんいえる事の葉共は、ミつからが身のうへにをもひしられて、猶かなしき事はまさり行けと、はれ方はさらになしなど、おもひて、乗駒の足にまかせて行程ニ、山野之里も打過て、肥後と薩摩の堺なる小川内といへるにつきぬれ者、あるしあま酒を持ってミつからくるらんとて待かけぬる所ニ行あひ侍りて、いそく道の故、馬上よりとりて吞ぬ、其人々にもはやさらばく^(めカ)となんといい捨て、道をはるかに行程に、五本松といへる所にて丸田筑後守方親類共を引具して、御両殿様の御送りニ参候てかへり行にあひて、かすく^(ハカ)のことつてなんして、其人々にも袖をいかれぬれハ、あたりの草もなつかしうや有けん、心くるしうて別路をゆくに、肥後の

内久木田野々といへる里に、日ハまた山より遠に有

ける時分につきぬ、御内よりは夜に入てこやとに帰

り侍りて、すゝたれたる家のちいさくてまばらなる

にそねをし侍れハ、枕の上に月ほしのかげさはりな

くうつるをミテ、面白ことハ二ハ雨のふりぬる夜ハ

いかにあるし住らんとおもひ、かすく哀成ル事と

も侍れと、筆につくしかたけれハ書す、さりながら

彼の里のうちに古郷といへる所有よしを聞て、心ま

とひにかくなんよめり、

古里と名におほふ里に身を置て

よそのやとりのかりふしはいさ

と独こちて、春の夜さへ長き思ひになん、や明し侍

りぬ、同六日には其里も立ぬるに、伊勢弥九郎殿か

へられたまふに行あひて、左右方共に物さへい、あ

へす、涙くミえ手をさし出したる事を暇乞に引別れ

侍りぬ、今日ハ又皇徳寺殿御たち日なれハ、念仏さ

んまひにしてちやうしやうといへる坂をのほりく

はつれ者、やかて桜川とい、てちいさき山川の有け

散てたに春を忘ぬさくら川の

岩瀬にかゝるはなのしからミ

となむ口すさミて、谷峰野山のかすを越えて行ハ、

卅ちやうといへる坂をくたり、ゆのうらと申所のか

ハちの長々敷道のわろきを過行は、其夜は佐敷とい

へるミなどの町へ御着馬有、然者此所の役人安田弥

藏殿といへるより、御着馬のよし目出度なとい、て

路中迄一人上られ候、某申次候、然二御返事なされ、

使御かへし候、やかて其晩御陣宿へ自身参上被申候、

進上物ハ鳥目千疋・樽二拾、御両殿様江同前之進

物也、いつかたにても任世被成取成候、次日の御返

礼鷲目壺万疋、御両殿共に御同前二被成候、此日

ハ雨風はけしけれハ、御と、まり被成候、此夕かた

には又七殿御參陣なされ候也、されハ又某宿所江も

安弥殿自身御出候、樽三荷にさかなかすく御取合

相持せ候、其後又馬草・薪等送給候、某も返礼とし

て料足式百疋もたせ参候、明十八日には亭主に百疋

とらせ罷立候、其夜ハひなごへ御陣被成候、是も安

申上候、佐敷にても如此、いつかたにても御亭主に
 は五百疋ツ、被下候、何事も 御兩殿御同前ニ被成
 候、さる程ニ、某はいにしへのしる人にて有ける彦
 右衛門と申人の所へ一宿申候、酒さかなをとりあは
 せ振舞われ候、其むかしの事共かすく被思出たり、
 いつかたにてももめん五ツ亭主江ハつかわし候也、
 されハ同九日の朝は、此浦迄送りきたりける者、勘
 解由左工門・五六左衛門此二人、某にわかれをした
 ひて涙にむせひぬるを、いろくとすかしことつて
 なんもし(トカ)てかへし侍りぬ、さる程に日の出かたには
 御供申、此浦をも立出でとも、道のわるきを遠行て
 ありけれハ、かふ田といへる所をも跡にみて、やか
 て川を渡は、むきの島とい、て八代の城の有ける、
 其町を御通り被成候へハ、男女手を合おかミ候て涙
 を落し、はるく跡をしたひ来りぬ、其人々の数は
 しらす、其夜ハ宮之原迄御着なされ候、さる程ニ此
 里を見るに、おもかわりて見へたる所も似(行カ)も似たり
 さりけれハ、我年や百千にもなり侍らんとおもひ驚
 きて、月日の巡りをかぞへ侍れハ、よその国となし

たりけるも、今六七年の間成に、かくまで有しこと
 よとおもひ、いにし(行カ)へのさまをつくくおもひ廻
 すに、神のまつりこと時節をたかへす有しおりから
 ハ、身の毛もよたつ計をそろし(行カ)うおもひしか、今
 は又引替て宮も無残打くつし、木深たちし居、山も
 木も(もともたになくカ)となになく切尽し、門を双て作り居し寺も皆百
 姓の栖となりて、たうとき事ハひとつもな(く、カ)かりき侍
 れハ、すさましき姿(トカ)もなりしを見て、余りの御事に、
 時めきし神のまつりの絶えはて、
 あとすさましき宮のはらかな
 同十日・十一日にハ、余り天氣悪敷て御逗留有、同
 十二日には此里も被成御立、外城といへる所の町へ
 御宿陣被成候、同十三日には山川と申所の町に被成
 御着馬候、某は此里に着ぬれば、やかて高き山のあ
 りけるにのほりて国中をミるに、田畠まんくとし
 て人家居にきは、しう、たみのかまとの煙隙なく立
 おほひぬる中にも、我いにし(行カ)へあるしに
 て有ける所、くまのしやうのあたりよりミふねなど
 いへる所まで無残見渡侍りて、しつのをたまきと心

のうちにくりかへし／＼念して心くるしうなん、宿にかへり侍りて亭主などを見れハ、よそながら見し住家にも似す、いかにもせはしう住居て、人皆かしかれたる有様をミレハ、不思議なる事におもひて、世の中のこと共を尋聞んとて、今の世はさそな昔に替りて住よかるらんなど、いへは、亭主侍りしは、いにしへハ極楽の世にありて今は地獄に落され侍る也とい、しを聞て、いか、ありてかくはいふらんとおもひて、こま／＼たつねぬるに、亭主又いへるは、何にてもおわし候へかし、一種々も物を持たらん人には幾度となくこと葉をつくし、しなをかへ、使をはおりかへ／＼やりて、終にとられ侍るなり、物も持さる百姓は、女房子共を引はなされ、男ハ籠におし入て、錐をも(まる、カ)者もあり、木にはさみ焼金当る人もあり、湯水のせめにあうもあり、夏はへびを桶に入て其中に人をいれなんとして、へびにしめられ候てしぬる人もあり、此外さま／＼手をつくし、責はたられ候事をハ(衝カ)はすれハ、身にもたざりしたからをハ、いつくよりかハ出すべし、廿日卅日ニも及ぬ

れハ、籠よりもはや引出され、首を切る、者もあり、はりつけにける人もあり、あうらる(ふカ)、ものもあり、いらる、者もあり、口をさかれ串にさゝる、人もあり、如是ありし事をミるからハ、今日や我か身を(ウカ)上ならん、明日や我身にかゝるへしとおもひぬれハ、夜のひまさへ目もあわす、又は日も入かたきに(衝カ)成ぬれハ、今日ハ命の内ニなん暮し侍たるとおもふ心のはてはいか、也なんかし、如是ありし事ともおや地獄とも申侍らん、むかしあいミし極楽も、いま落されし地獄をも、たゝめのまへの事也とい、もあらず、四拾計の大男ほろ／＼となきて袖もいみしう打しほれて、ミつからをつく／＼とみて、むかし恋しやなるといひて、涙にむせひぬるありさまをミれハ、我へもさすか岩木にもあらされハ、こらへもあへす涙をおとし侍れハ、亭主の女房ともにてや有けん、四人計女の声を揚て物こしになきぬ、哀成住家に行あいて、宿をかりしよとおもひて我袖をミるに、いたふぬれ侍りけれハ、いにしへにも見ざりし人のなげバとて、かく有ぬへきこと、もハ我心をも我と不

審におもひ侍りぬれハ、笑草にかく、

見も馴れぬ人にあいつ、わか袖の

しほれぬるこそ心しられぬ

明朝、此里をも夜のまだふかき内より立なんとするに、四十四五の男来りて申侍りしハ、武州(於カ) 大津山

ニ先年御心遣之儀共有之時、高瀬より舟に乗せ申候者成と名乗出けれハ、憑敷人におもひて心さし計に

指あひたりし脇刀をつかわし、委敷札をい、て帰し侍る也、其よりやかて御供に参ハ、夜もはやすこし

明かたに被成御立候、此日は南の関といへる関やにてすこし御立とまり、人馬を御休め候、皆人兵糧つ

かわんとて、こなたかなたに宿をとりいたりけるを見るに、関守ハなけれハと、むる人もなきに、かく

こ、にし立とまりたまひしハ、名にお里(ふ脱カ)の故にてや侍らんとおもひ、又めい歌、

行袖のしハしハ爰に立とまり

つかふわりこや関をもるらん

とよめるハ、末の世のためになりぬへし、一笑く、其夜ハ筑後の内瀬高の町に御陣宿被成、明十五日ニ

ハ夜の明さる内より被成御立候、然処に肥前之内寺

井と申所近くなりて、糸の木つとい、ししほ入の川有、広丈ハ一里なりけるに、ちん(ちん舟カ)と舟のいかにもち

いさきに乗りて渡に、水ハにこりて白浪あらく立ぬるに、袖もぬれてせんかたなかりし処に、はやむか

いちかくなりて、しほひの跡の砂の上にミヤこ鳥の居たりけるを見侍りて、我も旅行身の哀に、いさこ

と、わんのことの葉、忍ハしくおもひ出られたり、其夜は肥前之内寺井に被成御陣宿候、余り雨風降敷

候得者、十六日七日ハ此町に御泊り被成候、されハ哀成ことの片腹いたき事ハ、ミつからかうら(カ)に両日

の間あり、夫をいかにと申には、いかに家のちいさきに宿を借ぬれハ、内はむさくとしてす、たれた

るにゐたりけれハ、心よからすおもひ侍るに、又たく火は薪なくて、はらといへる物のミたれぬるをも

やさんとすれハ、雨に濡れてもへさりけれハ、煙ふかふして、小屋の内は夜の入たるこ、ちなんし侍り

て、身のやるかたなくて、余りの事に外に出なんとすれハ、雨に風烈敷て笠をさす事もならずして、煙

の中にうつもりて居たりけるか、身のかなしさをおもひめくらすにたとへなんことこゝにあり、狸女殿と申奉る御方、山に深々敷人めを忍ひて住たまひしを山人見付ぬれハ、彼御住家なりける穴の口に火を焼て煙をふかくたてふすめ侍れハ、身のかなしさの余りに外二出ぬとすれハ犬ありてならず、さる程二、余り煙にせめられて終二しに侍る由、山人共の語りしも、今こそおもひしられたり、余りの御事に名歌一首よみ侍りて末世のためニかき付たり、

我すかたもしや狸に似たるらん

かく死はかりふすめられぬる

同十八日ニは空も晴、風もおさまりぬれば、月の光さやかなりけるに、夜をこめて被成御立、べふと申町へ被成御陣候、明十九日ニは牛津と申所へ少御休被成、人馬に息をつかせられ候て、やかて被成御立、其晩はから津と申所へ御陣被成候、此所迄町田出羽守殿・本田(正親)因幡守殿名護屋より被為参候、同廿日と申には、鳥の群(声)をしるへに武器をミなめされて御本陣江参り給者、さる程二 久保様御出立、ものく

敷てうつくしき事はいふにこと葉すくなけれハ書す、只々おもひ出たりけるハ、かく被成御出立候御姿をば、親にて候武蔵江見せ申よしあらハ、さそなうれしく奉見べし、さる間此里を夜のほのく明かたに被成御立候て、名護屋へ申の刻程二御着陣なされ候、同廿一日より四月六日迄ハ名護屋に御陣被成候、其間ハ日々に石かけ小屋普請などに日を送り侍候、彼奉行ハ桂殿・敷根殿・任世・某四人也、然ハ間十七日ありて普請首尾申候、去程に、大口より普請のために来りける人とも、夜にげに帰り侍りし也、其中に一人哀成りけるハ、宇土飛彈守どの様と満行喜太郎とのさまにと、めたり、夫をいかにと申には、何か命を又つ、くよし有てあふへきことも有がたく、其上大口にも万人なみに某もすみしものなるに、一言のいとまなくてかへり給ひしと、つくくおもひ侍りしハ、しハしと、のへてやおきなん、舟にも乗るよしや有などの心の鬼にくらはれてや、夜半はかりに其姿うせさせたまふらんと、心ひとつにおもひし也、又々猶も有にけり、松木殿に内田殿、此両所

は御国本御用之由候て御と、め被成候一日の事なり、されハまた其夜の明かたに御出舟候つれ共、御舟本迄さへ無參にて、御出舟の事をもしらすかへられしは侍の本儀たるべしや、中々我々つれに暇乞あらん事は夢にもしらする御事也、我名をくたし帰る事をいそかせたまひしは、女房衆に心やいそぎ侍らん、もし舟にもものするよしや有と、をぢる心や深からんと存候得ハ、命かな、今一ツ国ニ歸りて彼人達ニあい／＼て心の内をきかまほし、又は橋口彦九郎と申ける者は、舟本に荷物を幾度となくはこひて、某出舟之体を見て、涙ニむせひてた、壺人汀に立たる有様いと哀也、御出船舟(行カ)の事を大口よりの人迎ハ此者ならてしるましようおほへたり、とにかくにい、しほどに日数も積りぬれハ、四月七日と申に候、名護屋の陣を出、舟に乗りてはや壺岐の島江と心さし、追風よきに帆を揚て、行々跡をかへり見て、ほと、をくへだて来て、心のうちにおもひしは、浦山敷とかへる浪かなのこの葉も、かくのこことく身のあハれやかなしと誑侍りつらん、かく今日日本を出て又立

帰らん事も定めなけれハ、かたみにもとおもひ、よしあらハ知らす書付侍りたり、
(シカ)

けふよりはうきよの外に立出て

うみのミヤこに帰り行かな

かく申侍り候得ハ、十王の御氣に合まじき身ならされハ、又此世に立帰るよしもや有なんと、心の内をかしくおもひながら四方の海つらを見るに、うかひし舟は広き池水にちりし木の葉の打ミたれたるに似たり、舟の仕立様々に侍りしがど、うつくしきことのミ候得者、筆も及びがたくて書す候、さる程に西の刻と申には壺岐の島江御着船有、久保様御舟を初め奉り、皆々夜入かたに御着船有、然者日数もつもりぬれハ、国より舟も更に来らず、軍兵共も渡るなし、さる間、御両殿様上意には、いつまでこ、におわせんとありけれハ、せんちん於舟を尋んとおもへる、我も／＼と尋ぬれと、一艘たにも無りけり、され共敷根藤右衛門尉殿乗船一艘こ、にめぐり来て、十七日と申には久保様対馬にとて御渡海候、其御船行帰来る時迄も舟一そふも来さりけり、同廿一日ニ

ハ 義弘様ニも御渡海有、さる程二前の廿日ニは余り浪風あらくしてむかひぬれハ、某小屋を磯につくりて居たりけるに御立宿なされ候、然ハ我々事は舟もなくして御供申さす候間、今をかきりの別れ roadway やと心ほそき筆(さ力)にも難尽候間書す候、さる程二夜半計には御出船被成候、舟も持さる身也せは、主人をさきにはなち出し、我はこ、よりいたつらに過暮すへき無念さとなけて(け力)とも更にかひもなし、御舟は遠く成行者、あきれ果たる有様ハいつの世にかは忘へし、何に付ても大口の人の心のつらさをはうらみ無事はなかりけり、本意を背き跡に居てむねくるしさの余りには、磯辺に出て貝なとひろひ、又は釣などして日の数を送りて、余の御事に川上四郎兵衛尉殿(忠兄)と談合して、りう船一艘借請て平戸迄遣し候て、もしも我乗船や来るらん、乗て来よと申付、坂元伝右衛門といへる人と川上四郎兵衛(衛脱力)の供衆の内二人使ひにやりけれハ、二艘の舟か廻来て、今生れたる心地し侍りぬ、此をいつそと申には、五月十三日に人をやり、同十六日と申ニは我住島に來りたる、十七日ニ

ハ舟さ(さ力)うなくをさせ、十八日ニハ荷をつませて夜に入ぬれハ、舟をミナ津口のかたへ押出し候得共、風むかひぬれハ少さけ、順風に帆を揚、浪路を遠く行に嵐のにハかにむかひぬれば、舟子とも声々に動揺す、されハ又櫓のおれたるなど、い、てさわく船もあり、壱岐のこたく乗もとる舟も有けれど、薩摩舟は皆乗渡候、されハ又人々よひふして煩けるを見て、船に乗て高しほ酒やのミつらん

よひミたれふす人のあわれさ

となん申侍りて行程に、明十九日の申の刻計(初力)に對馬の府中と申湊に着船申候、千家の町有てよろつつうつくしき所から也、同廿日ハ順風あしくて此浦に罷居候、廿一日ニハしたかと申津へ參候て、一夜止りて様々い、し程に、六十計の人を釜山浦迄の案内者にたのミ舟に乗せ、明廿二日ニハ西泊と申湊に風むかひぬれハ、日中に相か、り候、同二十三日ニは(田)夜半より舟出して、大戸湊と申所へ着ぬ、その日者(記雜録)より補

住吉の瀬戸と申を通り候、左右方松山さしおほひて、きしうつ浪と松風ハひとつ二ひ、きあひ、舟の櫓の

はい、左右の岩岸にさわりての音、よろつおもしろ
き事数を尽せり、又ハ空をミれハ、有明月の光りハ
木間より見得かくれして、明神の社は高き所の岩の
はさまに立り、一入(たカ)おうとく面白所也、あわれ
くよしあらむ人にミせ侍り候ハ、言葉つ、くへ
き事可有ものになんとおもひて過ぬるか、余りおも
しろき事ともに引かれて、しらすりしかと(こカ)ばを口に
まかせ人まねして申侍りぬ、人々の見て笑候はんも、
形見とはなり侍らんかし、

爰にありし御神はさそなすミよしの

せとの岩なミあさきよめして

とい、て、明神もさそなかたハラいたくおわすらん
とおもひ出て、我と身をうち笑ひて過ぬ、夫よりは
るく参候得ハ、妙見の瀬戸と申て、いかにも浅く
候て舟のかわらハ石にすりて難儀の瀬にて有けるに、
案内者申けるハ、妙見に神楽を上候而罷通るのよし
申候間、其口にまかせ神事をして通りぬ、宮作はい
かにもちいさくして上屋計ふきたり、其晩は大と泊
と申所へ着船候、同廿四日五日両日は、天気あしく

順風なけれハ此津に罷居候、人里もあたりになくし
て心細き所也、さる程に廿五日ニハ桂殿・白坂藏人
殿・某参合、つれくの余りに四拾四句つ、け侍り
候、されは又いつくよりもひかこと多くおはし候
へども、其日くの有る事を書付候ま、如斯二候、

舟つなくほともみしか夜湊風

月も汀の夏ふかきころ

雨はる、砂路を遠ミハしゐして

まきのこしたる露のたまたれ

初かりの声ほのかなる朝ほらけ

雲なかくしそ秋のやまのは

出しその光りほのかにうつろいて

うすらひとけし水の行末

啼かわし蛙かたよる岩かねに

松ひともの春ふかきかけ

古宮のあたり不楽打かすみ

難波の寺のかねの遠方

宿りをやもよほしきつる旅の暮

鳥の声のさわかしきやま

桂殿

新太

白

忠実

忠実

忠増

篤真

実

増

真

実

増

真

実

増

真

実

増

吹下す高根のあらし寒増り

真

秋は更ての水のうすきり

実

守わふる田(脱カ)面月の明はて、

同

いろとりくのむれつ、そゆく

真

ものおもひなかむるかたの空遠ミ

増

誰かい、なし(カ)そへた、りし中

真

友とせん華を幾重もかき籠て

真

世を捨しもなくさめるはる

増

鶯の声ほころふる谷の戸に

同

かすむなかれの岩たかきかけ

真(実カ)

めぐりきてとる盃もゑひの内

同

詩を嘯はまた大和歌

真

すかたさへまきれすミゆる都人

同

しのふもあやし衣のうつり香

増

別つる後もくるしき名や立ぬ

実

たのむつかひやまいとけなし(脱カ)

真

身にしめておくりし文の門たかへ

実

月は出てもくらき雨の夜

真

かり枕ね覚かなしき秋はうし

増

吹たゆむまもあらぬまつかせ

増

草ふきのかけをまはらに住なして

真

人めかれたるみよしの、おく

実

かき曇りきのふも今日も降雪に

同

ミたれてなひく竹の下道

増

暮ぬれハ鶯(蛩カ)あまたのかけミへて

同

誰とも見(イカ)へすたてる小くるま

真

ゑならんや月はほろの花の本

増

かへるはかりのなく声もかな

実

をしめともはる(は脱カ)弥生の移来て

実

ましハるとちのこゝろのとけし

真

忠実十五

忠増十四

篤真十五

海竜王法楽として興行申候、亭主忠増也、同廿六日

二ハ舟衆とも順風なく候之間、出舟難成之由申候得

共、いつまで此島江ハ有るへきとい、て、無利に舟

を出して有けれハ、日より能成て、日本の地は今を

かきりよとおもひ、心細く風にまかせて行程二、西

の刻と申二ハ高麗の湊に釜山海(浦カ)と申て、日本よりの渡口に着舟候、扱もくとおもひ、心をほえずにかく、

日本はこまもろこしといふ国に

ふねにのりても我は来ぬ也

同廿七日には、我々か舟を森兵橘殿と申人御と、め被成候、其故は、日本の軍兵ともを送り渡に可被成のよし候て、(也カ)如是被仰付候間、不及是非候而、同廿八日二者、荷物余舟に乗せうつし申候也、去程に私か舟には上京(乗カ)なくしてハとおもひ、八木但馬守を乗せ置候、されはまた但馬・船頭・水主某に名残をしたひ、なきかなしミ侍れと、いろくすかして立別れ侍りぬ、夫より陸を参候程に、皆人々は馬も渡りぬれハ、馬に乗詰(供カ)うちつれて行たまふに、馬舟なくて渡さ、りけれハ、すそをからくひあけて小者共のすかたよりもあさましかりけれハ、旅の哀いやまして、口惜さのつもりに涙をこほし、余りの事二うゝハ船頭、つ、き心(らカ)のつよかりしは大口の人々よと、心のうちにおもひ侍りしを、後にはをかしき心出来

たりぬれと、其日くの事を書付申候日記なれハかくのことし、其日より足にまかせて行程二、こもがい口と申大川の水上に 御両殿様御座舟のつなかれたりける所に、やうく同廿九日に着て有けれハ、四五百人の人々の欽(歎カ)ふ事ハかきりなし、然れハこの御船本に五六日罷居候、其故は 御両殿様御坐舟を始、諸舟を名護屋へつかわされへきのよし、森兵橘殿被仰候間、御詫びを申し候而見可申之由にて罷居候、さる程二、六月六日に御詫申かなへ候、其逗留の内に、(旧記雜録より補)乗馬渡来りぬれハ、うれしき心の内ハ筆に尽しかたけれハ書す候、同七日二ハはや此舟本も打立参候程に、ミらいきとやらんいへる城のふもとを一里はかりとおり、川のほとり陣取申候、同八日二ハせんぐだうと申城へ参着陣取候、同九日二ハたいこと申城江着候、同十日二ハにんだうといへる城をとをりぬれは、やかて大川有けるか、水かさまざりて渡もなし、然る所に、其川に五六たんの舟拾艘ばかり有けるに、せんちんにてわたるへき由を申候得共、渡すましきよい、けるを聞いて口惜き事とおも

ひ、さらは筏を組とい、ふれて、いろ／＼の具を取
あつめ、た、一時ニくミ立て荷物ひとつも不残乗渡
し、馬は皆をよかせたり、底を見へさる川なれど、
おもひ立ぬる心なれハ心のまゝに渡りたり、此川の
辺に同十一日、一日ハ逗留して兵糧とりをさせ、明
る十二日ハ夜も未あけさる内より打立て、其夜は清
山と申城をとおり候テ陣取申候、同十三日には古都
をとおり、三里程行て川の辺に野陣を仕たり、宗心(新納忠堯)
の御立日なれハ、念仏を心にふかくしめて、はる／＼
の道を過ぬるにおもひ出たり、此国を和歌の道にこ
ま・くたらなといへるよしは聞つたへ侍りしかと、
かやうにめぐり来るへき事はおもひの外なりつるに、
はやふるきミヤこなど、いへる所にもきたりけれハ、
いと心うるそふして、何しらすまた申侍りぬ、
音にきく手さへまれの国に来て

なみたの雨の古都かな

同十四日ニハ長曾我部殿陣城ニ着候、明十五日ニハ
蜂須賀殿本陣に着候、同十六日は蜂須賀殿手の衆番
城に着候、同十七日ニハわろき山を越て左の方へふ

ミ入、川のほとりに陣取て、同十八日・十九日両日
ハ爰に逗留をして兵糧取をさせ、明廿日ニは脇川殿
陣城ニ参着候、同廿一日ニハ福島殿陣城ニ着候、
同廿二日ニハ中川殿陣城江着候、同廿三日ニハ脇坂
殿陣城に着ぬ、明る廿四日と申には京にもやう／＼
着にけり、せをりのまはりひろき事は、三日にめく
るよし人々申候、見渡候も左有へき事に見得申候、
其まはりはミな切石にて石かきにしたり、高さは三
丈計と見得たり、其うちほかの家居、大名は小名又
ハ町にいたるまで作りつ、けたること、おほきなる
事のうつくしくしき事は心言葉及かたければ、筆に
も叶かたくてこま／＼の事は書すも、然処ニミヤこ(候カ)
にても追付不奉候へハ、力なくて中一日ハ馬人にい
きをつかせ、同廿六日にハ都を遠く立出て、いつち
とも知らざる道の行ゑを心ほふそくたつねこへ、足
にまかせ行程に、一樹ののやとりも他生のゑんとお
もひ、一夜／＼のかりねの宿をこなたかなたにきた
め、明れは捨て立出ぬれと、長々の道に行つかれた
る身の故にや、一夜のとまりの宿に行着ぬれハ、あ

まりうれしうして国の宿に旅婦(婦力)して有ける心地にてあかつき侍る也、其所々の名はしれさりけれハ書す候、とにかく候て急き道を行く程に、やうく七月十二日と申二は、毛利壱州杯(吉成)の御陣なされ候さむてぶと申城江參着候、某は都にて御朱印請取候而持候間、明る十三日二壱岐小谷(守殿)又右衛門殿取成を以罷出相渡申候、其より御両殿様の御座所をたづね申候へバ、五日路跡の城より片桐殿・藤堂殿・又七殿・伊東殿御同心以別国御おさめされ(な脱力)へきたため、よご道御とおりのよし被仰候間、明日十四日二ハ又爰にても參あハさりけれハ御跡をたつね打立候、然処に唐人を案内者被下候得共、こなたより申事も彼唐人の心にゆかす、又かの者の申事も我々か分別にとゞかすして、たゝ手なれぬ犬と道つれしたる心地なんして皆人迷惑の体に候て、道のまゝ、ゑん二まかせて參候程に、ふしきにや、やぐと申城の口にふたの有けるを見侍りぬれハ、薩摩衆ハ此道筋御とおり候よし有けるを見付、人々よろこぶ事かきりなくして、同廿一日には此城も立て、いかにもほそき道の

有けるにふみいりて、さきをしらすに行程に、一騎うち成山道の石場(は力)さげしきかたに来て、石坂などの有けるハ、馬をかへてあけなんとするに、雨は又身にあたるもいたき程ふりぬれハ、いかさま里ちかく候わんとさきをたのミ、とまりをもさためす行に、はてしなきやま路なれハ人住里に出る事もなし、烈敷雨に暮て夜もしほはやう入ぬれは、にわかのおもいてねやもとめんとすれ共、灯なければいとくらくして、しるもしらすも皆人行着ク処二ひさをくミ、哀れなる体にぬれ明したる有さま、中々たへすくなき事也ける所に、某不思議に火を打付、いろくして焼立ぬれハ、其あたりに居たりける人々よろこひて火をとりたきて候事はかぎりなし、去程にやうく夜も明ぬれハ、明日廿二日と申二ハ人里に出ぬ、家ハ近くに見へぬれと、大川をへたてたる在所なりけるに、折しも水かさまさりぬれハ、渡も絶へてなかりけるまゝ、行て宿かるよしもなし、其夜も雨二ぬれく、袖も身も打しほれ、ねもせて夜をあかしたりけるを、我か姿をしらさる人にみせ

侍らハ、恋せし身とやおもひなんと、片腹いたき内にもかなしき事はまさり、草のかけにいろくの虫かすく鳴ぬるを聞て、あわれなるよすかにかくなん、

袖も身もぬれてかなしき雨の夜に

なみたなそへそ草村のむし

と余りの事に心を我となくさめんとてつらね侍なり、此日の、かたにまた雨もおやミもせず皆々しも雨にた、かれて居たりける、いろくの物かたりける内に某かたり出しけるは、うき世の旅のあわれとはい、なからかなしき事ハ、うきよの旅（を脱カ）の（カ）あわれとい、なから、かなしき事は

本冊杉原紙横切格重三拾五枚有之而、此末廢紙之故快不成文統也、

従義弘公忠元へ被下候歌ハ左之非（通カ）、本冊久盤誌置也、

文録三年六月八日、高麗ヨリ 義弘公御自筆之御文ヲ為舟江被下、其御文之末に御詠歌有之、

たくへやる君かあたりの言葉（を脱カ）

あひみるはかりなかくこそすれ

武蔵入道（齋カ）為舟齊、慶長十五庚戌年十二月三日、八十五歳ニテ死去、法名良英嗜翁庵主、

期は一冊者、新納武蔵守忠元入道（初名号）為舟拙齋（二男殿）之息

男新納弥太右工門忠増、高麗国渡海之時自作於行

程海陸之記而誌之置畢、此本今忠増之家孫新納悠

右工門久通（改時春）之在于家蔵、因茲今春借于此冊於久通

而直写置者也、

川上縫殿久映朱印

享保二年丁酉三月廿三日

○九州軍記抜書

秀吉公九州御進発并海路風景の事

明れハ天正十五年正月月中旬より上方の諸軍所々（段カ）に出

勢す、諸勢に出さる、掟之条々

一兵糧并馬飼料、九州之地に着岸の日より可被下行之

事、

一出勢之日次、二月十日より無相違出立、泊々不差合

様に宿奉行次第に可守其旨之事、

一 喧嘩口論ハ双方共罪遁間敷事、

一 追立夫押質諸事狼籍有間敷事、

一 奉公人先主に暇を不乞、別に主取候者を先主見付、

理不尽ニ誅戮仕候ハ、(還而脱カ)越度たるべし、(豊薩軍記より補)見付次第△

当主人へ相達シ、其上ニ而(豊薩軍記より補)可申付、又△届有之後

其者を逃し候ハ、当主人可為越度之事、

一 城責之事、相定る攻手の外不可(衍カ)可出合之事、

一 戰場先陣・後陣(ハカ)へ軍奉行之下知を任せ、私之働き有

間敷事、

右軍法を背き、自由之駈引於有之者、可被処嚴科料(衍カ)

者也、仍而如件、

以下略して不写、

巖石城攻之事

左て、秀吉公豊前之地ニ御渡り有之、馬か嶽に御座

を占られ、同月廿九日、丹波少将を大将として、蒲

生飛驒守氏郷・前田肥前守利長ニ北陸道之勢を相添

へ、同国巖石為攻せらる、是は秋月種長か端城ニ而、

芥田悪六兵衛と云者を籠置ける、要害勝れて堅固也

といへとも寄手大軍といひ、殊ニ秀吉公九州手始之

軍なれハ、諸勢只一揆にと攻寄ける、此節立花左近

将監宗茂より御着陣の祝使として立花三河守を指上

けれハ、御前近く召れ、汝ハ西国ニ而武勇の者と聞

り、未だ東国武者之城を攻る働きを見たる事あるま

し、そこに在而見物せよと宣ふ処ニ、蒲生氏郷か陣

より武者一騎真先ニ進ミ、何の障もなく城扉に着き

けれハ、秀吉公御覽有て、あれを見よ三河と宣ひ、

居長になつて感悦し玉ひ、使番を以て(豊薩軍記より補)問せられけ

るに蒲生か内関小伴と申者にて候と△言上す、其後

氏郷へ小伴か働き頗る御賞詞をそ被下ける、小伴後

ニハ蒲生源左衛門とそ号しける、彼に押続き諸勢手

強く攻けれハ、即時ニ外郭を乗破り、詰の丸に押懸

りたり、城兵防くに術なく、首を延へて降を乞けれ

ハ、命を助け城を落て秋月さして引退く、頓而大依(眼カ)

に御陣移さる、秋月の古所山之城ニは秋月か一族其

外豊筑肥の国士集りて、二万五千余の勢に而籠り居

たりしが、大軍の威勢に兼而の企や違ひけん、何れ

も縁を求めて降参し故郷に遁れ、或は山林に隠れて

散々にこそ成にける、

秋月父子降参の事

去程に秀吉公の軍勢豊前(衍カ)の筑前に充滿して山野に陣小屋を打続け、家々の旗・馬印を建並へ帷幕をはり、柵をふり、幾千万騎といふ数を知らず、日来ハ鎮西の国士共打寄て語りけるハ、何々関白秀吉とやらん下向せられバ、上方軍勢の化粧軍、何程の事が有べきぞ、島津殿を大将として九国(衍カ)の二島の者とも心合せ戦ハ、京勢やはり怖る(コッ)へきやと嘲哂しける処に、旧冬より四国・中国ノ人数豊前国ニ渡海し、当春に至て海潮の満来るが如く次第々々に集り、備今ハ早三十万に余つて入込けれハ、山野に駈る獣も己か栖を失へり、此故二兼ての思案大に相違して恐怖する事、深淵に臨て薄氷を踏に異ならず、邂逅(隨カ)に義勢を立てる武士も一戦に追散され、方々に逃陰れ、或は妻子を奪ハれて是非なく降人となり、漸く命を助かりける、秋月も雄銳拍(ツク)、此体にては島津を頼ミ居たりとも、墓々敷事余(ツク)もあらしと思惟して、種々長(種長カ)剃髪染衣の姿となり、父の種実入道宗金諸共(開カ)に降参の旨を願ひ申しけれハ秀吉公聞召、秋月か事は九州

にて島津に指続(たカ)きうはる凶賊なれハ、誅戮を加ふへ(き者なり脱カ)けれとも、法体の身となり降参いたしぬる上は命を助け置へしと御免しを蒙り、秋月科(斜カ)ならず悦び、猶柴と云る重代珍奇之茶人を捧けて御礼をそ申ける、因之秋月・宝満・岩や・宝の森・赤司の城を悉く開渡しけり、

秀吉公御仁政并紹宅・宗方連歌之事

島津修理太夫義久、此間ハ肥後の八代に出張してありけるが、頼ミ切たる秋月以下処々の城一々に没落し(とカ)方もなく、いまは本国に帰て兎も角もなるべし(とカ)二て薩州江鹿兎島にそ引入ける、秀吉公宇土の城に御動座ありし夜仰出されけるは、我此比敵国に向ふ処に一人も手に立者なし、島津とても打果すにては有へし、是全く秀吉が武勇にあらず、天の与る所なり、去れハ、科なき者を誅戮し領地を奪ひ取、憂目を見せん事本意にあらず、命を助、懸命を取せ、安堵せさすへき間、早々罷出て御礼申上よと触レ聞かすへしと石田三成安国寺に仰下されける、安国寺奉而、御下知を背きし者ハ皆追散され、九州二島の内

一人も住所には跡を留す、山林幽谷に逃れかくれ候得者、上意之趣如何して触聞すべしと申けれハ、然らハ高札を立よと仰付られ、兩人俄ニ高札数百本拵へ、道筋ハ立(云カ)に及はず、在々所々の末々までぞ建たりける、未三日も立ざるに、宇土の御陣に馳参り御札申上候国士七十六人に及へり、此等ハ此間皆敵対せし者なれハ、剃髮黒衣の身となり、太刀の柄をはずし、降人の体にて出にける、秀吉公御覽して、汝等唯今某に見ゆる事大慶にあらずや、向後異心なくんは一処懸命の地を得さすへしと仰けれハ、何れも一同に頓首平伏して有難き由をぞ、其中(申ける脱カ)に肥後の住人木山左近入道紹宅と云者あり、是は此程当国に於て一揆の大将をして狼藉を振舞し科により、已に斬らるべきに極まりし(か脱カ)、此者連歌の道に長し、先年上京しける折節、北野笠器連歌の席にて、「こ、ろくろしき月をこそまで」と云句に人々付あくミしに、紹宅「人しれす肌(ハダ)に結ふいわた帯と」付たりけれハ、時の宗匠紹巴、甚此句を感心して、其より睦ましく交りける、此故に其比は、いわた帯の紹宅とて都鄙

に名を顕ハしける由を秀吉公聞召れ、左様ニやさしき者ならハ助け置けとて御赦しを蒙りける、和歌の徳こそ有かたけれ、木山辱さの余りに百韻を興行す、其時紹巴も御供にてありければ、紹宅発句を望ミけれハ紹巴、

花ミよと杣木(ツギ)にのこす樗(ウツギ)かな

又同国相良が一族に深水宗方といへる(もろ)この水俣の城主なりしが、是も連歌の達人のよし聞召れ、かゝる遠国にも風雅なる者とももの有けるよと御感あつて、御目見の序に発句仕れと仰られしかハ、宗方は落縁に伺候して敬んで承り、暫く案んする所に御前に箒を披露ありけれハ、

若竹もげに直き世のはしめかな

(豊後軍記より補)
と仕りければ、殿下も御賞美あつて、時服をそ下されける、

○安政二年乙卯十月二日、江戸大地震ニ付人々書状写、亀山甚之丞殿書状之写

いづれも無替筈目出度存候、今日不時被差立候訳ハ、

其元はいろ／＼有之候哉、爰元去ル二日夜四ツ過稀成ル大地震、其央ニ板木を打、方々火打ちらし、何方火元とも不相分、就中、当分ハ

上様御番中故、則より寄せ打どら・大鼓・鈴所ニ而も無是至極之大變事、拙者も寝いりはなニ而地震ニ目覚、行灯火もゆりきやし、やふ／＼手さくりて戸など蹴はなし外江出候故、物も取あへす

御殿江致出勤迄之間ハいか様支度等いたし候もしかと不覚、御座を明ケ、兼而非常之心得ハいたし居候へ共、其時は実以残念なから大きに周章、然れども御帳留等は勿論、当坐御用之品々大方取揃へ格護いたし、御殿廻別而之大破損ニ而、大一之上様方御機嫌御危障も不被為在候段同上候而、御側役など尋廻り、御内証より御機嫌御伺も申上候、御庭之方御花園有之、其所江芝ふせ之所江御布屋を御取建ニ而御迎被遊候、御出馬も可被遊との事ニ而、兼而掛札備組之場所江御供揃、甚左衛門も罷出候、然る処奥御玄喚御痛ミ、其前江詰講之朱御門有之、夫も倒レ、夫故御出口出来候丈ニ而無之、御供之面々は御後之

御庭口江相廻り候様、追々一番二番駈付繰出相成候、兼而御親ミ被置候通、若も

御出馬難被遊節者、御家来を可被差出との趣き被仰上置候付、既ニ此節其通石見殿御出張被仰候、夫故

上様御出馬不被遊段御達有之、御供方の分は引取候へ共、火事ハいよ／＼手広く焼立、江戸中騒、夫レは／＼ひといいものにて、近方迄ニ而火は止り、今日けふまでも昼夜火起り、火事ニ残りの分ハ御大名様と申、其外御旗本衆或ハ町々家一軒も本の儘にて住居出来候家は毛頭無之候、此御殿は勿論、御屋敷廻り陣屏残所もなく崩れ、外廻り御長屋も瓦ふせの所皆御堀江落、表御式台よほどよかミ、柱・板壁など横に打出し、中御門・本御門者立居り候得共、瓦又は板戸など都而はなれ、御内は玄関内差廻り落、内も天上落崩れ、表御書院其外御座向、夫ハ／＼何とも難申大御破損ニ而候、戸障子も不立、壁など不落所一か所も無之、表御式台押廻し、御客間之辺大き柱も折れ、或はそげ、御屋敷中内江土蔵二十七八も

可有之、是も都而土蔵仕廻倒れたる蔵も有之、一ツも直様之御蔵有之、一ツも直様之御蔵は無之、諸人御長屋も其儘住居不出来様相成候得共、中々以御長屋より所二而無之、然る処、

上様御事、三日之早天二火事御将束二而御屋敷中御廻り被遊、御下知等被遊候而、人々取替ハ無之との御沙汰被為在、折角被召置候御長屋間遣無之様被成下との御事、誠二以難有とも何とも難申次第二候、

勿論、御合壁の御屋敷二か所御取添相成、御普請最中是迄之御家老御長屋も今少し之事二例そふに而至極危く相成候而、石見殿も早束御立退き相成候而、此節御取添相成候 大久保家の本座敷之内江石見殿・伯耆殿御丁所二御住居相成候、大地震并二火事二付而段々

上様御勘事手数有之候而、色々手を付候、

上様方御住居所大御痛二而、即より御住ひ不出来候而渋谷江申、御やしきへ翌三日晩方より御迦、彼御方ハ先少は痛ミ薄く、桜田御屋敷ハ火茂掛り候へ共、御殿ハ御無難二而併御家廻立居候計、是以大御破損

二而候、上御屋しきの事さへよく分りかね候二付、

ましてや他御やしきの事は猶分りかね候、拙者抔もいまた御門より外二不出候付、外々の事は不相分候得共承候へハ、中々目も不被当様有之由、去年十一月之地震より十倍強く、此度二くらへ候得者、もの、数とも不知と申事二而候、尤、江戸初而此様な震と申事二而候、我々御長屋を走出、戸障子を明け候事も容易二六ヶ敷、襖障子も都而はりさけ、やうく命計を助り候迄二而、何分神仏様の御蔭を以運の強敷と存候、やはりけふりけつまでも半時一時計も間を置候而いまた不相止、目ハ舞、からたハウかくといたし、辺も認物もおもひ通り不出来、只々肝を冷し、大迫氏道中より目の煩有之候、翌日より別而之雨込込二着候而大難儀、有川氏ハ先達而より之病氣今以快氣無之、老骨之拙者腰ハよろめき罷出候而も一眼齋、何之役二も不相立、大迫氏と忒人罷出候而も目ハ一人前にて大心配二而候、

一此節大地震二而去三日

公方様より上使御使番二木二郎八郎殿を以御懇之上

意を被為蒙候二付、翌四日 御登城、勿論、渋谷より御出御礼被仰上、御廻勤迄被為在候、御婦殿掛、又桜田または田町などへ御立寄り御見分被遊候而、夜入御婦殿被遊候、大取込候得共恐入次第、夫故巨細二一々難申候、只混雑を察可被申候、其元之事いろ／＼と案し居、一左右不達内ハ安心不被致候、爰元はもふは心遣ひ被致間敷候、

右之段、たんととふ亀山氏之宿之状、

酒井雅楽守様御夫婦様、地震出火二而御居室も御焼失、御死害御知不被成候由、誠二以筆紙難尽次第二候、

地震二付福島半次郎殿書状之写

一十月三日、於大森村百五拾封度打試被仰付、二日八ツ後より田中仁右衛門始、成田彦十郎等拾人差越、大砲昨夜船より致廻方、町場江居付等相濟、夜入過宿や江罷婦御膳共給、緩々と相咄、休候人も有之、大体四ツ時分二而も候半、大地震仕来、暫時ハ皆々座中に罷在候へ共、襖障子飛散、敷居・鴨居落候故、

宿早堪忍、皆々馬場江飛出候、近所隣之家大形倒、宿屋ハ半倒候而梁など二本計落候位二而相止候、良暫馬場江罷居、夫より内二入候処、少々之震ハ度々来候、然処、無間御屋敷之方角二相当出火有之、追々大火ニ成立、火元拾壹ヶ所計相見得候間、右二付、もふハ爰元江相居候儀二而者無之と、皆一統相仕廻歸りに打立候時、九ツ之拍子木を打候、中途弐里半位は丈夫ニ有之候、道中ノ遠さ中々気毒ニ而候、火勢も強く相成、益夥敷事ニ而候、中途者只々方角ハ何方に相当候哉尋候得者、江戸中べたニ而何方と難定と申位ニ而候、御丸ノ内桜田辺ニ而可有之、追々申触候、途中家々倒居候、中々難尽筆紙候、往来之人は多く瓦の落居候、仰山ノ事ニ而候、七ツ前歸着、直ニ相仕廻、石見様御長屋前罷通候処、御玄喚ニ馬相見得候ニ付伺候処、空之助殿と御兩人被成御座候付、只今罷婦候形行申上候処、御兩人様には、今一左右二而御乗出候賦二而被成御扣、其方御殿江罷出候而も御家老座も罷在候体二而者無之候二付、爰江可罷在旨御沙汰故、玄喚江板之間江押卷といた

し罷在候処、無間も又々寄せを打候付、直ニ増上寺へ御出張有之候、此上は、

御出馬之筈候処、今晚者御足痛ニ而伯耆様御名代御承知ニ而候、私ニも弥兵衛同様、今晚御軍役方御(御方)御用ハ全無之、宗兵衛病氣ニ付而ハ何分此方大切ニ

付、致御暇候様致承知、弥兵衛ニハ先刻より罷歸り居ニ引合、病氣之体も承置候、御出会有之候と直

ニ引取、宗兵衛殿江霄より諸郷人数為参居由候得共、御番方被仰付置、御出張ニ而皆々差越、弥兵衛殿一人ニ而ハ、有川病氣ニ成行候而者申越候筋ニ談合いたし置候、御相談御聞被下候而可有之候、未明ニ至

り鎮火ニ相成候、御出馬迄は至らず候、桜田ハ大痛ミ、即死四人・怪

我人ハ十人計有之候、小林・高崎など相応怪我人ニ而候、西御長屋倒候、上半分ハ焼候、人ハ無之候、

纏而高張計ニ而飛者一人もなしにて、種子田市兵衛諸郷の衆拾人計被相濟処、纏ハ市兵衛直ニ持、高張

ハ早川五郎兵衛持候而一盃の致下知、諸郷人数必死ニ相働、終ニ取鎮申候由、近所之御大名は都而焼、

鍋島様御やしき半分位相残り候而、此ニツ焼原に残居候而、此ニツ焼原に残り居候由、何分昔より申伝

候通、増上寺御番ハ大事ニ而候、人者頓と無御座候、御やしき中何様ニ申藏一軒も無難ハ無御座候、全之

倒も有之、一通之御修甫ニ而相濟候藏ハ無御座候、御休息之辺も相痛ミ候而、今ちんく震候故、

上様御花園江御布屋ニ而夫ニ引続苦葺大粧出来、爰に被成御座候、御前様ハ渋谷江御逃被成候、是は

火事御用心可有之候、地震・大火之成行ハ表向御問合相成候付、御聞届可有之候、珍敷次第ノ御座候、

一市中之藏は大形土ハ落申候付、出火ニ逢候分は頭ニ而土を破、跡より火を返し候ニ付、一軒も不残焼申候、平常之火事とハ大ニ違、誠ニ無理成体ニ御座候、

町びん被差立候ニ付、右形行申上候、追々相分り次第、式日便より可申上候、以上、
十月四日 福島半次郎
御軍賦役衆

此御屋敷怪我人ハ無之候得共、桜田の方ハ七八人致

怪我、其内六人計即死、中小姓二木仲二・狂言師市

同鉄砲

同

来金之進・足軽日高仲兵衛、高輪二も少々有之、外

先手大将

大塩格之助

庄司儀左衛門

おやしきハいまた不相分候、夫中小姓二而御留主居

玉造与助

大井正次郎

付役三十三才外、小野半右衛門と申人、当分桜田二而怪我

中備惣大将

大塩平八郎

も不致候得共、やうく其身嫡子を引つれ相逃候歟、

今川とも名乗候よし

右之妻二十五六二而候哉、二男を抱ながら打つめ候

木筒

壱挺

上焼死、誠ニ以不運とも不便とも不被申、外ニ怪我

大将

渡辺良左衛門 近藤梶五郎

人何万人とも不相知、其内二八十八人家内二人生残

鎗

向井幸左衛門

橋本忠兵衛

ものも有之候由、委事ハ追々可相分と存申候、守衛

阿部長助

安田図書

方ニ而参候諸郷の内も多人数怪我いたし候、一昨日

茨田邦六

上田幸太郎

桜田より上御やしきへ引移候高原之医師、是も一昨

須尾次兵衛

高橋九右衛門

晩参候、実以御そろしき場所、しかし仕官の身なれ

柏岡源左衛門

同伝七

バ、君まします所へ一向御奉公と計思ひあきらめ候、

志村周次

堀井儀三郎

○天保八年酉二月十九日、大塩平八郎徒党之行列

西井利三郎

曾我岩藏

天照太神宮

陣太鼓杉山三藏

旗

但、中備人数之内より立越、後陣江もかゝり候よ

救民

幟

し、

二ツ引桐紋付

旗

鉄砲役金助

一車台木筒

壱挺

後陣大将 瀬田濟之助

車台付大筒

壹挺

平八郎家来

喜八

忠五郎

七助

廿人外名前不知、凡百三拾人計

一 鉄砲 拾匁筒

五挺

一 合薬

六箱

一 鉛

六拾貫目計

大塩乱妨之成行、田中氏書状之写

一去ル十九日、当地異変之形行追々仕立、飛脚を以申

上越候通りニ而、混雜中何茂取占候子細慥ニ相分り

不申、世上風評等而已、虚実弁別茂出来兼候得共、

夫形追々為申上置事(衍力)ニ御座候、右ニ付而者、御出

入惣年寄薩摩屋仁兵衛父子儀(ハカ)之発起より之巨細、具

ニ存知居候ニ付、相違有御座間敷候付、右へ承候而、

尚又慥成行申上越度、先日より折角相心得罷在候得

共、何分市中受持之役柄ニ候得共、昼夜東西御奉行

所詰通しニ而致対談候儀不相、乍然追々静謐之姿ニ

も罷成候故、夜前より申遣置、今朝致対談細々成行

承申候処、大体之儀者何も格別是迄テ風評等ニ而申

上越候向ニ相違之訳も無御座候、今朝承候趣、左条

申上越候、

一 今般西町奉行堀伊賀守殿着坂ニ付、去ル十九日先例

東町御奉行御同伴天満巡見ニ而、夫より未然(東組力)与力朝

岡助之丞宅江立寄、休息之筈ニ向々申渡相成候処、

兼而大塩逆心之企有之、右助之丞居宅大塩屋敷向ニ

而候故、其節炮術を以焼立、両御奉行共殺害いたし、

夫より市中乱妨之手配いたし居候様子ニ御座候処、

前晚十八日之夜九ツ時頃、右徒党之内東組同心吉見

九郎右衛門より、当年拾五六歳比の部屋栖悴を以、

大塩等逆臣(ひかり)の企有之候、明日天満御巡見之折発起之

筈と付、御用心可有之旨訴状を以西御奉行伊賀守殿

江申出候付、右之段即東御奉行江も其通(被相力)、翌日巡見

見合之筋相成御届由、

一 右通事は露頭ニ相及、当晚徒党之内東組与力小泉洩

次郎・瀬田濟之助東御奉行所泊番いたし居候を、翌

十九日晝、山城守殿は洩次郎呼出ニ而被討果、濟之

助二ハ其砌直ニ塀を越候而逃去候由、然る所、十九日朝五時、大塩直ニ宅より火矢を様^(行カ)之物段々打出し、自宅ニ火相掛、直ニ向屋敷朝岡助之丞宅江松火矢打放し、夫より所々江火相掛、与力町・同心町一円ニ焼失、其砌より大塩始徒党之面々駈付出し、天満宮よりはしめ、諸方江火矢打掛、一ノ川辺に段々と致放火、夫より難波橋を渡り、今橋筋鴻池善右衛門所江松火矢打込、夫より高麗橋筋三井呉服店、平野町筋炭屋彦五郎近所江同断ニ而火相掛候処、折節西風ニ而東北の方一円之焼失、追々南の方江逆徒散乱いたし候処、淡路町筋ニ而西奉行朋勢出向、東御奉行朋勢ニも後之方より押来り、其節西御奉行人数之内、御城付与力坂元鉉之助逆徒方之内一人鉄炮ニ而打留、即首を揚候由、右之者姓名ハ不相知候得共、浪人集り勢之内究竟成働者之由、外ニ雑兵一人其場ニ而打取、尤、其砌式拾挺計之鉄炮無透間打放相成候所より逆党退散いたし、松火矢又は鉄炮其外武器類近辺江捨置逃去候由、夫限りニ而放火乱妨相止、其後は火消方一篇取掛相成候、

一 逆徒同勢弥何程と申儀相分兼候得共、大抵七八拾人位も有之候哉、尤、甲冑之者ハ拾人位も可有之、其^(余カ)後ハ大形火事装束、又ハ松火矢台車引等ハはつひ根^(様カ)の者も相見得居候由、尤、徒党人数は先便差上^(置カ)三候与力・同心六人々相書を以申渡ニ相成、外浪人体之者杯寄り集、其外ハ枚方辺又ハ河内在々江前以より旅行之廻達相触候而、前晚より当朝ニ相掛ケ相集置候而、右をおひやかし召仕候様子ニ相聞得候、

一 旗数本、○御救○天照皇大神○南無妙法蓮花経杯の文字相認有之、紋所者五三の桐又ハ丸ニ二引之紋相付有之候由、大塩定紋ハ丸ニ揚羽の蝶ニ而候処、何様之訳ニ候や不相分候、

一 松火矢五挺程台乗せ付、車付ニ而為相曳居候由、右之内三挺ハ捨置候而逃去候付取揚相成、一挺ハ崩れ損、残り壹挺不相見得候由、其外冑一匁、手鎧鉄并^(惣腕カ)差添壹本、淡路町井出之内取揚差出候、右差添者大塩格之助差料之由御座候、

一 前晚致内通候吉見九郎右衛門大儀ハ、前文通悴を以^(腹カ)訴状差出、其身ハ直ニ切服と評判いたし居候処、五

百羅漢妙法寺江罷在、去ル廿一日召捕相成候処、尤、
悴二者西御奉行所江罷出候砌より直二格護相成居候、
且徒党之内東組同心平山助二郎二も前晚吉見同様内
通いたし候而、直二行衛不相知候由、

一大塩逆謀相企候趣意一向詔合不相分、専東御奉行江
意趣相合候様評儀いたし候得共、夫のミ之詔とも不
相見得、同第一当時之仕向不得心二而、我儘憤激之
余り、且ハ高名之欲心より事を起候様子に相見得、

一朝一夕之企とハ相見得不申、前以てより書籍・家
財等迄売払、市中又ハ近在村々等江施行等差出候仕
打扨何共心底難計、御奉行江意趣と申にも西御奉行
着坂迄之間、当時諸人困苦之〔天保雜記より補〕折柄山城守殿岩人之
取扱候故、自然と△右之趣意相合候形二成行候儀二
而、外二何も詔合有之事とハ相見得不申候、

一 一昨廿二日申上越候以後、昨廿三日別紙写式通之通
り御奉行より相達、尚又追々静謐之方罷成、諸人大
抵相静りし、乍然未逆党人数之内一人も生死之落着
相付兼、是のミ残多次第御座候得共、大坂中は申迄
もなく近国辺までも嚴敷御手も相廻り、出入致方等

も至而行届き候由御座候得者、不遠事落着二到り可
申、何分大坂近辺江ハ最早相隠居候巢穴茂有御座間
敷、只今之評判二而も和州・城州辺山中二而も隠居
候事二も可有御座哉と申事二御座候、

一 尼か崎・岸和田より追々出勢六百人程ツ、尼か崎
二者守口辺、岸和田ニハ一心寺辺江出張為申由御座
候得共、最早一昨日比迄ニ大形引取相成候由、其外
姫路・明石・紀州よりも物頭等手勢召列追々出坂い
たし候得共、当地屋敷迄ニ而段々引返し相成候由承
り候、

一 焼跡絵図壹枚、今日より売出相成候付、為御見合差
上申候、右之通二而昨日申上候以後、尚又人氣も相
静り申候間、今日又々四日届仕立、町便を以成行申
上越候、尚此已後相替儀も有之候ハ、早々申上越候
様可仕候間、御家老衆江被仰上候儀者、宜御取計可
被下候、以上、

但、御国元へ者一昨廿二日、小倉迄船中飛脚差遣、
彼地より四日届次第飛脚を以申上越候、

西二月廿四日 田中喜左衛門

新納四郎右衛門殿

高崎金之進殿

松平遠江守之人數書

覺

一番手

家老壹人

用人壹人

目付壹人

物頭壹人

使番五人

武具奉行一人

普請奉行壹人

馬廻三人

大小姓貳人

醫師壹人

徒目付貳人

小頭三人

徒士拾六人

足輕五拾五人

中間貳百五拾人

二番

家老一人

用人衆目付壹人

物頭貳人

使番壹人

馬廻軍師貳人

大小姓貳人

徒目付貳人

徒士四人

小頭貳人

足輕三拾五人

中間貳百拾七人

外二大筒之者

馬廻七人

大小姓七人

徒士六人

足輕拾人

中間五拾人

人数(マヤ)七百七人余

去十九日、大坂表出火并騒立二付、差出候人数右之

通り御座候段、在所家来之者ヨリ申越二付、此段御届申上候、以上、

二月廿九日

松平遠江守

此度於大坂徒党之奸賊放火及乱妨候次第二付、御城代土井大炊頭より彼地ニ差置候家来之者江達有之候付、早速居合之人数差出候処、徒党之賊者追々被召捕候由ニ候得共、大塩平八郎・同格之助・瀬田濟之助・渡辺良左衛門・近藤梶五郎・庄司儀(左カ)右衛門逃去二候、町奉行より人相書相添(渡カ)、彼地船着場所等敵敷可致一味、且仮令人違ひても不苦候間、召捕可申旨(吟カ)達有之候、尤、人数書彼より早速在所江申達候由、其旨浦々江嚴敷吟味申付、怪敷船等見請候者、早速捕押へ候様申渡候段、御用番伯耆守殿江御届申達候、此段申述候、御同役中へ茂宜御通達頼入候、以上、

三月朔日

酒井雅樂頭

当地乱妨一件之騒動も最早相鎮り、町御奉行方定式御取扱ひの御用等も、去ル廿五日より相始り申候、

然処、逆徒本之内与力瀬田濟之助二者河内之内八尾
近辺の山林ニすね当をいたしながら自縊いたし居、
同心渡辺良左衛門ニハ同所山際田畑之中に腹巻をい
たし致自殺居、且又右之近方江式人致自殺居候由、
然共名前不相知、如何成徒党之内浪人体之者ニ而も
為在之哉、其外之一人旅人体之者殺害ニ逢^(行カ)ニ逢相果
居申候由、右外国分越と申所江三人之死骸有之由、
いまた名面等も相知不申候得共、何分逆徒之内ニハ
相違無之候方に相聞得申候、将亦、余党之内白井孝
右衛門と申者召捕相成、御糺有之、是にて大概之儀
ハ相分り可申との趣、且其外召捕之者も有之由、
追々薩摩屋仁兵衛よりしらせ越申候、乍然、第一之
帳本大塩平八郎儀、未形行碓^(張カ)と相分り不申、然共前
文孝右衛門白状之趣ニ而者自滅相違有之間敷との内
評に候旨をも申越候、左候而、右国分越之死骸、今
日迄ハ何某と申儀相分り不申、右之内ニ大塩父子茂
込り居可申哉、何分相分り次第ニハ可申上越候、右
之通、逆徒之者共追々自殺亦ハ召捕等ニ相成、外方
も一統静謐ニ相成り申候、此段今日迄承得候形行申

上越候間、御家老衆江申上給候儀共、宜御取計可被
下候、以上、

西二月廿八日

田中喜右衛門

新納四郎右衛門殿

高崎金之進殿

於大坂先月廿日、跡部山城守様より美濃守同所屋敷
江召置候家来江、与力衆等を以奸賊の者共及乱法^(功カ)、
右之者共行衛不相知、御奉行所無人ニ而無用心ニ付
人数差出候様、尤、右者土井大炊頭様御差図之趣御
達御座候、然ルに、同所江召置候家来者、非常之手
当筋ニ差遣置候儀共無御座候ニ付、飛道具等無御坐
候間、御鉄砲御借用仕度旨申達候処、先鎗持參罷出
候様と之儀ニ付、早速同所詰家来南部七郎右衛門と
申者人数召連罷出申候処、於御奉行所鉄砲・玉葉等
御渡ニ相成、依御差図、天満南詰を同日終夜相固め
申候、同廿一日曉二者御奉行所江罷出相詰候^(行カ)候処、
依御差図人数引払申候、途中又々以御使者逆賊共近
在を襲候歎之様ニ相聞得候条、急々引返可申旨被仰

越候、七郎右衛門始、一先屋敷へ引取、御奉行所

役々同様、甲冑帯則刻罷出、昼過迄相詰居候処、昨

夜以来相詰候事故、先引取候様模様ニ而者又々出張

之儀可被仰達由二付、いづれも人数引留候段、同所

詰役人共より申越、美濃守承知仕候、此段御届申上

上候、以上、

三月六日

去月十九日、徒党之内行衛不相知者、家来共申付

蜜々市中迄近在為相探候処、昨日当表油掛町美喜屋

五郎兵衛と申者裏隠居所ニ、大塩平八郎父子ニ而も

可有之哉、かくれ居候趣家来共内蜜承之候処、其筋

江通達いたし速ニ仕候ハ、手延ニ相成逃去可申茂

難計、且見知人も無御座、差急き候儀故、不取敢堀

切伊賀守組与力内山彦次郎江家来より申遣候処、同

組同心四人程同道相越、家来廿九人一同申合、今曉

右五郎兵衛店前後より召捕手筈仕候処、大小名之方

通路至而狭く、隠居所双方入口手丈夫ニ而難踏込候

得共、何れ生捕ニ可仕と入口しまり打破押詰候処、

如何仕候哉、俄ニ火氣相発甚敷燃立、平八之由剃髮

之者自殺仕、火中ニ入煙強ク一時焼立寄付兼候内、

兩人共焼死仕候、両町奉行出火ニ付相詰見分仕、右

父子ニ相違無御座候趣申聞候ニ付、家来共より前文

之趣申達、差図請引取候段申聞候ニ付、此段御届申

上候、以上、

三月

土井大炊頭

大坂異変ニ付、跡部山城守組同心平山助次郎儀

ニ付、申上候書付

矢部駿河守

一昨廿九日六ツ時過、跡部山城守組同心平山助次郎儀、

大坂表異変ニ付、山城守差図之趣を以、私へ之書状

致持參候間一覽仕候処、山城守組与力大塩格之助父

大塩平八郎、重立不容易企致候由、右助次郎蜜申聞

候ニ付、即刻御当地江差上候様申越、則面会仕候処、

一体同人ハ去ル巳年以來平八郎学問之弟子ニ相成、

願書等之節町目付と唱候役々申渡有之、右者都而町

奉行組与力・同心共勤方并市中風聞其外奉行手元隠

蜜御用向為取計候役筋ニ而、近親其外同役等出会も不致出来ニ付、其後ハ平八郎宅へ茂不罷越候処、同六月中同人門方山城守組同心渡辺良左衛門罷越、自然異変等有之節ハ忠孝之為ニハ身命を抛候やノ旨申聞、不審之儀とハ存候得共、素より人道故、右体之節ハ覚悟も致し候趣及答候処、其後も追々何となく覚悟も宜敷哉之旨、外門人共代りく申參、一体平八郎ニハ平常軍論又は政談專ニ剛氣之者故、全練武之心付ニも有之哉と存罷在候内、当正月六日前書渡辺良左衛門并同組同心近藤梶五郎清服ニ而罷越、奉書紙ニ認メ候書付持參、一覽之上承知ニ候ハ、書判可致旨申聞候得共、漢文ニ而更ニ説兼候ニ付説聽為致候所、治ニ乱を不忘事ニ段々進退掛引等之儀を認め候趣ニ而、外ニ怪敷儀も無之、殊ニ不同意ニも忽可討果勢ひニ付任其意致書判之処、当月初旬、日ハ不覺、夜中窃ニ平八郎面談いたし度儀有之候旨申越候ニ付罷越申候処、火矢を削、其外門人共集り居、昨年已来米穀払底ニ付諸民及窮迫、畢竟御政道不行届故之儀ニ付、御城代・町奉行江対し存分有之候間、

若存立候節者一味可致旨平八郎申聞、如何と存候へ共、其場ニ於て容易ニ異見等申聞候共可相用様子も無之、即座ニ仇と可成勢ひニ有之、素より命を惜ミ候而已ニハ無之候得共、全ク犬死いたし候より公義之御為第一と致覚語(悟カ)其場ハ程能く及挨拶、尤平八郎ハ平常口癖之様ニ御政事向其外御役人等を種々批判いたし候、猥(マ)不(マ)留儀等申出、舌論ニ而已成行心外ニ候付、得と淵底相探、実否を見顯、山城守へ可申聞と心懸罷在候内、同十七日夜、前出渡辺良左衛門相越、堀伊賀守着坂ニ付、来ル十九日、同人并山城守同道、与力・同心組屋敷巡見之節、飛道具を以右兩人共討留、御城内江乱入致し候積之旨申聞、其節初而大切之企致し候ニ無紛次第致承知、早速山城守へ申聞置、左候得共、同人手元江罷出候節、外組与力等背近々相詰居、何れも平八郎門人ニ而一味之者故、忽相洩候必定と存、夜中窃ニ面談之儀可申込と心懸罷在候処、翌十六日夜、猶又渡辺良左衛門罷越、助次郎所持之差込鎗等可相渡、且平八郎方江同道可致段同人申聞候付、得其意罷越候所、

前書企之通、弥一味可致旨申勸メ、其節兼而用意之飛道具・玉菓等も見せ、且米穀掛り払底ニ付、百姓共江平八郎於宅施行差出候趣触れ、右集り候者共江徒党企之次第板行摺り致し候を一枚ツ、相渡し候時ニ、騒立候謀計等をも嘶聞候ニ付驚き入候、程能及挨拶、其翌日十七日夜、窃ニ山城守江申聞候処、一巡見者延引可致由ニ而助次郎儀御当地江罷下り、前書之始末委細私江可申聞旨及差図可相成と存、小者多助・弥助と申兩人召連、俄ニ京地江内々御用向有之候趣申成し、同夜及深更大坂出立、途中ニ於て実ハ御当地江罷下り候段咄聞せ走り集り候内、今切渡海之砌、前書平八郎宅より及出火、大坂表及騒働候趣取沙汰有之、不得止事右小者共江同人存立之趣荒増相咄、猶路程差急き候得共、大井川出水ニ而川留有之、昨夜致着府候由申聞候、全御為を心掛苦心いたし候ニ付無相違相聞、既ニ助次郎内通ニ寄、山城守・伊賀守巡見延引ニも相成、右謀計ニも不落入趣ニ而、助次郎心底ニおひて懸念之筋ハ無之候得共、右之通り大事を内通いたし候者有之間敷とも難申、

身分氣遣敷を揚屋等江差遣候ハ、相煩不容易、吟味手掛りを失ひ候様成り行候而者、助次郎并小者共も右体大切之儀を弁候者之儀、旁揚屋人等難申付、右三人共大名之内江御預け有之可有御座哉ニ付、早々右之預け之内、御差図有之候様仕度奉存候、以上、

三月朔日

矢部駿河守

大坂町奉行跡部山城守組同心平山助次郎并小者兩人、拙者家来江御預被仰付罷在候所、右助次郎今曉七ツ時比、臥居候部屋之内ニ而息合荒く相聞得候間、番士之者直様立寄、声掛候得共答も無之ニ付、驚相改候処、何時取直し隱置候や、脇差を以咽を突通し罷在候付、手当可致と医師診察為致候処、即死ニ而療治致し方無之相果申候、右此間中平常ニ相当り候様子も無之、全取計候儀ニも可有之哉、右及始末候段、家来之者共心付方不参届、恐入候次第ニ御座候、依之御預被仰付家来并番士之者共急度手当申付、為慎置申候、以上、

六月廿日

酒井大和守

右御届書、松平和泉守殿江差出候由、

大塩平八郎・大塩格之助儀、平八郎ハ表に謹嚴之
行状を飾り、文武忠孝之道を講なから、内実養子格之
助江可嫁約束にて養置候撰州盤(般カ)若寺忠兵衛娘ミねと
及奸通ニ、殊ニ諸人之信用ニ随ひ慢心ヲ生し、其上
浅はかなる儀なれ共、不容易謀計を念、師命を称し、
愚昧の門弟等を威伏為致、追而米価高直、諸民難渋
之折を窺ひ、仁慈を行ふ存立に託し、又ハ同組与
力・同心之気合を量り、品々奸舌を以不平之志ヲ募
らし、夫々一味連判ニ引入、猶又氣為靡、所持之書
籍其余、撰州兵庫西出町長太夫等申掠メ出金為致、
買調候書籍をも売払、一己の慈善ニ申成し、右代金
難渋人に施せし、或は反賊之名聞を厭ひ、諸民を惑
乱可為致ため無思慮大言を綴、不輕文言をも認載る
檄文村々江為捨置、剩名家之末孫杯申触し、救民計
義と偽計策を以奉行を討取、大坂御城を始、諸役所
并市中をも焼払、毫家の金銀窮民江分け与へ、一旦
撰州甲山江可楯籠と申合、右企露顕之期ニ至り、逆

意ニ不随門弟宇都木矩之允を為及殺害、一味荷担の
もの共一同兵具を帯、鎗・長刀等携、恐多文書記ス
旗押立、百姓共申威し多人數徒党を結び、火筒・火
矢等打払、所々放火乱妨ニおよひ、捕方役人江敵対
いたし、格之助儀も右体之企申合、愚民を誑惑致し、
平八郎俱々反賊之所業ニおよひ、捕方人數ニ被打立
銘々逃ケ去後、大坂油掛町五郎兵衛申威し、同人方
江忍ひ罷在ル(始カ)妹末、不恐
公義仕方重々不届至極付、兩人とも塩詰之死体引廻
之上、於大坂礮申付候間其旨可存、
右、於評定所三奉行出座、御目付鳥居輝藏(耀カ)出席、
備前守・紀伊守・遠江守申渡也、

大塩平八郎

人想書

- 一年頃四拾五六才 一 顔細長色白方
- 一目張強き方 一 眉毛細く濃キ方
- 一額開き月代薄き方 一 鼻常体
- 一脊格好常体 一 耳常体

其節之着用

一 鍬方(形力)付兜着

一 黒陣羽織着

其余着用不分、

外人相書略す、

御刀美濃国兼定
代金二拾枚

御座間

土井大炊頭

右者、於大坂徒党之者共及乱妨之節、御城内外警衛其外万端差凶行屈骨折候付、御手自被下之、

松平甲斐守

去酉年、大坂町奉行跡部山城守組(与力)子力大塩格之助養父大塩平八郎頭取、徒党之者とも大坂市放火及乱妨之節、亡父甲斐守早速人数差出候儀一段之事二候、右於御白書院縁頼老中列座、越前守申渡候、

青山因幡守

同文書

御鞍鎧

大坂御定番

遠藤但馬守

名代
稲垣若狭守

同断之節、御城代警衛嚴重二行届、殊二町奉行江加勢として組之者共さし遣、家来畑佐秋之助差添、働方見届等之儀申含候二付、組之者其身を不顧相働候段、一時之計而已二無之、平常之心掛も宜儀と被思召候付被下候、
右於芙蓉間列座同前、同人申渡候、

銀式拾枚

大坂御定番
遠矢但馬家来
(藤力)

時服式

畑佐秋之助

同断之節、主人但馬守申付、請山城守先乘、但馬守組与力坂元鉉之助等賊徒近く相遣之、諸勢を励(始力)まし掛引致し候妹末、拔郡之働二候、依之被下之、右於檜之間、同人申渡候、

安政二年乙卯十月二日
○地震二付仰出之写

増上寺火之御番之儀、渋谷御屋敷ノ御逗留中ハ不被遊御出馬候付、御足痛之御届取計、応時宜御家老致出馬諸事取計候様被仰付候条、此旨可承向江可申添

候、

石見

思召候間、勝手次第御暇可被下候、

伊勢守

大目付

紀伊守

此度地震二而、伊勢守者居屋敷潰二付本郷丸山下屋

此度地震并火災二付諸向難儀之儀も被 思召候付、

敷、紀伊守者居屋敷焼失候付永田馬場屋敷、何れも

当年中月次御札不被為請、玄猪御祝義も不被 仰出

当分住宅候、尤、見廻等之義者断り候、

候間、一統不及出仕候事、

右之通、寄々可被達候、

十月

右、十月九日被仰渡候事、

大目付江

一 御家老座之儀、三田通 御物見下江被相直候、

此度地震二付、御城内御破損所も數ヶ所有之、世

一 御用部屋初御座々之儀ハ、支配頭御長屋居役所二而

上一統材木其外差支も可有之と被 思召候付、御締

御用取扱いたし候様被仰付候、

場所之外其儘被指置候旨被 仰出候間、銘々屋敷も

一 奥表御広敷御草履取部屋等二いたり、御殿江不及

其心得を以、全ク入用之所而已、格別手輕ク普請い

罷出候付、渋谷御屋敷へ勤場有之向ハ繰廻掛勤被仰

たし候様可被心得候、

付候、

一 大奥之残居候御道具等も有之候候ハ、(行方)新敷女中部

屋江入付、(留方)慥ニ占いたし置候様被仰付候、

大目付

一 奥表 御殿内ノ占者取除キ、都而御作事方江引渡、

諸大名上屋敷地震并火災共有之候向、格別可為難儀

瓦も取除キ御格護いたし置候様被仰付候、

一 御庭之儀ハ、品々御植木等も有之、就而者職人等數
多人込之事候付、御庭方より氣を付候様被仰付候、
一 御殿廻之堀ハ取除キ、木屋掛等ニ召置候様被仰付候、
一 御殿廻釘隠之義ハ都而取除、御格護いたし候様被仰
付候、

右者、昨日芝 御殿廻等被遊御見分候処、余程及
大破損、別而 御懸念被 思召、右之通被仰付候
付 御沙汰被為在候条、此旨向々江可致通達候、

十月十三日

石見

一 諸向より差出候書付類、籠紙相用候様前々より相達
置候へ共、此節柄之儀ニ付、猶又在合之何紙ニ而も
相用、且又字体并文言等之儀も如何様共相略シ、趣
意而已相分候様認差出候而も聊不苦段、向々江可相
達置事、

右、十月十五日公義仰渡、

大目付江

此度地震并類焼等致し候万石以上之面々、居や敷普

請等銘々之家格ニ不拘、御曲輪外ハ勿論、御曲内た^(輪脱カ)
り共家作之儀精々手輕ニ普請可被致候、門扨も是迄
長屋門等之場所ハ冠木門ニ致し、長屋向其外腰、瓦葺
ニも不及、当分之内ハ板屋根等ニ而差置、如何様龜
末ニ候とも聊不苦候、万石以下之面々も右ニ準シ、
ケ成雨露を凌ぎ候迄ニ可成丈手輕ニ普請可被致候、
右之通り、向々江可被触候、

十月十七日被仰渡候、

近年異国船手当ハ勿論、万端及入佃候折柄、又候今
度稀成地震ニ而、芝屋敷を初、諸屋敷大凡及大破、
修復其外莫太之^(大カ)入佃差見得当惑之至ニ候、右ニ付
而者出銀等不申付候而者難相成時節ニ候へ共、近年
一同及困窮候折柄故、出銀等之儀一切不申付候間、
弥節儉を相守、士道嚴重ニ心得候様分而可相達候、
一 江戸長屋向、近年ハ自然と広大ニ^(青杉公史料より補)相成、各ヲ初メ
手広ニ△住居候儀、第一節儉之為不可然候間、以後
は何役ハ何間、何人賦者何程と申儀、長屋間數相極
候様吟味第一ニ存候、定府之儀ハ家内之者も有之候

間、一樣ニハ難相成儀可有之候得共、是又大概之定
相立候様吟味第一二候、

一家老・用人以上交代之節(ノカ)ハ為西向屋敷江長屋有之候
得共、以来上屋敷内ニ取建、西向屋敷へハ家老・用
人長屋不拵候様可取計候、

一 近年ハ殊之外物入打統候上、此上如何様之臨時之儀
到来難計候間、弥無用之費無之様可心掛候、當時と
ても格外之儉約相守候事ながら、他家ニ競候得八十
分とも難申訳茂有之哉ニ存候間、膳所向入用を始、
万端心付之儀者其向々より可申出候而、節儉之道行
届候様吟味第一二存候、右ニ付、存寄有之者ハ無遠
慮存寄書差出候様、能々可申渡候、

右之通、無手抜可取計候、猶追々可申達候事、

大目付江

今度諸事簡易之御製度(制カ)ニ被為復候 御旨も有之、殊
ニ此度地震ニ付而者諸向一同難渋ニ及ひ、武備其外
容易ニ旧復も難相成候ニ付、銘々衣食住を始め、諸
事格外之省略可致候、就而者

殿中を初着服之儀、当分左之通可相心得候、
一 熨斗目ハ正月御規式十五日迄、且

御宮御靈屋江御参詣之節計相用、尤、無地ニても腰
明ニテモ勝手次第可致着用候、其外ハ都而服紗小
袖(服紗脱カ)・裕可致着用候、

但、是迄熨斗目・長袴之廉も、のしめ不相用上ハ
勿論、長上下も着用ニ不及候、

一 勅使参向等之節ハ是迄之通、其外重き御祝義事等ハ
格別之儀ニ付、其時々可相達候、

一 万石以上以下家督初而 御目見其外御礼之節、着服
之儀ハ是迄之通り可相心得候、尤、披露并進物持出
之役人等ハ、当日之服相用可申候、

一 八朔御礼ハ是迄之通、七夕ハ染帷子、重陽も万石以
上ニ而も花色(二脱カ)不限、常々服紗小袖着用不苦候、

但、七夕・重陽共、長上下着用ニ不及候、

一 殿中麻上下之節も、木綿紋付之儀ハ服紗同様相心得
着用可致候、肩衣袴之儀も時節ニ不拘、麻上下并ニ
单を用候儀可為勝手次第候、此外龜抹之品相用候儀、
銘々心次第たるべく候、勿論、家来又者等弥以龜服

相用可申候、惣而無益之入費相省き、実用之武備相
整候様専務ニ可心懸候、

右之通被仰付候間、向々江不洩様可被相触候、

十月

火事装束之儀、以來花美之品相用申間敷候、羽織ハ
是迄之品相用候而も不苦候、頭巾ハ綴一枚、紋所式
ツ、長サ式尺程ニ限り、縫模様等一切無用可致候、
且又目立候踏込之類相止、いか袴・小袴之内相用可
申候、尤、股引相用候向ハ是迄之通り可相心得候、
但、当分相合之品相用候儀ハ不苦候、
右之通り、向々江不洩様可被相触候、

十月

松平陸奥守

今度稀成地震等ニ而不取敢上納米仕度旨、内願之通
達 御聴、奇特之事ニ被思召候、依之一万俵上納被
仰付候、此節御救助筋御用途ニ可被召加候、

朝鮮太平記抜書

五大老・三中老・五奉行

大納言源家康卿・加賀宰相利家前田・備前宰相秀家

浮田・毛利輝元・小早川隆景、以上五大老、

生駒雅樂頭・中村式部少輔一氏・堀尾帶刀先生吉晴、

以上三人中老、

浅野彈正少弼長政・前田德善院玄以法印・増田右衛

門尉長盛・石田治部少輔(朝野太平記より補)三成・長束大藏大輔、(正家)△

以上五奉行、

一秀吉公ノ妾淀殿ト申セシハ、故浅野備前守長政之息(井カ)

女、艷色類ヒナカリケレハ日ニ増テ浅カラサリケル

カ、去ル冬ノ比ヨリ心地例ナラス坐シケルカ、御胎

懷アリケレバ、諸社ノ立願、諸寺ノ御祈禱、其上有

驗之貴僧ヲ召レ大法・秘法ヲ行ハセラレケル、斯テ

明ル(録カ)文録二年八月二十日、大坂ノ城中ニ於テ猶モ安

産ノ祈禱ノタメトテ連歌之会ヲ催サレケル、其比花

本ト呼ハレタル臨江齋(齋カ)紹巴法橋登句ヲソシタリケル、

大般若ハラミ女ノ祈禱カナ

一一ハ過テ産ノ紐トク

脇ハ里村昌叱シツゾ付タリケル、百韻未タ満タサルニ、

玉如キナル若君誕生アリケルコソ不思議ナレ、御名ヲ捨^(拾カ)君ト号ス、是右大臣豊臣秀頼卿之御事也、

石田治部少輔譏加藤清正并石田立身来由之事

大明之冊使李宗誠、金銀・美玉ヲ珍宝ヲ多ク持ルヲ以テ、加藤清正ノ家来三宅角左衛門・鶴平次足輕鉄砲ノ者共ヲ卒^(率カ)シ、宗誠釜山ヲ逐電シテ從者共ノ逃迷フヲ追撃シテ剝取ナトシケリ、是ハ小西ト加藤不快ナルユヘ、小西ガ調ル処ノ和好ヲ何トゾシテ破ラントセント思フ時ニアリ、小西ハ又如何ニモシテ清正ヲ世ニナキ者ニセント思フ時節ナレバ、是コソ天之与フル処ナリト独笑シテ居タリケル、此時秀吉公ノ寵臣石田治部少輔三成トハ清正日比中悪カリケルニ、小西トハ断金ノ友ニシテ水魚ノ交リヲナシケレバ、三成ニ云含メ種々讒言ヲゾサセタリケル、此三成ト云ヘルハ江州石田村ノ地主佐五右左衛門ト云ヘル者^(左吉右衛門カ、正継)ノ子ナリケル、然ルニ佐五左衛門ハ数代石田ニ居住セルヲ以テ土民等村邑ノ長トナリト敬ヒケル、渠カ妻懷妊セシニ同国長命寺ノ観音ニ祈リ恙ナク男子ヲ安産シテ、童名ヲ佐吉トゾ号シケル、漸十歳ニモ余

リシカバ、器量類ヒナク智計世ニ超シカトモ、父ガ家貧カリケレバ、傍リ近キ真言寺ニ遣ハシテ扈從トゾナシニケル、或時秀吉公此寺ニ参詣アツテ、彼佐吉ガ容貌美シキヲ御覽ゼラレ、即住持ノ僧ニ請受召具シテ帰ラセ玉ヒ、昼ハ終日御座近ク召レ、夜ハ終夜枕閣ニ比ヘサセ玉ヒ、御寵愛淺カラサリケルガ、次第ニ立身シテ、今治部少輔三成ト号シテ江州佐和山之城主トナリ、二十万石ノ大名トハナリニケル、其性極メテ佞奸ナリケルガ、秀吉公ノ寵遇ヲ媚阿リ、己レヨリ上ヲ妬ミ、己ヨリ下ヲ謾ル、渠カ讒ヲ受テ身ヲ滅シ家ヲ失フ者何十人ト云数ヲ知ラス、去年己ニ関白秀次公、三成等ガ舌頭ニ掛テ御身ヲ失ヒ玉ヒヌ、秀吉公トハ正シク父子ノ御中ナリト云ヘドモ斯ノゴトシ、況ヤ其余ノ大名ヲヤ、威アルヲ妬ミ功アルヲ讒ス、左レハ加藤清正ノ数度ノ大功ヲ妬ミ、廉直ニシテ己ニ媚諂サルヲ悪ンデ小西ト心ヲ合置、秀吉公ノ御前ニ参リ、扨モ主計頭清正、此度朝鮮国ニテ数度功名ヲ顕スト云ヘトモ、己レガ武勇ニ誇リ、一方ノ大将ヲモ承リタル小西行長ヲ日本堺ノ浦ノ商

人也ト云ヒ、己レハ御許シモナイシテ明帝へ豊臣清

正ト己レカ姓名ヲ書シテ勅答ヲ相渡セリ、(刺カ)郵大明・

朝鮮・日本三国和平ノ議、小西計略ヲ以テ相調へ、

大明ヨリ日本へノ遣使ヲ渡サル、其正使李宗誠ヲ

清正(足脱カ)輕共ニ申付追剝ヲ仕ル、狼籍之甚シキ事、前代

未聞之儀ニ候ト、様々ト詞ヲ巧ミニシテ讒シケレバ、

秀吉公ニワカニ御氣色變ラセ玉ヒ、主計カ所存言語

之及フ処ニアラズ、日本ノ悪名ヲ外国ニ遺ス事、是

秀吉ヲ蔑如ニスルニアリトテ大ニ怒ラセ玉ヒ、小西

ガ和議ヲ調ル上ハ清正婦朝スヘシ、科ノ輕重ヲ糺ス

ベシト仰下サレケレバ、清正大ニ驚ル、ト云ヘトモ

少シモ悔恨ル心モナク、城普請等昼夜ヲ分タス取急

カレシカバ、程ナク成就ユヘ鍋島加賀守直茂ニ相渡

シ、明ノ使臣ト相俱ニ丙申ノ六月、釜山浦ヲ発船シ

テ城州伏見ニ來着セラレシガ、増田右エ門尉長盛ト

ハ朋友之交リ深カリシカバ、秀吉公へ訟訴ノ内談ヲ

モ逐ケンタメ、直ニ増田ガ宿所ニ到ラル、折節相

寺ノ兎長老來テ談話半ナリケレバ、谷市介ト云ヘル

旨申入ラレヨトアレハ、市介其旨ヲ主人長盛ニ達ス、
長盛聞テ、先是へ御通り候へトアル、其赴ヲ市介清
正ニ申シケレハ、其時奥ニ通り坐ニ着テ申サレケル
ハ、某朝鮮ヨリ直ニ爰許へ參ル事余ノ儀ニアラス、
兼テ御存之如ク石田ト某トハ不快ナル故、小西ト意
ヲ一ニシテ様々ト讒言ヲシ、某ヲ支へ申ニ付君御憤
大方ナラス、切腹仕ルベシトノ急使ニヨツテ早速帰
朝仕レリ、清正ト治部ト中惡キ事ハ君ニモ兼々御存
ナリ、其上此度數年朝鮮ニ在陣シ、數度之忠戰粉骨
ヲ竭シヌレハ、莫大之恩賞ニコソ預ルベキニ、左ハ
ナクシテ、却テ讒者ノ実否ヲモ糺サレス、忠アツテ
清正ニ切腹セヨナド、仰セ付ラル事、是非ニ及ハザ
ル仕合也ト申サレケレバ、増田聞テ、數年ノ御忠義
ハ天下ニ隱レナク誰レカ肩ヲ双フル者アラン、然レ
トモ君へノ御断ノ義ハ石田ト申御直リナクテハ
中々事濟マシク候、誰人カ今ノ世ニ治部ガナト、云
ン者、吾朝ニハ覺ズ候ニ、三成ト和睦ナサレナバ明
日ニモ三成ニ申相濟シ申スベシ、左ナキニ於テハ
御訴訟ノ談合ハ如何程トナサル、共、事ユクヘシト

モ存シ候ハスト申サルレハ、清正聞モ敢ス、八幡大菩薩モ御照覽アレ、我一生ノ中ニ三成目ト和睦仕ル事ハ候マシ、其故ハ、朝鮮數箇度之合戦ニ一度モ敵ニ逢ハス、諸將ヲノミ誹シリ廻リ、讒言ヲ以テ忠臣ヲ失ント巧ム佞人目ト直リテ何カハセン、譬ヘハ秀吉公思召直サレズ此マ、切腹仰付ラル、トモ、三成目ト和睦ハ仕ラシ、又増田殿モ少シ恨ミニ存ルナリ、其故ハ、某朝鮮在陣之間數度ノ血戦、晝夜ノ苦勞、様々ノ危難ヲ免レ、不思儀ニ一命全フシテ唯今直ニ是ヘ参リタル上ハ、日比ノヨシミニハ玄閔マデコソナクトモ次ノ間マテナリトモ出ラレ、扱々愛藝オウゲイク存シニ久々ニテ之対面満足ニ存ズルナド、コソ申サルベキニ、坐ニ居ナガラ首計捻リ廻ハシテノ挨拶ハ満足ニモ存候ハズ、増田殿ノ様ナル礼儀ヲモ知サル人ト申談シテ脱カモ益ナシ、向後ハ申通ズマシ、是マテナリト坐席ヲ立帰ラル、長盛驚ロキ続ヒテ送り出、其儀ニテハナシ、加藤殿モ近頃短慮ナリ、今少シ咄シ玉ヘト云レトモ聞サル体ニテ帰ラレケリ、清正ハ奉行ママ五奉行トモニ中患シカリケルニ、此増田計

リコソ入魂ニ申合サレシヲ、今又斯ノゴトキノ次第ナレバ、大閣閣カヘノ御断リモ中々立カカタラン、定メテ切腹ニテゾ有ラントテ家中ノ者共ハ悲ミケリ、

大地震 付、清正登城事

大明之万曆二十四年ハ和朝ノ文祿五年ニ相当レリ、此年年号改元アツテ慶長元年ト号セラル、然ルニ七月十二日之夜、大地震ニ震動シ出セリ、諸人先後モ知ラス寝入タル最中ナレバ、何ト弁ヘタル方モナク唯テ脱カノ心地シテ、目ト目ヲ見合セ物ヲモ言ハス、齧アキ落果テ、居タリシガ、次第二烈シク震出セハ、漸々ト老タル親ヲ扶ケ、幼キ子ヲ懷ニイタヒテ、東西南北ニ逃ルト云ヘトモ二足共歩ミ得ス、打仆サレテ泣悲ム、洛中洛外ハ云ニ及バス、伏見・大坂ヲ始メ、大和・河内・和泉・摂津・丹波・若狭・伊賀・近江ノ間ニアル処ノ神社仏閣・大廈・巨宅・民屋等、皆棋カ尽ク將基仆ニ打仆サレ、圧死ル者數ヲ知ラス、其外或ハ手足ヲ打折ラレ、首ヲ打破ラレテ喚キ叫フカスアリサマ目モ当テラレス、大山ハ崩レテ平地ニナリ、大路ハ裂ケテ水涌出ツ、此世界一同ニ金輪際ヘ沈ミヤ

シナント夥シ、係ル大地震ハ前代ニモ未ダ聞ス、末代ニ有難カント(ヲ脱カ)ゾ沙汰シケル、ヤレ大地震ヨト云フヨリ早く加藤清正起キアガリ、二百人ノ足輕ニ鉄槌ヲ持セ、扈從ノ士引具シテ伏見之御城へ馳參ラル、秀吉公モ早御寢所ヲ御出アツテ大庭へ出サセ玉ヒ、敷物ヲ敷、幕・屏風等ニテ囲マセ、秀吉公ハ女ノ御装束ニテ、政所・松丸殿・尼幸藏主ヲ始メ其外ノ女房ノ中ニ雜ラセ玉ヒ、其中ニ入ラセラヌ、然ル処へ清正ツト參レケルガ、太閤御声ヲ聞シリ、早く御出ナサレシト悦ビ、幸藏主幸藏主ト喚カケラル、誰ソト答レバ、加藤主計頭清正是マテ參リタリ、大地震夥シク仕リ候ユヘ、君ヲ始メ皆厭(圧カ)ニ打レ御坐ナサレント存シ取逃サン、其タメニ足輕二百人ニ鉄槌ヲ持セ參リ候、此旨御前宜キヤウニ申上玉ハレトアル、其声ヲ秀吉聞召レ、扱々早く參リタル者カナ、心早キ者ナリト仰出サレケル、政所ハ常々清正ヲ御懇ニナサレシユヘ、様々ト親シキ御挨拶トモヲ仰ラル、清正幸藏主ニ近ツキ、其議(某議カ)此五六箇年朝鮮ニ渡海仕リ、數箇度之合戦ニ大利ヲ得、都へノ一番乗ヲ仕リ、

両王子・官人等悉ク擒ニシ、女直ワラシカイマテ押詰メ勇威ヲ震ヒ、橘州表ニテ手ヲ碎キ、臨津アンコウへ敵ヲ押シハメ、晋州ノ城ノ先登シ、安康アンコウへ働キ、粉骨竭シタル忠義ノ少シモ思召出サレズ、小西行長數年ノ在陣二度々敗北シ己レガ恥辱ヲ押隱シ、秀吉公ヲ欺キ詐ヲ申立テ、和好ノ儀ヲ執シ申ヲ努々御存ナク、殊ニ石田ト某儀不快ナルユヘ様々讒言仕リ、誠ソト思召レ切腹スヘキ旨上意ニテ、朝鮮ヨリ帰朝仕ルト云ヘトモ、身ニ誤リナケレハ天道ノ照覽ニ任セ罷リ在候、三成カ讒ニヨツテ切腹ニ及ントスル事、今ニ至テ三箇度ナリ、然リト云ヘトモ身ニ誤リナキニヨツテ申開カシガタメ存命仕リ候ヌ、能々聞召分ラレナハ頓テ真偽ハ知レ申スベシト高声ニ申サレシヲ、秀吉公具ニ聞召レ、近年朝鮮ニ在陣シ、炎天ニ照サレ、霜雪ヲ膚ニ受、昼夜辛苦ヲシ、黒ミ瘦セ衰ヘタル姿ヲ秀吉公御覽ナサレ、不便ナリトヤ思召レケン、御泪ヲ浮メサセ玉フ、時ニ主計頭幸藏主へ向ヒ、夜中ニテ用心ノ時節也、若者共ヲ中門ニ付申サントアレバ、幸藏主其由ヲ御前へ申上ラル、秀吉公ハ兎角モ宣ハ

ス打領^{ウチカ}セ玉ヒケリ、主計頭ハ加藤与左衛門・同ク伝藏・大木土佐・和田備中・小代下総・出田宮内等ヲ付置、某ニ断ラサル内ハ誰ニモセヨ通ス事ナカレト云ヒ付ケリ、然ル処ニ石田治部少輔三成ヲ始メ、増田右エ門尉・大谷刑部^(吉繼)少輔・長束大藏大輔以下、我モ我モト登城セリ、サレトモ中門ヲ閉固メテ一人モ通サ、レバ石田ミテ、石田三成也、苦シカラス、通シ候ヘト云ケレバ、主計頭手ノ者共、何々治部少輔ナド、云ル、人ガ今マデ遅ク登城セスシテ有ヘキヤ、通ス事ハ叶ハジト云フニ三成聞テ、此三成ヲ見知ラサル門番ハ何者ソヤ、誰レカ天下ニ此三成ヲシラサル者ノ有ルベキヤ、何者ナルソト云、加藤清正也ト答フ、三成聞テ、清正ハ御前ヲ未ダ許サレマシキ者ノ、何ユヘニ斯ハ拳動ゾト云ヲ、秀吉公聞コシ召レ、三成ナラハ通セヨトアリケレバ、清正聞キモ敢ヘス、カノ勢ノ小キ佞人目ナルカ通シ候ヘトゲテセラレシカバ、門ヲ開キ通シケリ、斯テ在伏見ノ諸大名我劣ラジト登城シケレバ、大庭広シト云ヘトモ尺寸ノ地モ余サス数千人入込ケレバ、秀吉公・政所・松丸殿

ヲ始メ、皆各石垣ノ後築地犬走ヘ挑灯ヲ灯サセ御上リアリ、秀吉公仰ラレケルハ、未ダ余ガ前ヲモ免サレサル者ガ余カ前取持、我前ヲ押テ通り候間、石垣ノ雁木ヨリ上ヘハ無用ナリ、其余ノ者モ召候ハヌ者ハ一人モアゲ候ナト仰出サレケリ、清正ハ其二モ構ハズ木ノ下ニ立居ラレケルヲ、何トモ御詞ハカケ玉ハサレトモ、挑灯ヲ上サセテ清正ヲ度々御覽ナサレ、頻リニ御落涙ナサレケル、政所・松丸殿上臈衆ヲ窃ニ遣ハサレ、御前ハ大方相濟候、コトノ外御不便ニ思召サレ、度々御涙ヲナガサセ玉フノ間、少シモ氣遣セラレマシキ旨、人ノ後ヲツタヒ大閣ノ御目ヲシノビ仰下サレケリ、夜モ漸ク明ケレバ何レモ下城スベキ由仰出サレケレハ、清正モ御城ヨリ帰ラレケルガ、御門櫓モ悉ク倒レ、彼方御門番ノ横浜モ厭ニ打レ、道モ通り得サリケレハ、彼方此方ト道ヲ廻リ、毛利橋ヨリシテ私宅江ソカヘラレケル、

三奉行清正ヘ使ヲ遣ス事

翌ル十三日、政所同ク松丸殿ヨリ加藤清正江御使ヒアリ、御勸氣ノギハモハヤ相濟候ヘバ有難ク存ゼラ

ルベシ、去ナガラ、清正程ノ大名ノ御勘当ヲ奥方裏
伝ヘナドニテ御赦免ヲ仰出サレシ事、世ノ批判モイ
カ、ナレハ、表向ニテ 家康(行カ)公卿・利家ナドノ取成
ヲ以テ召直サルベシトノギニテ、唯今大広間ヘ御出
ナリ、定テ追付召出サルベキ間其旨相心得、献上物
ナド何ニテモ上ラレン者ヲ書立、御台所ヘ家来ノ者
ヲ差上ラルベシトノ御使ナリ、カ、ル処ヘ 大納言
源家康卿ヨリ榊原式部大輔康政ヲ以テ、唯今 秀吉
公ヒロマヘ御出ナサレ、加藤殿キ仰出サレ候ニヨリ
御取合セ申上候ヘハ、夜前早速登城仕ル段神妙ニ思
召レ、御勘氣御赦免ナサルヘキトノキニテ候、委ク
ハ治部少輔・右工門尉・徳善院ヨリ申遣(才脱カ)ハルベシト
ノ使者ナリケリ、案之如ク前田・増田・石田ヨリ三
使来テ申ケルハ、夜前早速ノ登城神妙ニ思召処ナリ、
清正儀ハ忠ヲ以テ第一トシ、尤、疎略ノ心ナシト云
ヘトモ其身之不調法ユヘト思召、御勘氣御許シ候条、
早々出仕アルベシトノ上意ニテ候トナリ、次ニ三使
内証ニテ申ケルハ、上様未ダ筑前守ニテ渡ラセ玉ヒ、
清正虎之助トテ御膝本ニテ召遣レシ時ノ如ク、心易

答申サル、事不遠慮(二カ)テ候、只今天下ノ主トナラセ玉
ヒ、太閤マデ昇進坐セバ、古ノ如クニ存セラレス、
イカヤウノキヲ仰出サレ候トモ、謹テ承畏ナサレ然
ルヘカラスト演説ス、清正聞玉ヒ、何ノ申分御坐ア
ルベキヤ、何事モ其意ヲ得ス存候トテ三人ノ使者ヲ
還サレケリ、跡ニテ清正宣ヒケルハ、唯今ノ口上ハ
心得ガタシ、石田治部・増田等ガ自分ニテハヨモア
ラシ、定メテ上ヨリノ御内意ヲ受ケテソ云フナラン
トテ 家康卿・利家ノ方ヘ使ヲ以テ申サル、ハ、唯
今三奉行ノ人々ヨリ三使ヲ差越レ、御前ヲハ召直サ
レ間、御前ニ於テイカヤウノキヲ仰出サレ候トモ、
少シモ御返答無用ノ旨申越ル、其通りニテ御坐候哉
ト尋ラル、其返答ニハ、吾々ハサヤウノコトハ承リ
候ハズ、何ニテモ御不審ノギハイカヤウノトモ申分(行カ)
然ルベシ、其儀ニテ又御勘氣ニテ候ハ、吾々何分ニ
モ申開キ、御前ハ取直シ申ベシトアリシカハ、清正
左思ヒツル事ヨトテ出仕ゾセラレケル、

清正出仕御勘氣赦免事

斯テ加藤清正ハ出仕之進物トシテ、虎之波(皮カ)五枚・

狸々皮三間、御広間之椽マデザンセラル、石田治部少輔三成取次トシテ披露アリ、秀吉御覧ナサレ、朝鮮ニテノ乱妨者ニテゾアルラン、清正近ク参レトノ上意ニテ傍近ク召レ、御刀懸ニアリケル刀ヲ取テサ、セ玉ヒ、柄ニ御手ヲ掛ラレ、己レ虎トテ三人ブチニ米五石遣シ置シ時モ、今又大国ヲ与ヘテ五万ノ大将トナシヌルニモ、若輩ナル心入少シモカハラズ、傍輩迫合ヲシ、小西程ノ者ヲ堺浦ノ町人ナリト云ヒ遣ス条、秀吉ガ悪名ヲ外国ニ伝ルニアラズヤ、其故ハ、一方ノ大将トモナシタル行長ヲ商人ナト、申段、日本ニハ人モナキヤウニ異国ニハ存スベシ、又タ予カ免許モ蒙ラス、明帝ノ勅答ニ豊臣朝臣清正ト書タルハ何ソヤ、余ガ唯豊臣ヲ免シヲキタルハ、金吾秀秋・大和秀俊・浮田秀家・前田利家、是等ノ人々計ナリ、誰レカ免許置テ斯ノゴトク書記シ、大明へ遣シタルハイカニトアル、清正謹テ承リ、家康卿・利家之方へ向ヒ、能ク御聞ナサレ下サルベシ、勅答之書ヲ調ヘ候次第ハ、某安辺ト申ス処ニ在陣シ罷アリ候処ニ、明帝ノ勅使トシテ馮冲猷（續カ）ト云ル臣清正カ陣

營ニ来着シテ、日本ハ往古ヨリ大唐ノ属国トシテ貢船ヲ来シ収ム、然ルニ近代ハ久シクソノギモ断絶シ、剩ヘ今関白秀吉軍勢ヲ渡海セシメ、朝鮮ヲ侵シ掠メ大明ニ攻入ントス、是レニヨツテ援兵トシテ明兵四十万騎遼東堺江指遣ス処ニ、其勢ニ畏レ驚キ一戦モ及ハス小西行長奔走スルヲ朝鮮ノ王城マテ追詰、南大門ニ於テ去ル正月二十日散々ニ相戦ヒ、浮田秀家ヲ始メ一人モ残サス追散シ、釜山浦マテ伝々ニ居ル処ノ軍勢悉ク追散シ、今朝鮮国ノ内ニ日本人ト云者ハ清正計ナレハ、汝ハ是瓶ノ中ノ鼠ノ如シ、然レトモ汝ハ能ク仁義ヲ守リ、智仁勇ヲ兼備タルユヘニ非分之者ヲ殺サス民ヲ愍ミ、安堵之ナラシムル由叡聞ニ達ス、是ヲ以テ一命免カル、処ナリ、就テハ朝鮮ノ両王子清正擒トセル由、急ソキ王城へ送り還スベシ、然ラハ数千艘ノ船ヲ出シ、清正ヲ日本ニ送り還スベシ、左ナキニ於テハ四十万騎之勢ヲ指遣ハシ、一人モ残サス誅伐スヘシトノ詔也ト書ス、某勅答ヲ調候ハ、両王子ノ義ハ日本ニ注進申シ、其返答ヲ承リ申サ、ル中ハ渡シ申事ハ叶ガタシ、又小西行長ト

イヘルハ日本堺ト申処ノ町人ニシテ大将ニテハアラス、宗義智縁者タルニヨツテ案内者トシテ向タレバ、北タル儀モ候ベシト日本ヲ飾リ書送り候ヌ、又豊臣ト書遣シ候(符カ)候事、某幼ナフシテ孤トナリ氏ヲモ存セス候ユヘ、豊臣ト書申タルニ候、且日本秀吉ガ臣大將ヲ承テ向ヒタルハ此清正也、四十万ノ軍勢ヲ此地江指遣サレヨ、一人モ残ラス切尽シ直チニ大明国ニ攻入、殿閣ヲ放火シ、明帝ヲモ両王子ノ如ク擒ニシ、日本ニ渡スベシト勅答申候ヒト一々申開カレケレハ、秀吉公泪ヲ流サセ玉ヒ、扱々余ニ能ク似タル者カナ、渠後紐ノ時ヨリ吾膝之上ニテ養育セシカハ、吾謀ヲ能ク見習ヒ其マ、ニ似セタルヨナ、秀吉ガタメニハ近キ親類ソカシ、家康郷(卿カ)・利家聞給ヘ、渠ハ幼少之時ヨリ荒者ニテ人ニ所ヲモ置サル者ナレハ、親類名乗ヲモ致サスリシ、今ヨリ豊臣ト名乗ルベシトノ諛意ニテ、御機嫌宜ク御前ヲ退出セラレケル、朝鮮ニテ李宗誠カ從者共ヲ追剝シ事、御前ニテ何ト申開カント内々相談アリケルニ、三宅角右衛門・鶴平次兩人罪ヲ負、清正ニハ曾而存セサル旨、陣(陳カ)シ申答ナリ

ケレハ、彼兩人ヲ召出サセ玉ヒニ、吾々快ク切服シ(シカ)御用ニ罷立ベシト頻リニ訴訟シタリケルガ、御前ニテハ何ノ御沙汰モナカリケリ、

清正楊鎬會盟破事

去ル程ニ、蔚山ノ城中ニハ七重八疊ニ取囲マレ、兵糧ハ尽ヌ、水ノ手ハ取切レヌ、諸卒苦シム事甚シク、第一塩ヲ喰サル故、軍勢殊ノ外弱リケリ、是ニ於テ加藤清正釜山ノ味方ノ後詰ヲ今ヤ今ヤト待レケルカ、兎角謀ヲ以テ敵ノ心ヲ緩フセント思慮シ、使ヒヲ楊鎬ガ陣ニ遣ハシ、日本ノ大将加藤清正、大明ノ將ト相戦フ事日アリ、今城中ノ諸卒罪ナフシテ死スル事ヲ憐レム、是ヲ以テ楊鎬ニ会谈シ、日本ノ意趣ヲ述ヘテ兵ヲ罷ント云送レリ、經理楊鎬是レヲ聞大ニ喜んで、倭將清正勢既ニ尽降セン事ヲ乞フ、臣是ヲ許サシ、必ス当ニ生ナガラ擒ニシテ、以テ闕下ニ獻スベシト疏ヲ上テ勇ミケレハ、聞者ゴトニ悦ハスト云コトナシ、此時副將兵呉惟忠ハ武功ニシテ名ヲ顯ハシタル者ナレハ、經理楊鎬ニ近ツキ、我聞、囲ムトキハ必ス一方ヲ欠ト云ヘリ、然ルニ此蔚山ノ城ハ日

本之勇将多ク楯籠リ、固ク守ルヲ以テ未ダ破レス、四方ノ勢ヲ打寄一方ヲ欠、伏勢ヲ兼テ設ケテ子居ナハ、城兵怵ル事能ワス狼狽シテ逸出シ、其時伏兵ヲ以テ取囲ミナハ、決シテ清正ヲ生捕ニセン事イト安シト云フ、是ゾ上策ナルベキヲ、城中ヨリ和ヲ議リ、降ヲ乞ヘバ心易ク敵将清正ヲ偽リ出シ、擒ニセント手ニ取ヤウニ思ヒ詰居(衍カ)タル事ナレバ、眼ヲ張、手ヲ拳テ只惟忠ニ向ヒ、老汝軍何ヲカ云フ、日本之勇将清正ハ我明人畏ル、事鬼ノコトク神ノコトシ、今適吾勇威ヲ以テ攻ル事甚シ、清正食尽汲究ツテ降セシ事ヲ乞、是ヲ以テ清正ヲ擒ニセン事近キニアリ、是天清正ヲ我ニ与フルナリ、然ルヲ其謀ヲモ知ラス、汝誤ツテ清正ヲ還サント思ヘルカ言フ処、我決シテ是ヲ用ント大ニ怒リ声ヲ奮ツテ云ケレハ、此上ハ是非ニ及ハズト思ヒケル故、再ヒ諫ムル事ナク詞ナフシテ退出セリ、サルニテモ楊鎬慮リ足ラス、必ス失計アラントツブヤキシカ、果シテ只惟忠カ云シコトク清正ヲ擒ニスルコトハ思ヒモヨラス、サシモノ大軍敗北シテ笑ヒヲ末代ニ残シケルコソ怯ナケレ、斯

約セル日ニモナリシカバ、偽テ清正ヲ城外ニ出シ、擒ニセント大力ノ壮士共ヲ選ミ出シテ組手ニ調ヘ置キ、城主清正出テ会盟セラルベシト城中へ使者ヲ立、楊鎬会盟ノ場へ出テ清正遲シト待居タリ、大将加藤清正モ約束ノ期ヲ違ヘズ出テ会盟スベシトテ、仏ノ胴ヲ黒キ滑革ニテ包ミ、前後ニ金ニテ蛇ノ目ヲ付タル鎧ニ、銀ノ梨打烏帽子ノ兜カブトヲ猪首ニ著ナシ、銀筥ノ中白口ノ矢ヲ森ノ如クニ負ナシ、村重藤ノ弓ノ握リ太ナルヲ横タへ、駿月毛ト云ヘル名馬ニ金幅輪(覆カ)之鞍ヲ置キ、紅ノ萌立計リナル厚総カケテ引立サセ、其身ハ床机ニ腰ヲ掛、惟今打出ンズル気色ナリ、係ル処ニ、本丸ニ居ラレタル浅野左京太夫幸長馳來リテ清正ニ対面シ、今日ノ会盟ハ固ク是ヲ止ラレテ然ルベシ、其故ハ如何ニ申候トテモ、異国ノ者ノ心ハ計リカタシ、敵偽リ欺キテ城中ヲ出シ多クノ力士ヲ以テ捕ヘシメハ、諸事(軍カ)假令健勇ナリトモ何ノ益カアラン、能ク〳〵思慮シ玉フベシトアレハ、幸長ノ諫言理ニ当リタル処アツテ覚候ヌ、然レトモ某楊鎬ト兼日ヨリ固ク約ヲナシ置ヌ、今更違ユベキニ候ハズ

ト申サルレバ、幸長重ネテ諫メ玉ヒケルハ、会盟ヲシ玉ハテ叶ハザル事ナラハ、楊鎬定メテ公ノ形状ヲ知ル事ナケン、此幸長公二代ツテ城外ニ加藤清正也ト名乗、楊鎬ト会盟ヲ修スヘシト宣ヒケレハ、清正聞給ヒテ感涙ヲ流シ、御心指ノ程身ニ余リ忝シ、然レトモ貴公ヲ名代ニ出シ、若シ敵剛強ノ者ヲシテ公ヲ擒トセバ、某何ノ面目アツテ生テ人ニ面ヲ合スベシヤ、其時某一命ヲ果ストモ、尸ノ上ノ恥辱ナラン、且ヘ此約ヲ変ズル事モ叶フマシク候ト思ヒ切タル風情ナリ、然レトモ清正ノ家臣加藤清兵衛・同与左エ門・並河金右エ門・森元儀太夫・庄林隼人・堤権左エ門ヲ始メ、毛利家ノ兵共ニ至ルマテ、幸長ノ宣ウ処一々理ニ当タツテ覚ヘ候、是非共思召留ラセ玉ヘト押シテ遮リ諫メケレハ、清正モ理ニ伏シ、今ハ思ヒ留ラレケレハ、今日ハ出ル事叶フマシト楊鎬ガ方ヘ云遣サレケル、經理楊鎬ハ兼テ巧ミシ謀悉ク相違シヌレハ、大ニ怒ツテ猶モ偽引出サント色々ニ云ヒ遣シケレトモ、後ニハシカ／＼ノ返事ニモ及バザリケリ、楊鎬ハ相凶相違シヌレバ安カラス思ヒ、声ヲ

奮フテ怒リ罵リ、士卒ヲ驅集メ急ニ城ニ攻落サント下知シケレドモ、寒氣甚シク氷雪膚ニ裂、手龜^(ヲカ)ンテ働キ難ケレハ、軍勢等モ楊經理ガ命ニ従ハス、其年モ定シク暮ナントス、楊鎬モ力ナク牙ヲ咀^カンデソ居タリケル、

日本諸將蔚山後詰 付、黒田入道如水梁山城軍事

經理楊鎬・提督麻貴、大明ノ勢七十萬騎ヲ師^(師カ)ヒ、朝鮮ノ勢二十萬騎ヲ加ヘ、凡テ百萬騎ノ軍勢ヲ以テ主計頭清正ガ蔚山ノ城ヲ十重二十重ニ取囲ンデ攻動ス由聞ヘシカバ、釜山ヲ始メ城々ノ諸將安キ心モナカリケリ、其上加藤清正西生浦ヨリ発船ノ節、釜山等ノ諸將ニ後詰ヲ頼ムノ由云送ラヌレハ、後詰ヲセント評議セラレシカトモ、大明勢軍士ヲ分テ指違ヒ、味方ノ諸城ヲ攻動サバ、却テ難儀ナルベシト様々ノ異議アツテ、諸將モ思ヒ煩ヒ居玉ヒケリ、時ニ黒田勘解由入道如水、子息甲斐守長政ハ梁山ノ城ニアリケルガ、蔚山城ヲ明兵百萬騎ニテ取囲ミ、昼夜ヲ分タス攻ムル由聞ヘシカバ、コハ如何ニセン、打捨置

ナバ近日落城疑ヒナシ、清正討セテハ叶フマシ、急
 キ後卷ヲスヘシトテ、釜山ヲ始メ方々ノ諸將ニ飛徹(徹カ)
 ヲ馳セテ後詰ヲ相催シ、父ノ入道如水ヲ梁山ノ城ノ
 留主ニ残コシ置キ、長政軍勢ヲ引率シ西生浦ニ到リ、
 諸將ト会合シテ蔚山ヘゾ向ハレケル、蔚山後詰ノ
 人々ニハ金吾中納言季秋卿・毛利宰相秀元・甲斐守
 長政ヲ始メ、軍勢三万余騎ニテ押向ハル、藤堂佐渡
 守高虎・子息宮内少輔高吉士卒ヲ師ヒテ討テ出、蜂
 須賀阿波守家政ハ昌原ヨリ討テ出、其外四国勢馳加
 ハリシカハ、蜂須賀・藤堂ヲ始メ式万余騎蔚山ヘ向
 ハル、小西行長カ軍勢三千余騎、兵船ニ取乗テ海上
 ヲリ力ヲ合セント押向フ、其外処々ノ日本勢我モく
 ト向ハレケリ、黒田入道如水ハ梁山ノ留主ニ残ラレ
 ケルヲ、敵其無勢ナルヲ察シ、朝鮮ノ人民等ヲ驅集
 メ、数千人ニテ梁山ニ押シ寄取囲ム、サレトモ入道
 如水ハ日本ニテモ数度奮レヲ顯ハセル良將ナレバ、
 些トモ騒カズ、味方ハ小勢ナレバ敵ノ陣ヲ取静メサ
 ル先キニ打破レリ、纔カナル残兵ニテ突テ出、急ニ
 殺崩く度度セラレケレバ、敵勢終ニ戦負、四角八

方ニ逃散ケリ、孝高入道如水ハ凡朝鮮ニ渡海シ玉フ
 事今ニ至ツテ三度、智勇ヲ以テ敵ヲ退ケ、諸將ト商
 議(テカ)ヲ謀ヲ運ラシ、慈愛ヲ以テ朝鮮ノ民百姓ヲ懷ケ、
 其所々ニ還住サセ、人民ヲシテ安穩ナラシメラル、
 凡テ此人父子ノ忠功尤モスグレテ多カリケリ、
 楊鎬奔走并後藤又兵衛尉基次物見之事
 楊經理・麻貴提督ハ、若シ釜山等ノ日本勢後詰スス(行カ)
 ル事モヤト、其押ヘノタメニ兼テ勢ヲ分ケテ守ラセ
 ケルニ、彼者共ガ方ヨリ釜山ノ日本勢雲霞ノ如ク押
 シ来テ其數ヲ知ラス、水陸人ナラズト云処ナシトソ
 告ケニケル、然ル処ニ同シキ二日後援押ヘノ勢共日
 本勢ニ戦ヒ負、敗北ニ及ヒヌル(行カ)ヲヨシ其報頻リニ告
 来ル、楊鎬色ヲ変シ大ニ畏レ騒キ成ン処ヲ知ラズ、
 軍勢ヲ指遣ハシテ是ヲ防セントモセス、前後ノ敵ニ
 取巻レナハ、悔ルトモ益アルマシ、先此度ハ引払ヒ、
 重ネテ攻落スヘシトテ、四日ニ引払フベキゾ究メケ
 ル、其翌三日、後詰ノ日本勢近ツキヌト見ヘテ紅白
 ノ旌旗ヲ前山ノ風ニ飄ス、楊鎬大ニ周章シ面色草葉
 ノコトク驚ク、騒キテ諸軍ニモ触知セス、前後ヲモ

弁へズ、其夜顛沛シテ逃行ハ、是ニ驚キ軍勢共我モ
くト北ケ行キテ、今ハ蔚山ノ寄手モ残リスクナク
ナリニケリ、斯テ日本ノ諸將翌ル四日、敵陣ノ後ヘ
ヲ襲ント未明ヨリ押出ス、中ニモ甲斐守長政ハ、人
ニ先ヲセラレシト風寒氷雪ヲモイトハス夜ヲコメテ
進マレケルガ、払曉ニ家臣後藤又兵衛尉基次ヲ物見
トシテ遣サル、基次馳向フヲ処ニ其道ニ川アリ、基
次川ヲ渡リ敵陣ノ近所マデ行カントセシガ、川上ヨ
リ日本ノ馬ノ沓流レ下ルヲ見テ、敵陣ノ方ヘ物見ニ
行ニ及バズトテ其ヨリ直ニ引返シ、長政ノ前ニ歸リ
来ツテ、味方ノ大将達ノ中、既ニ川ヲ越玉フ人アリ
ト存シ候、此故ニ敵陣近ク参リテ物見仕ルニモ及ハ
スト存シ立歸リ申シ候、急キ打立セ玉フベシトゾ進
メケル、長政聞玉ヒ、又兵衛ガ武道ニ功者ナル事今
ニ始メザルナガラ、心早キ物見ヲ仕リケル者カナト
テ大ニ感シ玉ヒケリ、サレバ此基次ハ武功第一ノ勇
士也、是レヨリ先ニモ此朝鮮ニテ、長政ノ先手山ノ
ハナヲ廻リ隔リケルガ、敵ト相戦ヒ関ヲ頻リニアグ
ルヲ基次聞ヒテ、味方討負候ヒスト申ス、長政聞給

ヒテ、汝何ゾ以テカ是レヲ知ルヤト宣ヒケレバ、基
次承リ、サン候、味方ノ鯨ノ声次第二近ク聞エ候ヘ
バ、一定負テ引ト覚ヘ候ト云ケルガ、案ノゴトク基
次ガ詞ニ少シモ違ハズ味方ノ勢崩レシトナリ、又其
後朝鮮ニテ敵陣見ヘサル所ナリシニ、遙ノ向フニ武
者ボコリ立テ見ユ、長政後藤ヲ近ツケ、向フニ馬煙
ノ夥シク見ユルハ如何ト、軍ハ何トカアルラント宣
ヘハ又兵衛畏テ、敵ハ引トコソ見エテ候、イカニト
ナレバ馬煙白ミテ見ヘ候、進ム敵ノ武者ホコリハ此
方ヘ懸リテ黒ク、引敵ノ武功ホコリハ向フヘカ、リ
テ白ク候、遠キハ色ノ薄ク見ヘ候ニヨリテ白ク、近
キハ色ノ濃ク候ユヘ黒ク見ユルカト存候ト云ヒケル、
其詞ノ少シモタガワス敵兵敗北ニ及ビケリ、其機転
ノ巧ミナル事皆斯ノゴトシ、サレバ数度苦戦シテ高
名ヲヲ顕ハセリ、中ニモ晋州ノ城ノ先登シテ勇ヲ震
フ、加藤清正是ヲ見玉ヒテ基次カ武者フリヲ感セラ
ル、其ヨリ数度ノ戦功ヲ究メシカバ、黒田殿筑前入
国ノ後、嘉摩郡大隈ノ城ニ於テ一万石ノ采地ヲ賜リ
ケリ、去程ニ長政味方川ヲ渡ヌルニコソ、人ニ先ヲ

セラル、ナ、進メヤ者共トテ打立レケリ、

加藤清正注進日本并感状事

去る冬より、大明勢蔚山の城を十重二十重に取巻しかば、加藤清正西生浦の城より蔚山の城に入れけれども、城中兵糧乏しくして持抱ゆべくもなかりけれハ、村田八右衛門を城中より窃に出し、日本へ指遣し此旨を注進せらる、村田日本に帰朝し其次第を上る、秀吉公八右衛門を御前へ被召出直ニ聞し召れ、主計頭ハ何方に在陣せるやと尋ね給ふ、村田承ハリ、清正其節ハ西生浦に在城仕候へども其様子を承り、手廻り計りにて小船に打乗、蔚山之城江籠り候と申上る、秀吉公、扱ハ心安しと、吾自ら後詰のため朝鮮に渡海すへしとて、既に御陣触あるへきに極りけれども、其翌日清正の使者阿波伊兵衛帰朝して、去ル元日後卷の勢着陣し、同き四日大明勢百万騎悉く敗北仕候、運を開き候旨言上しけれハ、秀吉公御悦喜浅からず、猶も御感悦の余り感状式通賜りけり、其文ニ曰、

今度蔚山西二大明人取出候処、駈入城中相抱堅固

二、数千入討捨付而、敵令敗北之由神妙之働候、然者、兵糧五千石最前被遣候へトモ、重而五千石被遣候、都合一万石被下候間、自寺沢志摩守手前可請取候、就其レニ蔚山・西生浦(浦之)兩城難抱之由被聞召候、則毛利壹岐守同一手之者共可在城西生浦之由被仰出候間、成其意可相渡候、猶帰朝之者共罷戻り様子被聞召候而、重而可被仰出候也、

正月二十二日

御朱印

加藤主計頭殿江

今度蔚山江敵取詰候処、其方駈入候故、相抱城中堅固候段神妙被思召候、然者、兵糧之儀先書如被仰遣候、於朝鮮二一万石被下候間、自寺沢志摩守手前可請取候、帰朝之已後一廉可被加御褒美候、西生浦之儀毛利壹岐守可令在番之由被仰出候也、

正月二十五日

御朱印

加藤主計頭江(殿脱カ)

清正御感状を給りて悦び玉ふ事かきりなし、弥忠戦を励まさんとそ勇まれける、

吉川改于旄并堤妙法陣表服(ハツリ) 同黒田殿被施面目

事

去ぬる由四日大明勢敗北の時、毛利秀元の備へより(衍カ)蜻蛉の様なる于旄にて真先二進ミ、敵の陣二乗込勇を震ひ、敵兵を駈立、千変万化して働きしを、加藤清正遙に見玉ひて其武勇を感じ、中国の中に彼于旄ハ誰ならんと尋られしに、吉川広家なりといふ、其後清正広家に参会之節、比類なき御働感入候ぬ、其につき于旄小く候故、遠きよりハ見得兼候、御改あつて然るべしとあれハ広家のいわく、然らハ改め申へく、願はくハ清正のはれん串を拝受ありたき旨強て望まれけれハ、清正の所存二叶ひ、大悦是にすぎ候はずとて、ばれん串を出されけり、其よりして広家の馬印は朱きはれんに成りにけり、去ル程に、清正ハ、今般の籠城に苦勞をし戦功ありし輩に感状・褒美等其々遣はされけり、中にも堤権右衛門ハ一番鎧の賞として、南無妙法蓮花經の七字を大字に書し陣羽織を賜はりけり、黒田甲斐守長政ハ此度諸將を進め倡ひ、後詰のために蔚山に押行、先駈して明兵を四角八方に追散し、城中閉ミを出、清正虎口の難

を遁れて大勝利を得られけれハ、清正此事を後まで感せられしと也、同き二十五日 江府嗣君より長政二御書(衍カ)を被下さるゝ、去ル極月、従大明相働き申候処ニ、数万人被討取敵退散之由其聞得候、誠ニ御手柄共二候、猶様子承度候、令啓達候旨仰遣され、御小袖十領・御羽織五送り遣はされけれハ、皆人羨まぬハなかりけり、擬大明勢共の陣取居たる跡を見るに、糞したる跡一所なく、百万に及へる軍勢の尺寸の地も余まさす昼夜取巻て守り居たる跡なれハ、一度も糞せぬ事ハ有まし、穴を堀て埋てや置ぬらんと雑人とも色々尋見けれ共、一所も見出したるものなかりけり、日本人の十日共陣取たる跡は足の踏所もなき程汗穢ものなるに、百万に余れる軍勢の陣取たる跡なれハ旁以狼藉なるべきに、その跡を少しも穢さす事なくして引退き事(脱カ)、不思議なりける事とも也とて、諸大将に至るまで舌を巻て感せられる、ケイカイ邢玲始メ商議て上策なりとて卒に此を致ス、其器に(珍カ)あらざる楊鎬を用ひ、且日本勢を攻むるには先南(兵カ)を用ゆべし、然るに今三(協脱カ)の大將悉く北人也、又清正

才能行長に勝れたる事十倍せり、先弱き方より攻むべき事なるに清正が蔚山を攻、これ大きに智の足らざる所也、日本は素より舟軍につたなし、然るに大明船手の兵すくなし、陳璘等が来るをまたず急に蔚山を攻む、殊に日本勢閑山島を奪ひて今海上自由なれば後詰をするに便あり、然れば士卒を遣はして守らすへき事なるに、是等の慮りなくして敗北に及びけり、今両月を待たば則劉綎陳璘が兵至るべし、劉綎素より倭熟し、陳璘も又戦ひに馴て共に皆勇將也、朝鮮の役是に至つて既に六年、胡為そ強く暫くの間を忍ひざるや、是皆思慮足らん(衍カ)ざる所也、

順天諸將軍商議 付、注進日本事

茲に蔚山の城は毛利甲斐宰相秀元二築紫衆加わりて、去ル正月より普請を始メられけるが、三月には屏・門・櫓・堀・役所残らず丈夫に築立たり、普請成就しけれハ加藤清正二相渡さんとせし処に、諸將順天の城を開、釜山の近辺へつばまんと評議せり、其故如何となれハ、順天ハ蔚山(北威カ)ハ南、其間百里に余りたり、大明勢今般は順天へ押寄るよし頻りに風聞せし

かは、大敵に取囲れてハ悪しなん、唯中路(上カ)を南方と二筋を持堅むへしといふ、此時加藤左馬助嘉明一人、大明勢何番騎向ふにもせよ敵の旗先の黒白をも見す、(百万カ)当城を開退ん事日本の恥辱、武名の瑕瑾なるべし、各ハよし／＼兎も角もあれ、臆病至極の毛唐人目等、何百万あるにもせよ何程の事か候はん、嘉明におひてハ一人なり共此城に残り止まり、戦ひ難儀ならんにおひてハ皆悉く討死して、体は朝鮮順天の苔に埋むとも、名は大明の天に揚べしと詞を放つて申されける、諸將も左馬助を捨殺さん事難儀なれば、如何ハすへきと評議区々なり、此旨蔚山へ告来れハ甲斐宰相秀元主計頭清正と相談し、安国寺惠瓊を使者として順天に指遣はん、安国寺ハ其より順天赴き、(二脱カ)小西行長・加藤嘉明以下の諸將に対面し、其許諸將の僉議尤二存せられ候、順天を捨られんハ推して御計ひあらん事如何か存せられ候、此義ハ太閣へ注進あり、御下知次第になさるべくや候はんと委細二演らるれハ、行長・嘉明以下、此儀尤なりと同し使者を日本に指遣ハし、右之趣秀吉公へ言上す、秀吉公開

し召され大にいからせ給ひ、大明の大軍寄来らば来らんのみ、何ぞ畏るゝにたらん、敵大勢なれハとて城を開けて逃退く事やあるへき、能城地を見定め要害を固め堅固ニ守らハ、大明勢何百万騎出たりとも何ぞ憂ふるにたらんや、是我先に屢汝等に数度云詞(開カ)せし処也、汝等何ぞ忘れたるや、先百里を隔て、広々と城を取こと近比沙汰の限り、其智の足らざる事言語に及ざる次第也、敵順天より五日路六日路にありとも聞へされハ、敵寄せ来るとも冬ならてはよも至らし、然れば皆々一先婦朝すべし、直二軍の商議をなし、暫く休息させて来ル九月より又渡海さすべし、彼地の城々ハ加藤清正・小西行長・島津兵庫頭義弘・鍋島信濃守直茂・浅野左京大夫幸長・久留米藤四郎秀包・黒田甲斐守長政・築紫上野助広門(筑カ)・毛利壱岐守勝信等六万余騎ニ而囲むべし、金吾中納言秀秋・甲斐宰相秀元・浮田黄門秀家・蜂須賀阿波守家政・藤堂高虎以下四国勢は残らず先婦朝すべしとて、同き五月、使節を朝鮮に遣ハされたり、

茅国器計略 付、望津落城事

去程に、中路の太將董一元は諸將を卒して同き八月尚州二陣を取、倭軍の中路の太將ハ島津兵庫頭義弘・子息又八郎家久、壹万余騎ニて六七箇所に城を構へて楯籠れり、望津の城は尤天険の地なり、北の方ハ晋江(晋州江也)に倚、東は永春に築き、西ハ昆陽二築(擣カ)たり、三城鼎の如くに立て牛角の勢ヒをなし、皆新塞の前に峙(峙カ)テリ、新塞を本城として、島津義弘楯籠つて用心堅固に守り給ふ、此新塞の城といへるは、三面ハ海にて一方計陸に通ず、石壁高く聳へ、外にハ柵を重(々カ)ミに振、海を引て堀とし、大船数千艘城下ニ繋き置り、又金海・固城の城を左右の翼とし、中に東陽の倉を造り兵糧を積事数万石、其上剛強の兵を泗川の旧城に屯させ、急あらハ搦手より蒐合せんと工ミたり、望津より新塞に到るまで其間四十余(里カ)、八箇所の城を築く、軍勢を籠め置きたれハ勢ひ甚た盛んなり、さるに依て、義弘日毎に人般(數カ)を出し、陝川・宜寧(高脱カ)・咸陽靈等の郡邑を掠め動かせり、朝鮮・大明の軍勢共兼而島津家の武勇を畏れ居しに、今此勇威盛んに当りかたきを見て、敢へて進んと云者な

かりけり、云々、

大明勢逃歸星州事

遊撃茅国器ガ中軍ニ備ヘタル徐世卿ハ大剛ノ者ナリケレハ、数度返シ合ヒテ戦ヒケルガ士卒ヲ下知シテ、爰ゾ切所ニシテ一防防クベキ場ナリ、返セヤ〜ト(衍カ)ト喚テ、險シキ坂ノ道セハキ処ニテ馬引返シテ防キタリ、敵ハ勇ミ進ンデ矢ヲ射懸ル事雨ノ如シ、是ニ騷テ漂フ処ヲ得タリ、賢シト日本勢抜ツレテ打テカ、ルハ士卒等怵ヘズ北走ル、徐世卿ハ少シモヒルマス、勇ヲ奮ヒ戦ヒケルガ、大勢ニ取籠ラレ、終ニ擒トソナリニケル、左レトモ勇氣ヲ弱ラサス斬レテ死シケルコソ哀レナレ、島津勢ハ逃ルヲ追フテ敵ヲ討事数ヲシラス、大将義弘長追ヲスベカラスト頻リニ下知シ玉ウニヨツテ望津ヨリ引返シ、城中ヘゾ打入りケル、大明ノ諸將望津ニ留マツテ爰所ニテ商議セリ、茅国器進ンテ、望津ハ天儉之地ナリ、是ヲ得ル事易カラシ、今若シ捨テ去ラハ又敵ニ取レナン、然ラハ前功悉ク棄レテ後悔ストモ叶フマシ、爰ニ諸將ヲ会集シ敗軍ノ士ヲ集メ、此望津ヲ守ラント云、

董一元敵ヲ畏レ、此城素ヨリ外ニ援ノ城ナシ、若シ

固城・新塞勢ヲ并セテ攻来リナバ防クトモ叶フマシ、

先暫ク星州ヲ歸リ、二度大軍ヲ起シ此恥辱ヲ雪カン(二カ)

ト云ヘバ、諸將是ニ同シテ我先ニト星州ヲ志シテ奔

ル、此時城兵追討ナバ一人モ生テ帰ル者ハアルマシ

カリケルヲ、城兵モ所々ノ兵糧ヲ多焼レテ、士卒モ

多ク討死シテ勢微ナレバ長追ハセサリケリ、大明勢

ハ誰追敵モナカリシカトモ、大軍ノ崩レ立タル習ヒ

ナレバ、我一ニト然ル程ニ弱キ者ヲバ踏倒シ蒐倒ス、(逃カ)

或ハ己レガ劍ニ貫カレ、或ハ谷ニ落テ泥沢ニ逃入即

死スル者数ヲ知ラス、新塞ヨリ星州マデ其間一二

百里死体ニテ埋ミケレバ、血ハ洪河ノ流ル、カ如ク、

尸ハ屠所ノ肉ニ似タリ、又味方ニ駆倒サレ、己レト

瘡ヲ被ムリシ者共逃ル事叶ハズシテ喚キ叫ンテ、其

声山野ニ震フテ哀レナリシ事共ナ也、島津家ヘ討取

ル首数三万余級、義弘朝臣父子ヲ始メ諸軍勢悦ヒ勇

ム事甚シ、是レヲ悉ク剽リ、大樽十二入レ日本ニゾ

渡サレケル、扱モ董一元日本勢ノ兵糧ヲ焚、望津・

泗川ヲ落セル後、暫ク泗川ニ駐ツテ三路ニ約シ、力

ヲ共ニシテ攻寄ナハ加程ニ見苦シキ負ハスマシキニ、
思慮足ラサルガ故ニ大ナル敗レヲ仕出セリ、

(表紙)

見聴雑事録

四

見聴雑事録 四之卷

経義大意

○およそ学問の要とする処、経義を明らむるにあること論なきを、其経義におひて倭と漢と顛倒するものあるは何ぞや、それ弁へずハあるべからず、抑天は上に位し地は下に位して万古動かさるもの、是天地

の大経也、我

皇祖神君臣上下の等を立テ給ひ、其を以定位とし給ひ(脱カ)より其道天地と共にとこしなへなり、漢土聖人の

道も天に継て極を立と云筋にハあれとも、君臣上下の等を以て定位とせず、しばく改易するに及べり、

是和と漢と経義の顛倒隔絶する所なり、さる故に菅家の御遺誠にも、凡神国一世無窮之玄妙者不可敢而

窺知、雖学漢土三代周孔之聖經、革命之国風深可加思慮也、また、凡国学所要雖欲、論涉古今究天人、

其自非和魂漢才、不能闕其闕奥矣とは宣ひし也、夫より慶長四年に当りて日本書紀の出版をお、せ付られし時、清原国賢朝臣の表文に、神道者万法之根抵、

儒仏(経義大意より補)二教。皆是神道之末葉也。頃学儒仏者夥而知神書者鮮矣、物有本末事有終始、何棄本取末焉

云々、陛下寛惠叡知之余後世惜其流布之不広、遂命鳩工於是寿諸梓矣と記し給へり、こは畏くも時の

天皇後ノ水ノ尾の叡慮(行カ)ニいで、帝也、即

皇祖神の道を祖述し述し給ふもの也、其後東照神君あまねく天下に令せて、古書のかくれたるを召問ハ

せられ、皇国の古道を順考し給ひしにより、国史・律令・格式其外の古書ども大かた世に顕れし事ども、駿府政事録二委しく記しおかれし也、かくて弘化年間

帝都に御学校めし立られたるに、即和魂漢才の神語を以て学範とし給ひ、其神語をば大相国政道公御手(政通カ、應司政通)つから書し給ひ、御学校の掛軸二ものし給ひしより、縉紳家殊更に思励つ、六国史を本として漢籍をもよみ給うよしなるハ、めでたくもいと貴き御事也、されは国々の学校は素より、すべて学問をなすかきりは、右の神語にもとつき内外本末の義を弁へ、いづれの書といへども取べきはとり、捨べきハすて、ものせむこそ本意なるべけれ、さてハおのつから外国の道々も我羽翼となりて、国家の有益ならむ事論(釋義大意より補)なかるべしものなり、扱かの(きカ)禪讓放伐の如きは、聖人変に処するの△權道なるよしなれども、彼の易の乾の爻辞に、九五飛竜在天、利見大人と有て、伝に、進位乎天位也、聖人既得天位、則利見在下大徳之人(ト脱カ)与共成天下之事云々見へ、こは下にあるの大人

徳二進ミ、業を修て天位をふむに至るを大吉とせるにて、そをやがて乾坤の道にとれり、又中庸に、大徳は必受命とあるも、下にある大人徳あれバ必天命(ト脱カ)を受て。天位を△ふむと云意なり、これ等の語によれば、禪讓放伐のときハ始めより聖人の本意にして、一時変に処スル道とも云ひがたし、又春秋に見ゆる所の国弑の法も全ク 皇国の経義二悖れり、いかにとなれハ、文公十六年十一月宋人弑其君杻白○成公十八年庚申弑其君州蒲○襄公三十一年十一月莒人弑其君密州○昭公二十七年夏四月呉弑其君僚○定公十三年薛弑其君比トあり、これらは臣たるもの其君を弑せしなるを、其君不道なれハとて其臣たる者の罪をせめす、其名をあらハさすして、国人其君某を弑すと也、右の中密州ハ其子展輿が為に弑せられ、杻白ハ其夫人王姬に弑せられたるよし左伝に見ゆ、然るを共に弑せしもの、名をあげず、国人其君を弑せしよし書したり、 皇国にて君父を弑せし者あらば、君父いかばかり無道なりといふとも、臣(子カ)士たるものいかで其罪を通るべき、婦人の夫におけ

るも亦然り、さて又宣公二年秋九月乙丑晋趙盾弑其君夷臯とあるハ、実は趙遁^(盾カ)其君を弑せしにあらす、盾が従父昆弟の子趙穿といへるもの其君靈公を弑せしなるを、盾晋の正卿として其賊を討スル事あたわす、其罪遁れかたきによりて趙盾弑其君と書したり、こは最然あるべき事なり、然るに左伝に、孔子曰、董狐^ハ古之良史也、書法不隱、趙盾^ハ古之良大夫也、為法受惡、惜也、越毫^(竟カ)乃免^レとあり、こは趙盾出奔していまだ其国の竟を越へさるうちに公の弑せられしを^(聞カ)問て立かへりたるが、くち惜しとて趙盾、もし竟を越へたらんには、はや君臣の義絶たるなれば彼賊を討せずとも其罪なかるへきをといへるにて、実は盾か人物を惜ミたる語なり、漢土にては国を去ル事常なればさもあるべきなれとも、皇国にしては更にあるましき事なり、

此ハはやく宋の歐陽脩が論に、越竟^(ハ)乃免^レと云へることくハあるましきことにて、左氏か謬ならむと云へるハ然る事なるべし、

去れば熊沢が集義和書に、釈迦・孔子日本に生れな

ば神道に従うべし云々といへるハ実にさること也、釈氏は姑くおく、仲尼もし日本^ニ生れなば神道^ニ従ふべし云々といへるハ実にさる事也、釈氏ハ姑くおく、仲尼もし日本^ノの人ならバ究めて熊沢氏が言の如くなるべし、其ハ論語ニ伯夷・叔齊^(齊カ)等をいたく称美してあるにてしるべし、これ実に仲尼の真情を見るに足れるもの也、然るに中庸に、武王周公其達孝矣乎か云々といへるは、両舌に似たりといへども、こは仲尼周の末にありてやむ事を得ず、其先王の法を立るの語にして、それ漢土に生れし人なるが故也、

垂加文集^(カ)に付録ニ、聖人漢土に生れ給ひしハ不幸也といへるハさる事なり、

扱又湯武か放伐は桀紂が暴虐甚しき故に、天湯武二命して云々といふ事、儒者の常談にして甚其意を得ざるもの也、そは書ノ仲虺之誥に、成湯放桀^(桀カ)於南巢^ニ、惟^ニ有^レ慝^レ德[、]曰^ク予恐來世以^レ台^レ為^レ口^レ實[、]とあるを見るべし、桀か暴虐ハさる事なれとも、湯臣として君を弑せしこと、さすが心中に恥る事ありけぬ事^(モウカ)うべなり、又湯誓に、爾尚輔^(チコヒ)予一人^ニ致^ス天之罰[、]予其大賚^(オホニ)汝[、]爾^(ニ)

大意より補

無不信。朕不食言。爾不從誓言。予則孥戮汝罔有

攸赦とあり、万民実ニ湯ニ帰し、天それを容さば、

何ゾ此誓言をなすにおよばん、とかく天理を強ひた

るに似たり、又周のおこれるハ其もと大王が叛心よ

り出て、

泰伯が刑蛮に遁れ去りしハ、大王か叛心あるをし

りてなり、こ、をもつて仲尼も至徳と称美したる

也委くハ泰伯に、云へり

文王其志を継ぎて徳布き民をなつて、私に天下の

三分二を有つに至れり、さて武王終ニ其業をなした

りと、そは史記齊力斎ノ太公世家に云、略周伯昌之脱差

里帰、与吕尚陰謀、修徳以傾商政、其事多兵権与奇

計、故後世之言兵及周之陰権、皆宗太公為本謀、周

西伯政平、及断虞芮之訟、而詩人稱西伯受命曰、文

王伐崇密須犬夷、大作豊邑、天下三分其二帰周者太

公之謀計居多云々トあるを見るへし、文王殷ニ服事

せしを仲尼至徳と称したるも、本意にはあらざるべ

し、

○前件ヘカにいたる如く、和漢経義大に顛倒する事灼然け

れは、皇国の人たるもの経典をよむにはよくく

心をつけて取捨せすはあるべからず、さてこそ仲尼

の真意にもかなひ、所謂中庸を得て学業をす、むべ

き者なれ、是によりて猶一とわたりリカ経典をしらべ試

むるに、大学の書には国害となるべき語ある事なし、

中庸にはこれかれ除くべき語とも見ゆめり、そハ舜

其大孝也と、徳為聖人、尊為天子、富有四海内、宗

廟之、子孫保之、故大徳得其位、必得其祿、必得其

名、必得其寿、また云、武王纘大王王季文王之緒、壹

戎衣而有天下、身不失天下之顕名云々、また武王周

公、其達孝釋義大意より補矣乎。夫孝△者善継人之志善述人之事

者也、これ等の語共漢土にては第一の規則となるべ

きなり、そは臣下たる者大徳ありて君位をふみ、悪

王を伐して位を得るも、天命として大吉事とする学

風なれば也、皇国にしては全く

先王の道にそむきて逆賊となる事いちしるけれハ、

右等の語ども必ず忌ミ遠さくべきもの也、又論語に

云、上崔子弑斎君、陳文字子馬有十乘、棄而違之、至

他邦則曰、猶吾大夫崔子云々如何、子曰、清矣云々、

又曰、如有王者必世而後仁、これまた

皇国に於てハ大不經の言なり、また孟子には甚しき語とも多し、いさ、かあるべし、(クカ) 齋宣王問曰、湯放

桀武王伐紂、有諸、孟子曰、於伝有之、曰、臣弑其

君、可乎、曰、賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊

之人謂之一夫、聞誅一夫之紂、未聞弑君也、また告

齋宣王曰、君之視臣如手足、則臣視君如腹心、君之

視臣如犬馬、則臣視君如國人、君之視臣如土芥、則

臣視君如寇讐云々、この語共ハ齋宣王とてもうまく

ハ信ざりしなるべし、後漢の王充が刺孟、宗の司馬(宋カ)

光が疑孟等にも、かゝる語どもをあげて甚しく難し

たり、彼国にてすらかゝる語どもハ聞答むることの

有りしもさる事也かし、又曰、上 略五百年必有王者興、下

其間必有名者、由周而来七百有余歲矣云々、当今之

世舍我其誰也、吾何為不予哉、

○莫若師文王、師文王、上 大国五年小国七年、必為政於

天下矣、○無敵於天下者天吏也、然而不王者未之有

也、○周公相武王誅紂伐奄、三年討其君、驅飛廉於

海隅而戮之、滅国者五十、○有伊尹之志則可、無伊

尹志則篡也、(之脱カ) これまた 皇国にしてハ大不經の事也、

又曰、民為貴、社稷次之、君為輕、是故得乎丘民而

為而天子、得乎天子而為諸侯、(侯カ) 得乎諸侯、(經義大意より補) 而為大

夫云々、例之定主なき国からにて君位輕ク臣位重き

か故ニ、かく君を責るの語とも多きぞかし、そは国

家の為を為(衍カ)をおもひてこそはいひけめとも、かゝる

理屈は感をなすこと薄きか故に其実功はなく、却つ

て君威を輕め国体を弱むるの媒とハなりけんかし、

皇国ニては、ましてかゝる理屈共を云ひ耽(衍カ)からむは

不忠の至りといふべし、又曰、上 略堯崩三年之喪畢、シテ

舜避堯之子於南河之南、ニ 天下諸侯朝覲者不之堯之子

而之舜云々、かく云ひて舜之徳ヲ称美したれと 皇

国之人情モテおし考うれバ、堯の子いかばかり不肖

なりとも、恩顧の士民背きはて、下民の舜に帰すべ

き理りなるべし、されども漢土の風俗にて、然あ

さましく君臣の大義をも知らず、民情黑白なりしを

いか、ハせむ、かゝる処ニよく、心をとめて見る

べきものなり、

宋の蔡沈が、堯舜者父子の哀也、湯武者君臣の欠

也といへるハ卓見也ト云うべし、

さて又書経には湯誓・秦誓等によからぬ語どもあれども、大かた皆おなしすちのことなれハさておきぬ、礼記の中にも爰の人情に戻れる事も多けれとも多けれど、そは全くこなたに預らぬ事なれハ爰にあけす、

○佐久間氏か和漢明弁に云、孟子曰、湯於伊尹^ニ学^{トス}而臣^{トス}之、又曰、天不^{子脱カ}召^ヤ師、況^ヤ諸侯乎、是孟子欲立師法、自尊大而妄言也云々、尚書之中、未見君師之法者、妄造言而驕於人主、其罪不可勝言也ト云々^{（衍カ）}へり、彼土例の君位からろきか故に孟軻か妄言の如くモ、漢人とももの信し居らんハさることなり、

皇国ニても、浪人の儒者などハ孟軻に荷担して其説を奉揚するものおほかり、

彼石川丈山か如きをハ天下第一の隠士の如くいひはやして世に尊信するもあり、漢意もてみれば、かれが志操かうばしきに似たりといへども、掛巻もかしこき 天皇のめし給へるに歌をもて辞し奉り、おのれ詩仙堂の高きに居て隱逸を事としたる

は不敬のふるまひとやいふべし、

されハ白尾氏の著ハされし楠公伝の弁議に、後世或以諸葛孔明論^ス正成、或謂、自孔明見之則正成恐非其倫^{トシ}とある、その弁に云、彼蜀の劉備、其先は漢ノ遺種とハ称すれと、もと履など販し人にて、さて荊州の新野城をたもてる折、孔明か才器あるを聞伝へ、三たびまで訪ひしかバ、其義に感んし、且ハ其ノ劉姓の筋めもあれハとて、孔明も味方せしにこそあれ、素よりの世臣にはあらず、主客の取合ともいひつべし、三顧も四顧も待て出つべきハ当然のことなり、扱其後孔明が手段にて蜀国を得、自立して王とハ称せしなり、かしくこも^{（こくカ）}

後醍醐天皇ハ正しくあまつ日嗣を受給ひて、一旦乱臣の為に南幸し給ふといへども、未曾で一日も

天皇の宝位を失ひ給はず、其 皇統を輔け奉れる楠公とハ出処勲功等素より天淵の差ひありて、渠等と同日の談ニハあらずと云はれたり、こは彼ノ唐醉の室直清^{（鳩集）}が陋説などに雷同せる輩のひが心得を弁せられたるにて、実に確論といふべし、

○先つ年 皇都御学校ニおひて坐田維貞といふ人孟子を講しける時、孟子の書不經の語ども多く侍れハ、皇国において經書と崇め給ふべき書には侍らすと、

はしめに申ことわり置て、さて本文をハ講しけるよし、同人の物語り也、こはさもさる（あか）へき事にや、それにつきておもふに、經の字常經不易の義とすれば、余の經典といふとも全クハ義に当らざるか如し、そは漢土の經ともいふものは權を兼たるものなれハ也、宋儒權の字を積して權ハ經也（經ハ權也脱カ）といへるは、かの禪讓

放伐をしも聖人天命とするによりて、枉けてこれが解説をなし、即そを粧飾せるなるへし、蔡沈か武王紂を討て後、微子の賢なるを立ざるハ如何と朱晦菴に問へるに、晦菴答ふる事あたはず眉をひそめし事語類に見ゆ、こは中心ニ天真を存しなから自ら欺けりとやいふへからん、流石に蔡沈ハ其門人なから天地の大經を窺ひ得たりといふへし、宋の世などハ所謂学問の道真盛の時節にして、名たゝる程朱等性理心法など心をくだきてものしなから、此大經大義をしも然か粗糊塗にせしは、いといふかしき事なり、

されバ所謂經の經たる大義、漢土にしてハ味くはあたらす、彼天無二日、地無二王と云ひし語とも、全（虚カ）ク虐文と云へし、

皇国にてさるこちたき言挙もせされと、おのつから其（衍カ）實赫々然として天日の如し、誰かこれを仰かざる（カ）けむ、返ス〜も虚懷大公無固無我、吾か心神を天地の正理に体して是を觀察せば、おのつから蒙霧を開（衍カ）ひらきて晴天を見るが如く、經義の真理を最明らかなるべし、

右は大綱のミを云ひて、猶性理心術等の事ハ別卷ニものしたり、こはすべていと負（ライケ）気なきわさにて、いはゆる僭上の罪のがれたしといへとも、全くおのが臆見にあらず、かしこくも

先王の令典ニもつ（衍カ）つき先哲の遺訓によりてものしつるなり、もしそれあやまちあらハ、愛顧の君子（むカ）ねもころにこれと諭し玉へ、

八田知紀誌

見識卓絶、議論正確、敬眼〜、但、有一二与僕鄙見不合者、僕嘗著弘道館記述義、四十余年所研究頗

尽於此書、他日写一通以乞斧正、則所謂一二不合者
自分明矣、

癸丑十一月望常陸後学藤田彪僭評

安政三丙辰九月廿六日江戸渋谷御屋敷於調練場

試合之事

一当日西向御屋敷稽古所二昼九ツ半揃一統列立、八ツ
半時分渋谷御屋敷稽古所江相集居候処、七ツ時分山
田^{爲正}壯右衛門被參、只今 上様調練場江被爲人候付、
早々人数さし出候様致承知、源平之人数壹組ツ、
順々繰出相待居候処、 御用之儀被爲在候由二而御
婦殿、七ツ半過

出御、直ニ源平之人数切紙以下式拾五人ツ、差出、
暫く勝負有之、時宜見合源氏ハ太鼓を鳴し、一同ニ
平氏に鐘を鳴らし候処ニ、相凶之鉄砲拾挺ツ、一時
ニ打立候付、切詰居候面々右之砲声を聞、東西江引
取候、二番目切紙前より切紙以上式拾五人ツ、罷出、
是以前文同断、三番目兎衆拾人ツ、罷出、是以同断、
四番目源平惣人数打込、源氏之太将ハ鎌田十太郎、

平氏ハ上田宗二、源氏之檢見ハ前田龍五郎・野村彦
五郎・立花直記、平氏は白坂郷左衛門・拙者并堀平
太左衛門・鈴木喜之助、源氏之太将は白き鞆を真向
ニ付、平^{氏脱カ}は赤キ鞆を同断、戦兵の平氏は赤き切れを
面々備を立、源氏ハ山と問候節は山と答へ、平氏は
谷と答へ、味方打無之様ニ前以相言葉定め、檢見之
面々ハ右之手旗を持ち進退之指揮いたし、双方白服
食威風涼々相掛り、小組合候処間もなく乱軍二相成、
互ニ打ツ打レツ組ツ組レツ、爰を先途と相戦候処、
其日之運の尽る歟、源氏之大将鬼を欺く英雄鎌田士
印を旁兵土岐安之進打落シ付、拙者不透鐘を鳴らさ
せ候処、右を相凶と前文拾挺之鉄砲をタン／＼ト一
時ニ打立候付、源平東西ニ引分れ候、直ニ平氏ハ人
数を真丸ニ相円め、エイ／＼王と勝吐氣を揚申候、
然る所源平の人数ニ而先立いたし候様
御沙汰被爲在、兎衆より切紙目録免状迄順々勝負有
之候処、^{マ、マ} 不到して夜入相成候処、 御前之左
右江大なる篝火を爲御焼、
御前は朱の十文字御挑灯三ツ四ツ爲御焼、御側御小

姓衆・御小納戸衆左右江伺公なから、白昼に不異古へ富士の頼朝公御本陣ニ曾我兄弟か戦ひも角哉とおもふ計也、

御前間近く被為居候付勝負合至而六ヶ敷、勿論検見之面々も慥成ル打を見定め、左右へ引分ヶ申事故、五ツ前漸く相済、是以平家方勝利ニ而、哀なるかな、両度之勝負両度なから利を失ひ候付、皆々閉口ニ而益而剛傑之面々もすこゝと引取被申候、

一 右之通ニ而其日の勝負は相済ミ安心いたし候、御前御都合も宜敷、今一度は

御覽可被遊旨 御沙汰被為在、当月中旬一統罷出賦ニ而難有次第御座候、勿論長佐五郎殿も御内々依願拜見ニ被罷出候事也、

○二才咄格式定目

清水馬場郷中

- 一 第一武道可嗜事、
- 一 兼而士の格式無油断可致事、
- 一 万一用事ニ付、咄シ外之人致参会候者用事相済次第罷帰り、長座致間敷事、

一 咄相中不依何色、入魂申合儀可為肝要事、

一 傍輩中無沙汰之過言互不申掛、專可古風守事、(作法)

付、(虚力)慮言ノ事、

一 忠孝之道大形無之様可相心懸候、雖然不遁儀致到来候節ハ、其場後不取様可相働事武士の本意也、

一 二才と申者落鬢剃刀取候事ニ而無之、(力)諸事心掛人第一の二歳と申者ニ而候事、(大リハを脱力)

一 武門、礼楽・射術・書教、(軽力)最モ知其条理事、

右条々堅固ニ可相守、若此旨相背族有之候ハ、二才外と可謂事、

枕語ニ曰、昼爾于茅、宵爾索綯、嗚呼惜哉、昼夜之有分、

箇条留

一 幼少之士下人類致慮外被相果候節、參掛計様之事、

名乗合候、之子細并何某下人聞届屋敷掛江差越番

ノ手相頼ミ、亭主立会ノ上可列帰事、

一 留主に大小指之乱心者參合時、罷帰計様之事、

近家江行チャウチン江火を付貫、能々入念家ニ入ルへし、

一人離れに士致誼嘩、双方深手を負ひ臥し居候時分、
行掛り計様之事、付、最中之時計様之事、

其村の庄屋江行委細之訳申入、番ノ儀(行カ)可相談事、
尤、証抛茂無之事情ニ付、為念自分刀をみておく
へし、最中ノ時ハ忠孝ノ道を以て可列帰事第一也、

一人何にても荷候者士ニ相障可打果被申時、参り掛
り計様之事、

下人名前(行カ)ハ并主人聞届ケ、外不屈無之(怪カ)経我ニ付而
者断可申呉、其上主人江可列届候、

一家中侍に向、切合ル所ニ参掛計様之事、

双方相計候上、家来之段相知れ候ハ、御打果有之
度旨進ムべし、

一人(ニテモカ)何人が屏垣を越へ候処ニ参り掛計様之事、

寄合以上の所ハ留主居其外役人等江可知候事、

一於途中(ニ)拔身(ッ)持居る者江行合心持之事、

言葉(ニ)を掛候而もサヤニヲサメス候者取るべき事、
其上名前聞つくろい筋々江可致取扱事、

一侍と家来類口論之場江参り掛承候処ニ、侍より非義
之事不申時計様之事、

家来主人承り届候上断可言ス事、打果候筋ニテモ
宜く候、

一自分下人召列居候節、他人より、其元下人何ぞや、
我等江致慮外候、可打果間可被下由被申掛候節計様
ノ事、

途中之事故帰、帰り候上委敷下人へも承届、此方
より御返答可申候間、其内ハ御待被下度申述置き、
不遁儀ニ而打果さず候而不叶儀ニ付而ハ、自分ニ
打果断可申入事、

一隣家江騒働之様子相聞得致様之事、

夜はチャウチンを灯し、能々入念可行事、
一侍衆用事被達場江参掛可致(挨拶カ)挨拶之事、

互名乗候上用事御達シニ付而ハ、宅江差越シ御達

シ有之と可言事、然れとも少事ニ而早く理非相分
ル事ならハ可分事、(本ノマ)ムナナレトモ暫くも不分候、
宅行キいづれも道を以可分、

一家内ニ居候時、礫門前江罷出候得者不審成人被居候
せつ挨拶之事ニ付、右次第之訳被尋候せつ返答之事、
門前江罷出不審成人有之候ハ、カシラ致挨拶、

差サハイ無之様可札、

右体の人江行合候せつ名乗合候上可尋、

右次第の義を被為候せつハ無手拔様ニ可致返答、

一 禁足致し居候節、於門前誼諱有之節計様之事、

於門前又ハ近家ニテ誼諱可有之見得候者可、其

上互に名乗合と自分ハ御勘氣被仰付候得共參候段

可致挨拶、忠孝之道を以相分、近家ノ人江相頼可

列帰筋可取計事披露成を以て可申上、

一 何方ニ而も通候節、侍より士ニ法外之過言被申掛候

得共、一方不構被通候節計様之事、

不構被通候儀ハ無之候得共、不知被通答候間、此

方より可知、其上不構於被通者、親類迄右之段可

届置、

一 喧嘩之場江參意趣承候所ニ、双方共ニ不通訳候節計

様之事、

忠孝之ニツを以て可分、ニツ道ニ而不分義は無之

者と可存、相分り候上ハ上列届事肝要也、

一 右同承り候所ニ相手別而法外之儀被申候間、難止由

被申候節計様之事、

非義之方を可成長ケ忠孝ヲ以て断り言ハスベシ、

然れとも不言候ハ言上の筋と相究可列帰、

一 無抛用事有之町中罷通候節、町人侍と致口論所ニ參

り掛り計様之事、

町内中ニ而候者外江列出、主人名前等聞届候上ハ

打果シ候筋へ可言事、

一 右同節家来類町人と致誼諱節計様之事、

町門外ニ而取扱第一也、夫々主人聞届、理非不相

分主人方江可列届、

一 同節自分ニ致慮外候節計様ノ事、

町門外ニ而其節ニより可打果、

一 城下酒狂人刀拔居節計様之事、

言葉を掛サヤニ始め(納カ)さすべし、若不納候ハ、可取、

其上列届親類ノ者江引渡し披露致扱可入念、

一 於中途侍衆下人を追掛ケ、其者我等江致慮外候間、

御打果可給旨可呼懸候節計様之事、

搦取不届者別条無之切らせ候ても不苦候者可相渡

候、

一 於御城内下人・足輕種類致慮外候計様之事、
(節脱カ)

御城内外二而可致取扱足輕種類致慮外候者、御兵具所江行き肝煎江問合取扱可致也、

一雨天之時分馬乗の人被通馬泥を蹴掛、宜しく不可申時計様之事、

忠孝ノ内二而義を以て可詰事第一也、

一夜屋敷内江不審成儀有之、改廻候心持之事、

熾灯を灯し能々嗜ミ可廻、万一不意之儀有候ては手抜にて候事、

一侍衆見廻にて其方下人我等江致慮外候間、御出し可給旨被申候節計様之事、

則答には差上候儀相成り不申候ハ、後則此方よ

り何分御返答可給旨可言述事、尤、一通リハ則坐

二而断も可言事、

一右通被申所へ参掛計様之事、

其節之成行を以挨拶可致事、

一於途中自分召列候下人二侍衆被切懸候節計様之事、

向より自分召列候を存居候被切掛候ハ、中々可

無事にては無之候、然れ共自分召列候儀ハ不知候

由にて、達而断と被申入候者被切掛たる事候二付、

相応(衍力)之致挨拶可致事、

一拾歳計之士見法外之事被仕候節ハ計様(衍力)ノ事、

自分ニ被仕候者少々ノ事迄は不構罷通へき事、若

不叶節ハ親兄弟へ可届出事、

自分杯兼々相交る見他江右通の事被致候ハ自ら

引受可取計事、折角無手拔事専ら也、

一右次第之訳にて相手其人の親兄弟呼出し、右訳可申

達見御同道可給、存分相達し可申杯被言処江参り掛

り計様之事、

各名前并子細等聞届候上、見法外ニ付而ハ親兄弟

断可被言旨可進事、断被言候而も不被止候者追而

可被致筋申入、其場を可被引様道理を以可言事、

左候而相手列帰親類迄可届事、

一人居屋敷より矢出当り候節参掛計様之事、

糺方可知事、

一右次第にて自分ニ当り候節計様之事、

矢当り候而も可成長け不当筋ニて可糺、

一御一門方御家来と待抜合候所へ参り掛り計様之事、

且又役々見廻之節挨拶之事、

理非ニ不構土方江助太刀にてても可打事士道也、
役々見廻之節ハ有筋ニ可申聞、

一 自家之下人參、対主人不届有之、難逃候、御助け被
下度頼ミニ来候所、早速主人見舞にて下人重罪之者
ニ而候、我等を助と思召出可給候段、強而被申節計
様之事、

主人可參候せつ委細ニ聞届、重罪別条無之候者相
渡すべし、

一 士親兄弟ノ敵を被打候場へ参り掛計様之事、

何れ敵打ニ參掛候ハ互ひニ名乗事本意也、然れと
も敵打と別条見給候節ハ自名乗可致加勢、不致候
而者不逐也、跡之取扱は有筋と可考事、

一 家来・町人類石次第之事、

是又敵打ならハ其ま、可打、

一 組頭疋宅ニ而番所之者其身近き共(者脱カ)の儀惡致沙汰候節
計様之事、

一 (ヤ、ヤ)番所江行名乗候上、唯今物越シに承たまわり候所
身近き者咄有之候、誰か咄にて候や、弥相咄候段
聞届候上届置罷帰、右之分相糺無別条候者家来方

へハ相当之返答尤也、若一切無之事ニ付而ハ根元
糺付無手拔様第一也、

一 郷中を悪ク致沙汰被通候時挨拶之事、
礼儀を以龜抹ニ無之様ニ可守、若風説之事共被言
候者、一挨拶可請、無手拔不取計候而者ニ歳道不
立故能々入念問べし、

一 寄合格以上之居屋敷より礫出て侍ニ当り候節、列立
玄関へ参糺方之事、

可成丈不当筋申合可行、

一 士江下人別而難差置慮外仕打果可申被申時分、侍衆
通り遁何様之訳にても切せ之儀不成旨、達而被打止
候節參掛候ハ、可切道理筋を言含ム計様之事、

忠孝之道を以申かへし、不為切候而者手拔成べ
し、

一 寄合以上之居やしきより礫出、通り候家来類ニ当り、
糺ニ可参射見請候節計様之事、付、右次第之事を頼
(格脱カ)
(体カ)

ミ候節計様之事、
可参見請候ハ、自分にも差越可糺、且矢疵重候者
自分忝人差越相糺候上列可帰、右次第被頼候而も

同断之事、

- 一 侍を打果候家来類を侍衆被列届所ニ行逢計様之事、
名元聞届候上、相手・自分親類共にて無之候者、
相手之親類江立会可有之段申越行へし、其内ハ留
置くべし、士衆可列帰被言ても不返、道理を以可
申置、自親類にて候節ハ則座にて可打果候得共、
他人之事ニ付而者親類江申越可然旨、且其儘家来
相返シ候ハ切腹可致、左候へハ手拔也、
- 一 馬乗之侍士の子を踏殺し、親兄弟被出合候節行懸計
様之事、

親兄弟相手抔被望候而も可成丈ヶ其場を断置、列
歸り候上切腹ニ而断可言事第一也、依て早速親類
江可知事、

- 一 人込之場所にて自難差置過言被申掛候節心得之事、
脇江立退キ其儀届置存分事を可極、
- 一 稽古場にて多人数出合候所引掛言被言候時挨拶之事、
同断、脇にて聞届置以後事を可極、

一 拾式三の兎と門ニ立居候節、二才衆被通童へより
少々過言可申時計様之事、
(被力)

自ら引受可差障様第一也、成丈断ハ無用也、

- 一 自ら召仕候下人家来類より被打果候節、次第聞届候
所、下人別而過言申候付、右之通仕候由申候節計様
之事、

主人之貫も不致打果候ニ付而ハ、家来之身分とし
て不届ニ付、家来可打果、

志付之条目

- 一 刀ハ作ヲ不好ヲ以て善と可定事、
(可脱力)
- 一 作にか、わらず二ツ三ツの明ニても打通すを專可
心掛、
(切脱力)

一人を討果候節、留を差事肝要之事、

(鳩尾力)
溝落の下を心掛可差事、

一 異心有者を追時は少し脇江離れ可追事、

左脇と心得べし、

一 朝門を開キ余ニ早開間敷、於開に用心有事、古人の
言置也、

不意を打レ候も不知候間、左様心得左脇ニ立より

可開、

一文武之稽古無他念可有修行事、

朝夕無懈忘事第一也、

一 武具之吟味可有之、中にも刀ハ朝夕腰を不離者則魂
靈成之条、随分切レを可致吟味事、

一 町家風呂漫行間敷事、雖行下人可列事、

二 才風呂ニ行事ハ無之事ニ而候条可有之事ニテハ
無之候得共、万一無拋訊ニ而可行時は下人召列無
手拔事也、

私考二曰、

一 於御殿刀被差替又ハ盜ミ被取候節ハ、拵書認御目付
江可差出事、

一 見聞役者身近き者とても介借ハ不相成御法之事、

一 変死等之披露書ハ組方并廻方横目見分として被參候
節同案を以差出ス事、

一文武之二ツ者二才道第一也、文ハ武之本也、武ハ文
之本也と云事あり、能々可致修行事、

右四行、朝夕之心懸第一也、

一 於御城内拔身を持候人江行掛り致様之事、

言ハを掛搦取り名元聞届、可成丈内分ニ而可濟事
第一なれとも、御城内之事なれハ人に聞及も可有

之筈候二付、御目付衆江可得差図、

一 親之敵をねらひ候節、君より急成^{本ノ}、飛脚御立られ
御用被仰付候計様之事、

飛脚參候時敵人江行合せ敵人を討候へハ御用不可
成事、

二 才咄格式之終

○夫文武二道、譬之鳥翼車輪不可偏廢也、今也

今公賢明仁慈、修治此道而勵士氣、所以養德育才、
而風化大行也、仁義之勇亦由是而生、士民大化、則

可使制梃以擊秦楚之堅甲利兵矣、安政三年十二月廿

日

部長奉

公之德意、而臨春日下郷里試士人文武之業、於是相
議以坂本義直第宅充

公館焉、是日老少咸集、各以其所学、踰古稀而孤陋
寡聞、未窺孔孟之門牆也、最堪深慙、後生可畏焉、知

来者之不知、今乎勉旃勉旃、敢告郷党^{諸君}、

友古書

○咏新納氏軍扇

此物雖小器、永世感所叢、長婦新納氏珍藏玉匣中、
維昔在豊公掌握、披扨曾倒幾英雄、一揮晚及我疆界、
巍然不靡拙齋翁、(新納忠元)々時拋險有奇策、坐待老猿離我量、
渠果遠道糧不繼、徒張虛勢自救窮、戲弄為贈一芭米、(マ)
頗与蜀相巾幗同、欲報戲弄胆已落、議和還軍事匆匆、
相見置酒尺堂嶺、(天九)溜腔疑怛意初融、至今宛然見当日、
推髭一歌有余工、臨別手贈以此扇、一時晴義真由衷、
爾来星霜二百歲、渠鬼長餓霸業空、嗟哉扇也得所奇、
觀扇更欽翁英風、

右篠崎氏作、

○阿淡後朝夢拔書

林建部井筒や江戸江行事

付り、たてべ申ひらきの事

林建部・いなた九郎兵衛ハ阿波守殿とともく、にあ
そびくるひし事、江戸御老中も御聞に達しけれハ、
此たひ阿波守殿へ御尋ねありつれども、返答もなく
して国元家老へ御たつね下されとの事、これハ返答

なさに家老へたつねくたされ候の事ならん、たとへ

家老いかやうの事をす、むるとも、われこのまぬ事
を家老とも理不尽にいたすへきや、これハとるにた
らさることばなり、しかしなから家老皆々よびよせ
るにおよばす、先々はよし建部・いなた九郎兵衛は
さきたつてより、公儀表より御ふしん有、右兩人を
よびよすべしとあつて、早速国元江御使者を以て御
召也、林建部は在国なれハ稲田はさきたつて湯治養
生のよし申立罷出候と申あけけれハ、御使者仰られ
けるは、しからは林建部一人罷登るへし、且又稲田
ハ国元江よびよすべしとの事にて、まつく、林建部
参るへしと申つけ、使者は江戸おもてへ帰りける、
扱夫より建部おもふよふ、何ぶんわれくを呼よせ
られ主人の御身持を尋らるゝにてあらんとおもひ、
井筒やを召つれ江戸表へさしていそぎける故、ほど
なく江戸着いたし、御老中御前にて林建部を御召あ
つて、水野老岐守殿御尋ありけるハ、いかに建部此
度松平阿波守遊樂殿となつて花麗なる普請をいたし、
終日酒色に長し、国のこんきうをかへりミす候事、

家来の身として主人の取計もいたすへき事をしるのみならず、等閑にいたす事不届也(ト脱カ)ありけれハ、建部かうへをさげて申やう、此義申ひらき一条御座候、恐なからと少し座をにしり下り、朝比奈左衛門殿の方をむき申やう、御尤なる御ふしんには御座候へども、主人阿波守殿儀是まで数度いさめ候へども更に用ひ給はず、つよく御諫め申候ては外々の家来のことく、或はおしこめ・遠慮など、あつて退ける、拙者身不肖なれとも五家の職にくわへらる、我也しり(行カ)そきては国の政事おこたるへきをなきて、主人悪なれハ悪を以ていさめんと奉存候、且又主人御身持之儀悪敷とて御公儀江申出候義ハ大不忠とぞんし奉り、ぜひなく主人はかくなりゆかせ給ふ、且又国の政道ハ我職に御座候へども、此儀ハまつく相糺し申候、去により国元(こんカ)きうとの御とかめにて御座候へども不作成故と奉存候、去により百姓・町人相さわ(阿波後朝夢より補)ぐなどハ御座なく候を申ひらきければ、御老中御聞に達し、然らハ追々のさたゝるべし、併阿波守かやうにて致さすとも汝ら計ら(ふ脱カ)へき筈との事

也、

評二曰、右之如く御老中水野壹岐守殿御尋ありし時、林建部初は壹岐守殿の正面にむかひ居しが、後申ひらく時(そ脱カ)の身を一二尺も横へすさり、御とりつき役朝比奈左衛門殿の方江むかひ頭をさけて申上候ハ、我は阿波守家来なれハまたもの也と身をひげして御尋ノ御老中を恐る、の理也、惣てまた家来ハかくのことき御公義同前夫(なれカ)はおそる、ハ御法也、且又惣して大名かくおこらる、時は、江戸表へいまた聞へさるさきにはやく国家老中より御一家大名衆中へも御疑ひ申、国隠居を願ひ、早々御あとめをつかさぶき事をと、右水野壹岐守殿かくまていたさすとも汝かはからふ(そ脱カ)きはつとありし也、

見聽雜事録(ママ)五之卷

薩摩風土記抜書

此風土記何ぞ証すへき事はあらねと、他国人の書つらねしものなる故、爰にまる写せしなり、

公義様御法度の札は琉球屋敷之前ニあり、御制法き
ひしく江戸に違ふ事無御座候、人の生質律義也とも
飲食大酒を好ミ、女はねたミのつよひ国なり、これ
日本の端ニてかた／＼よれる国故か、へんくつの処
なり、

武士方ハ江戸に少しもかはらす鎌倉の風あり、武士
ハ鉄砲このむ所なり、琉人は大和の殿様ともいふ、
日本一の要害の地にして入口の番所ミな難所なり、
唐人立にてよふ／＼通り候、旅人ハ多く東より入る
也、往來手形を番所ニ而あらため送り状を付也、右
之送り状往來町役所江上手御帳ニ役人会所ニてあら
ため、留あらため問屋にとふりうする也、(あカ)何く事な
れハ役人付而国堺までおくり出し、(九カ)罪死科は以上ハ
(あカ)御たるつミの旅人は国堺迄送り出し、其所にて此辺
の二才共を多せひよりためしものにする也、六拾六
部・物もらひけん(国脱カ)ぶつは一夜とまりおくる事、これ
らハおくり出程の事にて、無慈悲の事ともなり、こ
れせいじのいきと、かぬところなり、あらためとめ
ぬ也、

さつま風にて今にも武家にのこり、ひんをつめ衣類
(のカ)をたけミしかく、ゆきもみしかくひしをはり、かし
の杖ニ金の輪をはめ通行する也、此よふになるあら
しき風体国御法度也、

外国の人は琉球人とハなしする事法度也、

琉球人ハかんに居る也、外島の唐人は町とんや
あり、琉球人町にて芸子遊び御法度也、唐物・琉物
御法度也、又ぬけ積物天下様殿敷御法度也、

琉人のもの云ひは、唐人に逢へハもろこしの言葉、
日本人にはなすは日本のこと葉、薩摩ことはよりハ
能わかる也、大和言葉にてかの国にて習といふ也、

至て人物ハやはらかなり、

琉人薩摩の人をさして大和といふ、(大脱カ)京坂江戸おく大

和といふ、

琉球にては日本の金銀とり遣りあれども、外のしま
にてはしろもの、(七カ)取かへなり、さとふ五斤に米壹升
のかうゑきなり、

種子島様御国は鹿兒島より海上六七拾里なり、国た
んき松杉よろし、米も又よし、人物さつまと替り中

国の風俗、人の物いひも備前の国のものこしに似たり、凡四五万石程あり、

御家門方いづれも御紋くつわ・さ・りんどふ・きり也、

加治木殿・今泉殿・たる水殿・しげ留殿・宮こ城

殿・種子島殿・日あふ(目置カ)きとの

此外御一門方あまたあり、余は御家老方江戸(二カ)おふたいの人々なり、

朝鮮の戦ひに打勝帰国のせつ、近郷廿四ヶ村の百姓歎の祭り、右の太鼓はしゆん廻り二村々へあたるなり、此外に上町・下町より子供躍り、芝居付祭り二出ル、吉原にわか(島津威込)の如し引道具也、

島津心岳寺社は、むかししま津義久殿・金吾殿大坂

秀吉と合戦の時、金吾殿兄殿をかんげんしいろくす、め、秀吉と合戦をする事をとめしかは、家中の

人々、金吾殿はわきはら、ことに二男の事と下けす(みカ)くし、其時合せんに打まけ大坂にしたかひしかバ、

金吾殿の進めをもちいす合戦になり、降参せし事をいきとおり此所へ引こし腹かき切り、此方一人大坂

へ随はず、此御方の靈魂をまつれる靈験あらたに、(なりカ)

秀吉公へ鉄砲をうちかけ火花をちらし合戦をせしハ、この金吾殿といふ人なりといふ、

御家門方

高式(五三三九石)都之城

島津鉄熊殿(久倫)

凡拾万石余上ル、東内番所御国役年中国御詰、折々鹿子島江交替也

外二式拾壹家惣而あり、略ス、寄合以上の名前も

段々あり、此衆は御大名上方と申候とあり、

外高取御家人武士 壹万九千余、凡国々村々

郷土惣人数 五万七千人余

以上高(拾三腕カ)三万三千式百四拾七石式斗七升六合

外城衆

高拾壹万四千四百五拾五石壹斗壹升三合

合薩隔日 左之島(道カ) 琉球合

八拾七万千八百拾五石壹斗三合四勺

外城衆中高拾壹万四千四百五拾壹石三合八勺

神社仏閣高壹万五千式百拾石

山海川島々合凡三百万程也、尤、島共宜敷処は

はいられず何程と其ほとハ知れ知れず、(衍カ)尤、商

船の利益は外二候、唐物(ハ高数脱カ)知れず、

御宝物御請け道具等有之、

宇治拾遺物語抜書

世に宇治大納言物語といふ物あり、此大納言ハ隆国(第カ)といふ人なり、西宮殿(高明)の孫、俊賢大納言の弟也二の男也、年たかくなりてはあづさをわびていとまを申て、五月より八月までは平等院一切経(藏カ)を南の山(藏カ)ぎはに南泉坊といふ所にこもりゐられけり、さて宇治大納言とハきこへけり、もとゞりをゆひわけておかしけなる姿にて、むしろをいたにしゐてもてすみ(脱カ)たまへりて、大なるうちわもてあうかせなとして、往來の者たかきいやしきをいはすよびあつめ、むかし物(語脱カ)をせさせて我はうちにそひふして、かたるにしたがひておほきなる双紙にか、れけり、天ちくの事も(あカ)なり、大唐のこともあり、日本の事もあり、それかうちにたうとき(語脱カ)もあり、(宇治拾遺物語より補)おかしき事もありおそろしき事もあり△あはれなる事もあり、きたなき事もあり、少々はそら物語りもあり、利口なる事

もあり、さまざま様々なり、世の人これをけうしみる、十五帖なり、その正本ハつたはりて侍従俊貞といひし人のもとにそありける、いかになりけるにか、後にさかしき人々かきいれたるあひだ物語おほくなり、大納言よりのちの事かき入たる本もあるにこそ、さるほどにいまの世に又(衍カ)もの物語かきいれたる(衍カ)いてきたれり、大納言の物語にもたれたるをひろひあつめ、またその後のことなかきあつめたるなるべし、名を宇治拾遺の物語といふ、宇治にのこれををひろふとつけたるにや、又侍従を拾遺といへハ宇治拾遺物語といへるにや、差別なし、しりかたし、おぼつかなし、

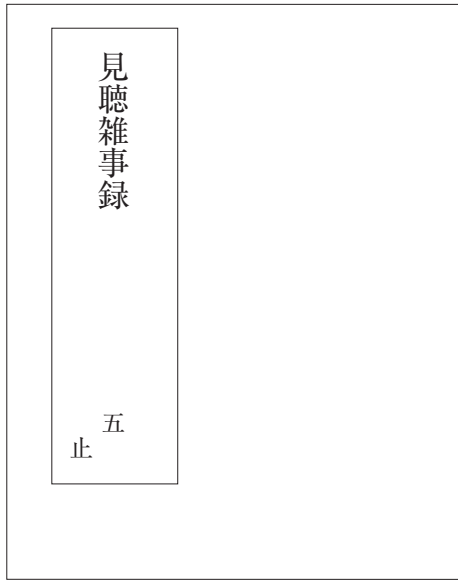
昔池の尾に禅珍内供といふ僧すみける、真言などよくならいて年ひさしく行て貴とかりけれハ、世の人々さまざまの祈をせさせてけれハ、身の徳ゆたかにて堂も僧坊もすこしもあれたる所なし、仏供・御灯などもたえず、おりふしの僧膳、寺の講演しけく行わせけれハ、寺中の僧坊にひまなく僧もすみにぎわひけり、湯屋ニハ(宇治拾遺物語より補)ゆわかさぬ日なくあみの、し

りけり。又そのあたりには△小家共おほくいてきて里もにきわひけり、さてこの内供ハはな長かりけり、五六寸はかりなりけれハ、おとがひよりさがりてぞ（エカ）みににける、（宇治拾遺物語）には「色はあかむらさきにて大柑子のはだのやうにつぶだちてふくれたり」とあり、かゆかる事かぎりなし、提にゆをかへらかして、おしきを鼻さし入れはかりゑりをとおして、火のほのほのかほにあたらぬやうにして、そのおしきの穴よりはなをさし出して、提のゆにさし入てよくゆで、引あげたれバ、色はこきむらさき色也、それをそはさぬに臥（まカ）したに物をあて、人にふませれハ、つぶたちたる穴ことにけふりのよふなる物いつ、それをいたくふめは白き虫の穴ことにさし出るを毛ぬきにてぬけは、四分ばかりなる白き虫を穴ことにとりいたす、その（あとは脱カ）あなたにあきてミゆ、それをまたおなし湯に入てさめめかしわかすにゆづれば、鼻ちいさくしほミあがりてた、人のはなのやうなりぬ、また二三日になれハさきのことくにはれて大きに成ぬ、かくのことくしつ、はれたるひかずハおほくありけれハ、物食けるとときハ弟子の法しに平なりしいたの一尺計りなる

か、ひろさ一すん計りなるをはなの下にさし入て、むかひゐてかみさまへもてあげさせて物くひはつる、まてはありけり、こと人してもてあげさするおりは、あらくもてあげ、れハ、はらをたて、物もくわす、されハ此法し一人をさためて物くふたびことにもてあげさす、それに心ちあしくてこの法師いでさりけるおりに、朝かゆくはんにするに、はなをもてあく（七カ）る人なかりけれハ、いかにせんなんといふほとに、つかひける童の、われハよくもてあげまいらせてん、更（房カ）にその御なにはよもおとらしといふを、弟子法師き、て、この童のかくは申といへは、中大童子にてみめもきたなけなくありけれハ、うへにめしあけて有けるに、この童はなももてあけの木をとひてうる（術カ）はしくむかひゐて、よきほとにたか、らすひきからすもたけてかゆをす、らすれハ、此内供、いミしき上手にてありけり、例のほふしにはきざりたりとて、かゆをすゝるほとに、此童はなをひんとてそはさまにむかひてはなをひるほどに、手ふるひてはなもたげの木ゆるぎて、鼻はづれてかゆのゆへふたりとう

ちいれつ、内供かほにも童のかほにもかゆとばしり
てひと物かゝりぬ、内供大二腹立て、頭かほにかゝ
りたるかゆをかミにてのごひつゝ、をのれハまか
くしかりける心もちたる物かな、心なしのかたひ
とハおのれかやうなる物をいふかしのやつつなき人
(宇治拾遺物語)には「いふぞかし。我々
らぬやごつなき人の御はなにもこそまいれ」とあり
の御はなにも取さいれ、それにハかくやはせんする、
うたてなりける心なしの(宇治拾遺物語)より補しれものかな。をのれた
てたてとて追たてければ。(主脱カ)△ たつまに、世の人の
かゝるはなもちたるがおわしまさはこそ、はなもた
けにもまいらめ、おこの事の給へる御房かなといひ
けれハ、弟子共物のうしろに逃のきてそ笑らひける、

(表紙)



見聽雜事録 五の巻

御通達留

質素節儉者勿論、着出立付土産餞別、親子兄弟之外
 可為無用旨、先年来毎度被為及御沙汰、追々申渡置
 通二候処、至此比亦々以前之振合ニ成立、畢竟餞別
 二預り送物等致受用候ニ付、土産茂不相止候而有之、

如何至極二候、依之以来左之通被仰付候、

一 不依誰人、仮令為餞別相招候而も堅相断、送物之都
(等力)
 而可返却候、

一 出立之節預送物居候而も、最早此節より土産等一切
 差遣間敷候、

一 御当地并江戸着出立之節同役中待付餞別且送物、此
 節より堅令禁止候、親子兄弟連も決而可為僿品、

一 道中之儀随分致作略罷通、折角失費無之様可心掛候、
 一 持高五百石以上之諸士冠婚葬祭ニ付、取かはしハ銀
(下力)
 式匁を限、其外一切可為無用、右以下減少者勝手次第、

第、

一 持高五百石以上九百石迄之面々、右同断之節者銀壹
 兩限、其以下減少ハ勝手次第、

一 持高千石以上者、右振合ニ応し減少者勝手次第、
(共力)
 一 江戸詰等被仰付候得者、近來御役場毎ニ御取替之訴

訟申出、畢竟以前より之仰渡不守故、一統驕奢之風
 儀押移、自然と入費ハ勿論、所帯方宜敷者ニ而も終

ニハ致困窮、重而江戸詰等不相調成立、繁々往来之
 面々者右体之処より猶以無故及失費、且他所勤等無

之向迄も色々内意訴訟ケ間敷、如何様内証之驕ニ所

帶方令衰微候哉、彼是不勘弁至極之事共ニ候、当時

海岸御手当向且ハ江戸地震旁ニ付莫大之御入価(費カ)、乍

御改革中無御抛御新借ニも被為及、別而御用多之御

二候間、於諸向も右次第奉波受、平日質素節儉を加、

前条之通相守候へ者江戸詰等も御賄料ニ而可相濟事

二候、向後御取替一切被仰付間敷候条得其意、兼而

同役又ハ朋輩類中互ニ申合、音信贈答無益(集カ)之条会急

度相止、御軍役者勿論、学問・武芸第一ニ可心掛候、

右之趣達

貴聞申渡候間、堅固ニ可相守候、乍此上違背之向も

候ハ、可及迷惑之条、御役場毎ニ致壁書可置旨、

向々江不洩様可致通達候、

六月

下総

筑後

駿河

伊織

衣服沙汰之儀、先達而於江戸被仰渡候付、御当

地之儀も以来左之通

一年頭付諸御役人以上并家格付、朔日より三日迄熨斗

目着用、四日より七日迄不洗麻、八日より平服、十

一日・十五日・廿八日熨斗目致着用來候得共、以来

不及熨斗目、

但、御式ニ相拘候面々者是迄之通熨斗目致着用候

様被仰付候、

一御包丁人頭之儀、年頭三ヶ日熨斗目致着用來候得共、

御式向ニ不相拘面々ハ熨斗目不及着用、

一御広敷医師并表いし、年頭又ハ上巳熨斗目、七夕・

八朔白帷子致着用來候得共、都而不及着用、

一御神事并御法事且諸御礼事并初而之

御目見被仰付候当人ハ熨斗目不及着用、

但、御一門方御礼事之節計右江立障り候者者熨斗

目等可致着用事、

一御太刀目録披露之奏者番も熨斗目・長袴着用不及、

当日之着服ニ而可相勤候、

一上巳之儀不及熨斗目・服紗物、七夕付御役格并依家
格白帷子着用之事候へハ、却而染帷子、

一八朔ハ是迄之通、

一重陽^(着)青物之儀ハ依御役場致着用來候得共、以來勝手次第、

一節分付奥向之面々、是迄之通熨斗目致着用來候得共、以來服紗物、

右之通被仰付候、左候而、服制付而ハ去ル子年被仰出置候通、御制禁之品ニ紛敷古物連も一切不相

用候様、御供等之節ハ木綿類相用候而も不苦、肩絹袴等之儀ハ時節ニ不拘麻木綿単物等相用、衣服

二付而も右二準、且平日出勤時節ニ不拘単物等勝手次第相用、朔望・廿八日其外御祝儀事等之節ハ

時服相用候様被仰付候条被仰出候、御趣意屹と相守、乍此上成丈籠服可相用、此旨

向々江可致通達候、

六月

下総

筑後

駿河

伊織

於江戸仰出之写

先達而被仰出置候通、諸向武術近々差懸り御視可被遊、右次第、

一前夕又ハ当朝名差を以何某罷出候様、御側役江御沙汰可被遊候間、御用人御目付江相達、早々向々江可相達候、

但、文武之儀ニ付而者仮令

御目見以下之者ニ而も修行之次第、且又業合之宜者ハ被召出、相手被仰付儀も可有之候間、兼而其

段支配頭より可申聞置候、一刻限ハ昼飯後罷出可申候、若又刻限相違之節ハ其節々可相達候、

一勤向差支候由ニ而不罷出儀不相成候、警勤場差支候共御国之儀者同役江次渡ニ而是非罷出可申、表方御

使者等之儀も同様同役江繰替候而可罷出候、

一病氣御届申上置引入居候者ハ其段可申出候、仮令不快又ハ病所等有之、押々なから致日勤居候ハ、、洪

谷御屋敷迄ハ罷出其段御届可申上候、尤、御暇不被仰付内ハ相詰罷在候、

一 武術被仰付候節學問・手跡試業も可被仰付、尤、詩歌・文章等心懸候者ハ是又被仰付儀も可有之候、

但、學問試業之節ハ御記録奉行并重野厚之丞可罷出候、其外堀仲左衛門・上原源之丞内一人ツ、可罷出候、

一 御流儀之調練又ハ武器組合を調練被仰付候儀も可有之候、其節ハ流儀之無差別打込相勤候様兼而心得可罷在候、

一 弓馬小筒之儀、是又諸流打込被仰付候、且又直心影流之儀師範遍々ニ候得共、都而打込ニ可被仰付候共、

外渋川・海老原・堤三家之儀茂同様可相心得候、尤、業合之義ハ罷出候人数ニ応し、其節々可被仰出候、

但、他所師範之者モ依時宜被召呼、相手被仰付候儀も可有之候、

一 馬術之節者御厩より御立馬之内三疋、稽古馬十疋、御軍馬方より五疋も可差出、御召馬乗御馬乗の内一人ツ、付添可罷出候、

但、当朝歟又ハ前日御小納戸より御馬預江可申越候、

一名持ニ而罷出候上ハ、文武之内不得手之儀有之、御断申上候共諸事相濟迄ハ可相詰候、

一 着服之儀ハ平日之服ニ而罷出、稽古之節ハ銘々流儀之上、服勝手次第可相用候、夕刻ニおよひ候者かろき御賄又ハそば切等可被下候、御酒ハ一切被下間敷候、

一 罷出候節者御目付江届可申出候、

一 御視場所之儀ハ御側役江得差図、差引等之義ハ御側目付・御目付・奥医師・奥御茶道一人ツ、前以相詰居可申候、其外ハ御供ニ而可差越候、

右之通被仰付候旨被仰出候条、一統御沙汰書之通
リ堅固ニ可相勤候、此旨向々江不洩様可致通達候、
五月 豊後

取付

肝付左門

御一門方を初其外供廻之儀以来左之通

一年頭ニ付御一門方以下諸役人供廻り、別冊之通り減少等被仰付候、

一 五節句・八朔付御一門方并独礼供廻、朔望・廿八日

登城之節之通、

駿河

一右同断付大目付以上供廻、平日通二而片狭箱相望候

儀勝手次第、

年頭

一右同断付大番頭以下諸大身分・御側役以上寄合並迄、

一先扨壹人

供廻平日通狭箱之儀ハ、御代參又ハ諸御礼事等被仰

一先供五人

付入用之節計、

内、壹人減少

一御一門方初其外

一駕籠廻八人

御直元服又ハ隱居家督等之御礼被仰付候節ハ、以来

内、式人減少

年頭通り夫々家格相当の供廻可被召列候、

一手鏢

一小番家督之内

一長柄

御直元服

一对狭箱

御前元服之御礼、且諸御役人・御使者并檢使等相勤

但、先箱御免被仰付置候人ハ箱付壹人

候節ハ都而是迄之通、

一蓑箱

但、引取

右者御一門方初供廻之儀、天保八酉年相定置候得共、

一茶弁当

一乗馬

一沓籠

今般於江戸供列等減少被仰渡候付、於御当地も行列

一合羽籠五荷

一押式人

六月

下総

右、御一門方

筑後

但、御名代勤等之節も年頭供廻之通、

近江

一先供三人

内、忝人減少

一 駕籠廻六人

一 手鍵

一 長柄

一 乘馬

一 沓籠

一 合羽籠式荷

一 対狭箱

一 押忝人
右、御側詰若年寄・大目付

但、先箱御免被仰付置候人ハ箱付忝人

一 若党三四人之間
一手鍵

一 長柄

一 乘馬

一 沓籠三荷

一 押忝人

但、以來三人

但、引取

右、独礼

一 片狭箱

一 乘馬

一 先供三人

一 駕籠廻六人

一 合羽籠

但、勝手次第、

内、忝人減少

但、天氣合付而者勝手次第、

一 手鍵

一 長柄

一 対狭箱

右、大番頭より一所持・一所持格・寄合迄

一 乘馬

一 沓籠

一 合羽籠三荷

一 若党両三人之間
一手鍵

一 長柄

一 押忝人

但、以來忝人

但、引取

右、御城代

一 片狭箱

一 合羽籠

一 手鍵

一 長柄

一 対狭箱

但、天氣合付而者勝手次第、

一 乘馬

一 沓籠

一 合羽籠三荷

右、御用人并二御側役・寄合並迄

一 押忝人

一 若党忝兩人之間

右、御家老

但、以來忝人、五節句・八朔并平日召列候義ハ勝

一 先供忝人

一 駕籠廻五人

手次第、

内、忝人減少

一 長柄

一 片狭箱

一手鍵

一 合羽籠

一手鍵

一 長柄

一 片狭箱

一手鍵

一 合羽籠

但、天氣合付而者勝手次第、物頭之儀ハ何も依勤
方屹と立候節ハ有來通、其外御役々^(右カ)大体之節ハ惣
而有來通、

右、御留主居より御右筆頭迄

一若党老人

但、勝手次第、

右、御作事奉存以下御小姓頭取迄

但、年頭迄召列六人賦以下御役人草履取迄可召

列候、五人賦以下御役人平日草履取召列候儀ハ

勝手次第、

一御一門方を初其外月次并平日供廻之儀是迄之通、

○培養秘録卷四共二五本アリ

玄明窩翁口授 男 佐藤淵筆^(信脱カ)

翁曰、草木類の培養に用るべきもの都て十式種あり、

第一穀肥・第二苗肥・第三芝草肥・第四草木の埋

肥・第五草木腐肥・第六厩肥・第^(七脱カ)草木の灰・第八稗

肥・第九鯨肥^(糠カ)・第十油糟・第十一造釀物の糟・第十

二水藻是なり、能く其土地の剛柔と氣候の温冷を察

し作物を適悦ハしめ、十分に豊熟せしむるを良農家
の手段とする也、

翁曰、穀肥とハ穀類を肥養二用るを云ふへく、^{ウルチ}糶

米・^{モチ}糯米を始として、大豆・小豆・豌豆・^{ヤハマメ}緑豆・^{ソラ}蚕

豆・^{ケンケ}鵲豆・大麦・小麦・蕎麦・黍稷等皆此を用ふへ

し、然れ共粳米・糯米を糞培しにする事は近来御制

禁と為れり、凡穀類の実を生にて糞培に用るときハ、

其滋潤温煖の性と生氣發達の勢ひとに因て、其作物

の精神を専ら莖葉と穂とに上湊しむ、故によく其莖

葉を肥太らせ、殊更ニ其種子を十分ニ実せしむ、是

其天性に従ふ法也、然れハ根を需て作る者には、穀

肥を用るハ無益也と知へし、故に葉を需て作る者ハ

其葉を盛ニ繁茂するに臨んて、或ハ其穂を^(去カ)截告て専

ら精氣を葉のミに^{シマテ}湊しむる事あり、又其実を需て作

る者ハ晩て傍に生する根の側^{ヒコハヒ}の蘖芽を除き去り、或

ハ其葉の繁茂るをも^{マトホ}疎潤にする事あり、是を以て作

物の需る所に因てハ彼れを奪ひて此にあたへさるべ

からさるの手術ある事、万種の作法皆然り、

大豆肥用法

大豆の生糞ハ専ら稲を植たる田に用ふ、既に苗を刺して頗る成長し、二番草を耘トルの時分に即チ此を用ふ、但シ、一段の水田に凡大豆二斗(二カ)より四五斗に至ル迄を生(蒔カ)にて萌散し置時ハ、三伏の炎暑ニ泥土沸き騰りて消化し、極良なる肥培と為り、米の豊熟する事驚(豆悉ク脱カ)へきの多きに至る、此を用ひざる田に比較ときハ、一段の田にて七八斗より一石余も米を多く豊熟す、故ニ絶たる老農ハ常に此法を用ひて、皆其家を富すものあり、○近來大豆の高値なるを以て豌豆・蚕豆・大豆・黍稷等を代用す、大豆の性功には如すといへども、大略其用を達す、故ニ往々皆此を用ふ、○大旱の年には穀肥を生用すへからず、田に水のなき時ハ、動もすれハ芽を生して肥養にハ為る事なく、却て害をなす事あり、故に早り年にハ宜く煮て用へし、且又大豆の外は種肥を必ず能く煮て此を用へし、豌豆等の如きハ生にて用る時ハ腐朽せすして芽を出す者也、熟察せすんばあるへからず、予親戚に武州足立郡鹿手袋村水堀藤五郎なる者あり、農事に老練の人にて年々水田二稲を作り、一段の田に大豆を

種肥に用る事六斗に至る、故ニ他の百姓より恒ニ一段の田にて米を得る事一石二三斗も多く、良農夫と稱すへき者也、

定肥の製法

大豆二斗・水五斗にて煎し一斗を減し、此を大桶の中に納れ置て腐らしめて用ふ、此の肥汁ハ頗る強きものなり、此を作物ニ澆(澆るときはカ)ざるきは、此汁一斗二水二斗を和し一夜休、主能温暖滋潤の性厚く、且ツ発達上衝の勢ひ有て、能く茎と穂に精氣を溱る者也、殊ニ肥太温養の脂油を含むか故ニ、此を灌漑する時ハ草木をして欣々として榮に向はしめ、是をもつて此肥汁ハ翅に諸作物を培養するのミならず、植木師等恒ニ此を用て花を猥艶(濃カ)にして葉を美麗ニするの實(玉カ)とす、

納豆肥の製法

大豆五斗を能く煮熟し、此を藁席に包ミ温処ニ置し、上より藁筵等を厚く被置事七日以上に及ふ時は、醜氣鼻を衝き、糸引納豆と為る者なり、此納豆を大桶中に納れ、上より熱沸一石を灌き入るを醸し置きて、

腐熟せしむるに至るへし、

主能性温熱にして揮発の塩気強く礮硝焰消(硝力)の氣有り、人糞と同効を物(の力)たり、故ニ諸種の作物培養し、其功最も大也、極上品の茶を作る、殊ニ妙功あり、

右、第二十二章穀肥の用法を論す、

翁曰、苗肥と八百穀の種子の田畑ニ蒔着(てカ)く芽を發生せしめ、其苗既に長し、或ハ花を開き実を結はんとする頃ニ鋤を以て把倒(スキカへ)し、或ハ此を畠に作り採て他の水田及び畑等(にカ)を入れて悉く其苗を耕混へ、此を腐らしめ、以て其田畑の肥倍(培カ)とするをいふ、抑この法は其蒔たる種物の芽を生して、苗既ニ湊り成長し大地資養の精氣を得て滋潤の油も既に湊り、揮発の塩も既に輸り(イッ)、漸々繁榮をすへき勢ひ、既に成ものを悉く耕倒して此を田畑に耕錯へ、其含有たる所の生々の氣を再び大地ニ復帰(モトシ)して、大地資生の精力を補益するの術也、是故ニ生々の元氣を強壯ニする事、此に勝れる者ある事なしと知るへし、凡百穀百草の何れも皆苗肥ニ用ふへしといへども、別して油氣に多くして性功の最も盛なるハ豌豆を第一とし、緑豆

を第二とす、大豆・豌豆(サケ)・蚕豆(ソラマメ)・鵲豆(フシマメ)ハ此次也、黍

稷・玉蜀黍等又此二次き、南瓜・西瓜・糸瓜・菜菔(トウモロコシ)

等の類ハ又其次也、豌豆・緑豆の苗肥は水田・陸田

を論せず此を用ゆれハ、皆豊熟の良功を賞し、殊ニ

上品の烟草を作るに妙効あり、故ニ我家に於て実

と葉を需るに闕へからざるの肥養とす、凡そ苗肥ハ

春夏ニ萌へしといへども、専ら八月より後に萌て、

春の末に至りて田畑に耕錯(キリマセ)を最も良とする者なり、

又菜菔を苗肥するも古來稱す、菜菔ハ水田の肥養に

殊ニ宜し、春其花の開きたるを採採て根も葉も採て、

田に精細ク耕錯へし、若シ其耕錯の時ニ後れ実熟す

るに及てハ、性功大に劣れり、諸種の苗肥総て皆然

り、諸草既に実の熟する時ハ精氣悉く脱す、不可不

察也、

右、第二十三章苗肥の用法を論す、

翁曰、芝草肥とは首夏野山の青芝草を刈採て、或ハ水田ニ入れ、或ハ麦を植たる畑の溝に納れ、土を耕り被て腐らせるをいふ、斯の如くする時ハ田畑の土に新鮮なる青草の精等(氣カ)を畜しむるを以て、大地滋

養の元氣を雄壯にし、且ツ能田畑の僻氣を調_(治カ)沍_(治カ)ものにて粘糠の有る土地稀釈し、作物生育の氣を条達して豊熟の功を易_(助カ)く、故ニ埴土の培養には殊ニ宜し、然れ共活物ノ性功よりハ作物を肥養するもの勢力ハ三等も弱き者なりと知るべし、然れハ此物のミを糞培ニ用る土地ハ、諸作物中分ニ豊熟する事稀にして、其産物も上品ニハ成就すべからず、宜く高価の糞肥を錯用ふべし、

右、第二十四章芝肥之用法を論す、

翁曰、埋肥は畑_(脱カ)ニ穴を堀る事闊サト深さハ意ニまかせ、土を堀り上て底の平かなる事乾溼の如くにして、青草枯草を厭はず、塵芥・腐席・菰_(藥カ)・其他大なる埋肥するには諸木小枝・櫟・李落木・松等_(行カ)の松等までの枝葉を埋べし、其埋法は、先つ四尺も深き埋肥ならハ底ニ高サ一尺許も草藁等を敷て、其上ニ堀り上ケたる土を細ニ碎き、小石塊土を除そきたる五六寸置て、其上に又草類を五六寸敷き、又其上に細土五六寸ツ、置き、斯の如くして其堀り上げたる土の尽るに至る也、大抵の埋肥は深さ五尺ニすくる事な

し、牛蒡・萊菔及び蒟蒻等を作る此_(二脱カ)を用ゆ、凡芋類甘薯を作るハ二尺余も埋肥すれハ宜し、凡此埋肥は根を肥太しめん事を需るに用ゆ、

右、第二十五章ハ埋肥の法を論す、

翁曰、腐肥は種_(七脱カ)々の草類ニ葉の繁茂たる木の小枝を混合せて丘の如くに数_(多カ)毎積ミ集めて、少しく水を漉_(漉カ)き五七日も休めおく時ハ、自然ニ熱を生して蒸氣を發し、数月の間之悉く蒸腐て土の如く化_(スカ)しるもの即ち是なり、抑草木といふものは、日輪光焰をもつて大地を温醸するの靈機に因りて水土の精氣妙凝し、此の形質を成したるものなり、故ニ草木の形質の中には必ス揮發温煖の塩氣と潤沢滋養の脂膏ありて、此物を生長繁榮ス、所謂ル其温煖の塩と脂膏の中には、日輪より分賦して大地に照射したる微細なる天火の小球なる者を含蓄するか故ニ、草木枝葉の繁茂たるを刈り集めて此を多く積置て、天火の少球数万凝立し、自然感応鬱蒸して終ニ大熱を發し漸々腐朽に至る、其半ハ腐たるを以て田畑ニ培養時ハ生々の元氣補益する事頗る強し、上に説たる芝草肥の及ぶ

へき所にあらず、作物の成熟を助けて六部の需る所を皆豊穰ならしむる所以也、然りといへども干鰯・干鯡等を用るよりハ、尚其勢力一等弱し、宜しく多く用ふべし、

右、第二十六章腐肥ノ性功を論ス、

翁曰、^(厩カ)厩肥とは種々の青草及び^(皮カ)藁諸木の枝葉繁茂たる等数多刈り採り来て、此を^(二脱カ)厩底敷き馬に踏藉しめ糞溺に汚穢し、其能く汚穢の浸漬たるを伺ひて此を^{カキ}柿出し、湿気をぬき糞草小屋ニ貯へ、厩底へハ又新しき草藁等を敷て馬に踏藉せ、汚穢ときハ又取出して糞草小屋ニ貯へ、斯の如くして数多積ミ置くとときハ、此亦上の腐肥の条説たる如く、鬱蒸て大熱を發する者即チ是なり、

主能ハ上の腐肥に馬糞と馬溺を加へたる者なるを以て、其性馬糞に近く、此を田畑ニ培養する時ハ土地ヲ肥沃、作物を雄壯ニ生長せしむる事極く盛んにして、六部を皆能く成就せしむ、殊ニ其^(辛カ)精氣莖と穂とに上り走るものなるか故ニ、別して果実を多く結らせ、且ツ能く種を^{ミシラ}充実しむ、且又此物を深く土中に

一尺五六寸も^{キリマセ}耕錯る時ハ、土地ヲ軟膨して根を需るの作物を肥太しむる事、他の肥養の絶て及ふへき所にあらず、諸作物の豊熟するの功ハ、実に活物類の高価なる上糞肥に伯仲す、よろしく多分に用ゆべし、然れども此レ厩肥ハ田畠に耕錯さる以前度々雨露ニ遇しむる時ハ、功能薄くなるもの也、何となれハ含ミたる^(トモカ)焰硝・礮砂等の氣の脱失せるか故也、又牛ノ厩肥は同様なるへき物なれハ、^(モカ)馬の厩肥よりは頗る劣れる者にて、其性功の力ら二等と弱しと知るへし、

右、第二十七章厩肥の性功を論す、

翁云、草木の灰とは、先づ第一ニ^{ワラ}藁及^{アラヌカ}麦稻・粟・稗・黍稷等の稈を始として、茅・葦・柴・荆・諸竹木を焼きたる灰を云ふ、抑草木の灰を用て田畑に培養する時ハ、大に作物豊熟の良効ある事ハ^(理カ)深き神道あり、今われこれを汝に語らん、今夫れ草木ハ^(理カ)煖氣を得れハ生し、寒氣を得れハ枯る、故に日輪の煦温に頼りて成就する者なる事は説に及はず、皆人の知る所也、然れども其天理を詳にせん、上に説たる如く、夏至より以後ハ大地の運動漸々北に移り行

きて、日輪ニ遠くなるに従ひ遍照焰氣を受る事漸々弱し、焰氣を受る事弱きか故ニ大地の氣侯漸々寒し、氣侯の寒きか故ニ草木の葉も繁榮する事あたわす、豈啻ニ繁榮する事能はざるのミならんや、焜黃として剋殺ニ向とす、故ニ九月下旬ニハ凡日輪の正下を離る、事五十度以上なり國土ハ、皆必ス霜下りて忽ち草木衰へ凋んで、冬至ニ及ふ時ハ草木の葉を黄燥スル者也草木衰へ凋んで、冬至ニ及ふ時ハ大抵零落する者也、冬至既ニ過るより以後ハ大地の運動漸々復て南に転し来るに因て、立春頃より草木徐々芽を生し、四月上旬には凡日輪の正下より五十度以内ニ近づく時ハ、何れの國土も霜の下る事大抵然して草木皆新条を發する者ニあるに至る、夏至に及ふ時ハ万青皆繁茂する者ハ、総て是日輪の遍照を以て大地を煦温するの大徳に頼る事を知る、是故ニ青草及び木葉(の力)繁榮ニする所以ハ、日輪分賦する所の細微なる火球これか精神ニ為り、所謂礪砂・焰消等揮發透竄の塩氣なるもの、此か佐使と為て成就したる物なるに論なし、故ニ此を焼て灰となすに至りてハ、其細球なる天火ハ日輪に帰り、温(脂力)煖滋潤の腹膏等ハ焼化せらるゝの間ニ蒸散して薰閉中に入るといへとも、所謂其揮發透竄の塩氣なるも

のハ尚灰中ニ遣り存する事必せり、故ニ此を田畠ニ培用て再び大地ニ帰時ハ、化育の元氣を充張し、諸作物を十分に豊穰せしむる事、信ニ玄妙不可思議なり、直ニ此物を肌糞にして諸作物の種子を萌も速かに芽を生し、其苗の雄健に成長する事、他の糞肥の及ふ所ニあらず、故ニ灰のなき時は種子を蒔事勿れといふ古き諺さあり、又此物ハ諸作物の成熟を早くする事極て靈妙有て、此を人糞汁に相合し、稲苗の根を少シハカク焉の間浸して植る時ハ、其植た稲よりハ速かに豊熟を得る事二十日計モ早し、故ニ武州葛西郡ニ合半領の百姓等此法を行ひて、毎年土用の末御年賀(貢力)を上納す、且又此物ハ種々他の肥培ニ合せ用て、皆意外なる奇効多し、木綿を作て早く其綿を吹しめん事を欲セハ、其種子の肌肥ニ此灰と人糞とを各等分に調和したるを用ひ蒔着、其上に細土を三四分覆ひて上を軽く踏着へし、既ニ生揃ひたるニ臨んで速に其生たる中に苗の傷むをも厭はず、四五寸間ニ囲り六七寸の棒を以て深さ五寸余の穴を突て、其穴八九(に脱力)分此灰三斗とて(干力)鰯粗末五斗ヲ調合したるを突て、上(実力)

二細土を覆ひ置ときは、絶て寒雨風冷をも畏れずして雄壯に生長す、其後時々此灰三斗、菘子の油糟五斗、水一石を練り合せてたるを根辺(衍力)二澆時ハ、土用前より花を発き盆前より上品なる綿を吹き出す者也、此れ等を以て此物を肥養用る時は作出物を豊熟し、且ツ早く成就するを察すべし、又此草木灰を製するに甚た緊要なる心得あり、其子細と云ふハ凡草木枝葉ハ霜下りて、既二枯燥するに及びハ精神脱し、揮発の塩氣も減少して、此を焼て灰となすといへとも妙効ある事少し、故二藁も早稲藁のミを焼き、草茅等も夏至・土用中より秋彼岸までに刈採たるにて灰を製すべし、是我か家伝来の秘事なり、主能性温熱上行して華と実とに走る、故二陰湿及び多霧の地にハ無上の肥養なり、高隆乾燥の畑にハ、動もすれハ熱の燥りすとの過て害を作す事有、心得て此を用ゆべし、(脱力)

右、第二十八章草木灰の用法を論ス、

翁曰、稗肥スカとハ米の糠デラスカ及び麦・粟・黍稷等の稗を云ふ、諸穀の糶稗皆其性温煖にして能く諸作物を擁護

し、寒氣を畏るゝの品をして霜に傷む事なく、腐壞し易き作物を保全して能く其腐敗を防上せしむ(止力)、甘蔗・甘薯・蒟蒻及び菘朮・鬱金等寒氣二傷むの作物を冬籠(藏力)するに、其根と根との際に米の糶を混(同力)て貯されハ悉く腐壞し、或ハ種を絶するに至る、又寒氣二傷む樹木の根辺を米の糶二て冬中圍繞し置て時ハ、少しも寒二傷む事なく、勢ひ雄壯に成長す、又糶荷(ミシカ)の根辺二糶を敷時ハ大二蕃衍(シゲリ)て花を生ずる事夥し、又萑の根二厚く糶を培(シキユ)ときハ其葉盛んに繁り、且其糶(ノカ)を上二紫菌ムシケシメチヲ生ずる者也、紫菌味美し食ふべし、又麦の稗ハ甘露兒を作るに極て宜し、且硬堤たる土地二耕鋤(サマシ)ときハ能く土性を軟膨して作物を豊熟せしむ、総て參稗(麦カ)ハ早ク腐朽を以て地を軟膨(する脱カ)に妙なり、米の糶ハ多年を経されハ朽さるか故に、或ハ処二因て用るへからざる事あり、米の糶も多年鬱棲(露カ)に落置て能腐朽たるハ、粘糠土ネバルを解釈して根を需る作物、蒟蒻・甘薯及び牛蒡・萊菔・大蔓・大芋魁・仏掌諸等(イラクサ)を肥太(イラクサ)にハ最上無類の培養也、

右、第二十九章稗肥の用法を論す、

翁曰、粉糠肥とハ米を精搗たる糠と小麦より麵粉を採たる耕等(批カ)を云、米の粉糠ハ糲とハ甚た異にして、脂油を含有する事甚た多く、其性温暖潤沢の効有り、故ニ此を土地ニ培養する時ハ能く草木を滋潤温養する事極而強く、宜く水肥に製して此を用ゆべし、

粉糠水肥ノ製法

粉糠三斗火に熬て黒色を発しめ、此を火桶(大カ)の中に納れ上より長流水二十荷を入れ、匾挑(ヒラケキボウ)を以て攪合する事毎日二度、冬ハ五日、夏ハ三日過て乃チ用ゆ、主能性温暖滋潤にして能く諸作物を豊熟せしむる事、全ク油槽の功能に異なる事なし、故ニ此の水肥を稲田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃等の糞養ハ殊更妙也、又麦批ハ主能同しといへとも、其勢力の劣れる事米糠の半にも及はず、且此を熬りて水肥ニ製するも効少し、宜く土地に耕錯て培養と爲すへきのミ、

第三十章粉糠肥の用法を論ず、(右脱カ)

翁曰、油槽肥とは胡麻油槽を始めとして、其他菘子・芸台子(莖臺カ)・蘊麻子(エコマノミ)・芥子(アサノミ)・麻子・綿子等、惣而草

木ノ種子(培養秘録より補)ヨリ油ヲ搾採タル槽ヲ云フ。凡ソ草木ノ

種子△に含蓄たる油脂ハ、皆日輪中より大地に照射たる暖素にして其細理の論する時は、微細なる小球の天火を混清(ミヅアゲ)したる油の能く燃て、暗夜を照すを見て日輪の分火なる事を察せよ、然れば其油を搾り採りたる槽粕なりといへども、其ノ中には当油氣(尚カ)も天火の氣も遣れる事必せり、故ニ其性温熱にして且ツ潤養の良効あり、其此を用るに、或ハ上に説たる如く此に草木灰を加味して捧肥の法を行ひ、或ハ作物の根辺を少しく堀り此を軽く埋めて脇肥と爲し、或ハ粗末となして灰を和し作物の根糝(ニ脱カ)て萌肥と爲し、或ハ長流水に煉醸せて澆肥と爲し、種々の作物ニ培養して皆奇妙の効を奏す、其中に於ても菘菜と芸台子の油槽ハ性功最も俊秀也と知るべし、○凡菘種・荳種(衍カ)々・芥子等の油槽は二斗の種を一搾にするを、一枚ハ大約四貫目より少し軽き者にて、一枚を粉にすれハ一斗五升程あり、総て油槽も一反の地ニハ六枚以上も用るニあらされは十分ノ効能ある事なし、此節油槽の直段高く、菘種の槽ハ金一兩十二三枚な

り、肥養も一段二金式部の肥養を用されハ作物十分ならずと知るべし、干鰯の類といへども皆然り、但シ、綿の実の油糟ハ一枚三貫目玉ニて、金一兩ニハ三十二三枚もする也、然れとも作物ニ因て効能ハ頗ル宜しからざる者也、○作物ニ依て夥しく肥養を用されハ損なる者、(あり脱カ)蒟蒻の如きハ一段の畑ニ五十枚の油糟を用ゆべし、肥養を儉約する時ハ其玉速に成長する事なく、且ツ下品にて肥を十分ニ用るより大損なる者也、

油糟水肥を製する法

菘種或ハ芸台子の油糟五十枚、長流水二十石を大(荷脱カ)桶の中に攪回す事數度、三四日休メ置きて泡の沸くを待て用ゆ、此を一番本肥といふ、甚強き肥也、

同く二番水肥ハ、本肥三日(行カ)荷に長流水十二荷を加ふて攪回混合せしめ、一夜休め置て此を一段の畑に澆く、但し、作物の根ニ澆へし、葉と茎に澆く事勿レ、総て水肥ハ其葉を汚す事なきを法とす、此も亦頗ル強し、

同く三番水肥ハ上の本肥二荷を大桶の中に汲ミ入れ

て、長流水十三荷を加へ攪回混合して一夜休めおき、翌日此を用ゆ、此を一段の畑に澆けハ、普通の作物に培養する温潤滋養の水肥也、木綿及び稷・粟・大麦・小麦其他蔬菜等に是を用ゆ、

主能、油糟は其性温熱(熱カ)滋潤ニして此を田畑ニ培ふ時ハ、日輪の届ざる陽氣を補佐して作物を精神(の力)を雄健にし、十分ニ成熟の功を遂しむ、又此三種の水肥第一番ハ温養ふ事極強く、性弱き作物には用る事難し、宜く柑類の果樹の根近辺ニ寒中此を埋むへし、翌年実を結ふ事極て多し、且ツこの本肥を製し置く時ハ、意に従ひ水を加て適宜水肥を製するに甚便用也、翁曰、胡麻も効能良也といへとも多く得る事難し、蘊麻以下の油糟ハ菘子ヨリ劣れり、然れとも皆用ふへし、又芥子の油糟ハ肥養に用たるには頗る劣れりといへとも、別に殺虫の妙効ありて此も亦一箇の奇物也、芥子の油辛辣苦烈、一段の水田に此を二合許も灌く時ハ稲虫を忽ち鑿にす、信ニ珍重すべし、

芥子の油糟殺虫の方

芥子の油糟二升、新ニ焼たる石灰(二カ)に升、草木ノ灰三

升、右三品細末調合し、虫の付たる草の根根(行カ)に蒔肥するか如く摻フリカクへし、

主能、大麦・小麦等二付たる癩疔ソホ、其他木綿ツキに生たる蚊虫及び鵲豆・萊菔等に生したる諸虫、此ノ殺虫方ニ而皆悉く消滅す、宜しく速に此方を用ふへし、愈速かに用ゆれハ愈速かに消滅(滅カ)ス、実に奇方也、

右、第三十一章油糟肥之用法ヲ論す、

翁曰、造釀物糟とハ酒・醬油・豆腐・麩等を製したる糟粕をいふ、其中ニ於て酒ハ人工を以て麴蘖を製し、此ニ水を和して醗釀成たる者なれとも、元來上天の神意にて活物ヲ樂しめん事を欲して成就せしめ給ひたる事と見へて、太古の世より上下の神抵(祇カ)ヲ祭るに必ず酒を供へざるハなし、世界広大なりといへとも、凡血氣あるの類に酒を飲む事を樂とせざる者あらん哉、豈啻ニ血氣あるの活物のミならんや、草木の意識(識カ)ニ疎も酒を少しく根の側らに澆(くカ)きときハ、即チ欣々然として榮るに面(向カ)を此を以て其天意に出る事を知るへし、所謂る酒糟ハ酒醪を搾採たる糟粕なれども、醇氣尚遺シ存を以て此を田畑ニ培ときハ、

其作物(セカ)きして欣然繁榮しむるの妙効あり、故に一箇の上糞肥に算る者也、

翁云、酒の味ひ甘きて以て人々此を飲者多しといへとも、其酔て憂を忘れ意を快くして楽ミを極る所以の功能ハ、畢竟其味ひの甘甜アマキに在らずして、全ク其氣の銳烈に在り、故酒(二脱カ)の銳烈なる氣波(液カ)のミを得ん事を欲するときは、升露缶を用ひて酒を升留して此を採る、此れを焼酒と名く、焼酒ハ酒中の精粹なる者也、故ニ焼酒の主能温熱揮発、これを飲む者をして鬱閉(閉カ)を聞達し、血脈を刺動し心魄を飛揚快樂くならしめ、或ハ身体を妄動し、甚き者ハ狂乱を發し人事を顧ル事也、終リハ昏醉し睡ニ至る、然れハ多く(飲カ)飲すへき者は非る也、

翁曰、凡草木の果実・根・莖の甘味ある者には必ず粘糖の氣有り、粘糖の氣ある者は皆悉く酒を釀(行カ)しへし、即チ粳米・糯米・大麦・小麦・粟・稗・黍稷・玉蜀黍、其他甘薯・甘蔗・蒲桃・梨子・李子・杏子・林梧・桃子・橘子・桑椹・楊母子(梅脱カ)ノ類、粘糖の氣あるもの也、皆以テ酒を釀へし、然レハ酒糟ヲ肥養に

用る事に至りては、粳米の酒糟を第一とし、麦酒糟
 此二次く、其他果物の酒糟ハ性功大ニ劣れり、

酒糟肥用法

米酒糟五斗、草木の灰三斗、此二品ヲ能く調和シ、
 田にも畑にも用ゆべし、此肥ヲ用るにハ作物を植さ
 る以前十日許も早く此を耕錯て種子を萌キ、或ハ植
 付べし、作物を豊熟するのみならず、其成功を急く
 ものなるをもつて其理合を勘弁して用ゆべし、

主能性温揮発上行し、速かに茎葉を繁茂せ直ニ穂ニ
 上り花に湊る、故ニ藍葉・烟草・紅花・木綿を作る
 には、先ツ最初ニ此物を用ひ、其後徐々干鰯・油糟
 等を用ゆべし、水田ニ培ひて稲を植へ、陸田に用て
 麦を蒔と雖、唯根を肥大する作物には人糞よりハ乏
 れり、其外種々の妙用あり、焼酒の主能に就て宜し
 く工夫すへし、此肥倍ハ人に酒を飲せたる如く意外
 なる趣向を生し、用方の機に当る事を得る時は、陰
 地(をカ)の陽地(をカ)に変する事あり、我家に先祖以来絶而花を
 発する藤蔓の大なる者あり、人皆佐藤の痴藤(ウカ)と呼へ
 り、然るに不味軒翁(軒カ)晩年の工夫にて、寒中其根側を

掘りて右之糟肥を余多に埋肥せられしけるに、其翌

年(二カ)に朶の花を発けり、翁大に歎ひ給て、其翌年(衍カ)復初

冬に夥しく埋肥せられけるニ、三年目ニハ百余朶の

花を生し、殊ニ甚た梗長く美麗なりしを以て郷人驚

異せり、其後二三年ハ埋肥しけるか、後にハ埋肥す

る事(廢カ)を発しかとも、今ニ而ハ近隣無双の名花となれ

り、此等の事あるを以て農業に従事するには懇誠ニ

工夫するを專要とす、○近來諸国の百姓酒糟を肥養

に用るを觀るに、最初先ツ酒糟を造酒やより買ひ來

て此に米糲(ヒキトリ)を合せ、升露缶を用て糟(中カ)の口に遺れる所

の焼酒を升(ヒキトリ)で悉く此を飲ミ尽し、其後彼の糟を日

ニ乾し細末に為し、木綿等作物の根辺ニ掺て此を肥

養とす、これ世上の農事を勤る者の一等輕薄に成り

たる容態なり、歎息すへし、○翁曰ク、醬油(油脱カ)の糟ハ

大豆と小麦に塩を和合し、釀成して醬(油脱カ)を搾り採たる

糟粕也、故ニ油氣尚存て油を搾るといへとも油の出

る者也、此を以て田畑に肥培する時ハ種々作物を皆

能繁榮し、殊ニ大豆・小麦・豌豆・蚕豆等を作るに

は、他の肥養に絶して豊熟す、且又畑に莎草を多く

生して地の荒廢しとする処ニ醬油の糟を耕錯る時ハ、
莎草忽ニ消滅す、

翁曰、豆腐糟も豆の油遺り、麩の糟にも小麦の気存
れり、故ニ此を地に培ふときハ能く土地を肥沃し、
諸作物を豊熟す、且ツ又豆腐糟ハ実の需る者(行カ)に宜
く、麩の粕者根を肥大するに効あり、勤めて人世に
功あらしめよ、

右、第三十二章諸糟粕の用法を論す、

翁曰、水藻肥とは総て海河の海底に繁栄へる所の海
藻、黒藻・滷苔(アホツカ)・藻(モ)・裙帶菜(ワカメ)・羊栖菜(トウモロコシ)・神馬
草・水松・竜鬚菜、其他陟釐・蓴菜・苧菜・河藻・
川蘆等の諸草をいふ、右種々の水藻を数多苧採て此
を陸地ニ取り上げて大陽ニ乾し、或ハ久しく積(分ニカ)ミ置
て少しく腐敗を催ふし、色の白く変りたる時も田畑
耕錯(ニ脱カ)て、作物を植る時ハ高価なる糞直を用ひたるに
も劣らず、能く繁栄して驚くべき程の豊熟を得る者
也、啻に海河のみに限らず沼池或ハ谷間溜り水に生
したる水藻といへとも皆苧採り、上に説(行カ)くたる如く
久しく積ミ置きて、色の白くなりたる時ニ此を用ゆ

へし、野山より青芝草苧採来て埋肥等するよりハ
格別其效能の強き者也、○水藻の主能ハ其性微温に
して自然に滋潤するの妙あり、且ハ又陟釐・海藻・
海带・黒蘆等の海草ハ、温潤滋養の塩気を含ミ有て
土地を潤す事殊更ニ強し、故ニ乾燥を畏れる作物を
培養するに利益頗る多く、大麦・小麦を豊熟せしめ
ん事を需るには、他ぶつの及はざる良効なり、

右、第三十三章水藻の性功を論す、

培養秘録卷四終

古道大意下巻拔書序ハ序文輯録ニアリ 平田篤胤講談 人尋筆記式
冊あり

米の商売をする者などが米を見分るのに、五ヶ国十
ヶ国ノ米をませ合せたるを一握り見せると、是レハ
美濃ノ上米、これハ仙台の、是ハ九州米といふやふ
に、一粒くより分るてござる、しろうとがみては
どふか虚言ウソラシク思ふやうな物ぢやか、其撰分たる
処で見ると、なるほど米粒の形が各々違ふて見紛マカふ
へきよふは無ク、爰(行カ)で素人とドモトント閉口スル事

デ、

夜会記抜書序文ハ序文輯
録ニ写し置 八冊アリ

いまの名将・勇士とても昔しの武士にハ及ふへからす、むかしの武将は文学ニも達者にして、礼学(業カ)にもうとからす、むかし源の頼光、夕の空のおもしろきに独野遊して笛をふき給へり、其比大力の強盜あり、人の太刀をうはひとり、あたへさるものハころしてとる、里離れ人遠き方に笛の声のきこへけれハ、したひ来て見るに、よき太刀はきたる人の笛をふきながら、あゆむともなきしつかなるあしもとにて、里のかたにいぬる也けり、此強盜うれしくおもひ、飛かかりてとらんとむねさ(するに脱カ)ハき手足ふるひけり、心を静めて跡につき二三度くまんとすれとも、心おくれてかなはず、扱は此男をた、一太刀に切りてとらんとおもひ、近くあゆみより太刀のつかに手をかくれハ、身ふるいて太刀ぬけす、かくのこづくする事数度に及へり、強盜おもひけるハ、我かく跡につきていろくにはかるをしらさることあらし、然るに一

度もかへりミず足もたかわす、笛の音色も遠く聞(エカ)くしに異ならず、た、人におはせしとおもへハ、お

そろしく成てミへかくれにしたひきて、屋形に入給ふをミレハ音に聞へし源之頼光なり、又奥州の忠信ハ義経の御供に軍立して、いそかはしきまきれにも琵琶をたつさへもたれしか、遠路のいそきたへかたくて、常陸の国にて寺のありけるに、文をかきそへてあつけおかれしとなん、嗣信ハ笙をもてあそはれしかハ、西国までもよろいの櫛にはありしときく、あつまゑひすのあらしき武士と人はおもふらめと、かゝるやさしき人なれハこそならひなき武勇のほまれありて、名を後世にもあけたる也、かくのこづくいにしへの武士は文武二道をかね備へて、無下なる人ハなかりし也、今の武士ハ武をのミ肝要にの給へとも、武もむかしの人には及はず、文なき武なれハさもあるへき事ならんかし、武士云、さの給ふ人も歌ハよみ給へと、武の道にはうとく見へ侍るハいか、歌人云、我は長袖の家に生れ侍る、むかしこそあやまりつれとも、今ハ又其あやまち常と成て、

公家ハ武にハたつさわらぬ者に成来れり、今にして
公家の武士たてするハ、かたはらいたきものに侍り、
この故に武事にはたつさハリ侍らす、た、心を生^(にカ)死
を^(に脱カ)一見て生をむさほらす、死を畏れすうこきなき心
を養ひ侍りなハ、狂人あり、かうふりうちおとしぬ
とも、すこしも心をうこかさす、かたち身しろかす、
顔色そこなわす侍りなん、扱こそ我きすに成侍らし、
た、うちたる人狂人の名をとらんのみなり、其行武
士とハちかひぬへし、しかれともおそれなき心を養
ふ所はかはりあらし、もし盗賊あらんに一刀をたし
なみ、またハ主親の難にあたりて兵をたまはらん
は、それを枕として死をいたさん事ハ誰にもおとり
侍らし、夫歌人の業ハ居ながら天下の山川を知り、
人跡をたつね、月二花に神を造化の中にあそハしめ、
よき歌を以てひちりとして身の似^(か脱カ)よはん事を願ひ侍
り、歌のゆふにたけたかきハ俗習をぬけ出て、天を
樂ひ命を知るの氣象あり、ゑんにやさしき言葉つか
ひハ君子の士を安し、仁に厚き道をして民を親む意
也、よく風しよく比していふ者罪なく、きく者いま

しむるにたれる者は六義の徳也、或ハ実事をのへて
心の直を見、或ハ造化の物ニ感してハ時々情をのふ
るの興とし、或ハいにしへの道をしたひ、後の世に
のこし、神明の徳をす、むるハ、歌の道にししくハな
し、天地同根の理を明かにし^(て脱カ)迷ひとけ、欲すくから
てハ歌のさまいやし、まことに其人からを絵かき出
すものハ歌也、故ニ心術明かならされハ歌人といは
す、近來の歌よミハ多ハ歌作りといふ者也、歌ハ上
手にてもあれ、識者の心にはいやしまる、処あり、
糸竹の遊びハ歌人なを手をたつましきもの也、道歌
とてかとくしくよみなしたるはかへりて雅歌にあ
らす、花に露にたはふれ過したるも歌の本意にあ
す、うはべは月花をのミもてあそひたるやうになた
らかに^(行カ)にて、下の心は人輪^(倫カ)を明かにし、天地鬼神の
理にくらからず、た、いさ、かいひ^(のカ)こして、人を
して經典にもとめ道徳によらしむ、学問なく道をし
らてハいかてか歌人とハいひ侍らん、恋の歌とて男
女の情による事は輿議あり、中人以上のしるへき所
にあらず、其実ハ真の歌人は色をこのます、又幽深

者遠(女カ)の歌ハ女徳の象也、上らふにハイやしき心をつかハしめしとす、いやしき心よりいかりも甚しく、欲も生し、人をくるしめ、家をやふり、子孫の絶べき媒となりぬ、婦人はいつまでも人にあつかわれたることよけれ、ミつから財宝の権をとる、あやしき事也、(牝カ)牡鶏のあしたする過もこれよりなれり、やむことなくして財を守るとも、心ともていてたるふるまいあらハならんハびんなかるへきわさになん、女は三にしたかふとこそ、三なき時ハ老臣にしたかふべし、徳のほまれハありとも事のあやまちはなかるべし、人のいゑをやふるもおこすも女子の徳の吉凶による者也、歌道の教の根本こゝにあり、此座中女子もち給へる人多し、しろしめさぬハほいなきことなり、

医師の云ふ、おもふ事を申てうたかひをはらさんにて侍れハ申なり、他国にては倍臣(陪カ)を又者とていやしめ侍り、御家の倍臣ハ直臣とさのミのちかひ侍らす、士大将を殿と申せハ、其臣をも殿と申は貴賤の分なきかことし、軍者云、其方は京の生れなれハ武士の

也、倍臣をいやしくするは軍法におゐてハ大なる損あり、又云、直参とて武士に別に生れ出る者は侍らす、氏筋生れ付かはらぬ士なれとも、しはらく世の勢ひによりて倍臣ともなり侍り、甚たいやしめおとすへき道理なき事也、又者とていやしめはつかしむる事ハ、小者のことくする時ハ恥ある士は其国の倍臣と成てハ居侍らす、主人も筋ある士をか、(女カ)ゑてからめかしこまれと、いやしき下知はなりかたし、誰か者は無礼也など、いへは、死を共にして主君の御用にも立へき者をハ無是(非カ)悲いとま遣し、中間・小者あかり・刀さしなどをさむい(腕カ)と名付て思まゝに下知し、心易さしつかふなり、これによりて主人のたしなミも次第にあしく、家風もミたれ、軍陣にては十人二十人つれたる者も虎口にてはひとり武者となり侍る、御家は倍臣をいやしめ給ハさる故に、御家中の末子同し家中の倍臣となり、或は兄の家頼をつとめ、伯父の臣となりて居侍り、他国よりもよき者余多来て倍臣となり侍り、同身代の家頼にも殿を付て

申侍るはこの故也、家風よく家事と、のほり、小者・中間をもなさけ有て指使侍れハ、戦場にてにはしるへき者少し、敵一万味方一万ならば御家の軍勢は三万にもむかふへし、扱は薩摩守殿の家に古風残り候、在鎌倉の時見聞侍りしに、辻番の弓の者に馬にのりたる士の下馬し、殿をつけて申侍るをきけは、皆知行とりの末子也といへり、むかしより薩摩の弓矢のつよき事語り伝へ侍るはこの仕置故とおもひ当りき、薩摩殿と御当とにハ牢人と〔夜会記より補〕申者侍らず、他国には牢人△多く出来て、京・鎌倉にもみちく侍る事は倍臣の礼式あしきよりおこり侍り、夫牢人と申は主人に改易せらる、故ありて暇〔か脱カ〕こひ他国志たる者をこそ申侍るに、主君持祿ある者の子共、われと牢人と名乗りて京・鎌倉に出て他をかせき侍る事は、倍臣の礼いやしくて其国に居られるぬ〔衍カ〕よりおこり侍り、武士云、下拙か弟御意を得て伯父の養子となり、下野人〔へカ〕まいり候時、若党二人つけ遣し侍り、御国風にて小知の末子なり、彼国にてハ又者とていかやうの小身者にもはいつくはい、雨降にも木履さ

へぬき、はたしになりてかしこまるやうなり、其上〔傍輩脱カ〕に若党いやしき者ともゆへ、平生の作法あしきのミならず、はくちさへはやく侍りぬれば、彼是人筋の者の堪忍なりかたし、弟も笑止にてめしつかふへきやうなしとて返し侍り、無是非所の若党をつかひ侍れハ、万事気のどくなる事多し、其上何事そあらハ虎口まで供すへきやうの者ハ侍らず、かちの者も千石取候者も同じ事なるへし、治世軍国ともに難儀なる事と申し侍り、余所を聞て御国のる礼式〔道あ脱カ〕をありかたく存候也、

医師曰、家老の士に音物すれハ他国二ては皆礼に行侍り、ゆかぬは無礼とや申侍らん、儒士云、礼式定らざる以前にて人の行に不行は無礼ならん、すでに礼式ありてハ行を無礼とする也、夫礼は上下を定め貴賤〔をカ〕のわかち、易簡にして事すくなく物質素なり、国式〔衍カ〕なけれハ、重き者はぜんく〔をカ〕に礼をなまし、かるき者は年をかさねて礼しけく煩し、今他国の家老と士との礼義を聞侍れハ、親の代までは家老も正月の礼に一度ハ士の家に行侍りき、大勢なれば大方

其筋に立て使を分ち、門札をはいはせ侍りき、其後
 者使はかりを遣し、夫もむつかしきにや、正月の札
 継合といへり、しかれとも元日は其意にもまかすれ
 とも、次の日よりハおもひくゝに行て年始をいへり、
 返札につかひもつかはさず、後には(継合カ)の言葉もな
 し、元日より家中札に來れとも後の挨拶(何カ)もなし、こ
 れ札式なき故に重々(きカ)者は日々に無札になりて、君と
 ひとしくなれり、一年中諸士の來るに報札(付カ)なくれハ、
 せめて正月はかりなりとも門札二行へき義理なるに、
 継合といひて諸士の札にむくみざるはきこえぬ事な
 り、後には其言さへ亡ひたるは君臣に同し、如是な
 れハ其親までは諸士に下馬もせしか、子の代より下
 馬もせぬあり、せんくゝに君とひとしくなるハおか
 しせまるなり、必ずしも反逆せんと思ハされとも、
 霜をふみ堅氷いたることく位つめに臣の威つよくな
 り、時ありて其儘とらるゝやうなれハす、むるもの
 もあり、凡情の習ひにて欲に目見へされハ、初より
 思はぬ乱をも起し(すカ)者也、かやうの凶を未発にふせく
 へきための札式なり、軍者云、しかり、軍法は礼中

の一品也、治世に礼なくては軍陣に法(合カ)礼行はれず、
 国持の家老は威過て君をなみするに近し、天下凶あ
 らは国々乱るゝ事あるへし、拾万石以下の家老は威
 かるし、主人は鎌倉(在カ)の留守ハ出陣(カカ)の跡(行カ)にハしま
 りかたからん、是不及を以て乱をふくめり、もろこ
 しにて上卿ハ君の十分一と侍れとも、日本のいまの
 勢にはあひかたし、三拾万石の家老三万石、五拾万
 石の家老五万石にてはいよく君威をうはふへし、
 三拾万石壹万石、五拾万石(五万石脱カ)にてよからん、夫にても
 大名は直の下知遠き故ニ家老に威付易し、其うへ家
 中ニ大身あれハ次々夫をまねて奢になりやすし、拾
 万石以下は主君直の下知近けれハ、家老に威うつり
 かたし、其上に小身なれはいよく(人脱カ)かるし、品次第
 にまはりて家老職ニ置給ハ、古への職国になぞら
 へ職知行もよからん、鎌倉の評定執權職拾万石以下
 にて代々其職ニ置給はさるハ初よりよく備給へり、
 儒者云、のほりやすき者をあげず、くたりやすき者
 をさげず、礼式ありて長久なり、礼定まれハ人のう
 らみもなし、

医師云、御国ハ大国にておわしますに、他の中の国よりも御鷹場せはく候、其上御人指にて御鷹場へも切々つかはされ候、他国は一度御鷹場へ御出もなきいらぬ所までもひろくふせき侍り、し、鳥に五穀をくらハれて民の迷惑なり、御国はし、鳥の害すくなく侍れども、殺生人多在々に入こミ侍れハ、これも(民の脱力)難儀なるへし、他国ハ損益いつれにて侍らん、武士云、他国の鷹場ひろき事は大方主人鷹すき故也、主君ハひろくハありき給ハね共、家老身高に鷹すきあれば、我自身の鷹場のとなりまでもふせき侍り、鷹師・えさし・犬ひき・鳥見ましりに其頭并に鷹すきの所へゆきて、こゝもとめ度候、かしこも御とめ場になるへき所なと、いひてとめ場をひろくし、諸士の殺生をハいろく(りカ)讒して害ある様ニ申せは、それを上へ申て諸士の殺生をふせき鷹場ひろくなり侍ひ、女はかりりんきは申侍らす、男も法界りんきとていろく(りカ)のりんきあり、鷹すきの者ハ我用にいらぬ所までもひろくふせきて鷹場と成やうに申なり、えさしハ御鷹のえばにかこ(つけカ)けつ小鳥ハとらて、鷹鴨の多

くつく所に滞留し、夜るく(候)あみかけて大にぬすみとりうり侍り、御国へまでもうりに来て鷹鴨諸鳥ハ大方右の鷹方の者のぬすめる也、鷹のえは鷹鴨ひとつの代にて小鳥いくつもかいそろ、数日ほねをりたるやうにいひて出し侍り、犬ひきハ犬のし(いカ)はれなと、いひてとめ山にゆき、これも狐狸はとらせて雉がりし、一日も(に脱力)きちの百式百ハとりてうり、御国よりもあき人ゆきてうけ来りぬ、鷹方の者ハミな同類なり、百姓ハ鷹方の者をハ殊の外におそる、事なれハ申者もなし、せつかく制止してとめらる、鷹場の鳥、上へとり給ふよりは下へぬすミとる物多し、常人ハ鷹鴨一羽とりても下々ハきらられ、士は改易せらる、民間の迷惑も鷹師・えさし・鳥見ノ者二過たるハなし、鷹すきの大名の民間ニ住侍る者ハ、これ第一の難儀也、武士の心得あしきものたま(りカ)そこなひありとも、鷹方の十分一も侍らし、武士の身無病に弓達者二国の武つよく君の干城となるへき者をハ、鳥のためにおさへて出さねハ、弓ハせん(りカ)に無達者に也、足よはく身病気になれり、さて其鳥は

鷹(方脱カ)のいやしき者ともにとらせて何の用にもたず、

弓のねらいは一国にて射手二三百人出るとも、えさし・犬ひきの一日一夜の得物ほとも侍らし、殺生ハ武士の武道を心掛る第一なり、何之手持もなくうかくとハありきもならず、必ずしもし、鳥は得いねども、弓矢を持ってねらいありけは雪霜雨露ヲしのきて身堅固也、御国ハ御鷹場とめばすくなく、諸士の弓の殺生日々二侍れとも、他国よりハ鳥多く侍り、御鷹場に御事かけられず、其故ハ御鷹数すくなく鷹方の者もすくなし、武士多民間ニ出れはぬすみもならず、鷹方のものはおのつから武士の目付のことく、武士にハ鷹方の者おそれ侍れハ民の煩ひもなし、鳥は一年物也、今年多とりて鳥すくなくも明年の秋はしめよりとむれハ沢山に付ものなり、ことしとめて多所も来秋より制止なければおらず、御用にもなき所までとめ給ひて、諸士の弓矢おこたる事は何の益もなきことならずや、御家にては御近習の人々をはとめ場江つかはされて、弓矢手足ともに達者となり、外さまの者ハいつもいとま多ければ、とめ場の

外に出てかりいたし侍り、

医師云、他国ニハ当番ハいふに及はず、非番にも我かちに登城し、平つめに奉公するを以てよしといたし侍り、しかるに御家には非番に出べからすと御座候、ゆるかせなる御事ながら人々すくれてつとめ立身の望もうすく、奉公の勢なき様にや侍らん、君の給ハく、今の世間の習を以ていへるハことわりなり、世間の武士の奉公は侍妾などのつとめのことし、男子の奉公といふものにはあらず、我れ多き人の中にも心に叶てつかひよき者ハすくなし、見へねハ事かくるやうなれば、毎日詰させたき事なれとも、人の家を見聞に用人・出頭人などいへる者は、大方四十五十にて死す(るカ)けか、なからへても病者に成て用いた、ぬか、ことわざにいへる大津馬のおいからしのやうにつかひころしにする也、問ニ生れ付すくれて無病上根なる者の六十までおるも、文武共に無能無芸なり、弓馬達者さかりなる三四十の者も、けいこすへきいとまなけれハ平馬たに自由ならず、ましてかんによき馬口つよき馬たしなミ、主人の助となる

へき覺語(悟カ)なし、少もひまあれハ氣をのべ草臥(力)をなを

さんとす、弓をならはん月日もなく文学すへき氣(力)なら

けれハ、一生無知文盲也、主人の身近き者は物のわ

きまへありてこそ君主を出し入て事の筋道もよろし

く、人も恥おそれて下知もまはるへけれ、弓馬達者

にてこそ身(ガカ)ハはりにもなるへけれ、外さまの者(夜會記)は

却て心(心)がけ次第(心)文学武芸を△たしなミ身(心)ちかき者無

調法、しかも身よはく無達者也、平生ハそれなりに

も通りなん、何事その時ハ笑止なる者也、大将はお

もわぬ討死もすへし、無事の世をたのミにて諸士を

女のごとくにつかひなすは將の不覺ならずや、我用

人近習の者ハ弓馬共に達者なり、野山にてもかけは

しり見くるしからず、四拾五十八さかりにすくやか

なり、むかしより事をかきてゆるやかにいとま多し

おきたる故也、此事は式には記すに及はねども、我

子の代に世間を見習わんことを恐れてなり、むかし

の名將をきくに、なにも近習の武士は諸士に越て弓

馬打物達者に身すくやかなりき、この故に十死の地

二も一生を得て功を立、名をあけし也、今の武士は

文盲にて武運第一のやうにいへとも、武道の心かけ

ともにおろかならずや、

醫師云、他国にては人数の大損(積カ)は侍れとも、毎年侍

一人、小者一人のましへりまでも改めて記し、主君

の御目にかくる事は侍らす、御家のハくわしき御事

也、医者(積カ)のいらぬ事ながら御家に御奉公仕候からハ

承度候、軍者云、人馬を記す事なけれハ、無事の時

ハ油断し勝手つくともいふものに成て、身上相応二

人をもたぬ者にて侍り、今時ハ何事(あカ)そならハ知行の

百姓をかり出して幾人つれん、公儀のかし人ありな

と、いひて人を持侍す、扶持切米遣し召置たる者さ

へ虎口にてはつしちかなり、いわんやかし人ハま

ことのやとひもの也、情もなき地頭にかりつかは

る、百姓ハ何の用にか立侍るへき、其うへ急の間に

ハあわぬ事也、人馬をしるされ君の御目二か、るお

もへハ、身代相応二人を持侍るなり、

醫師云、世間をありきて見聞侍るに、下よりなりの

ほりたるものは我(身に脱カ)かつミておもひしりあり、人つか

ひよからんとおもへは、かへりて生れなからの上ら

ぬ(ふか)よりも用捨なくあしき者なり、さのミかまひあるましきおもてむきの侍・小者までも腹立事多し、家風あしくなりて男女ともによき者は居かたし、子ありてよめ取にも聞及いやしき者をしうとめとし、娘にうやまわするも不快なり、あいやけとて同座せんも口おしといひて、心ある人はゆるし侍らす、しかれば縁者も次第にあしく成ぬ、家のおとろへなれば妾を以て妻とすへからすの御式目御尤なる御事なり、軍者云、しかり、治国に害ある事は軍勢の損あり、いやしきものハ艱難をへて質素ならむとおもへハ、成あかつては驕一人にて家材をやふり、夫のみため子のためあしき事のミ也、畢竟は軍役不足する者なり、軍者云、越中殿ハ人のよくいひし人なるか、近年よからぬうわさあり、儒者云、しからん、器量もあり利発なる人にて学問なし、左様の人は一旦ほまれありといへとも、年長するにしたかひ次第に人品あしくなる者にて侍れハ、名は根なき事にてさたな(なく脱カ)り侍ぬ、

医師云、器量ある人さへ学問なけれハ次第にあしく

なるとのたまへハ、平人ハいよくさやうならんか、儒士云、しからず、才智人にすくれぬ人ハ善惡二付て大方はしめの分にて通るものなり、かしこき者ハ学問してもあしくすれハ、後日ハ学問せぬ前よりもあしくなるもの侍り、よく学ふ者ハ古人のよきを師とし、日々に我か身の非をかへりミれハ、よき生付の人はいよくよく成り侍りぬ、道を学ひぬ人は今のよからぬ人をのミ見て我身に自満し、己か知才にまよひて我ま、になり、実は名利のためにして善なけれハ、次第にあしく成侍りぬ、人一品の人あり、わかき時となへあしきか、年長するにしたかひてよくなり、よくいはるゝあり、生付慈愛深き人の世間の習によりて一旦作法などみたるれと、年にしたかひてしつまり、本性のよき所あらハるゝハなり、医(師脱カ)云、しからハさきにうけたまはる人を使たをしにし、使ころしにするも慈愛なきにてや侍らん、儒士ハ云、孟子にも人を殺すに杖と刃とのたとへ侍れば、畢竟不仁にては候得ども、世間に慈悲なる人といはるゝ人にも此過はあり、心のつかぬにて侍るへし、慈悲

と云も姑息の愛にて徳性の仁にあらず、聖賢の仁は知仁勇の三はなれぬ教にて候なり、知よくてらせは心のつかぬ過もなし、今までハしらざりし過あり、しれハすみやかに改めて善にうつるは勇なり、この故に勇なき知は真の知にあらず、

夜会記礼式

夫式ハ礼を立、奢をおさゆる備なり、礼式の人欲をふせく事、川に堤のあるか如し、法は多けれハ士民くるしミ、式はくハしき時ハ事すくなくて人民休す、しかれとも時に応せざる事ハ行はれず、吾国先君の礼式少^(風力)知れたるか如し、五十年の間なれハ世間の勢ひかはりあるへし、今にあひかたく人情に不叶事あらハ改むへし、各異見を加へて可なり、

正月の礼儀一万石以上太刀折紙金馬代之事

△士大将・一門・より合のれきく、太刀銀馬代之事

△弓大将・はた大将弓一張之事

△諸士知行高二応し、根矢拾本・五本・二本之事

△歩兵士五人組より弓絃一筋之事

△あしかる同前の事

此時分の足輕は下々にあらず、鉄砲なき時分故ミ
な弓あしかる也、義経公の歌に、

矢をもいづくるを恥とおもふなよ

かけつひきつはあしかるのわさ

此歌にていにしへのあしがるのよき事をしるへし、

△庄や高二応し、すき・鍬・なた・かま何れにても一

丁つ、其村と名と柄に書付へし、三年目ニハハめ^(衝力)

くりて本の主に返し可遣事、

△町中処に應し、まさかり・かなつき・のミ・のこき

り・つちの類一丁つ、右同断の事、

△礼日出仕の往来、大身共^(小身脱力)に下馬すべからず、たかひ

に見目^(目見力)合せす乗過へし、大勢の往来なれ者下馬礼式

にいとまあらず、其上君臣の礼儀を明かにする日な

れハ、傍輩の貴賤これをゆるかせず^(に脱力)へき事、

△一門大臣のれきくといふとも傍輩の礼儀中小姓以

上には下馬すへし、左には文道を正しくし、右にハ

武道の心懸たり、馬の乗下数度に及ふ時は早わざの

稽古となる事、

△年六十以上、或ハ病者ならハ先より歩行の人來時、

使を以下馬御免をいひのりよけ、くらつほに伏して過へし、両方馬上ならハたかひに下馬(手脱力)へからず、わかき者、小身の者には老人・大身より互に下馬あるましき使を遣すべし、其意にまかりよけ(セの脱力)、馬上に伏して過へき事、

△太刀もたせ、くつはかすしてのりたるハ、せめ馬川入なり、下馬すへからざる事、

△家老の倍臣下馬すとも、家老は下馬に及べからず。(夜会記より補)

士大将の陪臣下馬すとも、士大将は下馬に及ふへからず、但し、人によるへき事、

国持の倍臣に国持も下馬し給ふあり、人によりての事なれハ下馬すへからずとなくて、及へからずとかけるハおもしろし、

△倍臣下馬すといふとも、下にかしこまる事は主人の外にハ有へからず、礼容して過へし、直參下馬の時ハ下に居て拝して過へき事、

△直臣馬上陪臣かちならハ、陪臣の方よりわきへより見ぬ体にて過へし、馬上もそれにしたかひてしらぬ体にて乗過へし、直臣かち陪臣馬上ならハ下馬すへ

き事、

△さむらいつれざる陪臣并ニかちさむらい・足輕には諸士といふとも下馬に及ふへからず、さりなからんによるへき事、

此時の足輕ハ知行取の子なとよき筋のものあり、まして、かちはい臣にはよき者あり、平士ハ下馬せて不叶者ある故に如此、

△兩ふりにハ貴賤陪臣ともに下馬すへからず、互に左右へのりよけ、位のひとしきハ言葉をかわずとも、ひとしかからぬハ無言にして過へし、衣服損しく(ぬ力)らふれて礼容ミたる、か故也、戦陣におひて馬上の礼なき理にたくひすへき事、

△諸士の礼義ゆるかせにすへからず(衍カ)、本土に高下なし、君臣となり組親組子となるハ一旦の運命なり、一朝の富貴に奢て士をあなとるへからず、諸士また天命を恐れ礼義を重して上たる者をおかすへからざる事、

△正月の礼に諸士来らハ、一門・家老といふとも其門に行て使者を入へし、五節句にハ士大将・物頭の家

にのミいたるへし、諸士にハ使者遣すべし、(朔力)朔望の

礼、筋目ある家、組親の外ハ継合たるべし、朔望に
士大将・物頭にハ使者遣ハすへし、諸士ハ五節句は
かりたるべし、一門・家老といふとも礼返し(らカ)に来る

ハ又其礼には行へからず、尤、礼返し(らカ)の使者の返礼
あるへからず事、(さるカ)

△家老・組親・一門といふとも、主君の外ハたま物の
礼に行へからず、宿に居てこれを請ハ使者を拜して
可なり、他行の留守に音信来らハ其家に行て拜領(すカ)へ
き事、

△礼節公用ノ外ニハ一門・家老・用人等の家に行へか
らす、或は筋目有之者、或は文武之友、或は情義の
相叶たる者、彼よりもまねき此よりもゆく、各別也、
組親組子となりてハ切て往来して相親むべし、然れ
とも遊びたハむれに無用の日をつひやすへからず、
文武の芸遊ふへき事、

病をとひ死をとむらい冠婚を賀する事はたかひの事
なり、其返礼(にカ)とゆくへからず、使礼も遣す(遣カ)へからず
事、

△陪臣の礼同座の中下に付へきのミ、いにしへの礼法

陪臣にはよはひせずといへる是なり、身代位大にち
かひたるハ、間をへたつるもあるへし、文徳あり、
武功あり、年長したるなど、客ニしては上に付こと
も有、路次にて直臣・倍臣双方かちならハ倍臣少わ
きへかたより過べし、知人ならハ少しか、めて通る
べし、直臣尤礼辞あるへし、直臣・倍臣双方馬上に
て倍臣下馬せは直臣も下馬すへし、直臣よりたかひ
に下馬すべからざるの使あらハのりよけ、くらつば
に伏して過へき事、

△ぼく(りカ)ひハ雨ふりのぎうりなれハ、主人といふとも木
履ながらかしこまるべし、其外ハぎうりはぎ(きてカ)この礼
節のことくなるへき事、

△当番よく勤メ、非番にハ用事の外は出へからず、文
学・武芸達者わさを心懸へき事、

△当番二病氣或は故ありて不出者は、其頭并二相番江
相断(可脱カ)、年中懈怠なき者と不参の品日数頭に依り可書
上事、(朔望カ)

△朝暮出仕、故ありて登城せざる者、病人等、当番の

奉行に達し可書出事、

△し、かり山野の大かりには目見せさる子とも十六以上ハ出へし、弓いる者は本陣の前ニ可仕、弓ならざるものハせこに可出、常の小かりたか野には、組切当番の奉行のふれ次第登城いたし、供可仕人々こし弁当たるへし、供の人馬民家に入へからず、田畠ふみあらずへからさる事、

△城下鷹野場の外、弓の殺生これをゆるす、山中し、きぢのねらいとまりにも可行、頭々にあいことわり、帰候且又頭に行て滞留中の有様をものかたりすへし、(農方)野のさまたけ、百姓の難儀なきやうたしなむへき事、△たか場といふとも、農の害あらハ当時人指を以て可遣事、

△国に忠功ある輩は国記に書すへし、文武に精を出し心かけつよき者は板に記すべし、すぐれて作法あしく風俗を乱るものあらハ板に記すべし、(衍カ)すぐれて改めて善にうつらハけつるへし、改さるものハ品により改易すへき事、

△知行物成米百三拾石の得米有し者は、馬扶持なくと

も馬所持すへし、夫より以下ハ望次第段々馬扶持可遣、(僕カ)切米取一二僕の者たりとも望におひては馬を遣し、(領カ)かい飯米式拾石可遣、陣の時者馬のためかし人あるべし、急の時は、かし人なくともりのり出へき覚悟あらハ右之通たるへき事、

△家中人馬毎年の損益、城代武者奉行春二月中ニ改め記すべし、一二三の丸惣廻輪のさまくハリ、要害の手当ならびに出陣の人数つもり、小荷駄等覚悟可仕事、

△縁辺のとりむすび実をいひて虚なかるへし、祝言の儀則知行高にて勝手ならさるものは小身の方に付て、(夜会記より補)勝手よくても小身の者は小身の方に付て△たかひの身代をふらす、(や脱カ)軍役かけさるやうに取持へきなり、媒の心入裁判肝要之事、

△妾を以て妻とすへからず、もし筋よく心さまよく、一旦おちふれて奉公に來りたる者ならハ、(改カ)頭の上には各別也、私になさハ跡目全かるへからさる事、

△旅人往來の大路はいふに及はず、在々所々の小路にいたるまで人馬の通あやうからぬ様ニ、道奉行常に

油断すへからず、舟橋大破に不及時修理を加へし、土民自分につくろひ来りたる小路・井手たりとも、四五月の麦かり・田うへのいそぎ、秋実取納の節、民力暇なき時分は城下の役人を以て可申付、奉行役人等民家に旅宿すへからず、山野に小屋をかけて宿し食物へき事、

○俗神道大意抜書巫学談弊ともあり、平田篤胤講説

周易に、觀天之神道四時不忒、聖人以神道設教、而天下服矣とこれあり、神道といふ事始て此文に見え候と記してありますか、すべていはゆる儒者といふものはいとも拙きもので、その中にもこの太宰春白弥左衛門といふ男ハ心狭くねちけたる奴で、かにかくに御国を誇らんとする心に、右の如く判然といたしたる別訳カのあるにも心づかず一つに混し、神道と書る字になづんでかゝる憶説をいつた者で、これしやによつて古へ学をする人はよくその差別をわきもうへき事で、この国に神道といふ道は脱カないと太宰がいつたハ、定めて今の諸社の祢宜・神主またハ土御門の流を汲

て陰陽家の神道者といふもの、鈴を振て門々に立ち、三種脱カ抜とかいふをよみたてて高天か原を云てあるき、荒神祭などして世を渡る輩を神道と心得ての評と見へるが、かれが評は俗神道の論弁のときにいひませふ、実はとるに足らぬもので鉢坊主も同じ事でござる、

○林道春先生の神社考に、夫本朝者神国也、神武天帝

已未相統相承皇緒不絶、是我天神之所授道也、中世仏氏移役西天之法、变吾俗神道渐廢、而其異端以離我而難立、故設左道之説曰、伊弉諾・伊弉冉者梵語也、日神者大日也、大日之本国故名曰日本国、或本地仏而垂跡神也、大権同塵故名曰權現、結縁利物故曰菩薩、時之王公大人信伏不悟、遂至令神社仏寺混雜而不疑、巫祝・沙門同住而共居、嗚呼神在而如亡、神如為神、其奈何哉、雖然猶幸有日本書紀・延喜式等之諸書、而可以弁疑、是亦読書知理之人可少覺也、非為庸人而言之云々、庶幾世人之崇我神而排彼仏也、然則国家復古之淳直、民俗致内外之清淨不亦可乎、これハ序に記されたる趣でござる、また

本文の中に、伝教・弘法・慈覚・智証、見我国之神
 国而人多帰敬、而揚言(遂脱カ)、伊勢者大日、日吉者积迦、
 我遣神明化彼日本、時王公大人信伏不悟、夫仏者一
 黙胡(黠カニ)而夷狄之法也、変神国為黠胡之國、譬如下喬木
 而入幽谷、君子之所不取也、我見(ルニ)两部習合者彼潜窃
 我古記之言、飾仏剝神、世人不察也、遂也(衍カニ)遂至令神
 書殆乎絶、我見吉田家説、亦剽掠彼两部習合者以為
 已説(已カ)、盗人窃主人之財、主人之子孫不知為我財、而
 就其盜乞其憐、是譬也ト記し置れましたか、凡て尤
 なる説ともでござる、そもく仏説世に弘まつて以
 来道春の時代まで年数千有余年、貴賤上下のあまね
 く人の心に染つきて、学文のなき人は更にもいわす、
 古への名高きかたく学文に長たる人々も其書き遺
 されたる書等を見まするに、一人として仏を尊はぬ
 人なく、何れも此を兼学んで其道をいひ破つたる人
 などハ絶てなき事てござる、已下略ス、
 前後略、右ニ中切て続く、

道春の師たる惺窩先生なども仏くさいでござる所を、
 道春先生ハ初めて仏法のが古代の事実をかきくら

まし、また法師どもの奸曲いたしたる事どもかつ
 くハひらかれたる人でござる、然れともなをいま
 だ真の古意を得られなんだ故に、うまくかれらが奸
 を看破せられたりと思ゆる事少く、また儒者じやに
 よつてその論が漢くさく、仏意は破りつゝも漢意に
 説おとしたる事ども多くあるから、其説とも八十の
 中ニ二三ならではとれぬでござる、夫レ者それとい
 たして仏法を破りそめたるハ、まつこの人を以てか
 ぶら矢といひつへきもので、この人さやうに始をひ
 らかれてから世の儒者・神道者などの仏道を破りた
 る事ハ始まつたでござる、

右に中絶て続く、

○三部の密経、五部の秘経など真言家にはゆる経に
 は、もと天竺より渡りたる物でなき事おして知るべ
 し、これ四の不審、また仏道の演説に申す如く、阿
 含経・般若経・法華経(華脱カ)・厳経・大集経・楞伽経と順
 ハかやうに後の法師どもか、次々その上ハでに加上
 して経々を作たなれとも、何れとてもその説く所を
 积迦(託カ)に託けぬといふハないが、かの秘密の経説はか

りハ釈迦といわず毘盧舍那か説しやといふか、この毘盧舍那といふは富永仲基か、毘盧舍那之号出于華嚴、本讚仏之言、合以大日者新意也といへるハ甚た尤なる事で、この間も申すごとく、これもろこしの宋と云つたる世に法雲といふ僧か著したる翻譯名義集の通別三身といふ篇によつて考へまするに、毘盧舍那此云偏一切処ト有て、仏徳一切の処に遍く行ハるといふ意ニ讚称ていふ天竺ことばで、それハすべてに仏にいふ事じやによつて、名義集に通別三身の篇ニこの言を出し、已下略ス、

右之続き、中切れて、
○四国のほとりや中国すちを、或はすた〜坊主と形をやつし、また挽臼の目きりなんと、さまをかへ、愚人をまどわし誑かす、空海法師が世にをる時のしわざでござる、此もの林道春のいわれたるごとく、御国の神国にして天の下の諸人ミナ神祇をあがまへ、仏を信する心の薄きを見て、さては吾が道の久しく行ハれかたき事を悟り、神仏合習して神と仏とを混同して人をまとわし、己かよる仏道を普く人に信じ

させんとの心で、深く工ミたる事でござる、已下略ス、

○さて鳥居の事をこの宝基本記ニ、四方中以西方為智門也、故以西方号鳥居者などいへるをハしめ、後の神道学者など色々々に时会していひさはけども、すべて取るにたらず、これハ尾張人吉見氏か事(殊カ)によく弁して置れましたがとの説によつて申さバ、儀式帳ニ於葺御門・不葺御門と二ツノわけが有て、俗に云ふ鳥居者この不葺の御門でござる、延喜式大神宮式に高欄(欄カ)鴨居丸桁マルケツ・土居桁ツチキノケツとあつて、その鴨居の丸桁といふハ高欄の上の桁のことで、これを鴨居といふは上に居るといふの義でござる、また尤この大神宮式に鴨居(行カ)とかいひてあれども、同じく内匠式ニハ御輿鳥居(高欄カ)の脱カともあり、また類聚雜要抄ニ装束をかくる衣架の図ありて、その笠木を鳥居木とあれバ、すべて鳥居といふは、上にある横木を云ふと見ゆるでござる、また下にある横木を古くハ土居と云ふ、今ハ敷居といふでござる、和名抄に、門鶏鳥居也、以其形似雉有此名トいふてよくきこへるでござる、かくの如く

すへく上(てカ)にある笠木を鳥居といふより事起て、不尊の門を鳥居といふ事にハなつたものじやといはれてましたが、これが正義でござる、また天野氏の説にも、神社の鳥居、昔八門(行カ)・第二ノ門(カ)と云て鳥居といわす、伊勢の宮の一二等の鳥居も古書に第一の門・第二の門と有り、但し、宝龜二年の太政官符二、内外の鳥居などあれば、門とのミもいはざりしと見ゆ、西陽雜俎に東門鶏棲(本脱カ)といふ事あり、これ鳥居の意にひとしきにやともいはれましたでござる、外に或ハ異国の華表を以てこれにあて、またハ白張を着たる下部ハ主人の供を勤て漸く門外に侍ふ故に、其白張を鳥比(に脱カ)し、白張着たるもの、居る所故門を鳥居といふなといひ、また宝基本記二、以西方為智門、故以西方号鳥居トといへる類ひはすへて論ずるに足らぬ説ともなるに、まして秘事口伝をいふなどハたはけのかぎりでござる、

○さて空海・伝教らが巧めるごとく、とふく神社くを大かたハ両部習合にして、宮造りのさまより神前のかざり、祭りかたなども仏さまを混するやう

に相なり、神前におく獅子といふものは、元來天竺でハ人の死からだを埋めた所二、その死骸を獸の爲にくわれん事を恐れて、獅子ハ猛きもので諸獸の恐るゝもの故おくものなるを、神社にすゑ、また二王(行カ)などいふをおかしなものを立て、また人にはかのはゆる一代の守本尊などいふものを造て信しさせ、この余かそへも尽されんほときたなき事ともハ多くあるでござる、この守本尊の事につひて中村平吾三近子といふ者の著わしたる児戲笑談といふ滑稽ぶみに、おかしき(行カ)なことを云てある、夫は、人間におしなべて一代の守本尊といふがありて、其身を守護し給ふよし也、是ほどたしかなる守護ハあるへからず、殊に大日・不動・観音・普賢などいへるすくれたる一枚看板の仏菩薩たちが乗うつりて付添給ふに、いかなれハ惡逆不道をなし、家を焼き、人を殺し、盜賊(密カ)蜜夫などいふ大儘(行カ)それたる事を仕出し、多病・早死・貧苦・損難(横カ)の不幸ひのかぎりなくある、これらを守本尊として見給ひながらきよらい(りカ)として居給ひ、今はこふよとみへし場も救はず、空しく見のかしに

したまふこと、何を守り給ふことぞ不審はれがたし、人間にても或ハ喧嘩口論の場に行か、りては双方無難にとりしづめ、武士たるものハ時宜により助太刀をなす、まして守本尊ハしかあるべし、男女の色にせまりて心中とて二ツともなき命をたかひにつきつ(行力)らぬきかれて死するほどの場所に、守本尊ハ何ともして居給ふ事ぞ、大経師おさん・茂兵衛が密夫の時分も、おさんハ勢至菩薩、茂兵衛ハ普賢菩薩か守本尊のよし、一代のつき添なれハたま〜本尊衆か留主なる事もある内に、まおとこせましきものにもあらねと、其後なかき牢舎のうち、さて御仕置の時分、いかなひとも守本尊かけつけて助け給ふへき筈なるに、やはりその通りに見捨給ふも守本尊の役義かた、ぬ事ぞ、かくいへバとてわる口にてもなく、理屈ばかりで詰しるといふにてもなけれど、学問の道ハ究理といひて疑はしき事ハいつくまでも釋タツ究ツむる道なり、僧にとへバ、(悪人脱力)貧者ハ守本尊も退き玉ふといへり、近比水くさき心かな、夫ては仏も襟につき給ふ道理也、善人ハさして悪き事もせぬ故守護に及ば

す、悪人にこそ守りに油断なく不道をさせぬやうに世話やき給ふこそ本意なるへしといへる、辻放下か、人間一代の守本尊者仏菩薩より飯と汁との二ツ也、貴賤ともにこの二ツの守本尊にみかきらるゝこと、この世の暇乞そといひしは名言也といひましたか、大きにおもしろき説てござる、鈴やの翁の歌に、

あた言もよめはよむかひあさ(るカ)ものを

いつれの書をかよまですむへき

と詠れましたか、いかにもさる事故、かやうのふみも暇あるハ随分よみ見るべき事てござる、已下略ス、

○今の世の人、神の御社はさひしく、物さひたるをたふとしとおもふハ、いにしへの神社の盛なりし世のさまをハしらすして、た、今の世に大かたふるく尊き神社ともハいみしく衰へてあれたるをみなれて、(ふるく尊きカ)ふかく神社ハもとよりかくある物と心得たるからのひかごとなり、

○仏法の世に弘まれる沿革をつら〜考へまするに、かの継体天皇の御代ニ渡ひ来れるはしめにハ、誰をも信するもの、なく、欽明天皇の御代ニ表立てわた

り来ても、やうく馬子がたぐひ一人二人ならて信(は脱カ)するものなく、それハ上にハ聖徳太子の權威を以ておしかすめ、篤く敬三宝、三宝者四生の終帰、万国の極宗也など、きひしく信しさせんとあそバシ、或ハ片岡の飢人のたくひのまはしものをなされなともして、いろく(導カ)に民を御遵きなされたなれとも、其後九十五年あつて孝徳天皇の御代に百八十の臣等に、いかにしては民をよるこはする御政トならんと御問ひあそハしたる時、ミな申には、先以祭鎮神祇、然後応政事ト申たる程のこと、さてこの後また九十五年後、聖武天皇の御代ニ奈良の大師(仏カ)を御建立あそハさんとする時ニ、神も人もうくましき事を思召て、大御神伺ひまし(に脱カ)く、また行基らも仏のミにてハ人の信すましき事をはかつて、かの奸計を工ミて、後に伝教・弘法らの妖法師とも、己か道のミひとりハ立かたき事を考へて、行基か奸計ニならひ、世々の法師どもか千慮万謀・悪智慧のかぎりを振つて、終ニ今の如くにハおつたもの(なカ)でござる、但し、今之世ハ仏法さかんノやうなれとも、中ツ世の盛なるに

くらべてはいたくおとろへ、これハ先師いひおかれまする通り、仏法の亡びくちハや、立ておる、これハけたし直日神の御霊のはやしるしある所てござる、但し、これもから人孔子が十世知ぬべしと申たる如く、どういふ所のほころびより終ニほろふるといふ事まで、古学の眼を以てハよく見へわかるすちでござる、かゝる世に生れ合せたるこそ幸ひとも幸ひのこと故、古学を委く其正実の動くましき説をもて、よこさの道々をわきまへ糺しいひ破らんに、つひにハなとかこの正道のひろまらんでおりませうぞ、それハ外国より渡り来し仏法の(そカ)をふ説、よこさまごとてすら年を経る間にハ、かく生れつきの正道をさへにおしかくしてひろまるやうになつたるを、まして正道のひろまるハ元にかへるのじやによつて、これハなほすみやかなことてござる、アラくこゝろよきかな、時すてに至つたよつて(に脱カ)篤胤が導くにしたかはる、人々ハ昼夜チウをすてすはげミつとめて、まつ本を堅めらる、やうに致されてこの機会をうしなわす、末世に至つても文化の頃の何の何某と、普くの世人

にしらるゝはかり功を立らるゝやうに致候(ママ)いものでござる、但し、その名を遺し功を立るなとハしはらくおいても鈴(本居宣長)ノ屋翁が

〔仏等ハ玉のうてなにつかへて

神は雨もるおやのしきやに

また

〔ほふしらハ雲に飛ふ世をふせいほに

か、ミてふるか神のミヤ人

とよみたることく、いかに口おしくいきとほろしきことてハありません、

○前略ス、

吉田家を神祇道の統領長上とこゝろ得ておるといふは、きて(さカ)くくらしい事でござる、とハいふもの、俗の人にさやうおもひとらすやうにいたしたるは、吉田殿の先祖より代々奸曲なる巧を致して、とふく世の人にさうおもはしたのでござる、こゝらの細なる事ともハ尾張の東照宮の神主吉見左京大夫源幸和(弁ト抄カ)かいふ人が具二弁して、元文四年に増益弁と抄といふ書四卷著したてござる、其自序の趣を見れば、正

親町従一位公通卿と申すがその頃神学有職の事に名高かつたる故、吉見氏がこの正親町殿を師として学問したるか、その初てこの卿に相見のとき仰らるゝには、神道ハ天下の大道にして外国の道々の及ふ所ではなく、その審なる所をしらんとならハ、律令格式・国史官牒を熟覽して其偽妄をさるを以て急務とせよ、それは吉田卜部の人、己か系譜の賤しきをかくし、天ノ兎屋の命の末裔也と称し、神道管領職を賜はるなど偽る、天皇(をカ)の蔑如にし衆を欺くこと挙テ数ふへからず、田舎ノ輩は堂上の事に闇か故に偽もしらす、吉田卜部ハ実に神道の家也とおもひ、彼が為に欺かるゝハこれ古書に闇き故であるか、吉田の偽ひ一つ二つにあらされバ一朝一夕に語り尽しかたけれど、古き実録を以て糺すときハ正偽おのつから明なることじやとされたといふ事でござる、吉見氏かその仰せを承て、度会神主延経か著ハしたる弁と抄といふを本として作つたるといふ趣で、それハく物の見ことによふ弁じ明したるでござる、今その概略をつまみ、なをそのいひ洩したることハ篤胤

か説をも加へて申きは、まつ第一に吉田家の先祖平
 磨と申者右申たる如く、伊豆国より出たる卜部の一
 人でその出所詳ならず、またその祖も御国人が外国
 人の種々といふ事もしれぬほどのいやしき人であつ
 たなれども、亀卜の事をよくいたしたるによつて立
 身いたし、従五位下丹波介までは経上た物でござる、
 然ルに吉田家の系図といふものを見るに、藤原家の
 系図をぬすミ、天児屋命より系を引て大織官鎌足公
 より五代目の智治磨といふ人の子なるよし記し、齋(齊カ)
 衡三年亀卜の兆に達するに依て大中臣を卜部姓を賜(改め脱カ)
 ひ、神礼伯(祇カ)の職になつたるなど記しありますか、大
 なる偽でござる、それハまつ中臣本系帳とて中臣家
 ニ伝わる正しき系図によつてこれを見るに、智磨(智脱カ)
 子か五人あれども平磨といふ名者なく、また平磨二
 卜部(俗神道大意より補)の姓を賜はツたとあるも、真赤な偽りで。△卜
 部姓者賜ハるまでもなく、伊豆国の卜部のその一人
 たからもちまへの卜部でござる、また神祇伯に補せ
 られたといふが、中にも大きな偽りの神祇を欺き
 上を誣ひたる妄説でござる、それハこの偽りの帳本(張カ)

にせんとして、かしこくも朝廷の御正史たる三代実
 録(二カ)に、貞観三年十一月十六日壬辰正四位下行神祇伯
 橘朝臣永名とあるを、卜部宿祢平磨ととわが先祖の
 名にかきかへ、なほ外二も平磨といふ名を他人にか
 きかへ、他人の名を平磨とかきかへなとして板に彫
 らしめたなれとも、なをいまだ世に古写本もあるか
 ら梗合(校カ)して見ると、真(直カ)にその化の皮がはげ、またも
 おかしき事ハ、外ハ右の如くかきかへもいたしたな
 れとも、陽成天皇の御卷元慶五年十二月五日、平磨
 か卒したる所にその伝の惣括(括カ)か記してあるが、その
 文をかきかへ入筆する事をからりとわすれて、古本
 のま、従五位下丹波介卜部宿祢平磨卒、平磨伊豆
 国人也云々とそのま、あるから、こゝて百日の説法
 屁一ツとその化かあらハれてあるでござる、これ全
 ク神の御憎しミてかなありませふ、すべて国史の例
 ハその父祖の名を記すが法なるに、た、平磨ハ伊豆
 国人也とばかり記して、その父祖の名を記さぬ所を
 以てその出所の詳ならず、いやしき人なる事を知る
 かよいでござる、なほ吉田系図の中に神祇伯二任し

たると記し^(行カ)せるハ平磨ばかりでなく、五代目兼忠・

六代目^(俗神道大意より補)兼親。七代目^(にカ)兼政などをも神祇伯と任し

たると記しあれともミな偽りなる事、これに准へて

しるべし、また六代目兼親・七代目兼政・八代目兼

俊・十代目兼貞・十一代目兼茂・十二代目兼直、こ

の六人が下に侍従と記したるもすて偽でござる、

十七代兼熙より始て侍従に任する事ハ古記に見えた

れとも、その先代はミな亀卜の長上たる事ハ古書に

あれとも、侍従拜任の事は曾てなき事でござる、右

の外吉田系図の下に記せること共、ミな正史実録に

そ^(むカ)けておる、その弁ハ吉見氏の委くわきまへてあ

るから、弁卜抄を見るかよろしいでござる、次に吉

田家におひて神祇管領長上しやの、或は神祇統領じ

やの、或は勾当しやのと称する事、甚以て相すまぬ

事てござる、夫ハ右に申如く、吉田家は亀卜の長上

なる所を神祇の長上と申かすめて世の人を欺くのた

か、世人官職の事を不案内じやによつて其偽を弁ふ

る事あたわぬから、彼か為めに欺かれて実に神道の

惣司の如く心得て尊信する故、夫に乗して偽りの論

旨を多く造り、また武將の命令と称し諸国の神官を

欺き、己か配下に属んとする奸術でござる、ことに

彼は利欲の為にするのだから、僧とも奸術^(の所為脱カ)とおなし

ことで、まっはいふに足らぬ事でござる、よつて道

に志す人は、彼に欺かれぬやうに其弁へをハつけて

おくべき事でござる、以下略す、

○前文略す、

山崎嘉右衛門と云が有て、これハもと土佐国の山崎

何某といふ針医の子で、幼き時より京都妙心寺の禪

僧舜蔵司となつて居たが、或とき僧大勢本尊ノ前て

経を誦して居たる砌、にハかにぐつくと吹出した

から和尚か驚いて、汝ハ何を笑ふちやと云たれハ、

釈迦が広大なる妄説どもを云おけるか、おかしさに

覚へす笑ひ出したりといふ、此後漸々に仏法をいや

になつたる時ニ、土佐の国守山内家の家老に野中主

計と云か有て、これハ頗る儒者で、そちハさばかり

の器量を持って居りなから、僧となつて朽果べきこと

てはないといひ進めて還俗させたりでござる、此よ

り舜蔵司ハ髪をはやして山崎嘉右衛門と称し、実名

を敬義と名のり、号を闇斎と付け、二程子・朱子の学を学び明らめ、大きに其世に鳴り、則其学を以て(保粹正之)会津左中將正之朝臣に仕へたる所が、彼惟足が吉田流の神道をさかりに唱ふる時分ちやに依て、その弟子服部春安と云者、山崎か唱ふる朱子学に立る所の大極の説をいひ破り、とかく国常立尊でなくてはすわらぬと云て、山崎と大(いカ)ひさかひをしたが、とうく山崎はいひ伏せられて惟足か弟子と成たてござる、さて外宮の延佳か門人ともなり、此後にまた吉田家へ入門候て、其流義を委くまなび、自分靈詞を(詞カ)京都上御霊の内に建て、垂加靈社といふ額を懸、是よりして神道の方のよび名を垂加翁と名乗たてござる、この人の朱子学の弟子が多くあつたる中に、佐藤直方・浅見安正などいふ人を始め、山崎か神道(非カ)二入て以来ハ、其神道の説の牽強付会多き事を非として、破門した者も多かつたと云ことござる、実にこれハ尤なる事ござる、吉田家の神道といふ趣の段々申す如くけしからぬ事なるに、況や垂加が此ニ朱子学の旨、性理・大極・陰陽五行の説をまじへて

垂加流といふ一流をひらき、其牽強付会なる事、何ともかとも云へきやうも無き六かしきこと、成れり、此者鈴屋翁か人の問に答へて、垂加流の神道といふハ仏をハ嫌ひて習合せぬさまに致したなれとも、其替りには皆儒意を習合して造り立らるる故に、実は此も両部にて、譬へは両部神道は陽症の傷寒の如く熱に悩まざる、事あらはに見ゆるを、垂加流の如き唯一と称する流は陰症の傷寒の如く、表ハ唯一にて熱(符カ)氣の見えてさるる故に、人ミな其病を知らず実に唯一とおもえとも、裏は悉く儒意・漢意の大熱に犯されて難治の病也、其外垂加流の外にも此かれ少々ツ、かハリある流々あれと、皆陰症の同病を免れずと云れましたが、実に陰症の病てかの頭に仏意をましへたるより余程弁へがたく、この輩仏意を混ふる事をハ誇りつゝも、其本といたす朱子学か元來仏意を以て建立したる学風なるに其を習合したる物ゆへに、実にはこの垂加に至つて弥々増々漢意の雲霧ふかく立ミちて、闇の夜の如く古の道は見えかたくなつたござる、とハ云もの、陽証なくハ葛根湯(らカ)か麻黄(陽証で服カ)

湯でさらりとやつて直すか、俗に謂ゆる陰症といふハ、実にハ陽明ノ症の事ぢやが、それなら其やうに此方には其陰証を見立る目的があるから、白虎湯で熱をさますか、さてハ大承氣湯といふ攻撃の大黃芒硝剤を与へて、熱の為に焼つてをる燥屎と云て、たたくその漢意をべりくくと遂下してやる、(又カ)文実の陰症虚寒の病と見れば、付子濟(劑カ)てからたをしびらせ、あたくめて本復させる、どの道ニも其漢意を直さにおかぬ、これが此方の流義でござる、

これも序ぢやに依て申まするか、垂加といふ名もけからはしい名でござる、其故ハ、一体垂加と付たのは、彼五部ノ書に、神垂ハ以祈禱為先、冥加ハ以正道(直カ)為本とある文を、神の垂ハ祈禱を以て先とし、冥加ハ正直を以て本と為とよんで、その神垂(の垂字脱カ)と冥加の加ノ字を取て垂加と付たる事よし、其門人は重垣翁(八カ、伴部安宗)とか云者のかいた神道口伝といふ物にあるか、さすれハやつはり垂加といふ名も仏語を一字つ、取合せて付た名でござる、彼流てハ仏法をハ目のかたぎかに罵るが、自分の名さへ仏語

で付るとハコリヤどした事じや、此意て名を付たに相違ない事ハ則垂加の文集に、神垂・祈禱・冥加・正直、我願守之ハ、終身勿忒テと、この宝基本紀文を其ま、いつて身を終るまでこれを守ると云てある、若これを仏語としらんで付たならハ文盲いはむ方なく、知てすれば屹としたる両部ぢやが扱きたない心でござる、

○前文略ス、山崎垂加号闇齋といつた者の作つたる神道がはやるでござる、其内吉田家の神道ハ、天兒屋命より嫡々相承したる神道の本源ぢやなと云る、けれど、仏意が多く交てをるに依て、其誠ならぬことが直にされる、又出口延佳か作たる神道ハ、周易を付会して何もかも神代の事ハミな易の道理で説た物でござる、山崎垂加の流ハ右の説ともをも用るか上に、宋儒の理学を付会した物で、何れも陰陽五行を本として説く中にも、垂加の流は殊に甚しいてござる、此等を今論しよふとするに、どの流はかうて何流はどふでと云やうに弁じてハ大ぶ事が入組ニ、神道者流の説と申て其非言を弁じますか、其つもり

ておきゝが宜ひでしとぞるゝ

可竹日記拔書

(表紙)



可竹日記拔書

可竹日記 二

享保二年丁酉六月廿八日

(吉貫御室)

一 於須磨様鼓川御屋敷へ被遊 御入候間、可罷出旨貴

島瑞碩老より申來、則參上仕相詰申候、名越右膳殿

(恒渡)

御内儀被為參候、

一同七月十七日 智恵光院地藏菩提(雄力)へ御厨子御寄進被

遊候間、為持可参旨 於須磨様ヨリ被 仰付候二付、

智恵光院へ参一乘院へ申達、則地藏菩提右御厨子二

安置二而候、奥大番衆御使二而御籠飯一乘院へ拝領

御坐候、右首尾申上二鼓川へ参上仕候得者、伊集院

權右衛門殿江戸へ罷上り被申候二付、御夜食進上二

(盛央)

而候故相詰申候相良清兵衛殿参上、貴島瑞碩老を以

(長夫)

被 仰出候、可竹事頃日年罷寄候間、勤申候義強キ

行共ハ相扣可然と被 思召上候、御祈禱者段々被

仰付置候寺も多候得共、可竹事ハ 太守様(吉貫)へも御心

安被 召出申事二候得者、御祈禱も真節二可相勤と

被 思召上候間、息才(災力)二罷在、長々御祈禱可相勤旨

奉承知難有奉存、則御礼申上候、

一同七月廿七日 於須磨様智恵光院地藏尊江御参詣二

付御供仕候、書院へ被遊 御立寄候、一乘院御目見

少之間被成御坐候而鼓川へ御帰、永寿院殿へ 御入、

拙僧も御座へ被 召出候、是枝存中坊大切二相煩申

由申來候故、其段申上御暇申上候所二御絵重・御菓

子一重・泡盛一徳利、養生物ニ持參可仕由 御意ニ
而拝領仕候故、則加治水江罷越候、

一十一月三日 礮稻荷御祭ニ參上仕候、覚阿法印御參

付仕候、拙僧事ハ御火焼之間ニ 於須磨様御出被遊

候ニ付相詰申候、(島津久徳)周防様・島津備前殿・名越右膳

殿・可遊万あミ參上、拙僧事癩痛申候ニ付、可遊老

へ頼申候而湯治御暇申上候事、

享保三年戊戌

一三月十日 福昌寺へ 御入ニ付、御先へ右膳殿・可

遊万あミ・拙僧參待上申候、先御開山へ御參詣故御

供仕候、溪月之間より小方丈之様ニ御通被遊參学之

間へ 御入、御座上ニ唐絵觀音之像かゝる高机ニ香

炉立松、三代守邦和尚之御袈裟 御拜見、四代ニ御

付属之御直筆御書付有、大鼻和尚説被申候而 御聽

聞、御袈裟へ御礼被遊候、左候而溪月之間之内之座

ニ而御膳被 召上候、拙僧・清山御相伴被 仰付候、

左候而法文御聽聞僧二十人計大鼻和尚先フシン 惠
燈院師山和尚 月香院 花舜軒替ルく不審、終ニ
師山和尚卜大鼻和尚法文ニ而終ル、

一四月五日 (島津久幸)兵庫様田之浦御屋敷へ 太守様御光儀ニ

付、右膳殿・清山・拙僧相詰申候、九ツ半礮より御

船ニ而 御入、雨降ル、夜入 御屋形へ御帰館、

一八月十八日 名越右膳殿へ御見舞申候、此内是心へ

彦九郎より飯米遣候様ニと先年被 仰付置候、彦九

郎江戸江御供仕候節ハ、是心養料として彦九郎へ御

銀拝領仕為申事共ニ御坐候、然処ニ(平田貞房)平六事喜界島へ

為御心付渡海被仰付候間、右彦九郎より加勢仕候義

御断ニ奉存候、此内御蔭を以渡世仕、難有義ニ奉存

候、右之御礼ニ者何そ一種進上仕度儀ニ存申旨頼存

申候、依之昨日被達 貴聞候所ニ、拙僧申上候通ニ

可仕候、御礼之義者九月始御日待礮ニ而被遊候間、

其御野菜之類指上可然旨 御意之旨奉承知候、且又

拙僧義先年禁酒之義申上候所ニ、一向禁酒仕候而ハ

身のつかれにも可罷成候間、於 御前被下候御者為養生被下へきと被 思召上候条其通仕、其外之義ハ心次第可仕旨 御意ニ而御坐候得共、禁酒仕度存念ニ御坐候間、 御前ニ而被下候義ヲも御断ニ奉存候通頼存置候、今朝此事も達 貴聞被下候所ニ 御意ニ而候者、為養生之御前ニ而者可被下と被 仰候得共、其身より願申上ル事ニ候間、心次第ニ可仕候、左候ハ、奥ニも其旨右僧より可申上旨被 仰候由承知仕候、

一十月十一日 礪より 御發駕ニ付早朝より罷出候、五ツ時御立之筈故御門外へ罷出居候所ニ、奥へ可罷出旨清山ニ而承知仕候故參上仕候、 御前へ周防様・島津備前殿御詰被成候、何角 御咄共御坐候而御機嫌好四ツ打候而 御立被遊候、蒲生御宿ニ而紫尾筋此節ハ 御通ニ而候、

一閏十月廿八日 松井殿迄かふ拝領仕候御礼罷出候得者、御前へ被召出 御食被下候 御意御坐候者、地

藏菩薩之真言を此内より一日ニ四千十八遍ツ、毎日御念誦被遊候、来夏者百万遍御成就被遊筈ニ候、御供養ニ山之口地藏尊江永々相殘儀ヲ被遊度被 思召上候、如何様成事ニ可被成哉之由候故、御外帳・御打敷等者段々御寄進被遊置、堂内ニ御納被成候物者火災ニも焼失御坐候間、石之塔婆ニ御成就之旨趣ニ彫付御寄進被遊候者、永々可有御坐と申上候得者、其通可被遊間紙形仕文字等書付、可懸 御旨被仰付候、前々より御信心ニ被成御坐候而諸仏社へ御寄進物被遊候ニ付、拙僧御使ニ而も度々相納申候、此節者無相之御善根故、尽未來際朽不申筈と存、難有奉存候故、其ことわりともあら〜申上、延命地藏経内とも御側衆も皆々念誦被申候ニ付、承被申候而可然と存、御咄申上候、

一十一月十六日 御供養石形持參仕候得者、 御前へ被 召出備 御覽候、 御好も御坐候故、調直懸 御目可申旨申上候、於 御前御食被下御暇仕候、

一十一月廿一日 御供養石大坂調ニ申上せ候ニ付、調文等相調、文字石之裏表ニ彫申筈故、何角ニ隙取申事故廿二日之御使ニ可申遣旨 御意ニ而御坐候得共、其間ニ合不申由申上候得者、廿五日ニ御使被召延之旨 御意ニ而候通松井殿より承候、

一十一月廿四日 納殿へ罷出、御供養石形松井殿ニ而備 御覽之所ニ 御意入、此通可申遣旨被仰出候、明日御使ニ被 召立候加治木源右衛門へ納殿通、番所ニ而汾陽茂右衛門殿と相合、右御供養石之義大坂御留主居衆へ申遣趣、又大坂いたち堀御屋敷へ被召置候吹田屋与一右衛門へ申達ル趣書付を以段々申合候、此節之御使者歳暮之御使故、谷山林斎も源右衛門一所へ參被申候故、源右衛門へ申合候、以後被罷出候故委細申合候事、

享保四年己亥

一十二月初 名越右膳殿より御用之由ニ付罷出候得者、

先年 御前ニ而御酒被下義御断申上候ニ付、其通可仕旨 御意ニ而御坐候所ニ、此節御下向被遊候而御覽被成候者、別而草臥為申体ニ御坐候間、為養生御前へ罷出候節ハ少ツ、御酒被下可然被 思召上候、脇々ニ而被下候義者弥拙僧存之通無用ニ可仕候旨、御意之趣奉承知候、拙僧春以來別而草臥罷在候故、右通被 仰聞候、難有義ニ候間、御請可申上旨段々承知仕候故、 御前ニ而被下候義者御請申上候、罷帰候、

享保五年庚子

一同廿七日 大いも・琉球いも・山いも一折筵 於須磨様拝領、松井殿より手紙相付、翌廿八日御礼ニ罷出候、納殿ニ而御茶つけ被下御暇仕候、

享保九年甲辰

一七月九日より於田之浦不働法(勳力)修行被仕候、同十一日

結願故御札守田之浦小僧湛水房二而被指上候故、拙
僧同道いたし罷出、御近習役小笠原彦八郎殿へ相渡
申候得者、山沢十太夫(盛春)殿請取 御前へ被指上候、拙
僧則被 召出 御目見仕、御近習御番所へ參罷在候、
御機嫌何様ニ被成御坐候哉と十太夫より御尋被申上
候得者、御氣分御平生之通ニ御成、夜も御心能御し
つまり被遊候旨 御意之通承知仕候、今日者 於須
磨様へ御生身靈御祝ニ付、御本丸へ被 仰入候、能
時分參上仕候間、奥へ相詰可申旨被 仰付相詰申候、
御家老島津内膳殿(入兵)・名越右膳殿、御側御用人い十院
権右衛門・相良仁右衛門(聴香)、御近習役米良藤右衛門・
山沢十太夫・左近允可休相詰被申候、御膳相濟、本
二之丸御茶屋へ 御入、日入時分御本丸奥御書院へ
御入、玄蕃様(島津貴徳)・於巖様御相伴、(吉貴女) 於須磨様江御いわ
ゐ之儀ニ御坐候間、御酒御一ツ被 召上度と私御取
持申上候而、御盃ニ御うけ被遊候時五ツの鐘聞へ申
候ニ付、今日者御いわる被遊候所ニ、御時酒目出度
奉存候由申上候得ハ、誠ニ左様ニ而御坐候と御機嫌
能候、(繼忠) 太守様御中被遊(二脱力)可被進とて御酒常二者不被

召上候得共、御盃一ツ御うけ被遊候、其御中玄蕃様
御頂キ、其御中於巖様いづれ様御下戸ニ而被成御坐
候得共、御一ツツ、被 召上候、 於須磨様へ御盃
まハリ被 召上、此目出度御納にて御立可被遊候と
て御下屋敷へ 御機嫌能 御帰館、左近允可休・私
御前近ク相詰申候、私も御暇仕候所ニ納殿役人座に
て島津内膳殿名代右膳殿例座ニ而、白地細上布二端
山沢十太夫御取次ニ而、此中御祈禱二世話仕候由ニ
而、從 太守様拝領仕候、則十太夫殿迄御札申上候、
拙僧ニも自分中心入ニ而地藏菩薩之法二夜三日修行仕
申候、
一七月盆十四日・十五日之内、日を失念申候、從 於
須磨様 御意之由ニ而、松井殿文ニ而被 仰遣候、
只今御膳被 召上候処ニ、御煮物白味噌ニ而味能候
故可竹事被 思召出候間、則為申可申旨(持力) 御意候間、
遣申之由ニ而、御鍋ニ入ながら拝領仕候、御食も一
重被下候、誠以難有御志と感涙をこほしいた、き申
候、松井殿へ御札頼存返事仕候、

一八月 御下屋敷へ御機嫌伺罷出候所ニ、從 於須磨

様御手渡ニ御銀式枚拝領仕候、 太守様御厄年ニ付

出家七人ニ袈裟御調被下候、私をも其内ニ被 召加

御銀被下候間、何ニ而も相調可申旨 御意御坐候、

一十一月廿二日 木村村右衛門殿參、繪絹立物二幅・(探元)

横物二幅頼候而、書調候立物ハ西行法師之、をしな

へて花のさかりになりにけり山端ことにかゝる白雲、

又一幅ハ、雲ハミなはらひはてたる秋風を松にのこ

して月を見るかな、横物ハ西行法師、つの国の難波

のはるは夢なれやあしのかれ葉に風わたる也、又一

幅は (島津忠良) 日新公の初時雨の題にて、いかなれはもらぬ

板やの初時雨心のそこにあつとをるらむ、此三首の

景氣を書申候、去歲以來たのミ置候得とも、勤の隙

なく調兼候故、此内 於須磨様申上、一日村右衛門

へ頼、右之繪書調申度候、右繪之内讀をも仕度存京

都ニ約束も仕置候得者、指上せ度旨達 貴聞候得者

村右衛門へも書調遣可申旨此御意被遊、今日者村右

衛門隙も御坐候故參頼可申由ニ而、村右衛門へ從

於須磨様御酒・御肴など拝領被 仰付候二付、御蔭
を以望相達申候、

一同廿三日 御下屋敷へ右之繪持參仕、松井殿頼存備

御覽候、昨日村右衛門へも拝領物とも被 仰付、

御意を以早々望相達、難有奉存候旨 御礼申上候、

則右繪則松井殿被懸 御目候、右之歌書付可懸 御

目由承知仕候故、納殿ニ而書付松井殿へ相渡御暇仕

候、

一十二月廿四日 於須磨様へ歳暮之御祝儀、山いも一

折・手しやうゆ進上候、兼而歳暮ニ罷出候ハ、今

日参上可仕旨おちんニ 御意御坐候由、おちん申越

候故參上仕候、 御前へ被 召出、琉つむき・黄か

らちやむく・わた入拝領仕候、且又御銀三枚、是ハ

太守様御祈禱仕申候ニ付、少ニ而御坐候得とも、從

太守様被下候、 於須磨様より御内々ニ而可被下旨

被 仰進候由ニ而、御手つから拝領仕候、伊集院權

右衛門迄御礼ニ可參旨 御意ニ而、難有頂載仕御暇

申候、

一同廿五日 い十院権右衛門殿へ見舞申候而、昨日御銀拝領之御礼頼存罷帰候、

一同廿六日 名越右膳殿へ右之拝領物仕候義、於須磨様よりい十院権右衛門を以 太守様へ被 仰進拝領仕候半と奉存候、私義ニ而者、此跡より段々 御心を被添難有事のミニ御坐候間、御序を以宜 御礼被 仰上可被下旨頼存候へハ、御祈禱旁信切ニ相勤候故ニ而候、御礼之事ハ御申上可被下旨被 仰候、

一十二月廿四日 山沢十太夫殿より可罷出旨承候故、

御近習番所へ罷出候得者、此程(親脱カ)私民部左衛門より

綱貴公へ射術聞書指上申候所ニ、御逝去以後御記(平田宗門)

録所へ御座候旨承及申候、何卒拝領仕度義ニ御坐候旨内々願申候ニ付、太守様達貴聞拝領被 仰付之

由ニ而、射術聞書壹冊、射議聞書壹冊頂戴仕候、平六罷帰候者、則相渡可申候、私より先御礼申上候旨

頼存候、外所ニ 町田八左衛門殿(後昌)ニ而 御前へ可罷出旨承御目見仕申候、於 御前御酒被下御頭巾拝領仕候、

表あいみるちやちりめん
裏もミ

(享保十年カ)
一七月廿六日 美代五郎兵衛殿より御下屋敷へ可罷出

旨、昨日手紙參候故參上仕候者、則奥へ被 召出候、

名越右膳殿(マ マ)之屋敷觀音堂之脇ニ愛染明王 於

須磨様御安置被遊置候、愛染明王之呪一百万遍 御

念誦御成就被遊候間、御養生石御建立被遊度候間、

場所見合塔婆之かつかうも宜様可申付旨被 仰候、

御膳下御料理被下御暇仕候所ニ、松井殿より相ひか

へ可申旨承候故御次ニ罷居申候得者、御銀式枚拝領

仕候、御内証より被下候間、表ニ而沙汰仕間敷旨承

候故、則松井殿へ御礼義頼存候、

一同廿七日 名越右膳殿野屋敷へ塔婆御建立之場所見合ニ參候、原田五納右衛門殿右塔婆出来ニ付、檢者

被 仰付候、奥大御番被相勤候石切頭肱岡武左衛門を召列被參候二而場所見合、塔場(塔カ)之尺寸相極申候、良護院二而御重之内つくね食、御酒拝領仕候、五納右衛門殿二而御礼申上候、

一同晦日 下屋敷へ罷出、塔婆銘書之義黙瑞和尚江被仰、可然旨美代五郎兵衛二而窺申上候得者、其通可被 仰付候、塔婆開眼御供養も黙瑞和尚へ被 仰付候間、拙僧も參候而可相勤旨被 仰出候旨五郎兵衛殿より承知仕候、納殿二而御食・御酒被下御暇仕候、

一 八月二日 右膳殿下屋敷へ原田五納右衛門殿并石切主取肱岡武左衛門と參候而、塔婆之場所見合申候、御下屋敷より弁当・御酒被下候、

一同八日 右膳殿下屋敷へ黙瑞和尚同道申候而、塔婆銘書相認被申候、原田五納右衛門殿・肱岡武左衛門并石細工仕候次郎右衛門參候、御下屋敷より弁当・御酒被下候、

一同十五日 礪へ參上仕、名越(恒泰)左源太殿を山芋・茄子進上仕候、平六事先年御目付役被 仰付候時分、御銀三貫目拝借被 仰付候、御役首尾能相勤申候二付、此節右御銀拝領被 仰付之旨、昨日平六礪へ被 召出被 仰渡、難有仕合奉存候、御礼二罷出申候旨頼存候、鎌田休(政興)之進殿二而いりこ餅・御菓子拝領仕候、弥勒院より承候者、惠燈院へ御仏詣之時分、惠燈院より拙僧へしらせ可有御坐候間、其時分惠燈院江可罷出旨 御意之由承知仕候、只今之惠燈院住持実仙和尚初而御目見之筈二候、拙僧心安御坐候付、兼而弥勒院を以相窺置申候而、右通被 仰出候、

一 八月十七日 於須磨様御供養之塔婆開眼、黙瑞和尚右膳殿下屋敷被參候二付、拙僧も參申候、美代五郎兵衛殿御代參、楞嚴呪・大悲呪誦誦仕候、一汁三菜御料理良護院二而被下、黙瑞和尚へ御目録拝領、拙僧二も此内より苦勞仕候由二而、金子百疋御目録拝領仕申候、

一 八月廿三日 御下屋敷へ罷出、此内塔婆御供養二付
金子拝領仕候御礼おたせ殿ニ而申上候、栗一折進上
仕候所ニ御食被下 御目見仕、夜入五ツ前御暇仕候、
玄蕃様夜入時分御參被遊候、

一 十二月十二日 今日右膳殿忌日ニ而御茶立被遊候間、
可罷出旨昨日美代五郎兵衛殿より手紙參候故、早朝
罷出申候、御看經所ニ而靈膳御手向御經読誦仕候、
御次ニ而御料理被下 御前へ罷出候得者、御銀式
枚・衣裳相調可申由ニ而拝領仕申候、短香十把御經
読誦之節仏前へ上ケ可申旨 御意ニ而被下候、昨日
雪降今日迄消不申候而、別而寒シ申候、

一 同廿七日 歳暮之御祝儀、 太守様御着城之御祝儀
ニ儀へ罷出候、山いも一籠名越左源太殿ニ而進上仕
候、於源殿へふたなり一袋進上申候、

享保十一年丙午

一 正月九日 御祈禱御守札并求肥飴一箱儀へ罷出、名
越左源太殿ニ而指上申候所ニ、則 御目見被 仰付
候、定而與へ參可申候間、彼御方ニ而御酒可被下旨
御意ニ而候、左候而納殿へ參上仕、
(吉貫女)於弘様・於源
殿へ御守札并昆布一折進上仕候、納殿ニ而御雜煮・
御酒被下、武尾殿ニ而頭巾一ツ於源殿より被下候、

一 同廿五日 此節 於須磨様伊勢大神宮江御參詣二付、
御中途為御祈禱之不動法一七日修行仕、御守札并求
肥飴一箱三匁御目録進上仕候、則 御前へ被 召出、
夜入四ツ前迄相詰申候、山口五太夫殿袋・佐多平左
衛門殿内儀參上ニ而候、

一 同廿四日之夜四ツ前 於弘様御機嫌悪敷御坐候二付、
御用御座候間早々儀へ參上可仕旨、鎌田平右衛門殿
休之進殿改名
御取次之旨富満伊太夫殿より手紙參候二付、則參上
仕候得ハ、平右衛門殿より承候者、於弘様御病二付
此内より段々御祈禱被 仰付候所ニ、御煩之様子靈
氣御坐候様子ニ而候間、見上申候而御祈禱可申候、

出家之御祈禱ハ此内より被仰付、勝軍院隱居被相勸申候、兵道野村兵部左衛門鳴弦御祈禱相勸被申候、私事俗之内鳴弦之法功も御坐候間、御加持仕可指上旨承知仕候、御奥へ罷出申候得者御様子おもく御見得被遊候、別ニ加持之義存不申候故、兵道者之鳴弦弓褓目御坐候ニ付、弓呪一通申上候得とも、御幼稚故存之ま、弓褓目あて上ケ候事不罷成候故、畳を立申候而鳴弦ニ立仕候、次第ニ御機嫌御能候ニ付、九ツ過御暇仕、富満彦九郎所へ一宿仕申候、

一二月廿五日早天 於弘様御大切之由にて早々可罷出候、急成御事ニ候由(駕力)ニ加籠参候故、御奥御玄喚迄加籠かき入申候、急キ参見上申候得者、御つり出可申御様子ニ候、弓呪一通申上候而又畳を立、大明見次第を以ニ立仕候、次第ニ御能候而御平生之様ニ罷成候、依之御靈病たしかに相見得申候ニ付、鎌田平右衛門殿を以 御意之儀共御坐候、私事出家仕、兵具取あつかい申義終ニ不仕候得共、 御意之義ニ候間、私実方之庵ニ而鳴弦御祈禱可申上旨申上候得者、

其通可仕旨 御意故弓矢等御坐候ハ、七張弓御祈禱不仕候而者御相応有御坐間敷と存候得共、急ニ諸事相調不申急成義故、常之鳴弦道場をかまへ、今晚より御祈禱相勸申候、今日者惣まくり日取悪敷候得とも、御急病故日取にかもひ不申候事、

一二月廿六日 於弘様御機嫌能御平生ニ御成被遊候旨、伊太夫殿より申來候、兵道方御祈禱寄々ニ而、様々靈氣を究被申候得者、女之生靈と狐之由申候故、乍其上慥ニ究り又々可申越旨承候、右ニ少も心あて不申、鳴弦一辺ニ仕候事、

一同廿七日 伊地知左右衛門殿より於弘様弥御機嫌能候、靈氣者女之生靈類之狐ニ相極申候、此段私江可申遣旨鎌田平右衛門殿被仰之由申來候、

一二月廿八日 今朝御祈禱成就仕候、御祈禱内彦九郎(吉良) 総州様より被遣置候故、御祈禱内御機嫌伺彦九郎毎日指上申候、私癩病指起罷在申候を押而相勸申

候故、礪へ參上難叶御坐候二付、御守并御符彦九郎を以指上申候、

一 三月四日 礪へ參上仕、山口五太夫殿頼存、於弘様弥御機嫌能目出度奉存候、此内之御礼申上候、且又山いも一折進上仕候、則被 召出御目見仕候、御祈禱精を出相勤御快氣二而候、苦勞仕候旨段々難有

御意二而御坐候、御奥へ未御難御かさり御坐候間拜見可仕候、御酒とも可被下旨御意二而、伊集院藤内殿御取次二而奥へ罷出於弘様見上申候、別而御機嫌能御見え被遊候、相良源^(長以)太夫殿詰居被成、御吸物・御酒被下候、於源殿よりも此内御祈禱仕申候所二寸切と御快氣被遊、御大慶之由承御盃共被下候、源太夫殿御取次二而、此内別而苦勞仕候間被下之由二而御銀三百目拝領仕候、則源太夫殿二而御礼申上候、弥勒院へ夜入參候而御靈氣之義共申承候事、

一 三月十一日 島津權左衛門殿より御用之儀御座候間、礪 御屋敷へ可罷出旨日入時分書付を以申來候故、

夜入打立罷出候所二、潮音院門前二而權左衛門殿へ逢申候、只今迄相待申候得とも參上遅ク御坐候二付、宿元へ病人御坐候而御暇被成候様子ハ伊地知三七殿へ申置候間、得と承知可仕候、於弘様又々御機嫌悪敷御坐候二付、拙僧存寄之義も御坐候ハ、御祈禱相勤可申由二候と承候、乍途中於源殿前方鎌田与左衛門殿子息へ縁中之内靈病故、縁相届不申旨兼而承置候趣御坐候二付、与左衛門殿者權左衛門殿縁者故、

御存知之筈二候旨申入相尋申候得者、与左衛門殿咄二為承儀共候とて、咄にて落着仕候、左候而礪御近習番所へ罷出、伊地知三七殿より 御意之趣奉承知候、奥へ鎌田平右衛門・相良源太夫相詰被居候間、逢申候而於弘様御様子得と承相談旨承知仕候、左候而御奥へ參上仕御様子見上申候得ハ、御つり出可申様子二御坐候、平右衛門殿へ申入候者此内鳴弦御祈禱被仰付、其外御祈禱御坐候二付寸切と御快然二而御坐候所二、又々右通二被成御坐候、別二存寄申義無御坐候、いつれ御寿命を祈り申外無御坐候、靈氣之義者兵道之御祈禱御坐候間、靈氣退キ可申旨申達

候、此旨達 貴聞、弥其通御祈禱可仕旨御直ニ 御意ニ而御坐候、御大切之故夜明シニ相詰居申候、弥勤院へも先比咄申入置候趣、今晚権右衛門殿へ承合落着之旨申達候、此節ハ私御祈禱千手觀音之法相勤可申旨申達候へハ、弥其通可然と承候、相良源太夫殿へ申入、兵道御祈禱ニ是枝長右衛門・月野十左衛門相勤被居候、拙僧參候而申度事御座候、此節御祈禱寄白状申候義、口外仕聞布旨被 仰付たる由候間、源太夫殿より、可竹參候間、何事も不殘可申達旨被仰遣可被下旨申入、其通引合之上參候而得と兩人より寄之女白状之旨承達候得共、私落着不申候、是ハ於源殿へ古キ靈御坐候、此起り合と存候旨段々咄申候、能々究可被成旨申入候得ハ、此内より寄申候趣無心元義共多御坐候、私咄承落着申候間、随分慥ニ其元も正シ付可申旨うけ合被申候故、拙僧存寄委曲申達置候、

一同十二日 今日より千手觀音之法修シ申候ニ付、御灯明油二盃・米三斗富満伊太夫殿へ申入受取申候、

一同十四日 富満彦九郎御使ニ而被 仰下候者、此内より於弘様御煩ニ付段々御祈禱御坐候得共、跡もとり申候、依之大明見御祈禱被 仰付度候間、相勤可申旨奉承知候、彦九郎申候者、兵道者より被申出候ハ、此内御祈禱相勤申候得共、跡もとり申候、此上ハ大明見被 仰付可然奉存候由言上ニ付、何某ニ被仰付可然候哉可申上旨被 仰渡候得者、東郷長左衛門事家之義ニ候間被 仰付候者、いかにも相勤可申候得共、我共存寄者可竹ニ被 仰付可然旨申出候故、別ニ被 仰付方無御坐候間、何卒相勤可申旨被 仰付御事之由候、依之彦九郎ニ而申上候者、出家仕兵具を取あつかひ候事不成合義ニ御座候得とも、御厚恩之私故、無是非此内相勤申候、此節又々大明見相勤申候事、年罷寄其上癩指(起脱之)又終ニ不仕、弓ヲ引申候得者、手いたミ旁(ミ)以難叶御坐候、然共御急病之義、総州様別而御氣を被遣候得者、押而も相勤可申義奉存候得共、愚親一伝を受置申たる迄ニ而近年終に不仕候故、仕覚候証拠も無御坐候ニ、御請申上候事も落着不仕候間、御免被下度候、打続御祈禱ニ草臥罷

在候得ハ、何共御請難申旨申上候、

一同十五日 富満伊太夫・彦九郎参候而、御意之旨

ニ而此節之義ニ御坐候、此内草臥罷在候義尤被 思召上候、又親より相伝為申迄ニ而自分ニ落着無之義

故御断申上候事も尤ニ候、然共別ニ被 仰付 思召

寄無御坐候間左右勤候、伝受仕置候上者、其しるし

も有之筈ニ候と之 御意ニ而候故、無是非御受申上

候、左候へハ七張之弓ニ封入申候、又者封矢等急ニ

出来仕かたく候、此内弦打鳴弦每朝被 仰付候か、

御祈禱ニ罷成候旨申上候、其時分木村林庵・伊地知

三七など其外相伝可仕旨被 仰付置候、林庵事ハ筆

達者ニ御坐候間、相伝仕候而黒札か、せ可申候間、

可被遣旨申上候ニ付、則林庵此方へ被参候ニ付相伝

仕候、

一同十六日 千手観音之法一七日修行仕筈ニ御坐候得

とも、右御祈禱札等出来かね候ニ付、今日五日ニ罷

成候故結願仕候、大悲呪一千卷之誦誦可仕旨観世音

へ祈誓申上候、

一同日 伊地知三七殿此方ニ而弦打鳴弦相伝申候、

一同十七日 御祈禱之御守札指上候、今日より御奥之

御書院ニ大明見被 仰付候故、射場構矢先ニ 於弘

様御寝所御直シ被遊候、林庵・三七間々鳴弦相勤被

申候、於弘様御機嫌あまり御すくれ不被成候由承候

故、御祈禱取付二者左様被成御坐候而も次第ニ御心

能御坐候か、御能候あたり合不申候者悪敷御坐候旨

申候、

一同十八日 於弘様御機嫌昨日御同前御すくれ不被遊

候、

一同十九日 暁之明見相仕舞道場より罷出候所ニ、相

良源太夫殿拙僧相仕舞候を待居ニ而候、承候者、於

源殿只今夢ニ於乳之人於弘様をいたき上、乳を被

思上候所ニ、於市と申女房衆参、御乳被 思上候を

ひきはなし、いたき上て脇へ被参候を御見送り被成

候に、於弘様殊之外ちいさく御なりあそハし候か、はたして御消被成候と御覽被成、夢之内御なけき被成候て、御夢さめてもかなしく御なミたこほれ、何とも御氣二かゝり候、昨夜も御心持悪敷御夢とも見させられ候、只今の御ゆめは一入御心にかゝり候まゝ、夢ちかへ申上候へとの御事故、則鳴弦一立御夢違二仕候間、少も御心に御かけなされましく候と御申可被成旨申達、則鳴弦一座仕候所二三立め之吹めくるの歌の矢之時、矢道之布之上二真直二葦目落、脇二すこしもさわりなく候故、心地能と存候所二、机之上二立候六張之弓一度二机之前二飛落候故、灯明打消シ候半と存はせ寄候所二、四番目之弓さしむかふ右之灯明打消候、五六番之弓ハ机之前二落候までにて、もとのことく上は水引に立候而有之候、四番目より前四張右之方江たをれ音高く、次二罷居候三七殿・林庵も右之音におとろき目さめ申候、彦九郎をよひ申候而灯明油机にこほれ候をのこひとり、弓矢本のことく立申候而、残る二立仕候得者夜明申候、御灯明きゆる事悪事二而候二、其上何ともさハ

り不申候二、六張共弓落、又はたをれ候事何とも心にかゝり、則此夢ちかへ今一立仕直し度と存候得とも、夜明候故矢はしめおそく罷成候故、昼一立仕直し申候事、

一同廿日 昨暁之夢違鳴弦之事、後日之ためと存、鎌田平右衛門殿へ委曲申達候、被達 貴聞候事ハ御心にもかゝり可申候、随分精をいたし右之悪事転シ候様と存候、後日此沙汰一向不仕罷在候得者、是程迄悪事御坐候事をおしかくし候事如何と存候間、平右衛門殿御聞置、時節を以被仰上可被下候、右通之儀二候得者御能候と申候而も、御祈禱旁御油断なき様二被遊度旨申達候、弥勒院へも右之段為後日之申入置候、御祈禱内為養生之御酒可被下旨此内 御意候得共、禁酒仕筈之義ニ御坐候、若草臥共御坐候而勤りかね申候ハ、私より願可申上と申上置候所二、昨日すへ風呂ぬるく候二入、頭痛仕難義仕候故、林庵老薬用申候味噌・酒、養生ニ可被下由二而拝領仕候、且又後むかし也御濃茶拝領、相良源太夫殿御取

次ニ而被下候、

一同廿一日 相良源太夫殿より承候者、吉野(ママ)と

申所ニ狐死候而罷在候由、磯百姓見申候と富満伊太夫迄申候、是者如何様成事ニ而候半哉と承候故、夫ハ弓法に引導之作法御坐候間、伊太夫罷居候辺之百姓所御取寄可被成候、左候ハ、引導いたし可相納候、乍去ケ様之砌者鳴弦御坐候ニ付、狐死候など、いたらぬものとも空言を申ものにて候間、能見届候哉、御正シ被成度事ニ存候旨申達候事、いち、杳右衛門弦打鳴弦相伝可仕旨此内承知仕候、相良源太夫・富満彦九郎も同前之義故、今晚之鳴弦も常之鳴弦者弦打之唱ニ相替り無御坐候、矢数多ク能候間、三人替ルく仕被申候様ニ申達被相勤候事、私痛ニ付浜川勾当ニアンマ・針被仰付候、味噌・酒拝領仕候事、

一廿二日之夜中 右狐おのれか穴の口へ二疋死候而罷在候ニ付、二疋とも持来伊太夫近所之八兵衛と申百姓所へ格護いたし候旨承候事、今日七ツ過弥勒院よ

り承候者、於弘様御機嫌三日別而御能御平生之様ニ被成御坐候、此内も御快気ニ而御祝之御沙汰御坐候得共、俄ニ又御煩付ニ而于今御祝無之、御輿之衆も外方も人のこ、ろうたかわしく、心おもし気よろしからず候、明日明見も成就ニ而、四方からミまでも仕事ニ候得者、女房衆なども心持能候間、御祝御坐候様ニ拙僧より可申上旨承候、私申候者、拙僧御祈禱相勤ながら御祝之儀者難申上候間、弥勒院より御申上可被成候、御休ミ被成さる事も候半ま、参候而、見可申とて則輿へ参被申、追付拙僧へ承候者、能仕合ニ而今晚ハ御機嫌も別而御能候間、御祝ニ御酒なと上り候様ニと御取はやしの砌、右之夢合之義申上候へハ、只今までも御心にか、り候に今晚御落着被成候故、御祝ニ御酒御とりはやし候間、拙僧ニも御祝可申上由ニ而、味噌・酒被下之候、夜中八ツ時分ニ而候事、今晚も浜川勾当アンマ・針被 仰付候事、

一同廿三日早朝 明見成就仕候、四ツ前より四方からミに打立、九ツ過成就、彦九郎召烈百姓八兵衛所へ

參候、死候狐二疋、家之後二而引導いたし、墓之辺
二土にうつめ可申旨申付候、

一同日 奥於御書院樺山次郎九郎殿へ弦打鳴弦相伝仕
候、同御書院二而誓紙被致候、相良源太夫殿・樺山

九郎次郎殿・伊地知杢右衛門殿・伊地知三七殿・木

村林庵老・富満彦九郎二而候、他人數相伝之事如何
(多力)

と存候得とも、毎朝弦打鳴弦被 仰付事二候得者、

差合等も有之義二候間、相伝可仕旨承申候事、

一御料理被下奥へ被召出、 総州様御直二此内別而苦

勞仕御快氣之由、難有 御意二而、鎌田平殿御取次

二而御銀三枚御目録二而拝領、 御前へ於源殿・比

志島隼人殿・義岡右京との・弥勒院詰居被成候、
(籠房) (久守)

一三月廿八日 私事此内御祈禱二草臥痛共御坐候二付、

於源殿より御酒一樽・豆腐一箱 総州様達貴聞、拝

領仕申候由被 仰付候、伊地知杢右衛門殿を被遣候、

可竹様子見可申上との御事二候、

一三月廿九日 從 総州様浜川勾当被 仰付、針・ア

ンマ取可申旨 御意二而候とて見舞二而候、富満彦
九郎も様子見可申由にて被遣候、

一卯月朔日 儀へ参上仕、名越左源太殿頼存、此内私

痛御坐候二付、浜川勾当へ針養生被 仰付難有仕合

奉存候由御礼申上候、納殿へ参上可仕旨御意候故、

伊地知杢右衛門殿二而此内御酒・豆腐被下候、御礼

於源殿へ申上候、 総州様 御意之由にて時分能候

間、御膳下御食被下御酒頂キ御暇可仕旨、杢右衛門

殿より奉承知御礼申上候、

一五月三日 加次郎十七年忌今日弔申候二付、潮音院

申受平六宅二而拙僧参、弔二打立申候所二、於弘様

御機嫌御すくれあそはされず候間、早々儀へ参上可

仕旨伊地知杢右衛門殿より手紙を以申来候、加籠参

候故則参上仕見上候得ハ、慢狂風二而御つり御大切

至極二而御座候、弓呪可仕旨承候故、一遍呪申上候

而疊を立、鳴弦一立仕申候、則鳴弦御祈禱可仕旨比

志島隼人殿より直二被 仰付候、拙僧申上候者、此

節之御煩別而御大切と奉見候、其上此中大明見御祈
禱仕候時分、不吉之義共御坐候二付、則龍洞院・鎌
田平右衛門殿へ其趣申達置候、奇特ニ御快然被遊候
得とも以來無心元義ニ奉存、兼而此義を御祈禱申上
候、別而御大切成御様体ニ御坐候、御祈禱成就仕間
敷由立而御断申上候へ共、達 貴聞早々可相勤旨被
仰付候、今日者 太守様磯江被 仰入操御坐候、相
濟 御帰館ニ而御坐候所ニ、御病氣御太切ニ付、四
ツ半時分又々 太守様御見舞、其時分鎌田平右衛門
を以御加持可仕候、 太守様追付於弘様御居間江御
入之筈ニ候得とも、夫ニ少もかもひなく御加持可申
上候旨承候故、鑰矢を以御加持申上候、其内太守様
御対面被遊 御立ニ而御坐候、御つり少御能候故御
加持やめ申候、其前善聚院・是枝長右衛門一時ニ御
加持被申上候、勝軍院隠居も御加持被申候、私二者
御靈氣御坐候事覚無御坐候間、勝軍院隠居・善聚院
何様ニ存候哉相尋可申上候旨平右衛門殿へ申達、右
兩僧江相尋申候得共、御靈氣御坐候義少も覚不申候
旨被申候、乍此上存寄之趣御坐候ハ、此節之儀ニ

御坐候間、何様之義ニ而も相勤可被申由申達候へ共、
存寄無御坐候狂風ニ而、別而御大切と被申候、右通
之義故次第ニ御大事ニ而御きハマリ之旨、伊地知左
右衛門殿より承候故鳴弦道場取納申候、夜九ツ半時
分御息御とまり被遊候、御遣体様御番可申上候旨集
人殿被仰候ニ付、富満伊太夫マツ・拙僧三人御番仕
候、浄光明寺ニ而御葬礼之筈故、御乗物へのせまい
らせ御供仕候、田之浦と磯之間ニ而浄光明寺も参会
被申御供ニ而候、浄光明寺へ御入之時東白ミ、追付
夜明申候、

一五月十二日 磯御奥へ罷出候得者、地藏菩薩之御事
被為聞度旨被仰候ニ付、地藏本願經之内あらく御
咄仕候、重而者 日新公伊呂波之御詠歌難有御事と
もにて候間、可申上候御約束申上候、於納殿二汁三
菜之御料理被下御暇仕候、

一五月廿日 今月之御祈禱一七日相勤、今朝結仕候故、
御札守儀へ持参仕指上申候、御奥へ罷出候得者、

総州様も被成御坐候、先日者講釈申上候と被聞召上候、今日も何ぞ可申上旨 御意ニ而候故、いろは御詠歌之御咄可申上と御約束仕候ニ付、本を持参仕候、是を可申上候哉と申候得者、可然との 御意ニ而候故、是御詠歌ハ日新公儒仏之心を御あきらめ御詠し為被遊御事ニ候得者、私共申叶候事難成事ニ奉存候得共、乍憚可申上候、又仏法事も次手ニあら可申上候とて、楼の上之御歌迄色々之引こと仕、得と申上候、下手之長談義者如何ニ御坐候間、是迄ニ而召置可申と申上候得者、其さきを可申上旨 御意候故幸之事と存、ほの字の御歌迄申上候得と被 聞召上、しつかに又御咄とも申上候得とて 御立被遊候、玄蕃様・相良源太夫・鎌田平右衛門・竹之下辰斎其外女房衆聴聞ニ而候、

一 六月朔日 儀御奥ニ而いろは歌への字よりなの字迄御咄仕候、御さい飯御奥にて被下候、鎌田平右衛門殿・伊地知左右衛門殿詰ニ而御さい飯被給候、

一同八日 御奥へ罷出候得者、 総州様被成御坐候、御前へ辰斎相詰被申候、今日もいろは歌之御咄可申上旨 御意ニ而候故、衆も苦も之御歌よりての字之御歌まで申上候、諸之科ありて人をきるともかろくすなと申御うたをも申上度とかねて存候故申上候、又平の泰時明恵上人へ天下を治ることをたつね給ひけるとき、其治やうをおしへ給ふこと明恵記に見え候事あまり難有、常ニ存候故此事を得と御咄申上候、なるほと御心能被 聞召御落着之御様子ニ而、何か御不審とも御坐候ニ付御咄申上候、兼而存ル旨を不残申上候而、私之大慶今日ニ御坐候、惟恵和尚・甫仙和尚仏法之事迄得と申上候、御感心之事共ニ候而難有奉存候、於納殿玉泉院(於私)様御霊前之御下之由ニ而二汁五菜御料理被下候、又奥へ可参旨承候故罷出候得者、いろは歌木村林庵へ御うつさせなされ候よしにて、 於源殿御見せ被成本ハ御返し被下候故、私申上候者、不思議之御縁ニ而御参被成御首尾能候、かやうにいろは歌など御聞可被成とよき事に御心寄候得者、 総州様にも被 聞召上御事ニ罷成候、左

候得者、下々もよき人の御參候而、ケ様二 日新公の御心入をも御聞被遊候とほめ申候、もしまたあしきを御好候得者、又上にもあしき事の御縁に御ふれ被成候得者、下々よりあしき人の御參候得者、かやうにあしき事も被成候など、そり上候、よにのこる名をた、おもふへしとの御詠歌、御わすれなされぬ(肝要カ)かかん用之御事とす、め上御暇申候、

一 六月九日 竹下辰齋老伊地知左右衛門殿へ罷居候得者見舞二而、昨日ハ段々被 聞召上候而仕合ニ存候、其上 殿様にも能御合点被遊候御様子ニ而御咄とも被遊候、甫仙和尚へ先年惠燈院住職被 仰付候時分、御断申上候而、其後丹波永沢寺ニ相直り候事とも首尾不合之様ニ被 聞召候、可竹咄被 聞召上候得者、中々よき寺なとむさほり申様成心入にて無御坐候と、能御うつり被遊候と承、一入大悦仕候、且又 近衛家久公より拝領仕候御色紙、鷹司様御讚之絵、久我大納言様御讚之絵など可竹所持申候得共、表具等不罷成候而召置候旨辰齋申上候得者、右之表具物ニあ

わせ候而表具絹可被下候之由 御意候間、明日指出候得と承知仕候、

一 六月十日 右表具物礪より取ニ參候故、伊地知左右衛門殿迄頼存指出候、

一 六月十四日 磯御奥へ參候得者、浄光明寺參上候間、相伴可仕旨承知仕候、八ツ時分參上にて相伴仕申候、其以後可罷出由候付罷出、いろは歌あの字よりしの字まで申上候而御暇仕候、伊地知左右衛門殿其外女中承被申候、木村林庵老江一宿申候、

一 同廿日 於須磨様御下向ニ付苗川(代脱カ)へ參仕候、日入前苗代川へ 御着、来迎院下へ罷出 御目見仕、夜入御飯屋へ罷出候得者、御前へ被 召出、川野八郎左衛門 太守様より御使者ニ而御酒肴被進候御披御坐(露脱カ)候、伊集院権右衛門・美代五郎兵衛御吸物被下、御庭ニ出申候茶ひん式ツ・はち壺ツ 拝領仕、四ツ時分御暇仕、来迎院へ一宿申候、

一 七月九日 太守様此節御下向以後未御機嫌伺不申上候二付、時節を以參上申上度旨木村四郎左衛門殿^(時史)へ頼置申候所二、今月十日より内二參上仕可然旨申来候故、今日八ツ前罷出申候、四郎左衛門殿事病氣二付出勤無御坐候、同役之衆へ得と達置被成候よし、二階堂五郎大夫殿より承候故、直二五郎大夫殿へ頼存御機嫌奉伺候旨申上候、御ねふと御出来被成御坐候由、御床二被遊御坐と承申候故御暇可仕由申候得共、今日者拙僧參上仕候事昨日達 貴聞、御覽可被遊と之 御意二而御待被成御坐候間、相扣可申旨承申候、追付 御目見被 仰付御酒被下候、二階堂五郎大夫・河野八郎左衛門・山沢十大夫・町田八左衛門・迫水喜太夫・上原了雲其外御小姓衆詰居被申候、私弓仕候時分能キあたりなと御坐候事御咄可申上旨承候故、出来申候事計申上候得ハ上手之様二御坐候、不出来之儀者幾度と申事不限事二御坐候得共、先出来申候事を申上候、私十七歳之時平田新平所へ新納久右衛門などの仕候二參候時分、一寸之金之的を立、私江望申之由新平申候、外之射手ハ見物申候、

兄矢にて真中仕申候、余り能あたり候間、弟矢ハ無用二仕候へと申候而、新平兄家村平八其時ハ未平田二而御坐候半と存申候、私弓矢を取候而仕申なととめ申候、其時之私心持又可仕様二御坐候故、兄矢をぬかせ申候而是非とも可仕と断仕候得ハ、是も真中仕申候、又不出来を申上候得ハ、私倉岡へ御奉公二參候節、かの所ハ私祖父地頭所^(平田宗直)二而御坐候故、祖父事存候者生勝罷在候故、若キものとも弓稽古二番所へ毎夜參候、ある日川船二而罷出候所二川鴨三ツ四ツ居申候、あれを仕候得と若キものとも申候、私弓道具二而も無御坐、矢比ものひ候故断申候得共、田舎者とも故是非ともと申二付仕候得者、矢下り候てはつれ申候て無面目事ともにて御坐候旨申上候、軍学之義をも御咄可申上旨承候故申上候者、弓も人々稽古仕候時あたるやうをならひ、あたるやうにと存不仕者は一人もなく候へともあたりかね申候、軍も勝事をならひ可勝と存居候てもかたれぬものにて御坐候、合戦者御大将之御心に御坐候、御大将さへ能候得ハ御勝利にて候、^(綱久) 泰清院様御事御慈悲二被成

御坐、常ニ御柔和の御大将にて御座なされ候、ある時江戸にて出火之時分、芝御屋敷より上御屋敷へ御退被遊候砌、御先乗より御道先ふさかり通無御坐候間、高輪御屋敷之様ニ御退被遊可然と申上候を被聞召、何ならぬと言事かあるへきと 御意ニ而、御乗物之戸をはたくと御打なされ候得ハ、ゑひとうくと申ほとこそあれ一筋つきとをり、何のことなく上御屋敷へ御入為被遊と承及申候、士卒之心只一ツに成候へ者軍ハ勝利と見得申候、御大将の御心一ツに究申候旨申上候、御床より一間はかり御ゑさり被為出御機嫌能被 聞召上候、町田八左衛門御取次ニ而白地細上布二端拜領仕候、私相伝之軍法之分不残御伝受申上候得と山沢十太夫被申候、私之軍学者出家仕候故始終蓮束不仕候、^(只カ)肝要之事とも少々寛為申迄ニ御坐候旨申候、彦九郎病氣ニ付心も靜に有御坐間敷候間、先御暇仕候得、重而可被 聞召由ニ而御暇仕候、

一十一月七日之朝 富満彦九郎參候而申候者、昨六日

礪御屋敷より御用之由申来候故罷出候得者、比志島準人殿御取次ニ而、朝鮮人參四匁三分拙僧へ拜領被仰付候由ニ而持參仕候故頂戴仕候、

一同十日 一昨八日山沢十太夫殿・木村四郎左衛門殿より封状參候、内々御用之義御座候間、今日昼時分御本丸へ可罷出由ニ付罷出候得者、御近習番所ニ而島津將監殿・伊集院藏人殿・平岡内匠殿御烈座ニ而、^(久當)將監殿御口上ニ而被 仰聞候者、太守様御事軍書等御覽被遊候事御教寄ニ而御坐候得とも、本方之軍法不被 聞召上候故、御合点參兼候事とも御坐候間、拙僧稽古仕罷在候一伝御稽古被遊度被 思召上候条、御請可申上旨被仰聞候、山沢十太夫・木村四郎左衛門へ委細 御意之趣も御坐候間、可奉承知由ニ而右兩人指寄、十太夫殿口上ニ而承候者、此節大星・押太鼓迄も御伝受被遊度 思召之旨段々奉承知候、依之將監殿へ申上候者、拙僧事俗ニ而罷在候内軍学稽古仕候得とも、新納^(久)又左衛門殿死去被成候以後こまかに相伝之方無御坐候ニ付、連足^(続カ)仕稽古仕候事不罷

成候、肝要之大星・押太鼓其外ニも秘伝之儀共、肝
付主殿入道活道(久兼)又左衛門殿より御相伝被成置候を、
伊東一空へ御相伝被成置、右之伝を一空より拙僧事
相伝仕申候、其後拙僧事ハ出家(仕カ)□一向ケ様成義とも
取捨申候、一空事此軍学連足不仕候事歎ケ敷存候ニ
付、拙僧肝煎申候而松平越中守様御内杉山八藏小幡(公憲)
景憲正伝之人故、総州様御家督之内達 貴聞、勢
州桑名へ一空罷越候義蒙 御免、於桑名相伝仕罷下
候、然共私事ハ出家仕候得者、兼而存不申事共相尋、
埒明候事もしかとたつね承不申候、殊大星・押太鼓
之事者甲州流極意之義天下無隱事ニ御坐候、一空事
八藏より直伝之義ニ御坐候得ハ、一空ニ此伝之義者
被遊度御事奉存候、別ニ御伝受被遊候方無御坐候砌
者、何様ニも肝要之義計ハ覚罷在候間可申上候得と
も、適一空罷在義ニ御座候間、御伝受被遊度奉存候
旨委細申上候得者、則右之趣 太守様被達 貴聞候、
御前へ被 召出 御目見仕候、将監殿・藏人殿・内
匠・十太夫・四郎左衛門 御前へ御詰ニ而候、軍之
咄何ぞ可申上由ニ付、一実之備・虚之備之事得と申

上候、右ニ付而ハ小幡景憲牢人ニ而御坐候得とも、
関ケ原ニ而井伊兵部少輔殿備をかり、備先へ七八間
す、み出被罷居候を、備之なミあしく候とて殊之外
しかり申候得とも、なミハ能候とて少もさがり不被
申、我寄親と立並、又ハ兄或ハ我より年増之人と立
並ては二三間も先二す、ミ出候か、並向能と申もの
に候、古主信玄公之御家之格之由断被申候故、始終
人より先立御坐候牢人にて備をかり候も、如此咎ニ
候、実之備之至極之義段々申上候、又並能候而行儀
能キ備之虚なる事共細々申上候、将監殿を始平生
人々存候ニ、格別成事共驚入たる事と御あいさつ被
成候、一御大将御心定之事、一保元之合戦ニ悪
源太義平、清盛公之熊野詣之帰を可討と被仰候事、
一平治合戦ニ鎮西八郎為朝之夜討可仕と被仰候事御
咄申上候、一唐船かけつけニ付御咄申上候事、
一軍之末始以前鉄炮打間之事申上御暇仕候、拙僧申
上候通一空へ大星・押太鼓御伝受被遊咎ニ被 仰出
候間、拙僧より右之旨一空江可申達旨、十太夫を以
被 仰聞候、御前より下り之時分内匠殿追付被仰候

者、前方軍法稽古之時分、軍之はしまる時分の事共別而無心元候処ニ、今晚申上候趣ニ而落着被成候旨承候事、

一同十二日 伊東一空同道ニ而御本丸へ罷出、山沢十太夫殿へ取合、一昨日大星・押太鼓御相伝可被遊旨被 仰出候ニ付、御請ニ一空召烈罷出候通申上候、則將監殿被聞召、藏人殿・内匠殿御三人梅之間へ御出被成、一空・拙僧被召出御逢被成候、弥来^(ルカ)□廿一日・廿三日吉日ニ而御坐候間、廿一日ニ押太鼓、廿三日ニ大星御伝受可被遊候哉と、右日取一空より十太夫殿へ被申上候、 太守様尾呼へ被成御坐候事、

一同十九日 山沢十太夫殿より御用御座候間、可罷出ニ付罷出候得者、一空へ拝領物之義承候事、且又将監殿・藏人殿・内匠殿、一空所へ十二月朔日・二日之間青銅・太刀ニ而御見舞可被成旨、山沢十太夫ニ而拙僧へ被仰聞候軍法、弟子被為成候一首尾ニ付而之思召ニ而候事、

十一月廿一日 八ツ半時分御本丸へ一空老同道ニ而罷出候得者、則常ニ被成御坐候所ニ而、私事 御目見被 仰付候、左候而、七ツ過御ふくさもの麻御上

下ニ而御座之間之上之間ニ 御着座、島津將監殿・伊集院藏人殿・平岡内匠殿遙末座ニ御詰、山沢十太夫・町田八左衛門・二階堂八太夫・米良藤右衛門・福山^(安村)平太夫・河野八郎左衛門・木村四郎左衛門・尾上権六其次ニ被相詰、一空・拙僧御側へ罷出押太鼓御相伝畢而引下ル、左候而太鼓御望ニ付、急之太鼓一空打被申候、拙僧申上候者、時田合戦之時山本勘介打被申候太鼓秘事ニ而御坐候間、時田合戦之咄一空申上、此太鼓被 聞召上候而者如何可有御坐候哉と申上候へハ、則一空被召出時田合戦之咄被 聞召上、太鼓被 仰付候、左候而山沢十太夫ニ而太鼓今少被聞召度旨 御意ニ付、序之太鼓、破之太鼓打被申候、太鼓畢而信州川中島ニ而信玄公御心定能候故、御勝利之御咄被申上候、御前を罷立候、今晚ハ御膳下御料理被下之旨山沢十太夫殿より被申聞、御近習番所ニ而一空・拙僧ニ汁三菜之御料理被下候、御側

御用人衆・御近習衆御取^(持脱之)二而御坐候、十太夫殿より御用之由二而御陣扇拜見仕候事、

一同日夜入、押太夫^(行力)之書付ひらかなに書申候而、拙僧より可指上旨十太夫二而被 仰付候、

一 先年一空二被 仰付相調指上申候御具足二御指物相付御座候を、島津中務殿より、此節 御參勤二右御

指物御持せ被遊候事不入事二御坐候、御大將者御指物二不及事二御坐候、御中途持人足も費申候通被

仰上候、此義如何存申候哉、大玄院様以来御上下^(綱貫)も御持せ被遊来候、達 貴聞候得者前々之通御も

たせ可被成旨御意二付、其旨中務殿へ申達、御指物も御持せ之筈罷成候と承候、是二付拙僧存ル旨ハ咄仕申候、後二一空二此段申聞せ候へ者、古法有之事

故御指物も二通指上申候段承候間、後日十太夫迄此事も申達置候、

一 唐船欠付之儀二付、十太夫殿より一空二可被 仰付之由、拙僧へ御内証承知仕候事、

一同日 御近習番所二而 太守様御意之由二而將監殿^(よ)□り被仰渡候者、從 総州様比志島隼人殿を以被

仰進候者、先年可竹より弓法之伝受之内、軍中二而

御大將御用被成肝要之義御坐候間、御相伝申上ル筈

二御約束被遊候得共、其後御事多御坐候而御相伝御延引被成候、此節 太守様御相伝被遊可然旨被 仰

進候間、可竹へ御伝受可被遊候、ケ様之肝要之義共御相伝御坐候様二と 総州様より被 仰進候義、

太守様別而御満悦被遊候由、將監殿二も御大慶之旨委曲被仰渡候二付奉畏候、何時にも 御意次第御相

伝可申上旨御請申上候、

十一月廿三日 四ツ過私病後歩行不被罷成候二付、

加籠被下御屋形へ罷出候、一空老も參上二而候、九ツ時分一昨日之通御座之間上之間二御ふくさものの麻

御上下二而 御出座、此内之通遙末座二將監殿并両御家老・御用人・御近習衆被相話、皆一空弟子二被

仰付神文被仕衆二而御坐候、其外者遠慮被 仰付候、一空・某兩人御前近ク罷出、一空より大星御相伝被

仕候、相済引下り申候所二、一空と御意御坐候而、自然之事候時用之□^(破損)へと而御陣扇を御手つから拝領

被仕候、御座二伺公(候)之面々此御勸奉見感涙二及申候、

又 御前へ一空被 召出御盃被下御看迄頂戴、一空

盃 御前へ被 召上、其時銀十枚之御目録拝領被仰

付候、其次二拙僧被 召出御盃被下、御押へまで被

下、左候而私盃 御前へ被 召上候、其時河野八郎

左衛門御取次二而銀子三百目拝領仕、左候而御近習

衆坐二而一空と拙僧へ二汁五菜之御料理被下、御濃

茶狩貼二被下候、夜入五ツ前拙僧 御前へ被 召出、

大星之事御尋二付委ク申上候、押太鼓之事も御尋二

付、十一ヶ条之内半分申上候而御座候而下り申候、

四ツ前御暇申上候時分、又一空・拙僧 御目見仕候、

其後將監殿・藏人殿・内匠殿・御用人衆・御近習衆

御取持二而御酒被下退出仕候、

一 去十日 拙僧罷出候時分、大星・押太鼓(マ)弥一空江御

相伝可被遊候將監殿・両御家老、其外神文被 仰付

候御側御用人・御近習役者、江戸二而も必至と御側

へ罷在、於御国元も其通御側を不離相勤被申事二御

坐候間、右御伝受之砌者御座江相詰御聞せ被遊度旨

御意之由、將監殿御口上二而被仰付候、両御家老も

御烈座二而御坐候故承知罷立申候而、山沢十太夫

殿・木村四郎左衛門殿江内談仕候者、大星・押太鼓

之義者甲州流極意之伝受二而御坐候所二、未しかと

丹練無御坐衆多人數相伝之義、何共難仕事二奉存候、

一空へ申聞せ候而者御請ここまり可申と存申候、又

世上二も大分大星・押太鼓一時二相伝仕候義評判も

可有御坐事二存申候故、難成義二奉存候、則此旨申

上候も如何と存不申上候、各御了簡被成被下度旨委

曲申達候へハ、尤之義二候間、十太夫殿此段者達

貴聞可申旨被申、則 御前へ被申上候得者、尤(二カ)被

思召上候間、 御前へ計御相伝可被遊旨 御意二而

御坐候と十太夫殿より承知仕候、將監殿より御用二

御坐候故、御近習番所へ罷出候得ハ、藏人殿・内匠

殿御同座二而、將監殿御口上二而承申候者、先程大

星・押太鼓御相伝之砌、御座二御詰申候義被 仰聞

候得共、拙僧より十太夫・四郎左衛門へ申達候趣、

尤二被思召候、我々末学二而極意之義被為聞候者、

古可被遊と被 仰出候儀、別而御大慶被思召候ニ付、私もく稽古可仕と御す、め之ため為申上事ニ候、拙僧申上ル段尤成事ニ候間、御断被仰之旨段々御慰勲之御言葉共痛入奉存候、相応ニ御返答申上候、

一十二月二日 日置流射術之内秘伝軍中ニ而御用被成義、今日御伝受可被遊旨被 仰出置候ニ而、四ツ前加籠被下御屋形へ罷出、山沢十太夫殿へ参上仕候首尾申上候、四ツ過ニ御座之間之上之間ニ御ふくさ物麻御上下ニ而御出座、将監殿・藏人殿此内之通末座ニ御詰、其次二十太夫・藤右衛門・八郎左衛門・四郎左衛門・権六被相詰、御伝受相濟候而、則御手自狩野栄川筆之御掛物一幅拝領仕、引さかり申候、右画ハ絹地立物、牡丹を加籠ニ生申たるさいしき絵ニ而御座、(候脱カ)先比 惣州様御本丸へ被 仰入候時分表具被 仰付、御茶ニ御掛被成候御かけもの、由、十太夫殿より承候、又 御前へ被召出御盃頂戴仕、御押迄被下、私被下候を又御前へ被 召上候、於 御前町田八左衛門御取次ニ而紗綾二卷之御目錄拝領仕候、

引下り御近習番所へ罷在候得者、又平(生カ)被(成カ)御坐候御座へ被 召出、押太鼓之事 御尋故申上候へ者、今日ニ而惣様御落着被遊候 御意ニ而御坐候、大星之義も 御意御坐候故、囀仕持參申候ニ付指上申候而御近習番所へ罷在候得者、十太夫殿御取次ニ而又御前へ被 召出、御筆之絵あまた御見せ被遊候ニ付、十太夫へ私申候ハ、私親・先祖共 御代々御心安被 召仕候一筋を以 御代々之御筆頂キ、私迄も総州様 御筆迄頂戴仕申候、恐多義奉存候得とも、御序之時分被遊候を拝領仕度事御坐候旨申上候、左候而引下り申候所ニ被 召出候而、蘆鷹之御筆一幅御手つから拝領仕候、絹地横物ニ而御坐候、則太夫殿頼存御礼申上候、伊集院藏人殿へも久敷御願ニ而御坐候由ニ而、梅二雀之御筆御拝領ニ而御坐候、左候而御近習衆座ニ而二汁五菜之御料理被下、将監殿・藏人殿へも御膳下御料理御給、七ツ前御暇仕候、於須磨様御風氣ニ而被成御坐候故、御下屋敷へ罷出御機嫌伺申候、松井殿ニ而今日 太守様へ弓法之御伝受申上候処、首尾相済段々拝領被 仰付(被掛)御礼迄

申上候所ニ、納殿ニ而御酒被下御暇仕候、

一十二月六日 木村四郎左衛門殿へ参候而、宮原五兵

衛殿・新納弥兵衛殿兩人唐船欠付御積方へ被仰付度旨、先夜将監殿へ御沙汰申上置候、^(破損)衛殿事ハ

此内より将監殿へも左様被仰付度と思^(破損)寄候旨御咄承申候間、弥其通被仰付度旨一空より申上候と将監殿へ被 仰上可被下旨頼存候事、

一同享保十一年丙午十二月十七日 從 惣州様相良源

太夫を以此内被 仰聞候者、平田平六事此内種子島・屋久島へ大御支配ニ付罷越候所ニ、首尾罷罷候旨被 聞召上候、依之拙僧稽古仕罷在候日置流弓

法相伝可仕候、別而者鳴弦之義断絶無御坐候様ニと被 思召上候旨被 仰渡候、私事当九月より大病相

煩、漸頃日快氣仕申候故、立居も自由ニ罷成候間、来春ニ罷成相伝承と申上候得共、拙僧身よはく罷成候付被 仰下事ニ御坐候間、きはり申候而伝受可仕

旨御沙汰之由承知仕申候、今日又々右之通被 仰渡

候、依之明十八日より同廿四日迄一七日之内伝受仕

申候、此節相伝仕候大明見者、直ニ儀御作事之御祈禱ニ可仕候、且又四方からミも相伝仕之由候間、是

も御祈禱ニ奥於御庭相勤可申候、平六居宅ニ而者相伝難成分ケ委細此内申上候ニ付、礒蘇鉄山御茶屋於

御座之間可相勤旨被 仰出候、相良源太夫・伊地知左右衛門・富満彦九郎へも此節相伝ニ鳴弦相伝可仕由被 仰出候、從 太守様木村四郎左衛門へ為御用

之伝受被 仰付度旨、河野八郎左衛門を以被 仰渡候、礒へ四郎左衛門参候而、稽古之義者拙僧より

惣州様達 貴聞可申旨被 仰付候故、源太夫を以伺申上候所ニ、其通可仕由 御意ニ而御坐候、三崎平

太・篠^(破損)新右衛門事、此節御弓之封四方からミ^(破損)其外黒札大分相調申候ニ付、数年弓法執心ニ而、于今稽古心掛申候条、相伝ニ^(符之)伝受仕可仕候、左候而黒札

等急ニ調候義不罷成旨此内奉伺候所ニ、相伝可仕由被 仰出候ニ付、右之人数今日より礒蘇鉄山へ相詰

被申候、右之人数御まかなひ被下候、其外炭・薪・^(飄燭力)臘足・油等入用次第被仰渡、足人足等迄相詰申候、

何歎為指引奥御番河辺臺右衛門相勤被申候、今日より平六召烈儀へ参上仕候首尾源太夫殿へ申上候、

一同十八日 御書院へ射場構、夜入時分平六へ矢初仕らせ申候、

一同廿日 於源殿蘇山^(鉄脱カ)へ御入、鳴弦之道場拝見度被成旨御願二付、道場へ人入候事ハ不罷成候間、ものこしに御拝見可被成と申候而、障子之外より拝見被成候、御重之内御酒拙僧并平六へ被下候故、開キ申候而進上申候、五ツ半時分御立被成候、

一同廿一日 昨夜御約束二付 於源殿御守刀等被遣、壇上ニ召置申候事、

一同廿二日 奥御庭ニ而平六へ四方からミ相伝仕候、御座之内より障子を少御あげ 総州様・於源殿御覽被成候、御庭ニ相良源太夫・伊地知左右衛門・三崎平太・木村四郎左衛門・富満彦九郎参上、九ツ時分

より八ツ過迄ニ相済、御屋敷之四方□^(破損)矢相納ル、陰陽之矢御寝間之上ニ相納申候、

□^(二カ)同廿四日 今朝結願仕候、 総州様御一代御守并御符・御肴一折・御手樽一荷平六より進上仕候、拙僧より昆布一折進上仕候、於源殿へ御一代守并御符・御肴一折・手樽一荷平六より進上申候、拙僧より昆布一折進上仕候、平六事 総州様へ御目見被 仰付、銀壹枚之御目録拝領被 仰付候、拙僧事奥江被召出 総州様へ御目見仕候得者、平六江伝受首尾好相済、一段之事と 御意ニ而御坐候、平六事弓も功御坐候と難有 御意共御坐候、平六指上候御符 総州様被 召上候、於奥御吸物・御酒被下候、於源殿御盃被下、金子百疋之御目録被下之、平六ニも納殿ニ而御吸物・御酒被下、金子百疋之御目録被下御暇仕候、蘇鉄山も仕舞無残所首尾能御坐候、富満伊太夫殿より相良源太夫殿・伊地知左右衛門殿・拙僧振舞ニ而かの方へ参候、

一十二月廿五日 御本丸へ罷出、木村四郎左衛門殿頼

存、此内平六へ弓法伝受仕申候、御祈禱内相調させ

申候、御一代御守・御符并昆布一折太守様へ進上仕

候、則 御前へ被 召出 御盃頂戴仕、御押迄頂キ

私被下盃被 召上、其上御白むく一ツ於 御前四郎

左衛門御取次ニ而拝領仕候、御座下り罷在候得者、

唐人參三匁四郎左衛門御取次ニ而拝領仕候、御礼之

義四郎左衛門殿へ頼存申候而御暇仕候、

一同廿六日 二階堂五郎太夫殿より平六^(へカ)御用申候間、

可罷出旨申来 御屋形へ罷出候得ハ、弓法之御守・

御符進上仕候ニ付、拝領被 仰付之由ニ而白銀式枚

頂戴仕候、

一同日 此内平六へ弓法相伝仕候ニ付、段々 総州様

より難有被 仰付候故、今日相良源太夫殿・木村四

郎左衛門殿・伊地知杢右衛門殿・富満伊太夫殿申入

候、杢右衛門殿者隙入ニ付断ニ而御坐候、伊東一空

老・新納弥兵衛殿・上原十郎左衛門殿内証見舞頼申

候、山之内幸右衛門殿へ料理頼申候、いづれもより

御酒肴平六へ被遣候、

享保十二年乙未^(丁カ)

一正月十日 旧臘二日拝領之御筆之画表具出来仕候ニ

付、御齋切進上仕度旨内々奉頼置候所ニ、今日可被

召上由ニ付、御屋形へ罷出申候、木村四郎左衛門殿

へ万事世話頼存申候、先拙僧御前へ罷出 御筆備

御覽候、左候而御齋切被 召上候ニ付、四郎左衛門

へ相付罷出御挨拶申上候、将監殿・藏人殿・内匠

殿・御近習之衆不残御齋切振舞申候、又 御前へ被

召出軍法之事ニ付御咄とも申上候、味方ケ原勝頼公

之二の見之働、且又小荷駄備を以平手中務備へ掛戦

候信玄公微妙之御働ニ而^(破損)事共申上候、又自然之事

江戸などにて出合申候時、御家中之面々へ 御意可

有御坐事、右ニ付 日新公御詠歌の、酒も水ながれ

も酒となるそかした、情あれ君^(かカ)との葉、此御心

入とも細々申上候、四郎左衛門^(破損)六又大星之事ニ

付而も御心入ニ罷成候義とも段^(タカ)申上候、此義者

殿様計被成御坐候而被 聞召候、来ル十二日可罷出
旨 御意御座候、七ツ半時分御暇仕候、直ニ御下屋
敷へ罷出御祈禱之御守札并昆布一折進上仕候、則
於須磨様御前へ被 召出御吸物・御酒被下、夜入五
ツ時分御暇仕候、

一同十二日 一空老同道いたし御屋形へ罷出候、御座
之間ニ而備置候而被備 御覽候、川中島ニ而待味方
之備之事御咄一空より被申上、待味方之鶴翼之足輕
立 御覽ニ而候、且又雲之平ニ而信玄公・謙信公ト
対陣之図并首実見之図被遊 御覽候、

一同廿五日 一空老同道ニ而、八ツ時分より御暇乞へ
御屋形へ罷出候得者、 御前へ被 召出御手つから
御手拭但、三尺御手拭三ツ拝領仕候、又一空被召出
御たはこ入式ツ拝領、御次ニ而御酒被下御暇可仕旨
御意ニ而、夜入五ツ時分御暇仕候、将監殿より 御
在江戸 御留守ニ一空・可竹折々参会可被成旨、米
良藤右衛門殿を以被達 貴聞候得者、其通可仕由

御意候、此段者将監殿御心入御坐候而、御伺被成置
候旨御直ニ被仰聞候、木村四郎左衛門へ内々申達ル
分ケとも御坐候、山沢十太夫殿へも一所ニ申入筈ニ
候得とも、礮ニ参上ニ付四郎左衛門殿より御達被下
候様ニ頼存候、

一同廿九日 御備一卷ニ付上原十郎左衛門殿へ参、田
中諸右衛門殿申入、何か申談候事、

閏正月
一同十八日 島津将監殿へ一空・拙僧被 召寄候ニ付、
米良藤右衛門殿・木村四郎左衛門殿・田中諸右衛門
殿・上原十郎左衛門殿参上ニ而陣取絵図とも御覽被
成候、

一同十九日 一昨日十七日 於須磨様より 太守様へ
御願被成候而、土佐筆之西行筆紙、文字者一遍上人
之真跡御宝物ニ而御坐候を御覽被成度、内々 御意
ニ而候所ニ只今御下屋敷江被 召置候間、私へ拜見
可仕旨、おちんより申遣候ニ付参上仕候得者、美代

五郎兵衛・拙僧被 召出御料理被下、西行草紙得と
拜見仕申候、久敷拜見仕度念望ニ而御坐候所ニ、忝
儀奉存候、

一 三月廿三日 太守様江戸江 御着之御左右御坐候ニ
付儀へ御祝義ニ參上仕候所ニ、潮音院之參過候得ハ、
総州様御歩行ニ而 御出ニ參合申候故つくはい罷在
候ニ、何方へ參候哉と御意候ニ付、 太守様江戸へ
(着脱力)御府之御祝義ニ參上仕候と申上候得ハ、御屋敷迄參
ニ及不申候、今日者隙かと 御尋故、隙ニ而御坐候
旨申上候得者、被 召烈所候間 御供可仕由ニ付、
杖をつき參候故、潮音院之山へ杖を入申候得者くる
しからず候間、杖つき御供可仕旨 御意候、憚多候
段申上候得とも御やつれ御歩行被成候ニ、却而能候
旨御免故、めつらしき御供之様子ニ御坐候と物笑申
(乏力)上御供仕候、柴居御坐候ニ付御しのひ御見物被遊候、
於源殿も御浅敷へ御先ニ被為參候、平岡(ママ) 鎌田
平右衛門殿竹下辰斎老御供ニ而候、相濟候而御帰館
ニ潮音院之下迄御供仕候、

一 於源殿御病氣御大切ニ付、平六へ大明見御祈禱被
仰付、磯蘇鉄山御茶屋ニ而六月廿二日より七月朔日
までニ成就仕候、伊地知左右衛門・富満彦九郎兩人
被 仰付、小鳴弦者相勤申候、拙僧事病氣故、廿五
日より參候而指南仕、廿八日昼時分御暇仕候、祈禱
内池田益右衛門殿にて何か御尋とも御坐候、廿八日
九日小用通しかね候ニ付、兩度ともに夜半祈願仕、
夜半過兩度共ニ小用大分通し、腫氣もへり申候ニ付、
平六祈禱御相応之由 総州様 御意旨、平六へ彦九
郎を以被 仰聞候、

一 八月二日 御懷之御守進上仕候ニ付、御下屋敷へ參
上仕候所ニ、御屋形之下ニ而參合上候故、御跡より
鼓川江參上仕、御守御直ニ指上申候廻文可遊も參上
ニ而御食とも被下終日相詰申候、 於須磨様御袋唯
光院殿御參被成、八十八之米守(寿力)にいたし候へとて御
縫被成候袋を、平六娘米龜へ被下候、

一 九月廿六日 富満彦九郎參候而申聞候者、 総州様

御意被遊候者、平六事別而身体タイ逼廻仕候段被及 聞

召候、当分御簡カ看略最中之砌ニ御坐候得者、表方よりも大分御心付難被成時節ニ候、尤、御隠居様御方も御同前之御事ニ御坐候得共、平六事芸も御坐候而御用ニ相立申事ニ候間、御隠居様御方へ被 召仕、相応ニ御心付可被遊と被 思召上候、此旨可竹平六へ内々ニ而可申聞候由、御側之人御退被成候而被 御聞候旨奉承知候、別而難有義共ニ奉存候、此上ハ何様ニも 御意次第奉畏候由御請申上候、翌日平六所帯之統方委細書付指出可申旨、比志島隼人殿より彦九郎へ被 仰聞候故、平六より算用仕、隼人殿へ彦九郎ニ而指出申候、

一同廿七日 於須磨様今日法輪院へ被遊 御入候ニ付、御先へ參申候而奉待終日相詰申候、御膳被 召上候時分御相伴鎌田平右衛門殿夫婦・松寿院殿・松井殿・おたせとの・拙僧ニ而御坐候、富満伊太夫殿内儀其外御供之女房衆御坐候、日入時分 御帰館、拙僧事私庵之下橋迄御供仕罷帰候、

享保十三年戊申正月八日

一 正月十一日 平六事儀御用人口五太夫殿より御用之由ニ而罷出候得ハ、儀御普奉行并物奉行加役ニ被 仰付候、伊東善兵衛屋敷被下普請等可仕由ニ而、御銀六貫目拝領被 仰付候、普請等相仕舞、余銀者たくハへ置、重而御無心申上間敷旨被 仰渡候ニ付、儀へ參上仕、島津権左衛門殿ニ而右之御礼申上候、

一同十二日 御本丸へ八ツ前罷出、木村四郎左衛門殿頼存、年首之御祝儀并平六へ難有被 仰付候御礼申上候所ニ 御目見被 仰付、難有 御意ともニ而御坐候、色羽重二脱カ一疋四郎左衛門殿御取次ニ而、於 御前拝領仕候 御下り御ミや之御心にて被下之由承知仕候、御酒被下御暇可仕旨御意ニ而、御近習衆座ニ而御吸物被下候、直ニ御下屋敷へ罷出、平六事難有被 仰付候御礼おたせとのにて申上候得者、則被 召出於 御前御食被下、夜入五ツ時分御暇仕候、平六拝領之屋敷ニ罷移候ハ、 御入被下度旨申上候得者、三月 御入可被下旨 御意ニ而御坐候、夫より

比志島隼人殿へ御礼ニ参候、新納又左衛門殿・松山八郎左衛門事御書被成候状写、此内御約束申候故進し申候、其奥に小幡勘兵衛殿へ杉山八藏殿・庄次郎殿相付被罷居候書御坐候を次候而、同前ニ進申候、是ハ子細有之、此程御咄とも申置候事ニ御坐候、左候而、義岡右京殿へ平六事難有被 仰付候御礼申上候、左候而於岩様へ参上仕、長野殿へ此中大学様御病氣御祈禱之事、潮音院へ百日之護摩被 仰付可然由抱真院と相談仕候旨申達御暇仕候、

一 正月十四日 八ツ後御本丸御近習番所へ罷出候得者、御料理被下、追付伊東一空・拙僧・木村四郎左衛門殿奏者ニ而 御目見被 仰付、二之御丸御茶屋ニ而御備之図将監殿・藏人殿・内匠殿御覽被成候、依之当流并新流之事ニ付、相違之儀共無心置可申上旨被 仰付候故、九ツ過色々之書付又共咄とも申上候、上原十郎左衛門・田中諸右衛門兩人者御台所御門より被 召入候、八ツ過私共参上仕候、福山平太夫殿・町田八郎左衛門殿・二階堂八太夫殿・小笠原彦八

殿・木村四郎左衛門殿・尾上権六殿此人數被相詰、外ニハ足輕など一人も被召通、御近習衆自分ニ何歟持かよひ被成候、十郎左衛門・諸右衛門へハ御酒被下御暇仕候、一空・某者御近習御番所ニ而御吸物・御酒被下、伊地知千右衛門ニ而将監殿・藏人殿・内匠殿へ寒シ申候間、御酒しゐて可被下旨 御意ニ而御坐候、夜九ツ半時いつれも御暇、

一 先比平六事段々難有被 仰付、屋敷をも相求普請仕候、出来仕候ハ、三月者 於須磨様可被遊御入旨、御下屋敷へ参上仕候時分御約束御坐候得共、普請埒明不申、漸四月廿八九日ニ惣様相調候得共、外廻庭之掃除等一向手付不罷成候ニ付、おちん事当年者未宿下り不仕候ニ付、廿八日申上候而平六所へ下ケ申候、其節普請首尾能相済候ニ付、伊東一空老など打寄祝被申候、おちん見分之通之儀可然候、殊ニ近日(梅雨力)露ニ入申候故、秋之時分 御入之事ハ可申上候、しかれとも普請相済候而一向沙汰不申上候も不首尾ニ奉存候間、松井殿へおちん見分之通有体ニ達 貴聞

可申旨申含候、然処二五月十三日・十四日・十五日
之間天氣次第可被遊 御入由、松井殿并おちんより
申来候二付、平六事松井殿迄御礼二指上、私事ハ少
し之御祈禱、五月朔日より相勤五日ニ成就仕候、

一 五月十四日 九ツ半 於須磨様平六所江御入被遊候、
おちん早朝より御先へ參候故、中門之外へ拙僧と罷
出候、平六・彦九郎者門之前江罷出候、米龜ハ若輩
者故おちん召烈罷出候、松井殿・おきちとの・おみ
をとの・おとハとの、(ママ) 納殿衆木村村右衛門
殿兼而被 召烈度旨申上候御医師萩原三看老御供ニ
而候、御先御供衆足輕迄皆御通し、足輕彦人・夫彦
人為御用被召置候、御尉斗上ル、左候而御うす茶・
御吸物指上候、私被 召出御盃被下之御肴迄頂キ申
候、又私盃被 召上候而、是心被 召出御盃被下、
平六・彦九郎・上原十郎左衛門妻一々御盃頂戴仕候、
御盃被下候時私へ金子三百疋之御目録被下之、是心
へ白羽二重壱疋、平六へ御銀三枚之御目録、米龜へ
ひさや一たん、もみ一たん拝領仕候、十郎左衛門妻

へ御帶拝領、彦九郎へも御包物数々拝領仕候、是心
より小重二組、十郎左衛門妻よりも御重一組、彦九
郎よりも、(ママ) 進上仕候、榮寿院殿兼而申上御待請、
松寿殿(院脱カ)も御出之筈二候へとも齒被為痛候二付、弓本のまニ
而御坐候、こはん榮寿院殿・松寿院殿より被下候、
御献立等略して不写、

一 五月十七日 兼而被 仰付候御備図可被遊御覽候間、
可罷出旨承知仕候故、一空同前二御近習座へ參上仕
候、御書院之脇へ兩人被差出、(召カ) 将監殿・藏人殿・内
匠殿より被 仰聞候者、今日図面 御覽二付、異国
方被 仰付置候得とも、島津中務殿も 御前へ御詰
之筈ニ御座候、若於御前二備之義ニ付何か被仰懸事
も可有御坐候得とも、うけなかし申候而かも申間
布、口論らしく差申間敷旨被 仰聞候、左候而、明
日者中務殿被仕置候備図面 御覽之筈ニ候間、十九
日ニハ罷出、中務殿江指上候事、又被 仰上候趣ニ
付存ル旨御坐候ハ、少も心底不殘一はいを可申上
候、明晩ハ夜入候而罷出、中務殿被申上候義も得と

承知可仕候旨被 仰聞候、

一八ツ前御座之間之上之御座へ被 召出、將監殿・中務殿・藏人殿・内匠御烈座、(殿脱カ)町田八左衛門殿・河野八郎左衛門殿・福山平太夫殿・二階堂八太夫殿・木村四郎左衛門殿・尾山権六殿被相詰、先千騎之大図備御覽候、其次二百騎之御備被遊 御覽候、其節中務殿被仰候者、是者雜兵ともに何程之人数(二カ)候哉と被仰候、一空被申候者、空にハしかと覺不申、帳面ニ書記置候と被申候、又被仰候者、此御備者万石之知行ニあて候而之積ニ候哉と御尋候、一空被申候者、知行ニかもひなく仕候と被申候、其次二百騎之御備、備御覽候而少引さかり居申候得者、別而太儀之事仕、苦勞仕候と一空へ 御意御坐候、其引次ニ可竹も苦勞仕候と 御意ニ而御坐候、左候而、御備図者御前へ上置相下(りカ)被申候、(御カ)先手・御前備・御脇備・御後備一々一空より被申上候迄ニ而、何之子細も無御坐候、今日(者カ)諷訪甚六殿御膳進上ニ而一空・私ニも料理被出御酒なと被下、七ツ(破損)御暇仕一空其所へ罷歸候、三崎平太殿・田中諸右衛門殿・新

納弥右衛門殿・宮原五兵衛殿・和田久左衛門殿など見舞ニ而御座候、

一同十八日 今日中務殿備之図并陣屋之図被備 御覽候、

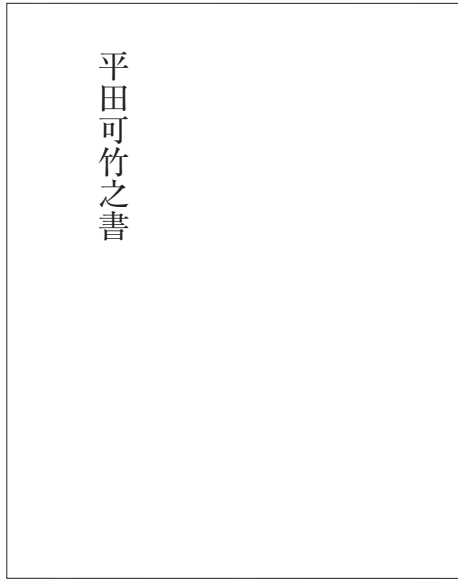
一夜入一空老つれ立御近習へ罷出候得ハ、色々御遠慮被成事共多候間、明日八ツ後兩人共ニ可罷出候、將監殿御暇被成候而御考候得ハ、今晚ハ不入事ニ思召候とて、藏人殿同道御つれ立、五ツ過御退出、私共へハ御暇被下五ツ半御暇、町田八郎左衛門殿・木村四郎左衛門殿・河野八郎左衛門殿・福山平太夫殿・尾上権六殿・二階八太夫殿(殿脱カ)いづれも參上ニ而候、

一同十九日 一空老と八ツ後御近習へ罷出候、

平田可竹之書

(表紙)

平田可竹之書



平田可竹之書



夫軍法ヲ習フ者ハ、軍法ヲ以テ自性本源ヲ能知テ己ヲ修ム、弓馬一切之兵術モ亦爾也、

一世ノ人芸能ヲ習フヲ見ルニ、其芸才ヲ以テ身ヲ立、人ニシラレテ名ヲ揚、主君ニモ能思ハレントノミ心掛テ、名聞利用ヲ貪ル心ニ縛セラレテ、更ニ自己ノ心王(符カ)ヲニ魔王ノ大敵有コトヲ夢ニモ不知シテ、ウワノ空ナル利根分別ヲ以テ、無智ナルモノニハ智アルヲ以テ勝ント着シ、鈍氣ナル者ニハ鋭ナルヲ以テナリ、夫々ニ対シテ千變万化スルヲ至極ノコトトハカリ思フ、如是ノ人只理ニホコツテ実解ナキ故ニ、心中ノ魔王軍ヲ出セハ必トリコトナル、此魔王ニ三人ノ大将アリ、貪瞋痴是也、此三將不図アツク起來ル時ハ上天子及国主タリト雖モ、カレヲ防ントスル(ニカ)二百万人數ヲ以テモフセクコト不能、金銀米錢ヲ以テモフセクコト買取ルコトモ不叶、纔ニ透問アレハ即駈入テ心王ヲ攻惱ス故、平生心王ノ宮中安全ナルコトナフシテ騒動止ムコトナシ、貪瞋痴ノ為ニナヤマサル、人九人アリ、

貪欲ヨリ攻ラル、三人ノ事

一大身ニテ貪欲ヨリ攻ラレテ亡シ人、唐土 日本古今ヲ見ニ不可勝計、ワツラハシク其名ヲ不記、皆是微妙心(ナカ)□リシテ、一庄持テハ一國ヲ貪リ其次ハ天下ヲ思フ、左様ノ大将ハ唐土・天竺(竺)乃至三千世界ヲ領ストモ、貪欲ヲ滅スルノ大将ヲ得サレハ、一世安堵ナクシテ亡ヒ禍及子孫(孫)、金銀一切ノ財宝ヲ分モナク貪リホシカリテ我物ニシテ藏ノ内ニ満スレトモ、親子兄弟無二ノ知音(知カ)貧苦スレトモ、一粒一錢モアタユル慈悲ナキ人アリ、是ハ畜生ダニ恩愛ヲシル、ソレニ劣リヌレハ不及申也、

二物数寄や此物数寄ニ溺ル、人ハ、大身ハ國ヲ失ヒ小身ハ家ヲ滅スルナリ、是ニ付段々有之故一ニヲ以書之、一々無石ヨリ百石マテ武器(刀カ)脇指・弓・鉄砲一切ノ兵具無余計人ハ数々ノ道具調難成ニ付、我カ是ト存ル得道具一通ヲ打見ルニ、見苦キト見ヘヌ程ニ拵ヘ置ヘキニヤ、サテモ結構ト見ユルハ分ニ過タル(也カ)□心アル人ハ却テ愚ナ□ト可存候、子細ハ人々相応ニ親兄弟・妻子・下人等格護スルコトニ候エハ、

タトヒ三百石・五百石持タル人モ、内証豊ナルハ百人ニ二三三人ニテ候、或ハ老父ノカラキ奉公ヲシテタワエタル財宝モアリ、或ハ父(老母カ)ノ身苦シテ漸ク持立タル身代(平田可竹状より補)も有、今又父母の辛苦して世わたりをし、妻や召仕△ノ者モ、朝ヨリ暮々ヨリ朝ニ至迄安キ心モナク世ヲ過ル人十人カ七八人、如此シテ一衣サエ着シカタキ方モ顧ミス、我ホシキマ、物数寄シテ親兄弟・妻子ニ物思ハヤテ氣モツカスシテ居ル人者、籠鳥ヲ楽シム心ニ同シ、物ヲ傷シメテ己カ楽ミトスルヲ悪人ト申候、道ヲ学フ人凡彈(爪カ)キ可仕事ニ候、サレトモ武士ノ役ナレハナクテ叶ハン物ハ、親ニヒモ(也カ)妻子ニモコトハリテ調フヘキ事也、心アル親・妻子ハ、己カ一衣ヲキストモ主君ノ御為ナレハ、我身ノコトハ不苦ナト云ハン者、涙コホレテイト、結構ニハ調ヘカタカラン、然ルヲ利運ニ鼻ノサキニテ、余程ノ心掛ナレハコリカクハシタルナト自慢スルハ武士道ニテ可有御座候哉、名将ノ軍ヲ能シタマヒテ勝チ、末代迄毛人ノ貴ヒ奉ルハ、悪將ノ無理ヲシテ国民ヲ悩スヲウツテ國ヲ能治メ万民豊饒ナラシメ玉

フ故也、我欲ヲ以国ヲ貪取タル大将長久ナルハ古今一人モ無御座候、其下ノ士高名ヲシ知行ヲ取ルハ一家安全ナラシメンカ為ナリ、〔己カカ〕奢ヲキワメントテ取タル知行、終ニハ其身ヲ滅亡シテ末代マテ悪名ヲ残、畢竟大身ハ国ヲ治メ小身ハ家ヲ修ルノ外別ニ無之候、然ルニ治国ニテ物スキニ迷ヒテ家ヲ潰潰カシテ、貪欲ノカ□タメニツフサル、ハ扱モ口惜キ事ニ候、左様ノ人ハ道ノ根元ヲ明ニ極メス、名利ヲ好ム人ト可思召候、又身上ヲ上手ニクラシテ余銀ヲ以妻子・下人等ニカラキ目ヲミセス、武器等結構スルハ心掛ノヨキ人ニテ候、夫トテモ満レハカクル道理ヲワスレ申間敷事肝要ニ候、仏ハ一切衆生ヲ子ノ如クアハレミ玉フト申事ニ候、有程ニ迄コソナクトモ一ツ家ノ中〔衍カ〕ノ中ニアル無余儀父母・妻子ハセメテ憐ミノ心ナクハ、畜生・人間何ヲ以テカ別タシヤ、形ヲ以テ云フヘカラス、心ニ人畜ノ差別アルコト慥ニ可存儀尤ニ候、成程事ノカケヌヤウヲ本意トシテ、心ノホシヒマ、ニ物数寄スル事可禁事候、

武具サヘ能心ヲ付テ見候ヘハヨシナキコトノ多候ニ、

衣類ナトニ物スキシテ、イカツモツミ重ネテ楽ト思フ人モ有リ、是ハ、姿ハ男ニテ女人ノ分別ニカワラス浅マシキコトニ候、昔シ石谷茂兵衛殿ト申御旗本衆ハ、打着タルマテニテ其ヲ用ニタ、又迄着古シタル時ツクリ替へ、一生ノ内振舞ノ枕・折敷モ其入ル時損金ヲ以テ借物ト承候ツ、〔分式カ〕ツノ外櫃モ所持不被成候ト承候、七百石ノ知行ニテスタヤカナル若党下人十人扶持シテ、今何事ト云ン時手ノツカヘヌヤウニシテ朝夕モ上一座ニテ料理ヲマイリ候、板敷ニ円坐シキタル食坐有之ト承及申候、此人ヲ手本ニシテ暗暗カレナル時着スル一通リノ外無用ノ事ト存申候、〔三脱カ〕人ニ物ヲクレスコシ気味ニテ人ニ物言晴晴カタテ仕ル人有リ、是モ名聞ヲ貪心ヨリ出候、我等コトキ気味カ□ニテ人ニ物ヲツカハシテ後悔為仕コト幾度モ御坐候、後悔スルホトナラハイラヌ事ニテ候、心中ノ潔キト申事ハ、クレヘキ物ヲクレ、クレマシキ物ヲクレネハ、求サレトモヲノツカラ潔キヨク候間、気味ニノリ候コト物言分別仕度コトニ候、又清タテ仕ルハ本清キ人ノ上ニハ無キコトニ候、清クナキ人ニ清タテ

ハ御座候、スミキリタル水ヲ見テスマサント思フ人
ハ一人モ有間敷候、少ニテモ濁リタル水ヲ見ラハス
マセテト人々存候故、清タテハ人ヨリ心ノ濁リ情愚
案仕リ候ニ、貴人タル人ノスルワサト存申候、或ハ
出頭人ナトノ恩ヲ蒙リナカラ其御方エ無音シテ居ル
人ノ心ヲハカルニ、常ニ我トシタシキ友ト寄アツマ
リテハ清タテヲシテ、貴人・出頭人へ立入スル人ヲ
穴サカサマニソシリテ慰ム故、其葉(言脱カ)タガヘシト分別
シテ又集リテソシリ人ニ見ラレ聞レテハ恥カシト思
ヲ、大恩ヲ蒙リシ人ニ無音シテ其恩アタヘシ、人ヨ
リモ水タサヲモク思ハレ、或ハ其事ニタツサハリシ人々
ヨリモ恩ヲシラヌ人カナト云レンハ、人タルモノ、
上ニ是ヨリ外ニ恥辱有ヘカラス、タトヘ人ヨリ悪ク
云レソシラル、トモ、身ニカヘ立入スルコソ武士道
ニテ候、一度ウケシ恩ヲカエスコトアルヘク候ヤ、
此所幾度トモ工夫分別シテ落着スヘキコトニ候、又
此次ニ、人ハ時ノ宜ヲ知テ世ニシタカハネハナラン
コト也ト物ノ本ニアルヲ見、又ハ智者達ノ被仰ヲ聞
テ貴人ヤ出頭人ニ立入シテ、我ハ能時ヲ知タルト心

得タル人ハ極上ノヲヒゲノ塵取ニテ候、智者ノ被仰
ト物ノ本トニアル心ヲ工夫仕候ニ、貴人・出頭人ノ
コトヲイワレモ能シラスシテ、人ニカ口ウラニ付テソ
シラス、節句日・礼日ナトニ能見舞テ有ルヘキヤウ
ニシテ貴人・出頭人ニタテツカス、真直ニシテ世ヲ
渡リ候カ時ヲ知テ背カスト云ヘキヤト考申候、若又
少シハ諂ヒテモクルシカラスト云人有トモ、道ヲ知
ル人何ソ心ヲ変センヤ、人ニカワリテ背ト人ニカワ
リテ諂フトハ、至テ一ツ事ニテ実ノ道ニハ遙ニヘ
タ、リ申候、能々アチワヒテ得心可被成候、
右貪欲ヲ退治スル味方ノ大将ハ智是也、物ノ善悪ヲ
弁エ候コトハ智ニテ候、智以テ慥カニ善悪ヲ弁ヘヌ
故ニ貪欲(衍カ)ニ貪欲(レカ)ニ惱サレ、主君ノ御恩、親ノ慈悲ヲ
モ不顧ミシテ人ヨリ後指ヲサシ候、此智ヲ人々存候
ハ大方物ノ本ヲ多ク見、人ノシラヌ事ヲ広く知タル
ヲハ第一ノヨキコトト存候、故ニ若キ衆智者ニナラ
ント思テモ急ニナル事不能、器用(不器用脱カ)アル故ニ人毎ニ不
叶、是ハ智ト云大将ノ心中ヲ能クタメシテ知ヌ故
コ、ニテ事ヲ欠ン、此智ト云大将ハ一文不通ニシテ

モ大智ノ人有、如何トナレハ物知達ノ善ト知り玉フ
コトハ、一文不通ノモノモ善ト智テ不擬ツカハ能合点ス、
悪事ト智者ノ被仰事ハ、又悪キト微（微カ）スル故ニ誓テ悪
事ヲナサス、是本来我ニ具シタル実智ニシテ外ヨリ
入ルニモ非ス、内ヨリツクリ出スニモアラス、自性
自然ト備リタル微妙ノ智ニシテ、天地八方ニ通微シ
テ人一言ヲ不出以前ニ其機ヲ知テ一気貪ント起ル時、
早智將一打ニ打破スレハ欲ノ大将起リ不得シテ敗北
スル故、心王ノ宮中安全ナル事如虚空、此智將ヲツ
カヒ得サレハ貪欲ノ大将勝ニ乗テ遂ニ攻ツフサル、
也、貪欲ノオサヘニ必智將ヲ可置事、味方配リノ第
一也、

曠患ヨリ攻ラル、三人

一 曠患ノ大将雷ノ落カ、ル如ク攻来ル時ハ、善惡トモ
ニ忘却シテ曠火ニ焼立ラレテ心王ウロタユル、故ニ
一ツトシテ道理ナル事ナシ、タトヒ我理ヲ以テモ過
言スル故身ヲ害セラル、主人ノ被仰付コト、親ノ教
訓ヲモ背クナリ、是主人公ヲ焼ル、故ニ正体ナキナ

リ、

二 曠患タカキ人ハ傍輩或下人ニ用事ヲ申付ル時ニ、少
モ滞リ有カ又ハ合点ヲソキカ、何事ニ付テモ早曠患
ノ火燃立、目口ヲハリ怒テ人ノ信ヲサマサスルナリ、
此人身ヲ亡スコト疑ナシ、先貴人ニ向テモ顔持悪ク
物言アラク、惣ニ我意ナル故高宦ノ人ニキラハル、
タトヒ無ニ懇ナル人モ思ヒ寄ライワス、物コトア
ケテトヲサル、物也、剩江其身モ人ノ異見ヲキラヒ
テ垣ヲスルナリ、此人大キニ損多シ、縦尤ノ道理ヲ
申出シテモ又平生ノ義立トテ人トリモタス、召仕ノ
下人サエ又クセニテ無理イワル、ト心ニ歎キ思ヒテ、
尤ナルコトモ申付ルコトヲ聞ヌモノナリ、サレトモ
其心ヲ不察セ己カ心ノ如クセントノミ思フ故ニ、後
ニハ打果スコトニ成テ、却テ己レカ身ヲ成敗スルカ
如クニ滅亡ス、

三 別而曠患高キ人ヲ狂犬者ト申候也、何事モナキニ人
ヲ喰フ犬ニタトヘタリ、道ヲ行ニ狂犬有テ、鼻ニシ
ハラヨセイカミカ、ルハサテイヤナ物ナレトモ、人
ノ見ヌ所ニ而喰掛レハ、若キ人々ヨリ拔討ニセラレ

テ、ヨシナキ死ヲスル故ニ犬死ト申候也、或ハ杖ニテウタレ石ニテイタメラレ候コト、皆是己カ瞋恚ヨリ起テ我ト我身ヲ亡ス也、瞋恚ニ付三段アリ、我ハ常ニ服立^{服カ}テ悪事多シト分別シテ居ル人アリ、是ハ人前ニテ口マテ出タルコトモ押しテ云不出、是ハ平生我非ヲ知テ備アル故後ニハヨク成人也、其次ニ常ハ左思ヒテモ怵ヘカネ、貴人・高人或可敬人ノ前ヲモ不憚、無慚放逸ニ高声シテイカサレ共、^{ル脱カ}恥ヲ知テ後悔スル人ハ能友ニナレ、又ハ知識エ立入道ヲ聞テ修行セハ漸々瞋恚ヤムヘシ、其次ニ貴人・高人・可敬人ノ前ヲモ不顧、瞋恚ノ火ニ焼レテ我意ニマカセテイヒ行フ人ハ先ノ犬ノコトシ、ムタト死シテ家ヲ滅シ末代マテモ悪名ヲ残スコト必定セリ、親兄^面ニ面^{シカ}ヲフリヲシ、下々ニハ二十三十二成者迄杖取ヲシ、後ニ悔ム事モナク恥ヲ知ス候、是瞋恚ノ大将心王ノ本城ニ攻入テ心王ヲ擒ニセラレタル故、心ノ働少モ不成、故ニ行住座臥イカリノ火タヘス、顏持悪ク声アリアラク、家内ハ不及申隣ノ人マテ希ヒ有也ト沙汰スル也、若異見スル人アリテモ心王ヲ踏ツフサレテ

頭ヲアケサセヌ故ニ、敵ノ大将ノ瞋恚カ受取テ云ヤウ、夫ハヨキ事我トモハナラヌト返答シ、平生人ノ科ハカリカソヘテ我ヲ改ル心少モナキ人ハ生涯ノ恥ナリ、カヤウノ事ヲ聞テモ我悪心直スヘキトモ思ハヌ人ヲ、無縁ノ衆生難度トテ仏ノ三不能ノ一ツニテ大事ノ因果^{行カ}ニ二候、右ノ瞋恚ヲ治ル大将ハ仁是也、此仁ハ上天子ヨリ下我等迄備リタル仁ナリ、喜ヲ見テハ顔色柔也、憂ヲ見テハ涙ヲコボス、自然ト己ニ具足ノ仁也、一天四海ノ内此仁ヲ不尊ト云事ナシ、此明將ヲ以テ瞋恚ヲ降参サスルヘシ、瞋恚俄ニ攻来ルトキ俄ニ城廓ヲ構ントシテモ不叶故、先心王ノ城ヲ能構フヘキナリ、其城ノ場ヲ見分スルニ陰難ノ地ヲ不可用、堀ヲモ堀ヘカラス、平等ノ地心王ノ堅固ノ居城也、本来心王ノ宮中ニハ、貪ルヘキ臣下ナク欲ヲタクムヘキ盜賊ナシ、瞋恚ヲ起スヘキ悪人モナシ、其城ノ広キコト虚空ニ等キ故、大勢ヲ以マトハントスレトモ不叶、堅固ヲ不構レハ可敗城廓モナシ、直ニ心王ヲ擒ニセントスレハ、此心王無相ニシテ形チナキ故ニ見コト

不能、無カト思ヘハ面門ヨリ出入シテ自由自在ナル
コト神モ測ルコトアタハス、此城ノ平等堅固ヲ不知
シテ、險難ヲ頼テ險難ノ有想ニ執着シ落城シタル事
多シ、吉野ノ城モ山險シキヲ頼タル故ニ纔ノ小勢ヲ
以テ一時ニ攻落サル、如此類不可勝計、平等堅固ヲ
能知得テ險難ヲ用テ險難ヲ不頼ハ、險難弥堅固トナ
ルヘシ、平等堅固ハ大将正直ニシテ平等心ナレハ士
卒自堅固一味和合ス、一味和合ノ所則無心無相、是
実相中道実也、(相脱カ)此心王ニ奉付第一ノ臣下ハ仁也、此
仁ハ心王ノ宮中ニ年久シク住テ心王ヲ能知故人(ニカ)□語
テ曰、心王ノ宮中ニハ貪(欲脱カ)・瞋恚・愚痴ノ可住所ナク、
本来心王ハ無心無相ノ故ニ敵ナシ、然レトモ心王有
心ナラントスル時三毒窺ヒ来ル、此時仁ノ大将少モ
不動微笑シテ戰ヲ不好、堪忍ノ忠士ニ申付テ堅ク城
(ヲカ)□守ラシムルニ瞋恚敗北セスト云コトナシ、心王本
無相ナレハ三毒モ又本無相ナリ、畢(竟カ)竜空ニシテ心王
仮ニ有心ナレハ、三毒モ仮起リ来ツテ不実ト云コト
ヲ能得心セスシテ我身ヲ実有ル物ト自貪リ思フ、故
ニ貪瞋痴キノ来テ心王ヲ攻ルナリ、敵味方或ハ貪瞋

痴智仁勇ト名付テ取捨スルコト一切唯心造也、無心
ナレハ一切ノ塵勞・妄相(想カ)敵味方ト隔タルモノナシ、
時ニ自智有仁アリ、勇アリ、一切放下セスシテ得失
是非勝負ヲ思量セスンハ、万々歳工夫ヲ用ルトモ名
将名人心地ニ到得マシキ也、故ニ信玄公モ仏道ニ心
掛ナクハ武道不心掛ト被仰候ハ爰ニテ候半ト愚人ナ
カラ存申候、

愚痴ヨリ攻ラル、(三人カ)□

一先ニ書ス貪瞋ノタメニ一生ナヤマサレ、或ハ身亡シ
国家ヲ失フト云コトヲ幾度カ聞、幾度カ異見セラル
レトモ、我身ヲ攻ルヘキト思フ心ツカス、不動如山
ノ人ハ愚痴ノ為ニ攻惱サレタル大病人ニテ候、

二人ヨリ異見ニ逢、貪瞋ノ為ニ心ヲクラマサレ惡道ニ
サマヨフコト恥カシト存シ候テモ、其時計リニテ改
ルコトモナク延々ニスル人有、此人ノクセトシテ知
識ト云人ヲ聞及テモ立入セス、芸能ノ師有テ金言妙
句ヲイエトモ、ヨキ所ハ不感シテ悪キ所ヲ揚テ人ニ
モ云ヒ、心ニ欺テ人ノ上ハイハルレトモ、其身ハ如

此ナト、膝ヲユブリテ手拍子ニテ、己ハ高クウチアガリ云ヒ慰ム人アリ、左様ノ人ノ友ヲ見レハ皆吾ヨリ年弟、又年長テモ左様ノト云人ヲ近ツケ、己レ第一ノ能キ人ニナリ居ル也、其裏ニテ候故、我ヨリ力量アルカ信実ニ真ナル人ヲキラフテ、仮ニモ出合テハ、ウソ目ヲツカヒ色々偽テハツシ、其座ニ長居スルコトナキ故ニ、何トシテ己カ科ヲ改ルコト有ヘキカ、日々夜々我ニ慢邪見増長シテ大真実ニ徹底スルコトアタハスノカレス、親類ナト救ントモ左様ノ人ノクセ上剛アル故、口論シテ却テ互ノ為ニモナラヌト考フル故^(ニカ)□^(カ脱カ)十人九人心ニ思テモ申出サヌ物也、嗟^(呼カ)嗟如何セシ、業因ノナス所命ニモカワラント思フ、父母ノ心不可不察セ、現世如此ナラレハ未来誰カ可救、昨日思^(ヲカ)二思^(ヘカ)□ハ今日思ヲナス、故ニ明日賞ヲ賜フ、昨日悪ヲ思ヘハ今日悪ヲナス、故ニ明日罰ヲ蒙^(リカ)レ不見乎、過現未ノ因縁近クツ、ムル時ハ、心ニ善ヲ思ヘハ則善言ヲ吐、故ニ人敬フ、心ニ悪ヲ思ヘハ則悪事ヲ云出ス、故ニ人イヤシミニクム、爰ヲ以來世ノ浄土・地獄ノ業疑、心有ヤ否ヤ、

三我悪キ所アルヲ人異見スレハ、其口裏ニ付サマノ申開ヲシテ随分ヨキ人ニ見^(逃カ)透ント利口立スル人アリ、此人打見ニハ分別^(平田可竹状)有^(通カ)けにして、到テ愚痴ノ至極にて候、己か悪を返照するを利発と言、己か△非ヲフセクヲ愚鈍ト申候、タトヘハ道ヲ論スルニ我非ヲ打レテ少モ我意不立^(ハ)一徳ヲ得、我意ヲ以テ論スル時ハ心ニ強慢ヲ増、人ニ瞋恚ヲ起サスル也、無我法中真我アリトこそ菩提心論ニモ御坐候、吾我ノ見アラハ道ヲ成就スルコト、^(有間敷候脱カ)右ノ愚痴ハ三毒ノ内スケレテ剛強ノ敵ナレハ、味方ノ勇將ナラテハ退治難成候、貪欲ニセメラル、トキモ瞋恚ニセメラル、トキモ、悉ク心王ノ負トナルコトハ此愚痴ノ大将能心王光ヲ掩フ、故ニ自己ヲ改ル心得ナクシテ主人公ヲウハワル、此時勇將ヲ用テ戦シムルニ勝利ヲ不得ト云コトナシ、タトエハ此事ヲナセハ悪ト思フコトモ、我スキ好ムコトハ必延々ニ成モノ也、其時勇將ヲツカヒ得レハ其好ム所ヲフスト引切テ打ツブス故、金鉄ノ如クナル勇將モ不亡ト云コトナシ、智仁勇ノ三徳トイヘトモ必勇ヲ先トス、

智者ニナラントスルモ幾度カ睡来ルヘキ、其儘寢候ハ、物ヲ知ル事人ニ増ルコト不可叶、ソコニテ勇ヲハゲマシ勤タランハ一智ヲ得ヘシ、仁ナラント思フトモ欲ヲ去ラスンハ仁者トイハシ、貪欲也、欲凡心ノ好所一切事皆ヤメカタキコトニテ、人ノ命ニ替ヘテ楽トスルコト也、此勇將不分別ニシテ一陣ニ駈出一棒ヲ揮ニ、一天ノ中ニテ打滅セ物ナシ、然レハ心王ノ先陣ハ此勇將ニシクハナシ、一切ノ悪事ニ迷ヒ貪瞋痴ニ悩サル、人皆勇ナキノ人也、血氣ノ勇ト云ハ我意ヲ以貪瞋痴ノタメニツカハル、勇ナリ、武士タル人三毒ヲ治メスンハ勇ナキノ人也、可恥ノ甚也、願クハ此勇ヲ二六時中可得用事一生ノ肝要ナルヘキヤ、

拙僧俗ニテ罷在候内、御親父祐房丈ヨリ甲州流軍学ノ儀ニ付段々御相伝ヲ得、極意ノ所迄御伝受仕、誠ニ武士ノ真理ヲ承候事一生ナラヌ冥加ニ候、貴殿御事モ祐房丈ノ志ヲ継キ、軍学御修行ト承大悅ノ至ニ候、親タル人ノ数寄好事ニ我不得手ノ事ニテ候トイエトモ、其志ヲ継キ修行シテ一生下手ニ

テ終ルトモ忝ク心入ニ候、如何(トカ)□ナレハ親存生ノ内合体ニシテ互ニ道ヲ論シ樂マンハ第一孝行ニテ候、己々ノ得手不得手候エハ其不得手ノ事ハ打捨得手ヲ仕リ得テ主君ノ御為ニ成候エ(トカ)申ハ親ノ心ニテ候、少モ我ニ依怙ナキ故ナリ、イカニ不得手ニテモ身命ヲ捨テ習ヒ受給シ事ヲ余所ニ見ンヤト信実ニ思フ心ハ為子者ノ志ナリ、愚ニ似候ヘトモ可及其智、不可及其愚ト論語ニモ御座候、必以只今ノ志御替被成間敷候、依之祐房丈ノ為報厚志愚意ヲ残書付致進覽候、御一覽候テ万ニ一ツ軍学ノ(不脱カ)便ニ罷成、武士道ニ御志深ク染入候ハ、幸ニ存申候、

一何レノ道モ今日ノ上ライタツラニ罷居候テハ成就不罷成候、於御当国ニ名人上手ト申人ノ事ヲ承及申候ニ、其道ニ身命ヲ投打候ヨリ別ニ近道無之ト相見得申候、無左候テ上手名人ニ成候ハ一人モ無御坐候、祐房丈ト拙僧此已前ハ屋敷次ニ罷在候故互ニ能存候、始ハ天流ノ鎧ヲ稽古被成、垂水ニ師匠御坐候而御通被成候事十年余、鎧一辺ニテ昼夜余事無御坐候、其

内弓・兵法其外武芸何色ニヨラス大体形御付候、只今時ノ人御奉公ニ隙ナシト云ヒ、遠路ノ師ナレハ不可叶ト云、或ハ貧ニシテナラスト申候、皆偽ニテ候、御奉公ニ隙ナキ人碁ウチ将基ヲサ、レ候、歌ヲ読、詩モツクラレ候ト相見得申候、夜咄ナトハ鶏ノ啼迄被致候、如此ノ類皆スルコトナラヌ迄御奉公ニ隙入候ハ、不氣根ナル当世ノ人身命ツ、キ申間敷候、貧ニシテナラヌ申セドモ、東郷重位ハ金細工稽古ニ上方ニ上リテ、少ノ隙ヲ得テハ兵法ヲ習ヒ示現流ヲ伝ヘテ下リ、園ノ梅ノ木三年ニ打カラシテ名人トナリ、又東郷馬^(長力)左エ門重尚モ貧ニシテ、巻ハラヲ射ルニ灯モナク、夕、ミニ草履ヲトチツケ其ヲ踏テ稽古被成候、加治木ニ居住故鹿兒島ニカケテ一日越ニ通ヒテ三年修行被成候、兩人共ニ貧者ニテ候ハ共名人トテ今沙汰仕候、兎角申事ハ皆芸能ニ心ノ乗又故ニ候、祐房丈其後甲州流軍学被成候ニ付拙僧ニモ同学仕候、爰ニテモ師五人程ニ立入、其師ノ是迄ト云所迄究メ尽シテ上方エ御上リ、勢州桑名迄御越シ奥儀ヲ伝ヘ成就被成候、是ハ居ナカラ名利利用ノ為ニス

ルトハ各別^(格カ)ナル仕方ニテ候、御吟味役迄被仰付地頭職マテ成タル人ノ家来只一人ニテ御上リ、世上ノ評判ヲモ不看、一大事ヲ究メンタメ皆不分別ノ働ニテ候、人ノソシリ跡先ノ考ニカ、ワリ候人ハ一芸ヲ得心スルコト難成候、是ハ平生御奉公方世間ノ交リノコトニテハナク候、武士ノ芸能修行ノコトハ分別ノ外ニ妙所御坐候、此所ヲ如何ニモト合点シテ不分別ニ働ク人無御坐候故、名ヲ揚ル人ナキコト尤ニテ候、信実ハ天心ヲ動スコトニ候エハ、イツレノ師ニモ憐ミヲ垂テ奥儀ヲ極メ御下リ候故、不求殿中ニ被召神妙ニ被思召旨御褒美被仰出拜領物等御坐候、武芸ニ付ケ様ノ事昔ハ不存候、私共一代ニハ無御坐候、此本ハ信実一ツニ極リ申候、当世ノ人一芸ヲ学トイヘトモ習タル迄ニテ疑モサシテヲコラネハ、疑ヲキルヘキトモセス人並ニウキ世ヲ徘徊シ、上カハ計ヲ張マワシテ只ノ人ニテ遊興ニ耽リ、イタアリキニテク^(ツラ脱カ)ラサレ候、道ト申者ハ心ニ会得スレハ、弥高ク弥深ク弥堅ク弥柔ニシテ、見程ツキヌ間程進ミ、身ヲ終迄成就ハナキト知ルカ道ヲ少シ心カケタルト申ヘク

候、油断シテ打置人ハ其道ニ得心ナキ故ニ、イタツ
 ラナルコトヲ好ミ慰候、其道ニ通徹シヌレハ、長キ
 夜ノ眠リヲモ忘レ長キ日ノ暮シコトモ惜キ心ニテ候
 エハ、何ゾイタツラニ日ヲ送シ、時々刻々無間断修
 行シテ後ニハ苦モ不思樂トモ不思、今日モ〳〵其事
 ニテ日ヲクラス人ハ只人ニテ無御坐候、愚親私若輩
 ノ時ニ度々教訓仕候ニ、一芸ヲ習人其道ニ思入、余
 事ヲ忘却シ、人ヨリタハケモノト呼レサラン人ハ上
 手ニ成カタシ、一度タワケトヨハル、ホト志ヲ一途
 ニ究メヨト申聞セ候故、弓法ヲ拾一歳ヨリ十七歳ノ
 春迄心カケ、愚親ニヲクレ、其後四十歳マテ冬夜ノ
 寒キモキラハス弓ヲ枕ニシテ臥、幾夜カ夜ヲ射アカ
 シテ直ニ的ヲモ仕候、心ニ存アタルコト候ヘハ難止
 シテ曉方ニモ火繩ニ火ヲ付テ仕候、夏ハ丸（裸カ）緑ニテ自
 分ニ失（矢カ）ヲ取アヒ水ニナリテ日ヲ暮シ候コト三十年、
 其内軍学モ十七年程夜白心カケ申候エトモ、鈍根ニ
 シテ一芸モ其妙ヲ不得候故出家仕候、以後其慚愧不
 少、朝ハ七ツニ起、夜ハ睡り凌キカタキヲ限リト仕
 候事十三年、然レトモ煩惱ノ雲厚ク吹ハラウベキ風

ノ弱キ故ニ發明不仕候、乍然仏弟子罷成候事ノ忝サ
 ニ臨終ヲ限リト存極（メカ）ノ候ヘハ外ニ望無座（御脱カ）、ケ様ニ書
 付申候事如何ニ候ヘトモ、如此修行仕候ニサエ難叶
 コトニ候間、能々御油断ナキ様ニト存候テ祐房丈ト
 愚僧ト存生之内互ニ証拠ニテ偽少モ無之故書付申候、
 必ス御他見被下間敷候、已上、

享保三戊竜集二月上旬漸日平田可竹判

伊東五右衛門殿

此書は文久三年亥十月廿二日、一夜借用ニ而惣而写
 不終也、

名越主税平時成

盛年十七才



緊要子弟訓

(表紙)

緊要子弟訓

緊要子弟訓 上下

緊要子弟訓序(第九)

予人シラス聖賢ノ経伝ヲ伺ヒ、兵書ヲ読、広ク和漢ノ歴史ヲ見、或ハ詩歌・文章・仏・老莊ノ冊ヲ掌ニシ、或ハ古老ニ由テ云ヒ伝ヲ聞キ、然リト雖モ資稟之氣ヲ受事薄シテ、目ノ過ル所耳ニ聞所是ヲ胸ニ記スル事難シ、因テ古賢ノ嘉言・善行・雄略・才弁・識

断・礼式・陳備ノ類ヲシルシテ左ニオキ、温故新シク予カ心ヨリ出タルノ義論弁疑、是ヲモ問々シルシテ右ニオキナガラ、才進ム事ヲ試ケラシ、ツモレバ塵モ山トコトノ葉ノ御歌イツワリナラザレバ、年ヲ経テ(マ)紙多クナリヌ、左置ノ文句ハ著述セシ書籍(籍カ)ノ中ニ書加シ事多シ、是ハ後世志士ノ助・才力ニ近キモアルベシ、記テ右ニ置、オヲ試シノ文ハ、父子兄弟ニ交仕フルノ言行ノ助ト成ヌベキモノ有ヌベシ、故ニ今ヲ記テ緊要子弟訓ト名ツケテ子孫ノ家訓トセントス、シカシナカラ我壯年ノ志操ハ老後ノ及フ処ニアラザレバ、義理ハ粗也トイヘトモ身ノ戒慎ニセムトテ、又卓ノ左右ニ置テ時々見之ト云爾、天明二年壬寅冬十二月甲辰日、薩州鹿兒島ノ城郭内之志士久保氏紀之英序之英先生五十三歳之御著述也、天明二年壬寅之歳ヨリ当元治元年甲子之歳ニ至リ八拾三年ニ成也、

緊要子弟訓ヲヨムホウ

一係人倫ノ大倫事又ハ人物ノ評判没カ如シトイヘトモ、

読人ノ為論義之端記之、

一有謂為志高之学士、有謂為志於武人、凡平生体ノ人ノ為ニ云フ事有、

一古今ノ事ヲ為ヲ述ブル序、当国ノ士道ニ志スト思フ

ヲバ、顯其名而論之、於不合我志者、世ニ名師高役

トシテ称之トモ、或人何某ト載之註其名ヲ出モ有、

一經伝ノ本旨ハ諸ノ末書ニ深切明白也、間々載此書專

述余意、予カ心ノ向フ処ヲ記ス、

一詩歌ハ是ヲ便ニ道理ヲカタル、

緊要子第訓卷之第一目錄

長語十篇

一 定四五十而孝之名

二 恥与怒為主學問

三 讀御系図

四 知善惡之本

五 吟古語古歌二説

二 知士之家風

三 讀軍書

四 知政道之難

五 弁心与氣

短語

七十二章

四十五十孝之名定弁

一惣シテ人ハ老タルホド悲シキハナシ、幼少ノ時ハ父

母ニ愛セラレ、飲食・遊戯・寤寝ノ程ヨキヨリ寒暑

風雨、父母ヲシテ心ヲ尽サシメスト云フ事ナシ、

ヤ、長シテ体力剛健ニ成レバ何事モ心ノ儘ニシテ、

西南ニ徘徊シ東北ニ羈旅シ、或ハ友ダチト芸能ニ日

ヲ暮シ、文ヲ講シテ夜ヲ更シメ、或ハ困碁・象戯ノ

慰ミ、相摸力ヲ比ノ男立テ、又ハ小鳥ヲ鷓ヒ猪鹿ヲ

狩、鷹ヲ居テ野原ノ雪霜ヲ分ケ、釣竿・網ヲ提テ河

海ニ衣ヲ浸シ、又或ルトキハ酒ニ酔テ舞ヒ謡ツテ妻

子ニモ笑ハセ、或時ハ父母ニ叱レテ且ハ恥且ハ励ミ、

身ニ善ヲ求テ父母ヲ悦シム、強仕ノ前後ニモ成レハ

仕テ才ヲ顯シ家ヲ起シ、先祖ノ名ヲモ世ニ聞カシメ、

君ノ蒙恩、人ニ尊敬セラレ、酒肴ニ腹ヲ飽シメ、財

朝ノ目涼シク覺メ、夜陰ノ枕上快ク寢入シニ、年積
ミ時移テ、或ハ不計ニ職ヲ免サレ、或病発テ職ヲ返
シ、又ハ齡傾テ致仕身、已ニ七八旬ニ及ヒ、往事ヲ
思ヘバ夢ノ如ク遠ザカリ、今ヤ戸タ、ク水鶏モナク、
手足モ不達ハ座中ニモ手ヲ引レ、寢床ニシテ面ヲ洗
ヒ、昔シ心安ク言馴シ友ハ早死果、我ニ勢ヒ有シト
キ頭ヲツケシ人々ハイツノ間ニカハ遠ザカリ、今ハ
其名ヲモ不聞程ニウトク成ユキ、酒ヲ飲メハ腹崩安
ク、好味ヲ喰ハ胸イタミ、物ライヘバ妻子モコマゴ
ト、云イナシ、花ヲ見レバ末ノ春少キヲ歎テ涙ヲ流
シ、月ヲ向ヘバ昔ノ秋ヲ恋テ袂ヲ濡ス、文ヲ見ント
為レハ目不明、世事ヲ聞ント為レバ耳遠、コ、ニ至
テハ只枕ヲ友トシテ死待ノ外ハナシ、豈不悲哉、矧
ヤ多病ニシテ一生ヲ苦シメテ老ト成ヌルカ、才短シ
テ心ノ樂モナクシテ身老ヌルカ、或徳有テ時ニ不合
シテ身老ヌルカ、或ハ貧苦ニシテ身老齡傾ケル人猶
哀シ也、人ノ子タル者ノ孝ヲ可尽ハ此時也、朝ニ省
ミタベ定ハ云ニヤ及フ、仕君礼義ニ掛ルノ外ハ始終
老父母ノ側ヲ不離シテ父母ノ数奇好メル事ヲ翫ヒ、

毫釐モ其心ニ違フコト無ク、誠ニ一二歳ノ赤子ノ如
ク思入レ、朝ハ夕ベニ消玉ハン事ヲ恐レ、夕ベハ明
日ノ寿ヲ祈リ、老人ノ一日ヲ経ルハ壯年ノ人ノ一年
ヲ経ルヨリ難ト思フベシ、無声聞キ無形見テ飲食起
居心ニ可令叶、常ノ言不老ヲ叱咤ノ声不至於犬馬、
誠ニ^(行カ)二可致孝ハ此時也、譬ハ父母不老トモ病ニ
苦カ又ハ憂世ノ時ハ又如此可成、父母ノ年七八旬ニ
成玉フトキハ、其子タル者ハ大概四五十ナルベシ、
是公私共ニ身ノ暇無キノトキ也、孝心不厚身ノ暇無
キニ引レテ凡平生ノ人ハ忽ニスルノトキ也、子タル
者忽ニスレバ妻子ハ猶忽ニシテ、他ヨリ見聞シテハ
扱々不丁寧ノ致シヨウカナト云ル、ノカドアリ、妻
子如此ナレバ奴僕ハ猶疎ミハテ、早ク死ナレカシ
ト思フ程ニ成行者也、至此父母ノ心如何アラン、可
悦哉可恨、悦玉ハ、子孫榮エ、恨玉ハ、子孫辱ラレ
ン、五年十年ニハ驗ナクトモ百年ノ後必可及此、豈
可不慎哉、父母盛ナル時ハ其子タモ未タ年モ不滿
心モ不至、孝ヲスルトモ未タ不見其極、孝ノ名未難
定、父母老ト成玉フトキハ子タル者ノ年シ壯ニ心モ

又定、妻子妾臣備ル、此ニ至ツテハシメテ孝ノ名定ル処也、嗚呼人ノ子タル者可不慎哉、

知士之家風弁

一人ノ家内ハ、子ハ父ノ行上ヲ学ヒ、婦ハ姑ノ行状ヲ学フ者也、故ニ家々各少々、家内ノ風俗替リ有ルモノ也、然レハ家内ノ風俗ハ恥カシキ者也、其故ハ、先祖ニ勝レタル忠ヲ尽タル人ノ子孫ニハ、譬ハ先祖ノ器量十カ一ニ不及ト云ヘトモ、仮ニモ君ヲ大節ニ子第二モ云聞セ、常ニ先祖ノ仕シ君ノ御恩ヲ語り、古キ君ニテモ猶忌日ニハ精神(進カ)ヲイタシ、今モ先祖ノ忠ヲ尽セシ場ニ当ラバ、先祖ニモ不劣ト励ノ氣象其家主ニ不限、子第妻娘ヨリ普代(譜カ)ノ家来マデ忠ヲ為ルコトニ進テ、先祖ノ忠ヲセシ余風ト思ハル、コトアリ、孝ヲ尽セシ先祖アレバ其子孫常ニ孝ノ大節成ルコトヲ語り、先祖祭ノ次第モ他ニ勝レ敬ミ、忌日ニハ三日ノ精神、七日停止、子第ハ朝ニ省ミ夕ニモ顧ミ、父母出入ニモ送迎(ヲウムカ)ヘ、仮ニモ父先祖ノ言行ヲ人ニモ語り、子弟ニハ耳ノ底ニ留シメ、親類・朋友

ノ交ニモ常ニ眞実ヲ顯ハス、其人ノ器量ヲ見ルニ、先祖ノ十カ一ニ不及シテ他ノ事ニハ人ニ不替シテ、今如此ナルハ先祖ニ孝ヲセシ余風ト思ハル、也、武勇ノ勝レタル人ノ子孫先祖ノ十カ一ニ雖不及、仮ニモ武咄ヲ好ミ武ノ嗜ヲ不忘シテ芸術ニ心ヲ寄(ツキ)、常ニ武具ヲ求ルコトヲ專トシテ、其風花美ニシテ遊興ヲ不尊、他事人並ニシテ武ノ一事如此成レバ、遠トイヘトモ先祖ノ余風也、学問ニ名高キ人子孫今雖不為学問、一家ノ風俗・礼義正シク、仮ニモ色欲ノ猥(レ)ガマシキ言葉ナク、人ノ道タル事業ヲ語り、五帝三王ノ道ヲアラマシ覺ヘ、家内ノ子弟・妻女迄モ聖賢ノ名ヲ覺ヘ、出家・山伏・神子門長ヲ賤シム、今ノ子孫タル人器量先祖ノ十カ一不及一(ニ)而如此風俗有ルハ先祖ノ余風也、扱亦金銀ヲシバラク貪リ集シ先祖ヲ持タル子孫ノ奴原(ヤツハラ)、大身ト成、花美ヲ專トシ驕ヲ極ルト雖トモ、其一家ノ風俗物我隔テ、軽キ事ニモ不勝手ニ成ル事ヲ深ク忌ミ、古キ風俗仕付(ツケ)ヲ云ハ大方下品ニムサトシタル事也、其華美ナル子孫ノ言葉ノ端ニ、是コソ先祖讓(ウケリヤ)ノ欠略言葉トオモハレテ片腹痛(イタキ)

モアリ、其家ノ驕ニ不似合^二普代ノ老タル男女、昔ノヒスカリシ事ナト云アリクモ笑シ、家ハ千帖敷、食ニハ八珍ヲ備トモ、如此ノ家ニハ人ノ教トモ可成事ハ無クシテ、何ノ端ニ賤々シキ事ノミ顯ハル、凡見ヨリ伺テハ甚美ヲ極メ、金銀ヲ遣ヒ散、酒宴・遊興ヲ事トシ、武具・馬具ヲモ集ル、故ニ昔ノ風ハ疾ニ失シ、チト覺ヘ見識アル人ハ其心正不正ヲ求テ美ヲ極メ、金銀ヲ上ニ遣散ノ類ハ町人ノ風俗ト見、武具等ニ飾ヲ尽ハ人ノ褒ルヲ貪ノ心入ニテ、妾女ノ風俗ト見クダス事ヲシラズ、当時金銀ヲ現ニ貪ル事ハ先祖ノ十カ一ニ不及イヘトモ、過奢・色欲・名利ヲ求ルハ先祖ノ余風ノ殘処也、且亦媚諂テ立身ヲ求メ世ヲ渡リシ先祖ヲ持タル子孫ハ、如何ニモシテ高位ニ進ン事ヲ希ヒ、忠孝武文ノ道ニ心ヲ寄ルトスレドモ、心本立身ニアレハ家老・用人其外我身ノ為ニ成ル処ニ酒肴ナド持參シ、立身ヲ求ル事ヲ頭上ノ事業ト思テ恥トモ不思、是ヲ人ニモ云語ルナリ、先祖ノ媚諂シ十カ一ニ不及トイヘトモ、他ノ言行ニ此一事不似合ハ先祖ノコヒヘツライシ余風也、先祖財宝ヲ

積取ノ役ニ処シテ家ヲ起セシ子孫ハ、其身雖無不足、猶財宝ヲ掠ル勤ノ恥タル事ヲシラスシテ、先祖ノ財宝ヲ人不知ニ掠取、幸ニシテ罰ヲ不蒙^ラ十カ一ニ雖不及、念々はヲ希テ言語ノ端ニモ顯ル、ハ、先祖ノ財宝ヲ掠取シ余風也、先祖代々何ノ善名モナク一世ヲ送リシ人ノ子孫ト成ル者ハ、物毎二人ノ善事ヲ惡ム、古今ノ忠臣・孝子、武勇・學問等ニ勝レシ人ノ事ナト人ノ云ヒ称スルヲ嫌フ、其人ノ言行人並ニシテ此一事如此ナルハ先祖代々善ニ不励余風也、然ルニ善ハ常ニ變シシテ惡ニ成安ケレバ、名有家ノ子孫今其風殘ルハ甚希也、惡ハ善ニ難進ケレバ、貪諂掠拙ノ家ハ猶不變善也、忤如此ナル家ノ子孫ニ生タル者ハ、我先祖世々何ノ器量モナカリシ故家風モ拙シ、嚙ソ高風ノ家ヨリ見テハ拙ク賤シカルベシ、我レ道ニ志シ先名ヲ清メ家風ヲモ善ニ變シ、人家ノ手本ニモ可成ト修行スルハ孝ノ道也、名有家ノ子孫ハ、我先祖ハ如此善名モアル事世ノ知ル処也、然レハ少モ身ニ不善アレバ先祖ニモ不似ト、先祖ノ名マテ穢ル、也ト励ミ、進テ善ニ志ス、尤孝ノ道也、然ルニ先祖ノ

悪ヲ長シ善ヲ消、不孝ト云フベシ、

恥チ怒之心爲學主弁

一學者ノ徳ニ入ノ初メ、先ツ心ニ主ヲ立ベシ、此主ト云事初學ノ難心得處也、則所謂敬ノ事ハ大学或問ニ見ヘタリ、見之モ不敏ノ人ハ心ニ得ト難得心、四書・小学・近思録ナトノ内我躬ニ徹スル語、常ニ心ニ留テ二六時中可不忘也、如此シテ八年ヲ経レバ敬ノ心ヲ合点スベキ也、然トモ是ニテモ不行事アリ、其故ハ、氣質和ニ偏ナル人ハ和ラカナル語ヲ而已好テ、此意ヲ翫索シテ嚴威ヲ愈遠サクル也、嚴威ニ偏ナル人ハ嚴威ナル語ヲ而已好テ、此意ヲ翫索シテ和ヲ弥遠サクル也、如此ノ人ハ師友ヲ取ニモ我好メル風ノ人ヲ善トシテ、我嫌ノ風ノ人ヲ不善トスルナリ、然ルニ爰ニ主ヲ正中ニ立良法アル也、惣シテ人ハ幼少ノ時ヨリ我生レ得タル事ニハ大形恥ヲトル事ナキモノナリ、我カ不生得不得手ノ方ニテ何コソ程小事ノ上ニテモ仕損シ、面目ヲ失ヒ恥ル事有テ、我カ心ニテ我カ心ヲ忿リ、後ノ言行ヲ勵ム事アリ、是明德

ノ發見ニテ心ノ主也、心ノ主トイヘハ則敬也、此恥忿ノ心主外ニ色形ニ不發シテ、常ニ心中ニ主ト成テ文道ニ得手ナル人不得手ノ武道ニテ恥ヲトリ、武ヲ修行シ上達スルトキハ得手文ハ猶上達スル也、然ルニ平世ノ人大形我カ不得手ノ事ニテ恥忿ル事アルト云ヘドモ、心ニ眞實ニ不徹、故ニ三日・七日又ハ一月・二月或ハ一年・二年ニシテ、醉ノ醒ルカ如ク跡モナク消失テ、一生是ヲ心ノ主トシテ徳ニ進シ人ヲ不聞、然ルニ爰ニ當時日本ノ賢人ト奉稱 泰清院殿綱久公未タ若年ノ時、御座ノ間ノ御庭ニ些築山ナト被遊、御庭ノ風景御添被遊シ事有之シトゾ、元來綱久公被遊事ナレバ少モ華美ニ過タル事ニテハナカリシ処ニ、或時 寬陽院殿光久公御入被遊御覽有之、光久公御質素ヲ貴レケル、御目ヨリ、華美ノ御庭作ト御氣ニ不入、国主タルモノハ仮ニモ如此ノ好ヲ可為儀ニアラスト強ク被仰、築山可崩由御意有シトキ、綱久公、差テモノスキモ不致ニ余リ強キ仰ラレヨウト少シ御心ニ不平ニ思召ケルヲ、不孝ノ心起ラセ御後悔甚シク、其ヨリ別テ御孝行ヲ御尽被遊ト、マ、

賢君ノ 光久公モ後ニハ万事ニ付 綱久公ニハ御恥
 入被遊トソ、此御心ニ御恥有シ、御後悔御一生御忘
 ナカリシマ、御孝行ノ至リニ從テ御德行御上達ニテ、
 今ニ御徳ヲ称シテ涙落サンハナシ、誠ニ薩州ノ士民
 ハ云ニ不及、広ク天下万世ノ手本タルベキ御事也、
 アサハカニ一座ノ咄ニ可申散事ニハアラス、顔子ノ
 不武過ニモ不恥ト云ベシ、是ニ因テ見レハ、独リ不
 得手ノ事而已ニ仕損シ、心ニ恥チ心ヲ怒ルベキニア
 ラズ、我カ得手ノ事ニモ未タ其道ニ上達セザル時ハ
 不能無仕損、譬ハ河水ノ勢ニ從テ流ノ遲速有ガ如シ、
 人ノ心氣モ聖賢ニイタラズハ、或ハ能流通スル時ア
 リ、或ハ塞閉スルトキアリ、此塞ルトキ事ヲ仕損ス、
 故ニ父母ニ仕テ仕損シ、強叱ラレテ我心ニテ我心ニ
 恥チ、我心ニテワカ心ヲ忿ル事アリ、君ニ仕テ衆人
 ノ中ニテ仕損シ汗ヲ流及赤面、我ヲ恥忿ル事アリ、
 処事上ニテ仕損シ人ヨリ卑下セラレテ恥チ忿事アリ、
 此外諸ノ事為ノ上ニテ恥忿ル事有也、此恥怒ルノ心
 有ルトキハ事ニ処スルノ義ノ切レ目スルドニシテ、
 弱モ強ニ臆モ勇ニ大欲モ無欲ニ変スルナリ、コレ明

徳ノ發見ニテ心ノ主ト成ルノ糸口ナリト云トモ、平
 世ノ人恥チ心ヨリ怒ニ移リテ、恥ノウスルトキハ怒
 氣不殘、外色形ニ出ルトキハ却テ過ヲ重テ主ト成ル
 ベキ者却テ敵ト成也、故ニ如此ノ節ニ臨テハ、只我
 心ニテ我心ヲ攻テ、恥ノ色ハ外ニ顯ル、トモ怒ノ色
 ハ内ニ保チテ外ニ不出シテ有ベシ、如此スレバ此念
 主ト成テ念々不止不忘シテ、年ヲ経テモ我カ此仕損
 シタル事ヲ思出レバ今モ汗流レ可及赤面、如此心主
 立テ止テ不移トキハ、愚モ誠ノ明ニ變シ、弱モ誠ノ
 強ニ變シ、大欲モ誠ノ無欲ニ變ズベシ、シカルニ恥
 怒ルベキニ當テモ不知之者ハ如何セン、知之失之者
 モ亦恥シラズトイフベシ、我思フニ、此恥怒ノ念心
 ノ主トスルノ緒ニテ緊要ノ処也、シカルヲ常人忽之、
 故ニコレヲシルシテコレヲシラシムベシ、

短語

一 士ハ志ヲ大ニシテ我カ才識ヲ広大ニシ、徳ヲ負テ國
 家ノ風俗ヲ我ヨリ立直シ、人我レニ恥励ヨウニ可成
 ト可修行也、成トナラストハ天也、纔ニ学得テ其ヲ

以テ名聞ノ便トシテ官録ヲ求メ、權勢ノ人ニ諂ヒ不才貧士ニ矜ルハ、所謂聖人ノ罪人也、

一書ヲ読テ古人ノ義ニ処スルヲ見テハ、我カ此所ニ処セバ古人ニ可恥ヤ否哉ト、実ニ自ら体忍スベシ、少モ古人ニ如不及ニ至テハ書ヲ捨テ歎息シ可思之、或ハ静座シテ案之、猶不及バ木刀ニテ立木ヲ打、鎗ヲスゴキ、弓ヲ引テ義勇ヲ可勵也、反々古人ノ義勇ニ無恥シテ可止、如此シテ年ヲ経ルトキハ得ルコト可有、

一与人応対スルトキハ和順ノ二字ヲ勿忘、默スルトキハ嚴威ノ二字ヲ勿忘、嚴威ノ二字心裏ニ在テ体トナレバ、自ラ手ノ形恭シク、足ノ形重ク、容貌直クニ、眼色正ク、声音清シ、和順ノ二字嚴威ノ二字ヨリ不出バ不在威也、

一薩州ノ士ニテ中人以下ノ資質ニテハ、礼順温厚ヲ内ニシテ嚴密武毅ヲ表ニシテ可修行、如此セサレバ武士ノ本義ノキツカケノ刃サビルナリ、春ノ花ノヨウニ進行ハ甚難シ、冬ノ氷ヲ見ルヨウニ進ベシ、常人ニテ初ヨリ温厚ヲ志トキハ学ニ強ミナクシテ義氣不

生、嚴威ヨリ進ムトキハ功積ルトキハ自ラ生温厚、

一実ニ温厚アレバ嚴威アリ、実ニ有嚴威有温厚、本ハ

一也、

一学ニ志シナバ、四書・小学・近思録ノ六書ヲ左右ニ不離シテ、隙ナキ節モ氣ノ藁ニ仮ニモ一行一字ニテモ可読、尤、広ク天下ノ書ヲ見トモ、見台ノ上ニ右ノ六書又ハ五經ノ内一冊ヅ、ハ不斷置之、循環シテ可見之、

一書ヲ読ノ次第ハ、故人ノ義論モアレトモ、大学・小学・論語・中庸・孟子・近思録、其ヨリ綱鑑・史記・漢書・左伝、尤、通鑑ナトヲ読、其ヨリ易・春秋・詩經・書經・礼記ヲ見ルベシ、此読書ヲ見得ナバ何レノ書ヲカ不讀哉、先ツ大学ヲ見スシテハ古人ノ学ヲ為シ、次第工夫并ニ心術ノ要ヲシラス、小学ヲ見スシテハ身ヲ修ル要ヲシラス、次ニ論語ヲ読テ聖賢ノ言行・実跡ヲシリ、次ニ中庸ヲ読テ聖人ノ心法ト權道トヲシリ、次ニ孟子ヲ見テ聖賢ノ応変処事オノハタラキヲ可知、次ニ近思録ヲ可見、近思録ハ道体又ハ易・春秋義理ノ精微ヲ載タリ、初学ノ俄ニ

読之トモ難看破処アリ、扱綱鑑ヲ見テ古人ノ義論ヲ知リ、史記・左伝・漢書等ニテオヲ博メ、通鑑ニテ褒貶ノ深意ヲサグリ、易ニテ理ヲ運ヲ求メ、春秋ニテ夫子ノ政ヲ察シ、書経・詩経ニテ上古ノ聖人ノ教法、人情ノ厚ヲ尋シムベシ、朋友ト詮義会読シ、或ハ人ノ講訳ニハ可無前後トイヘ共、我レ独リコレヲ伺ニハ前後寛急ノ次第有ベシ、

一子弟ハ五六又ハ七八ツニモ成ナバ、大学・論語・孟
子・中庸ト素読セシムベシ、強ク精ヲ令出ニモ不及、
只無令怠、如此セバ十五六歳ニモ成ナバ驗有ベシ、
一年ノ不依多少物ノ耳ニ入ニ及バ、講訳ヲモ聞セ道
理ヲ咄テ耳ニ入ヨウニ云聞スベキ也、如此ノ類シラ
サル人ハ無シテ人不為所也、子弟ハ家ノ興廢存亡ニ
掛ルノ人也、随分心ヲ尽シ教可素立、廿歳ノ前後ニ
及ベハ、最早惡ニ固マリヌレバ、善ニ導カタシ、

読軍書説

一薩州ノ子弟軍書ヲ読シメバ先ツ 御系図ヲ可令見、
是ヲ能覚ヘナバ御代々ノ御合戦ハアラマシコレ知也、

コレニ因テ是次ニハ朝鮮軍記ヲ精シク見セシメ、是
次ニ庄内軍記、是次ニ関ヶ原軍記ヲ可令見、此三書
ヲ不見トキハ諸ノ軍書ヲ覚ヘタリトモ、近ク 義久
公・義弘公・家久公ノ御軍旁、御家中ノ武功ヲ
不知シテ、衆中ニシテ古キ物語スルコトモ不成シテ
不心掛ニ見ユルナリ、此三書ヲ読ナバ 忠良公御一
代ノ始終ヲ精シク覚ヘ、其ヨリ 貴久公御一代ノ始
終ヲ精シク覚ヘ、其ヨリ 義久公・義弘公・家

久公御三代ノ始終ヲ精シク覚ユベシ、誠ニ御家千万
歳ノ末マテ御繁榮ニテ、三国ノ不動コトハ此 五君
ノ神武仁政ノ致ス所也、実ニ此五君ノ内一人常主ニ
テ在サバ、当分ノ御威光不可有ト、此ニ精シク心ヲ
入テ見ベシ、扱是ニ次ニ御先祖 忠久公ヨリ御代々
ノ軍書ヲ求テ可見之、尤、古老ノ士ニ交リテ尋求ム
ベシ、六百年ニ及フ古キ御家ナレハ、常人ノ質ニテ
廿歳ノ前後共ニテ委シク知覚ユベキ事ニアラズ、且
御家ノ記ハ家々ニ秘スルノ書多シ、老ニ臨ムマデ是
ヲ尋求ムベキコト也、故ニ右ノ三書ヨリ三国擾乱
記・三国軍記・世録記・山田氏覚書造士館御格
護之内ニ有・勝部

某覚書・御家庶流記・諸家大概記・御家戰場記ヲ見

終ラバ大坂軍記ヲ見ベシ、太平記・前太平記・平家物語・盛衰記・鎌倉実記・北条記・後太平記・本朝三国志・甲陽軍鑑・信長記・三河御風土記・落穂集・東鑑・王代一覽、是等ノ書精シク可翫索、如右十人八十人共ニ可見ノ書ヲ不覚シテ、譬秘書ヲ見タリトモ、周ク本朝ノ人物ノ高下、合戦ノ勝負、国家ノ治乱ヲ不知、知所狭小ニシテ致知ノ道ニ非ス、是ヨリシテハ日本記(紀カ)・日本後記・続日本記・旧事記・古事記・三代実録・延喜式・江家次郎(第カ)・職原抄ノ類ヨリ、源氏物語・伊勢物語ノ類マデ不見ノ書ハ無ルベシ、一事ヲ知レハ一事ノ知通ス、一事ヲ不知(レバ)一事ノ知塞ルベシ、如此博ク知トキハ、一ノ軍記ヲモ能見得テ能可知其奥儀、譬ハ太閤記(関カ)ヲ見ルニ、未タ冊ヲモ不終ニ、秀吉卿ノ容貌・声色只今如望之我心ニ覺フ、治国破敵ノ心裏マデ如掌見、常人ニシテ及此ハ博文ノ徳也、英雄ノ不資稟ハ非博文シテ至此事甚難シ、併見書至此可謂読書、未不至此テハ、頭ニ書ヲ見ルト云ベカラズ、

讀御系図説

一御系図ヲ見ルニハ、人皇五十六代

清和天皇第六ノ皇子貞純親王ト号ス、此御一子六孫王経基ト号ス、此御代二人皇六十代

醍醐天皇御宇延喜七年丁卯十月五日、始賜源氏姓并白旗、此嫡子陸奥守滿仲、此三男河内守頼信、此嫡子陸奥守頼義、此嫡子陸奥守義家、此五男六条判官為義、此嫡子左馬頭義朝ト号ス、義朝ノ三男右大将頼朝公也、頼朝公ノ他腹ノ御長男ハ、則御家ノ御元祖檢非違使太夫判官(官カ)從五位下陸奥守忠久也、幼名又三郎ト号シ奉ル、始ハ任左兵衛尉左衛門尉豊後守、実ハ

清和天皇十一代目也、扱 忠久公ヨリ当 太守君マデ御代々ノ御実名不疑可覚、二代修理亮大隅守忠時公、三代下野守豊後守久経公、四代上総介忠宗公、五代三郎左衛門尉上総介貞久公、六代又三郎越後守陸奥守氏久公、七代陸奥守元久公、八代次郎三郎修理亮陸奥守久豊公、九代幼名虎寿丸又三郎修理太夫陸奥守忠国公、十代陸奥守立久公、十一代陸奥守忠

昌公、十二代陸奥守忠治公、十三代修理太夫忠隆公、十四代又八郎修理太夫陸奥守勝久公、十五代虎寿丸又三郎三郎左衛門尉左工門尉修理太夫從五位下陸奥守賢太守貴久公、十六代正五位下修理太夫從四位下九州太守義久公、十七代又四郎從五位下兵庫頭義弘公、十八代又八郎正四位下少將陸奥守薩摩守中将宰相大隅守從三位權中納言家久公也、自是以來不及記略之、是二次ニ御代々ノ御法名・御菩提寺・御廟所、御誕生ノ地ト御誕生ノ年号・月日、御逝去ノ御年并年号・月日、同ク御逝去ノ地、是ヲ可覚、次ニ御母堂ノ名、御外祖父ノ名ヲ可覚、次ニ御年イックイック歟ニテ御家督、御治世ノ年数ヲ可覚、次ニ御代々ノ御政徳ト御武功ト大御合戦ト御武威ト御勢イノ大小ヲ精ク考可覚、次ニ御代々ニ奉仕テ、或ハ死難、或ハ致諫言、或ハ尽粉骨忠臣・勇士ノ名ヲ可覚、次ニ御代々ノ御居城且ツ暫クノ御在所ヲ可覚、次ニ御代々ノ御血筋ヲ可覚、次ニ相州家・伊作家ハ御家中興以來御兼帯ノ家ナレハ、御正統ト同ク御代々ノ御名ヲ可覚、次ニ総州家モ格別ノ家ナレバ始末ヲ考可覚、次ニ御

庶子家ノ始末嫡庶ヲ可覚、次ニ御代々ノ御敵ノ興敗強弱ヲ考可覚、如此次第ヲ立テ一ヨリ二ト次々ニ覺ユレハ覺ヘ安シ、案シテハ又見スルトキハ自ラ一部ノ御系図我胸中ニ有也、至此自然ト我カ心御家ニ深ク染入りテ忠ノ心ヲ生ズ、

知難政道説

一天地ノ内ニ難キモノハ国天下ノ政事也、近ク御家ヲ以テ見ルニ、忠良公御家危難ノ節ヨリ実ニ眞実三國ノ治ヲ思召立、五代ヲ経テ家久公御代成就ス、然レドモ未ダ善不尽、又四代ヲ経テ吉貴公御代御政事善尽セリ、実ニ礼讓ノ道如何成深山・離レ島マデモ行届テ、行者ハ道ヲ譲リ、落タルヲ不拾シテ万民不餓不冰、善人ハ進ミ悪人ハ遠ラル、三國ノ治未ダ及此事ヲ不聞、故ニ上方他國ノ者皆我カ国ニ來テ蒙恩沢事ヲ希フ、未タ我國ヲ捨テ去於他國者ヲ不聞、其政令ノ仁厚ナル、他國ノ能及ブ処アラズ、是御代々ノ御仁心ト乍申、別テハ忠良公其本ヲ御建立ニテ、吉貴公御成就スル処ナリ、其故ハ、御元祖

忠久公ヨリ四代 忠宗公マテ大概無事也、然レドモ其武威国政今ノ不及^半、故ニ天下乱ル、トキハ三国モ乱レ、天下無事時ハ三国モ又無事ナリ、忠久公ヨリ 忠宗公迄ハ承久ノ乱以後北条天下ヲオサメ無私、故ニ三国モ又大ナル騒乱ニ不及、然ルニ後醍醐天皇公家一統ノ政ニ為令帰、義兵ヲ興サレシヨリ三国官軍・將軍方ト二ツニ分レ、一門・他家ヲ云ス騒乱止ズ、シカト 貞久公ヨリ 立久公迄御馬ノ向処敵無不屈服、然ルニ 忠昌公御代ニ及テハ四方ノ敵軍常ニ振逆威不屈御武威ノ処、忠治公御短命ニテ 勝久公ニ及フノ処ニ、御武威猶衰ヘ行、弥騒動モ不止、勝久公亦国主ノ器有ラズ、甚無道有テ殺忠臣、佞臣ヲ愛シ能反約、因之 忠良公トイヘトモ 勝久公ノ心ノ非ヲ正事不能、故ニ初ハ忠誠ヲ尽シテ雖仕之、強テ輔佐^{スルヲ}之時ハ却テ身ヲ害セラレ、共々ニ終ニハ亡果、永ク御家断絶セン事ヲ御遠慮有シ、於田布施御仁徳ヲ施シ玉フ、及此 勝久公悪行年ヲ追テ増長シ、一門・他家ノ大身ハ不及云、三ヶ国ノ人民 勝久公ヲ疎ミ果テ、一人モ心離レサル者

ハナシ、此時島津豊後守忠広・北郷讚岐守忠相以下ノ忠臣、内ニハ御家ノ雖歎衰微、外ニ忠臣ノ形ヲ顯ノ因リ無ク、各己カ家ヲ全スルヲ第一トスル、小身ナル士ハ、事ノ心ヲ知レルハ帰 忠良公、事ノ道理ヲ取違タルハ走実久党、コ、ニオヒテ実久勢強大ニ成テ、鹿兒島ニ乱入シテ逆威ヲ振フ、哀ナル哉、勝久公三ヶ国ノ太守タリトイヘトモ、不修身シテ人心離ル、トキハ惡逆ノ臣モ不能誅事シテ、却テ捨三国豊後ニ出去、実ニ天文四年乙未十月十日、御年三十三ナリ、忠久公御年拾八ノ時、建久七年丙辰八月朔日、薩隅日三州ノ為太守薩州山門院ニ初テ御下着ヨリ、御世ハ拾四代、年三百六十年ニ成ル、至此三国主無ク、一族・他家ノ大身小身各己レカ因要害各奪国郡計ル、既ニ三国ノ擾乱極ヌレバ、三国ノ郡主各己レカ勇謀兵勢ノ分ニ随テ、或ハ一國ヲ領シ、或ハ半國ノ主ト成テ、三国ノ太守ノ職久シク可絶処ニ、忠良公御年四十四、英明仁徳ノ御器量ニテ、當時三国ニ御独歩ナリシマ、深ク此事ヲ歎玉イ、御家興復ヲ思召立玉フ、其上御子 貴久公寛仁ニシテ勇烈傑

出ノ御器量ニテ、先度 勝久公ノ御養子ト成玉ヒ、
 三国ノ太守讓ヲ受、清水ガ城ニ有シカド、御幼年ノ
 故ニ為実久襲ハレ空シク帰田布施、反父子ノ約ヲ
 職ヲ再讓進シ玉フ事ヲ深く恥玉フノ処ニ、今又ハ実
 久攻退、勝久公鹿兒島并谷山・伊集院ヲ己レガ有
 トスル事ヲ深く恨玉ヒ、忿勵シテ窮六三之術運帷幄
 籌、数年ノ中ニ伊集院・谷山・鹿兒島ニ支ル実久カ
 党ヲ退治シ、并ニ諸所ノ鎮強敵仁政ヲ施ス、因之三
 ケ国大半 忠良公御父子ノ仁徳ニ心服ス、コ、ニオ
 ヒテ一族島津豊後守忠広・北郷讚岐守忠相・樺山安
 芸守善久・伊集院大和守忠明以下 貴久公仰テ御
 家中興十五代ノ為太守在城伊集院、実ニ天文十四年
 乙巳三月十八日、御年三十二ナリ、時ニ近衛植家公
 使日野資将下薩州賀此事玉札・束帶賜、嗚呼 忠良
 公・貴久公ノ英明仁徳爰ニ及ンテ大ニ顕驗然タリ、
 然トモ伊東・相良・肝属・菱刈・洪谷・北原・邪答
 院・根占・伊地知ガ輩合縦連衡シテ敵ヲ成ス事猶不
 止処ニ、繼テ義久公・義弘公英雄豪傑ノ御氣質ノ
 上、文武ノ道ニ長シ玉ヒシ上、御舍弟金吾歳久・中

書家久英傑ノ器量ヲ以テ輔佐之、島津右馬頭征久・
 島津凶書頭忠長・新納武藏守忠元以下ノ豪傑致身尽
 忠儘三州ノ逆徒退治シ、破竹ノ勢ニテ肥後・肥前・
 豊後・豊前・筑後・筑前ノ六州ヲ切従ヘ玉フ、猶京
 都ヘ攻登リ日本六拾余州ヲ掌握ニニギリ、天下ニ武
 威ヲ震ヒ仁政ヲ施サント欲シ玉フノ処、豊秀吉公鄙
 賤ヨリ天下ヲ切取勢ニテ、急ニ大軍ヲ師テ下向、御
 家御敗軍、然レドモ猶武道ノ奥深カリシ上、秀吉モ
 兵粮乏シク長陣ヲ恐レ、和儀ノ謀ヲ進テ帰国シ玉ヒ、
 三ヶ国如本御安治ナリ、世ニコレヲ御家ノ御運強ト
 而已云、或ハ秀吉ノ仁心也ト思フハ非也、両公ノ誠
 信武勇ノ致ス処也、其后関ヶ原合戦後御家ノ災タル
 ベキ処ニ、家久公英明剛毅ノ御器量ノ上、御老功
 ノ 義久公御輔佐ニテ、賢臣・勇士百ヲ以テ数ヘ、
 秀吉ノ薩摩入以來高麗陣ニ於テ上方ノ兵謀ニ鍛練シ
 テ、遠キ西国ノ奥ナル三国ノ因要害豊饒ノ地蒙仁沢、
 上下数十万ノ兵御家ト存亡ヲ共ニシ、天下ヲモ欺ク
 御武威故ニ家康將軍モ恐後難玉ヒ、於関ヶ原 義弘
 公ノ首尾能帰国アラン事ヲ希ヒ、下知ヲ加ヘテ惣軍

ノ尾撃ヲヤメ、三国如本御安治也、関ヶ原ニオヒテ
義弘公幾ノ塹陣ヲカケ破リ、百里余リノ敵国ヲ通り
大坂ニ至テ、義久公ノ御女子ヲ携へ速ニ帰国シ玉
ヒシハ、神武此上不可加ト云ヘトモ、退口ノ止尾撃
ト三国全ク御安治ハ、家久公ノ武威ノ致ス処ナリ、
世ニ義弘公ノ御退口ヲ而已称歎シテ、家久公ノ
武威遠ク御退口ヲ救フ事ヲ不称不智也、是皆忠良
公ノ英明仁徳ヨリ起処也トハ乍云、四君何レモ忠良
公ニ不劣御器量ノ致ス処也、然ルヲ只御家ノ御運強
トノミ思フハ、五君ノ罪人也、御当家至極ノ危殆ノ
節、御家ノ御繁昌ト三国ノ治ヲ思召立玉フハ、忠
良公ニテ、家久公ニ至テ三国全ク治リシ上、遠ク
異朝ノ琉球国迄治メ玉ヒ、御官位モ従三位中納言ニ
御昇進、御子三十一人在ス、誠ニ御繁昌ナリ、治道
ノ於大本ハ已ニ至レリト雖トモ、政令ノ細微ニハ猶
粗也、是治世不久ノ故也、光久公・綱貴公御代
モ未ダ戦国ノ余風除スシテ治道善尽サズ、及吉貴
公御代、君モ臣モ治道ニ切磋琢磨ノ功積リ、政令ノ
本末先後整リ、損益中道ヲ得玉フ、光久公・綱

貴公寛仁強明ノ御器量ニテ、文武ノ道ニ通シ玉ヒシ
カバ、政ノ仁厚ナルニハ何レモ甲乙可有非レトモ、
吉貴公一度被令ノ格式制度三国ノ士民奉心服、長ク
御子孫英傑ノ太守トイヘ共、又俄ニ是ヲ及難改替、
誠ニ治道ニ明ナル主ニテ、遠ク忠良公ニモ不恥賢
君ト可奉仰也、今以是見政ハ実ニ政令ノ難キ事ヲ可
知、
一 公家ニテハ菅丞相智仁勇ヲ兼タリ、武家ニテハ八幡
太郎義家ノ勇、九郎判官義経ノ才、楠判官ノ忠ヲ見
当ニシテ、我レ何人ゾヤト可励、是ハ是ハ日本ノ三
傑也、御家ニテハ中書家久ノ勇才、武蔵守忠元ノ忠
武、伊勢兵部少輔貞昌ノ知識、是ハ御家ノ三傑也、
是皆受得タル氣質ニテ上ヲ習フノ風俗ニハ養立タリ、
豈聖賢ノ書ヲ為熟読人哉、今聖賢ノ書ヲ口ニ誦シテ
此数人ノ百ガ一二至ラズハ可謂無器量、近代儒ヲ以
テ鳴ル竹下如竹ハ其風嚴密也、山口仲左衛門ハ其風
寛厚也、伊集院仁左エ門ハ其風剛直也、是ハ資質ノ
美ト風俗ノ善ナルト学書ノ力ヲニ成レリ、学ガ長ス
ルノ後ニ至テハ右三傑ト替地ナバ可無恥人物也、是

近代ノ三傑也、此外名アル士普ク多シトイヘ共、是ニ長シタルモ彼ニ短シテ右数人ニ及ハズ、近ク是ヲ目当ニ学進ベキ、然ルニ此数人ヲ輕ク見、遠ク孔孟程朱ヲ望マバ、麓ヲ經ズシテ峰ニ登ラン事ヲ求ニテ、却テ道ニ違フ事有ラン、

一 御家天文ヨリ至寛永 五君賢才・英智ニイマセシ、武威日本ニ奮ヒ、名士十ヲ以テ数フ、寛永ヨリ至正徳年間四君尊崇古風、下学之風俗不衰、正徳ヨリ至寛延 三君去 五君、遠シテ風俗不及古、独 慈徳院殿宗信公英才ノ御氣質ニテ慕古ト云ヘトモ不幸短命也、御逝去之御年纔廿二、此時三ヶ国ノ上下男女父母ヲ失ヒシ如ク、涙ニ不沈者ハナシ、是未ダ風俗ノ古ニ不帰ナルカナ、故ニ今宝曆以来ノ士学間武芸ヲスル、多ハ立身名問ノ為也、其故ハ、読書鍛練武術ノ人、其德行ヲ計ラズシテ権門家ニ無不為立入、或ハ口ニハ仁義ヲ講シテ其身ハ不浄ノ勤ヲ貪リ金銀米錢ヲ貯積、後ニハ奉行頭人ト成テ、是レ学ノ致処也ト思ヘリ、是カ党類ハ此ニ至ラザル事ヲナゲク間ニ、心有リテ是ヲ譏トイヘトモ、勇才学識ノ至ル処

人ヲ令恥不及、今ヤ勇徳才識ヲ養得テコレヲ改ン人ヲ希フ、

一 薩州ニテ天正ヨリ寛永ノ頃名ヲ知レテ今称ゼラル、士ハ、文武ノ器量ノ事ノミ勵テ顕タルナリ、然ルニ今少ニテモ文武ノ芸アレバ並ナキヨウニ云也、故人ノ芸アルハ其人ノ余事ニテ、其存命ノ時ヨリ左ノミ云ヒ沙汰セサリシトミヘタリ、是其徳其芸ニ越タル故也、其故古人ノ詩歌・文章・手跡ヲミルニ、今其一能ヲ以称セラル、ヨリモ勝タリ、是ヲ以其人品ノ奥深キ事難計、

一 天正寛永ノ人物ハ大概大本ニ得テ細事ニ洩セリ、今ノ人ハ大概細事ニ精シクシテ大本ニ不得、故ニ其精モ不足見、

一本ヲ得タルトハ、譬ハ論語ヲ読テ人不知、而不温、不亦君子乎、巧言令色鮮矣、仁君子不重、則不威学、則不固主忠信ノ数語心ニ止リ胆ニ銘シ、是ヲ人ニ精ク字義ヲ講釈シテ聞スル事ハ不至トイヘトモ、此語ニ不恥シテ一生ヲ送ルヲ云、本ニ得ズトハ、字義講釈ニハ能達スルトイヘトモ、其言行此数語ニ反スル

ヲ云、

いにしへの道を聞ても唱へても

わか行にせずハ甲斐なし

右御歌思フベシ、

可知善惡之本弁

一奉公ノ勤ニ暇ナキ人歟、又ハ多病ニテ学問ニ精ヲ出
事アタワズノ人モ、問々四書・小学ノ内ヲモ見聞シ
テ義理ノ大本ヲ知ルベキ儀也、聖賢ハ善惡邪正ヲ水
火ノ如ニ知ル、故ニ実ニ善ヲ好テ惡ヲ惡ミ玉フ、其
ヨリ以下知ル事不明白、白昼ニ見ルト月夜ニ見ルノ
分子有ガ如シ、不為学問ノ人ハ手サグリノ如シ、手
サグリニテハ良知良能ノ聖処ニ過ルアリ、凡人トイ
ヘ共誠ヲ以數年学問スレバ、賢人以上ノ見識ニハ及
ハズトイヘ共、水火ノ如ク善惡ヲ判然ト知得ル事ア
リ、シカレトモ未タ賢ニヲヨバス、明ニシルノ善惡
アリ、恍ニシルノ善惡アリ、水火ヲ惡ニ譬テ云バ、
賢以上ハ大水・火小、水火ノ分子チタク、水火トサヘ
シレハコレニ遠ザカル、賢以下ハ大水火ノ如キ、入

リハマレバ身命ノ無キヲ知ル故ニ不近、然共小水火
ノ小溝又ハ少ノ溜リ水如ニハ足ヲ踏込ム類アリ、猛
火ノ盛大ナルニハ身命ノ無キヲ知ル、故ニ敢テ不近
寄、然トモ炉ノ火又ハ火鉢ノ火ニテハ間ニ指ヲ燒、
衣ノ裙ヲコガラカス類アリ、如此惡ノ大ナルニハ実
ニ知得ル事有リ、故ニ雖不近寄小惡ニハ未能不近寄、
譬ハ朝夕父母ニ孝ヲ尽サン事ヲ願フト云ヘトモ、差
タル事モ無ニ父母ヨリ強ク忿ラレテハ、恩ニ馴テ不
順ノ言語面色ヲ些不顯事ヲ不免、毫釐モ私欲ノ事ハ
断テ為ストハイヘトモ、子孫ニ金銀ヲ貯讓ル事ヲ樂
トスルノ心ヲ不免、他ノ女子ニ通スルノ念毛頭ナシ
トイヘトモ、問々我カ妻妾ノ色ニ不迷事アタハズ、
為君無ニ心事ハ如大盤石不動トイヘトモ、輕キ勤ニ
ハ未能無私、如此小惡ニハ未能不近寄トイヘトモ、
大惡ニ於テハ既ニ見得タル事明白ナル故也、月夜ト
イヘトモ大ナル陰淵ヲハ得ル事分明ニシテ落入ザル
ガ如シ、是レ無他書ヲ学タル故也、其資稟敏ナリト
イヘトモ、不好学ノ人ハ闇夜ニ山道ヲ旅行スルガ如
シ、爰ハ平地ナルベシト察シテ走ンニハ、如案平地

ナレバ行事速ニシテ白日月夜ニモ不替トヲモヘリ、
 岩角多キ嶮難ノ地ト思ヘバ手探リ足サグリニテ通候
 共、又目ニテ見明ラメテ行ニ不替ト思ヘリ、於此学
 者ヲ欺ナリ、然ルニ案ニ相違シ平地ノ末ニ淵アレバ、
 是ニ落込ミテ、手足ノ行不廻カケニタヲレ入カ如ク、
 孝ノ間ヲ合スルヨト見レバ、父母死シテ顔色憔悴セ
 ス、形容不枯槁、纔五十日ノ内ニモ他人号精進落ハ、
 ムママト魚類ヲ喰ヒ、一年モ不過ニ朝夕ノ拝礼墓
 參ニ懈リ花香乏ク、甚シテハ家内ニ高笑ヒ又ハ鳴物
 免シ、其忌中明ハ祝言ノ座ニ行キテ快ク歌三味線ヲ
 聞、或ハ月見・花見ノ遊ヲ催ス、此人又ハ常ハ妻妾
 ノ色ニ迷ハズカト思ヘハ、変ニ処スレハ他ノ妻女ニ
 通スルノ顔色免サズ、仕君テ国恩ヲ報スルカトミレ
 バ、私欲ヲ専ニシテ御蔭ト名ツケ、賄賂ノ進物ニ迷
 フテ国ノ産物ヲ猥ニシテ我カ懇志ト云、如此ノ類ニ
 テ、其オノレハシタリ顔ニテ世ヲ渡、悲哉、風俗ニ
 列テ悪名ハ世ニ不顯トモ、積之ノ果ヤ危哉、是皆学
 バスシテ善悪ヲ分明ニ可知、行ノ本ヲ不知故也、今
 此ヲ以テミルニ、書ヲ学フ事ヲ忽ニ不可為ナリ、併

ラ先祖ヘノ孝行、子孫繁昌ノ本原也、

雜

一学問ヲ不致シテハ道理ニ合スル事ハ如何ニ求テモ不
 成、其故ハ、コ、二人アラン、胸算ニ達タリト云ト
 モ天下ノ大事ノ算数ニ与ルベカラス、是数ノ道ニハ
 資敏ナリト云トモ、数ノ道ヲ不知故也、此人ヨリ算
 数ノ氣質劣リタリト云トモ、算数ノ道ニ達スルトキ
 ハ天下ノ算数ヲ究ベシ、又氣質細工夫ノ方ニ敏ニ
 シテ、箱ヲ作り細キ家ヲモ作ヌベシ、然トモ不数ハ
 大ナル箱、又ハ百帖トナル家ヲ不可作、資稟此人ニ
 劣レリトイヘトモ、上工ニ從テ道ヲ伝ユルトキハ、
 神社仏閣天首九重ノ堂ヲモ作ルヘシ、世事ニ氣稟敏
 ナル人ハ小事ヲハ治ムヘシ、然トモ治道ノ算器・
 墨・曲尺ヲモ不持ハ天下ノ政道ニ与ルコトハ決テ不
 成也、氣稟不敏ナリト云トモ、実ニ学問シテ政事ノ
 算器・墨・曲尺ヲ不持シテ其教ヲ伝ヘタル志ヲ得ル
 トキハ、天下ノ政ニ与ルベシ、張良カ敏ナルモ黄石
 公ヨリ大公カ兵法ヲ伝テ高祖ヲ輔ケ、扁鵲カ賢ナル

モ長桑君ヨリ伝禁方医ノ聖トナル、秀吉ハ政事ノ道ヲ不知シテ一代ニシテ亡ビ、東照宮ハ政事ノ道アル事ヲシロシ召レシ故ニ、於于今天下大ニ治レリ、往古来今遠近大小替ル不可也、

一爰ニ上工ノ弟子二人アラン、一人ハ才美ニシテ不残道ヲ伝テ大内裏ヲモ可作、一人ハ才不美ニシテ書院ヲモ不能作、然トモ此人工ノ道ヲ不得ハ不能作草庵、学問モ又如此、氣質下品ノ人学問セハ中品ノ人ニ才智並ヘシ、中品ノ人学問セバ上品ノ人ノ才智並ベシ、而シテ大義ニ処スルニハ独リ学者ノ力ヲノミ能不迷ナリ、

一士ハ幼少ヨリ忠信ヲ守リ、經書ヲ素読シ、第一軍書ヲ読、武芸ヲ致スベシ、軍書武芸ニテ勇氣ヲ張立テ、扱儒ノ講釈ヲモ聞ベシ、後々ハ自然ト仁心ヲ生ス、幼少ヨリ儒ヲノミ学フ人ハ和二流レテ武勇ニ薄ク、俄ニ是ヲ難令成強剛、勇者ニハ和ハ教ヘ安シ、強勇・剛明ニアラサレバ聖賢ノ道モ不行也、

一伊勢・小笠原流ノ故実ヲ学ベシ、内仁勇ニシテ外和セン、コレ小学洒掃応対ノ教ニ近シ、是モ幼少ヨリ

不為ハ、壯年ヨリ以後ハ故実ヲ学トモ理屈ノミヲ云テ外形チ賤カラシ、名儒モ作座進退賤シテハ不行処アル也、

一士ハ君ノ側ニ不勤ノ人モ常ニ垢離ノ行水シ、衣裳類ニ至マテ淨ヨクシテ、仮ニモ穢シムル事無ルベシ、月代モ勤アル人隔日、無勤人トテモ隔々日ニハ必ス月代セシムベシ、髮ハ毎日早朝ニ可維ナリ、

一帯ハ毎モ堅固ニ可為也、我カ家内ニテモ帯ノ緩キトキ急事モ到来スレバ越度ニ及也、人ノ嗜ノ程帯ニテ知ラル、ト、示現流ノ師二代目東郷肥前重方ノ常ニ子弟ヲ誡ル処ナリトゾ、夜寝ルトキ帯ヲ解テ寝、甚無用心ナリ、

一武士ノ脇差ヲ拔テ不差処ハ伊勢流ニハ三所也、此外ハ何レノ処ニモ差ベシ、家内ニテモ遠クハナスヘカラス、何レモ急事ニ応スル程ニ召置ベシ、鞆ノ庭一ツ、玉フ給仕スル時二ツ、君ノ寝テ居玉フトキ、三ツ、合三所ナリ、朋友ニモ如此ナルヘシ、君ノ風呂ニ入

一父母兄ナト在スニハ脇差ヲ指間敷也、晴レノ座外ハ物申ス時モ脇差ヲ取、扇子ヲモ拔テ手ヲ突テ申スベキ也、晴レノ時ハ扇子計拔テ慇懃ニ物申ベキ也、無

止ナキ貴人高位ニハ父ト同前タルベシ、父ハ一等尊ケレハ衆人ノ尊敬ニ従フベシ、

一勤ニテ人ノ進退ノ間ヲ見合、君ノ御前ニ出ル節ナト、若幕越ナトヨリ御前ヲ伺ハ、座シ手ヲ突テ伺フベシ、

一君ノ御座近クシテ高ク騒ガシク物云フベカラス、父母ニモ亦如此、仮ニモ君父ノ心ヲ動スナリ、可敬、一幕越亦ハ障子・襖越ニテモ、君ノ御座ナサル、方ニ後口ヲ向テ座シ中間敷ナリ、イク重モ隔ラバ依時苦シカル間敷哉、

一御前ノ方ニ、刀・弓・鉄砲鋒先遠慮シテ可置也、父母モ又同前タルベシ、刀ヲ置ニハ壁ノ方ニ刃ヲ向ケテ置モノ也、然レトモ所ニ依リ次ノ座ナトニ君父御座成サルトキハ、刃ヲ壁襖ニ向フベカラス、如此ノ類至テ小事タリトイヘトモ、刃ノ向フ処大也、可謹処也、故ニ君父ノ前ニテ進退スル時、仮ニモ靴尻オカシヲ向ケザルヲ以テ故実トス、
一衆人ノ中ニテ弓ノ素引、鉄砲ノ素様スル、右ノ心得ト同シ、

一我家ニ武具モ飾モ右ノ心得有ベシ、父母ノ居所モ同前タルベシ、

一仮ニ足ヲ出ストモ君ノ御城、父ノ方ヲスソニスベカラス、旅宿ニ寢ルトモ如此ナルヘシ、君ノ御先祖ノ御廟所、我カ先祖ノ墓所同前タルヘシ、

一君ヨリ御書ヲ頂戴セバ、浴シテ朝服シ、三拝シテ可拜、故君ノ筆跡ヲ拝スルニモ可有敬也、

一父母ノ尊書ハ手洗ヲツカイ、襟ヲ正シテ拝シテ可読、節有ルノ尊書ハ、御書ニ同シカルベシ、

一我家内ニテモ父母ノ在座イマスヲ後ニシテ座スベカラス、家ヲ作ニモ此心得シテ作ルベシ、先祖ノ位牌モ同前タルヘシ、然レトモ書ヲ読カ客カクニ対スル時ハ、其時ノ時宜ニ依ベシ、家内ニテ父母ニ後ヲ向ス、人ハ何ニテモ君ノ御所ニモ後ヲ不可向、常々仮ニモ後ヲ向スハ如何変ニモ後ヲ向ケザルヘキナリ、

一朝毎ニ可拜父母、
一君ニ不為近務ノ人ハ、毎朝向君ノ方可拜、或ハ拜於床トシテ思君恩同前タルベシ、
一父母病玉ハ、医師ニ念ヲ可入、平日文武ノ道ニ心ヲ

尽ノカラ爰ニ用ノ処ナリ、是ニ不念ニシテハ一世ノ精力何レノ処ニカ用ヒン、

一 病家へ見舞ハゞ、仮令輕キ病人ニテ高咄ヲ不嫌トテモ、物ヲ高云間敷事ナリ、大形ニ見ユルモノナリ、

且病人ノ可嫌事ヲ云ベカラサルナリ、

一 床ニ臥タル病人ノアル座ニ入ル歟、側ニ寄ラバ脇差ヲ取ベシ、指ナガラ入歟、側ニ寄ルハ無礼ナリ、武道無鍛練ナリ、

一 亭主脇差ヲ差サズハ客モ可拔置、暫ノ応対ニハ差居テモ不苦、然ルニ不付氣シテハ差ナガラ居ル、甚見苦シ、

一 御家ノ御側廻衆 綱貴公御代マテハ脇差ヲ差ケルヲ、吉貴公御時ヨリ御給仕ナトノ節障ケル、故ニ差サス成リシトソ、其風下ニ移リ、御一門ヲ初メ御家老・大御目付衆ノ宅へ見舞ノ人、次ノ間ニ脇差ヲ拔置ナリ、甚フシテハ番頭・用人衆ニモ右ニ同シ、故実ニ相違スト云ベシ、是治世ノ長短ニ依也、 綱貴公・吉貴公地ヲ替玉ハゞ同シカルベシ、是世ノ勢也、
一人ノ君タルノ人側廻ノ面々雖為無刀、惡心有ル者ハ、

懐劍ノ四五寸アルニテ如何ナル害ヲ成スベキモシラス、劍戟ノ中ニ居ル如ク常ニ用心有ベキ儀ナリ、側廻ニ勤ルノ士ハ君ニ向フ事ヲ忘ベカラズ、

一 乱酒ノトキトハ脇差モ自分居ル処ヨリ隔ル儀モ有ナリ、如此ノトキハ有処ニ氣ヲ可付ナリ、時ニ依テハ目ニ不立ヨウニ本ノ座ニ歸カ、又ハ脇差ヲ可取寄也、
一 我カ朋友ニハ時ニ依如右有ベシ、同国ノ者ニテモ格ノ下リ者ニハ如右ノ不嗜可有儀ニアラス、矧哉他國ニ於テヲヤ、

一 我カ脇差間遠ク有之時ハ其座ニアル器ニ氣ヲ付居、急事モアラバ其持チテ變ニ応スベキ、

一 刀ヲ吟味セバ先不折処ヲ可吟味、次ニ不曲処ヲ可吟味、次ニ切ヲ可吟味、其故ハ、勝レタル劍術者ノ外ハ始ヨリ敵ノ肉身ヲ切ル事アタハズ、或ハ刀ノ刃ニ当リ、或ハ鎗ノ身、長刀ノ穂ニ当リ、ハツミニ折ツ曲ツセハ刀用ニ不立也、仮令ニツ胴ヲ通ル刀タリトモ、早ク折レナバ何ノ詮カアラン、然ルニ不折マガラズヲ大形吟味シ、切ヲノミ吟味スルハ武道無案内ト云ベシ、

一 刀ノ作ヲノミ好ハ、人ニ可驕ノ私心ナリ、
 一 刀ノ刃ハ年ニ兩度ツ、付テモヨシ、久シク成レハ刃
 マロフ也、或ハ大刃ヲ付、或ハ小刃ヲツケ互ニ可為
 也、然トモ小キ刃ハ大刃ニ不及、尤、刃肉悪ク成テ
 ハ研ベシ、刃ハ切先七八寸ヨリ先ニ付ベシ、其レヨ
 リ本ノ方ハ刃ヲ引テ指タキモノ也、本ノ打ハ役ニ不
 立也、尤、可為付廻シ、
 一 脇差ノ長サハ一尺三寸ヲ善トスト也、強テ一尺五寸
 迄ハ善シ、一尺五寸ヨリ長ケレバ急事不応トソ、
 一 片手打ニハ一尺五寸ヨリ延タルハ切先ノ打不強ナリ、
 一 尺七八寸ノ脇差ハ諸手打ノ柄ニ可拵ナリ、
 一 中納言家久公御脇差長サ一尺五寸、貞宗銘有ノ勝レ
 タル大出来モノ御拵ノ時、長サノ儀ヲ御師匠示現流
 ノ元祖東郷肥前守重位ニ御尋ノ時、一尺三寸ト申上
 ラレシマ、二寸御摺上遊レシトソ、
 一 刀ハ二尺三寸ヲ善トス、又ハ二尺五寸迄モ善トス、
 是皆武道ニ名高カリシ古人ノ定ムル処ナリ、
 一 余リ輕キ刀ト短キ刀トヲ好ハ、武道無案内ノ人多シ、
 一 当時輕き短き刀を老壯共に指之、我先人之真尊父曰、

劍術に名ある人ハ、短き刀を差ても心得有て可用と
 見へて善シ、左もなき人ハ、当時太平の(ママ)のときな
 れは、武道の心掛を次にし、四体の安佚を専と為る
 に似て悪きと云、尤の事也、
 一 名作の刀ニハ却て心ひかる、事あり、
 一 君に奉仕の人は晴れ指の刀無て叶ぬ也、是ハ平日不
 損様に可為格護なり、然とも是を差たる時は薪を差
 たと可存也、左もなければ心是に引かれ、少し物
 に当りもすれば驚く色顯れて見苦し、
 一 如何なる鹿相の拵の刀を差たりとも、入念物に當つ
 不可なり、
 一 当時の風俗晴れの時ハ短脇差ハ見苦し、兎角一尺六
 七寸の長脇差たるへし、然るに常に短を用馴れて希
 に長を用れハ、覺す物に當る事あり、依て長短を
 替々て用べし、
 一 諸の芸能ハ不顯を以て善とす、就中武道を顯しぬれ
 は敵儲ちかぢるに近し、然とも不得止の場にては可顯也、
 何の芸にても鍛練して嗜深しんき時ハ自然と其光耀くわうごう不可
 覆、鍛練有とも嗜忽しんなれハ無光耀、假令ハ爰に二人

の士あらん、一人ハ劍術を鍛練したる也、然共大酒を飲む、是ハ鍛練有て無嗜也、一人無芸なれとも不大酒、是ハ無鍛練なれとも有嗜と云へし、然とも其道に無鍛練にしてハ嗜の精微を不知也、不知れは其嗜処も不精微也、譬ハ人より船などのよ^うの物に引上らる、時、右の手を出ハ不嗜也、左の手をとらするハ嗜也、如此の類劍術者の嗜也、然者故実者の嗜所歌人ハ不知、武篇者の嗜所茶人ハ不知、学者の樂処小人ハ不知、

一 詩歌の道に不入して我面白きと思ふ分にて、扱々面白き詩歌を見しなと、云ましき、左まで無きを称美すれハ、知の程顕れ、其品下ケしまる、也、人の面白と云詩歌も我心に不分明ハよき程合に挨拶して有へし、万事に此心得あるべし、

一 都て勇なき人ハ、人の芸能・才智の可歎美を傍の人を兼て不歎美、可欠をも傍の人を兼て不欠有也、如此の人はいと見苦し、

一 詩歌発句など有之咄を仕出して其詩歌など忘れたる、^{ワス}いとおかし、

一人と応対いたすにも要の処に心を入、是に挨拶を洩ましき也、然に左まで無きを事々しく云をかし、然に要の処又年号・月日・時・所・人名などを一二反^(返カ)も戻して聞き、善きに挨拶するハ見よき者也、

一 咄にはいつも義理・忠孝亦ハ芸才を為すべし、如此の事不合処にて、当季の咄たるへし、其外の事人の咄さバ善に可合、我より云ましき也、

一 病人の看病いたす時か又ハ何その相談する時か、珍客の勝手見舞の時ハ面白晰の人の其れに染入り、彼を忘る、咄ハ為ましき也、

一 家主の憂ふ時ハ、つゝりたる咄ハ可為無用也、矧やおかしき物語をや、深く可謹也、時に依主しの心を慰るには左も有ぬべし、

一 我家内何そにつきて取込隙にて無き時客来るに、悪しき時に来る客哉と思ふ心の色外に顕れ、応対平日に劣る人あり、是甚無礼也、私や客人に何の心かあらん、如此の時ハ猶善クに挨拶し、客の帰るを待てハ間延ひに成儀ならバ、客の前にて是理りて其事を可成か、又ハ客に断て令帰て後其事を可成也、客是^ス

知らは何ぞ恨ん、其后其客の許に行て謝之、何ぞ無礼ならん、

一我より位卑き人にて可取次して来らば、可断客にても逢て可帰、其后此方より申遣して可令来也、矧や当輩より以上をや、

一我れ淋しき時客来れハ甚悦有人、是も不宜也、平常の如く成へし、志シありて来れる客にハ其志をくミ得、深く可謝之、

一寒天雨の夜一會を催し客来る時、主甚悦ふ体又面白し、

一我一家の内なとにて老人か亦ハ我か可尊敬人来るときハ、少々の不快にも頭を押へて起出、面色ツル間はしく慇懃丁寧に應對し、始より其人落付よふに為也、

一客の帰る時ハ其座にて送るあり、三の間まで送るあり、庭迄送るあり、門迄送るあり、其人の位の高下又ハ事の宜きに依へし、老人などの再ひ又来るへきもかなひかたきには、假令我か普代の臣下たりとも、庭・門迄送りて帰るを迎へ候、又礼也、

一何そにつき不行して不叶人の許手には則可行、何の障

も無きに、心に掛ながら延引するハ無礼也、愚痴也、隙入有て不能行ハ、隙明て可行とおもひ果して可不行、行事不成事に掛居ながら是を兎や角と心掛る、甚愚なり、扱隙明て則行キ此事を云述べハ、礼義の度に合也、是レ伊集院先生の行得也、伊集院仁左衛門士之事なり

一客来れる節、久しく玄関に待せ門に立せ置事無礼也、可成ほど早く内ニ入らしむべき、自分則難逢ハ取次して此趣を述べ可令人也、故百石も持たる士ハ客逢所を作り、常に取亂し置間敷也、如此の類同事にても人の大身小身・富貴貧賤の位に依て無礼に成るあり、無礼にならずあり、主客ともに思ふべき儀也、

一如右の類ハ心の辛苦に不及事ならば、月代・髮精カ・風呂入・鍼治・灸治の外ハ可為事に非ず、

一我他に行、亭主隙入の様子を見取らば早く帰るべき、然といへとも主実に留ハ時宜にしたかふべし、如此の類従容と目に立ぬ様に有べき、如此小事をするを色に出したる顔なるを小作者といふ、

一物毎精く氣を着て人より氣の着すと見らるゝ、是を寛大の氣象といふ、

一 親類・朋友其外人の許に行に、我心向ふとて繁々行、心不向とて疎遠に成すと、又心合時ハ親く近々と物語なといたし、心合ぬときは疎らしく物云ふ類の人ハ、輕薄にして心不治の人也、如此の人ハ油断すべからず、中庸の庸德之レ行庸の言之レ謹の句、如此の類意入して味ふべし、

一人の許に行てハ先ツ床の掛物と活花に氣を付へし、次に畳の敷を何帖と氣を付、其より座の飾物、其より家の造作、其より家の向キ、庭の広狭の間數、木石の新古に氣を付べし、(科カ)断理の献立も此類を以て氣を付へし、后に人の問し時、其知へきをしらず、大形にして見苦と、我先人之真尊父の常に教ゆる処也、至て公界の座又ハ鬧敷所にて能く覺る心不落着不能と云々、

一 親類・朋友其外の許に行ては、其亭主の位と我身分とを考、不高又ハ余り不卑如くに座すべし、后幾度行とも初に座せし処に座すへき也、相客あらは時宜に従ふへし、高座は云におよばず、余り末席を好む、又相客・亭主に依てハ無礼に成り、

一 衆人の中にてハ、鎗術の妙を語らバ劍術の論に及べからず、一流の勝れたるを云ハ、一流の劣れるを云べからず、古人を歎称せば今を云べからず、座中如何なる人かあらん、争の端也、

一 我存たる事也とて、年増の人も有に一より十迄彼も是も語通すハ悪し、其内五六事、時に応して殊に面白きと思ハる、を語り、七より十迄ハ人に譲るへし、余り物知りと人より被見も悪し、且多言ハ費多し、然し時宜にしたかふへし、

一人の嘯を聞には、此末ハ如是に成行へし、此入組にては如此に濟へしと初より心に察し聞へし、我思ひより善なる時、我か智の足らず補ひ、不善なる時ハ其人々の不智を知へし、是も又致知の一端也、然るに我心に扣へなく聞ときハ、善惡共に我に不徹(微カ)して益少し、徒の夜嘯にも如此せよと、益先人之真尊父示シ給ふ処なり、読書の法は先儒の説々多言語を聞も同し理也、山の口にて峰の高をしり、峰に至てハ又ハ麓に下る道の嶮難遠近を察するか如し、

一 書籍の穿(鑿カ)医などには各密に道理字義を見、互に見識

の善惡を致吟味善に進なり、如此の砌ハ少も無容捨
 我が見る處を不扣申分つへし、各初は善と見てこそ
 申出すべけれ、誤と知ながら其を云出者ハあらし、
 然とも弁舌能き人、覺へ強き人、学力増たる人には
 其云事間に失有つて不通にも、其人に抑れて善と見
 て其れに従ふあり、是大に詔ふの端にて甚悪し、
 座久しく及義論時ハ互に声色高く、言語雜して諍論
 と成の媒にてあし、如此の節ハ先止むへし、以後
 に靜に又善惡を定治すへし、学力増たる人ほど私を
 不立、我見所に失ありて其を覺らハ、忽非折て正し
 き説に従ふべし、初学の人ハ譬ハ正説を見得たり共、
 二度三度ハ和らかに是を申出し、猶人不覺ハ又も可
 考など、攢拶して止べし、学力不足バ如何なる誤あ
 らん知れず、矧や誤を竟に於をや、

一道理の詮義にて毎夜／＼義論に習たる人ハ、人に依
 て常に諍論数奇に成り、平日平和の交にも何事に不
 寄、少の事にも理強く物を争ふ者也、是甚悪し、
 平和の事にハ人と争ふへからず、道理すき理屈すき
 といはる、悪シ、只今の事に処する義理の善惡又ハ

武士の及恥辱類は格別也、

一物毎に大本理の源よりいやと不云処より弁を付て申
 出すへし、人は是を屈曲する事不能者也、理の正ハ見
 出しても氣滯り弁不達して、人に不徹して善も不分
 明もの也、能々思ふべし、十四五、廿歳の時より手
 に書を離さずして、四五十に不至バ俄に不至此、
 一何事に不依物理ハ天より知り下へし、左も無れば物
 理を取違ふへし、粗其故を記さん、天地ハ人の源也、
 先祖ハ父母の源也、父母ハ我源也、君ハ我を養ふ、
 因て君父ハ軽重なし、父有て母あり、夫妻を迎され
 バ母なし、故に父母には雖無輕重至於祖父以下の親
 族にてハ父方を重とし母方を軽とす、父の姉姉と父
 の弟妹と共に、我か伯父・伯母・叔父・叔母たりと
 いへ共、時に依てハ父の姉姉を重とし、父の弟妹を
 軽とす、凡世上の人嫡子を尊ひ、末子を尊バざる事
 を知れども、然れともいやても其如く行はねバ不成
 理の究る處に心を不寄なり、礼を以て論すれハ、一
 日にても先立て生れしを兄として、崇敬の義を以論
 すれハ父なる人一人男子を生して死しなハ末子なく

して、一人の子の知を以て君に仕へ、家を治め、祖考の家を繼て無窮之子孫に譲る、一人の女子を生して死する時ハ、其女子に智養子して先祖の血筋を伝子孫、父幸にして長生すれハこそ段々子をも生すれ、我も子なり我も子也、前後の替有而已と是を軽くおもふへからず、大節親切におもふへき儀也、父も此理を知らずして末子を愛し長子を次にする事、甚天理に悖^{サカ}へり、これに依て見る時ハ、父の兄姉の伯父・伯母と父の弟妹の伯父・伯母とを我れ是を親愛崇敬するに厚薄なしといへとも、父の兄にて伯父母たる人と父の弟にて伯父母たる人と対して、是仕への時ハおのつから軽重の品有へし、是より推して一門縁家の交に親疎の位を察すへし、然るに是を察せずして我氣に合たるを親ミ、氣に合ハざるを疎んずるハ、是亦天理に悖へり、当時の風俗、父の兄の子孫ハ嫡家と称して是を崇敬する事を知れとも、父の姉の子孫を並の親族と同ふす、本を不知^ト為へし、朋友ハ我君に仕へ君を輔け、時に依てハ君の死に替るの人也、臣下ハ我に仕へ我を輔け、時に依てハ我死

に替る者也、然るに朋友と臣下と対して事を仕出す時ハ、常の人大概臣下の善らん事を希て、朋友の悪らん事を求む、是天理に悖へり、譬ハ朋友に過有も事の起り輕儀ならバ、臣下に負せて朋友の恥を覆ふへし、是我に於てハ朋友ハ疎く臣下ハ親といへ共、君より見る時ハ朋友重く、且ツ我と位同きなり、矧や我臣下に悪あるをや、如此類不可勝計、推て可察、一伯父・叔父の所に一時に水火盜賊等の難到来して、これを救はゞ、伯父の所に自身行き、叔父の所に弟や子を可令行也、伯父ハ難を防くに便り有り、叔父ハ難を防くに便なく、子弟引列自身叔父の難を可救、伯父の難を使家臣令救之へし、是を權と云ふ、如此類ひ物毎に有へし、平日無事の時不^シ思^ハ之^ノ臨^ル時^ノ可^ク惑^フ、

心与氣弁 十五条

一物の理を見る事ハ甚分明ならしむへし、理を見分て心にて決し去る事ハ、火にて藁^{ワラ}を焼か如く、焼残るすばも勿らしむべし、髪の毛の柱も羈^ホさるゝ時ハ、これか為に心引れ、氣に布^{シカ}るゝものなり、譬ハ爰に盜

蜘蛛に恐る、人あらんに、此さ、いなる小虫におち恐る、ハ残念なる事と心に執行し、最早恐る、心ハなしとおもふ処に、夏の比にても灯の本にて書見入て居らる、時、膝元に上より大盗蜘蛛落掛るゝに、心にも渡らざる間に氣にて我不知に、あつと後に飛去る、扱跡達て心に渡るなり、此飛去る処ハ一円に氣也、如此飛去ほとに氣周章ハ暫ハ心も難靜、是畢竟する処心にもへすほ残る故也、此一件を以て外の事にも推ておもふへし、敵にハ云に不及、人突牛・はしか犬に如此氣後れなば、業後るべきなり、然れとも心氣ハ共に養ふへき事也、其故ハ、心羈無れバ氣も是につれて強大に成と計思ふへからず、其故ハ、酒ハ氣を強く大に成らしむ物也、右の盜こぶにおちる人酒を盃にて七ツ八ツも飲て、些酔て氣先太く成たる時盜こぶ落掛るとも事ともすべからず、是心俄に酒にて羈無く成るべからず、是ハ酒氣にて心を助けたる也、因て心と氣とは不偏より執行すへし、此心氣強大ならざれば誠敬をも持シがたし、女色・飲食・金銀・名利の欲の為に人の心氣の猥に動く事、

言語・容貌の間に顯然として、盜こぶを見て飛立よりも著るし、可恥の甚しき物也、
一学問をいたし氣質を令變化、少しにても人品の高上(向カ)に成行ハ心也、此心善に向ふといへ共羈さるゝの心あるハ氣餓る故也、浩然の氣ハ俄に及び難し、譬ハ小勢にて百万の大敵に向ふとき、死を決するといえとも心の屈するを、或ハ大将の言葉の再拜(奉配カ)、或ハ味方の強兵・勇士にもミ立られて心勇むハ氣也、如此の類いつも氣を張立べし、或ハ衆人広座公界の場にも心屈す氣を以て、譬ハ貴人・有徳列座成とも、輕見て氣を張立べし、扱心にはしつと引しめ敬謹を用ゆべし、心迄人を輕むする時ハ人に無礼をし、慢心起て甚道に害をなす、敬を以て氣を静め、常心強明なれハ自然と物に不屈(セラレハラレ)、不屈自ら貴人・有徳の人といへとも是をなして心に屈せざるなり、心に屈せざるものハ我心重而彼レ輕し、氣を張ると云を形を以て云ハ、口鼻の息を靜にし、臍の下に氣を可令滿、しかし如此の類平日横座のはたにて執行し、思之時にのそむて自ら氣伸る也、

一手近く武扁の方よりいへば、行路にて人に逢時、勇

氣(凜力)澹々として誠に盛なる容貌にて、人を目にも不着

ようにて行過る、是勇壯にて心の敬なし、勇壯なる

容貌の内にかなる微弱の人にも近くよらず、道を

譲り慇懃にして通る、是を心にて引締と云ふ、是敬

の心にて所謂心ハ小ならん事を欲すると同じ、如此

の人ハ嗜の方にも善し、曾我時宗(時致力)も御所五郎が女装

束ニ油断して過しなり、

一理を頂上につめ上たるを太極と云、此太極あれハ動

く、動けば静まる、静まれハ動く、此動静するもの

を氣と云、動く氣を陽と云、静まる氣を陰と云、一

小草の生する地中に其草の生する理あれハ、則己れ

に陰陽の氣布く、陰陽二氣の中に則己に水火木金土

の氣を布く、如此陰陽五行の氣聚るや否や小草生す、

生すれば生々して不止、是陽氣の動也、然共目を不

離して見之長する形ヲ不見、是動中の静にして所謂

陽中の陰也、然共日々に長す、静中動にして所謂陰

中の陽也、陰陽の氣ハ動静共に不離、暫く離る、時

ハ小草枯る、也、

一人ハ氣に因て形を受生すれハ、耳目口鼻・四肢百体

氣を離れざる也、此体内の氣也、此体内の氣ハ幼壯

老に依て盛衰し、或ハ無病ハ盛に多病ハ薄し、独り

心の臟の氣ハ心の發する時心を乗て、時に盛に時に

静に、時に延時に届す、氣の時に静なる時ハ夜更人

静まりて、独り灯の本にて何くれと物を思ひ、又ハ

文などを見る時なるへし、氣の盛なるとは手近くい

へハ武芸也、是を悉く劍術にていは、氣滯るとき

ハ業滯る也、劍術者木刀を取て敵に向ふに臨てハ、

心より氣を尊ふ也、其故ハ、師匠より芸の心術の次

第、我芸の業形・進退・強弱・遲速・曲直・遠近・

高下等の処を指南を得、是を心に練、工夫し不忘ハ、

木刀を不握時にて、是ハ衆人と交居の中にてても考へ、

馬上にても工夫し夢中にて案す、是ハ心也、扱木刀

を取時に此心氣に乗入て、鎗の上段に出れハ上段に

出る頭を打留、中段に出れハ中段に出る頭を打留、

下段に出れハ下段に出る頭を打留、左を突ハ左に打

留、右を突ハ右を打留、長刀ハ切出さハ切出す、頭

を打離し突さハ突す、頭を打ひしき払ハ、払ふ、頭

に打すへ合す、早捨長刀も亦如此に遠くハ踏込、近くハ本首を打抜出さバ抜出す、頭に当り稲妻の如くに神速なる処ハ、中々心の下知に因て打留るにあらず、此早き処ハ氣に属する也、然とも心に少も疑あれバ、氣滯て神速の間に応する事不能、業不至して氣滯る時ハ心に疑なき事あたはざる也、故に万の芸ハ心に疑ある事を嫌ふて、氣の滯らざるを以て善とす、

一友人五六人野原に出、是より彼の松の下まで走くらべせんとて、八九町の間を馳らんに、いさ走らんと足を踏出す処ハ心なり、扱走出て息をも不繼走るに、其間に上り坂あり、下り坂あり、堀あり、かヶあり、溝あり、岩あり、飛下らるゝ処あり、此走る事速なり、内に是に應して走ハ氣也、走る内に氣かゝまりて心の下知を受、心にて爰ハ岩あり如何よけて行ん、爰ハ飛下る処如何飛下らんと露思なば、走事滯て走りくらべに負ぬへき事一定なり、心の下知を不受して走といへとも、生質柔弱にして、走る内に心退屈する者ハ氣滯て蹶きたをるゝ也、心氣ともに勇壯な

る者始終不滯して、速に彼の松の下に走着て勝なり、然れバ心を乗たる事見つへし、

一人の一身ハ氣也、氣精粹心なり、

一石など如き重き物敷、又ハ手を強く動して直二字を書ハ平日の如くならん、是氣其処に集るを以て也、心も怒るか恐るゝかして、其事去りても跡に其氣残るも又同じ、

一夜陰いかゝしたる時やらん、心細きよの時あり、

心にて強大令成としても不行時ハ、酒を飲て氣を大に成せハ心も大に成也、是いまだ未熟の人にて、心の勞れたる時か又ハ所から陰氣に閉られたる時也、陰氣に閉らるゝと見ハ、山中ともならバ眞の声を掛けて木又ハ岩などを打べし、陰氣散し氣大に成るべし、是氣を助る養の道なり、

一心惣して静なる時ハ氣心に屈す、心猥に動ときハ氣不正に成なり、此不正の氣ハ心に不属して心の上に登り、心却て氣の為に押へらるゝもの也、修行していつも心に氣を随しめて心を助けしむへし、

一氣心の令を聞ときハ、常に氣心を助なり、心猥に動

す時ハ気心の上に登る事不能、是を動靜ともに心靜
き人と云へし、

一何事によらず成せバ彼に障り、不成ハ是つかへて難
決事あらハ、日数多く不積内に一方に可決、然るに
一日ハなるへきに決し、一日ハ不成に決しつ、決す
る事されきらすして年月を經れハ、心人有て物を争
ふよふにて、後ハ心気是か為に勞し、或心乱れ氣鬱
して火と成、腎氣乏しく成て勞、彼の病発する也、
年若き男女如此の煩ひも発らハ、父母も氣の散する
如く為へし、

吟古語古歌前説

一朝の気怠らば仰天、太甲曰、顧諟天之明命数十篇可
誦。与人交に怠る氣起らハ、子曰、君子不重則不威、
学則不固、心中可誦。不及人して身を恨心起らハ、舜
何人也、我何人也、有為如是、怒起らハ、程子曰、夫
子之情易発而難制者、惟怒為甚、第能於怒時遽ニ忘
其怒、而觀之是非、亦可見外誘之不足惡、而於道亦
思過半数篇可誦。心動ク事有ハ、孟子曰、我善養吾

浩然之氣、其為氣、至大至剛、以直養無害、則塞天
地之間可誦。当事疑起らハ、孟子曰、權然後知輕重、

度而後知長短、物皆然、心為甚ト誦而心の行成リニ
一切兩断すべし。人富貴に氣抑る、心起らハ、孟子、
居天下之広居立天下之正位、行天下之大道、得志与
民由之、不得志独其行道、富貴不能淫、貧賤不能移、
威武不能屈、此之謂大丈夫ト吟すへし、雨降レバ家
洩り、風吹身寒して心不樂ハ、子曰、賢哉回也、一
簞食一瓢飲在陋巷、人不堪其憂、回也不改其樂、賢
哉回也ト誦すべし、人我か不知才識して心不平なら
ハ、子曰、不怨天不尤人、下学而上達、知我者其天
乎ト数篇繰反シ、所に因てハ心中に誦し、閑居
ニハ高吟して不平の心を除くへし、己れに不如者も
其善名頭れ、或ハ世に被用事を露も羨む心起らハ、
子曰、不知命無以為君子也ト打吟而此愚なる心を可
除、此外当事拙心起らハ、其時良藥ニ可成聖賢の格
言を誦して除之過少し、其外古歌・古詩も宜し、
日新公以呂波御詠歌、尤事々ニ宜し、可誦、
いにしへの道を聞ても唱ても

我行にせずハかりなし^(ひカ)

楼の上もハにふの小屋^(もカ)に住人も^(のカ)

心にこそハ高き賤しき

はかなくも明日の命を頼む哉

今日もく^〱と学ひをはせて

仏神他にましまさず人よりも

心に恥よ天地よくしる

とかありて人をさるるとも軽くすな

いかす刀^(もカ)ハた、ひとつ也

れいするハ人にするかは人をまた

さくるハ人をさくるものかは

楽も苦も時過ぬれハあともなし

世に残る名をた、思ふへし

昔より道ならずして驕る身の

天のせめにしあハさるハなし

もろく^〱の国や所の政道ハ

人にまつよくおしへならハせ

すこしきをたれりともしれミちぬれハ

月もほとなく^(まカ)十六夜の空

此十首、束の間も忘るましき御詠也、誠に難有御心

可思、とがありての御詠、若年の人ハ聞にくかるべ

し、御作者の思召ハしらねと、是ハ科人を殺す事を

別て大節に可為との御歌也、就中我に限ある咎人^(根カ)一

端に怒気を以て殺之、後に悔るの人古今に多し、中

にも戦国の御人を殺す事を名将・忠臣も甚軽す、治

世にして犬猫を殺すよりも安し、然るに 日新公戦

国に在て是を深く御悪ミ有し故に此御歌も有る也、

人を殺て後悔ゆとも何の詮かあらん、此時に臨て可

殺や可生乎ト軽重を定るハ敬也、当然に処するハ義

也、此義二ツ有べからず、只当然に処する而已也、

可殺可生ハ彼の咎人の身の上に有り、生す刀も殺す

刀も一ツ刀也、只我心の義に従ふ也、上の句に人を

切ともと仰られしに依て活す心もと有べきに、いか

す刀もた、ひとつ也と刀の字を出し給ひし処、切の

字に掛合て宜のミならず、刀ハ敵たる人、咎ある人

を而已切断もの、刀我が心の善悪の界^{ハナ}不分明^{ナラ}、敬を

以てこれを明^ラ善^メ悪^ヲ知るより我か心の私^ニもあらバ、義

の刀を以て此私の念を一切両断して、可生^ニ置^ニことの

咎人ならバ私の恨を捨て生置、可誅ほどの咎人なら
バ私の親を捨て可誅、此人を切る刀も此私の惑を切
る刀も一ツ也と云事を示し玉ふ御言葉、誠に余情限
りなしと云へし、其故ハ、此御歌咎人を切る上計有
べからず、都て人心の惑を切る刀片時も不可無なり、
此御詠を吟すれハ、ミつから日用人心の迷を解く、
余情有る歌と云ハ、一事を云て万事に通するを云へ
し、

吟古語古歌後説

一書を見るに、精しく心を入れて味へハ余情無限事を
覚ふ、独り経伝にも不限歌モ又同じ心を入れて精し
く味へハ、ミつから道理に通すへし、其故ハ、勝れ
たる名歌不及云、元来撰集の歌にハあれとも、差て
人のほのくなどやうに云ひ沙汰せざる歌にて近く
道理の上にかよはし、彼是に思合て心を述あり、則
家隆卿梅の歌、

幾里か月の光りも匂ふらむ

梅さく山のミねの春風

此を吟するに、作者の趣向ハしらねと、心静に隈な
き月を見るに、遠く高き峰に咲満たる梅の匂ひを、
春風の誘来たる儘、扱々高き峰に咲たる梅の遠くも
匂かな、此里にも匂へ、又ハ外の里いく里の月に匂、
いく里の人か月の前に此梅か香を賞翫すらん、行て
や見ましと深く感する体にて、広大の趣向梅の歌に
ハ又有べからず、然るに昼も匂ふべきを夜の月に云
ひ述たるハいかんと思ふに、我が憐隣カに行路近く二本
と三本咲所あり、昼ハ心を着ても深く不匂、夜も宵
よりも夜更人静るころ通れハ、氣を着すして急く道
にも匂ひ甚深くして、暫く此陰に不立留ハなし、是
に因て見るに、家隆卿も昼ハ陽氣にて人も世事に障
られ、善を養ふ暇なきが如く、梅の匂も太陽の氣に
己か十分の匂ひをけをされしに、夜は人の心も陰氣
にて、静に身の暇もあれハ月の光をも染々と見るに、
光耀天晴にさらぬたにあかくかれぬべきを、梅も露に
潤色を添へ、己が性分を夜氣に養より匂も増りしを、
陰分に閑られて猶木の本にのミ匂のた、よいしを、
春風の吹か便りに遠く匂の及ふ処を見出して、月の

光りに匂ふらんとよまれし、殊勝と云べし、昼の顔色にていく里匂ふらんとあらハ実理に叶ふ間敷を、夜にしてしかも月の前にいはれし処、作者の力なるへし、是よりしておもふに、独り梅の匂ひのミにしも非ず、善悪の理共に夜陰に其験よくあらハるゝ也、昼ハ大陽の氣にて善ハ弥善にして、悪も悪を施かたくて止也、人我氣に悪有て臆病なる人も兼て恐しきと云所を、昼通る時大陽の氣我が善の陽氣を助て我惡の陰氣を屈せしむる、故に恐しさを忘れて心安らかにゆるぐと通る也、我氣に惡無して勇壯なる人も同く緩々と通る也、是善惡勇臆不顯也、夜臆病人右の恐しき処を通れハ、白き石ハ幽靈と見へ、黒き木ハ大伏と見へて、氣も魂も消る也、是所の陰氣を我惡氣に引入、我陰氣を所の惡氣に引出すなり、こゝにおひて其人の惡臆の氣顯然たり、勇壯の人ハ所の陰氣を引入べき惡氣なく、可引出陰氣なくして白日の如し、心安らかにゆるぐと通る、譬へハ凶年に福人の如不知凶年、於此其人の善惡顯也、人の惡心も又夜顯るゝ也、大酒も夜甚して病を發し、色

欲も夜甚して他婦通す、欲心も夜甚して盜賊す、人の善心も又夜顯るゝ也、昼ハ公私に暇なくして、夜深更迄独り灯の本に文を學ひ、美婦人といへとも同室姪亂の心を生せず、闇き道にて得金玉いへ共為是不動心、而渡、其主喜樂の心も夜増り、憂患の心も夜増り、病盛なる時ハ夜痛、病愈る時ハ夜快シ、五味の善惡も夜の心に精く、五音の清濁も夜の耳に分明に、焼物の香も夜こそ美惡いちしるしけれ、美しき作り華も植捨たる草華と是を昼見るときハ、作華の方増レリ、夜灯して見是時ハ彼の消目・繼目・切目分明にしていと愛なし、草花ハ草深き垣根に花露を帶ひ、己レか本分の匂を顯し、実に物云んばかり心有とミへて、作花に似たるべくもなくやさし、人の栖居も夜こそ善ハ益々善(衍力)に、惡ハ益々悪くミゆれ、人の才智・學識も夜しめやかにうち物語してぞ其程長ケも知らる、是のミならず人の芸能も又ハ夜善惡顯るゝとぞ、むかし

家久公御劍術の御師範東郷肥前守平重位、廿六夜を信仰して毎月待れしに、いつも月待の夜ハ嫡子藤兵

衛重方、高弟葉丸大炊兵衛兼貞唯二人にして他人を

緊要子弟訓卷之第一終

不交、宵より月出る迄表より奥意迄不殘稽古有しに、
此二人世に知る処ノ上手成けれハ、九ツ八ツの比迄

緊要子弟訓卷之第二

ハ昼にも位替らざりしかど、八ツ半七ツの前にも成
ぬれハ、重位の高き目より陰氣に閉られて、さへざ

目録

る様に見へし故、其時ハ重位、夫にてハなし、サア

長語三篇

出せとてしくづして見せられしに、其氣に陰氣散し

糺明罰穿鑿虛実

兩人の心に陽氣発し、兵法如白日位能成りしとなり、

有勇士士而知正道之有無真偽

此一夜の稽古並の一月にも増り、後々ハ兩人兵法陰

自明明徳至天下平

氣に閉らるゝ事無りしと也、昼の稽古には重位にも

短語

さのミ不劣見えしかど、夜いたく更ぬれハ如是甚劣

五十章

しとや、至此重位の兵法ハ善尽美尽せり顕はれ、兩

人の兵法ハ美尽せり、未善尽の処顕はれさりし也、

緊要子弟訓卷之第二

一細の技芸皆如此、因之謡・淨謠（瑠璃カ）夜更寒声をとり、

短語

琴の琵琶・三味線夜更に弾を善とす、学者も夜更人

短語

静りて書を読、道理を考、心を治を善とすへし、是

一尊父母・先人并先祖へ奉る花香毎朝奉るへし、氏神

の章を出せり、天下国家の主、士大夫の政事に預る

にも花香懈るべからず、豺獮さへ報本と云へり、

の人、尤、夜氣の心の向処、下方民の安危ニ掛る乎、

一先祖の墓所、是亦不忘毎日ほどに花水を奉り掃除せ

しむへし、且大水大風の節ハ其時見せしむる事不能ハ、水ひき風止と則見せしむへし、

一人の所に行かは、何より仏壇の花と床の活花とに氣を付へし、共にかれたらバ大形の人と云るべし、床の花くらへ仏壇の花古くハ孝心のうすき人とするへし、墓所もあれたると掃除したるとにて、其子孫の孝心を見るへし、

一出火の節、亡父母の位牌焼きたらハ、存生の父母を焼たるとおもふへし、

一あらたに父母に後てハ其悲歎置所なし、年月積れバ此情うすくなる、此を薄なすへからず、此心さへ変ぜは何れの心も替るべし、

一君父の恩ハ片時も忘るべからず、然れ共凡人の事わざに交る身ハさほとに至るへからず、依て朝夕の食を喰とき君の恩を思ひ、面を洗ひ髪を結ふ時父母の恩を思ふへし、

一父母の忌日には美食を喰せず、家内鳴物を止へし、祝言の所などに行へき儀にあらず、先人の容貌をおもひ慕ふへし、殊に正忌日には言語をも高くせず、

閑に居して涙落計思ひ慕ふへし、当国の風俗茶立と称し、兄弟・親類を集るハよけれとも、菓子に腹を太くして、酒を盛て酔を進め舞踊らむ計は不孝と云へし、

一先祖祭の子々孫々、永々不衰をおもふへし、然らハ自然に費を不致、子弟をもよく教へし、

一父母に後れてハ、存生の時に父母の志をよく孝へて、父母の志に叶ふへしと思をハ行ひ、不叶と思をバ不行、是の心入を味ハバ、存生の時よりも亡し玉ての

後ハ存し給ふ時よりも慎の心ある也、義に於て心なさかふ事にては諫て致す義と思をハ可行也、一生此心を用へし、是に不敬して常に父母の心にたがはゞ、朝夕靈前花香を奉手向、朝服して靈を九拜すとも我心も恥しく、豈誠可通哉、

一人ハ身強とても忠孝・学文・武芸に志深からバ、常に保養に油断なく薬用すへし、左なくして一端に氣衰へ病發りなバ志空しく成るべし、然に是を知らがら不慎ハ忠孝の志浅故也、味ふへし、

一人ハ俄に如何なる大事到来すとも、快く之を可処様

に英氣を養居べき也、學問を致す人は是を不思、常に文字の勞に心氣屈し居てハ精力不及をはいか、せん、不及を精力つゞかずして仕損をハあに恨ずや、一家の事ハ肝要なる処を自ら計らひ、余ハ妻子に任せおくへし、細事の末々まで手づからなさは、氣費て一道の成就かたからん、

一我に事あらバ、人の上によりし類を以我其時よそよりかく思ひしと考へ、人の上に事あらバ、我身の上によりし類を以て考へ、其時我心かく有しと喜し事欲し、殊に体忍して人の上を察し合せ味ふへし、左なけれハ、常に人の上ハ軽く我上ハ重く思はれて、事を処するに失多して物我隔也、

一召仕の男女老たるハ老たるに仕、壯なるハ壯なるに仕、幼なるハ幼なるに仕、人の子なるといふを忘るべからず、内には慈愛の心安余ありと云共外威嚴を用ひ、常に氣にさかひぬとも毎々怒るべからず、慈愛の心なけれハ人不服、威嚴なけれハ不恐、常に怒時ハ恨を生して不服、

一人を怒るには夏天に夕立レのする如くあるへし、怒氣

の生する時制之、猶止事を不得ときハ怒るへし、其れを制止する時に善惡の中道を考へし、余り敏速に發して、或者過ぎて後悔し、或ハ彼に理あるに閉口する、見苦し、平日学処コト此あり、善惡の理ハ鏡に物の写るが如し、ひろりとする処に応していやといわれん処より言葉を發すへし、此に聞ければ我に理あるも無かごとし、密に言嚴ならされハ彼不服、ながたらしきハ男子の勇にあらず、

一細々の器・楊子の類に至るまで平日置処を究め、彼にをき此にをき、時あつて置処を忘れて尋求む、行義なくして見苦し、

一末々の家財までも一帳に是を記置へし、軽き器とても父母の作か又者先祖讓のものはよくに格護すへし、借たるものハ入用すむと則返すへし、

一人に進め与ゆるものハ、すこしき多き方と思へハ大形適中せん、少き方と思ふハ究て少き也、人を招請して馳走も同之、人より我に与ゆるもの、多少ハ知り安し、多きをハ辞之、雖然事の位より多く与へて、人の喜び我名聞を求べからず、

一 知行高二三百石より以上取るの士ハ、大形内証の驕より身上衰微いたす也、自ハ酒食・色欲を専とし、或ハ碁・将碁^(棋力)・鳴物・遊興を愛し、或ハ釣・狩・勝負・角力を翫ひ、妻妾ハ衣類・帶・櫛・簪より油鼻紙に至まで美を極めんと欲シ、上に化するの下なれば、召仕の男女まで一家此風を善とす、一年くの取勢にて兎角する内に、少にても臨時の物入も出来れば、最早他借に及ぶといへど、風儀を質素に変する事不能して、高役奉公仰付らる、時ハ作病をかまへ不動之、其貞略を用を見るに、親類・朋友の交には音信・贈答・礼義をもちかといへど、内証の費ハ以前に不替して、後々ハ家の武具・馬具、親先祖の秘藏せし珍器を下に売のけ、昔の高ハ名寄帳の写、取納帳に残る計也、誠に武士の心掛なく不忠不孝と云へし、身を徒にしてハ悪名を残し、美麗を好て愚民の目を驚ハ拙なき心入れと云へし、百石に弍拾石、弍百石に四拾石、千石に弍百石、一万石に二千石ツ、年々軍役に分置て、残りを以成へきほどづまやかにいたさば、金五拾兩百兩の勤ハ二百石

以上の士いと安かるへし、不及其^二高役をや、百石にて八九人の家人にして弍拾石を軍役にし、八拾石にてつゞくハかたし、二百石にて拾二三人の家人にして四拾石を軍役にし、百六拾石にてつゞくハ安し、是を不替と思ふハ驕より出る、
一 公界に数寄たる人驕に流れ安く、質白を好める人欲に流れやすし、
一 老に臨てハ分限相應の衣類を用へし、僂相なるを用て子や孫の花美ある、いと見苦し、子弟にも罪あり、五拾者可^二以衣帛^テとあり、矧五拾以上なるを哉、自然の理也、若キ人血氣強クして物におされず僂服を用へし、
一 先人之真尊父曰、或人ノ曰、刀・脇差の拵に金銀を用るハ費也、銅にて濟べしと、理有に似たりといへと孔子服周之冕と賜ひ、朱子注之して加於衆体之上、故雖華不為靡、雖費而不及奢、夫子取之とあり、是より推して見れば、刀ハ日本の今武士の長器にして、周の冕の如し、外の器とは違ふへし、百石も取るの士、切刃・鏹に金を着て用るを分限相應と定むへし、

縁頭・目貫に金を鏤るハ過たりとせん、

一刀ハ三百年以来を取べし、不折不曲して切る、を用へし、作を好ハ人よりよき刀持たらんといはん為也、其故ハ、勝負を決するに作入るべからず、不折不曲して切るレハ用すむ也、古作ハ精ぬけやすく、刃すはり、三ツを兼て全キハ甚希也、先祖より伝ハるの古作ハ秘蔵して次にする事なかれ、

一刀ハ是死生の守り、武士の長器也、甚大切に格護すへし、書籍は此死生を節にするの器、尤大事におもふへし、然るに刀を大切に格護して常に拭ひ、書籍を大形におもふて義理不明の士ハ愚と云はん、

一經書を見ハ、一篇見過して我行の力ラに成、良薬に可成句を一二句を我胸に記し、拳々服磨(磨力)して一生不忘ようにし、日夜誦して是を思案工夫し、是を下地の盤にして賢人に進むへし、左もなくして只広言迄にてハ、字義ハ委くなるべけれど、我氣質のねばき、器量のせばきハ不学以前にも不可替、

一天地の道理其外何事に不依、人の問し時知て答べきほとならバ、何れの処誰が聞ても道理明白に云ひ分

つ如くに覺護すべし、此覺護なけれハ見処聞処覺る処不慥、適云ふとも不明白して詮なし、不知疑事は云べからず、事の咄には人の名文の句、其咄の肝要の処を忘れたらハ咄すべからず、時に依てハ片端云出して人に問ハよし、ことくしく云いて、目の真の処を忘れたるハ、其人の品もしられておかしきもの也、

一俄に人より、学問ハ如何ように執られるや、いつれの処よりかうつけ徳にそ進やと問ハ、言下に簡様に執し学び心掛と可答ように常々覺護あるへし、此心掛なければ此答なし、此心掛なくしてハ志のうすき事しれたり、

一学問ハた、今日の入用也とのミ思ふへし、必ず身に七歎行も末の年月にあるよりに覺へ、今日を怠るもの也、行末の年月も今日にあり、今日に怠らハ道をほとこすの日なからむ、生るに奉仕の孝道を末に期する内に、父母没玉ハ、何の詮かあらん、心に知れるの義理身ハからずに死せば、是亦何の処に知行はん、父の知給ふ事早く承て覚へぬべし、必他人の物を知れ

るよりも末を頼て向たてまつらざる者也、其外其事を知る人あらば、雨の晴間を待べからず、物毎頼事あるハあし、

一 主君を頼む人ハ其主君没玉ハハ勢ひを失ふ、父兄を頼む人ハ父勢ひつくれハ心をとりせらるゝ、師をたのむ人ハ師をハなるレバ威なし、是皆妾女の氣に入て愛せらるゝ時ハ、処の威を借りておごりたかぶり、愛を失てハ身もやせ衰るに同し、外君の愛父の勢ひのミならず、我氣をたのむべからず、氣を頼むと云ハ一端の氣也、仮令ハ驚しき夢を見て寝られざるの、酒を飲て氣を太めて好寝、云にくき事を云に酒を飲て其力を借る也、此力を借る事ならずハ心を以て氣を常に養ひ、大ならしむへし、

一 従者ハよく主君の心に従ふといえと、心服せざれハ心の儘ならざるのミ歟、却て主君に仇をなす、心服する時ハ甚主君の助をなす、一身の志氣も如此、常には氣を不養して餒させ置て、俄に事ある時広大強剛ならん事を欲れとも、心の制に不従して心には不驚と制すれ共、氣動て言語そうくしく前後し、色

不静手足奮ひ、是より又心も引倒されて恥しめをとる、人生の性ハ天地の正理にして本至善なるもの成れと、氣に善悪ありて不善の氣を受て生れし人ハ、たとひ志を善に向るといえと、氣の為に動ざる、也、然とも此たるや本至大至剛なり、只不清して濁れる也、実に學問して徳に進時ハ自然に氣も清くなる、清なれハ至剛に進て、氣の方より善を成たくして心を助る也、譬ハこゝに一人の士あらん、朝夕麻上下を着して父母先人の神主を拝する事をおもひ立むに、始のほとハ時に依てハ六ヶ敷おもふといへと、数年を経て後、抛なき隙人の事も到来して、此事さへ不叶儀もあらハ、心にはもはや今日ハ朝服の拜ハ不成と思ふといへと、氣にかゝるようにて落付かず、夜更ても足を動てよく寝ぬるハ氣より心に善を助るなり、是て拝する内に年を経に從ひて、いつとなく此氣大くなりたる也、爰に又色欲・遊芸を好の人あらん、心にはよき事にも非すと知る故に止んとすれと、止なバ病も発るはかりに氣先くやくゝとなる故に、心ならず年月を経る内に一断に是を止るに、其涯是

が為に夜も不寢食も不進ど、勤て是を遠け志を善に向、学問を学問(術カ)を治て年を経る内に、気色欲・遊芸の方を離れ学問の方によりつき、ぜんく善の方に大に成ときハ、我此以前色欲・遊芸を好ミし事を聞もいやになり、心には今更悔ても詮なしと制すれど、残念の氣に引れて夜寝られず、志氣ともに勵て行末の執行を思ふハ氣の心を助る也、此二事を以て見るに何事も如此、始ハ善にさかへと後ハ善を助く、柔も剛に、愚も明に成、是を氣質を變と云ふ、

一心に掛ると云ふハ、心にいまた不能決コトして思ひ案するを云ふ、氣に掛るとは心には已に決したるも、猶残る念ありて思の不斷を云ふ、

一氣ハ取つて執行しかたし、然とも日用常行大小の事に付て、心には是を善とおもへと、情に引れて果さず、心には進んと欲も情に引れて急にす、まむあり、心には退んと欲も情に引れて猶す、むあり、是心義の制うすきか故に氣なを動、心をして不止、氣心に不從故に氣心を動すなり、氣心を動す故に心の制不切也、此治る法ハ智を以て是非を考へ、義を以

て一切兩断し後難を思ふべからず、今日靜に尊て聖賢の文を学ひ智を長すへし、事に臨てハ義を以て可レ行之、勇決の義なければ、或進と欲して不進、或欲レ退不退、一生如此して終に賢智をます事なくして四書五經を毎日講すと云共、一端に變に臨まバ無学の壯士をとらん、

一事に急速なる變にあたらバ、一機の發に兼て学ふ処ハ爰よと、氣の上るを心にて抑へ、欲を不交して心鏡のなりに応し、死して可不恨、必ず義の宜きに当らん、

一凡聖賢にあらされバ物毎に全き行ハ不成なり、兼て学ふ処の智力を以て、靜に私を不交して事の是非撰へし、善を求る事はに過なば智も塞り私生して、我学力よりも行ハ劣らん、是を求め非を去るの工夫を密にするハ聖賢の心也といへと、撰てのミ時をうつし日をふるハ果断にとほしく、義の意地に不叶して自ら聖賢の心に違也、時をうつして悪しきハ時の間に是非を分つへし、日を経て悪きハ日の中に定むへし、事過不及有て難を不逃スレとも才力の及位安んして

悔べからず、才智ハ増長するに随て、事の赴き筋多くミへて疑を生するもの也、果断を尊ひざれば用に滞る、

一 氣質の正固なるが、学問の功積れバ其言処・行処清なつて和に乏しく、活達(闊力)の端あるハ和に過て簡慢になる、柔弱なるハ仁愛にのミ進ミ、血氣の勇學で功積れハ剛強にのミ進也、血氣の勇剛強を地盤にして仁愛に進ミ、柔弱なるハ剛強を兼て仁愛に進ミ、闊達の端あるハ清を兼進ミ、正固の端あるハ和を兼進むを、氣質を変化すといはん、固き氣質の人ハ、一室に書を翫索して広く衆の善惡に交る事を不好、其弊や狭窄(サウ)となる、闊なる人ハ広く衆ノ善惡を不選して交之、身を閑居に清くする事を不好、其弊や和(レ)に流れ簡慢(簡カ)に流る、自ら我か氣質の偏倚を察して、固ハ清を不発して広く衆に交るべし、和を生せん、活ハ和を不廢して閑居に学ふへし、自ら清を生せん、仁愛に偏(レ)にして清を不兼の和ハ言不用して身退ク事不能、剛強に偏(レ)にして和を不兼の清ハ人交りを断安せん、

一 志シ氣を動し氣志を動す事ハ不断ありといへど、學を執せざるの人ハ俄に知難し、因て見安キを以て論せん、たとへハ勇氣勝れたる人ハ、軍陣其外いかめしき勞につきてハ、体の草臥たる節も此事を聞けバ心に喜を生し、氣をこれに動かされて健になり、草臥たる体に力も出来て大事をすまず也、此人を仁道の事かなるにはむれ(本ノマ)バうち聞より心不樂といえど、勇者故に此事をよく成さずとは思へど、氣不競して何となく事に疑惑し安く体草臥也、心も是よりして退出し、武く勇る方とくらふれば似るへくもなし、是心より氣を引立と、氣より心を引たをすの分ちより爰に及ふ也、輕き事にて云ハ、今爰に二人ありて遠に行て帰草臥おらんに、一人ハ上戸、一人ハ下戸たらんに、脇の処より二人共に酒飲に來れと云やらハ、上戸ハ心氣共にきをいて草臥を忘れて喜ひ行ん、下戸ハ草臥たりとて討臥おらん、又菓子喰ひに來れと云やらハ、上戸ハ臥シ居て下戸ハ心氣共にきをひ行て草臥る事をは思も出し、草臥を忘れて競の出ハ氣志を助る也、草臥を増てゆかさらしむるハ氣

志を動なり、我が好る事、願ひ望める事、手に得たる事には氣大になり、不好事、忌ミきらへる事、不得手なる事には氣小くなるハ常人の常也、致知格物の執行にて知を増長せしめ、其知れる処の善を取て心に不恥ように義の制を毎々に用て年を積ハ、氣自ら大に成へし、

一 恐る、事を執行せば智を明へし、智くらき故に恐る、といへど智俄に明べからず、恐処ニ処して猶恐しくハ氣を充しむべし、氣を充しむと云ハ、平日氣健に不屈ようにするのミならず、其時に臨て猶腹に氣を入れ、心を以て主として氣を臍の下に抑へ、義の制を聞かして惣身にミちミたしむべし、是にても猶恐くハ敬を用べし、敬を用ハ不断不忘にあり、恐しき心より氣を動し、氣發動して心を抑へ、上に登る時ハ心の制を用むと云へと不及なり、しかれば面色・言語惣体に恐懼の氣不至と云ふ処なくして失令名人、生体ハ細しといへと心ハ天地と対をなすの^二広大至剛なりと、我が体を愛するの念を義の制を以て裁切、身ハ粉灰になるとも心を動かさと思ひ、

切の念より至剛の氣を充たしむへし、

糺明九ヶ条

一 糺明ハ心を密に用ひ、急速を不貴、遅延を不用、名聞の誉レを不^レ思、事の形に従ひ、寛仁にして偏隘を不用、高風にして不^レ賤拙、言語分明にして情を通し、威嚴有て言葉^レを尽させ、勢を見て氣を挫き、かなしきを見て勿^レ憐、にくきを見て勿^レ忿、其まなこを見、其ことばをき、其けしきをか^レんがへ、其虚実を察すべし、正道の真を以糺しあきらめ、強而欲立功、仮にも偽の言葉を用事なかれ、其形の浅深に従つて心を察し、心の浅深に従て形を捨へし、むかへざれおくれざれ、静にして言下瞬目の間に理を照し、くとかるべからず、子はかるへからず、鹿^レなるべからず、工に過るべからず、深く思へよ人の浮沈に掛る、深く敬よ人の生死に掛る、敬ミ畏れよ人の血脈を断、人の三族を夷す、国天下の政道是より無大、^一咎の軽重を治定するには、少にても軽き方に可^レ成^レうに案し求へし、死罪の咎とミへハ先流罪に可^レ処^レの

理を求へし、深求ても不求得して死罪に當る時ハ実に歎息し、此人も亦聖賢と同じ性善を持すといへとも、政教と、かずして道を不知が故に、人欲に陥の弊禽獸よりも拙く、天理に逆ひ人道を失ひし事を歎き、是か為に涙を流、天に代りて死罪に定め可誅戮、凡人の才を以て始よりの中をゑらふ時ハ、或ハ輕きに過ぎ或ハ重に過て、天に代りて誅戮するにあらずして、私たるのつミをのかれず、

一孝弟・忠信ハ天の順也、一ツも孝弟・忠信ならざるものハ天に逆ふなり、此逆の意に大小輕重の品あり、天ハ業形なし、因て人の力を仮て其輕重の心に応して、是か罪の大小を定しむ、天ハ生々の理にて殺伐を不好といへとも、天の道に甚逆ふ人を不殺時ハ人道滅す、人道滅する時ハ天道不立か故也、是故に上古之聖神天に繼て法を立玉ふ、代々の人主は法を守りて又是を行当世、故に罪科を治るの法におひて毫釐之私ある時ハ、又天理に逆て民の父母と云へからざるのミならず、天罰を不免、

一論人多して事しかも不容易をバ、速に是を弁治する

の功を欲顯事なかれ、月を積、年を経といへとも可也、扱是を治定するの職に當らバ、平日常心を保養し氣根を強くし寧靜を可用、一端の才智を勿用、

一罪科を糺し其を記するには形を捨て心をとれと云ハ、譬ハ人を擊者あらんに、殺の志にてハ無れと木刀にて討処を、脇より人馳来りて是を取留たりと云ハ、人不留ハ擊殺にてあるへしと誰も思ふへし、然とも前後の模様、事の輕重を以て心を察し、殺の志シ毛頭なきハ小杖と書改むへし、如此の類物毎にあるべし、譬ハ不書改とも此心得を以て、文の勢に咎の輕重誰にても明に得心いたすようにあるへし、此又肝要也、

一急に詮義せしめ実否を究めてハ不叶事出来らハ、兼て才徳勇義の名國中ニ聞たる士に其職を申付べし、才智勝れたりとも其名不知の士ハ万民不恐、おそれざれハ心落付居て覆惡に益あり、

一右の如き職に當らハ、其所の人ハ貴賤上下老若男女を不撰、息にても高くもひきなは不審を蒙らん、髪の毛のほとも知てかくさば頭れて殺されなんと、寢食

を忘れ片時も早く罪科の者知れがしと恐れおのゝき、
只見物の場にて自然とせき立るようすへし、此勢
まけさるやうに軽くおかしき事にも、全て夜白人
の難義致すように有へし、如此する事及數日、自詮
義の端出ぬへし、

一詮義の職ハ一人に申付へし、尤、助役・下役あるべ
し、同列多ときハ事不決して勢拔やすし、

一悪事を糺明するの人ハ正道にして秀才あるを用へし、
不正道の人ハ用やすし、勇なけれハ勢に屈せらるゝ、
才智なけれハ理非を弁かたし、此三ツを兼たる人希
也、只正道を用へし、

短語九章

一正道にして秀才ある人と秀才のミある人と見分かた
し、子細ハ、秀才あるハ心強くして魂き、たる故に、
忠孝・礼讓人に越たり、徳なき人見之ハ正道にして
秀才ある人とおもふ也、正道にして秀才なる人も不
試ハ忠勤・孝行・礼義人に大に替りなし、然して不
義の人を悪、事よつてハ怒を發し、名聞を不計過を

不覆が故に、却て秀才而已ある人より正道の不顯あ
り、然共こまかに是を試見るに、正道うすくして勇
才ある人ハ一端ハ勇ある故に、事にのぞんで感歎す
る時ハ、落涙及數行といへとも此情さめやすく、存
生に仕るには眞実なりといへ共、父母没玉ふて其顔
色不衰、親類・心友の死後には其人の事など云出て
深く悲むの色なく、才能なれば古友にも自然と疎
なりゆき、不正の人にも才能あれハ自然と親む、物
每如此の人ハ、秀才人に越たりといへとも、正道う
すき人と見るへし、扱細かに試に愚なる人として不侮、
外聞よき人として馴近かず、非を見てハ其人の好悪の
機嫌を不計に難之、衆人の好める奉公ニハ当り掛を
無私勤之、不求之と云とも君恩の深を云出てハ落涙
に及ふ、賢臣の退をもたへ、佞人の進をなげき、身
卑賤に居といへとも国をすくふの志をいだし、父母
につかへて可称のしるしなきやうなれとも、勤て眞
實をいたして父母に不逆して好ミ給はざるをハ身不
為欲玉ふハ成之、人ノ聞を思ねバ人不知、父母病玉
へバ心を尽し、父母没玉へハ瘦衰へて病発るばかり

に悲歎之^一一生不忘、氏神を崇敬し先祖を祭に甚敬ミ、兄弟親族と喜ひ憂へを共にし、善を進めて悪に不陥のミならず、鰥寡孤独のよるへなきを憐ミ、かつ古を慕ふて学文是を正道にして勇才あると見るへし、才徳なき人よりハ甚見分ち難といへと、徳ある人よりハ甚見分安かるべし、視其所以觀其所由、察所其安、焉^(人脱カ)廋哉、人焉廋哉、此ハ工ミにかざる事をせず、只其生れつきたる処を以て論す、然とも正道うすき人ハ私なき事不能也、勇ハ万人の恐るゝに不恐を云、才ハ万人の疑惑するに少し滞る事なく処之して義に当るを云ふ、

一 国君の尤敬ミ用ふべきものハ義臣也、用之時ハ国よく治り、勢も強く、天より福をそへ玉て常に災ハ除て幸のミ充滿す、其故ハ、無声無真して生々の理氣のミ存して善をすれバ、福をそへ災を除くと云、天の心難知よなれど、天の正氣を受けて生るゝハ人也、然れハ人の仁義の心ハ天の心同しかるべし、然バ心を知る処の善を取て守之、悪を捨て遠くる時ハ天の心に計ふ也、是を一國に推し一國の一心正して天の

心に叶ハ、自然と其国福をそへて災なからん、軽く一人の善にては其驗見難し、譬ハ一人して叫が如し、高山に不聞万人叫ときハ高山も崩が如し、天に誠の通するも如此、国君善を好めバ其國中善に成て万人叫が如し、其善天に通れバ天の氣も好くめぐり、人の氣も好くして悪ハ自ら消て福自ら生ず、天地位し万物育す思ふへし、一國及之ハ天も及之、其国不久一國雖善悪人ハ生し安し、稲の中に夏草の茂るが如し、勤て可除之、一國悪人多ときハ善人曾て不生、野辺の叢に稲の如不生、国君の尤可敬処也、国君の善を好哉、其誠天に通安く、其善名後世に聞ふ、卑賤の類にはあらず、悪も反之深く敬べき也、

一人を試には生得の器量を計るへし、芸能なきにも才識大にして正道なるあり、芸能を以て世に鳴り、其器量不大あり、劍術すぐれたるにも無武威おそろしからざる人あり、劍術不嗜にも武くおそろしき人あり、博学多才にして学問を以て名高き人にも恥おそろしからざる人あり、一字不通と云も恥おそろしき人あり、兵学の奥義を伝受したる人にも一城一軍の

主將に難用人あり、兵学不致にも一城一軍の主將に
可用人あり、凡人ハ四書五経などを講釈して方々は
せまはる人を学者と思へり、器量を計らずして称美
之、兵学の伝を致せし人さへあれば、主將の器あり
とおもへり、つてを求て幸を得て役職に居る人を分
別あると思へり、何にても其ものを以鳴る人ハ夫を
取離し、まるはだかになして器量をミるべし、丸裸
にして其才識人にすぐれたるを其芸能ある人とする
へし、

一世並の勤に隙なきを凡人ハ奉公を励むの人と思へり、
如此の類には公の字を借て私を用る人多し、世並の
勤に不用を致にも其れを用る時ハ、勝れたる忠を致
す人あり、

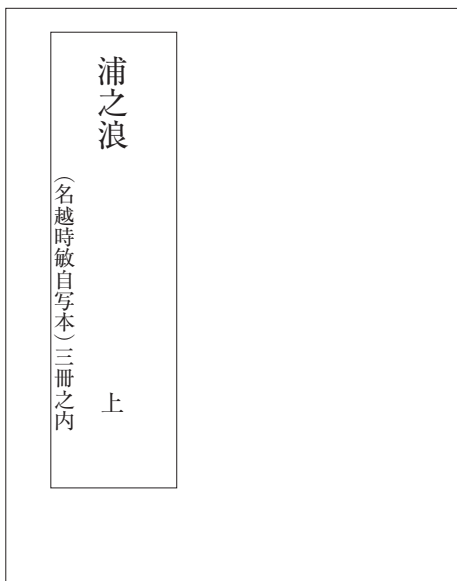
一刀を研ちきりたるを差たるを不逃人と思へり、是に
も品あり、武士の本義を守り、心を磨の余りに刀を
も研ミがきするもあり、名聞の為にするあり、外の
氣と同じく只に好之あり、ちよと名作の刀を求出し、
其より刀を好あり、おもふに刀ハさび刃まるびたる
を差た人にも強剛なる人ありと察すへし、

一一以テ貫之理なれば、儒を学ふ人ハ兵術にも通し、
一城の主一軍の將と成て敵を防ぎ賊を退く、是兵不
貴の儒者たりといへとも、儒道より理に達したる也、
兵を学ふ人は是を用て国天下治しむるに、上孤主を助
下万民を憐ミ、仁義の道を守り私を不用して諫を入
れ、賢臣ヲ近け佞臣を遠け国政平治するハ、兵を学
ふより道を見出したる故也、劍術者にして事利しき
有識古実の道にも達し、起居進退の文や形まで礼義
にそむかざるハ、劍術の殺伐の理より礼義の道に粗
通したるなり、儒者にして儒書をはなるれハ事ゆか
ず、兵学者にして兵書を離るれば事ゆかず、劍術者
木刀を離してハ事ゆかず、歌人の歌を離れてハ事ゆ
かず、馬乗馬をはなれ、鎗つき鎗をはなれて事ゆか
ざるハ、百姓の耕作ばかりに通し、大工の家を作る
ばかりに通し、鍛冶の刀・包丁を作るミに通したる
と同事にして、士の芸に長したるとは云難し、是を
彼にいまだ不用といへとも細かに氣を付試れば、一
ツを以て彼に通し是に達したるハ、其人の顔色・言
語の間に顕れて覆べからず、謹ミ試むへき処也、

一 親類・朋友に交るに、平日成ほど睦して、寒暑病苦の問尋行届きて、和かにして物にさかはず、正直にして通りたる人あり、諸人は是を頼母敷人也と深く頼ミおもふ也、此内にも大節大義にかゝるとき、さして働あるましきと思はるゝ人あり、平日睦き内にて些いち有て細事をとかむるようにて、事に付てハ不足に思ハるゝ人あり、此中に器量有て、大節大義にかゝれハ眞実を尽し身を捨て事を済すの人あり、如此人ハ百人に一人なり、衆人其美を不知して、悪しき処をのミ知りて此人の心をとらず、如此の人ハ片意地にして心を取難く、外力志合ふ如しといへとも内心不和時ハ事にあつかるへからず、勤て如此の人に親しく交るべし、

一子を素立るには、男子ハ勇を満しめ偽飾る事(ママ)

浦之浪



浦之浪

上

(名越時敏自写本)三冊之内

浦之浪 上

浦之浪 上の巻

一 古今榮雅抄抜書 飛鳥井雅親卿之抄也、

一大鷗鶴御門とは応神天皇第四之皇子仁徳の御事也、

応神の御子余多おはします、いと末の御子を菟道雅

郎子とて、宇治に住給ふ故に宇治の宮と号す、今離

宮といひ奉る此御神也、此みこ応神愛子にて崩御の

御に御位を宇治宮に讓給ふ、仁徳は御兄なれば天位

を継給へと宣ふ、仁徳は父の命なれハとて堅くいな

ひ給ふ、仁徳は難波津に住給ふ、御弟ハ宇治に御座

て互に位につき給ハて三とせ国王おわしまさず、し

かるに宇治宮崩し給ふ、仁徳深く歎き給ふ、此両宮

君の御心ためしすくなき賢君にておはします、爰に

王仁、今は御位をいなと宣ふへき事に非すとて、歌

に添て、難波津に冬こもりせしこの花も今は春へと

咲たり、御位に即給へと勧め奉り御位につき給ふ、

めてたき歌の徳也、

○王仁者百済国の人なり、神功皇后新羅・百濟・高麗

を平けて、皇后国の宝を奉れと宣ふに、此王仁を出

す、いか成故そと問給へハ、此国には賢人を宝とす

と答ければ、召具して本朝に帰り給ふ、王仁難波の

御子に添ひ奉り文書を学ひ習ハせ給ふ、

○葛城王、国の司おろそか也とて怒れる色のすさまじ

ければ、采女さかつきとりて、

浅香山かけさへミゆる山の井の

あさくは人をおもふものは

とよめる、心は王キミなどのあさく人を見らぬものそと山の井によせて諫めけるに、此歌に心とけにければ、尤徳のすくれたる歌也、

○詞は古きを慕ひ、心は新しきを求めよといへハとて、まさなくげすしき事をさらハすよめとにハあらず、

あしきは学ひやすく、よきは行ひかたければ、貴賤皆あしき道に趣きぬる、尤かなしむへき事也、

○高砂の松と云ハ、高砂と云所の浜続きに松の一むらあるを、高砂の尾の江の松と云、しかれば仮名つかひおの江と書よし、顯昭袖中抄に註せり、

○経信卿、長柄の橋ハ渡辺の橋を云知る人なし、しらすといはんハ無下の事也、知て置へしと俊頼に口伝有しとや、俊頼の子俊恵法師はなからの橋のけつりくつを錢袋に入れて首に懸たるよし、定家卿筆に見へたり、又此橋の板の文台は宇治の関白の亭にて橋上月の題にて慈円歌、

こよひしも宇治のわたりにすむ月を

長柄の橋の上に見哉

とよめる也、彼橋の文台にや、

○人丸は天武の御時の年号朱雀元年に（世カ）出出して、持統（チトウ）の御時八十二三なり、文武の御時八人丸式十四にて帝崩給ふ、ほのくゝとの歌は文武の御事とかやいふめる、聖武の元龜（神カ）二年三月十八日、四十二にて石見国にて卒す、

○赤人は聖武天皇につかへて人丸の後迄存生の人也、上総国山鳥郡（辺カ）の人なり、彼所に廟爾今あり、

○和歌の浦にしをミちくれハの歌、わか（ワカ）の浦に潮のミちきて濁なくなれば、芦辺をさして田鶴の鳴わたるとや、しほのミちくれハあしへをさしてたつと鶴を立によそへり、

○万葉集、延喜の比迄はさまで遠からず、然るを心うつくしく万葉を讀、失て人の見ざる物になれり、仮名は嵯峨の御時弘法大師書出し給ふといへり、此仮名出来て後貴賤皆仮名を好み用る故に、万葉書の物讀絶したる事也、古今集の時代にも明に知れる人なかりけるか、貫之此道に達したりけれど、此集に万葉にいらぬ古歌（フル）を撰せらるゝと序に書ながら多く入

たり、万葉の歌を入れてハ或人の曰、是は柿本人丸かなりなとおほくしけくかければ、万葉を明に見さるとしられたり、延喜の頃は万葉ハ打おかれて字ハさると見へたり、村上の御時源順ハ和歌の職者也、文道に家を起す名儒なれば、万葉集をよみ説きて帝に奉る、万葉は人の見弁へけるものとそなれる、

○衣通姫を玉津島明神と崇給ふ事、光孝天皇御惱有けるに御祈禱有る、明ほのに赤き袴着たる女房御枕を立て、

立帰り又も此世に跡たれん

名もおもしろき和歌の浦浪

と帝の御夢に見へければ、夢中に誰人と問給ふに、衣通姫とこたへ給ふにより、仁和三年九月十三日、勅使を立てわかぬ浦玉津島の社を建立し給ふ、又住吉四所の神殿の内に玉津島明神其一とす、

○御書の所のあつかりとハ御書所を貫之に預らる、和歌所也、貫之は初瀬の観音に申し子也、しかれハ常に初瀬に詣つと也、

○古今集は内裏承香殿の東の御殿にて撰す、和歌所と

云事は是より起る、村上の御時後撰集も昭陽舎にて撰す、此舎を梨壺といふ、是は和歌所をおかる、始め也、

○袖ひちて、ひちてハひたして也、漬字也、此詞当集に多し、後撰に少し、拾遺になし、今の世に詠すへからすとそ、俊成卿・定家卿も言へり、

○歌合と云事、寛平の御時より始るにや、昔の歌合は先男女方を分て、其方人の中より時の歌詠をかたらひて歌を詠て、歌をつかひて能書に歌をか、しめ、其日に至りて講師是を讀上るを左右に聞て、勝負の道理を明めて勝負をつくる也、其規式種々の風流をし、洲浜を作り草木をうへ、金銀をもて花をもつくりて此花葉などに歌をかく事もあり、白河院迄此事有り、其後は絶たり、

○僧正遍昭の歌

浅ミとりいとよりかくるしら露を

玉にもぬける春の柳か

春の柳に緑の糸をよらせて白露を玉に貫きかけたると也、此歌の体近代詠すへからす、

○百千鳥は鶯と云、又春きて多くの鳥の来り囀るをも云両説也、唯鶯をも百千鳥と云ひ、多くの鳥をも百千鳥と云と心得てありなん、

○遠近のたつきもしらぬ山中に、遠近のたよりもしらぬ山中に、誰共なく呼子鳥の声すると云ひ、さひかへりたる歌也、たつきもしらぬと八便もしらぬと云、呼子鳥説多し、只呼子鳥と云鳥の春有二こそあらめ、何鳥と知りて異名を歌によまされハ、無詮事也、口伝ありしとも斯心得てありなん、はこ鳥と云、此鳥の啼く声人を呼二似たり、実説喚子鳥と云、西行の古砌(細力)のそハのたつきに(き力)、是は立木なり、

○漢仙記に云、銀袖句移木花古情留と云、漢武帝の后銀公(袖の脱力)の香、梅花にうつりて匂ひをと、めたりといへり、

○おもほゆるの言葉今ハ詠すへからす、又あちきなくの詞も詠すへからす、あちきなくハかひなくの心也、

○のこりなくちるそめてたき桜花
ありて世の中はてのうければ
ちるそめてたき今は詠すへからす、

○橘諸兄、井手に寺を建て堤に山吹を植、池に蛙を放ちて花を見、蛙の声を聞かれしなり、山吹と蛙を唐土より取寄らるゝと也、されは名所也、

○説人不知

天河紅葉を橋にわたせはや

七夕つめの秋をしもまつ

実方集

天河かよふ浮木にこと、ハハ

紅葉の橋はちるやちらすや

漢武帝張騫に、天河の水上を見せに遣ハす、浮木に乗て天河に至るに、織女にあひて此よしをいひてしるしを乞に、織女はたもの、石をとらせたり、持て来り此よしを奏するに、帝信せず、庭上にすておかれたるを東方朔見て、いかなれば織女のはたもの、石はきたれるそといふに、帝信し給ふと也、浮木ハ此張騫に紅葉の橋の事を問むと云歌也、紅葉を橋に渡す様に詠すへからす、

○いなおほせ鳥ハ庭たゝき也、黄鶺鴒を云へり、稲負鳥と書、秋此鳥きなく時分田より稲を刈入る、故に

いなおほせ鳥といしくなきを云と、安芸の国・大和・河内の土民ともいつれもいへるよし有り、
顕昭説

あふことをいなおほせ鳥のおしへすハ

人は恋路にまよハさらまし

此歌に付ては庭たゝきを云、此外の説に用へからず、
公実は馬と云、家隆は鶴ツルと云、稲負と書故か、季能ハ水鶏と云、

○百草ハ千種と云よりハき、にくし、好み詠すへからす、

○管原朝臣北野の御事也、諱深秘也、雖累千金ツムト不可輒スレニ説と也云々、

○大沢の池は広沢の池也、ふるくは大沢の池とよめり、大和物語に、

大沢の池の水草見さりせば

いかてしらましさかのつらさを

大沢とは里の名也、嵯峨にあり、

○竜田川もみちはなかる神なひの

御室の山にしくれふるらし

立田川に紅葉のなかれ出るを見て、水上の御室山に時雨降らしと也、此時雨ハ木葉の時雨也、炫妙の歌也、わすれず吟詠すへき也、家隆卿、御室の山に嵐吹らしと常ならはよみてんといへるを、定家卿、嵐といひては歌の心浅かるへし、時雨といひてこそ歌の心ふかけれとこそいへり、

○志賀の山越は、北白河の滝の傍よりのほりて如意の嶺越に志賀へ出る道也、志賀の山越春に限らすいつもする事也、堀河院次郎百首二春の題に出ず、其例にて六百番歌合にも出せり、

○堀河のおほいまうちきミの四十賀に業平朝臣、

桜花ちりかひくもれ老らくの

こんといふなる道まかふかに

俊成・定家此かにといふ詞を賀に詠す、其興あるといへり、是は自然のこと也、ちりかひハちりちかひ也、かにハはかりにと云ふ詞也、

○秋

千鳥鳴佐保の河霧たちぬらし

山の木の葉も色まさり行

千鳥秋にもよめること也、素性法師歌也、

○ 都出てけふミかの原いつミ河

河風寒しころもかせ山

都出てけふミかの原いつミ川の風寒ければ衣かせ山と名所にいひつゝ、けたり、ミかの原を三日に言なせり、瓶原・泉川・鹿脊山、山城の名所也、此歌の体今は詠すへからず、

○ ほのくくと明石の浦 ほのくくと明石の浦の朝霧に、こき出したる舟の島かくれ行が今いつくに行らんとなかめやりて、哀におもふと也、ほのくくとハ夜の

明行空のおほろにて、ほのかにさたかならぬ心也、

夫を明ほのといふ、島かくれ行(舟脱カ)おしそおもふは、沖

の小島を舟の朝霧にかくれ行あはれに心ほそきを思ふといへり、或人明石に島なしと云、明石の沖にふた子島・くらかけ島など有を知らざる也、此歌人丸第一の歌と云へり、種々説にあれと貫之海路の旅に此集に入たり、されと我出たるとは聞へす、人の海路に漕出て行舟を遙に見送りてよめると見へたり、四条大納言公任卿此歌を三年迄心得ず、後心得て九

品の上品の上に此歌を出せり、又此歌のしたの心、

文武の御子高市王子十九にて崩し給ふ、其無常を詠けると云り、さもや侍らん、東宮は君とひとしき故に君は舟の心にて舟にたとふる歟、

○ 貫之

糸によるものならなくに別路の

心ほそくもおもほゆる哉

糸によられぬものなるに、わかれ路の心ほそくおほゆるとなり、此歌は古今集の歌くつといへとも、今には説かたしといへり、

○ 二見浦は但馬・播磨にも有り、伊勢の二見浦は天照

太神御覽して面白と御感有りて、かさねて御幸なれ

ハ二見浦と云ふ也、

○ かハなくさ、是亦古今三種の秘事と云り、河におひたる苔也、河菜草と書、青女(カハナメ)とも、定家卿は河骨と云物也と也、或説に小川の底におひたる也、苔草と書、

○ 烏羽玉の事、秦始皇の父莊襄王の時、五尺の烏出来る、其羽の中に黒き玉あり、是を烏羽玉といへり、

○有明のつれなく見へし 人のつれなかりしより暁は

かりうきものはなしと也、はかりハほと、云心也、

顕昭説、女のもとより我は明ぬとて帰るに、有明の

月はあるもしらすつれなく見へし、其時より暁は

うくおほゆといへるを定家卿言、つれなく見へし、

此心に社侍らめ、此詞つ、きを見るニ及ハす、おも

しろくよみて侍るかな、是程の歌一ツよみ出したら

ん、此世のおもひ出に侍るへしと也、一条禪閣御説、

後鳥羽院より定家・家隆兩人の許江、八代集の中に

面白き歌は取分け何れそと勅問有しかは、有明のつ

れなくの歌を兩人より同心に申されしと也、何やら

んに記録したるを御覽有しとなり、

○難波の堀江、仁徳天皇の御時ほらる、江也、堀江の

川ともよめり、

○恋 月やあらぬ春やむかしの 月も見し夜の月にあ

らぬ、春やむかしの春ニあらぬ、我身ひとつハもと

の身也、時宜替りたる事をよめる也、是は思ふ人に

離れて後我心のおもひなしにかはらぬものを、替り

て覚ゆる事也、此歌の心深くして心得かたき也、俊

成・定家俱に此歌をくりことの様に褒美せられたり、

○紀友則は古今集秋部迄の撰者也、撰しはてすして身

まかる、

○文徳天皇住吉に行幸ありてよみ給ふ、

我見ても久しくなりぬ住の江の

岸の姫松幾世経ぬらん

御神あらはれて、

むつましと君ハしらなみミつかさの

久しき代よりいわひそめてき

と御返し有しと也、此事を業平朝臣聞て住吉に詣ふ

てけるつひてに、

住吉の岸の姫松人ならば

幾代かへしとはましものを

とよみけるニ、翁のなりあやしきなるか出来てめで、

返しに、

衣たにふたつ有せはあかはたの

山にひとつハかさましものを

とよみてきへうせニけり、今おもへは御神になんお

はしける、あかハたの山とはあかはたかなりとそへ

給ふにや、

○もの、はなれかたきことをほたしと云、ホケン 鈍人。同尾 絆。

ホケウガ、 羈馬

世のうきめミへぬ山路へいらむには

おもふ人こそほたし也けれ

○猿の名をたかのミこと云、日吉のたかの御子と云社

有り、又いそのたちはきと云、匡房説也、梵語ニハ
ましたと云、日本ニてましら、

○正月初卯日御杖を奉る、是を卯杖と言、かつらをも

て巻く也、つへをしもと、いふ、此杖をかつらにて
むすふ故にしもと、云、かつらとよせて也、山の名

をよみつ、きたる也、天武天皇より始る、

○末の松山の因か、歌枕ニハ本の松・中の松・末の松

とて三重に有といへり、されハにや、山といはて末
の松とハかりよみたる歌もあり、源氏ニかほる

浪越る比ともしらて末の松

まつらんとのミ思ひけるかな

○此面彼面 コノモカノモ 筑波根にかきると云説は誤也、

○麻生浦は志摩の国に有り、桜あさのおふと言事ハ麻

生と書故に桜麻の麻生とつゝくる也、さくらあさハ

花の桜の様ニ薄紅梅に咲麻也、是志摩にある麻也、

他所ニなし、

○千早振賀茂の社の姫小松

万代ふとも色ハかわらし

敏行朝臣

俊成卿此歌を古今第一の歌といへり、昔の歌仙も

心々ニ思へるにや、古今第一といへる歌此外にもあ
り、

○後鳥羽院より古今集秀歌十首撰てまいらせよと定家

に仰出されし時奉らるゝ歌、

鳴渡る雁の涙やおちつらん

物おもふ宿の萩の上の露

読人不知

白露も時雨もいたくもる山は

下葉のこらす色付にけり

貫之

秋風の吹上ニたてる白菊は

花かあらぬかなみのよするか

菅家

朝ほらけ有明の月と見るまでに

吉野の里にふれる白雪

是則

立別れいなほの山の峰におほる

まつとしきかハ今かへりこむ 行平

名取川瀬々の埋木あらはれハ

いかにせんとか逢見初けむ 読人不知

有明のつれなく見へし別れより

暁ハかりうき物ハなし 忠峯

わくらハにとふ人あらハ須磨の浦に

藻塩たれつゝ、わふと答よ 行平

たかみそきゆふ告鳥かから衣

立田の山にをりハへて啼 よみ人不知

今一首は榮雅集の中に見あたらす 拔書終

○旅宿月 為家卿

とまるへき宿をは月ニあくかれて

明日の道ゆく夜半の旅人

○旅宿月 境田通節

とまるへき宿をハ出て旅人の

月によそへてゆく山路かな

○太玄院様御参勤歟之時、須磨の浦に御駕を休められ

て御床机に召れ御弁当を被召上げるに、御下夕を少

シツ、御供廻に被下ける、扨御供の人を召され皆々

江行渡り候歟と御尋ニ付、今壹人御駕籠付の種子田

十左工門江御下不足仕候由被申上けれハ、十左工門

是へと御呼被遊、十左工門御前江参り候へは、召上

残しの御束飯・御菓子盆に二ツ程有之候を十左工門

へ被下ける、十左工門是を頂戴仕落涙仕ける、是を

見て御供の衆一同ニ泣候と也、左候而、最早被遊御

立けるに付、皆々用事ニ立ふなどの御意にて有之候

と也、

○寺山太次右工門殿、友達打列高寺へ郭公聞ニ行れけ

るに寺の小僧ニ、此辺時鳥鳴やと問れけれハ、時鳥

と云物はいか成ものや不知と答へける、扨観音堂の

前にて終夜待れけれども鳴かてやミければ、即興、

なかぬこそ理りせめて山寺の

郭公てふ名さへしらねは

○太玄院様御代、御庭の初午の御祭礼に御納戸付之者

共市を立て、御廻りの衆の衣装上下などをはき取

候て御慰みに相成事有けるに、御草履取池之上弥之

助壺人剝不取して罷在ける、扨御慰相濟被遊御入け

るに弥之助を被召、我は剝かさりける杯御意有て、

弥之助ニハ是を被下とて、被為召候御紋付之御上下被遊御被下候と也、其御上下袴腰計り爾今相残り所持仕候と也、

○新納内藏殿宅にて中馬源兵衛殿・美代六郎兵衛殿なと参会有けるに、中馬氏へいつれも歌を所望有けれども、此頃久敷取捨候て読まれんと頻に辞せられけるニ、美代清相

いかなれは鳴音をおしむ郭公

かたらひなれし昔わすれて

と歌かけられければ中馬諸香、

おちかへり地ニ鳴ものを時鳥

声おしむとハなとうらむらむ

○古き人の云ける、もの、師匠をして人に多く誓詞・

血判をさせたる人の末はよくなきものそと静隠様御(木村探元)

咄也、

○静隠様今年宝曆三酉の春花の頃の歌、

分いらぬ山路の花の目の前に

盛りを見る八人のこゝろか(肩力)

○能勢探龍斎の老母八十八歳の賀に静隠様、

子のためハ千世もといのるまこともて

八十八とせの末遠くへむ

○冷泉為村卿の御門前に捨子の有けるを物見より御覽して、

捨し親のさそ捨かねて捨つらん

捨られし子のあはれる声

此事を近衛様被聞召、則其捨子を御とらせ被遊、御屋敷にて養育被仰付候と也、近衛様冷泉様御屋敷隣なり、

○牧仲左工門殿、中院通躬公の御門弟にて度々被参けるに、或時参上御目見之節被申上げるハ、先頃も御

意にて承知仕候、通茂公ニは草庵集を御好み被遊、表紙を七度程御替遊され、七度めには表紙を革を以被遊たるとの御事にて御坐候、草庵集之内いつれの歌を御信仰被遊たる事にて御坐候哉、申上候も不成合之儀ニ御坐候得共、承知仕度事ニ御坐候と被申上ければ、通躬公被聞召大ニ御笑ひなされ候て、扱々あしき了簡也、通茂草庵集を好まされ候とも身共は左程ニ思はぬ也、人々のたけくにて好む事也、た

とへハ辛味を好むコか如し、同じ辛味なれとも山椒を好む人あり、蓼を好む人も有り、通茂か草庵集を好まれたる迹、仲左工門か草庵集を好みたり共益なき事也、同じ和歌なれとも其人々のたけく二てよしと思ふふしを好む也、扱々わるき了簡哉と御しかり被成ける、仲左工門畏入たるとの咄也と静隠様御咄也、

○太玄院様五十の御賀に鹿兒島の歌人段々和歌を奉りける、其歌を吉貴公御部屋栖スミ之時、江戸に而陽和院(光久繼室)様江御目に懸させられ候に御覽遊ハされ、賀の歌は一首もなしと被遊御意候と也、夫故吉貴公に者鹿兒島の和歌ハ役ニ立ぬものと被思召、御一生歌の事御嗜みハ無之候と也、

○風早実積卿御詠歌 関月

岩かねニ影ふむ駒もなつむなり

月に雪しく秋の関山

○迷ひ子を尋る声を聞て田浦檢校歌か歌、

まよひ出る心は闇の子の親の

夜半にたつぬる声のあわれさ

○静隠様庵室の庭の蓮の花咲けるに雨の降ける時、

咲花の光りをそへておきこほす

露そ玉ちる雨の蓮葉

○一筆令啓上候、先以御疵痛如何和らき申候哉、朝夕無心許存暮候、及御聞も可被成一円不得寸暇心外之至存候、城中之有様墓々敷体ニ無之候、兎角天下家康と存事ニ御座候、昨夕石川肥後守我等陣屋江忍被參候、石川氏我等同腹中ニ城中之詮議・評判、御母公下知に而、手前手配一円承引無之、鳴野へ罷出分際之働諸人警固いたし、一日も早く打死と覚悟仕候、貴所ハ数日之籠城、其上数ヶ所深手御負候間、無御油断早々在所へ御引込御尤存候、誰にても嘲ハ有之間敷候、我等儀ハ家康公懇意之筋目故板倉伊賀守(勝重)より度々内意申越候得共、当君江召付候処(土)二心出之非本意、聊面目も不存候得共、人並二月日送り無是非事御坐候、然者香炉姉君へ御届、我等十三の年元服為祝儀家康より給候、使者本多平八郎口上、家康秘藏の大業物国俊之由申来候、我等数度之戦此太刀ニテ一度も不得不覚候、依之大波と名付今日迄所持

仕候得共、(見方)形身ニ進候、随分御秘藏可被成候、一城

之中有なから一時も心菜ニ得御意候事も無之、他人同然之様残念千万之至候、嘸々姉君おはるとの御恨可有之候、此段不私候、宜様御言訳可被下候、無是非事ニ候、恐惶謹言、

四月六日 (重成) 木村長門守

猪飼左馬介殿御陣所

○急度致啓上候、然者鳥原之儀ニ付、九州衆不残今月十二日ニ御暇被遣、従て御城直ニ被打立候衆も御坐候、大略十二日之夜半被打立候、我等儀ハ兎角不被仰出候間、翌朝以伊勢兵部少輔御年寄衆へ得御意候処、十三日之昼程御城江被召寄御暇被下候処、十四日之暁打立申、駿河府中迄十六日之晩罷着候之処、昼程より大雨にて、阿部川以の外出水申、渡不罷成候付、十七日ハ此地江致滞留候、渡り御坐候ハ、夜中ニ成共打立可申候、大名衆皆々から尻にて人をもつれす上り之体ニ候間、我等年若にて緩々と仕候てハ江戸之聞得も如何ニ候間、従爰子供之者三人程召列、から尻にて大坂迄罷上候へき由之覚悟ニ候、就

夫はや御国の人数之儀有馬表之上使より為被申越由、

御年寄衆より被仰候、定て可罷渡候、於大坂承合未夕御国の人数有馬へ不被参候へバ、如其元早々罷下人数召連れ尤ニ候、又有馬へ人数参候ハ、直ニ彼表江参候得と御年寄衆より被仰聞候間致其覚悟候、

我等出陣仕上者御国之衆不残可罷立候、就中御馬印今度申請、高麗以来之御佳例に為持申度候間、被仰付可被下候、委細之段者伊勢兵部少輔其許家老衆へ可申遣候間、不能詳候、誠惶誠恐敬白、

正月十七日 (藤原守) 光久御判消有

進上 黄門様 (家久) 志津ヶ嶽合戦に一柳兵部少輔討死、(斎方、細川藤孝) 幽斉追善、

○志津ヶ嶽合戦に一柳兵部少輔討死、(斎方、細川藤孝) 幽斉追善、
あわれなりいとけの鎧鉄炮の

玉にもぬける一柳か

○御当国地神・座頭の根元ハ、忠久公初て鎌倉より御下り之節、(宝力)法山檢校と申座頭被召列、夫より代々伝来り、正建寺前へ罷在候地神・座頭、右法孫之由、
○光久公御代御用人鎌田左京亮政喬舎弟鎌田源助と申人、無筆にて何ぞ勤めも無之人の由、或時淨光明寺

にて三体詩講積有之候処、雍陶か詩に、

五柳先生本在山 偶然為客落人間

秋來見月多帰思 自起開籠放白鷗

と言ふ詩を被解候に、源助いか、思はれけん、及落
涙頓て座を立て家ニ帰り、兼て秘藏の飼鳥杖を以て
籠を打破り悉為被放と也、

○光久公泰編久清院様へ御教訓の御書歟、

覚

一 國中仕置并諸事法度等之儀、緩之儀被為聞召付候

ハ、無用捨幾度も家老衆江可被申聞、次第二者仕
置をも可申付儀候間、遠慮有間敷事、

一 儒学ハ文字を識の用のミにあらず、正心修身之基に
して国家安寧之仕置不邪様ニとの戒ニ候間、朝暮心

懸不怠様ニ可被相勤事、

一 先祖ニハ歌人有之たると承候、詩歌之道慈悲を旨と

し万民の艱難を尽し、第一政道の助にも可成候、何
れ不被知候て不叶儀ニ候、近代義久様・家久様歌道

御嗜被遊候間、無曲ニ被過候ハ、残多候事、

一身近一門衆且亦家老・物頭又ハ諸士心持之儀ハ、古

來ニ為替珍敷為体無之様ニ意得可為肝要事、

一 内証之驕、不題目道具数寄など禁止候て、每物質素

ニ有之候様心得尤ニ候、就中近習之者へ其段可被申

付事、

一 部屋柄(柄カ)為倉人知行四万斛差分遣候間、諸事仕方等右

之高にて可相調由申付候条、可悪人被為聞候ハ、内

証にて可承候、卒爾之狹量有間敷事、

一 隱謀・讒訴之佞人有之者にて候間、常ニ其段用心之

事、

一 不依誰人国家之勞を不致、機嫌能様諂言可申人体も

候半間、思慮專一之事、

一 無申迄候得共、何篇世間之心遣候て遊山等(マテ)之被得其

意事、

一 此度堀四郎左エ門相付、勝手宜敷様可仕之旨申付候

間、家老衆へ可申聞儀も先内証(談カ)可然事、

一 奥方へ召寄用所被相達近習之人被定置、猥ニ内証へ

不通様可被申付事、

一 慰迄之狩などニ向之鳥其外諸所へ越候(ミキ)刻り、多人數

被召列儀無用候、或は関狩或は馬追ニ被登候事、從

前代人數仕可被見ため之儀候間、以其意得差引專要可為候、

一何之儀もなく一門參会之節、酒宴不過様心得可居事、

右之条々、大方心持之通書付進之候間、可被得其意者也、

寛文三年巳三月廿八日

○此度防戦之大利千秋万歳書面不得申候、殊更自身
く二手を被碎候御高名、爰許之褒美無比類候、就夫御老中并御奉行衆より御感状候、即令進入候、此度之勝利時分柄と申各満足之由候、然者戰場江御稲荷御出現之様子承奇特神妙候、每度左様之験とも雖有之、此度之如く於戰場野狐疵付死候事ハ前代未聞候、余り殊勝ニ存候間、鹿兒島・富之隈・京都御稻荷へ御礼申、種々致折念候、能々御礼申候へては之儀ニ候、将亦其表よき仕合候間、任御下知早速可被引取事尤ニ候、猶以期後喜候、恐惶謹言、

慶長三年十一月六日 龍伯御判

羽兵庫頭殿

△又八郎殿

△(家久)

○和歌の浦の玉ひろふとみゆる御かたより、初春にわかことの葉きかまほしくおほすよしのをとつれをき、
て小野々御う、
ことの葉をまつらむ人にまたあさき

垣ねの草の色もはつかし

○かこしまのひかし、よしの山ちかきわたり二なつみの滝といふ所あり、見にまかりて、 幽斉

こ、も又よしのにちかきなつミ河

流れて滝の名にや落らん

○殉死堅く御禁止者嚴有院様御治世初也、以の外きひ

しく被仰渡候故、其已後必至と相止候なり、

○古吉野牧、清水城御屋形の時ハ諏訪の瀬戸を追下、

只今の頭屋之辺ニおろ口有之たるよし、依之爾今おろ口小路と申候、

○朔日・十五日御礼日は中華・日本供ニ古来よりの礼式にて候、権現様東叡山之開山南光坊へ後慈眼、諸大名ニ一ヶ月に両度御逢候ハすくなく候、今一日被成

御逢度思召候、何れの日可宜と御尋候、南光坊、二十八宿ニ準し廿八日可宜と被申上候、是より廿八日

御礼日ニ罷成候、禁裏堂上ニハ此礼日無之由、

○(義弘) 惟新様より中納言様へ被進候御書之内、余之御文言

ハ長候故略之、

一或説承候、去年上洛之時於御城御能之刻り、御前にて貴所御能ニ心をうつし居ながら仕舞などをまねられ候もやうを側より見させられ候、大名衆殊の外之能数寄にて候もの哉、立て不被舞迄にて候つる由、

以後二もの沙汰共候通り承笑止ニ存候、それ〴〵に心をうつし候へハ、何事ニよらず左様ニ有之ものにて候得ハ、日来能ニすかれ候ま、治定油断にて御取乱も可被成と存候、是亦為御嗜候、

一毎年上下之御辛勞有之事候条、諸事之儀を奉行ニ被仰置、貴所事ハ遊覧のみニさせられへきよし申候つれとも、今ハ情に不入人も無之条、入籠入細何篇直ニ被仰付へき事專一二候、

一御所様ハ御酒御きらひの由ニ候間、酒過候半様ニ御嗜肝要ニ候、就中御前之御酒可有斟酌事專一候、并公家へ細々御寄合候はぬ様御分別尤ニ候、

一於御城各出仕之体を見申候ニ、惣別田舎士之上法を

まねられ候事見苦敷事にて候、只田舎侍ハ田舎人一
篇にて能候由見得申候、旁為御分別候、

一諸大名付合之時は、上下之人よりおくらくこハものと見なされ候て御為可然候半と存候、亭主ふりにも客ふりにも御取乱たる様体は物浅見得申候、一人悪敷由申候得ハ皆夫ニなる事ニ候間、相構て不可有失念候、

一江戸の御隙明候而上洛候ハ、何かと候て京伏見ニ徒らに一日も無御滞留、追付下向可有之候、

○光国卿被任中納言給ふ時の御歌、

位山登るもくるし老か身は

麓の里そすみよかりける

○於下様江戸へ証人ニ御詰被成候節、義弘公より被

遣候御文の中一ヶ条長御文にて段々の御ヶ条書多候得共
余り事なく候ゆへ余ハ略し畢ぬ

されは青柳のいとなかかりし事ながら、一はの舟のうら風ニ八重の浪路のもしほくさかきあつても、ひろふてふかひこそなけれ、くたけたる御心のうちハ、ひたすらになこりかほにて夕陽斜に雲をこひ、また傾く月ニ向ても、老たる我らをしたひ給ふよし、

罷下たる使の衆物語ニ申あへり、さらぬたにこのほ
うよりも其方の事のみとやあらむ、かくやあらんと
うしろめたき折ふし、左様ニせちなる事を承伝へ、
いよ／＼我らも思ひ深く成ぬ、誠ニ年久しくそは二
おき申つれとも、ついニ一度も我等の腹を立られず、
孝行深くまし／＼て、三伏の夏は枕をあをきて床を
す、しくし給ひ、そせつの冬は夜ことにならずさ
へぬるふすまをあた、め身ニあたへられ、孝有し御
事とも今更少も忘れず候、されハケ様ニしたしく候
つる親子の間を、いまあからさまにあつまの方へ旅
立給ひぬる、この方のなこり筆のうみつりはりのい
とみしかくてこそしかハあれとも、かゝる例は世の
習ひとおもひかへして、只々花の春、紅葉の秋に心
を慰め給はぬ事然るべく候、もとより鳥の跡たへす
文にて、たかひニしけ／＼申承へく(キカ)儘見参におなし
かるべく候、しかれハ彼中納言みちとしとやらんの
歌に、

さしのほる朝日に君をおもひ出む

かたふく月ニ我をわするな

といひしも、大かた心はひとしからましと申はかり
二候、猶よろつめてたくかし、

○寛保三年亥十一月より翌正月迄彗星出ける時御製、

夜ことに悪魔を払ふ掃屋

わか日の本は豊なるへし

○種子茄子茶入之事 家久公江種子島左近忠時より進

上也、於上方藤堂藤巖と申者へ御見せ候処、以の外
誉め申候、其値不相知由申候付、種子島之内御蔵入

高式千八百(解カ)解程忠時へ被下候、右茶入根本は信長公

御所持、於本能寺御生害之節、種子島の出家為学問

参居、密ニ為持帰と申事にて候、

○桜田御屋敷御給之節一夜之内に縄張細め候事、慶長

十五年五月、中納言様中山尚寧王被召連、駿府・江

戸へ御参観、同年九月七日、於江戸(秀忠)從台徳院様桜田

御屋敷御給也、其節野勢曆庵先祖御屋敷手広く候而

は往々御厄害也とて、夜中に縄張細め申候よし、野

勢氏系図にも記有之由なり、

○中納言様慶長十式年六月鹿兒島御発駕、其秋江戸へ

御参観(觀カ)、真福寺御旅館ニ被遊候、其節迄者江戸御屋

敷無之、同十三年御屋敷御給り、鎌田加賀御普請下
知被申御作事相調、従夫御代々様芝御屋敷へ被成御
坐候、桜田御屋敷ハ手狭被成御坐程之地面にて無之
候、

但、真福寺御旅館ニ被成候ハ、右脇寺真如院之住
持佐土原之出家にて候故と申事二候、

○上村権兵衛と申人、新納又左工門殿へ心安き人にて、
或時尋ね申候ハ、貴公事は当分世上にて貞昌か貴公
歟と取沙汰仕候、優劣如何と申候得ハ又左工門、昔
権現様御代ハ大乱にて台徳院様御代ニ静謐ニ成り、
其比御城にて御能有之、諸大名其外旗本又ハ倍臣之
衆迄も見物為被仰付由、倍臣ニハ貞昌など高座にて
候処、公方様被成御座候御簾の中より土井大炊頭
様御出、兵部少輔くくと二度被仰候得共誰も御答無
之、伊勢兵部少輔と御問候得共無御答、頓て薩摩守
内伊勢兵部少輔と被仰候節御答被申上候へハ、大炊
頭様より御能をよく見物可仕旨上意候と被仰候ニ、
御札御請被申上候と也、其後御心安き旗本衆兵部殿
へ二度迄ハ御答無之事を御不審有けるに、兵部殿被

仰候ハ、公方様之御城へ倍臣者迄御能見物被仰付儀、

冥加至極之事二候、然るに殿の名を指置き私を御呼
候、殿の名先へ出申、其跡にて御答申儀外聞実儀と
存候間、其考ニテ御答不申上と被申たる由咄有り、

只今於殿中右之次第之儀も有之候半ニ、又左工門迄
にてハ御請も申上間敷候、新納又左工門と被仰候
ハ、真先に御受申、我等にて候、是にて御考候得と
被仰候と也、

○歌書之書様ニ、如是一枚明て二枚めの裏の口より
書出し、外題を端に押は二条家の流なり

如是二枚目の表より書出、外題を中におすは冷泉
家の流なり

○秋月等観薩人高城氏・等芸日州人・等被薩州人
薩人、皆雪舟等揚の弟子也、

○狩野越前守元信古法眼・狩野永徳法印郡信・狩野
探幽法印守信、是を狩野家三筆と云、

○雪舟等揚禪師 備中赤浜紀氏

○雪村盆栗叟 下野宇都宮佐竹氏

○御家老御掛札、日新公以呂波御歌之内、いとをもせ

の五首御仕置ニ為相懸儀と札ニ被為記置候者、家久公御代よりの儀ニも候哉、御家老御出懸ニ御掛札の前にて御札御申候由申伝候事、

○細川幽斉老築紫下り之節、道之記の内太閤進発之時なり足占山と云所の近き所にて、

かならずの旅の行系はよしあしも

とわてふミ見る足占の山

○石見国高角といふ所を船より見やりて人丸の、

石見かた高津の松の木の間より

浮世の月を見はてぬるかな

と詠せしを思ひ出て、

うつり行代々をへぬれとくちもせぬ

名こそ高津の松のこの葉

○赤間ヶ関阿弥陀寺にて安德天皇の御影、平家一門の像共見侍りける僧、昔今の短冊など見せられしに知

たる人の歌とも有ければ、

もしを草かく袂をもぬらす哉

硯の海の波の名残に

○箱崎にてむかし、戒定恵の三学の箱を埋められたる

所に、しるしの松とて古木あり、立寄りて、

そのかみにおさめをきたる箱崎の

松こそ千代のしるし成りけれ

○中尊西行法師・左定家朝臣・右寂蓮法師三夕の和歌後西院様御撰之由、道正庵承順咄也しと静隠様御物

語也、

○光久公御代、春山御関狩ニ支度狩と云事被仰渡、諸

人さまくの支度をして罷立候、左候而御棧敷の前

を引廻し罷通候ニ、面を真黒ニ塗り具足を着、七ツ

道具を負、長刀を突廻り通り候、是を被遊御覧、

扨々あの糞弁慶何と言ふ事ぞ、糞弁慶哉くと御叱

り有之候、又其跡に腰に殊之外大き成袋を付たる人

有り、是も御叱り可有と人々見申たる処に、是を被

遊御覧、扨々是はよき仕様也、定てあの袋にハ鏡の

餅をいくらも入て提たる成へし、尤成支度と御褒美

有けると妻屋惣左工門殿静隠様へ咄也、扨惣左工門

ハ如何成支度被成候やと静隠様御尋候に、不調法成

見立にて面をふのりにて塗り金箔を押して罷出候、面

殊の外干張候て息切る様ニ有之候、然れとも何とも

御沙汰はなかりしとの咄也しとぞ、

○山崎宗鑑、俗名は志那弥三郎、

○深草元政、俗名石井平左エ門、

○日高次左エ門為一は竹内三位惟庸卿の御門弟にて、

歌道・職原・衣服の三道を学はれる也、御暇を申

賜りて三年在京して稽古有り、其のちも通路ことに

京にゆかれけると也、或春紫震殿(哀カ)の左近の桜盛の時、

早朝拝見に参られけるに、少し散かたに成りければ

為一庸クシネ、モチハ、イサコ以中切音容用也、虞書有能奮庸、又中庸晦、

菴朱子曰、不易之謂庸、又中也、又豈也、又勞也、功也

雲の上は風も及ハておのつから

木のもとにのミ花の散らむ

斯詠して竹内三位様へ御覧に入られるに、惟庸卿

御覧有りて、是は殊に能調侍り、雲の上は風も及は

ぬと云ひ、木のもとにのミ花の散とは人の思ひ寄ら

ぬ処を能も申たる歌也とて御褒美有り、此歌ハ此方

へ可被召置とて御取なされける、其後惟庸卿為一へ

仰有けるは、雲の上の歌堂上方へ薩摩よりもの習ひ

ニ参り居候者のよミけるとて御目に懸つれハ、是は珍敷趣向に而能調候とて段々御褒美有しと御咄なり

けるとぞ、静隠様為一へ、其元秀逸と思召候歌御書

給り候へと仰けるに、為一右の歌を一首書て、右之

嘶にて堂上方にて斯ゆるされたる歌是計也と自讃せ

られけると静隠様御咄也、

○琉球人池城親方渡唐して北京を帰出る日の和歌

誰も見よこれそまことの唐錦

北の都をたち出る袖

此歌を小森一山聞れて、和歌にはあらず、北の都と

云て歌二なき事也、奈良の都などによそへていは、

しる、へくもあらむと難せられける、四本庄藏是を

聞て、唐の北京にて誰か歌を読へき、北京は唐なれ

ハ大和の歌ニハ読さるへし、唐の北京にて奈良の都

を詠したらむ、更に益なかるへし、つひニ歌にも詠

せぬ北京にて北京の歌読たるこそ、限りなく珍敷か

るへき事也と難せられけると静隠様御咄也、

○中馬諸香丈の歌 梅大坂御留守居帰国の御歎、

故郷に帰る身ながら咲やこの

花二名残のなきにしもあらず

菜の花

くちなしの色にそ咲る野へにた二
つミ残したるわかななるらん

七夕

世に忍ふ契りにもあらし七夕の

あふよの空ハ雲も隔つな

○宝曆三年八月十五夜 雲向月 静隠

雲間ゆく月影はやし明ハ又

さらても過ん秋の最中を

同三年九月十三夜即興 静隠

幾秋の空にか愛て老か身の

よはひも長き長月の影

○鹿夫木集

嵐吹き笹の萩に鹿鳴て

淋しからぬは秋の山さと

俊成

○曾我蛇足は美濃国の歴々也、一休和尚の居士也、画

は余り勝れたる物にてなし、真珠庵は蛇足の作りて

画も自筆也と静隠様御咄也、

○飛鳥井雅章卿自画自讃掛物、上に花の遠山、下に紅

葉の山、軽き絵にて見事也、御歌二首御書判有り、

さらぬたに春はあむてう面影を

花より見とて匂ふ山の端

山姫の酔をす、むるなさけより

紅葉の色のきのふにもにぬ

右、伊勢兵部殿貞起御所持也、

○古歌に、

ならの葉の代ふることにもれし菊

梅を忘れし恨やハなき

此歌は、ならの葉の代ふること、ハ万葉集の事也、

万葉ニハ菊かもれし也、梅を忘れしとハ屈原か述せ

られたる書物離騒業と云書に、百花の事を書せられ

たるニ梅をハもらされし事也、日高為春此歌を知て

心をしられさりけるに、或廿五日の日、客来りて四

方山の咄の中に此歌の心を語りけれハ、為春驚人喜

悦不斜、廿五日ニかゝる事を聞侍る事、偏(管カ)に管神の

御加護也とて、廿五首の歌を詠して萩原の天神宮へ

奉納せられしと也、此奉納歌を大原貞以丈寺僧ニ乞

受、今は貞以丈所持也と静隠様御咄なり、

○官女の装束は五衣七衣とて有り、五ツ衣ハ略也、五

ツ衣七ツ衣七ツ(衍カ)きぬひとつに重ねて着るあり、此故

ニ五ツと七ツとひとつ二合せて着ると云事にて十二

ひとへと云詞有と也、十二ひとへといふ装束あるに

あらずと也、

○後水尾院御製 古今御伝授の御也、

早春鶯

長閑成日影に移る鶯や

初音をしまて春をつくらむ

朝霞

きのふミし遠山まゆもかき絶て

霞をのほる朝付日哉

見花

見るたひニミしをわする、色香にて

世々にふりせぬ春の花哉

五月雨久

夕月夜ふりいてしより有明ま、に異本の

影までもらぬ五月雨のそら

水辺蛩

蛩さへせきひるハかりなかれきて

やり水涼し川つらの里

○寛延四年秋の比、洛の四条夢覚寺門前にて非人辞世

認置相果たる由、其辞二云、蓑ヤ何切音ハ梭草名可
為雨衣、又覆也。公羊伝定元

年不蓑城也、漢五行志宋幾無尊天子之心而不蓑、
城、師古曰、謂以草覆城也、○本作蓑後人加艸、

漸去非人界 則今帰上天 破蓑与損笠 夢覚寺門

前笠フカサ〔網清酒力人切音立笠笠、〔網交盟御乗車我我載笠他日相
逢下車樹、〔穹天論天形如笠而冒地之表、故本草呼破笠為戴

天、
公、

くれくくのうきうれしさのはてハミな

同しはたかの花の身にして

○島原陣の時、光久公御入国にて彼迎御通船二付、伊

勢貞昌御供にて合戦半之事にて候故、光久公罷通候

間、一虎口被仰付候ハ、可相勤旨被仰遣候処、無御

構御下国候様二との返答故無御構被遊御通候、島原

城ハ海ニ作り掛たる城也、其時貞昌の下知にて島原

城の塀下にすり掛て御船をやられ候、夫故矢間より

鉄炮を打事不成候、城を過る頃また下知にて船のと

もへ楯をつかせられける、頓て鉄炮を打懸る事如雨

也しと也、

○伊勢貞昌は御老中の御寄合にいつも詰させられける

と也、或時御寄合に床之掛物の字不読事有て兵部を被召呼、読候得と被仰付ける、貞昌畏り懸物に望みて思慮有けるは、自分ニは当分御老中の御寄合にも罷出る事なれとも跡次なし、能折柄なれば跡次を仕立むと被思、扱私にもよめ不申候、私同役ニ三原左衛門と申者罷居候、是は兼テケ様の者を能読申者にて候、此は兼て各様にも序を以御目見得為仕度存候間、是を被召呼可然哉と被申ければ、それ呼との御事故兵部殿手紙にて、早々参上可有候、御用之儀は懸物字之儀にて候、文句はケ様ニ候、義理者ケ様にて候、御心得のため申との事也、三原殿頓て参上有り、被召出掛物之字読候へと被仰付候得ハ、暫拜見有り、ケ様にて候半と被申上、義理之儀を御尋候ニ一々明白に被申上ければ、何れも御感心有り、兵部程の者は無かと思召けるニ、ケ様の人も有けるかと殊之外の御褒美にて、夫より兵部殿同前ニ被召出候と也、扱島原陣ニ伊豆守信綱御下り候て御条書を被弘けるニ、三原左工門殿へ被仰付読せられけると也、人こそ多きに左工門殿ニ為被仰付事、先年の掛物之

字読られたる事ニ依て、伊豆守様為被仰付と也、

○大坂陣に薩州より後詰有と専沙汰しけると也、夫故関東方別て御念遣之処、尼ヶ崎辺にて薩州より之使文箱持たるを生捕披露有けるに、家康公被成御聞、文箱を御取、封を御切被遊候ニ、余りニ御せき被成、御手振ひ小刀封に当り不申、漸く封を御切被遊けると也、扱内を御覽被成けるに、秀頼公より御頼被成候得共御断りの御返札成りければ、御大慶御安堵不斜、御機嫌甚宜しかりしと也、

○義久公御娘の御方へ御文の写

近衛殿帰京前にて浜の市へ御入之筈候、御能有之筈候、我等も土に立もの、板を踏候事稀成事故、随分精を出し二三番相勤事候、あわれとハ見せ度候、幸侃内方へ赤き衣裳異本小袖借りに遣候へハ無之由候、一向宗のものハかさゝるものか、むもし御前へ赤き小袖有之候ハ、御借有度候、尺短く候ても不苦候、近衛殿へきせ奉るへく候、かしく、

月日
龍伯

むもし誰にても御申給へ

○中西長門殿は京都の人にて千斛にて御抱被成たる人

也、万事に達したる人にて能もよくせられる故、

素人芸ニ候能太夫ニ被立置けると也、家光公御参

内之時家久公御供奉被遊けると也、御在京中殊の外

御世話被申上御調法ニなられる故、御抱被成ける

と也、

○中西長門御家江被参、家久公中納言に任せられる

時は、御口宣宣旨拜見仕度旨被相願拜見被致、是は

鹿相成調様にて候、ケ様ニ有之ものにてハ無御坐候、

是にてハ後年ニ至り宜しからず候由被申上、然者長

門致上京、御口宣宣旨申受直し候儀可成哉と御尋有

り、何卒仕申受直し可申候由被申上、頓て上京有り

申受直し被持下けると也、ケ様の事をも能知りたる

人也けり、

○家久公益の諸子踊りを被遊けるに、御鎧を被為召答

にて候ひけるに長門を被召、此御鎧を着し吉野橋辺

迄行廻り着心地、キコ、チ重みなどを試ミ候得と被仰付、長

門御鎧を被着御城辺を被行廻ける、其頃鹿兒島にべ

ろく、と名を呼れたる馬鹿有り、子供のなぶり者に

て有けるが、長門の御鎧を着られ行る、体を見て、

杖ニ仕込たる鎧を抜放し飛て掛りけるを、長門得た

りかしこしと取て引伏せ、立所ニ突殺されけると也、

武辺もよかりけるとかや、後に此べろく、か事を御

僉儀有けるニ、何国より来る者とも知れさりけると

也、長門は茶人ニても有けると也、

○目洗葉仙伝 桑の葉の虫付なき葉計り撰ひ百式拾枚、

閏月有る年は百三十枚取て糸に繋ぎ陰干にして置、

月ニ壹度桑の葉十枚宛煎し、夫にて洗ふべし、桑の

葉取定日

五月五日 九月九日 立冬日

目を洗ふ式日 正月二日 二月初日 三月五日

四月八日 五月五日 六月七日 七月七日

八月八日 九月廿九日大の月ハ晦日 十月十日

十一月八日 十二月朔日

桑の葉煎し様、暁の水を汲、茶碗式ツニ水を入、夫

を沓ツ半分ニ煎しなして目を洗ふ也、右の如く毎月

定日無解怠目を洗ふ時は童子の目の如く成ル、是仙

伝也と琉球人唐にて段々医師に逢ひ目葉相伝候内、

是ニ勝れたる葉なしと也、元文四年の在番安里親方より伝之由なり、

○惟新公・家久公帖佐并国分杯へ被成御坐候時分、御城下余り差迫り候付、別所ニ御城可被移ニて所々御撰み被成候処、鹿兒島可然と御吟味相究り候、其前より鹿兒島ニハ唐人共段々居付罷在町なとも有之候由、其唐人之内に江夏自閑と云者、天文地理ニ達したる人有けり、此人兼て御心安く被仰下御前へも罷出人ニて有けるニ、鹿兒島へ御城下被召移可然哉之旨御尋有ければ、自閑天文地理を考へ笠を取て被申上げるハ、此地別て宜所ニ御坐候、御城下被召移候ハ、御武運長久にして御冥加不尽地ニて御坐候、乍然火難可有之と被申上げる、御武運長久の地なれば是ニハ過たる所有へからず、火難は幾度も御家ハ作り直され可然事也とて鹿兒島へ御城下被引移候、左候て家久公自閑を被召、火難を可遁仕様ハ有之間敷哉之旨御尋有之ければ、成程其仕様有之事ニ候、
〔靈府尊星を被遊御祭候得ハ火難は除申候と被申上、夫ハ如何様成ル事と御尋有り、是は本尊有之候て祭

可仕事ニて候、日本ニハ無之物ニて候間、唐へ申遣し本尊を取寄せ可申迎、御金を申受唐へ被申遣、本尊壹幅取寄られ御城内へ靈府堂御建立有之、自閑ニ被仰付御祭り有之、火難虔度も無之候、然る処ニ太玄院様御家督被遊候て、光久公御代御信心故、御看經所へさまくの御本尊多候故、ケ様ニ御本尊余多有之ニハ及間敷との御事にて、それくニ御本尊拝領被仰付候、其時曾山如心と申人、靈府祭をする人ニて候ひければ、右靈府の御本尊を如心へ拝領被仰付と、追付御城御回祿有之候、不思儀之事也、扱其（古書）後総州様御代ニ碓山次右衛門入道道哲と申人、弟子丸与次右工門久徳の所へ被參被申けるハ、老人の近頃以不入事ながら、我等太玄院様御代より御奉公仕、大切ニ奉存候故申上事ニて候、彼靈府の御本尊は中納言様御代ニケ様くの事にて御建立有之たる由承伝候処ニ、如心へ拝領被仰付、御城御回祿之事ニて候得ハ、偏ニ御本尊御城内へ不被成御出候故と被存候、大切之御本尊ニて有之候間、元の如く御建立被成可然儀と奉存候旨被申けれハ与次右工門、此儀初

て承候、今日早速達貴聞候半と之事にて、則其日達貴聞候処に、吉貴公二も初て被遊御聞候、則被召返可然と被仰渡候得共、太玄院様より如心拝領之儀二候間、難被黙止之事にて与次右衛門御取次にて静隠二写方被仰付、於靈府堂右御本尊を写し其写を如心二被下、右もとの御本尊ハ又御城内ニ御建立被遊候と也、其御本尊写之時共二被成御写候本尊、木村家之所持之本尊也、右御本尊の写ハ曾山氏と木村氏也、右の御本尊ハ唐絵にて候、別て宜き絵にて不及物也と静隠様御咄也、

○寛陽院様磯御仮屋に御滞在之時、御淋敷折から桜島之鮪釣共を十人計り被召、又吉野の狩人共を十人計り被召、御仮屋へ茅葺敷、御座之所計り畳式敷敷て有ける、是に被遊御坐、右の式十人計の者共を御前へ御並べ酒を下されたたかに酔候て、扱もふのまぬかと御意にて御酒はおさまり、扱釣人共へ、頃日釣ハせぬかと御尋有り、成程幾日の日釣へ参り如何成釣を仕候、私はケ様く、など、口々に仕形咄にて勢ひか、つて御咄申上る、狩人共は知らぬ事にて口を

閉たれは酔ハ酔也、居睡にて罷在、釣人の咄仕舞ふ前に又狩人に、頃日は如何成物をか得たるなど被遊御意候へハ、近き頃何某社何所へ参りて大猪を取申候、誰者ケ様、何左エ門ハケ様など、申て居丈ケ高に成て面と御咄申上れば、以前の釣人共はさらく移らぬ事なれば一言もなく、欠伸・居睡にて罷在を被遊御覽、大キに興せさせ給ひ、彼は海を問へハ是は山を答ふと言ふ詩の心也とて御機嫌宜く被遊御座ける、ケ様の事度々有之たると野元一之右エ門殿咄之由にて静隠様御物語也、野元氏は定御供にて御細工、能の歌謡ひ也、御前ニ罷在て御側之衆同前に被相勤候由、其時代迄は御側表の隔無之、右通り之事也、

○帝王様崩御之時、泉涌寺へ被遊御入、御棺を客殿へ奉備候て相図の鐘を鳴し候へハ、何かと云寺の鐘を打、其鐘東寺へ聞へ候時、弘法大師の御影像を東寺の客殿に出し奉り、泉涌寺の方へ向奉りて、扱又相図の鐘を鳴す、其相図泉涌寺へ聞へたる時御棺を治め奉ると也、帝王様御代々大師の御引導也、其故

泉涌寺の客殿と東寺の客殿とハ向ひ合ひ候様に作り候と也、

○東寺は弘法大師の本寺也、高野などハ御隠居地也、東寺ハ無住也、真言宗の宮様より東寺の長者とて被成御勤由也、禁裡御修法の護摩有之、近衛殿下様より拝見ニ参り候様にと被仰付御参り候、檀を紫震殿に飾り、大師唐より御持来りの本尊曼多羅、其外独拈などさま／＼の東寺の宝物飾りて有けると也、帝王様夜々は出御なると言、玉座迄拝見被成候由御咄也、

○寛陽院様御対面所御出座之時、御張台より被遊御出、御庭の方へ御向被遊御座、御目見杯の人をは御脇目ニ被遊御覽候、太玄院様ニも左様ニ被遊候得共、御家督被遊候て少々間有之、御正面ニ御座を被遊事と成り候と、平田(宗亮)可竹老御小姓にて能ク奉見候事也と度々咄にて有之候由静隠様御咄なり、

○泉涌寺ニ東福門院様異本ニ倍トアリ誤字の御座を引直したる座有り、合天井の絵一円有之内に鳥尽しの墨絵尚信筆也とかや、

○加茂の祭りニ、何とか云題にて近衛家久公之御歌、

卯のはなの盛も折にあふひ草

日影月かけあかぬ神垣

日影草はあふひ也、月影草は卯の花の事也、

○頼朝公之御時、乱漸く治りても猶人の心ゆるやかならず、輒も干戈起んとする故に、人の心を和らげ給んと御謀計にて富士の牧狩をし給ふ、何れも素肌ニ短刀計の出立也、然るに御所の五郎丸只壱人甲冑を帯したることハ、此五郎丸大力えせもの也けれバ、常ニ御側ニ被召置気任せものニなされ、君の仰をも違背する者なれとも君の御心ニ入たる体にて被召置ける、此御狩の時もミナ甲冑の用意は曾て無用之事也けれとも、五郎丸兼て気儘の者なれば、其事を背き甲冑を帯し罷立たる体にて、実は頼朝公御用心の爲にて、すハといハ、五郎丸か着たる甲冑を上より引はき／＼、君の着給はんために物の具を上下タニ着しける、夫故絵などに書たるも下タに具足を着て上に肌着様のものを着て有也、頼朝公の御具足箱也けると也、

○布留社フルの正体は劍也、昔神代に神劍三柄有りき、一

柄は内裏ニ有り、今宝劍是也、一柄は尾張国熱田の社、草薙の劍是也、一柄は大和国添上布留社ニ有り、ふると云事は劍布留河の上より流れて巖石を碎て流れ下りたり、其布留河ニ女の布洗ひけるに、其布ニ留て件の劍の行かされは布ニ留るとハ書也、布留明神是也、

○禁野はおほやけ人ならてハ此野をハたか狩りすましと禁する儀也、河内の片野、大和の宇陀野とを禁野とは言なり、

○昔勃海の人都在の城に居住しける、子孫ニ至り深海氏ニて上の豎馬場ニ住ける一子有り、まだ幼少ニて或年頭に近隣の門松を切けるに其主以の外ニ怒り、此儘ニて難差置と云、断りとも云ひけれども少も不聞入故、無是非市来の竜雲寺へ遣しけるに、或時其子失て行方不知、天地を求めとも尋得ず、父母も大きに歎きけれども終に出来らざりける、其後式三拾年も経て東郷大肥前殿所ニて示現流稽古有けるに、供屋に唐人壱人來り居ると云、肥前殿怪く思ひ、何人か尋て見よとて弟子衆行て被尋けるに、苦しからぬ

者也、東郷千代松殿所ハ爰ニて候かと云により其旨肥前殿へ云けれハ、我童名を云者不審也とて覗て見られけるニ、どふやら見たる様な面さし成ければ、内へ呼入対面有り、如何成人そと被問けれハ、深見何某一子童名何某ニて候、貴公ハ千代松殿にてハましまさすやと云、肥前殿驚き、扱は何某なるか、拙者社千代松^(ママ)ハ是は久々にての対面思ひ寄りさる事也、そも如何成事にて爰許ニ來りけるぞ、幼少ニて行方不知と聞つるに、唐人支度の不審さよと被聞けれハ、其事ニて候、我市來の龍雲寺ニ居けるに、唐船來りけるを度々見物に來り唐人共と遊び候ニ、帰帆の節唐見物ニ行んかと云けるに伴ひ、其船ニ飛乗て唐ニ參り其唐人共ニ養はれ居けるに、年を経る儘ニ妻子など出来、相應の勤ニ取付年月を送けるニ、故郷忘れ難く帰国の暇を乞ければ、左思ふも道理也とて暇をゆるし給ふ故、便船ニ帰国し鹿兒島ニ來り見侍るに、ありし昔ニも似ぬ有様也、豎馬場の親の居たるあたりを尋行て深見氏の何某と問ひけれ共、其人々はとくになく成り給ひて、今者其所も別人の

居所と成候と云、近所ニ居ける人にも皆昔ニ替りたる人の名にて候得者、十方を失ひ何所へ足を止むべき様もなく候処に貴公の事を思ひ出し、未昔の所ニ住ひ給ふかと尋来候ニ、昔に違わす此所ニ今不思議の対面を致候、外に知人も無之候へハ、今者御慈悲ニ我を養ふて給り候へと云ければ、肥前殿大に感歎有り、心安かれとて養ひ置れけるに、此人唐ニて学文を仕けるとて書を讀に何もくからず、手跡も人ニ勝れたりければ、肥前殿事の序ニ太守光久公の御聴ニ達せられければ、光久公不斜思召、早速被召呼書を被遊御聞、手跡共を御覽有けるに、稀代の者也けれハ即被召出、屋敷等を被下置、妻を迎へ住ける(高一覽力)名をハ一蘭と云ひける、其後長崎御取立之節諸国へ御廻状有り、西国諸所へ唐船来り、唐人共所々へ居付候故不宜候、肥前の長崎を唐船出入の港ニ被定、今度御取立有之候付、通詞無之候ては不叶儀ニ候、日本の詞をも唐の詞をも存知たらむ者あらは、申出次第通詞ニ可被仰付候間、左様の者於罷居者可被差出旨西国へ被仰渡候故、此一蘭唐・日本の詞ニ達し

たる者なれば隠し置れかたく、ケ様の者罷居と被仰上、即大通詞ニ被仰付、長崎へ參けるに一蘭、ケ様ニ難有鹿兒島へ被召置たる事なれハ、子孫を残し置て御奉公さすべしとて、一子を残し置妻をも残し、只老人長崎へ參りける、此子孫今の深見休兵衛也、又長崎ニて子孫余多有り、深見新右工門玄岱は一蘭長崎ニての長子也、玄岱学文・手跡亦人に勝れたり、されは鹿兒島へ被參てより君の御心ニ叶ひ、江戸御供にも度ことに被召列、在国之時は深見休兵衛所ニも被居、又外の心安き衆の所などに被居けるか、後ハ又長崎へ被帰ける、(詞力)通詞ニハならぬ人也、其後学文所ニ被召出、公儀御旗本ニ被仰付たるなり、(編力)○日向国宇戸ニ石ニ生る海苔有り、石の毛と云名物也、昔宇戸権現の座主宇戸の僧正歌に、

浪のをる石の毛ころもきてミレハ

さなから法の姿なりけり

僧正此歌を讀出し書付て、我ながら余程出来たりと自慢の心有りけるニ、空より唾はきかけたり、僧正大ニ怒り、我慢心をとかめて山神の所為ならむ、言

語道断也、屹と返報をすへし、但、此歌に對すへき程の歌よむ事成ならハよみて聞かせよ、左なくハ目ニ物を見すへし、又歌を得よますハ此つバきを即拭へとて大ニ怒りけるに、誰する共なく空よりつはきを拭ひけるといひ伝へたり、

○千載集の時、西行法師東の方へ修行して居給ふニ、都に撰集有と聞て登り給ふ道にて登蓮法師に行逢給ふ、扱都ニは撰集有る由聞候故登り候、愚僧歌如何と尋給ふニ登蓮法師、其事ニて候、貴僧の御歌余多入たるよし承り候と被答ければ西行、鳴立沢の歌は如何と問ひ給ふニ、此歌は入不申と被答けれハ西行、此歌が入らずハ都へ歸るに及ハすとて、又東の方へ下り給ふとなり、

○唐人如拙と云者名画也、日本へ來ル雪舟の師匠也、如拙の弟子ニ周文シユブント誠、五、山相国寺ノ僧也、是も名画也、雪舟

は備前に生れて出家也、後者是も相国寺に居たる人也、周文ニも絵を学ひたる人也、入唐有て四明天台山

天童寺の第一座たりしと也、日本ニて芸州仏通寺堂七

大加(伽カ)三年の住職にて隱居也、在住の時寺に残さむと

(藍カ)

て天台の図又何所歟之図巻幅、大掛物ニ幅自画有て寺之宝物にして有けるニ、安芸の太守より寺に有てハ無用心也とて寺ニハ写を遣置、直筆は被取出けるに、此儀公儀に聞へ、右式幅被召揚、其替りに過分の御頂載物有之ける、芸州主御迷惑ニテ右仏通寺修補太守の御聞ニて少破とても御修甫有り、名筆の徳にて今に寺結構なりとそ四明天童の第一座と云ハ勝て徳有家にても大徳の人也、四明天童の第一座ならてハならぬ事也、雪舟ハ出家不輕事也と古月和尚靜隱様へ咄なり

○古法眼元信ハ信長の時代也、元信父松永、其父社清、是狩野家の元祖也、社清・雪舟など大概同世の人也、社清も如拙などに習ひけるかのよし、
○秋月は高城氏の歴々也、等破者根占(爾カ)の遠林寺の僧、秋月の弟子也、能絵也と云々、

○妙谷寺武者絵の屏風古法眼と言ひ伝れとも、実者加治木日野等林筆也と云々、能絵ニハあらず、

○牧仲左工門殿通躬公御弟子ニて被參けるに、逍遙院の壁玉集を不断見よと被仰候と也、仲左工門殿歌御褒美、

関雪

乗駒もいと、つかれぬ足柄や

関の八重山雪ニ越来て

歳旦

種となる心を春ニ改めて

先こ、ろむる今朝の言の葉

○古法眼筆花車片間は碁打御屏風之事、静隠様江戸江被成御詰御用之絵御坐ニテ御書候処ニ、太玄院様御客人へ被遊御対面相濟、絵書候処ニ被遊御入画など有御意也、扨御屏風段々虫干ニ出て有之候ニ、彼花車の御屏風を被遊御覧、崎元悦阿弥を被召、此屏風ハケ様成所ニ召置物ニてハなし、床の上に干候得と御意為有之由、其後太玄院様被遊御逝去御遺物御献上有之、脇方へも段々被遣候処、此花車御屏風近衛様へ可被遣由ニ付、御遺物方御用人相良権太夫殿へ(長規)静隠様御申被成候ハ、静隠様も御遺物方ニ被、仰付御勤のよし候也此御屏風古法眼に無紛絵ニて別而御大切之由ニ御坐候、御遺物ニ御遣候ニハ余り能過可申哉之由御申候得ハ、権太夫殿より、御家老衆も可宜候と被仰候、近衛様ハ格別之御事ニて候間、能上にも能く宜き筈とて、右御

屏風近衛様へ被遣候、扨其後静隠様咄之序ニ田中五(國)右工門殿へ、彼屏風近衛様へ被遣候、惜き物之由被仰候得ハ五右衛門殿、其事也、彼屏風ハ中納言様御参内之御供被遊候付御太儀為被成との御事ニて、公方様より其節御拝領之御屏風也、御家譜にも相知たる御道具之処脇方へ被遣候儀、何共歎カハ敷事ニて候と被申ける、静隠様此事初て御聞候て一入借事ニ御咄有けるニ、又其後町田仲右工門殿御記禄奉行ニて候故、彼御屏風田中氏の咄を御物語候得ハ、仲右工門殿被聞、御家譜ニハ不相見得事也と被申候、四本庄藏殿一座にて被申候ハ、五右工門などハ古き人なれハ物知たる人也、仲右工門殿の空寛慮外ながら無心元、能々御家譜を被見合可然と被申候、仲右工門殿折角精を出し被見合候処、御家譜之内ニ正敷書記有之候、扨こそ弥いつれも残多き事ニ被思召、伊集院藏人殿なども被成御聞、殊の外御もたへ被成候得共、無是非事にて数年打過たる処に、静隠様近衛様より御用ニて御上京之節、御留守居堀万右衛門殿と列立大徳寺へ御参候て、(近衛家久室)龜姫様・(近衛家久繼室)満君様御廟所な

とへ被成御參、寺の座敷探幽筆之座御一見有けるに、側二屏風多く重ねて有之候を、当寺など久敷寺なれば古き屏風も有んと思召、片端明て御覽候二、

段々繪有之内に彼花車之繪の御屏風有之候、少も不違物にて候故、案内の僧二、此屏風は久敷御寺二有之候哉と御尋候得ハ、いや近年近衛殿より御寄付にて候と言ける、扨門外二出て万右工門殿江彼屏風之一卷御咄候二、万右工門殿も初て被聞被驚候、扨是ハ追付太守様御下向之節、必御家老衆へ御申宜敷御計ひ候様にと静隠様より被仰、万右工門殿にも委細合点有之、御通路之節御家老衆へ被申上、御下向有之御家老衆被仰談、彼御屏風ハ此御方へ參り、其代り二ハ周信かの金屏風參り事故なく再御家ニ參り候、大切無比類御屏風と静隠様御咄也、

○雲水法源和尚といひし人ハ後水尾帝の御子也、江戸麻布二菴を結び、又隅田川辺小梅村二庵室あり、梅林庵と云、後黄檗也、其後上方の寺御住持也、又其後御隠居にて壬生の地藏辺ニ住給ふ、和歌上手にて名高き人也、王子と申事殊の外御きらひのよし、後

水尾の宮女懐妊成けるを何かと云御医師ニ被下、御子男子ならば出家ニせよとの勅定故御出家也、静隠様被成御逢段々御咄とも御聞被成候よし、

○上総国吉野山露滴と云出家ハ関東今西行とて名高き人也、本ハ堀田筑前殿舎兄堀田上野殿家中也、筑前殿叛逆之時、上野殿も御兄弟の事なれば伊豆江遠流有之、其時露滴も牢人と成り、俗名何の五太夫と申ける、出家之後上総国吉野山ニ引入居たる人也、是も前条法源の弟子也、或時薩摩屋敷ニ被來けるに静隠様被成御逢段々咄有ける二、上総の吉野山のいわれを御尋候得ハ、彼山ハ昔貞元親王さすらへ居給ふ二、都の恋しき余り吉野山と名付給ふと言ひ伝たり、又不思儀成事の候、彼親王の歌二、

をのか音をきけハ都の恋しき二

此里よけよ山ほと、きす

外の所ニは郭公啼候得共、此山中ハかり不鳴との咄也とぞ、

○順徳院

人ならぬ岩木もさらに悲しきハ

みつの小島の秋の夕暮

○為家卿

あたになと咲はしめけむ古への

春さへつらき山さくらかな

天の河とふきわたり二成二けり

かたの、みの、さミたれの比

○為氏卿

露霜のをくでの稲葉色付て

かり庵さむき秋の山風

○読人不知

わすれしの人たに問ぬ山路哉

桜は雪にふりかはれとも

○立別れいなはの山の 此名美濃・因幡両国に有り、

美濃ハ稲葉と云ところ、当国一宮宇佐宮也、(倍カ)皆松有、

行平因幡の国司也、任の時や詠しけん、

○神なひ山丹波国也、神なひのミむろの山ハ大和国也、

神なひの森是も大和と云り、但、古今に源さねかつ

くしへ岩本見とてまかりけるニ、山崎より神南の森

迄をくりニまかりてといへる、大和ニハあらし、

○まの、浦のよとのつき橋は撰津国也、又まの、浦、

同まの、入江は近江也、まの、萩原ハ大和也、ま

の、かやハらは陸奥なり、

○故宗匠為家云、亡父卿の、

人とハ、見すとやいはん玉津島

霞む入江の春のあけほの

の歌は、建長詩歌合の時かむや紙のたてくの裏に書
て祖父に見せ被申し時、見つとやいはんとか、れた
りしを、ミすとやとそバに被書たり、作者は猶所存

とけすなから、みすと書て出さると云々、

右八ヶ条、井蛙抄拔書、頓阿作、

○清水寺の観音、昔は山中にて夜中に人の参るに、迷

ぬ為とて石の高灯炉を作り、夜々は高くとぼしける、

北斗の星の様に照しけれハ、是を北斗の星といひけ

る、漸く人中と成て後金森宗和の手二人、路地の石

灯炉にせられける、ゆやの謡ひにあるも此北斗の星

也とかや、

○平井保昌狩を好まれけるに和泉式部のよまれける、

ことはりやいかてか鹿のなかさらむ

今夜ハかりの命とおもへハ

此歌にて保昌狩を止られるとなむ、

○久見崎の川にて即興 樺山主計久初殿

心なき見るめハおしき浦半哉

難波の春の夕ならねと

契恋

猶人にきこへおかはやす多遠く

たへぬ契のあらまほしさを

○光久公水戸黄門光国卿の御宅へ被遊御出、御饗応有けるに光国卿、何ぞ珍敷御馳走も無之、爰に名譽の細工人を持って候、此細工を可入御覽とて細工人を被召けるに、先長サ壺丈計成檜の柱の様成るを出し、扱細工人素袍にて御末座に罷出る時に光国卿被仰候ハ、彼者は大工にて候、かんなを仕ひ候ニ妙を得たる者にて候と也、扱其大工最前の檜にかゝり、かんなを取出しさつくとつくに、吉野紙の様成かむな屑花の如くに散、扱彼柱の本よりかんなをはしらせ、手の届かざる程に手をはなちて末迄突やるに、かむなをのれと走りて壺丈計のかんな屑虹の如くに

飛ける、幾度つきても同じ様也、光久公、ケ様成細工ハ初て御覧有たるとの御挨拶也けると也、

○島原一揆の時板倉内膳正殿を被差下けれ者、城強ふ

して度々勝利を被失けれハ、又松平伊豆守殿に被仰付候て軍勢を被差下、伊豆守殿ハ少年より御側に御勤め候て、其頃御老中にて天下第一の発明人と申人也けれども、軍法之儀一向御存知無之候ニ付、小幡^(景憲)勘兵衛殿宅へ夜中ニ忍ひて御出被成、勘兵衛殿へ御逢被成度由被仰入けるに、勘兵衛殿、誰にて候とて御出候ニ、伊豆守殿にて候ニ付大ニ驚き座を被退踳踳有り、不存寄御出夜中と申不審千万之由被申ければ伊豆守殿、尤ニ而候、別て内用之儀有之密に参たる也、近ふ御寄候へと被仰付近く被参、猶近ふくと被仰故御膝元ニ被参けるに、伊豆守殿被仰けるは、此度島原一揆ニ付先達て板倉内膳正を被差向之処ニ、爾今落城無之故、再度軍勢を可被差向とて拙者ニ被仰付候、拙者儀御存知の如く幼少より御側に相勤め候処、物の道理をも可知時分ニハ天下泰平ニ成候故、夫より以来平生の勤の事のみにて軍法之

儀少も不存、然者此度拙者差向候とても又内膳正同

前たるへきハ必定の事ニて候間、今夜參る事余之儀ニあらず、軍法之儀を承り島原落城之謀を聞候半ためニて候と被仰けれハ、勘兵衛殿承、扨々當時天下第一の御發明人と皆奉称候程有て只今の被仰様感心仕候、御稽古無之儀ニて候得ハ御存無之儀御尤ニて候、今度の軍法私御伝授可申上候、先島原の一揆は百姓共之儀ニ候得ハ、軍法を不知事ハ貴様よりも不知者共ニて御坐候、然るに板倉殿城を御責被成急ニ御討候故、人数のミ費、城は落不申候、ケ様之城ハ只遠責にして急ニかゝらず、城中への通路を差塞き食責御尤ニ存申候、左候ハ、落城程有間敷候と被申ければ、伊豆守殿御聞被成、尤千万之儀ニて候迎一礼を被述御帰り候と也、扨島原へ御下り其如く遠責ニて落城也、

○島原陣の後百年ニ当りける時、其折の伊豆守殿島原戦死の家来共の子孫共を被召出、書院ニて料理を給はり、自ら引物被成銘々盃の取替し為有之と也、其比公儀ニも御沙汰よく、專世上にも此事を賞美しけ

ると也、

○平田以休と云人の所ニて、樺山主計殿久初

心ありてかく静にも住なすや

ところは山の奥オウならねとも

心あれな四ツの隣りをよそニして

家のめくりをかこふ柴垣 牧仲左工門殿

○初瀬ニとまりて即興 中馬諸香

更ぬるか水音すみて初瀬山

檜原の月にかねひ、くなり

○楠正成之塚を過るとて 田浦檢校の歌、

身は苔の露ときへても消ぬ名の

残るを誰もしのはさらめや

○樺山主計殿久初種子島の人の願ひニてよみて給ハリ

ける、

寄道祝

たへせしな国てふ国のはてまでも

心を種子と敷島の道

○山本春正樺山相馬殿宅ニて海に鮎釣の立けるを見て、

ミをつくし浪間に立て釣すなり

見るめもからき海士のしわざよ

○諏訪空右工門殿兼利は四十の年より初て和歌をよま
れける、其頃のうた、

山の井を初の老に汲初て

浅きを恥る大和ことの葉

○当今様御八歳の御時、御製院御点御詞珍重一二句非

凡慮、

咲々てうつる影さへやり水の

松にかゝれる庭の藤浪

○いろは四十七字真字

以呂波仁保人止 知利奴留遠和加 与太礼曾門祢奈

良武宇為乃於久 也末計不已衣天 安左幾由女美之

恵比毛世寸

江ノ字ニアラス

止或ハ土

○落葉

愛よ猶水なき空に紅ひの

波ふき立る風の紅葉は

鳥津歳久 日高為春

○金吾様御在所より召二依て鹿兎島へ御越被成、御

殿へ被成御出候処に、誰とて何事をも申上人無之候

へは、兼て御心安有之候町田出羽殿被成御招、今度

の御招は定て拙者身の上の事にて可有之、若し左様

ならハ覚悟も有り、如何と御尋有之候へは出羽殿、

いや少も左様の儀にては無御坐候、御城を被遊御替

思召にて御相談之ため御招の由被申上、扱金吾様御

旅宿に被成御坐候処新納忠元参上有り、此節の御召

は御身の上の事にて御坐候間、御覚悟有之候様にと

御注進被申上候二付被成御驚、即御打立御帰り可有

之候処、はや海陸ともに御通路難成候付御船二被召

候得共、番船共きひしくて海陸も御通不相叶、滝ケ

水へ御船をよせられ御生害と云々、出羽殿兼て御入

魂之処二、御身の一大事を御告不被成段御憤有之、

爾今町田家江御うらみ有と云々、

○太閤御小姓何某或時御庭に罷居たるか、土に絵を書

ければ被成御覧、其方は絵を書候間稽古すへしとて

狩野永徳弟子に被仰付、名字をも狩野を可名乗旨被

仰渡、狩野三楽齋(齋)と云ける、関ヶ原乱の時逃れて滝

本坊に行けるに松花堂養ひ被置、絵を稽古有ける也、

松花堂は此三楽齋弟子也とかや、

○後水尾院御製

春計管絃中

谷陰にくりまくハかり吹笛の

声の中なる春ののときさ

○祖父の回忌に江府の女十三才二てよみける、

親の親今は火宅を出給へ

このこのた、くかねのひ、きに

○美濃国の紺屋に絵を書者有り、都へ出て千利休心安

く交り、狩野永徳へ第子と成りたる也、是長谷川

等伯也と云々、

○帰雁

心ある紅葉の秋に来る鴈の

花の盛りになと帰るらむ

通村公

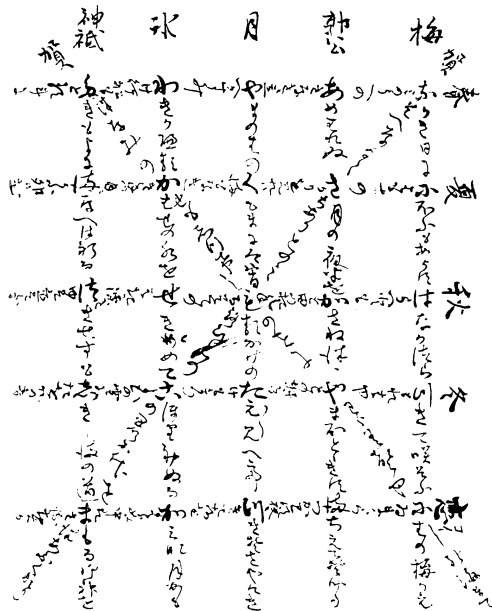
○名所打衣

衣打音ぞミたる、陸奥の

しのふの里の夜寒しられて

為春

○奉納 玉津島大明神御本社和歌



○田部弥兵衛と云町人、田上の吞良和尚ニ参り諸道稽

古仕候得共、一事も成就不仕候なと咄ける、吞良被

聞、夫は師を立て被致候や、然者其道々の師に能被

尋候得、此吞良は出家にて左様の事知ることにあ

すと被仰候、扱四方山の物語ニ吞良被仰けるは、お

かしきこと有り、壺に粟を入れて置たるに、近き頃出

し見けるに粟少もなき也、鼠壺正死して入たり、壺

の四方幾所も喰ほかさんとしける跡有り、是を考るに、蓋をして不置故鼠飛入粟を喰けるに、限りあれば粟尽ぬ、然者何の楽みなきゆへ出むとすれ共壺となれば力不及、喰ほかして出むと思ひ喰ふに壺堅ければほげす、其所を差置、爰ぞ薄からんと思ひ喰へとも爰も厚しと思ひ喰廻りけるに、既に紙一重程に薄く喰なしける処もあれと、畜生の心にて是を知らず、幾所も喰廻るに力尽て終に死しけると見へたり、一所を精を出して喰たらば、終二ハ喰ほかし出へきものを、爰かしこと喰けることの浅猿さよと仰ける、

一 弥兵衛感心仕候と也、

○後水尾院勅定之趣を所司代其通二不仕、万事 叡慮二不被遊御叶ければ、

一 芦原やしけらはしけれをのかま、に

とても道なき世にすまハこそ

と被仰、間の障子を御引立御入有ける、其後より御政道不被遊御聞候也、

○屋久島如竹、藤堂様より御招待之節は新二寺を被建置候と也、如竹及帰国、此寺を廢懷被成候て国中の

貧士二御与へ被下候へ、私開山二罷成此寺被立置儀御用捨可被下旨被申候と也、

○如竹帰国之節、御養料として米何程被下旨被仰渡ける、如竹承り、私儀は島へ罷帰候得者飯料も有之、飢申儀にては無之候間、難有は奉存候得共返上仕候旨被申上けるを、御取次の人歟、如竹聖人風成事を被申上候とざれて被仰ければ、如竹威儀を整へ、扱々私にも一度聖人ともいわれたき念願にて候処二、聖人風杯被仰候ハ別て祝着の事にて候と実を以て被答ける故、言ひ出しける人迷惑有之候と也、

○ ねくらとふ鳥のつはさそれならて

暮る色なき雪の山の端

日高為春

○烏丸資慶卿みまかり給ふと聞て、 春正

敷島の道たへよとや住吉の

神のたすけもなきそ悲しき

○比叡山を望ミて、 樺山久初

うつすともいかて筆にも及ハまし

都のふしにつ、く山々

○別恋

今はとてしとふ涙にかきくらし

立出む空もしらぬ別路

中馬諸香

○鹿声遠近

山深き妻恋侘る声々に

異本とふみ

籬の鹿もねられすや鳴

通茂公

○老後暁

さめやすき老の枕は鳴鳥の

声にくる、暁もなし

同

○山本春正、後は名を船木といひけると也、名字にて

ハなしと云々、

○釈正徹は東福寺の書記也、家の集三万首被調置ける

に火災のために失ひ、又新に三万首を綴りて草根集

と被名付たり、是焼て又新たになりたる心より被名

付ける也、樺山主計殿御所望有之候なり、

○落花

此下書美代六郎兵衛殿所持也

しらさりしけふも命の内にして

また先たつる花の春風

田蛙

うきて鳴水の蛙の息の緒に

よるや小波のしけき小山田

釈教

ふたつある手をむなしくハよもなさし

三の宝の山に入る人

右釈正徹三首懐紙、北郷作左工門殿所持と云々、

○恵通と云人は唐の帝の寵愛し給ふ人也、出家の望み

有て御暇申上、鳥果禅師住給ふ木の本に庵を結び御

弟子と成、さとりをひらきたる人なり、鳥果も恵通

も行方知れぬ人也、

○いけつき・するすみ、両の名馬は薩州長島牧の馬也、

黒の戸の早汐を渡り、出水に懸て往来しけると云伝

ふ、

○或時禁裡にて、貫之・躬恒之歌いつれ勝劣あらんと

評議区々也ければ、俊成二相尋候得との 勅定にて

勅使を以御尋有けるに、俊成卿暫く詞なかりしか、

良有て、躬恒書をあなつり被成なと此分被申候と也、

○南泉院扁順僧正は通茂公之御猶子也、或時僧正参り

給ひ、私儀は歌の儀は不案内ニ御坐候得共、適々御

前様御猶子ニ罷成候間、御読被成候歌の内にて秀逸

と被思召御歌を承置度旨御申候得者、通茂公被聞召、身共位ニてハ秀逸と申はなきとの御事ゆへ、左候ハ、御心に叶ひたる歌は有之候哉と僧正御尋、成程夫ハ有也、若き折七夕の歌に七夕契久と云題にて、

あたに見ぬ秋の一夜の契りかは

神代のまゝの星合のそら

此歌我心二叶へり、其後はほとこの歌は不出来との仰也しと僧正被咄、静隠様御聞被成候よし承り候也、

○ 猶々申候、彼若衆只今參候、かさも無之見事さハ

いまもた、ならず候、日本国大小神祇非偽候、早々

御出候へかし、於御油断ハ沙汰之限りたるへし、

但、御届ハ此分候、於無御出ハ意多き二付、兩人

へ申談盃可給候間、向後不可有御恨候、無御返事

間ハ八幡くさかつき飲不申相約申候、はやく御

返事可承候、此者一度ニ御出可給候、かしく、

追て令申候、依昨日内々御物語申候かさかきの若衆

只今至当所来候、かさも無之ことくくなをり申候、

弥若衆あかり申候、盃きこしめし度候ハ、只今不

移時刻早馬にめし候て、小者一人之体にて早々可有

御出候、念者之ある若衆にて候間承候ハ、如何候

之条不被沙汰可被懸御意候、為其令啓候、以使者可

申候処二路次遅く候てはと乍聊示以飛脚申候、恐々

謹言、

巳下刻五月廿一日

東入道山か 在判
三室経也 在判

龍伯參

天正十八年

東入道山かと御坐候ハ、当近衛様より八代之祖東求

院竜山関白前久公之御事にて御坐候、始之御実名は

清嗣(晴カ)と申候、前久公は近衛積家公之御子にて候と

云々、

○ もろこし我朝にもろくの智者達のさたし申さる、

観念のねむにもあらず、また学問をして念の心を悟

りて申念仏にも非ず、往生極楽のためには南無阿弥

佗仏と申せは、疑ひなく往生すると思ひとりて申

外に別の子細候ハす、た、し三心四しゆなど、申こ

との候ハ、みなほつしやうして南無阿弥佗仏にて往

生すると思ふうちにこもりてソ口也、もしこのほ

かにおく深きことを存せは、二ソンの御あはれみに

はつれ、本願にもれへし、念仏を信せん人ハたとひ
一たひの御のりをよくくかくすとも、一もむふち
のくとむの身になして、あま入道のむちのともから
におなしくして、智者のふるまいをせすしてた、一
向に念仏すへし、○さとりはいらぬ物、しやかあみ
だの御せいくわむのおねふつ一へんにて、無量無辺
のつきさへめつたにくらへは悟りたりといふ、きや
つめかむねになにかある、へむてつもなきあはら骨
をは九年まで坐禪こるこそむやうなれ、まことのと
きはねたの一声、
(みカ)

慶正二年四月廿八日 一休子宗順 
(康カ)
ほとけ

御所さま 是は大雲院の宝物之由拔行を写なり、

○ さひしきに宿出しぬへき山里を

今夜の月におもひとまりぬ 読人不知

○雪

はけしさは降くるまでのけしきにて

嵐の跡は雪静也 実陰

○田家繩

ひきすてしなるこの繩の朽なから

猶冬かけて残る淋しき 為久卿

○定家卿十八歳秀歌のよし、

天の原おもへハかはる色もなし

秋こそ月の最中なりけれ
(ひかりカ)

○我れ娑婆の縁つき無位の都に趣まあり候、よき出家
にならせ給ひ仏性の身を磨き、其眼よりわれ地獄に
落るかをちさるか、ふたんそふかそはぬか、釈迦・
達磨をも下部となすほどのせん人になり給ハ、俗
にても不苦候、法便の教のみ悟る人は尊聖にても糞
虫とおなし御事にて候、仏四十九年説給ひ、終に一
字不説との給ふうへハ、我と見われと悟る肝要二候、
何事も莫忘想、

無死無生身

千菊丸殿

これとてもかりそめならし別れても

かたみとも見よ水茎の跡

返すくも八万読経をそらによみ候ても、仏性の

見を磨すは此文ほとのこと事も心得かたかるへく候、
かしく、

右、一休和尚御若年之時、御母公より末期に被給候
御文の写、

○岸良清右工門物語に、御下様人質ニ御登り候時御供
仕候、是は西国衆ハミな秀頼御味方之由風聞有之候
ニ付て、惟新様息女を証人ニ御のほせ候様にと被仰
候て御登り候由承及候、

○御下様御在江中、本多佐渡守殿御懇切不淺候、折節
不怠御音信被成、或者ほしば三れん、或は大根拾本、
或は小菜などの類、台に受候て被進候、川上与左工
門母川上主右工門
祖母にて候佐渡守殿へ御下様御使ニ参候刻、頃

は霜月中旬にて早朝の事にて寒く候、佐渡守殿炬燵
にかゝり御座候、御内儀殿茂脇ニ御座候、(落カ)後の間ニ
て女房衆は日野紬の古きる物の裏つきをしてみま(ママ)
すに被居候、佐渡守殿の仰候ハ、今朝さむかつつろ

う、食を進せいと被仰候得ハ、干葉汁に皿にするめ
をさきて持来る、飯はいか、と見る処に、佐渡守殿
御かゝり被成候御炬燵の内より取出し、佐渡守殿御

夫婦御膳上り御相伴にて被下候、

○公方吉宗公御座の間御張紙

一 苦は楽の種、(楽カ) 楽は苦の種と知るべし、

一 主と親とは無理なる物と思へ、下人は足らぬ者と
知るへし、

一 子ほとに親を思へ、身にたくらへて知るべし、

一 おきてにおぢよ、火におぢよ、無分別ニおぢよ、
恩を忘るゝ事勿ナカれ、

一 欲と色と酒をかたきと知るへし、

一 朝寝すべからず、話しのながざすへからず、

一 すこしなることもふんへつせよ、大成ことを驚く
可らず、

一 くふんにたらは十ふむと知るへし、

一 ふんへつとかんにんとにあるへし、

○待恋

けふもまた軒の忍ふに音信て

心の松にといし夕風

実陰公

○清見原之天皇、大友之王子ニ襲ハれさせ給ひて吉野
に御座有けるに、或時琴を弾し給ふ、天人あまくた

りて五度袖をかへし舞ける、其後天皇位に備り給ひて其時の天人の舞を表して五節の舞を始め給ひ、年中の公事の内に入給ふとかや、是を以て僧正遍正昭カの天つ風の詠あり、

○社頭暁

夜烏の霜に鳴音も神さひて

暁ふかき杜のともし火

望月長好

○長月ハかり広沢の庵にて、同人

つらかりしね覚の音もわすられて

明れは拾ふ軒の笹栗

○落葉

さそはるゝ音は時雨の梢より

嵐をそめてちる木の葉かな

実陰卿

○蚊遣火

所ときあつさやわふる賤かやの

ねられぬまゝに立る蚊遣火

同

○三河後風土記曰、八幡太郎義家公藤原秀方を召宣ひけるは、去ル寛治元年より汝か陣中に美女を隠置事我是を知る、凡陣中二女を忘む事古今の法也、破法

の罪既に死刑に当る、然れども汝者三年の合戦の中に終に一度も臆の座ニ不到、戦ふ度に身命を不惜、先登せし事義家眼前に見之、然れば女ニ心を引かれず死を顧みざること、美女なきものよりも速也、然れば汝美女は害なかりと思ふて僉議に不及指置也、誠哉、汝は一子を儲けたりと聞、戦苦の中の子なれば勝れて不便也やと宣ひければ、秀方赤面平伏して更に不答、頰に尋給ふ時畏て、某が大罪を宥らるゝ、二付て、先非を悔、厚恩を思ひ、兎角の御請難申上恐入て候、次に愚息儀既に二才に罷成候、一日の戦苦をは此童を以て忘れ慰ぬ、明日の軍を厲心勇み不疲候き、再び帰りて愚息を見む事をは乍恐神慮を以不欲、唯戦場に出る毎に明日討死せんとのミ志し候得共、天運不尽にや存命、唯今の仰せオホ可謂冥加、又幼息儀眼色・面魂勇敢の相にて、器量三歳の嬰兒より拔群大き也、嫡子秀憲精兵二候得共、幼息ノ於成長ハ秀方か家を可興天性にて候、子を見る事親に不如と申本文も候得は、家督は幼息と存る程に候と申す、將軍莞爾と打笑ひ給ひて、さる事有へし、子は

幼少たるを以父母の寵愛嫡子に倍する事世の常也、尤憐み養育すへし、去にて候も汝を召出す事別儀二あらず、当今御政道無邪故に海内浪靜に四夷不起、適東夷雖相背、義家か武力に碎かる、義家笛を好む事年久し、然とも心に叶う笛なし、汝は横笛の名人、殊に笛を作る事無双也、汝竹を見立て笛一管可作、但シ笛は筭の時より目利して後作る物にして急二不成物か、秀方畏て、不然、笛竹は三年過、能竹の性と大小厚薄を考へて作り候、何んとして筭の時極めんやと申、將軍笑て曰、汝笛を作るに奚そ筭を以て極めざるや、汝二歳の幼息を勇敢の相有て家を可興者と讚め、長成の秀憲か数度戦功有るを歎く事、筭を以笛を目利し作らむと云に同し、甚あやまてり、然とも幼息を寵する事は秀方一人に不限故頼義公常上下手に近臣等に語りて宣ふ、今按に子共余多持つ時ハ末子ほと不便成ハなし、是幼を以也、故二心ならず嫡子を疎にする事有り、慎ますんハ有へからすと宣ひし、此故にや頼義公御在世の内、義綱・義光を寵愛し給ふ事義家二越えたれとも、何そ儀式に至て終に

兩弟を義家より先にし給ふ事なく末坐二蹲踞也、家人に等しかりし、汝等も見知る処也、此故二嫡子の威勢盛んニ成て、今天下の武將と成事全く義家か私力ニ非ず、皆亡父の慈悲より出つ、親恩の辱き事二六時中不忘と宣ひしなり、

○水戸光国卿歎の御娘御縁与相濟御入興有之節、途中にて御智御死去被成候由相聞得ける、姫君被聞召御髻を切給て一首、

百筋を千筋と撫ナデし黒髪も

た、ひとすちに思ひ切哉

○惟新公御書

致極老忘前後程にて近頃乍斟酌余り御家之儀氣遣候間、存寄之通申事候、

一御家代々と乍申、貴所家督之様誉有事無之候、誠二久敷家は皆々滅却之時節二繁榮候事は二三代之有道、殊二神慮先祖之御守故候間、(深脱力)弥被重天道可被祈家之長久儀專一二候事、

一此頃ニ至迄子孫無之大欠道と存候処、思の儘成男子誕生、奇特共中々難述言語候、因茲平生之思慮肝要

二候、其故ハ一天下の国主毎度の御普請を被相勤、又々々々駿府・江戸へ参上、其苦身不可勝計候処、当家ハ被領数か国一度も御普請不被仰付、又々切々出仕も無之、諸人羨可為不浅事候、如此大果報二被打任心遣無之候ハ、寸善尺魔と申ならハし候間、
礎と可被及氣遣儀可有之候、就中当世は金銀を以被続家事二候間、内々不入事二物之入候儀可有用捨候、事の序を以申候、貴所諸道具共手間入たる様子と相見得候、又召仕女房衆・若党等も余り結構之程にて候、内々之儀共ハ大方ニさせられ少也とも其入目公義之用ニ被立、国家之為被成候様に御分別尤存候、
諸侍も節々之出物ニつかればはてたるよし候、然処内々花麗共候ハ、世上之見懸取沙汰、又ハ堪忍難成人々述懐も可起候哉、少したらぬとおほされ候ハん事ミてるをかくニ而候間、天道にも叶ひ、国家子孫之祈禱ニも可成候事、
一 右之如申候、貴所御代之様に自他国之取持有之儀前代未聞候、誠公義ニ付諸国被^(辛苦を脱力)尽候処、從遠国使共被進候事不大方懇切候間、何時ニも他方之使ニハ被入

御念自身振廻をも被寄合、会尺等念比二候ハ、可然存候、惣別他国之客人ニ鹿兒島役人衆無沙汰無之様二連々可被仰付候事、

一 当国の様を見申二付、近き親類中ニも或氣任、或被構大欲心底見得候、兎角御為ニ可成人見得不申候、又歴々之中にも御用ニ可立人多も無之候、少御為ニ可成人被存衆も早年寄申候、然時は行衛之儀何共氣遣千万二候、御分別之前不及申二儀二候得共、余り心遣候儘申事候、

右条々之中僻事而已可有之候条、以用捨可有御覽候、恐々謹言、

九月八日

惟新御判

陸奥守殿参

○樺山相馬殿へ藤崎江景^{出家}なり被参けるに、高尾の紅葉と高砂の松の葉とを出し給ひて歌所望有りけるニ、
則江景、

染そめすことなる色もともに名は

高尾のみち高砂のまつ

○八月十五夜

かゝる夜の月には誰もをきいるや

ねよとの鐘もきかすかほにて 江景

○竹亭月

雲ならて風をや待む呉竹の

なひけは晴る、窓の月影 実陰卿

○きやまん石と云石有り、硝子にけぼりをする石也、

唐人亦是阿蘭陀人持渡るものにて別而稀成石也、是は唐にて高き木二鷹の巢を懸たるに、其子を取むために鉄にて桶の様二作り、蓋に鷹の子の口出る程に穴を作り、是を木に持上り巢を入蓋をし置に、親鷹共来り餌を与ふるに、子の口計り出るをうき事二思ひ、いつくともなく石をもて来り、雄雌更々其石にて穴の口を摺廻すに、穴大きに成て終には子を出し列行と也、其跡二此石落し置もの、則ぎやまん石也、稀に此事有と也、此咄長崎服部政太郎咄たるとの由にて静隠様御咄也、

○山川八景

牧仲左工門胤昌
日高曾石工門為春

鳴河滝

くるとあくとなへす聞へて鳴河や

ミなきり落る滝のしらす糸

吹なかつ風のゆくてにまかせては

いや音高き鳴河の滝

渡孤村

誰しかもたへて住らむなみ風の

あらし磯辺に見ゆるひと村

浮世には遠きわたりのならひとて

いをりあまたも見へぬひと村

正龍寺晚鐘（晚九）

哀また誰か見るゆめをさますらむ

此山寺のあかつきのかね

月落てすみのほるかねの声淋し

磯山寺の明かたのそら

辺田山暮雪

浪のうへは見るめもわかす暮ゆけと

雪にさやけき海辺田の山

此夕沖より暮て降雪に

世を海辺田の山そさやけき

島陰漁火

夕月の入海くらき山かけに

見へて数そふ海士のいさり火

ミなどへや波のよるくかす見へて

山影てらす蟹の漁火

前路行客

釣なへて旅行人もいそく也

日もゆふかけの山の道

海こしに見へミ見へすみ旅人の

磯辺をつとふ木かくれの道

洲崎秋月

更て猶真砂(地方)やきよくすむ月二

洲崎は浪のよるとしもなし

白浜のきよき洲崎の所から

てる月なみに何かしかまし

旅泊夜雨

浦風の静なる夜もミなど江の

(苦力) 咎もる雨にねんかたもなし

咎くゝる雨の雫に夢たへて

なれぬ浦半のうき泊り舟

○唐湊八景拔書

武江板橋

牧 胤昌

うち渡す遠方人にことゝハむ

かけて幾世の杉のいた橋

一宮孤松

日高為春

此宮の軒端に高き松ひとり

ふるき神代のことを知らん

霧島晴煙

中馬諸香

久方の天の八重雲晴る日の

烟たなひく高千穂の山

野月牧笛

小森政方

ふえの音も澄る野月の夜よしとて

その里の子や吹ならすらん

高隈晴雪

〔鹿児島県立図書館所蔵本より補〕
北郷久春

高隈やミネのうき雲晴る日の

光りにミかく雪のさやけさ

○坊津八景

深浦夜雨

船留て咎もる露は深浦の

音もなきさのよるの雨かな

浮雲は猶重りて深浦や

入海くらし夜半の村雨

松山曉鐘

今日もはや暮二かたふく松山の

鐘の響二いそく山人

松山のミとりのそこに寺ありて

つくるも淋し入相のかね

中島晴嵐

松原や麓につく中島も

嵐二はるゝミネのしら雲

雲はらふ松の嵐の音そへて

岩根にきほふ中島の浪

鶴崎暮雪

鶴崎や松の木すゑも白妙に

常盤の色も雪の夕暮

白妙にふりうつもれて鶴崎や

暮るもいはぬ雪のさやけさ

亀浦帰帆

亀浦の釣せぬ先に風波の

浮立と見てかえる船人

沖に出て今日も暮ぬと亀浦の

磯の浪分かへる船人

網代夕照

磯涯のくらし網代の海かけも

ゆふ日の跡にてらすかゝり火

綱手引網代の波にうつろひて

残る夕日の影そたゆたふ

田代落雁

雁かねも田代の友に誘引て

芦辺の沢に又帰る也

行すえは南の海の遠しとや

田代にくたる雁の一つら

御崎秋月

あら磯の岩間にくゝりし秋の月

かけを御崎の浪にひたせる

秋風の光りも添ひて興つ浪

よする御崎の月そことなる

○田代伝右工門殿所の庭のともし火を見て、
清相

ますらをかほくしの影にあらねとも

庭のともしは鹿も寄覽

○北郷作左工門殿茶亭にて、一山

住なせはまかきの山も木深くて

浮世の外の宿はありけり

○加納武右工門殿茶亭にて、同

立さわく市の中にも心ありて

かく住なせる宿のしつけさ

○八月十五夜曇
清相

名にしをふ今夜は雨二なりぬとも

詠めあかさん望月の影

○菊姫君様八月十五夜曇りければ、

むら雲は月をへたて、かゝるとも

よしや今宵の名にハ障らし

○朝に道を聞て夕に死すとも可也と言ことを、
通躬卿

白露のをきてあしたに道とハ、

きゆともよしや秋の夕暮

○鐘

誰も聞ける、日毎に玉のをの

哀ミしかき鳥(鳴カ)かねの声

○夏恋

立帰り又逢ことも夏衣

うすきや人の契りなるらむ

○雪中聞鐘

中院通茂

うつもれぬ鐘の響もふりくらす

雪の底異本中なるをハすての山

○池水半氷

後京極

池水をいかに嵐の吹分て

こほれるほどのこほらさるらん

暁になりやしぬらん月影の

清き川原に千鳥鳴なり

○乗る駒もいさみてそ行くつわ虫

声する野への月の夜道に

○川千鳥

荒田翁

かきりあれは汐ものほらん河上に

猶さして行友千鳥かな

山名玉山

○山家

人はこす我ふミなる、跡はかり

落葉にほそき谷の通路

西行

○桜島絵に為村卿御讃、

月雪の詠めのミかハさくらしま

浪の花さくゆふへ明ほの

○逢見てもまたことの葉はつきなくに

夜はた、明に明て行空

胤昌

月残る都の西に聞ゆ也

遠きさかの、さをしかの声

同

○古歌

鳥の音は麓の里に聞なして

夜深く越る小夜の中山

○小森政方江戸より下られる時、丹下惣左エ門迎ひ

ニ参りて、

浦山し都もふしも見し人の

思ひ出おふき今日の帰るさ

返し

政方

かゝる身は思ひ出もなきいたつらに

都もふしも見ては帰れと

○暁は四方の嵐も音たへて

月しつかなる深山辺の里

胤昌

○山家

軒端より山のかしのミ落散て

鳩そ鳴なる雨の暮かた

兼利

○初冬

冬や来ぬ軒の山柿紅ひに

染て残れる色ぞ淋しき

岡本
宗好

○山家

山里は月こそくもればる、夜も

峰の嵐に木の葉時雨て

諸香

○初雁

此比の秋のね覚のうきことも

忘れてそ聞初雁の声

細川幽斎

○そのことゝさしては物を思ハねと

涙(いしとカ)なき秋のゆふ暮

同

○けふはまたしらぬ野原に行暮ぬ

いつれの山か月は出らむ

源家長

○日高為春息不幸の由、旅の宿に申越ければ、

今夜八月を愛明さはや

同

さらハとせいひしを終の別れとは

○加治木の内匠殿申に、

しらて旅路に出し悲しき

何くれと聞につけても哀也

○中馬諸香丈は寿六十八とせをへて、此八月九日をか

かへらぬ跡のむかしかたりは

貞以

きりに世をとちめられける、我も同し年にて幼より

今日更におもへハ悲しませし世の

胤昌

竹馬の友とし馴睦み来ぬれば、去年の最中は伊東氏

ことをあまたにかたりつ、けて

胤昌

の原良の亭にいさなひまかりて終夜月を見侍りしか、

今日更にきへしむかしの秋の露

諸香

夫も夢の心地して今夜名にあふ空を打詠め、何くれ

思ひ出れは袖そしほる、

諸香

と定めなき世の有様よと思へは、影さへさやかに

○夏月

閨の戸を夏は一間に明置て

為春

愛あへぬものから、

さし入月にむかふ涼しさ

為春

ともに見し去年の今夜を忍ふにそ

○閨時雨

夜半の月くもれば閨にもりかへて

為春

月も涙に雲かくれぬる

清相

○卯九月十三夜雨ふりて晴間なかりけるを、同

○納涼

時雨の枕夢は何見む

通躬公

名に高き光りも見せぬ雨雲の

風わたるなつみの河の夕暮に

通躬公

はれを待まの長月の影

○納涼

山陰涼し日くらしの声

忠家公

此儘に夜は明二けり雨雲の

山陰涼し日くらしの声

忠家公

しはし晴間も長月の影

○日高為春身まかられし時、一山

忠家公

○八月十五夜

○日高為春身まかられし時、一山

影高く更なハいと、名にはれぬ

夢なくて又逢こともかたを波の

哀にきへし和歌の浦人

○和歌の浦や子を思ふ鶴の声せずハ

よるとも見へし浪の月影

宗川

○寺山太次右工門殿用中央の集拔書

一二月の比洲崎の浜辺より桜島を見て、

霞しく春の海辺にむかひ見る

島はさくらの名さへはつかし

一久見崎に侍りける比むつき末つかた一夜、春雨の降

侍りければ、茂り山の花もやかて咲出侍らむ事など

おもひ出て、

めくみしる木すへにうれしいつかと

花待ころの夜半の春雨

一二月初の頃、花を尋て尾畔にまかりけるに一本咲出

侍りければ、

一木まつ咲もめつらしいつか又

なへて桜のさかりをも見む

一しけり山の桜一本二木花咲侍りてめつらしく見侍り

けるに、ひと日ふた日雨降り侍りけるに、花おふく

咲出侍りければ、

めつらしと見初し花のいつのまに

梢あまたの色ニ咲らむ

一江府に侍りける頃上野の花見にまかり侍りて、

いつれをかわきてハめてむ桜花

一木二木のさかりならねは

一尾畔の前なる日吉の社のほとりに古木の桜一本有し

二、いつの比にか風フウに倒れたりしを、人々出あひて

ちいさき桜を根こして植つき侍りし時、歌をよみて

奉納し侍る、

枯はてし跡にうへつく花さかは

神もうれしと春ことに見む

一年を経てその木花咲侍りしかは、

こゝろさし神やうけん手向には

うへし桜の花さき二けり

一二十年余りにもやあらむ、花の盛りの頃人々出合ひ

てちいさき桜を根こして植置侍りに、今は木立茂り

あひて花も多く咲侍るに、俱二植し人の今は世に無

きも侍りしかは思ひ出て、

もろともにねこして植し花見れば

今はなき世の人ぞ恋しき

一江府に侍りける比、上野の花見にまかりて花を一ふ

さひろひ、清相の許に送り侍るとて、

一ふさの色にてもしれ山はミナ

木ことに花のかくそ咲にし

一上の関に船かゝり侍るに春雨の降やミける暮つかた、

岡辺にき、すの鳴侍りければ、

雨はる、湊江ちかきかた岡の

かすむ夕へ二き、す鳴也

一月さやかなる夜松虫の鳴ければ、

独りた、月を友のふ旅の宿ニ

なれハ誰をかまつむしの声

一高雄の紅葉なりとて人の見せ侍りしかは、

見ればけ二色そことなる世々を経て

その名高雄の山の紅葉は

一旅にて夜もすからねられさりければ、

うきことも夜こそまされ旅枕

ねられぬ床に独りあかして

一江府二侍りし頃真間の継橋を見二まかりて、

たつね来て今日こそ見つれ音にのミ

聞渡りにし真間の継橋

一伊勢に参りける時野々宮の跡を見て、

今はた、名のみ残りて野々宮の

野となりはつる跡ぞ淋しき

一小夜の中山にて先君家久公とひ馴給ひし寺の跡を見

て、

東路の道のゆき、にとひしてう

君か跡見る小夜の中山

一慈徳院君のやまひニわつらハせ給ひて日にそひ重ら

せ給ひ、御薬もしるしなすと聞て、今は御神々のた

すけニかゝり給はすハと思ひ侍りて、

君か身のいたつきはらへ誠ありて

国を守りの神ならば神

一君つひにおはらせ給ひければ、

此国を守りの神もつらき哉

君か玉の緒むすひとめねは

一御葬礼送の御供に侍りて、

あきらけきこゝろの光りしるへにて

くらき道にも君は迷ハし

千世までといのりしものをあたになと

絶ぬる君か齢ひ成らむ

一 八月十五夜の月を見て、折から哀もよふされて、

今宵とて見ればそれさへかなしさの

涙にくもる望月の影

一月の曇りければ、

よし今宵くもらなくもれ月影の

さやけしとてもなくさまハ社

一 君の御遺髪高野山にのほらせ給ふとて、船間島より

御舟ニ召させ給ひける、夜近く郭公の鳴侍りけるを

聞いて、ひと、せ君の御下国の折、時鳥の御歌読せ給

ひし事など思ひ出で、いと哀二侍りければ、

聞ハ猶君かむかしの忍はれて

啼音かなしきほと、きす哉

一 高野山にて暮かた二雨一しきり降てやかて晴れ侍り

けるに、日くらしの声さひしく聞へければ、

高野山檜原の木すへ雨過て

ゆふへ淋しき日くらしの声

一 山の勤めのおはりて人々帰り侍りける日、道すから

山を顧ミて、

帰り見る名残もかなし高野山

君かみたまのいますと思へは

一 田家月

更ぬるか月ニわらやの数見ゆる

田中の里は人も声せず

○ 坊津旅行の時、喜入の黒地蔵越花盛りなりければ、

為春

乗駒も雲の上行心地して

花より花二つ、く山越

○ 高麗町の屋敷に移りし歳旦、為春

ことの葉の種子まつけふハマき初む

小田のわらやの春を迎へて

○ 夏門と云題にて、為春

夕立のはれ間まつ間のかさやとり

いもか門とや人のあやめむ

○ 三々九の手銕と云事何の弓ニも有也、九度の礼儀有

也、

○八的と云事、馬場を六町に拵へ的を立る、是を八的

と云、馬上にて射る也、三騎にて射と云説あり、人間の矢筈(八音カ)を射破ると云り、仏法の内より起れり、

○帝の御衣紋を織事、正月より十二月に至て三十六重、

一月に三ツ宛に配て三十六也、十日宛召也、正月一

日より十日迄召御衣を子の日の衣として小松を織初む、

青し、中旬は若菜の衣七草を織る小袖紫也、下旬は

霞の衣空色に白し、如此十二月を記し織也、

○後の御衣月に一ツ宛也、都合十二重也、十二壹重と

云事、五月五日菖蒲を織たる御衣一重余る、爰を以

て十二壹重と云也、

○福昌寺八金剛、石山の二王ハ、本は都等持院の仏也と

云々、京軍之時、等持院の住持都に難居、八金剛と

二王を持て石山二行、爰にも得不住して二王は彼所

ニ置、八金剛計りを持て豊後の国ニ至り此住持の故、郷也と云々(續カ)

其後薩州より豊後入之時取て帰ると云々、八金剛(續カ)

に吞良和尚都へ被持登ける時、大仏師の帳に、本等

持院の仏にて今薩州福昌寺に在りと記し有しと也、

○三河後風土記曰、金沢攻之時、武衡夜討ニ出る時に

士卒に命して袖印を付させ、又相凶の詞を極て互ニ紛れぬ様に用意せしと也、袖印・相詞此時より初ると云々、

○同書に曰、鎌倉権五郎景政正か眼の矢抜て生たる由を

義家公後に聞給ひ、鏃の抜すんは景正は可死、鏃作

るに可有心得とて腸ツツ繰と云ふ根を作らせ給ふ、此根

は是より始ると云々、今誤て鋒矢と云、

○延享四年風説有り、長崎御代官高木作左工門殿女の

歌詠し也、

飛蜚昼はしのふのすり衣

よるはおもひの色にミたれて

荒磯の岩にくたけてちる月を

まとかになしてかへる白浪

右歌雲の上に聞えて 観感不斜、内侍の官を賜ひ摺

衣の内侍といひしとなり、

○山城国乙訓郡山崎妙喜禪庵は宝寺の麓、爰に利休か

一室あり、古き軒朽すして世に知る所也、ある人此

幽楼を尋ね見れば袖すりの古松むかしを残す、かた

わらに緑竹壺本、猗々として根さしもあやしけなる

を、庵主に乞ふて斧斤に命之携帰り、花筒にせまほしく、予に墨を引、銘をもしるせよとせちに求め侍れは、いなみかたく、すてに筒に作りなして見るに、田鶴のいとおもしろふあそひたる姿ニたくひ、

わかぬ浦の芦辺の田鶴のさしなから

千とせをかねてあそふころ哉

と西行法師か読しを思ひ出で、芦辺の田鶴と銘之侍りき、河竹の世々をちきり春秋の花を此筒にめてよと筆をはせてし需めをふさくのみ、蓬門退忍記判

○ 初春

曇りなき御代のめくミにいつる日も

ひかりさしそふ千世の初春

雨中花

春雨のふるもいとわす折そてに

こほれてにほふ花の下露

花為春友

友とのみなれ行花のはるすきて

ちりなんのちはいかくらすん

夜帰雁

声をのミ帰る雲路にさきたて、

ゆくかた見せぬ夜半のかりかね

朝落花

昨日までかくやはありし今朝見れば

梢の花のゆきとのミふる

卯花連垣

おしなへて雪ふる里と見ゆるかな

卯花さけるかきねつゝ、きハ

夏草深

里の名も今あらはれてふか草の

夏野の道はあとたへにけり

七夕雲

まれにあふこよひはかりハたなはたの

雲の衣もたちなへたてそ

草華露

野辺は今千種の花のいろくゝに

むすひうへたる秋の夕つゆ

海辺月

泊舟今宵は夢もなみまくら

うきねともなふ月のさやけさ

浦之なみ一の巻おわり

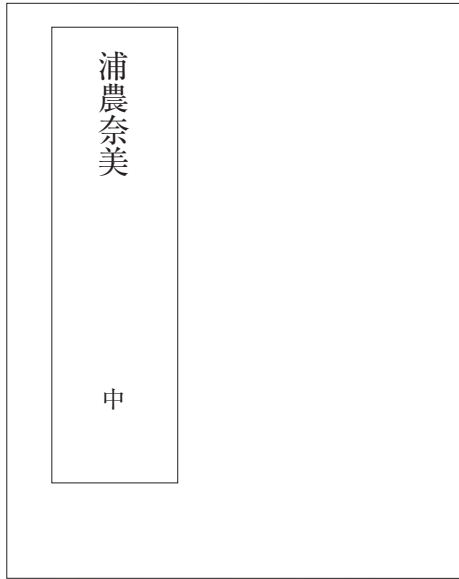
此一巻いつの頃か御目にかけれ候つるを、何とそ御点も遊ハされ候て、つかハされ度御かたハラにおかせられ御覽し初しより、匂々言々御目を驚かされ候計りにて打過ぎ行かへり候、春秋も幾度にか成りやらん、御おほへも無き程の御事、うつ、なくおほへさせおはしまし候、いまたにも御点計にてもあそハされ候ハ、難有喜ひおもされ候ハんとやうく申入候へは、今程ハことの外の御よはひもつもり候て、よろつ御正体なき御事候ま、御しんさくに思召され候との御事に候へともたつて申入候へは、御点計りは遊ハされ候儘其御心得候て、うとき人なとへハミせられ候はぬやうにと思召まいらせ候、御詞も少々くハへられ候、すなはち書付させられ候、そなたより御め二かけられ候、かしく、

山の井

松平大すみの守殿

御おく方まいる

(表紙)



浦農奈美

浦の浪 中

一大井川行幸和歌序

紀貫之

あはれわか君の御代、なか月のこ、ぬかと昨日いひ

て、のこれる菊おこしミたまわん、またくれぬへき
 秋をおしミ給んとて、月のかつらのこなた、春の梅
 津より御舟よそひて、わたしもりをめして、夕月夜
 小倉山のほとり、行水の大井の川辺に行幸したまへ
 れハ、久賢の空に者棚引ける雲もなくみゆきをまち、
 なかる、水そこにハにこれる塵なくて、おほん心に
 そなかへるとみことのりしておほせたまふことハ、
 秋の水にうかひてはなかる、木葉とあやまたれ、秋
 の山を見れば、をる人なき錦とおもほへ、もみちの
 葉のあらしに散て、くもらぬ雨ときこへ、菊の花の
 峰にのこれるを、空なる星と驚き、霜の鶴川辺に立
 て雲のおるかとうたかわれ、夕の猿山の諺(誰カ)に鳴て人
 の涙をおとし、旅の雁雲地にまとひて玉札とみらん、
 あそふ水にすみて人になれたり、入江の松いく世へ
 ぬらんといふことをよませ給ふ、我等ミしかき心の
 このもかのもにまとひ、つたなきことのは吹風の空
 にミたれつ、草の葉の露とともにうれしきなミた
 おち、岩浪と、もによるこほしき心そ立かへる、も
 し此ことは世のすへまでのこり、今をむかしにく

らへて後のけふをきかん人、あまのたくなはくりかへし、しのふ草のしのはさらめや、

一 諏訪左右衛門兼利ハ、タイ泰清院様之御守役を勤し人

也、老年に及ては身体不自由なりけるに、公御逝去

ニ而福昌寺ニ而御火葬之時、兼利籠に昇乗せられ、

洲崎に出て悲歎し被奉拝候と也、

一 久保七兵衛者 家久中納言様江徇死之御契約被申上置けるに、

御逝去之節御指留被成候由、愛甲次右衛門

者徇死ニ而切腹之時、七兵衛暇乞ニ被行けるに次右

衛門被申けるハ、御自分ニ者徇死被差留、嘸嬉しか

るらんとありければ、七兵衛被聞、何ぞ嬉しき事も

なし、殿様次第之命なれば、死ねとあれハ死ぬ、

生よとあれハ生る也、御手前ハ左様に被仰者、徇死

被成事を余程いたしにくき事を次右衛門ハするとの

御自漫心ニ而候かと被言けれハ、さすかの次右衛門

も閉口あられしとなり、

一 光久公御代金山出来候時、新納又左衛門殿を以伊予

の正山様江御相談有之けるに、正山様被成御聞、金山

御取立ハ先御無用ニ被成可然事ニ候、金ハ世間之

通宝ニ而国中之用計ニあらず、金山なくとも相済な

り、金山なき国も其通ニ而用事ハ相済候、然者金山

御取立候而御徳用ニ決而罷成事なくハ、成程御取立

候而尤ニ候、先御取立ニ付而ハ、年々之得失如何程

有之か算用して被見候へとて算盤を被召寄、又左衛

門殿江被遣、万事之賦方等段々ニ被仰聞候処、又左

衛門殿儀算用無案内ニ而埒明不申、別而迷惑ニ而有

之候を正山様御覽被成、扱々加判役をも相勤罷在て

算方を不知して相済ものか、何事をするにも算用ハ

なくて叶ハぬもの也、さりとハ不嗜成事なりとて大

きに御叱り候と也、夫より又左衛門殿夜を日二次て

算用稽古ニ而、後ハ上手なり、

一 洛陽白河に長好といへる望月氏の人蟄居して有ける

に、中院通茂卿来り給ひて、

のかれ住宿ハ都の白河も

浮世に遠き秋風そ吹

一 平田可竹翁ハ住吉と時雨か教寄也、平常の咄の中に

も、住吉とか時雨とかいふこと葉を聞ては身の毛よ

たち、心身ニシミ渡る様ニ覺ると度々咄なりしと静

探元
隠の物語り也、

一 山家暮春

実陰卿

とハれにし花もいつしか春暮て

もとの人めにかへる山里

一 保元の乱によりて新院讃岐国にうつらせおハしまし
けり、和歌の道すくれさせ給ひたりしに、かゝるう
きこと出されハ此道すたれぬるにや、かなしく覚え
て、寂念法師かもとへつかハしける、西行法師

ことのはのなさけたえぬる折ふしに

ありあふ身こそ悲しかりけれ

返し

寂然法師

しき島やたえぬる道もなくくも

君とのミこそ跡をしのはめ

① 一 西行法師法勝寺の花見にまかりけるに、その日上西

門院の女房おなしく見ける中に兵衛の扇(扇カ)ありと聞て、

昔の花見の御幸おもひいて給らんなどいひて、其日

雨のふりたりけれハかくそ申遣しける、

見る人に花もむかしをおもひ出で

恋しかるらん雨にしほる、

返し

兵衛扇

古をしのふる雨とたれか見ん

花にむかしの友しなればは

① 一 空也上人路を過給ひけるに、ある家の門に年七才計
なる小児鳴て立たり、上人、など鳴そと問給ひけれ
ハ小児答けるハ、二才と申けるに、父におくれ、只
一人頼侍つる母に此暁亦おくれ侍ぬ、今ハ誰をたの
みて身を立、いつれの時にかふた、ひ見ることを得
んといひけれハ、上人聞て、な、きそとこしらへて
弾指しての給ける、

朝夕歎心忘後前立常習

と唱へて過給ひにけり、小児此文を聞てすなはち鳴

やミにけり、村人、さしもかなしミつるになど鳴や

ミたるそと問けれハ、上人のさつけ給ひつる文有、

其心をといひけれハ、

朝夕になく心をわすれなん

おくれさきたつ常のならひそ

七才の人のかく心得説けるもた、人にハあらず、是

も権者なりとそ、

一古寺藤

寺ふりて水なき池の春風に

ひとり岩うつ岸の藤なミ

〔鹿児島県立図書館蔵本より補〕
岡元宗好

一江戸上花見之時、枝に短冊を付て歌あり、清川宗川
か、

立寄は花の木陰もかりの宿

心とむなとふく嵐哉

一公家衆御家頼ケライといふハ、其家の規式等を其通まなひ

給ふ御家を其御家の御家頼といふ、武家とハ別也、
家頼之書、

一渡守も暮てハ見へす月ひとり

隅田川原の夜の淋しさ

清川宗川

賤かやにはこふとすれとほす柴の

半ハぬらす夕立の空

同

一山里ハとわぬ人より問人の

帰りし跡そ淋しかりけり

兼好

一摘あらふ沢辺の小芹根を白ミ

清けに物を思はさりけん

西行

一花倉に鹿聞にゆかれけるに、なかさりけれハ、

イ道
通節

秋ふけて此比たえす鳴鹿の

鳴かぬ（妻に脱カ）や逢夜なるらん

一大玄院様御逝去之時、日高為春

水まさり君かへらなん三瀬川

三国の民の歎く涙に

新二
一眺

鳥かねにおき出るよりよしあしの

わかる、道を思はさしめや 後水尾

一祢寝丹波殿の仰られける、田の中に大石のありて邪

摩（魔力）になる所多くあるものなれとも、彼石者除かぬも

のなり、石より油出て田のうるをひとなるものなり、

除時ハ田地あしくなるなり、

一江戸の坊主奥州へ下けるに、或所に権現と号する宮

有、其側に穴有り、人の入さる穴なりといひ伝へた

り、坊主入て見んと思ひ、はるく〜と入行に桜の馬

場あり、其側に美童一人立居たり、是を過行に寺と

見えし所有、入てみるに僧一人居けるに、一夜の宿

をかりけるに、安き事なれとも、夜ハ異形の者共来

て遊に様々の事をなす、是をさへ恐れすハ借すへしと云、彼坊主成限り者堪忍せんとて内江入ける、亭僧、道二而何ニも逢給はずやと問に、先の美童の事を語る、其童に言葉者掛給わすやと問、こと葉ハ掛(不脱カ)といふ、扱ハ能候など云内に夜入けるに、亭主畳を上て、此下に入レト云、入て見れハ石の箱なり、又上二本の如く畳を置ける、夜半時分に物共集り来り、いろ／＼の事を云て夜明かたに帰りけり、頓て亭主畳を上、箱より出し、此辺に牛頭山といふ山有、同道せんと云て二人高あしだはいて行に蛇多し、高あしだハ此為とぞ、扱高山に上り見るに数多の岩石皆牛の頭のことし、是より礼拝して下山す、亭主帰路を教て別れけるに、程なく本の宮の側に出けるとなり、

此咄ハ、弟子丸久徳老彼僧より直談之由ニ而折々咄被申候よし、

一桜田御屋敷火事の時、新納忠元の孫長屋の上に入り下知せられけるに、火坊(防カ)かたく焼掛り候間、皆々下り候得と下知せられけれハ皆聞て、武蔵殿の孫とし

て比興ニも早く下れよとある事哉などさゞやきけるを被聞、皆々下り給ふな、逆も不叶体なれハこそ下り給へとは申候、武蔵守孫など、承候而ハ中々下り申ましとて本の長屋ニ立居られけるに、火はや其長屋ニ焼上れとも曾而不動、皆々驚き、御下り候得といひけれども、中々下り申事ハ不罷成と有ニ付、手をすり漸く下り被申候となり、是ハ今の次郎四郎殿御祖父、(新納久徳)左京殿の御親父なり、

一桑名松平越中様、去所の城請取ニ御越之筈ニ付、御家中の軍法者松山八郎左衛門ニ被仰付、城請取御賦方を三日の内ニ仕可指上旨被仰付けれども不相調故、杉山八藏(公慈)と申軍者ニ被仰付けるに、三日内ニ賦方相濟差上候故、松山ハ桑名を浪人して江戸ニ出、赤紙(神力)勘左衛門と名乗候由、(移カ)松山も後浪人して京都ニ被居候由、只今鹿兒島軍法者蘭田与藤次は赤紙弟子也、又伊東一空老ハ御国ニ而軍法稽古不埒明故、京都ニ上り杉山江習ひ被申候よし、

① 一石田三成 (義弘) 惟新公江御見廻被申、暫く御面談あり被罷帰候後、川上久右衛門殿被申上けるは、石田との

二者御入魂御無用に可被遊候、子細は、彼弁舌を承候二万人に勝れ能弁舌二而御坐候、ケ様成人ハ必悲しき人二而有之物二而御坐候間、御入魂ハかまへて御無用可被遊と被申上けるとなり、

一 大閣(附力)秀吉公江石田治部少輔願被申上けるハ、大坂と伏見の間之芦を壹年被下度とありければ、安き御事とて一年分拝領ありけり、扱其後太閣御出陣之時、高き所より諸軍勢を御覽するに、其中二一涯きらひやかに見えたる一陣あり、太閣三成に、あれハ誰か勢ぞと有、三成、某勢二而候と被申、大閣、扱々兼而嗜之能有之ぞと御意ニ付、三成、此内より未御礼をも不申上候、先年奉願候芦二而ケ様ニ仕候と被申上候となり、

一 古島津図書殿久道御家老の時、此方御身体御統被成かたく、図書殿御方便なく舍弟島津中書殿を御使二而、江戸御老中松平正山様江御相談有之候処二、正山様より、諸士の扶持を一石ツ、御引候ハ、能候半と被仰、中書殿御下り右之趣御申候得ハ、図書殿御笑候而、ケ様の儀ハ我々もとくより思ひし事なれ

とも、士の扶持方を少二而も引上候而ハ、諸士の身体ハ只今の殿様御身体よりハ続かたく可成、士を苦しめ御身体計能而ハ如何成事なり、其儀ならハ相談ニハ及不申との事也、中書殿ハ島津内記殿先祖也、

① 久道の御子図書久豊、是を髭図書と云、御家老之時評定所に今の御家老座なり光久公御出被成、御立被遊ながら何か御意有之御帰候を、図書殿御袖をひかへ奉り、此評定所と申ハ三ヶ国の政事を決断仕所二而御坐候間、殿様二而も候へ、キツト御座を被遊、何事も御意被遊答ニ御坐候処二、左様ニ御立被遊ながら被成御坐儀、無作法千万成御事ニ御坐候、向後ケ様成御氣儘成儀共被遊候ハ、殿様を替可申候間、左様ニ御心得可被遊と被申上候と也、

一 髭図書殿御子図書殿御家老之時、(綱書)太玄院様鷹野御狩杯被遊、或時尾畔ニ鷹野ニ御出被遊ける時、図書殿被罷出、頃日ハ別而御所行悪く被遊御坐候間、往々ケ様ニ御坐候ハ、親図書申上候通殿様を替へ可奉二而御坐候と被申上けると也、

一 大坂落城以後、長曾我部成親(盛力)父子主従三人欠落、大

坂辺之芦原に隠れ居ル由沙汰あり、軍勢を被遣けるに、芦原を東よりかれバ西へ隠れ、西よりかれハ東へ逃、広き芦原なれハ捕ゆること不叶処、皆々謀二而引取体ニして響を鳴しけるに、成親勢の引たるを見んとや思はれけん、首を出して四方を見る処に軍勢押寄搦め取ける、其類(ママ)其後成親斬罪の時、土佐守ハ格別のものなれハ、一日く指を切て其後誅し可申旨也、或日成親の指を切けるに大声を上ケ、何とそ某か命を助ケ人足ニなりとも被召仕被下候へと啼叫ひける、又翌日切ニ如初痛き候て、従斯日ニ指を切て指二ツ残りけるに、小指切て、是ニ而も痛キかと云けれハ土佐守立上り、最早少しも痛くハなし、此大指と小指と有内ハサデ魔の振れぬ事ハなし、何とぞして命助り、今一度天下をくつがへし、秀頼公江申上置たる一言もあれハ、君への御奉公に今一度魔を振らん事者あらしと思ひ隠居たるに、大勢に見付られ被誅にいたつても何とぞ命助り度、昨日迄ハ一命を願ひけれども、小指迄切られたる上ハ少しもいのちおしからず、残念なり、念願不達死する事の

口惜さよ、齒かミおして被死候となり、

①一或大将出陣為首途氏神參詣ありけるに、鳥居の前に

行懸り給ふ時、鳥井の片柱折れ落たり、御大将を初め諸軍勢不興して怪異也と申けり、かゝる処ニ宮より祝ホウリ一足に走來り、扱々めて度御瑞想、今度御勝利無疑、子細ハ、鳥井者片柱ハ無恙、然者片木が折れてハ不折柱ハ御味方ニ而候、偏ニ氏神の神託(託カ)なりと申けれハ、諸軍一同に悦び勇ミ出陣ありけるに、果して勝軍なり、

一長崎に天草より売人來り、或所に宿をかり、脇方へ行候に挟箱を一ツ預ケ、必中を見給ふなと堅く言置立出ける、跡ニ而亭主不審に思ひ中を見るに鏡一ツあり、取て見れハ主の顔馬のことし、不思議に思ひ家中皆見るに、牛もあり、猿もあり、様々に見ゆる、先挟箱ニ入置けるに頓て天草人婦り、挟箱の開たる体なりと云、亭主聞てケ様くくと語る、天草人、扱々被見候上者説て聞すへしとて其鏡を取出し様々といふニ付、長崎中聞伝へく來り集り、皆此切支丹宗門ニ落入候となり、肥前島原一揆是よりおこる

となり、

一 貴久公ハ勝久公御養子として被成御坐候処、勝久子
息誕生ニ而 貴久公を御違変あり、御七才ニ而鹿兒
島を御退被遊候ニ追手懸り候故、小野村聖宮に御隠
れ被遊、追手を御遁れ、夫より加世田江御帰り〔都城
島津邸所藏本より補〕被
遊、日新公へ御対顔有り、日新公、勝久公へ△

暇乞ハせられ候やと御尋ニ付、いや暇乞者仕不申と
被仰上候得者、日新公大キに御腹立被遊、土の子
の養父に追出さる、とても暇乞をも不致帰ること比
興千萬也、早速立帰り暇乞致し被帰候へと大きに御
しかり被遊候、貴久公ニ者御若年の御事故御迷惑
被遊、御守役伊東権右衛門か膝に御顔を被当御泣被
遊候を、権右衛門奉私〔見脱力〕ニ御任せ被遊候へ、御暇乞さ
せ奉り可申、御心安被 思召候へとて 貴久公を引
立奉り、早速鹿兒島力見府へ御越、勝久江御暇乞被遊御帰候
と也、聖宮ハ高か木の脇立、蘭田清右衛門氏神なり、
蘭田は其節聖宮ニ奉隠候恩賞に、彼山を代々蘭田氏
江被下置候となり、

一 秀吉公之母公、子無故庚申に誓願し、庚申の夜こと

に桶に水をた、へ頭上に頂き、三年庚申を待て 秀
吉公出生也、形猿に似たれハ、庚申の化現也と申
候となり、

一 髭圖書殿毎朝出勤之砌、屋形之下辺ニ町家の子共は
うり掛遊ひ共致し候を圖書殿、是ニほうり網やれと
て子共とほうりかけて、暫く御遊ひ共被成候事度々
なりしと云々、

一 梅尾イ梅尾の明恵上人、入唐・渡天之御志有けれども神達
止給ひ、難波波波ニ而諸の神達釈迦の一代の事を真
似給ひしに、此真似の内に上人珠数を摺給ふへから
ずと有けれども、上人余り難有さに覺す珠数を摺給
へ者、釈迦の浄土本の野原と成ぬ、其後上人は入
唐・渡天ハ不叶、馬浜の海の軽石を一ツ捨〔捨力〕ひ、一生
是をなめて涙を流し給ふと也、上人の歌に、

遺跡を説ふもおなし入海の

石とおもへハむつまじき哉

今志旨有と云々

其石于今梅尾の宝蔵にありと、其寺の僧の語り候と
て静隠之咄也、上人は春日大明神に笠置の解脱上人〔貞慶〕
と二人度々参り、御物語りありけると也、上人此物

語の有様を絵に写し置度といふ間、是を書絵師はあ
るましきや、去なからは是を書は頓て可死、然其後世
は氣遣有ましとの仰を聞、何某奉書へしとて御物語
の体をおかミ書調帰ル、今ニ画師塚とて有と云々、
此御影は梅尾明神とて今ニ有と也、

一護摩所網敷天神は御自筆ニ而上に、昨日北闕為蒙悲
士ト云御詩并東風ふかばの御歌あり、新納又左衛門
殿拜ミ給ひて、此御詩ハ薨去の後、安樂寺ニ而雲中
より被仰たる御詩と承る、御存命の御筆ニ此御詩有
ハ不審也と疑を起し帰らせられける、其夜、夢とも
なく現ともなく家度々震動し、血の雨降こと霧雨の
ことくなりけれ者、大きに驚き、明早朝御参り、疑
なく信心候となり、

一鳥津帯刀殿(久元)の御親父い、うん小姓を御呼候とて手を被為打け
れとも不參、自身立て次の間を被為見候得者、与力
石原喜助被居候、帯刀、其身者爰に乍居、手を打に
返事ハせぬぞと仰けれハ石原、小姓を御呼候に、私
ハ士与力なれハ小姓共同前ニ御答申筈ニ而無之候と
て、頓て与力頭被申候由也、

一髭図書久豊御子図書殿ハ、評定の席ニ而間もなく御
眠り候、後に誰の申分能候哉抔尋れハ、誰申分能候、
悪く候、私存分ハケ様くなど、一々被仰けるとな
り、

一和泉式部、悪瘡の病有て日州法花嶽薬師へ參籠し祈
誓有けれども、しるしなき故式部、生きて甲斐なし
と思ひ、深き谷にのそみて、

南無薬師奇妙七度の願ひ立

身より仏の名こそおしけれ

と申て谷ニ飛入けるに、おのがかさハ爰にぬけお
けて聞へて中より飛帰りける、式部不思議の思ひを
なしけるに、頓て快然ありけるとなり、此谷を身投
の滝と云由、式部參籠の節、彈せられたる琵琶も彼
だけに今にありけるとなり、

一大玄院公江戸に被成御坐時、夜御夢に人來り、明朝
御茶被召上間敷候、とく有之候、我ハ開聞なりとて
御夢覚ぬ、明朝小坊主御茶指上候、其茶其方吞候得
と御意候、再上御辞退申上けれども強て御意ニ付被
下けるに、忽死候となり、開聞御告之夜、御宝殿よ

り大成光物東を差て飛行を里人とも見候となり、

一 川内高城観音に、鹿兎島高城氏娘目を病參籠祈願有けるに、仏殿ハチト鳴ル、観音の御片目ハシリテ涙流レ給ふ、高城氏娘ハ則平愈也、今に観音の御目涙の跡ありとそ、

一 菅原道真公渡唐、径山寺無準禪師ニ御対面、無準問言、汝何ノ人ゾ、答曰、日本、何の月何の日が舟ヲ發ス、昨朝、何ゾ来ル事の遅キヤ、遊山翫水、又色々の間答有歟、御帰朝有之、(四節)聖一國師ニ御対顔有けるに、唐支度ニ而御坐有ける故、聖一、君は何の人ぞと問給ふ、

唐衣とめてきたの、神そとハ

袖にそえたる梅にてもしれ

一 円復の曰、小事をハ大事のことく、君の事をハ我事のことく、人の噂を我身噂のことく思ふ人ハ、人の人也、此外のものハ人外なるを以て人の外なるへきにや、

一 左京大夫頭輔築紫に領分ありて米を都を上スルニ、(朱書「にか」)船中にて大風波二逢、難儀の処に、尉一人現れ出走

り廻り下知しけるに、頓而風静けり、船中の人皆不思議に思ひ其名を問に彼老人、幾代かすめる住の月の月といふ事の面白さに現出たるといふかと見えて消失たり、扱都に上り斯と申けれハ、皆人不思議ニ被思ける、其前公家衆住吉に参り給ひて歌読給ふに、頭輔卿の歌に、

年経たる松ものいは、問てまし

幾代かすめる住の江の月

一 武玄亀相良落着ニ被会候ニ、落着大ちらしの衣装を着、大小を被差けるを玄亀被見、其方何故ケ様ニ被出立候哉、喧嘩共に当り合なハ人に手向ひすへき体也、身共ハ嫡子五郎右衛門に家を譲り隠居成たる上ハ、他人に切殺されたりとも五郎右衛門敵を打はつすものにて無之候間、刀差にも不及、其方ハ如何様御息を見限り給ふかと被言けれハ、落着返答無之候となり、

一 古歌

⑧ 人多き人の中にも人そなき

人となれ人人となせ人

⑨忘れても人の扇に物かくな

物ハ得かゝて恥をかく也

月

⑩月ハひとつ影ハあまたに鳴見濁

干残る汐の所々に

窓蛩

⑪夜なぐの蛩を窓に吹入て

学ハぬ我を風やいさむる

⑫中々に人里近く成にけり

余りに山の奥を尋ねて

書

見るか内に物忘れして文にたに

うとまるゝ身は老そうき

もてハこそ猶も不足ハありぬへし

なきに事たる身こそ安けれ

⑬幾度か思ひ定てかわるらん

たのむましきハ心也けり

⑭世の中の人はすりこき身ハしやくし

思ひあわぬハ我まかるゆへ

後水尾

一家光公

⑮何事も成ぬと云ハなきものを

成ぬといふハなさぬなりけり

鏡にハしらぬ翁の影ミえて

花の姿ハいつくなるらん

二ツなき現りしらは武士の

仕る道ハ恨なからむ

我なから我もなつかし無人の

わきて残せる形見と思へハ

いそかすハぬれさらましを旅人の

跡よりはるゝ野路の村雨

⑯折ゑても心ゆるすな桜花

さそふ嵐のありもこそすれ

⑰おとりはね庭にほひろふ小雀ハ

鶯のこゝろをいかてしるへき

一 龍伯公(義久)四ヶ所御攻之時、正月廿三日夜、伊作白山宮

二 被遊御坐候処に伊作衆中何某参り、月も出方二候、

御打立被遊候得とて御案内申上、軍御勝利あり、其

時彼衆中名拝領、瀬戸口打立兵衛、

一織田信長厠ニ行給ふ、(森カ)毛利蘭丸鮫鞘の御脇差を持、

御厠口ニ被居けるが、其間ニ蘭丸鮫の数を算へられたり、信長ハ内より見給ふ、後日に信長件の刀を取り出し給ひ近習衆へ、此鮫の粒数云たる人ニ是を可給と有けれ者、我もくくと申内に蘭丸一人不申上、其故を問給ふに蘭丸、先日御厠の口ニ而算へ申数ハ覚へ罷在候間不申上と被申けれ者、信長大きに感し給ふて則其刀を蘭丸に賜ふ、

一江戸御老中伊勢貞昌を被召、天下平治の仕置を御相談ありけるに貞昌、諸大名之内室・子息を江戸江御引付置被遊候ハ、警異心有之候共妻子江戸ニ御坐有上ハ、如何成事も叶申間敷候と被申上、妻子を引付時に異心有之ハ如何と有、貞昌、薩摩守さへ合点仕候ハ、と被申上けれ者皆御同意ニ而、則薩摩へ御相談あり、御妻子江戸へ御上り、其後諸大名江御触候ニ一人も不同意之人なし、

①一河上左京亮・川上四郎兵衛・久保七兵衛・押川六兵衛・河上久兵衛、五人者、慶長五年九月十五日、関ヶ原合戦ニ返合、敵を突払ふ、是をハ島津家に返し

の五本鎧といふ、

一護摩所猫神は、惟新公朝鮮御渡海御供して御帰朝之時迄御供しけり、是を崇て猫神といふ、

一龍伯公御近習の士、或時座ニ多く刀ありけるを立寄り貫を見ける、龍伯公ハ余所より是を見給ふ、然るに彼士一々見る内に涙をはらくと流し罷立ける、後日ニ龍伯公彼士を被召、其時之様子を御尋有、士畏り、目貫を見申候ニ殊之外能目貫ニ御坐候、扱々能物也、ほしき事哉と存、つくく見申処ニ確と存当り申候者、此目貫をほしきと存申賦ハ盜をも可仕候、扱も悪き心ニ而候、此体の物ニめで、盜ミをもすへきハ必定ニ而候、残念之至哉と存申候得ハ、不覚之落涙仕候と被申上けれハ、龍伯公御聞被遊御感不少なり、

一大石内蔵助辞世

あら樂し思ひハ晴る身ハ捨る

浮世の月にかゝる雲なし

①大田道官最期に敵鎧を突掛、汝が常々の嗜、ケ様の時読事成や、只今一首と責ける言葉未おはらざるに、

かゝる時さこそ命の惜からぬ

かねてなき身と思ひしらずハ

(齋九、藤孝)

一 細川幽齋路地坊主を被召、今夜客人あり、入念掃除せよとて御出有、帰り給ひて見給ふに、屋の軒より庭木江蜘蛛の巢有り、坊主を被召、是ハ如何と御責候得ハ、坊主返ニ惑ひ、長岡佐渡守殿杯下知候と申、佐渡守を被召御尋候へハ、蛛ハ夕暮に成候得ハ巢を作候、昼此巢を取候而も又後張候間、無詮事ニ候、御客ハ夜入前より之事候間、晩景ニ蛛出候時諸共ニ取と申所存ニ而候と被申上、是ハ佐渡殿ハ御存知無事なれともケ様ニ御答候也、其後右之坊主佐渡殿江参り札断を申述べられ者、佐渡殿、是ニ限らす何事ニ而も其方杯の叶ぬ事ハ佐渡ニ被申掛候へ、死罪ニ被行程の事ニ而も佐渡がと申候得者、死罪程の事ハ無なり、同役中ニも此旨申聞置候へと被仰候となり、

長岡佐渡守殿細川家代々の家老家なり、

一 秀頼公ハ大坂城中ニ而御生害と申候得共、後藤(基次)又兵衛御供ニ而谷山之内山田に御坐候よし、秀頼ハ指之節の長き人ニ而有之候と云伝たり、

一 真田左衛門佐幸村父子討死ニ而無之、其子細者、大

坂落去之節、堺迄ハ(狭刀)摔箱持供いたし候を、其方ハ摔

箱を持何方へなりとも行候へ、摔箱は其方へ遣と被

仰候、此摔箱持近き比迄生て居候由、左衛門殿・同

子息大助殿紀州くと山と申所ニ隠れ被居候由、左衛

門殿ハ彼所ニ而死去候、以後大助殿被居候儀を(徳川頼宣)紀州

大納言様聞召、(秀忠)台徳院様江御内意被仰上、信州上田

江御送候、数年養置候くと山之百姓、大助殿をなつ

かしく存、はるく信州江尋行候得共、五年以前死

去之由ニ而空敷帰り候となり、是ハ新納又左衛門殿

御書候新古談語之内に見へ候、くと山ハ高野の麓、

はし本より吉野の方三里なり、

一 飯野にて伊東氏と御一戦之時、一 惟新公御自身御鎧

被合候所ニハ六地藏御立置候よし、柚木崎丹後を御

討候ハ小林之内鬼塚之辺也、新古談語に、 惟新公

御一代ニ為勝御武略と書記有之候、

一 柚木崎丹後 義弘公を見掛奉り、弓を引候処ニ、鳥

津惟新と御名乗被遊候を承、丹後元來降参之志有け

れハ、則馬より飛下りツクバイケルヲ 惟新公御討

取被遊けるとなり、義弘公御一代被仰けるハ、丹後を御討被遊間敷所を御討被遊、御氣ニ掛り給ふと度々御意候と也、

一家康公関ヶ原御出馬之日、シカノ悪日ニて御坐候故、其段申上候得者、一段能候由御意候、負てもとらす、勝てもとらすとの思召ニ候となり、

⑨一後水尾院様御発(句脱カ)

飛越て摘や畠のやつとこな

ほし瓜や塩の干渴の捨小舟

右、石山宗固江御見せ被遊候得者、帝王の御句ニハ御徳無御坐候と申二付、

鷹の鈴や諸鳥無常の鐘の声

是を御見せ候得者、御名人と宗固奉申、

一坂部三十郎殿鼻に鎧疵あり、或時三十郎殿紀州様ニ被参候に、鼻之疵之儀御尋候へハ、是者関ヶ原ニ而

先乗を被仰付罷居候処ニ、火威(緋織カ)の鎧着候武者先乗の

ものかと覚え候、其者私ニ懸り候ニ付戦候、其時鼻之先を被突申候、其武者今者駿州府中何の町ニ豆腐屋ヲして罷居候と被申上候得者、則人を被遣豆腐屋

を呼寄られ、三十郎殿ニ引合有之候ニ、申所少も無相違、豆腐屋を致し一日の飢漸くづゝくる体なれとも、件之火威は持て居候と申上候、則三百石ニ而紀州様御抱候也、

一土井大炊頭様御嫡子松千代様、林道春ニ御学文被成、或時講釈御聞被成候処ニ、堀田丹後守殿御見舞候、

講釈相済候、丹後殿被仰候者、道春も御聞候へ、学文と云も我身を能すへき手本なり、然ら者いらぬ唐人を手本ニ可被成より、御親父大炊殿を手本に被成たるが遙か能候半、それをハ悪敷と申人候ハ、日本ニ而大炊殿程御坐候ハ、其上者いらぬ御事ニ而候と被仰候よしなり、

一東郷肥前入道重位辞世

天地を吹わかつ風に置露の

色かへぬ間そ我姿也

一近衛(前久)龍山公国分浜之市の間、御城ニ而新納武蔵守殿

伺公(候カ)の座敷を御通り候に、ざれ事に武蔵殿手を御取候而、文武共ニ達者と内々承候、即興ニ一首不承候者ゆるし申間敷と被仰候へハ、

数ならぬ深谷に生る夏草ハ

高根の松にいつおよはまし

一大猷院様御若き時、御不行儀ニ御坐候、ケ条五十ヶ

条程書候而御坪之内ニ位置候、其後島田彈正殿^(利正)へ、

此落書ハ其方が仕たるといふか左様かと御尋候へハ、

島田殿御申候者、誰か仕候とも御心ニ御穿鑿被遊、

御尤之儀にて御坐候ハ、御改メ被成可然奉存候、

上様二者御直ニものを申上候儀難成候間、斯仕候ハ

よき諫と思召候而、御用候ハ、可然奉存候と也、

一或時 大猷院様御召の御籠の内ニ御無行跡之事を書、

張付候を御覽被遊、散々御立腹被成、是非穿鑿仕候

へと大炊殿へ被仰付候、大炊殿、先よしに被成御行

跡を御改メ専一二候と被申上、いや是非穿鑿可被遊

由御意候、重而被申上候ハ、尤御穿鑿被成候ハ、仕

手しれ可申、しれ申候ハ、如何様罪科可被仰付候か

書申候事ニ、一ヶ条ニ而も道理御坐候ハ、科被仰

付事成間敷候、然時ハ、却而そしり候者可有之候間、

御無用と類ニ被申上御留候、是も島田殿作と申伝候

也、

一大猷院様より松平伊豆守様御使ニ而土井大炊守様江

御尋候ハ、若き者とも二はなやか成きる物を可被成、

御方は如何被存やと御尋候、大炊殿、いかにも可然

候半と被申上ル、又くすみ候を可被下は如何と御尋、

いかにも能御坐あるへく候と御申候、其時御立腹ニ

而、軽薄を申候若き者二者異見をこそ可申に、か、

る返事御心得難被成由上意なり、大炊様御申候ハ、

伊豆殿程之人か左様成御使するものか、唯今天下之

御大事、御家の御一大事なと、申事ならハ如何様ニ

も可申上候、たとひ切腹を被仰付候とも不申上候而

不叶儀は可申上候、黒小袖ニ而も赤小袖ニ而もくる

しからぬ事ハ御心次第か能御坐候と御申候となり、

一中納言家久公御病氣ニ而 光久公江戸より御下向被

遊刻、島原合戦最中ニ而御船々鉄炮の玉參ル故、御

船を沖へ可出と云々、 光久公、此鉄鉦^(砲)杯ニ当ル程

の運ニ而ハ三ヶ国御保得ず、中々当る事ニ而ハ非ず、

此儘舟をやれとの御意也、 光久公十八歳之御時な

り、

一隅州国分敷の森ハ、神代蛙子^(蛭)宮三年足立給さる故、

天の岩楠舟に乗せ奉り流され給ふに、其舟国分に着ける、其船の木根差て大森に成、歎の森と号す、今は枯て枯ホコ立テありとぞ、名所なり、

一秀吉公ひきを恐れ給ふ、残念に思召、手の腹に暫く乗せ給ふに、御手大きに腫れけるとなり、

一御分国名所、出水郡之内牟人之瀬戸、坊津唐之湊、

一河辺之内沖之小島、国分歎の森、おなしく気色之森、一龍伯公肥前二而竜造寺隆信と御合戦之刻、隆信勝利

得て帷幕之内酒宴をなす処二、島津敗軍之御陣之上二彦山より櫓の葉を吹下す事雨ことし、公御覽あり、彦山権現の御利生なりとて取てかへし給ひ、隆信敗軍戦死となり、

一川上左京殿隆信を被突候よし、其説区々なり、一説

に、築瀬某ハ左京殿念者なりけるに、築瀬隆信を討て左京ニ与へたると云々、又一説二、豊後勢敗軍以

後、左京大道の側小キ野岡のくほミにて弁当遣給ふに、大道二人足の音聞ゆ、左京立上りミるに、豊後勢敗軍と見得て六七人にて大将と見得し大男駕籠に乗せ落行体也、左京是社隆信なるへしと思ひ、上下

一同二取掛、不残討取給ふ、是竜造寺隆信也と云々、

一軍忠之人江感状被下事ハ、頼朝公より初り候と也、

一家康公今川氏真と御合戦之時、本田忠勝十五才、戦場にて叔父肥後守殿敵を突倒し忠勝二向ひ、其首汝取れと被申けれハ、忠勝聞之、某人の力を借て武功を可立やとて敵軍二馳入、首を取る、

一美濃国養老の滝ハ水落て他に不流、醒ケ井の水ハ竹藪の下の穴より出るとなり、然ハ二所同国なれハ、養老之水、醒ケ井に出るやと云事なり、

一新納武蔵守忠元御家老職被仰付けるに、御家老職ハ重役二而私体難勤得候、私式之者ハ御先手を相勤、御奉公を仕可申とて終二御受無之、一生御用人にて御坐候と也、

一一日に首数七取たるものにハ、朱柄の鎧をゆるすと云々、

一首数三十三討取時ハ、首供養をするものなりと云々、一城二籠りてハ敵二逢て名をなのらぬが法様なりと云々、一秀吉朝鮮征伐之時、肥前名護屋二而毛利輝光より大元元か船一艘献上有、長サ七拾間、横四拾間、善尽し美尻

し底迄拵へありける、秀吉公賞美不少、日本丸と名付給ふとなり、

一永録十二年冬、島津・大友日州耳川合戦之時、大友

夜討ニ破れけるに、大友家臣吉良伝右衛門と云者、

軍陣に立て首を不取と云事なく、一生の恥、生て甲

斐なしと独言して追行けるに、夜既に明て敵軍門に

引入ニ付、吉良味方引後れたる体ニ而敵ニ打交り、

陣中に入て、何者ニか良久敷物語、透間を見合、其

武者之首を取ける故、陣中騒ぎ、何事ぞと云バ、大

将 義久公之上意成ぞと云、御辺誰人ぞと尋に、甲

を抜て、吾也とにらミけるを見知もの一人もなければ

ハ、流石島津陣ハ大軍なれハ如何とあやしミ猶予す

る処に、吉良ハ後の山に入、木の間をつたひ、大友

陣に帰りけるとなり、

一昔周防国の住人龍星式部、玖賀郡新寺の観音、利生

新た也と聞、参籠し力を祈けるに七日断食し、満す

る日、仏前の柱を握る、柱くぼミ五ツの指深サ一時

程入ける、今に其柱有と也、

一慶長五九月十五日関ヶ原敗軍、 義弘公モ必死に御

究メ被遊取而返し給ふを、阿多盛淳入道長寿、公の

鎧の袖を控へ、大将ハ軽々敷命者捨ぬものなり、御

旗と御名乗を賜り候へ、私御命ニ替り可申、落させ

給へと奉諫、島津義弘討死と名乗、一戦して松倉豊

後重政之家臣山本七助義純ニ被討被申けるとなり、

⑧ 一於山崎明智光秀と合戦之時、秀吉公自筆の感状

武勇心掛者の手柄もの、若者とハ汝たるへし、弥

武功をつくすへし、

六月十三日 秀吉

加藤虎助との

一庭初雪

門をさらハ我跡つかんさらてをかハ

人や溜まし庭の初雪 兼利

⑨ 一狂歌

ひたるさに目ハ呉竹のはハ落て

ものほし竿と人やミるらん

一穎娃の山中にシホツチノ翁ト云仙人有、鹿其小便ヲ

ナメテ懐妊シ女子を生む、片足鹿也、時の天智天皇

に被仕、天皇御寵愛不斜、然るに片足の鹿足なるよ

し風聞有、雪打をして彼人の足袋を抜せ可見なと云て、雪打なと有ける故、恥ケ敷思ひて古郷江下り給ふに、持せ給ふ壺二ツ鷗と成、海上を飛渡ル、其壺今二有、開聞之千年酒壺と云々、其後天皇御寵愛の余り跡を慕ひ給ひ、顯娃江御下り有て御子おわして御一所彼所ニ御坐シけるとなり、則開聞大明神となり給ふ、京日の岡辺ニ而ハ天皇白馬ニ乗て西天ニ飛去給ふといふ伝るとなり、千年酒壺一ツハわかれて、後焼調けるとなり、

一中納言様御客人あり、御座ニ有之候御屏風御客御所望有之被進ける、御客被仰候ハ、某不罷帰先に御持せ可被下との事故、御家老三原左衛門殿を被召、持せ遣候様にと被仰付、左衛門殿、畏り候とて御座ヲ退出候とて、刀の鞘ニ而右屏風を突破り被申ける、左衛門殿迷惑之体ニ而御屏風持下り、此屏風定下張御所帯向之帳ニ而可有之、上をまくりて下張を替よとて集りてまくり見れハ如案其通なり、多人数集り片時に張替為持被進候となり、

一管沼氏弥七とか云人、鎧の弟子共数多有ける、或時

戰場に出入、敵の鯨波を聞て腰不立、其後毎度如斯なりけれハ弟子共を呼、某年頃鎧之指南をする処ニ、今度被見候如く時の声をさへ聞ハ腰不立故、為男者の無詮事なり、残念ながら明日の取会ニ者、某を敵の寄来ル時戰場に捨置被具候へ、左様なりともして死れハ本望也、日頃の懇意ニ此事を頼候と被申二付、翌日敵寄来ルに、菅沼を門外江捨置けるに時の声をあげけれハ如例有ける、敵勢目掛中に取込メあやうく見得ける時、菅沼持たる鎧を取直し、立上るやいなや四角八面を突て廻り手柄不少、其後大剛の者と成たるとなり、

一松平伊豆守信綱ハ慶安年中の御老中也、或時焼跡見分ニ御出候に、御書付被成事あるに硯の水なし、すへき様なく老り廻るに伊豆守様、此堀の水を取候へと被仰に、堀深して難取、伊豆守様、鎧の石突を下て取候へと被仰、其如く仕に伊豆様、刀ニソリヲ打候へと被仰ける、^(四カ)両堀の水ニ而硯水ハ十分なり、伊豆様ハ日本一の利根人と申候なり、

一公方様なまこの食傷を被遊、御医師、藁を持来候へ

と仰候、畏候とて外江取ニ参候を、伊豆様、是二ありとて御畳の裏をかへしわらを取、医師江被遣ける、外江参れハ片時も遅キ所を御心得候なり、

一朝鮮人登城之前日 公方様出御あり、所々御巡見あり、上意此所余り透通り見ゆる間、屏を致し可然と有、伊豆守様御供ニ而畏り候と被仰上、皆承り、今日暮方ニ成候を明日之御用安々と御請ハ如何と存候也、さて 公方様御入被遊候以後御普請奉行を被召奥の不入所之屏を引切、爰に立候得と御下知ニ而其ことく仕、随分能候と也、或人此事を土井大炊頭様へ申上、偏ニ其御方様御目利にて御取立被成候儀、乍憚不儀奉存候抔申ける、頓而伊豆様を御招被成、利勝被成候ハ、先日ケ様く〜と承候、其方にて有之候得者ケ様之儀を被成候、余人ハ不罷成事也、然ハ余人江被仰付候ニ成不申抔申上候ハ、大きに氣の聞ぬ人の様ニ思召上らるべきハ必定也、依而左様之儀ハ人毎に不成事ニ候間、成り不申と御申上尤なり、いかに 公方様の御意ニ而も、不成事ハ不成と御申上可被成候、余り聞過たる被成方なりと被仰候と也、

一松平伊豆守様ハ、 公方様御前ニ御詰候時ハ片時も目を不放、御顔を被為守候となり、

一高麗入二川内大平寺の勝軍地藏を守上、御渡海被遊、其後御帰朝の時彼地藏を取残し奉りけるを、或人夢に彼地藏来り給ひ、何故我をハ爰ニ捨置そ、無情者共也と泪を流し仰候とて夢覚にける、能々僉儀するに、彼地藏忘取残し帰朝の由也、扱取返し奉りけるに、御目より涙たり、是より位地藏(位)と申て今に太平寺ニ有となり、

一関大王ハ徳儀尤高き人也、眉より下ハ帝王の人想有り、眉より上ハ大貧想なり、眉上迄人想能れハ天子可成人也、関羽ハ天窓小ク体大きな人也、頭少キハ貧想也、体大きなるハ福想也、去間唐より渡ル関羽の絵ニ頭少く書ハ此故とそ、先年琉球江官宣二被来ける、蓀葆光の嘶なりとそ、

一厠ニ而ツバキセヌ物也、ツバキスレハ究竟のもの言場ニ而セク物也と云々、

一正月の破魔弓ハ年始ニ悪魔を射退ルト云心なり、マヤブルト書也、

一書物帳共作ル時、串二紙を指て揃ル、其串をウクイ(ス脱カ)
ト云、神歌に、

宇佐も神熊野も神の始にて

伊勢住吉も同神々

宇佐のう、熊野のく、伊勢のい、住吉のす、此四ツ
の頭字を取ていへり、子細ハ此歌神を揃て云ツル故、
紙串二名付たり、

一正月之屠蘇を吞事をおにすると云、屠蘇者先小人よ
り吞、老人後に吞物之由、故に小ちごと書、小児ヲニと
読、禁中杯ニ而も王子の小人より吞給ひ、帝王後吞
給ふと也、吸物・汁類先味ひを見るをおにと云も是
より云、

一毎年正月福昌寺を初、僧衆御目見之時、九条之袈裟
を被掛、此けさハ屹としたる仏事杯之時被掛物之由、
依之 吉貴公より御尋有けるに、是ハ昔豊後国被治
候二付、殿様御出陣被遊候、御屋形御留主ニ而福
昌寺三代の住持仲翁和尚様元久公御子被成御坐候時、僧
衆仲翁様ニ奉対、九条の袈裟を被掛、御前江被罷出
候由、其事例に成、以来如斯と被申上候なり、

一大猷院公馬御上覧候に、一人勝て上手有ける、其者
を被召呼、師匠ハ誰かと御尋あり、(否カ)盃師匠ハ無之候、

幼少之時分より馬ニ数寄乗申候ニ、品川之沢庵和尚
ニ参り候ニ馬の嘶仕候へ者、鞍上ニ無人、鞍下ニ無

馬と被申候ニ付、是を工夫仕乗申迄ニ而候と被申上、
其沢庵召せとて被召、右之事共御尋あるに、水の流
ことく被申ける、是より沢庵出頭ありけるとなり、

一家康公ハ毎夜御寝成に念仏を御唱候、或夜御寝成に、
今夜ハ何とて念仏ハ唱ぬぞとあら、かに云声を御聞
被成、誠ニ忘れたりと思召、則念仏を御唱、御寝成
候ニ、又現ともなく、何とて念仏ハ唱ぞと有、只事
ニあらずと思召、御衣装ニ而御寝成たる体に被遊、

座の脇に被遊御坐けるに、頓而御側に被召仕たる御
小姓参り、件の御衣装を脇差を以突候を 家康公、
何事を仕ると御意候時、右之御小姓畏り、私儀武田
信玄ニ奉公仕候ニ、信玄より被申付候ハ、御前様ニ
御奉公仕り突殺し奉れと承候へ共、此内より御慈愛
難有奉存仕得不申候得共、古主の言葉難黙止、ケ様
ニ仕候、此上ハ御手討ニ被遊候へと申上候へハ、

家康公御聞被遊、汝ハ氣特成者也、古主の命を守りたる儀神妙之至、御感ニ思召との御事ニ而御脇差を被下、翌日別事に事寄せ御暇被下、武田家江御帰し候となり、

一 鹿島伝左衛門殿ト云人、先祖木村空山様より九字を伝授有之、或夜夢のことに黒キ物胸に乗掛りけるに手足を勤(働カ)す事不能、刀を取らんすれとも不成処に、屹と思ひ出し九字を被切けるに、其時ハ手勤候と也、是にて黒きものハ失にけり、頓而夜明けけるに血流れたり、是をつなき見るに、大黒猫散々に切さかれ死居ける也、則伝左衛門殿被參候而空山様江右之段々嘶被申、御礼申入候由被申候と也、

一 伊東刑部左衛門殿、■ケ水江女達召列被行けるに、海上ニ而いるかの千がとう舟に付、水主共もあきればてたり、船ハ既ニくつかへらんとする処ニ、刑部殿九字を被切けるに、臨兵闘と三ツ被切ける時、千がとうのいるか一疋もなく成けると也、刑部殿伊東一空親父なり、

一 鎌田太郎右衛門殿祖父、朝顔花を数寄て植被置ける

に、或朝七ツ過ニ起て榿を被見けるに、はな不開敷くらくて見得す、

よそめをは人にハはづと植うへし

我にハ見せよ花の榿

と有けるに、榿の内より十八九計成女、白衣装着て美麗なるがニツコト笑て、

年ことに咲まされともはかなきハ

日影にさける露の榿

と云もあへす失にけり、彼家に絵に書て有とぞ、

一 江戸ニ而七十計の非人、平生無智の者俄に博学になり様々の事を云て、一ツとしてくらきことなし、皆人不思議と申ける、下野辺の僧是を聞て、野狐付ならんとて行の向答有(問カ)に希代の者なり、汝は定而古狐の取付たるへしと被申に、何とて左様ニ承るそと云、然らハとて彼僧觀法無想の理を問答有けるに彼者閉口す、さればこそとて山伏共ニ折せけるに、果して古野狐付也、彼僧の云、是ハ指究たる実事ハなければとも、若者共の色々の事を尋聞にハ調法の者なりと被申ける、静隱老在江戸の折の事也と嘶也、

一 玉川伊予守殿ハ浮田中納言秀家の家臣也、関ヶ原敗軍の時、浮田殿御国江被為下、此方を偏ニ御頼候故、家久公御取成ニ而秀家御助命あり、八丈島江遠島なり、其時何かの御礼ニ山田・本郷両士、此御方江被進、本郷ハ玉川殿なり、伊予殿、賢臣ハ二君ニ不仕とあれとも君命なれハ我身ハ力なし、子孫ハ伝へじとの志ニ而、今ハ跡絶子孫なし、

一 玉川伊予殿ハ弓の上手也、吉田印西老の与力木村壽徳院ハ印西より弓道伝授候に、伊予殿壽徳院の弓書を盜被取候と也、東郷重尚ハ伊予殿江能習ひ、本家の免し不取バ落着せずとて印西へ参り免し被取候となり、

一 泰清院様冬雪降杯に御出之刻、御乗物の窓より両の御手を御出し被遊候ニ付、御供之面々、此寒氣に何故左様ニ被遊候ぞ、御入レ被遊候様ニと被申上けれハ、否々汝等ハ此強寒に供をして嘸苦勞ニ可有、夫ニ身か毎物の自由なりとて此乗物之内に窠々として居候は不可然、此手なりともと思ひケ様ニするとの御意なり、 泰清院綱久公四十二歳にて御逝去なり、

一 大玄院公御上洛之時、伏見ニ而御氣色御不快の御様子野田元壽奉見、焼酎被召上聞敷哉と被申上、何故左様ニ申ゾト御意有、私ニも御御相伴申上度、ケ様ニ申上候とて焼酎被差上ければ、二ツ三ツ被召上、元壽ニも被下、其時御意ニ、今日ハ氣色あしかりしに、此焼酎ニ而少し能成たるとの御事なり、夫ハ何故左様ニ被遊御坐候哉と申上ければ、此内福昌寺火事有、其火付十四五才の小僧也、是を仕置に云付も不便の事なれハ、汝ハ付ルまし、若付たりとも他人の教たるニ而可有杯、様々に云聞せ拵へたれ共、人も不教、自身付たる由申ニ付、無是非彼幼少の者が今日仕置に逢筈ニ而有しが、是を思ひ出し兎角不便に思ふより氣分悪く有つるに、少しハ能成ぬとの御意なり、

一 龍伯公、御仕置者有之日は御精進被遊けると也、

一 太閤秀吉公、冷水を吞せよとて井戸茶碗を被遣、御小姓水を入ルに、何とかせられけん、落して茶碗散々にわれたり、太閤大きに立腹ありけるに、老中

細川三齋老、
(幽齋九)

つ、井筒五ツにわれし井戸茶碗

答をハ我かおいにけらしな

と被申けれハ、大閣御機嫌も直りしとなり、

一秀吉公朝鮮征伐之後、唐より申渡けるハ、大閣者異国迄手を被掛たる程の人なり、願くハ大閣の像を書可渡旨也、太閤元来希代の姿なりけれハ、福々としたる姿を可書との事にて、結構(辨カ)なる様子ニ書立渡しけるに、唐人共見て、否々ハ夫にあらず、願くハ正像を書渡と重て申渡、此上ハとて猿面の少々大閣に少しも不違書渡しければ唐人共見て、されハこそ唐土迄も手を被掛たり、是こそ正像也、誠ニ能想の人なりとて皆手を合拜ミ候となり、

一中納言様御代、御屋形ニ而諸士江飯被下候儀有之候半バに、細川殿より急成御使者有之、直ニ御屋形へ罷出る、家久公飯を一釜生煮に焼、料理ハ士共ニくわする料理にて使者へくわせよと御意ニ付、伊勢兵部殿杯合点被仕、早々調へ御出候となり、其後使者申けるハ、今日ハ何か御祝議事かと相見得、殊之外御取込之様子ニ而候処に、私に被下候御料理ハ別

に被仰付候と覚候、誠御取持不浅、難有仕合と大きに悦ひ候と也、

一綱貴公御近習之衆江、其方刀見せ候得と御意有之、指上候得者、御鼻紙ニ而柄を御取被遊候ニ付、御直ニ御取被遊候へと申上けれハ、何故左様ニハ申ぞ、直ニ取ハ取時が有との御意也、

一柿本人磨(麻カ)呂子細有て遠流せらる、然るに人磨無之てハ歌之儀不調候故、是非被召歸候、然共歌之儀不調、又人磨を被召歸たるなんど人口の嘲を憚り思召、人磨ハ遠国に御坐有体にて、名をは山辺赤人と替被召出ける、是を以、二人之様ニ云なり、古今伝授の内ニ有之候と云々、

一山本豊前兵衛殿市来御飯屋ニ而候処ニ、城の町々屋籠り有由告来候ニ付、豊前殿屋籠り見ニ被行けるに、二才とも供せんとて尻高くつぶり怒りて参けるを豊前殿見て、其方達者殊之外いられ被申候、屋籠りを可取との思ひにて候かと仰けれ者、成程可取覚語(辨カ)ニ而候と申候、然者先各尻をおろされ候へ、屋籠など取候ハ左様ニ怒りてハ成ぬ物なり、怒り行て取廻シ

候得者批判も悪く候、其上道ニ而怒りてハ草臥候故、取廻す物也、只道を静に行、其足拍子ニ而家之内江入込、屋籠りを討こそ能候との嘶也、然共屋籠自害故、夫より被帰候と也、山本仙太夫殿先祖、

一右同子孫孝右衛門殿ハ、幼少之時より 光久公之御小姓にて候処に、殿様甲付川宅間淵の水を御せかせ被遊、水練の御稽古あり、孝右衛門殿御供ニ而年十五計なり、殿様御さだかに御成被遊、孝右衛門を御肩に御上せ水の中へ御入候へハ、殿様ハ水底御入、孝右衛門も口に入程也、川底を一廻り御廻り御上り被遊候時、誠に憚多御罪事と被申上けれハ、稽古ニ而有故との御意ニ而候と也、

一惟新公の御家老阿多長寿院ハ、本安養院の住僧にて候処に義者成故被召出、還俗被仰付候得共無承引、僧体ニ而御家老御勤候よしなり、

一新納忠元江安達原の能の脇を被仰付御勤候に、行べき方ハしらねとも、足に任せて逃て行と云の迷惑さに、足にまかせてせつこもふしと御うたひ、力足を御ふみ候となり、

一福昌寺十一代の御住 忠国公御子天社和尚、中納言様より被仰付、たふの木にて不動を御刻候と也、是上伊敷の不動明王也、

一甲付川の昔何所より来りけるとも不知古甲、此川ニ付たり、是より甲付川と号、右甲ハ八幡と崇めあり、甲付八幡是也、

一長崎ニ而或人の蔵の土台石ニ常々濡而有石あり、唐人見て、高直に買ント云、亭主何物共知らず高直に付る故、能物ならんと思ひ承引せず、唐人は笑て帰りける、亭主不審に思ひ打わり見るに、石の真中に小キ丸キ所あり、其内に小キ魚ありけると也、其後また彼唐人来り、今一貫目程高直に可置と云ニ、亭主ケ様くと語ル、唐人聞て、扱々可惜事をしける物哉、日本ニ而ハ何ニも不成もの也、右之石を唐ニ而能玉摺ニ頼ミ、入念次第二外より摺て魚の有所に成に摺なし、内の魚のすき通り見えて無類の物也、然而帝王に献上する思ひなりつるに、惜き事をしけると大きになけき候と也、

一江戸御城下馬にて、中西長兵衛殿挟箱ニ腰掛被居候

二、大小名の御鑓多有けるを奴共一々批判して来りけるに、此御方之御鑓近成ける故、長兵衛殿刀の柄に手を掛、目落しもせず奴をにらミ被居けるを見付たるにや、此御方御道具に行懸り批判せずも置難く、扨々薩摩様御道具が日本一なりと申て通けるとなり、

一別府式部左衛門殿ハ 光久公御近習役也、御上洛之時御先之つ、ら馬を見て、いたつらに置よりハ某可乗とて、馬上曲録(泉カ)ニ乗被申候、殿様御乗物之内より御覽被遊、あの馬に乗たるハ誰か、式部左衛門ニ而可有、あの人より外二者有ましとの御意なり、一式部左衛門殿出勤あり、退出し後、御用之儀申後候とて、殿様江手紙を以被申上候となり、

一日光ニ御橋ト申朱壁(塗カ)りの橋有、是ハ 公方様・宮様方より外ハ御渡りなき橋之由、此橋を作る者ハ極り有之由、是を作るに一夜の内ニけたを不引渡候へハ成ぬ事なり、其橋成就すると彼作たる者ハ則死すといひ伝えたり、

一熊谷蓮生(直実)入道ハ黒谷法然上人の弟子也、或時法然と

諸宗と宗論有けるに、蓮生供せられけるになたを持て被行ける、法然御勝候而帰り給ひけるに蓮生の云ク、法然を若し云詰ル坊主あらハ此なたにて一切にと思ひしか共、御勝の上ハ何にも不成とて側に投捨被帰ける、其所今になた捨山と申候となり、

一愛甲次右衛門殿を 家久公より 光久公江被進候処ニ、次右衛門殿小男ニ而御氣ニ不入、御役御免被仰付候へハ、次右衛門殿面白からず、なげぶしを被歌ける、

馬のまら我身ハ君に捨られて

寄かたもなき荒儀の舟

家久公此事を被遊御聞、不便ニ思召、再被召出候得者次右衛門殿難有奉存、家久公ニハ殉死を可仕と被申候而、御逝去之時殉死を被遂候なり、御逝去より二日程間有之、其内ニ福昌寺西の玉屋を恐しき所と皆人云ニより、行て可見とて夜被行候に、暁時分ニ被帰候而、恐き事ハ別物也、某明日切腹する身ニ而も居事者不成と被申候と也、其後住持七堂参りの時、次右衛門殿爰に現れ彼した(二カ)に出、殿様ハどれ

へ御入候歟と被申けれハ和尙、殿様ハ西江と被答候得者、きえうせ候となり、

一 福昌寺前の田ハ 東照宮天下一統之時、諸国ニ竿を御入被遊候節、薩州江も三斎老御下り竿御打せ候に、彼所之田より入始給ひ候よし、光久公御代に彼田(運池カ)を運地に御成被遊度旨御意候処ニ、伊勢兵部殿、彼所ハ竿始之所ニ而御坐候、ケ様之所ハ禿ハ仕ぬ物ニ而御坐候と被申上けれハ相止候となり、

一 柵寝丹波殿ハ御家老なり、本八郎右衛門殿とて惣郡奉行なり、丹州常に仰候ハ、兵具等色々調置よりハ先金銀を沢山貯置が能也、金銀さえあれハ時にいたり何様成道具も出来致物也、当無身体なけれハ、当分之御奉公も存の儘ニ難成との断なりとぞ、

一 公方(家直)文照院様御代を 有章院様へ御譲之節、島津(久)藏殿江戸御留主詰ニ而候処、右御代譲りの書付を薩州江指下シ可申旨、大藏殿へ御老中より御渡シ被成候へハ、大藏殿、薩州にも此御代譲りの儀を大事に奉存候、私薩州家老役を仕候ニ付、先私拝見可仕とて小刀を抜、封を拝見被成候となり、其後右ニ付、

諸家之家老御祝儀ニ登城之節、皆長上下ニ而候処ニ、大藏殿ハ烏帽子・すはうを被着候ニ付、如何成故之由御尋有之候へハ、ケ様之節ハ烏帽子・すはう着仕儀、薩州古来よりの例ニ而候と御申候也、

一 秋田を秋田アイと読ハ秋田城之介計也、城之介者官位ニ付而之名也、余之名子(字カ)ニ書たるハ皆秋田キと読なり、

一 泰清院様貞觀政要を志布志大慈寺ニ御読せ被遊候刻、御上下を被召候ニ付、大慈寺、私之書物読候ニ御上下被遊候ニハ及申間敷旨被申上候得者、いやく其方者家中之事なれハ、其方ニ対して上下着用するにハあらず、唐の太宗ニ対してなりとの御意なり、

一 御譜代衆の内ニ、大給オキキツと書たる名字有り、是ハ御譜代松平之内ニ古キ家を大給松平といふよし、大給オキキツと読候哉、

一 真田左衛門佐幸(村脱カ)、高野九戸山之百姓共集め、結講成料理を食せ酒を大分吞也、皆々酔臥候に、真田は家人を召連大坂江被罷越候と也、これより真田者籠城也とぞ、

一 薩州出水衆中馬大藏(重カ)と云人、畠ニ耕作して被居ける、

惟新公関ヶ原江御立被遊候由を聞、畠より直ニ参り被申に、傍輩何某も一所二居けるが、片時家ニ帰り

頼而可追付と申帰りける、大藏は関ヶ原ニ到着シ御前江罷出候、何角御意候而、傍輩の何某ハと御尋候ニ付、彼は片時家に罷帰候由申候間、頼而参着可仕と申上候処ニ参り候ニ付、大キに御感候と也、しか

るに関ヶ原敗軍ニ而御退被成候刻、大藏御駕籠の跡肩を荷候由、其時ハ被召上物も無之、三日御絶食也、御駕籠の先肩之者馬の片枝を持候に、是を少しつ、切て進上仕候を大藏見付、汝ハ其馬を殿江上ルでハ無キか、上てハ成ぬぞ、それハ我々が食なり、殿ハ我々に荷ハれて被成御坐候に依て氣遣なし、我々共草臥てハ成ぬ事也、無勿体と被申候となり、

一山田弥九郎(有榮)入道正巖出水地頭之節、泰清院様阿久

根より御船ニ被召候時正巖を被召、関ヶ原御退口之嘶を久々御聞不被成候間、嘶申せとの御意也、正巖畏り、其時之儀不殘御嘶申上、殿様ニも三日程御絶食被遊候、只今之様なる儀ニ而者無御坐候ひしと被申上、両方の目ふたを指にて開き、座中を被見廻

候に、御前伺公の輩絹布着用之衆恥入被申候となり、正巖其時ハ木綿衣装ニ同羽織也とぞ、

一福昌寺三代之御住持 仲翁和尚、御家七代之太守元久公之御嫡男也、仲翁様御発心ニ而御出家被遊、東目江御光越被成候故、島津図書殿参上ニ而御帰可被遊旨被申上候得ハ、愚ケ成事を申上ル物哉、我大乘の法に帰依するに、馬の目計の三ヶ国を何にすへきと御意ニ付、然らハ先鹿兒島江御帰被遊、御跡相續之儀を御定被遊御尤と被申上、御帰府ニ而元久公之御舎弟久豊公を御跡に御立被遊候となり、

一忠昌公肝付の領主河内守兼久と合戦、打負給ひ鹿兒島へ御帰り被遊、つらく御思(案カ)安有て、永正五戊辰二月十五日之夜、鹿兒島清水ヶ城ニ而西行法師の歌、
願くハ花のもとにて春しなん

その二月の望月の比

此歌を御辞世ニ而御自害也、御家十二代、御年四拾九才、奈良原助八殉死、三国擾乱記に見えたり、

一中納言家久公御歌

あけものハ刀の目利あるものを

人のなかこをしられさりけり

一 又こゑて昔の人の跡やミン

これも命よさ夜の中山 美代清相

一 覚山和尚ハ福昌寺の住持ニ而、後谷山江隠居有ける

に、或人参りけるに和尚、娑婆ニハ替る事ハなきや

と御尋、其人皆根占(比呂カ)に或坊主の定に入候とて、

すめハこそ浮世の雲もか、りけり

いさや入なん山端の月

と読候と取沙汰仕候、誠ニ殊勝の事と被申けれハ

和尚色を変して、貴殿ハそれハ殊勝と思召か、士の

左様の事を心に掛て殊勝など、有ハおかしき事也、

只糞をぼろくど迄かぶりて死ぬる社殊勝二者あれ、

士の是体の事をこ、ろに懸る物ニ而ハ無之候とて大

キに御叱り候と也、

一 大中様は夏、松の木ニ啼虫(の声脱カ)を御嫌ひ被遊候由、然ニ

南林寺之松原ニて今に松虫の声なしと云々、

一 福昌寺開山石屋和尚ハ蛙の声を御嫌ひ候由、于今開

山堂の前の池ニハ蛙あれとも声なしと云々、

一 公方吉宗公四男、従三位中将刑部卿宗尹公短氣人也、

大納言家重公の御嫡子竹千代(家道)公江刑部卿様御参り、

御退出之刻皆々相詰候処を御通り候に、稲葉内記様

御舎弟御子越中守、頃日竹千代公の御小姓ニ而十一

二才之若衆なり、是も相詰被居候を御覽被成、立な

から御通掛ニ、其方ハ誰か子かと御尋候に、越中守

御答不被申上候故、刑部様大ニ腹を御立被成、此刑

部か尋るに不答ハ不届千万と有て、殊之外御機嫌悪

く、さて御帰り後越中殿江何れ茂より、何故御答不

被申上候哉、刑部様御腹立不少候間、御断被申上可

然杯申候得者、越中殿仰候者、刑部様御事ハ御三家

御同格と有仰渡、然るに御三家の御衆ハ御退出之節、

我々詰所ニ御座をめされ、何れも御勤御苦勞ニ候と

有御挨拶ニ而被成御立候、刑部様ニも左様ニ被成筈

之処に、乍立ケ様ニ被仰候とて御答可申上様ハ無之

候間、御断など、有儀ハ存も不寄と申され候ニ付、

西の丸の御老中ニ右之旨申上候処、何とも可被成様

無之、御本丸御老中江御申、是も被成様無之、公

方様之貴聞ニ被達候処ニ御聞被遊御赤面被遊、暫く

有て、竹千代は能キ人を被持候と有、上意ニ而候と

なり、其頃刑部様ニハ御目通御遠慮之由、右之故ニ依而之事ニ而候半と取沙汰有之候よし、

一 江戸ニ而(都城島津邸所蔵本より補)或僧此方之足輕(筋力)に知音有、彼僧或時足輕

ニ、藤堂△和泉守御家来江齊(筋力)ニ參ル也、能見物ニ而

候間被行間敷哉と申、足輕悦び彼僧の供ニ而参りけ

り、亭主内江呼入、先此方へとて書院之様成処に行

側之襖アタを開けバ、弓矢取て馳出る様に構へたり、又

脇ふすまを明れハ鉄炮に火繩・玉掬(薬力)て、其又側な

るふすまを明れハ鎧数多あり、亭主云、藤堂家中ハ

皆是也、只今御入候戸口之履拔の中ニ者皆鉄炮の玉

也と申て見せけり、夫より奥の方の襖を開れハ内証

也、女中衆料理をして居られける、亭主云、あれ拙

者女房也、料理等も手自致し候、ケ様成儀故万事御

推量候得とて先めし出候、一汁一菜也、亭主、其方

杯の朝夕の料理なり、今日ハ親之忌日故、今少しハ

結講ニいたし度候得共、是が御定の事ニ而候、唯今

横目參候半時、御定ニ違候得者返答不罷成候、且又

以前御目ニ掛候武具等も見申、色々の事を尋申候、

或ハ金子を出と申候時、不出候得者無用心とて大き

に叱り候、夫故金子払底之時ハ近所より借ては横目

ニ見せ、扱又隣江横目參候得者、又其金を早々歸し

其金を見せ候、皆左様成が多く故(筋脱力)、横目共其金を見

知、是ハ度々見る金哉なと、申ておかしき事ニ而候、

夫故中々酒宴・遊興なと、有儀成事ニ而ハ無之候由

物語り也、是者藤堂様番頭役歟之由、

一 龍伯公か 惟新公か、国分ニ而御通り被遊候を子共

十人計遊び居けるが奉見、亀突為持たる人が来ると

て逃隠れけるを 殿様御覽被遊、亀突と云は何の事

かと御尋ニ付御鑑を奉見、ケ様ニ申候と申上候時、

定而彼者共ハ土の子ニ而あるへし、土の鑑を見て亀

突杯と申事、町人や百姓共の可云事なり、彼者共誰々

が子共か尋候様ニとの御意ニ付、一々尋て申上けれ

ハ、則其子共遠流被仰付候とて、或は桜島又ハ根占

方杯江御遣し被成、四書十通り計御下シ、忝人に一

通りツ、被下、遠流中四書読仕舞次第御直シ可被成

間、皆々精を出し候様ニと被仰付、皆二三十日ケ間

ニ読仕舞、帰宅被仰付候となり、

一大龍寺屋形の砌、女中不所行の事あり、被誅ニ究り

ける時御意、上之原二列行可誅、道筋ハ浄光明寺門(前脱カ)を通り候様ニ有ける故其通りいたし、誅候而其首尾申上けれハ殿様御聞被遊、夫ハ云付たる通り参り候哉との御尋ニ付、成程御意之如く参り候と申上ル、浄光明寺之僧共ハ見さりしかと御尋あり、罷出申と申上候時、扱もく只今ハ出家のなき事共哉と御意候と也、

一 光久公御代、二才共傍輩ニ水を掛ルとて大ニ荒ける故、其親腹立して披露に及び二才共遠流に究り、今明の間出船の筈也、光久公磯江御出被遊、舟とも数多有之候を被遊御覧、あれハ何船かと御尋ニ付、ケ様ニ而遠流のものとも乗申候舟ニ而候と申上けれ者、あ、出家のなき事哉、差立たる福昌寺・大乘院杯もあり、彼二才共ハ国法なれハ無是非、出家共罷出、立而断申ニ付而ハ宥免の沙汰も可有と御意ニ付、其儘御供中より早々両寺江告知せければ、両寺を始尽く罷出、御断申上候而もらひに被仰付候事相濟候と也、

一通玄和尚ハ福昌寺石屋の師匠也、或時箱根を通給ふ

に盜賊共二人出て、金を持居者出せ、金なくハ衣裝をやれ、やらすハ打殺スなど、責ける故衣裝給わり、少々御持候金子をも悉く給わりて十間計行給ひけるが立帰り、今少し金とて下帯の間より出し給ひて是をも与へて、夫よりはだかにて行給ふ、彼盜共不思議成僧哉と思ひ、跡を付て参りけるに、和尚ハ小田原着給ひ門を御打候へハ、内より、誰かと云、通玄なりとの給ひけれハ、家中皆走出、内江入奉り、近所よりも聞付、追々集り小袖共着せ奉り尊敬するを盜共見て、先非をくひ通玄の御前に出、さんげを述て御弟子ニ成んと云、和尚、いやく其方共ハ盜が家職なる間、本の如く致し尤なり、出家之儀不入事とありけれとも盜共一々刀を抜、髪をける故、その志を感じ給ひ弟子にし給ひしか、後ニハ能僧に成候となり、

一 東郷長左衛門尉重尚、吉田印西老へ弓稽古成就有けるニ付、余の歴々の弟子衆、重尚を悪ミ殺んと被計由印西老御聞被成、御弟子中を召集め、長左衛門殿弓を射て御目ニ掛給へと印西被仰、刀の裏指を的に

御立候、重尚是を被射ニ不当矢無之候也、重尚後に御物語候ハ、裏差ニ向ひたる時、弓を引や否や矢先を左江向けハ裏差左江廻り、右へ向けハ右へ廻ル如く矢先に付而有しと嘶なり、

一昔ハ吉野御馬追ニ牟礼下しとて、牟礼の岡より馬ニ而乗り候と也、惟新公御隠居被遊、家久公御代に、惟新公八十二三の御時、久々馬追御覽不被遊由ニ而、惟新公御上り被遊けるに、牟礼の岡ニ御上り可被遊とて御馬に被召、諸士一同ニ御上り被遊ける、家久公には御棧敷ニ被遊御坐候、扱、惟新公御意ニ、久々ニ而牟礼ニ御上り被遊候ニ御年被寄、前の様ニ無之との御意ニ而、御馬の口を放候得と有り、御中間、放し申儀難成よし申上けれハ、此老人が是より下シ共ハせぬ、氣遣ハ無きそ、是非放せと御意ニ付放しけれハ、其儘御懸出し被遊、牟礼を御下シ被遊けるに付、諸士不劣と一同に懸下し、過半ハ落馬有之候、惟新公ニ者御別事なく御下し、馬を御止候時御落馬なり、年寄て心儘ならず、是程年の寄し物哉と御意也、諸士過半落馬故、殿様ニ者御

落馬不被遊、諸士之一分不立候故、御慈悲ニ御落馬被遊けると也、是より、家久公にもつら打を被遊候とて御腹立有之、夫より毎年御下し被遊候と也、

一東郷重尚ハ谷山衆中なり、然るに人々弓を所望に行けるに、重尚、何を仕候べきやと被申、人々、前の楠の上ニ鳩見え候、是をと望けれ者、重尚楠の根に行被見けれ共不見、遙ニ立退て被見けれハ、鳩の頭少し見へたり、重尚矢つかひ、見めすかと人々江被申けるに物云人なし、則矢を被発けるに鳩の目を貫て落しとなり、

一福昌寺御仏詣ニ玉川伊予殿御供ニ而候に、拾人持計の石有之、御供中より力持を望ミけれハ、予州袴をつふり其石を(上腕カ)持られたりけるに、足の指先に血浮出たり、扱玉川殿各々江向ひ、ケ様之儀ハ御望不被成物ニ而候、私幸ニ持上候故無事ニ候、若某得持上不被得者、一分不立故切腹可仕ニ而候間、ケ様之儀者御遠慮可有之候と被申候となり、

一木村長門守重成、大坂冬陣ハ初陣也、軍初ル前、以之外身ふるひ被申候ニ付残念ニ被思、後藤又兵衛基

次之側ニ立寄、某戰場ニ出候へハ殊之外ふるひ候間、
某ハ臆病者ニ而役ニ不立者歟と被存候と被申けれハ、
基次被聞、いや／＼夫ハ猛キ兵が戰場ニ出て武者ふる
ひとて左様ニ有物ニ而候、既ニ戦始る時ハふるひ
止ム物ニ而候と被申候が、果して止候と也、

一 讃岐の八国嶽者、国八ツ見ゆる故名付たり、是を能
登守教経矢をくり越給ふ故、矢くり嶽ともいふ由、
実ハ八国なるへしと云々、

一家康公より五代の公方綱吉公へ僧衆様々の事を申上
ける故、殺生禁断を被仰出、松平右京大夫様殺生奉
行ニ而、畜類を殺したるもの御成敗被仰付ける故、
天下危く有之候と也、其節水戸光国卿ハ犬を六七疋、
人に仇を成スとの書付ニ而磔に御掛候へ共、何と被
仰出様も無候となり、

一 御三家とハ尾張様・紀伊様・水戸様御家也、水戸様
は公方様の御後見也、然共越後様ハ小栗美作・萩田
主馬本繁が出入之時、小身ニ御成候ニ付、当分者水戸様
御三家なり、

一 七猿の和歌

慈恵大師

つら／＼と浮世の中を思ふにハ

ましら猿こそまさる也けり

見きかてもいわても叶ハさる物を

浮世の中にまじるならひハ

つれもなくいとハさるこそうかりけれ

定めなき世を夢とミるから

何事もミれハこそ実ニむつかしや

見ざるにまさる事ハあらしな

きけハこそ望もおこれ腹も立て

きかざるそ実増る也けり(に脱カ)

こゝろにハなにハの事を思えとも

人のあしきをいわさるそよき

見す聞すいわさる三ツの猿よりも

思はさるこそ増る也けり

一 寛陽院様桜島へ御狩に御越有、平田民部左衛門殿御

供なり、しかるに御前を鹿多く通りけるを民部左衛

門殿被射けれとも一ツも不中、殿様御機嫌指し、
(損カ)

最早御帰り被遊と有之御乗物ニ被遊、民部殿是を奉

見、御乗物止メ候得と被申ければ、何事ぞ、早くや

れとの御意ニ而御乗物不止故、民部殿御乗物ニ取付、

今一矢仕御目ニ掛可申と被申上ければ、いや／＼以

前の通り之事也と御意候を、平に止メ被申候ニ付御

乗物止り、お射やれ、見申そうとの御意なり、其時

遙の岡の上より鹿の頭計出見えたり、遠かりければ

小さく見えけるを、民部殿引しほり被射けるに、鹿の

目を被射貫たり、是を御覧有て御機嫌直り候と也、

此民部殿ハ可竹老の親父也とぞ、

一 光久公御代にハ、御家老ニハ二千石ツ、被下けると
也、

一 大島雲平殿ハ紀州の人なり、大坂乱の比なり、其子

雲四郎殿御旗本江被召出候人なりとぞ、

一 陽和院様、女と云物ハ簾より三尺近クよらぬ物ぞと
(光久継室)

常々御意候となり、

一 鬼追ハ節分にする事ニ而候処ニ、薩州ハ正月七日ニ

追なり、是ハ近衛龍山公御下り之砌、正月七日節分

ニ而候処鬼追被遊、是を例に仕候となり、

一 高麗人之時、新納武藏殿老人ニ而御供難成、御船は

たまたま参り給ひて、

あちきなや唐土迄もおくれしと

思ひし事ハむかし也けり

樺山玄佐殿(善久)も同じ、御跡に残り給ひて、年八十也、

君のため名のため取し梓弓

今ハ八十の身こそよわけ

伊集院(久卷)元巢も船元にて、

武士のやたけ心を引かへて

いる甲斐もなき老の哀さ

一 豊後入之時、城江樺山玄佐老懸入御覧候へハ柱に歌
あり、

今ハとて宿かれぬとも馴きつる

榎の柱よ我をわするな

と書付たるを見給ひて玄佐老、

流れ出てかへる瀬もなき水茎の

跡はかなくも頼ミ置哉

一 老人云、自の心の小き人ハ善人すくなき者也と云々、

一 江戸ニ而太玄院様東郷善助殿を被召、御鑓を被遊御

留させ被遊候由、善助殿夜入帰宅有けるに、同宿ニ

居候弟子石原市助殿、今日之御勝負ハ如何有之候哉

と被問候得者、善助殿被問、当流も末ニ成たると計云て内ニ被入、支度とも仕替、扱市助ニ、灯を消し木刀を持、座之角に可居、又此方ニも木刀一ツやれと被云候ニ付其通せられるに、善助殿声を懸よと被云ける時市助殿声を懸ける、其声の内ニ善助殿木刀市助殿左の首骨にあたる、又声を懸けよと被云、声を被懸に今度も同し所に当ル、善助殿、当りたるかと被云、市助殿、左の首に当り候、首も切ルことく痛ク候といはれ、善助殿、又懸よくと有故被掛に、今度ハ右の首に当ル、当りたるかと被問けれハ市助殿、右の首に当り候と被申ける時、善助殿木刀を差置、疑事ハなきぞ、少しも違ふ事ハ無キ事也、今日の儀共如何と不審せらる、ハ当流も末に成たるかと疑わる、是で不審晴候半と被云ける、其後市助殿御勝負之儀委く問被申けるに、善助殿被語候ハ、初めに殿様分力築刀を御持被遊候へ共、築刀にてハ悪く御坐候間、本の鍔ニ而被遊可然と申上、本の鍔ニ而被遊候、初め二本の御鍔をハ打留候ニ付、三本目の御鍔ハ少シ御腹立ニ而被遊候ニ付、御鍔

二者不障して両の御手を奉打たり、其分にて御止メ被遊候、其後御手如何と御断共申上けるに、ケ様ニ有之、面白く被思召候、御手者少しの事にて御痛も無との御意候、殿様の御鍔ハ余程御鍛力練能候、其方抔留らる、鍔ニ而ハなく候、御きすにハ御腹立被遊候、是さえ無候ハ、弥御鍔ハ能候半との語也、

太玄院様ハ雲平流の鍔を被遊候由、右市助殿ハ石原愚庵と申たる人なり、善助殿相伝の弟子也と云々、

一日高為春心友の身まかりし頃、夢中の懐旧の題にて、
夢ならて又逢ことも片男波イの

あわれかへらぬ和歌の浦人イにきへし

一為春と歌の友なりし人、儒学を学ふとて歌道を捨ける、或時彼人為春の宅に行けるに歌の会ありけれハ、今夜も御会ニ而候哉、然バ御暇可申とて立帰る処を為春袖をひかへて、

空たかく思ひのほれる友鶴の

馴にし和歌の浦なわすれぞ

と有けれハ、彼人再ひ歌道に志しけるとなり、

一古歌に雪中鷹狩

はし鷹の身よりのかたハ雪消て

さださきの羽やしらふなるらん

身よりの方とハ鷹の右の方也、さださきとハ左也、

鷹を左の手に居たる時ハ、鷹の右の方者人の身のかたなれハ身よりといふ也、

一鷹を仕ふに、鳥を見掛て鷹を放す時、鳥を心ニ掛す面を俯して放せハ、鷹勢ひなく先下りに行と也、然る間此方の心も鳥を取一心に成、鷹を放す時面を仰き、鳥に一ツハイ氣を入れて、放す時ハ鷹の勢ひ強く、早く飛し鳥を取者也、鷹師の一心其鷹の心に徹通するものなり、是鷹師の秘伝と云々、

一平田監物殿ハ弓の上手也、京都ニ而近衛様へ参られるに近衛様、拙者数年鍛練して得たる業有、見候得との御意ニ而、いろはの四十八字を紙七八枚に一々被遊、是を重て雲すきに見よと御意有り、監物殿七八枚を一ツにして重ね見られ候に、字の間配り一字一点も不違、さて近衛様御意ニ、其方ハ弓を上手ニ被射ときく、弓道に何ぞ仕付たる事もあらハ見度との御意也、監物殿、私弓ハ左様成極たる所も無御坐

候、乍去ケ様ニ御得業被遊御見せ候上ハ、小事をも御目ニ不掛ハ如何に候間可申上候、矢束を引申二常の矢束より長き矢を以射申候、其時ハ不覚沢山に引込申候、また短キ矢にて仕候時も又不覚、其矢尻の所迄引込勝手止り候、是ハ少も長き矢ニハ多く引込、短キ矢にハ加減(減カ)仕なと、申儀無御坐候、是が私の弓道ニ而仕付為申事ニ而御坐候と被申上候と也、

一中納言家久公ハ其比天下ニ二人の美男ニ而、一人ハ本田上野介殿也、(千懸)天樹院様此兩人を被成御覧、二人之内いつれへなりとも御入可被成と被仰候、然に家久公ハ御腰大ク御坐候由ニ而、本田殿へ御入被成候となり、家久公ハ常々御衣装の下より御腰の廻りに手留剣を御指被遊候由、夫故御腰大ク御見得被遊候となり、

一元日

ひきかへてこまかへる春に大坂の

山風までもあらたまる音

龍山

一芭蕉翁俗名 松尾甚四郎

一詠富士

雅章卿

すむ八天にこる八地を隔てなき

神世しらする富士の白雪

富士のねにいかてをよハむ空たかく

重る雲八山つくるとも

雲のほひ雪の光り八月花も

およハぬ富士とあふきてそ見る

おもかけののこるハ消て今更に

むかふはかりの雪のふしの根

富士の根ハ雲の浪立空の海の

沖の小舟につもるしら雪

いひしらぬ雪と雲との富士の根を

語り分へき言の葉も哉

月花を麓になしてあふき見る

雪を雪まの富士そ名高き

(雲カ)

問ふ人に語る言葉の及すハ

雲か、りぬとふしをこたへる

今更に驚くましき富士の根を

又珍らしくあふきてそミる

心なき雲共見えす中空の

富士の高ねの雪に掛ては

一忍古郷といへる七文字を結句に置いて十首歌詠侍ける

寺山用央

夜ハ猶うき心からおもひ出で

旅の枕に忍ふふる郷

忘れずしたしき人のそれくくに

面影見えて忍ふふる里

植置し庭の草木のそれをさえ

おもひ忘れず忍ふ古郷

そなたかとおもふ心をしるへにて

雲井のよそに忍ふ古郷

何事も旅ハ心のまゝならで

日をふれハ猶しのふ古郷

此島になしてふ花をおもふにそ

春きていと、忍ふ古郷

波路経て浮はたくひもなき旅に

明し暮らして忍ふ古郷

旅枕浪こ、本に夜々の

つらきね覚にしにふふるさと

なれやらて爰に見る物きく物の

呉るゝに船ハしのふふる郷

行通ふ夢路も経て波枕

ねられぬ床にしのふふる郷

一揚弓ハ公卿の御弓也、あつちを九の枝にこしらへ、

広縁などにて射なり、弓ほこハ三六寸、

一雀小弓とハ殿上人の態也、弓のほこ二尺七寸也、的

を四寸にして中につり、五間口をいて射なり、

一笠掛の事、朝夕射物也、馬場を二町半ニこしらへて

中に溝を堀通す也、溝の上下に馬打入の大溝をほる、

夫をあぜりと云、足人之なりハ三角にする也、あつ

ちを最中に築て的を掛るなり、

一小串の会ハ大弓也、武士も射也、紙を四二た、ミ六

寸の串に挟て立ル、遠近ハ家々に依て弓枝は定る也、

一草鹿と云事ハ木ニ而作る鹿也、又鶏の形を作る、鶏

の羽、山鳥の引尾など指て、馬場末打拜ミ奉りて射

るなり、

一円物トハ、的はまりのことし、上中下有、上ハ一寸

二寸、中ハ九寸、下ハ七寸也、七枝ニあつちを築な

り、されハ近き物を円物たけと云事イ是程なり

一山田正巖之親父自庵死去之時歟、夫利安慶哲居士ハ

山田越前守有信ニ而、たけき心を専らとして疵を蒙り、

名のほまれ有事度々なり、然に忠節の者なれハ内外

をいわす召仕しに、予五三年心地例ならず、おこた

る事なき船（を敷力）き、身のかハリになんいと、いひつかわ

しけるが、まことなる哉、夏の初つかたより病床に

ふし、水無月十四日に身まかりぬと聞て、あまりの

不便さに一首つらね、手向するものになん、

法印龍伯公

蓮葉のおきこほしたる露の玉の

おわりや君か為に捨らん

うらやまし消にし玉のおわりまで

いともかしかし君か言の葉（こき力）

一イ大玄院様泰清院様御初入部之時、山田正巖御目見被仰付ける

時、御礼相濟御次へ下り、私事ハ目不自由に有之、

殿様を能奉見儀難成候間、近比不成合之儀ニ候得者、

何とそ御前近く参り能奉見度と被申けれハ、御側衆

何の吉（苦力）しう候へきと有之二付、正巖悦び御側近く参

り、まぶたを引上ケ能被奉見け^(るカ)□となり、

一 太守継豊公御初入部有之、所々ニ御成有之、為御慰相撲・操など様々有之候、島津兵庫久^(住カ)任御宅へ御成之節、兵庫様 日新公いろは御歌を御持出候而、此節所々江御成有之候に御数寄之相撲・操など計り御慰有之候、又間ニハケ様事をも御聞被遊可然候と被仰、自分講釈を被為成被達貴聞候なり、

一 正月十一日御吉書初、御右筆於御前書之、

吉書

一 神社仏閣修造興行之事、

一 可専勸農事、

一 可懲納^(徴カ)国々年貢事、

右任三ヶ条之旨、申沙汰之状如件、

年号月日

御実名御判

一 寛陽院様御代御用人高橋^(種周)左門殿、御役御断之願被申上候ニ、程経て後、伊東小源方より今日上使として左門殿宅江罷出候旨知せける故、門外ニ待請、書院ニ請せられける、小源上使之趣、此内御役御断之願書物得と御覽被遊候、とうひしがれめそうとの御意

之由被述ける、左門との承知、扱々難有上意、此上ハ勤得申限りハ相勤可申旨御請御礼被申上候と也、左門殿は後道慶と申けると也、

一 様^(マ)御代御大老堀田築^(筑カ)前守正俊謀叛之企あり、稲葉石見守正^(休カ)能殿ハ堀田殿取立之大名なりしに、此企の事を聞及れ病氣と称し、永々引入思案工夫有、其後出勤有へしとて玄喚ニ立出、家来共へ向ひ、今日我等面色如何と問せらる、家来、未平生の御面色ニ而無之由申けれハ又引入、十日余り有て又右之ことくなる事三四度に及べり、其後又面色を問せられけるに、今日者御平生に替り給はずと申けれ者、石見守殿悦喜にて登城あり、御役人衆列座候処江出させられ、御用被申上体ニ而筑前守殿之側へつ、と寄、脇指を抜、筑前守殿を被突けるに、満座の面々取掛り石見殿の背を散々に切られけるに、石見殿ハ筑前殿を押へ刀を突立なから、振り返り見て、につこと笑ふて居させられけると也、石見守殿ハ其時四十五才也、扱石見殿死体御改候に、袂に書置一通入させられける、又跡を御禿し候ニ付、石見殿宅没収として何れも行

れけるに、家内庭前美々敷掃除して床に石見殿自筆大文字に、為君乱心すと書有之けると也、是ハ寛明日記に委く有之候、

〔貼紙〕鳩巢小説二曰、外史氏曰、小説ノ堀田侯稲葉侯ト刃傷ノ事、一己ノ私ニテ大老ノ筑前侯ヲ殿中ニテ害シタルヤウニ書タレトモ此説大ニ非也、稲葉侯死亡ノ後ニ其臣ヲ大公儀ヨリ召サレタリ、右両侯刃傷ノ子細・所由ノ一向ニ知レヌ故也、彼臣ニ仰有シハ、稲葉侯平日ノ言行ニ何ソ今度事ニ思ヒ合タル事ハ無哉ト尋有シニ、其臣ノ言ヤウ、少モ思ヒ合タルコト無シ、常ニ甲陽軍鑑ヲ好テ見タルニ云ク、高坂彈正ヲ皆忠臣ナリトイヘトモ、純粹ノ忠臣トハエモ思フマシ、高坂事勝頼ヲ諫ムルコトカ(マ)タリトイヘトモ益ナシ、其諫ヲナサンヨリハ跡部・長坂ノ二佞臣ヲ殺シタラハ、其諫諍ノ本意モ立ヘシト云コトヲ承リシトソ、堀田侯(仲力)ノ忠兄ハ脇坂侯也シ、堀田ヨリ養子ニ来レリ、養子死去ニテ堀田ノ家ハ三男相続ナリ、即筑前侯ナリ、此変ノ時ニ大下馬先ヨリ以ノ外騷擾ス、此脇坂侯在府也シカ、誰カ彼カト聞ントテ人ヲ駈サ

セ玉イシニ、程ナク堀田侯刃傷ノ事聞ヘタリ、追付ニ、相手ハ稲葉侯也シカ、至テ浅疵ナリシト告来シニ脇坂侯、イヤトヨ、石見カ指タル刀ニ誰カ息ノネヲアクヘキト云レシトソ、此脇坂侯常ニ堀田侯ノ威福ヲ張ラレシヲ氣ノ毒思レシトソ、稲葉侯ノ平生モ悉シタルト見ヘタリ、稲葉侯常ニタメシ物ヲセラレシニ、虎徹ノ刀ヨロシキト幾度カ試テ脇指ヲ虎徹ニセラレシカ、彼時用ヒラレシ即虎徹ナリトソ、稲葉侯常ニ群臣ニ言シハ、御役儀ヲ勤シモノハ何事ニヲチトアリテ屋敷替有ルヘキモ不可測、其時ニ当惑シテミレンノ振舞ナキヤウニ、常々覚悟有ヘキ事ト誠ラレシトソ、西山遺事、貞享元年八月、堀田筑前守從四位下少將 紀正俊御大老ヲ稲葉石見守從五位下若年 寄越智正休江戸ノ御城ニテ差殺シ、石見守モ其場ニテ討レ候、其日ハ十五日也(徳川光圀)ケレハ、義公モ例ノ如ク御登城有ケルカ、御帰ノ時分如何思召候哉、世(破損)君及ヒ御連枝ノ御方ヲ御同道ニテ直ニ石見守屋敷へ御寄遊ハサレ、御内室へ御ネンコロニ悔ヲ仰入ラレケル、近キ親類ノ外ハ誰モ問ヒ申サル、人無シトソ、筑前守ハ權威甚敷故ニヤ、

見舞申サル、人門前二市ヲナシケルトソ、

一 太閤秀吉公の前に、幽齋・三齋兩人御出候を 太閤御覽して、

細川ふたりちよと出にけり

と被仰けれハ、幽齋老・三齋老か取敢す、

小車の通りし跡に雨ふりて

一 御当家御束帯の節、御乗被遊唐破風の長柄、武家にハ類なきもの也、昔將軍家御參内ノ刻、家久公御供奉被遊けるに、御長柄出来合不申候故、近衛様より御持合の御長柄被進候、則此御長柄今に御用ひ候也、馬に緞子の馬衣着せ候事も、其節 近衛様より緞子の馬衣御馬被遣候に依て也と云々、

一 細川三齋老御老身に成給ひ、此御方へも御見廻折々也、羽織を三ツ四ツ重ねて着給ひけると也、是ハ何事ニ而もあらハ羽織ハ拔捨、一働有へきとの御用心也しと也、

一 惟新公御小姓大山稻助上意打を被仰付、科人に切掛られけるに、此者した、かなるものニ而、大刀を振掛ける故防かね跡しざりせられけるに、後に稲こづ

ミ有けるにつまつき、是に倒れ掛りける處を科人乘掛り切んとするを、稲助払ひ切に胴ドゥを打切りける、是に依て高名なりと御感有り、稲故に命助りつるとの御事ニ而、稲助と名付給ふと也、

一 大山稻助朝鮮江御供ニ而御帰陣以後、諸士江段々御褒美被下ける御稲助を被召、何ニ而も望次第申上候得との御意なり、稲助被申上けるハ、平生引さき紙ニ而髪を結、朱鞘の長き刀を指、罷出申度との願にて、其通り被仰付けると也、

一 加藤左馬之助ハ一生自身之武功を不語人也と云々、
一 大山稻助弟大山(綱彦)三次は 家久公御側ニ被召仕ける、或時明友共三次の勇氣強きをそねミ、牛を怒せ引來り三次殿へ放シ掛けられハ、牛まつしくらに突掛りけるを礎と被睨けれハ、つと引返し退キとなり、三次の勇氣如斯、

一 東郷重位之所ニ而示現流稽古有けるに、大山三次殿案内もいわす其席にのそミ、上座ニ居て長き刀を床ニ立置、稽古を被見けるに、満座暫ハ物言人もなし、長谷場伝兵衛殿三次の前に居寄、士の相集り武芸ヲ

稽古仕に案内をも不言推参し、其上上座に直り無礼至極の体、近比以士二不成合の被成方二而候、彼床に被立置たる長き刀杯何の役に立物二而もなく候、

不屈千万の事也と苦々敷被云けれハ、三次との腹立二而、去ハ勝負参らせんと彼長き刀を抜て庭二出られける、伝兵衛殿者短き木刀を被持出られけるに、

三次殿大刀を振廻し土煙を立て打かけらる、処を伝兵衛殿ひし／＼と打付、散々被打けれ者、三次殿不興にして出去れける、扱いつれも彼三次ハ当時出任(頭カ)

人にて其上勇氣ものなれハ、此分二而ハ事済ましと申内に、三次御見舞申候と取次ける故召呼入けるに、酒肴持参し麻上下を着し、重位二弟子付なり、

一太守継豊公御家督士踊之時、下之人数島津兵庫様御屋敷の前にたむろしけるに、殊の外行儀ミたれ下知すへき様もなかりけるに、一番太鼓を打けれハ何の事もなく引立、少もミだれずさら／＼と参るを伊東

一空老被見、兵庫久任様江参り、あれ御覽被遊候へ、御国の士ハ氣遣無之候、ケ様ニミたれ立候へとも一番大鼓にてケ様／＼の次第、人々心掛候に依而也、

何程ならし候得共、此儀者格別の事二而候、人々の心掛一ツ二而候、是を御覽候而御推察候得とて、涙を流シ被申候となり、

一泰清院様御齒痛被遊候節、御局が参り、御齒痛二者金の御楊枝御つかひ被遊候得ハ能候由被申上けれハ、則為御作御つかひ被遊けれ共其験もなく、御楊枝ハ御局ニ被下候となり、寛陽院様此儀を御聞被遊、薩摩守者馬鹿也と御意候、其後綱久公御対

顔二度々御入被遊候得共御言葉も無之、御迷惑之処に或日光久公御意ニ、金の楊枝二而齒糞おとされ候とも落るまし、馬鹿な事を被致と有之候二付、

綱久公殊之外御迷惑被遊、御次ニ被遊御坐候時に、別府式部左衛門殿光久公江被申上候ハ、御前様ニハ左様ニ御意被遊候得共、世上の取沙汰二者、御前(様脱カ)

よりハ薩摩守様能被遊御坐、日本一の殿様と取沙汰仕候と被申上けれハ、左様ニ云かと有御意也、扱式部殿御次ニ被下けれハ、綱久公手を御取、扱々只今の申上事忝被思召候、永々御忘却被遊ましと御涙を

流され御意候となり、

一 泰清院綱久公御在府之時、御出(被遊脱カ)御帰館之節ハ御吸

物・御銚子被召上候に、或時冬御盃を御取御涙を被
流候ニ付、何事ニ而御坐候哉と御尋被申上候へ者、
今日の寒きに供の者共を見るに雪に踏入て行、又彼
非人ともが雪の中ニこもをかつきてふるひ居るを見
るに、同じ人間と生れ、身共ハケ様にケ(行カ)様に生れ果
報ニ生れ逢、天命とハ云ながら、不便成事也と御意
候となり、此儀を平田可竹老 太守公江度々御嘶被
申上候となり、

一 光久公御通り筋二垣を致し、つく繩ニ而結候を御覧
被遊、是ハ前々常の繩ニ而結候が何ゆへケ様ニ有之
ぞと御尋ニ付、常の繩ニ而ハ早く朽候故、つく繩に
仕候得者御勝手能候由吟味仕候と申上けれハ、夫ハ
悪く候、早々本のことく仕替候へ、身か勝手ハ能候
得共、ケ様之儀共無之(有之候ヘハカ)、下々の者共の勝手あしく候
との御意也、

一 島津主殿殿江戸ニ御詰候に、(総州カ、吉良)綱州様御着前何か御
機嫌之悪く有之、主殿儀御目通遠慮被仰付候間、御
着之節御目通江罷出間敷旨、先達而被仰渡ける、扱

御着之日、主殿殿表御玄喚ニ御出候ニ付、いづれも
御目通遠慮之儀ニ候由申候得共、主殿殿、御目通遠
慮杯と申儀ハ御内々の事なり、御着ニ付御旗本衆杯
何れも御出候ニ、家老として御玄喚ニ罷出候而ハ
不叶儀ニ候、如何ニ御意ニ而候共、主殿儀者罷出候
と云て聞入不被成候、(総州)綱州様御中途ニ而此事を御
聞被遊、表御玄喚よりハ御入無之、東御門より御入
被遊候と也、

一 一家久公御小姓大田新太ニ、徳田大兵衛罷出候ハ、ケ
様ニ仕候へと被仰、大兵衛と被召けれハ承、御次よ
りつとつと立て御前へ被罷出所を、新太つと寄、き
んたまを取候へハ、大兵衛痛さの余り南無阿弥陀と
申ける、其先をと御意有けれハ則、

六字も二字に成にけり大田新太にし、をとられて
一 光孝天王(皇カ)之御子(アマコ)ニ天代王子と申姫宮まし、ける、
盲目ニ而おわせし故、叡山ニ御住居有ける、御父帝
より、御盲目の事なれハ御尉(慰カ)ニも可成物を御望ミあ
るへき旨勅諭有けれハ、御盲人にてまませハ、同
く盲人共を伽に御つかわし有度由御申候故、座頭を

遣されけるに、王子の御前に出る者の位なくてハとて、叡山の僧官検校と云官を賜ひてける、此官計二而ハ余り高官なりとて又勾当と云官を付ケ、夫より以来、しぶん・しど杯と官付けるとなり、検校ハ大納言・大僧正の格、勾格(中)ハ中納言のよし也、薩摩・大隅・日向三ヶ国を日本の惣座頭二下シ置たるとなり、今二六月十九日光孝天星(皇カ)、二月十六日二天代の王子を祭るに、御職綱引の平家ト云物を被語、其内ニ鳥羽のあなたに引付たりと云文あり、是を被語に座中一同に、やあと声を掛る、是ハ三ヶ国の年貢を座頭共集り車を引て鳥羽ニ引付たると云事也、やあと者引声のよし云伝ふと抜本勾当常都咄なり、一家康公或時御庭ニ而鼻紙を一枚御落被遊けるか、則御捨被成御懷中候を御側之衆奉見、目引して笑ひ候を御覽被成、扱々其方共ハ不屈成者哉、此紙一枚をしわくて取といふか、千東方東何共思ふ事ニハあらねとも、我三河より起りて今斯天下の主と成たるも、此紙を一枚捨さるの心より起りたる也と、大に御しかり候也、

一自幼少到于今迄得意候事(御脱カ)、七生之御縁かと存候、此節黃門君御供申切腹仕候思召出され候は、跡ニ而噂草の陰にて、

入逢の鐘もかきりのありと聞ハ

猶も此世そ思はさりけり

虚白了無居士かたミク

久保平内左衛門様(之昌)

生年廿八

右手紙ニ書付而被送けると也、居士ハ愛甲次右衛

門殿なり、

一樺山五兵衛入道紅文、若キ時分谷山ニ何かの檢者ニ被行けるに、宿の亭主大男ニ而健成物也、或時其母朝茶吞二紅文を招ける、扱四方山の嘸に紅文、其方の子息ハ殊之外健成男也、親父ハ嘸々大男ニ而有つらんと被云けれハ、母申けるハ、成程父か一かさ大男ニ而殊ニ美男ニ而有之候、是者上方の人ニ而候由被申候か、いととなく此所ニ居付被申、私ニ者是ニ奉公いたし居候が妻と成、此子を持候、不審成事有之候、一年ニ一度計ツ、振売の者参り、文箱の内に金を入て参り、是を夫ニ与へ、三日計も逗留して帰

り候事、六七年ニ及候、其文箱の内金私共不見馴物故、何と云物ぞと尋候へハ、是ハ小判と云物なりと被申候、扱或時又彼振売の者参り候が、二人何事か被申、大ニ啼被申候か、其後彼者不参候、其者参候便ニハ書状杯数多参り候を、彼者不参成候後皆焼捨被申候が、今に彼人の道具ハ一ツも残り不申候、替りたる人ニ而有之候ニ、老年ニ及ひ病死被致候と語る、紅文、是ハ極て秀頼にて有つらん、大坂落城以後薩州に被下たると聞つる事もありと思ひ合、様々の事を尋問れけると紅文の咄し之由大様を記也、所ハ谷山木の下門と云々、

一大坂夏陣之節、中納言様^{家久}半途ニ而落城之由を御聞御下国被遊、頓而^{洛力}又御上落あり、家康公御目見有り、御閑所ニ而暫く御蜜談ありけり、此御閑所之事知人なし、是ハ秀頼之薩摩居住之由を被仰上たるにもや有らんと申事なりと云々、

一大坂落城之時、向井将監殿ハ御船奉行ニ而川口を堅められけるに、^{皮力}猩々波の陣羽織のすそを城より打出す、鉄炮ニ而打摺たり、其後城中の堀より大川舟一

艘大勢取乗たる体ニ而漕出しける、すわや落人なりとて軍勢一同ニ取囲むを、船中より鉄炮を打出し、鑓・長刀ニ而防きける故容易ニ難討、其上追風ニ而帆を上げたれハ暫時ニ沖に馳出て、家康ハ能家来を被持たりと云声してどつと笑て行方知らす成けると也、是ハ向井将監日帳ニ書載られ候と也、小笠原郷左衛門殿江戸居住之時、其日帳被見たりとの嘶なり、前の二ヶ条、此ヶ条、三事を以見る時ハ、秀頼薩摩下国無疑事歟、

一 山本春正薩摩へ下りける時、或所ニ而酒宴之刻、美童二人同時に盃をさしかけられけれハ、春正、

うしつらし同じ思ひをふたかたに

車のわたりかけてこひつ、

一 空の海雲の波たつ月の舟

星の林に漕かへる見ゆ

柿本人丸

一大坂にて傍輩をあやまり候ニ付、御抱被下候得とて御屋敷参り候^{平力}穿人あり、樺山紅文被聞立出被見けれ者士の様子也、紅文、此方を頼来ルハ其方かと被問けれハ、成程拙者ニ而候、紅文云、扱々不屈者此方

屋敷杯を頼来り、悪きもの哉、士二而ハあらしと、穿人聞て大ニ怒り、士二而有ましとハ心得すと云、紅文云、其訳ハ、今士が傍輩をあやまり生て居らる、者か、傍輩を殺さハ則其所ニ而切腹すへき也、夫を傍輩を切なから士の格を迦し逃レ来て屋敷を頼むハ士二者あらず、早々出行候得と被云けれハ、穿人涙を流し、扱々御言葉ニ而落着仕候、私ハ何の守家来何某と申士二而候、扱も恥ケ敷事を仕、御面目も無之候とて出行候となり、

一 太守継豊公御初入部之時、御下屋敷江被遊御入、御島台御盃御取上之筈、晴天俄ニかき曇り、大雨一通降て又晴天と成、此雨此辺計りなりとぞ、

一 御旗竿切候山、出水ニ一ヶ所、大根占ニ一ヶ所、旗山大明神鎮座、御旗竿切候節兵道者參、此竹寸尺由とゑらミ切候に根をほりぬき候に、必勝栗一ツ入有之候由申伝たりと云々、

一 川内大平寺ニ大黒あり、或時小僧掃除するると大黒に向ひ、棚の隅ニ居て何の役ニも不立、此寺塩少きに塩なりと多くしてくれられそふなものと云、其後

いつとなく此大黒無くなりけり、人の盜ミ取たるかなと云けり、或時僧一人来り、此寺へ塩持来るへし、受取候得と云て去ける、頼而馬数十疋ニ而塩を負せ人来りて、此寺へ塩持參れと申候而納メ来るとなり、其後此大黒忽然として今ニ有り、夫より塩大黒と号ト云々、

一 太閤秀吉公ある雪の降ける夜、金森宗和を被召御茶事有り、深更ニ及ひ候、大閤被仰候者、此戦国之砌、大坂中に雪を賞翫して茶を立候者有之間敷哉と被仰けれ者宗和承り、当時合戦最中の折、殊に夜更誰有て雪を楽ミ茶を立候者、存寄も無御坐候得共、有や春慶と申者ならで、外ニ気寄も無御坐由被申上、大閤御聞、是ハ奇特成者也、直ニ御越可被成候間、宗和御供可仕由被仰、纔の御供ニ而御歩行ニ而御出なり、宗和御案内申上、春慶宅へ參り戸をたき、春慶ハ内ニかと被申、春慶、誰にて御坐候へハ此深更ニ及ひ御出ぞと問ふ、宗和承り、大閤様御出也と被申、春慶大に驚キ、十徳を手に持なから御向ひに罷出御案内申、小座へ賞し奉る、大閤被仰候者、

当時合戦之折、殊ニ深更ニ及び此雪を賞翫し茶を立候者ハ春慶ならでハと御間被遊御越之由被仰、時に釜(湯カ)の陽殊之外能立候折ニ而一入御喜悅ニ而候、春慶畏リ、余(不カ)リ被存寄御出故、何を進上可仕様も無御坐候とて、白木三方ニ白米をあらひ土産ニつぎ進上仕候得者、殊之外御褒美にて御茶被召上御帰宅なり、其翌日御褒美として米百俵拝領被仰付候となり、當時世上ニモテ遊び候膳具類ひハ、皆此春慶より始る、一大始良の岩戸大明神の上ニ高キ石ある由、此石の上見たる人なし、其社の神主黒木左京と云者石の側の木上り石上を見けるに、石上に小池あり、塩の満干有て、鮒(フナ)二疋・鮑(アヒ)二ツ有之由也、

一中納言様箱崎の沖ニ而大風波ニ御逢、八幡ニ御立願候得者、見馴ぬ蜷数多く御船にすい付ける、是を二ツ取候ニ一同ニ落て見えす風静りける、則八幡ニ御参詣御神楽あり、社人先の蜷と同じ蜷二ツ神前ニ備ふ、其故を御問候得者、神慮納受之時此蜷見ゆ、則神前ニ備候、常(海カ)は毎底ニ有物ニ而候、此神楽神慮ニ御叶候と申、家久公先の船の事を御語り被遊けれハ、

皆大ニ感心す、蜷の名をホウザイト云、此蜷を御持下り川内の前ニ御放チ、八幡を勧請し給ふ、此蜷今に川内ニ有之候と云伝たり、一杉山八藏殿一周忌弔、伊東一空所ニ而いとなまれける時、平田可竹翁、

言の葉もなくてそのまゝ、こほれつ、

涙やけふの手向なるらん

一光久公北郷(久加)佐渡殿へ被遊御成候時、佐州大学を持出、殿様にも御存知之事ニ而候得共と被申上、自分講釈なされ被達貴聞候となり、

天保十二年辛丑三月写

名越氏右源太 篤烈



浦之浪中終

(表紙)



浦の浪 下

一都の嵐山に露身といふ人住ける、後水尾院嵐山行幸の時山中に煙の立ければ、あれはいかにと御尋有けれハ、露身と申世捨人の住しと申上けれハ、露の身を嵐のやまにおきなから

世にあり顔に烟立なり

と遊ハされたる御製を承り、露身、

世にありとおもはねハこそ露の身を

嵐の山の煙とハなせ

一楠正行討死の時、吉野の皇居に參給ふに、正行は未妻も迎へさる間、被召仕女房の中にていつれ也とも可被下給之旨勅諭有ければ、正行は兎角の御請もなく心に斯なむ、

迎も世になかろふへくもあらぬ身の

かりの契をいかて結はむ

一庄内御陣之時、平田(宗次)三五郎殿若輩にて深手負、草原に被臥居けるを、新納忠元其所を馳通られけるか是を見て、

きのふまで誰か手枕に乱れけむ

蓬か本にかゝる黒髪

と言捨て被通ける、扱平田氏を陣屋に昇入、様々保養有けれ共深手にて中々可生も不見得処に、念者也ける武彦(延治)左衛門殿被来けるを見て、扱々以前より其方待兼候、御頼申度事御座候、御請合可給やと被言ける、彦左衛門殿、いまめかしき事を承候、何事

にても被仰候へと有けれハ、某儀 殿様江殉死之儀
申上置候処ニ、今思はずも手負迷途(冥カ)に趣候、 殿様
被遊御他界候ハ、私名代と被思召殉死を遂て給ハ
らん哉と被言ければ、彦左衛門殿被聞、いと安き事
也、心安被思召候へと有ければ、三五郎殿ハ殊之外
被悅、終に此所にて空敷なられる、其後 義久公
御他界之時に、平田三五郎名代武彦左衛門と名乗、
殉死を被遂けると也、

一 鹿兒島屋形御回祿之時、平田助右衛門今壹人、兩人
御使江戸江參候、火事の様体を被遊御聞由ニ而、

大玄院公御座次ニ而御側衆助右衛門殿江被尋候に、
段々様子申上候処ニ、日夜遠路草臥候而些分り兼候
を被遊御聞、御側衆を被召、輕我共ハ無歟怪と御尋あ
り、いや輕我は無御坐候と被申上けれハ、左様なら
ハ能候、家ハ焼ても作り直シ候、人の輕我さへなく
候へハ能候、使之者草臥たるよし、休息させよとの
御意也、

一 日本へ渡り給ひし唐僧道者元(超脱カ)は大徳の人也、隱元禪
師渡り給ひて後道者元来り給ひし故、隱元之徳あら

はれざるに依て隱元之弟子共、道者元に毒を与へ奉
る事三度に及ふと云とも、道者元毒と知ながら、本
心發明したる人には毒はあたらぬもの也迎、喰給ふ
に何事もなし、其後道者元日本を六ヶ敷思召、又唐
江帰給ふと也、

一 龍伯公(義久)分飛隈(前カ)の城ニ被遊御座候時 惟新公被遊

御參、大手御門前の大道真直ニ御座候間、懸り能相
見得候、彼大道を御曲被遊候ハ、如何と被仰上けれ
は、成程此内より左様ニ存候、只今御辺の言葉、道
を曲るとあるハあしく候、大道ハ直成こそ能候、重
て言直し給へと御意也、

一 鉄炮は初め種子島江渡り、甲州時代はやりたるよし、
御国江渡りたるは其前百年計の事と云々、

一 唐にて一門其外心安人なと子出生の時、祝儀に酒肴
日本のことく遣す、古人の徳有人の手跡を壺枚添て
遣す、是其子に古人の様にあれとあやからせての事
也、然れとも古人の字多く無もの故、譬は東坡(蘇軾)の字
をと云へハ、東坡流を能書人に頼ミ東坡の名印迄押
而遣也、後には古く成て進物用にも立ぬ時に売也、

是多は古人の手に紛ると琉人玉城親方静隠様江嘶候
由也、(木村探元)

一東海寺沢庵和尚遠国へ流され御免あり、可被召帰由
を聞て、

めしならハまいりたくわんおもへとも

お江戸の方ハむさしきたなし

一太閤秀吉公御辞世

露と落露と消行我身かな

難波の事も夢の又ゆめ

一大玄院様御代ニハ、御屋敷中にて御備御行列を折々

被遊 御覽候、或時御下知ニ而拔身の刀を持、御備

ニ走り懸り 御駕籠廻り江向ひ、私只今子細有て人

をあやめ候、御備の内に御かくまひ被下候へと云、

御駕籠廻りより壺人出て、安き事に候へ共、近キ比

より大名備幾人と 公義より御定被仰出置候故、か

くまひ候とも紛れ有間敷候間、罷成申間敷旨返答也、

是を被遊 御覽候而御褒美ニ被思召候と也、

一或大名通り給ふニ旗本衆馬にも不乗被通ける、供廻

りに大名の備より少し障けるに旗本衆大に立腹し、

何の守殿と見請候、御待候へ、御直ニ可申事候とて

鐘を取て被懸けるに、大名備急ニ道を早め屋敷江入

給ひける処に、付入ニ玄喚ニ来り、是非御目ニ可懸

候、無左ハ御玄喚御借候へ、切腹仕候半と云て被居

ける故、段々断申候へとも不被聞入候処、御目付衆

被參、御帰可被成旨被申候へ共、旗本衆、一分立不

申候間、如何被仰候共罷帰不申と被言けるを御目付

衆、一分も立、宜筋ニ取計可申候間、御帰候へと云

て旗本衆被帰ける、其後 公義より、大名ハ無礼之

至り不似合仕方也逆御改易、旗本衆も馬ニ不乗被參

儀旗本の格を迦シ被申候と有て、是も御改易被仰付

候と也、

一或大名と大名、小路の十文字成所ニ而、一方ハ堅、

一方ハ横ニ通り懸り給ふ、込合可致様無之候処ニ、

堅ニ行れし大名の駕籠廻りより大音上ケ、何の守殿

と見請候、込合候間此方備の大明ケ申候、御通り候

へと申候付、何事なく備の中を被通けるとなり、其

後為被通大名の方より礼使等被遣たるとなり、ケ様

の込合ニ而大名の備ニ障り候へハ、殊之外六ヶ敷事

也と云々、

一朝鮮入御屏風出来候砌、渡海したる人残り少く、鳥津図書殿・川上久田因幡殿・仁礼頼親小吉殿、平人二者測辺量右衛門殿・御草履取奥閑助、此人数生残り二而、段々朝鮮入之儀を図書殿・因幡殿など被仰、末座二罷居候閑助二、何とケ様く二有之候、閑助も可寛居なと度々被仰に、幾度も、成程左様二而可有之候、私二者存不申と返答申候付、心安き友、閑助朝鮮陣の僉儀之節何事も、左様く被申儀合点の行ぬ事も、重役衆被仰候とも我か寛之通ハ被申上可然哉と言、閑助被聞、されはとよ、拙者共ハ御草履取之事二而不断 殿様の御後二罷居、何卒矢玉も参らぬ様に御前江立申度候へ共、御草履取なれば是非に及はず、只 殿様の御事をのミ一大事二奉存といへ共、鉄炮の音を聞、矢の飛を見てハ中々恐敷事限りなれば、殿様の御事も奉忘故、折角不奉忘様二と是のミ心を尽シ、脇の誰か功名、何某か逃たるなど、中々おもひも寄ぬ事氣も不付候、流石重役共被成衆ハ身共二ハ替り見聞も及はぬ事を被仰、初て承る事

のミ也、如何様御隙有て彼是に御心を被付たる二而候半、また羽など御付候て御廻り候事共にやと不審二存る事也とそ咄也と云々、

一御分国中の寺、前代より門無之候と也、然るを龍伯公か 惟新公かの御代に、門無之候へハ盗人等の用心不堅固二御坐候間、門を建候様二と願申出候付御免有之候、然るに寺は人を助る為なれハ、門を建候へハ、人に被追懸などして頼ミ来る者有之候半時、門戸閉有之候而者寺の詮も無之候間、門の外添柱を立、門戸閉ても登り越候程いたし可然旨被仰出、于今門外添柱を立、横木を入て有之なり、他国にはなき事也、

一日高為春、樺山忠郷相馬殿を夢に見て、覺てよめる

さめて今枕も浮ぬ涙河

なき影通ふ夢のうき橋

見し夢の名残かなしや渡り川

かへらぬ浪にうかふ面影

一吉貴公被遊 御隠居、礮御屋敷致出来候砌、鳥津兵庫久任住方様被成御参、御庭にて、

所から折からあかぬ気色哉

儀辺の秋の棹鹿の声

(齋力、藤孝) (閉力)

一 細川幽齋田辺城に開れて、既に落城に及ぶ所ニ勅使

下向あり、幽齋は古今伝授の人也、当世伝授絶むと

するの間、寄手退候様ニと有之、寄手退散し幽齋虎

口の難を遁れ給ふ、御子三齋老被成御聞、親は男道

すたれたりと仰候を、幽齋聞給ひ涙を流し給ふと也、

一 細川三齋老京都町人共江馳走し給ふ事有て、六条河

原にて饗応有けるに、三齋自分鱸包丁をし給ふ、其

後町人共沙汰しけるハ、扱三齋様、鱸包丁は海鱸を

被成たり、六条河原は川なれハ川鱸をこそ被成筈な

るに、三齋様程の人の如何成思召にやと申けるを、

三齋老伝聞給ひ、扱々町人共ニ而左様の事ハ心付間

敷とおもひしに奇特成事の不審也、彼六条河原は昔

融大臣奥州の千賀の塩竈を被移させ給ひ、此所は海

辺の眺望なれハ海鱸を被成たるよし被仰たると也、其

後人々承り、大に奉感と也、

一 琉球人唐江行に旅宿にて、明日ハ精進料理にせよと

言付ける、扱朝膳を出けるに汁菜魚肉ハなけれとも

魚の油夥敷浮て有けり、琉人怒りて亭主を罵る、亭

主大に笑ひ、琉球国などの小キ所ニ而ハ左様ニ言事

尤也、此広所ニ而ハ其様成小キ事ハなきぞ、精進ニ

ハ魚肉さへ食せされハ能ぞ、昨日食たる肉ハ今日身

中に無哉、我心を精進せん為計也、小キ事言とて大

に笑ひけると也、

一 昔近衛様江参り百姓共、今年は不作故訴訟ニ参候迎

稲を持参す、近衛様御覧有り、扱々不屈成者共哉、

奉行人共物を知らず、此訴訟を取揚事ならず、此稲

は二番生也、古歌に、

賤の男か山田に植し三節草

ふたふしあるハまたたねの色

此稲ハ二節成間二番生也と御意也、百姓共承り、迷

惑にて帰けると也、

一日新公御看経所ニ、新納刑部忠元後武藏・川上将監久

明・鎌田尾張守政年寛栖・肝付弾正兼寛、此四人御

家に無而者叶ぬ者共也と、長久を御祈り遊され候と

也、

一 台徳院様御前ニ、立花飛彈守・加藤左馬頭助嘉明力友明候而

御物語序ニ、高麗ニ而如何成珍事を見たる哉と御尋也、飛彈守答て、鯉の魚の四尺計成を見候と、大國成故可然と 上意也、嘉明申上には、奥入之時虎出て去者の甲のテヘン食切候を、脇より鉄炮にて其虎を射殺候と申上、公兎角御答無シ、嘉明被思ハ自然偽とや思召さる覽と存、急ニ国許へ飛脚を遣し、何某か虎より被喰切たる甲早々登せ候へ迎取寄、本多佐渡守殿江、日外御前ニ而ケ様〳〵の御物語申上候へハ、御前の小姓衆など偽の様ニ被思候故、取寄候と被申候、佐渡守殿、是ハ珍布事なれば上にも可懸御目とて上覽ニ被備候、公御覽有て、左馬は律儀成人と御称美候と也、

一 台徳院公林道春ニ御尋、太閤の京の城を聚楽と名付給ふハ如何と宣ふ、道春申、欲楽極テ衰情多と申候へハ不吉の名也と申、公、我も若輩なりしかとも其時さおもひしと宣ふ、

一 泗川軍敗れて後通辞孫次郎語る、赤備大将ハ孟郎爺也、惣軍戦死八万と云々、此孫次郎元来大明人也、故有て薩州穎娃の民原の百姓下人に成て居たるを、

穎娃殿乞取て 太守様九州御退治被遊候時方々ニ被召列し医道心得有故なり者成故、能 御家の武功を知て居たる人也、孫次郎ハ此方ニ而之名也、其後大明ニ帰り通辞ニ来る人也、

一 岩槻・松山・河越・江戸、四ヶ所の城を道灌一日ニ繩張し城取し給ふにより、世間皆是を天狗の繩と云々、

一 ちゞハにて川上左京鎧武者を被突候へハ、鎧すへり突留不申儀残念ニ被思、染川帯刀左衛門に刀鎧作らせ其鎧にて隆信を突被申候、是ハ川上高山翁備山カ、久國の咄也とぞ、

一 元和二丙辰正月、家康公駿州田中近辺御鷹狩の時より御煩付被成、卯月十七日逝去三河記に見えたり、此時將軍秀忠公土井大炊介利勝を以 家康公江言上は、御病悩平愈の期不知、万一不慮の失共候ハ、天下の大事ニ候間、被思召置儀候ハ、被得御助言度旨を大炊介被申上、家康公宣ふ、將軍被入念之段尤也、天下の事思置事なし、譬ハ下手の碁打上手か壱手二手助言を加へても其手末不通、如其天下の事今我一手

二手助言しても、將軍下手ならハ末の遂事有間敷也、
故に一言を不出と宣ひけると也、

一家光公御前江堀田加賀守前髪落して被出ければ、

あれてしもその名ハ残る古への

志賀の都の花の面影

一それ生るより死の初めとする、も、彼本郷伊予守は
弓の師と頼しより朝な夕な馴し、わかれのおもひ淺
からむやハと、ことにもろくの道を学ひし人なか
ら、わきて空飛雁の声を聞て夜中に矢を放し、柳の
葉も百たひ射つへき者也、唐土の文をふかく伝へ、
春は花の下に詩をうそふき、秋は真如の月に心をす
まし侍しに例ならぬ身と成、慶長廿年弥生の末に獲
麟の夕となりしかは、手向し程に一首つらぬるもの
ならし、

少将家久

馴々て見し世の春も限りそと

うつろふ花の跡の悲しき

一無着尼は金沢越後守顕時の女にて足利讚岐守貞氏の
後妻也、貞氏薨せられて後、美濃国松見寺の老尼に

随ひ薪水の勞をかへりミス、暇有時ハ禅床に座す、
八月十五夜谷に下り水を汲けるに、桶の底抜けて水
皆尽けれハ、(忽力)勿然として大悟し和歌を詠す、
とにかくにたくミし桶の底ぬけて

水たまらねハ月も宿らす

後洛の北松木島の辺に一字を立、景愛寺と名付、住
如大禅師と云、又俗に千代能姫と云なり、

一朽木の紅葉 源三位頼政、又ハ 後水尾院様とも聞、

つたかつら谷の埋木秋ことに

おのか葉ならて紅葉しにけり

一細川幽斎老の妻の局に一木の梅有り、花の盛りにハ
匂ひことに閨に薫しける、或時幽斎局に御出有ける
に女歌詠て書けるに、是を御目に懸る事恥か敷おも
ひ押揉てのミけれハ、嫉妬の余りに胸を断割見給ひ
けれハ歌あり、

人ならハ浮名や立む小夜更て

我手枕にかよふ梅か香

是を御覽していとあはれに思召けり、其折彼女のい
もうと斯なん、

いそかすはぬれましものを旅人の

跡に晴行野への村雨

一後水尾帝御宇、大猷院家光公御参内あり、主上御劍を御拔御手に持給ひ將軍江、当分公家一統に雖及困窮一向憐愍の沙汰なし、朕是を見るに不忍、先此劍を以朕を殺せとの勅詔也、扱其後將軍天盃頂戴あり、御返盃の御志にて席を立給ひ御前へ御参り候を、遙の末座より色青さめたる公家衆高声にて、天盃は返さぬものぞ、下れと有けれハ、流石の將軍前にも不進、後へも退給はず御当迫候と也、此公家は中院通村也、其時は未位卑して其比は病氣ニ而引入有けるか、將軍参内と聞、是ハ一大事そとて、病氣を押而長髪の体にて末座に連り御座候と云々、其後將軍家より高四万石か御献上有たると也、

一松平隱岐守様か藤堂様歎の御祖に不道人有り、御手付なと度々にて御不行跡ニ付、其御親父様より光久公江被仰けるハ、世悴ケ様くにて何共可致様無之、薩州杯は古国にても御坐候得ハ、師匠共ニ仕人共御坐候ハ、何卒被遣下度旨ニ付、如竹ニ被仰付御師匠

ニ可罷越旨也、彼不道人此事を御聞、其如竹とやら云、(古カ)小坊主あり、(めガカ)我に何をか師匠すへき、来りなは大事のめに合せんと御怒り有けるに、如竹頓而参ける、扱彼不道人江御目見被致けるに、其方遠方より来り大儀ニ候、我等ハ勇氣を好て常に武道を心懸るに、如竹ハ何事を我に教んとて来哉と被仰、如竹承り、扱々只今の御意先以奉感、兎角御大将ハ勇氣を御好不被成候へハ叶ひ不申候、只今の御意結構成御事と被奉感ける故、夫より如竹を御饗応あり、漸々と四書など御聞被成ける、如竹の上にてても何歎ニ付而勇氣之事を被申ける故、弥面白被思召御学文被成ける、三年罷居御師匠被申ければ、最早能キ人ニ御成り有けるニ付、小勇ハ役ニ立不申候、大勇を御好ミ被成候様ニとの儀を被申上、御心得有て中々御手討なと、有事も一向無之、能き人に成らせ給ふ故、如竹御暇被申上薩州江下り、頓而屋久島安房江隠居也、安房にて于今人の居屋敷はあれぬ様にするものと如竹の被仰ける由、余之所よりは奇麗に住居候と也、(且カ)如竹隱居の折歳且、

為客多年交世塵 帰来生喜故郷春

只今天下太平日 茅屋解衣安此身

一近衛家久公江於須磨様御上京之節、寄り竹の大き成

を壹本、唐の硯石を被進けるに、御謝礼の御詠歌、

呉竹のよ、伝むと見る石に

浅きをはつる筆の海哉

一滴本坊、名は眼乘、又猩々翁、号松花堂、寛永十六(年脱カ)

九月十六日死、五拾六歳也と云々、

一朝鮮にて(朱書)穎娃主水殿事ハ旧伝書にも見えたり、趣意おなしけれど少し異なる家久公唐人に御渡り合、千鳥の御腰物に

て御刀戦有けるを穎娃主水殿奉見、殿も時々ハ御(親智)

骨を折らせ給ふかよしと申て被居ける、公は漸く敵

を被遊 御討ける、其後主水不成合の仕方と 御服(腰カ)

立不斜切腹被仰付ける、然るに主水殿ハ大剛の武士

無比類人成故、内内にて遠島二遣、御機嫌を見合

可申上とて先切腹遂候由申上置ける、其後或時洲崎

にて御慰有けるに、爰ハ高麗新塞の川口ニ似りなど

御嘶有て、高麗軍之刻、穎娃主水か馳廻り具足着た

る様ハ能武士也しと御意有ける、今日共こそ究竟の

御機嫌そと伊勢兵部貞昌被申上けるハ、彼主水儀先

年切腹被仰付候得共、無比類者故何れも惜く存、切

腹仕候由申上置、年経候ハ、御機嫌も相直り可申

事も可有之と存、内々にて遠島二遣置候、何卒元の

ことく被召仕度者ニ御坐候と被申上けれハ、公又以

之外御立腹にて早々切腹可申付旨就 御意、無是非

檢使黒田嘉兵衛・讚良善助彼島へ渡り主水殿切腹也、

主水殿島にて弓・鉄炮を備、只今にても討手来らハ

可防用意嚴重也しと也、千鳥の御腰物当分 薩州様

御指料なりと云々、

一丹後局は八文字民部太夫江被遣、 忠久公も民部養

子ニ被為成、民部之姓惟宗姓故 忠久公其姓を御用

候、其後近衛基通公御契子ニ被為成、藤原姓を被用、

夫より御代々藤原を被成御用候、 光久公御時、御

位官之口宣に源と有之、夫より以来源を御用ひ被成

候と云々、

一鹿兒島諏訪祭は大会之儀なれハ、檢使として勅使を

申下シたるに表して頭殿を立る也、頭殿を勅使藏人

頭ニ表する故、藏人を略して頭殿といふ、昔 勅使

下れるなど、云は非也と云々、

一 帝王の御作を勅作・震作(辰カ)と申奉る、摂政・関白の作

を台作と云、帝王を北震(辰カ)ニ譬、北辰の側ニ台と云星有り、摂政・関白台星ニ表して如右申也と云々、

一 関白の御隠居を太閤と申、御剃髪を禪閣と申也、

一 近衛様御庭ニ長き池ある由、是は古の賀茂川也しに御先祖の池にし給ふ由言伝ふと、先年静隠様上京之節 家久公御誂有けるとなり、長き池の横ハせはきと云々、

一 太閤秀吉公諸家之剛兵を算へ給ふに、早晚先薩州の新納武蔵、夫より誰か家中の誰々と被仰、忠元を一番ニ御指を折給ふ故、紹巴忠元の事を大指武蔵と申ける、依之人もケ様ニ言けると也、

一 煙十文字

大原や小塩の山の横霞

立は炭焼烟也けり

一 庄内御陣之時歟、惟新公深更ニおよひ外江御出有けるに、新納忠元の陳屋焼火(行カ)明りける、御側衆江、見て参れとの 御意故参ければ、忠元焼火本二書物を見て被居けるに、此陣の焼火御覧遊され、見て参

れとの御事故参候と被申、忠元承り、只今郭公を聞候故歌一首仕覽と存、及深更候得共焼火を揚候との答也と云々、

一家康公天下御一統有、諸大名を集め給ひ、此以後天下静謐の謀思寄も候ハ、各無遠慮被申聞度との上意也、満坐未何と申人もなかりしに 中納言家久公被仰出けるハ、此以後弥天下安穩の謀私一事存寄儀御坐候、国々の諸大名之妻子を御当地江御引付置可然奉存候、此外存寄も無御坐候との御事也、誠ニ是ハ尤之儀也と 上意有けれハ、満座皆同意也、家久公重而、愚息未參勤不仕候間、先早々申越、是を召寄可申旨被仰上ければ、一段可然旨 上意也、早々薩州へ申来り 光久公御上洛有、此時薩摩守子息初而之上洛ニ付、宜御取持可仕旨路次へも被仰渡、御取持別而之事也、此時より大坂橋下 御通り之節人留の事も初り、于今 殿様御通之節ハ人留有之候と也、

一 孔夫子諸国を徘徊し給ふに、或時或所江やすらひ給ひ琴を弾しまし／＼けるに、老人壺人来りて弟子ニ、

夫子を如何成人歟と尋ければ、弟子、是は当時の聖人にて諸国を通り善を進め悪を退る人也と言ければ、老人聞て、扱々いらさる事をなさむよりは、静に引入てこそあらまほしけれと言て去る、弟子夫子二申、夫子聞給ひ、只人にてハあらしとて呼婦し給へハ老人来る、夫子、何を以善を進め悪を退るを無用の事と云そと問ひ給へハ、老人聞て、悪は世間になくてならぬもの也、善に對にていかにするとも尽る事有へからず、悪有りて善も有也、譬ハ形のことし、日当に出来ハ影あり、いかに除んとすれとも不叶、日陰なき木に入時は身の影なし、悪は日当のことし、汝何そ除事を得むや、影なき山林二入て静ならむにしかしと云て去る、孔子後影を見送り給ひて合掌し給ふと也是ハ宇治拾遺物、語に見へたり

事あらハ、いにしへいままでの道のかたはしをも語りなくさむこそ、こよのふのとけしや、人ことにかゝるわざをなさん事は、山林の中にいりてこそといへとも、たとひ山のおく、林の下に住とても、名利のこゝろはなれすハ、いかてかやすかるへき、たゝ市の中にすめるとも、こゝろから成へし、必所をゑらひ姿をあらたむへきにあらず、僧ハ僧のまゝ、俗は俗のまゝにて、柳はみどり、花はくれなひなり、一大玄院様福昌寺御仏詣之節、金子を御出シ和尚江御渡し、諸科人(とカ)も折角吟味僉儀して罪科に行事なれとも、前々より多人数之事故、其内二ハ無実の名を蒙り罪を受者も有へし、其非業の者共の為に此金を以施餓鬼をもいたし可然との御意にて、住持へ御渡し候と也、

一万の事さハらすか、はらす、わつらひなき身となり、春秋の花紅葉を友なひ、おのかま、に盃をかたふけ、世をうしともたのしみともおもはて閑に座せしむる折からハ、一枝の花をいけ一煙の香をたき、よき茶などのミふるき文を友とし、若心あらぬ人の問来る

三種神祇(器カ)、内侍所を智とし、神爾を仁とし、宝剣を勇として、是を常に 天子同座二被召置、天照太神の御傍を見給ふことく常に是を見給ひ、此三ツを以天下を治め給へとの 神勅にて、神武天皇より以来御同座二有之候を、人王十代崇神天皇の御宇二神

勅の趣を取違へ、忝も三種の神祇を御同座ニ被召置儀御憚り有との事にて、別に御座を構へ神祇を崇め給ふ、是王威の衰給ふへき初めとかや、十一代垂仁天皇の御宇、猶神徳を恐給ひ、太和姫に勅して神鏡伊勢五十館川(命カ)に崇給ふ、然る故三種神祇宝物の様に成りにける、其後撰政・関白の官始り、撰政の威にて王威薄成けるに、北条家撰家を五ツに分て撰家の威漸く衰て、武家に威の付事ニ成けると也、畢竟王威衰るの初は、三種神祇を遠さけ神勅を取違へ、宝物のことくし給ふより其端と成りけると也、

一板倉周防守様京都所司代之時、なたや何某と云有徳(重志)成町人、少の罪有て百日籠舎被仰付けるに、なたや子共、御門跡其外指立たる御方へ様々の賄賂をいたし、早く出牢の儀を御口を被添可被下旨申上ける、此事を所司代被成御聞、不届之いたし方ニ被思召、又なた屋二百日を御重め二百日の牢舎ニ成り、弥子共金銀を以爰かしこにまいなひをしける故、又百日を重め給へハ、重め給ふに付て弥賂を致ゆへ幾度も百日宛御重め有て既に三年に及ける故、なたや子共

申合、此上は江戸へ申上へしとて江戸江申上けるハ、親何某少の罪にて百日籠舎被仰付候、其後同被召籠候科人共は親より重き罪の者も皆出牢仕候処ニ、親儀ハ幾度も日数を被重、既に三年ニ罷成候、偏二所司代私の御政と奉存候、何卒早く出籠仕候様被仰付度旨申上ける故、江戸にて御評儀有り、是は不届の致方也とて、早速御老中連判之御奉書を以なたや早々出籠可被申渡旨被仰越、其御奉書京都に到着しけるに、所司代御奉書を御取被成、封を切給はず暫御思案にて同心共を被召、なたや儀成敗申付間、早速成敗可仕と被仰付、彼なたや元来(少罪脱カ)の者故御成敗いかにと猶予しければ、早々成敗可仕との事故則成敗いたし、其首尾申上候時トキ御奉書を御披き御覧有けるに、なたや出籠之儀也、則御返答に、御奉書之趣委細拜見仕候、然ともなたや儀□(ハカ)御奉書到来不仕先ニ、成敗申付候との御事にて、扨御役御断を被仰上、其趣、京都之儀ハ何事も所司代見込を以計ひ申事ニ而御座候処、なたや籠舎之儀など別而少事ニ而、ケ様の事を江戸より御差図有之候而者京都所司代之詮も

無之、何事も江戸御差図と罷成候而ハ威勢も無之候
へハ、何事も一々江戸江伺不申候而ハ不相叶筈御座
候、左様之儀ハ私難勤得候間、御役御免被仰付被下
との旨也、此儀江戸にて評儀有て、是ハ尤之儀、此
方の不調法也と□江戸御老中より御断に及けると也、
一龍伯公御代、本田次郎兵衛久親本田作左衛門殿先祖なり弓を引奉
り国分八幡宮二楯籠る、于時永録十四年也、龍伯
公被遊 御出馬、樺山安芸守殿副将にて国分を被遊
御責けるに、久親ハ責亡へし、神箭の恐有とて 御
旗を捲せられ手強御責候故、本田八幡宮二火を付落
行ける、樺山玄佐老(善久)一番二馳入被見けるに、柱に短
冊あり、

契りをく楨の柱も忘るなよ

又帰りこむ水莖の跡

玄佐老其裡に、

流れ出て帰る瀬もなき水莖の

跡はかなくも頼置哉

と書て矢に結び付、逃行本田か勢の中に射こまれ候
と也、

一鹿兒島内の丸観音ハ島津久世の墓所と云々、彼堂の
下にて御落馬御死去候と也、三拾壹才也、坊津二来
る唐人王栄と云者久世の御事を聞奉り、自然の事な
れとも御名乗悪し、久世と書てハ久しき事三十一と
書也と申ける久世ハ師久公御孫守久御子也、故有て、彼所ニ而御切腹、御落馬之説は非也

一江都の人の娘十三才ニ成けるかよめる、
共に名のた、むもうしとする墨の

音さへ忍ふ闇の玉章

一或知識に或人問けるハ、積善之家者必余慶有、積悪
之家ハ必余殃有と申候、楠正成はケ程の忠臣にて積
善之家ニ候得共、不幸にして三代にて家滅亡す、足
利尊氏は朝敵としてケ程の積悪人にて候得共、代々
天下を領して家長久也、此儀如何と尋ければ、答て
云、正成は三代にして亡ひ給ふといえとも、いまに
至て誰正成をそしる人なし、只正成と申せは尊敬し
て賤き者迄も其名をしらさるハなし、是積善の余慶
にあらずや、尊氏は代々家繁昌すといえとも、正成
ニ引かへ是を誹る事甚し、是積悪の余殃にあらずや
と答へけるとなり、

一中院通村公 勅使関東江御下向あり、其前家光將軍御參内之時、天盃ハかへさぬよし通村被仰ける御懐りにや、家光公御歌の師範に御頼、三年計被召留ける、或夜月を見給ひて通村卿、

入かたに我をさそへて夜なくの

袖の涙にやとる月かけ
露とふむさし野の月

其比家光公通村の器量を可有御覽との御事にて、最早三年計当所に居て嘸帰京之おもひ深るへし、此時古今伝授の事を被仰懸なハ、如何成通村も帰京に心ひかれて伝授する事も可有との御事にて、其旨御取次を以被仰聞けるに、通村卿聞給ひ、此古今伝授と申は和歌の器量に依て伝授仕候、帝王様にてても和歌の器量無之人ニハ曾而伝授不仕事にて候、將軍當時の威光を以伝授仕れと有て通村が、なぜ伝授可仕哉、ケ様ニ申上候ハ、カ通村カカ首を被刎候半、少も不苦候、中々威光ニ恐れて伝授仕事ハ、通村においてハ不罷成由御申有ければ、御取次の人も閉口して被帰ける、其後頓而帰京有けると也、

一寛陽院様御代御馬追ニ、二才共五六十人晴天に箕を光久吉野脱力糞カ

着し、或は裸になと成て、様々邪魔をなしける故、

殿様被遊 御聴 御立腹不斜、二才共の事なれハ少々任付カの不 は可有事なれとも、兼ておせ衆御家老の事をおせ衆と御意

也 などもより申渡置事も有之に、余り法量方カもなき仕方

也、膝おやしの事にて龍見高景立因書願所藏本より補候へバ憐愍を加へ△候得共、

ケ様の仕方にてハ他国人なども数多入込不届脱カある事成

を、余り思慮もなき致し様千万の者共也、忝人も不

残遠島可申付旨、七島を始め悪敷島を撰ミ差遣す、

一ツ島幾二脱カも遣候ハ、又島にて荒れ可申候間、一々別

所ニ引分可遣旨被仰出候付、御家老衆を始め皆肝を

つぶし被成候也、扱皆々江御意之趣申聞候得ハ、親

類中歎き悲むといえとも無是非事にて皆船に乗りけ

る、扱殿磯江被遊 御越、大門懸を御覽にて、あの

船共か二才共の乗候船かと 御尋あり、今日ハ何風

かと日々風を御尋にて、又或日風を御尋ニ付何風と

申上候得ハ、其風は琉球船にても出る風にて可有迎

大門懸りの方を被遊 御覽候得ハ、大船幾艘も帆を

上んと声々に叫ひ申を 御覧の折、御家老衆御参り、

御前に御詰候に御向ひ、福昌寺・大乘院其外の坊主

共ハ皆馬鹿にて候間遠島させ可申、経読勤する事計
 を坊主の職とおもひ、人に衣をかぶする事ハしらひ
 で大馬鹿坊主共也、あの今出る船に取のせ島へ可遣、
 最早あれ帆を懸出すぞ、やれくにくい坊主とも、
 人に衣をかぶする事共ハ知らて、あの船に乗せて遠
 島をさせて呉たひものをと、返すくも 御意有之
 候付、扱社とて福昌寺・大乘院江人を遣し早々被参、
 二才共不調法にて遠流被仰付儀 御国法ニ而者候得
 共、衣(我々共脱力)を懸可申候間、何卒御宥免可被下旨達而被申
 上候得者、左様ニ坊主共被申ニ付而ハゆるす事も有
 へし、去なからおせ衆吟味次第に可有との御意ニ付、
 御家老衆も親共の歎き其身も迷惑仕、其上坊主衆ケ
 様ニ被申上候間、何卒御免被仰付可被下旨御申上に
 て願之通御免被仰付候と也、扱山川江飛脚を立、皆
 陸地より丸腰にて二才衆罷帰り候と也、是ハ渋谷甚
 八殿咄也、渋谷氏は 綱貴公御小姓ニ而其時分相勳
 被居候由嘶也、
 一光久公之御家老北郷(久加)佐渡守殿、或時御成を被願御入
 被遊候処、佐州自分大学を持出られ被講候(公遊云々と
御案御不行)

跡の節なり、成程其儀ハ知たる事也、置候へと再三 御意
 有之けれ共、佐州、何として御知り御知り(行カ)可被遊候
 とて、少も 御意を不聞入読被申候付、御腹立にて
 御膳をも不被召上 御立也、其後より御前帰りける
 故御役御断にて候、其以後 綱貴公 御幼年之御、
(佐州脱カ)七十有余節被召出、御守役を被仰付、 綱貴公を被
 遊 御頼との御事也、佐州涙を流し、今社私の御異
 見を被聞召入、ケ様ニ被 仰付難有奉存候迎、七拾
 余歳にて江戸江被登候と也、扱或時火事有之、佐州
 御殿江被出、火は何処ニ来るそと度々居ながら被聞
 居候処ニ漸々近く成り候付、 綱貴公の御部屋ニ被
 参候処、不被遊御座候故、何処ニ被遊御入候哉と被
 尋けれハ、火の見ニ 御入候由申ニ付、佐州老人漸
 ク火の見ニ上り御手をひたと握り、扱々御大将ニ不
 似合御行跡、是体の火事等ニ左様ニ火の見などに被
 遊御入有之者にて候哉、佐渡守さへ今迄見(火カ)を見不
 申御座ニ罷居申候、漸々近く成り申候故参り候へハ、
 最早爰に被遊御登り、近比 御大将に不被遊御似合
 御騒き不可然候、則御下り被遊候へとて御同道被申

上御下り也、其後 御成長之後迄も、其節佐州御手を為被握時ハ、いつ握り殺すかとおもふ程ありしと折々 御意也被歎有之候と也、

一大般若御興行之節、給仕之小若衆御家老座ニ参り肝付活道久垂殿江、祖父様紙を一枚被下候へと申けれハ、懐より紙を出し被遣、爰ハくる所でハなひそ、早く

持てゆけ、重て爰へくるなとやはらかに被仰、若衆は出行けり、島津帯刀殿活道殿江、只今参り候大般者脱カ若の給仕にてハ無之候哉と御尋候得者、いや誰も参り不申とあり、いやく只今夫江慥ニ参り候と帯刀殿被仰、いや参り不申候、私か参り申さぬと申を其許ハいな事を被仰候、曾而参りハ不致と言切て居給ふとなり、

一仙台家中杉原利カ新左衛門鎧持、古き懸物見当り鳥目十五文二貫、目利に見せ候処、一休上人の手跡のよし、依而新左衛門陸奥守様江差上候へハ、大徳寺江被遣候処、代金九百両の極札来ル、右為御褒美御腰物一、から時服七、金式拾両新左衛門江、又家来江百両被下候、右文、

坊主になるな魚を喰ふ 地獄に行て鬼にまくるな
大食をしてくらせよ 念仏を申さすとも遊興を
するな

仏法ハうそおかしくも 此歌を見よ

みな人はよくを捨よとす、めつ、

あとてひろふハ寺の上人

紫野こんきやう齋

右、延享二年春於江戸聞候よし、

一大玄院様江御近習役タシツハ歎鐔を持出、是は武田信玄之所持有之候由ニ而売物ニ御座候由被申上、被遊 御覽為何 御意も無之候付、是ハ名将之所持之道具ニ御坐候間、被遊御取可然旨被申上候得者、いやくおれハ入ぬ、あの武田信玄ハ乱世ニ生れられたれハこそ名は高けれ、我迎も何そ信玄に劣る事あらむや、其道具取に不及との 御意也とそ、

一延享元甲子歳五月七日、当今様古今御伝授烏丸大納言光荣卿被指上之御製、

天地の神の心をつたへ来て

今も八雲の道はた、しき

一 太閤秀吉公之代に津之國芦谷の里ニ而唐人釜を上手

ニ作りける、是を于今芦谷釜と云て名物也、太閤よ

り色々御好ミあり、六ヶ敷おもひ上野佐野(下丸)に行、天

明と云所ニ居住しておもふ儘に細工しける、是を佐

野天明と云て一入釜賞翫也、于今其手筋の鑄物師有

て江戸などへ佐野鍋と云て多くあると云々、

一 御国僧丹波国に至りけるに、大江山鬼か岩屋と号す

る所あり、見度おもひ所の人に言けれども別て秘事

しける間、色々計り案内を頼行てみるに、入口せは

き岩穴にて壺式町も入て広々たる所有り、四方岩屈(窟カ)

高聳へ、内は田畠広くあり、鬼の住ける跡とて礎の

跡とも有り、入口ハ只其穴一口にて要害堅固の所也、

中々外より知所にてハなし、此田畠、其所の者共作

り取にて甚所務有と也、殊之外秘事にする所也とか

や、

一 山之口地藏菩薩、本は二本松馬場ニ御座有けるとな

り、大御所様御腰之辺御腫物出来御難儀之故、此方

江申来る、吉貴公御側にせいざんと云者右之地蔵

ニ願望申上、大御所様御平愈也、其後彼地藏を

御尊敬有之、二本松より山之口へ御移シ被遊、結構

ニ御建立有之たと也、

一 大玄院様御小姓ニ渋谷甚八殿とて性急成生付也、或

時御秘蔵の御茶碗御納戸江甚八を取ニ 御遣被遊け

るに、道にて取落し打破り其段申上げれハ、秘蔵之

物也しに惜敷事をしたりと有 御意ニ而、又別の御

茶碗わんを持參候様ニと甚八江被仰付、御側衆、甚八參

り候ハ、又怪我可仕、余人參り可然旨被申上を 御

聞、いやく甚八を可遣、忝度籠相を致たりとて余

人遣せハ、最早其人は役ニ不立也、甚八參候得と

御意也、其時甚八余りの難有さに落涙被致候と也、

一 惟新公加治木ニ被成御座、大坂一乱之節、毎夜御掾(緑カ)

ニ被遊 御出、氣を 御覽せられけるに、或時星山

弥右衛門御小姓ニ而御前江相詰候処、扱々残多事也、

大坂既に落城也、残念成事也、身共かいらハとの

御意也、此事星山氏折々嘶有之候と也、 惟新公は

山伏にて被遊御座候と也、

一 惟新公加治木江被遊 御座候節、鹿兒島中江御触

折々有之、其趣は、 惟新公御年寄られ御徒然ニ被

遊 御座候間、誰ニ而も御茶進上仕度奉存人は加治

木江參上仕、願申上候様ニとの御触也、依之志シ有

之人ハ誰に不寄加治木參上仕御願申上候得ハ、成程

御出可被遊候、何日の日か、朝か晩かとの御尋有り、

夫こそ 御意次第ニ可仕旨申上、然らハ朝ニ可仕旨

被 仰出、其日ニ成候而ハ加治木を七ツに被遊御出、

鹿兒島江夜明ニ御着有之様被遊事度々ニ而候と也、

一 惟新公帖佐ニ而木脇休(補考)木脇嘉左衛門殿先祖なりに様々の焼物被

仰付、段々御好ニ細工被致候由、御好ミの細工焼

調被備 御覽候而、御意ニ入たるにハ御判を被為

押、御意ニ不叶は忽打破候様ニ被仰付、能茶碗・茶

入等御見合を以鹿兒島の数寄者の衆江拝領被仰付候

と也、仍而当分名物也と云々、

一 壺碑千年回之記 大原十兵衛翁貞以作之、

奥州宮城郡市川邑に多賀城と云ふるき跡あり、其所

につほのいしふミとて九尺はかり成石台侍るよし、

此壺碑といふは、聖武皇帝の御時神龜元年、按察使

兼鎮守將軍大野朝臣東人此多賀城をたておかれて、

使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝竊、修造せられて此いし

ふミを立られしよし、天平宝字六年十一月一日とし

るしをかる、かのいしふミには代々の歌ともあまた

侍るならし、年間をかにかふれハ、ことし寛保二年

壬戌(戌カ)にあたりて已に千年に及へり、此碑の文字たく

ひまれなる妙書にて見雲貞人(貞カ)といふ人か、れ候よし、

千とせを経て文字あさやかに少しの闕(辨カ)辨なく、世に

写しもてあそふ事誰か奇也とせさらむや、予西のは

て隼人の薩摩かたにありて、はるくあつまの方を

おもひやるもおこかましき事ながら、貞以

水くきの跡さたかにも千とせ経て

さすか残れる壺の碑

千とせふる壺の石文くちもせず

世々につたへてミるハ珍し

一 秋月等觀ハ高城権頭とて 大中様御代入来院・東郷

氏(姓カ)など一性にて御敵対申上、不叶して薩州を出奔し、

長門に到り雪舟の弟子ニ成り出家したる人也、其後

東郷氏より、権頭儀討死ハ不仕候付、定而出奔仕候

半と存候、一姓の面々安穩(二脱カ)被召置候、付而ハ尋出シ

列来るへしと被申上御免有之、方々被尋けるに長州に罷在由被聞彼国に至り、最早被思召残儀無之、一姓の面々安穩ニ被召置候間、帰国可有と被言けれハ、秋月悦ひ帰国有けるに、其比は庄内御手ニ入ける時にて 大中様庄内表江被成御座候付、彼所へ参り

御目見有けるに、最早被思召残儀無之候間、何所ニ成り共望次第可被召置由 御意也、秋月別而難有被奉存、出家仕候上者居所ニ物数寄無御坐候、何所成とも 思召次第被仰付可被下旨被申上けれハ、然者

此表今度御手入たる事なれハ、直ニ爰に罷在可然と被仰出、庄内ニ被居候と也、庄内の山伏寿福坊等賢と云人、雪舟の弟子にて絵を書けれハ、秋月所持の絵本大形是に被讓候と也、等賢より二三代跡の寿福坊、焼酎吞にて絵本とも悉く焼酎に代るよし聞へて、林奈休本ノマなと若き時にて此事聞、庄内江態と行て様々の物を被求ける、鹿兎島ニ秋月筆の絵本の懸物有ハ大形是也と静隠様御咄也、

一 小野小町の絵、平生の官女の十二ひとへにてハなし、壺井安左衛門と云古実者故カ、小町の出立ハ不知事なり、

如何様申子にて直になし、可申なと誓て出生したる人にて有へし、上に着たる衣ちはやなるへしと被申けると也、ちハやと見えたる物也と静隠様御咄也、

一 雪村は野州宮都宮宇カの人也、佐竹氏にて歴々の人なり、雪舟の弟子にて雪村・秋月車の両輪の如ク、秋月ハ雪舟へ隨身して絵を被書ける故、雪舟の筆に能似たる故世是を賞翫す、雪村は文通の弟子なる故絵は雪舟を離れたるもの也、秋月程ハ不賞、絵の位は秋月よりも雪村まさる程のもの也と静隠様御咄也、

一 御大老土井大炊頭様御不快之刻、御心安旗本衆某御病氣見舞ニ被参けるに、御心安人成故臥床に御招被成ける、其時大炊頭様ハ木綿の薄キ蒲団に表ハ布の島にて裏ハ木綿なる夜着を一ツ被召、側に古き衣装など一ツ二ツ有ける、扨段々の物語有て彼旗本衆被仰けるハ、貴様ニハ天下の御大老の御役にて御坐候処、御臥具の様子を見申候而驚入奉存候、貴様なとよりケ様ニ不被成候而ハ、下々に至り御仕置不相届筈ニ御坐候、私式さへ頃日ニハ世上の習ひにて絹布の夜着を着、仕事ニ御坐候、只今貴様の御臥具を見

申候而感入申候、早速より臥具を改め可申にて候と被仰けれハ、大炊様、いやとよ左にあらず、拙者なとハ若キ時分より此様ニ致、馴たる事故此通ニ而候、其元杯は当世に生れたる人なれハ、当世のなりに被成たるか能候、被改替ハ不入事ニ而候と被仰ける、されとも彼旗本衆早速其夜より絹布の臥具を改められ候と也、

一 伊勢貞昌江戸江御登り候に、伊井兵部様(ママ)の御家老岡本半助とて名高キ人有り、此人も同く江戸江被登けるに草津の駅にてか同駅に止宿ありけるに、半助殿方より使者を以被申けるハ、此度江戸江御越之由、拙者も江戸江参候、兼而貴様御事承及候、能序も御坐候ハ、得貴意度存候処、幸此度同時ニ江戸江参候事悦存候、不苦候ハ、道中江戸迄御同宿仕、得と得御意申度旨具ニ被申入ける、兵部殿より返答ニ、此方よりも貴様御事承及、御近付ニ成度存罷在候、幸の儀ニ御座候間、道中御同宿可仕旨被仰、毎夜同宿にて枕を並へ物語被成たると也、其時兵部殿ハ薄(蒲力)き木綿薄団に木綿の夜着一ツ、着抜の衣裳なと少々

被為着候、半助殿ハ寝御坐ニ木綿の夜着一ツにて、

是も其上に衣裳沓ツ二ツ被着けると也、〔鹿兒島県立図書館蔵本より〕其後江戸

ニ而△半助殿江家来の申けるハ、兵部殿ハ承及より

ハ勝れたる人にて候、召仕の者ニ至迄尋常の事ニ而

候、然とも一事過分成事を見及申候、貴様なとハ寝

御坐御敷被成候に、兵部殿ハ蒲団を御敷候、是か過

分成事ニ而候かと申けれハ半助殿被聞候而、兵部殿

ハ御老中の御評席(議カ)ニも出る程の人なれハ、身共とは

夫程の違ひは可有事也と被申けると也、(一脱カ)

岡本半助人に語て云、貞昌は軍法の事にて儒学ニ

而も風雅の道にても、何事を問てもくらからぬ人也、

然とも仏法の事を問に、是計すらくとは不被成け

ると也、

一 西行法師諸国修行之時、大隅正八幡大菩薩、西行は

当時天下の歌人なれば御対面有度哉思召けん、女体

に現し給ふて川の辺にてかひこのわたを洗ひ給ひけ

るに、西行通りて是を見て立寄、女に向ひて、その

綿はうると被問ければ、(か脱カ)
山川の瀬にすむ鮎の腹にこそ

うるかといえるわたハ有けれ

と宣ひければ、西行閉口して通り給ひけると也、此咄は于今国分にて申伝ふるよし、当国ニ西行修行の事諸書に見えず、然れとも阿久根の内ニカ西行の歌詠給ふ松ありと云々、

一古法眼元信は信長公の時の人なり、父正信并元信、共に信長公の近臣也、相州耳繩の城主也けるとそ、元信の子松栄、其子州信永徳より画工の家ニ成ル、狩野家と云、信長公没落の以後、武士にて者難被立置訳にて画工の家に成たると也、雪舟は正信時代なり、

一牧仲(風昌)左衛門殿ハ通躬公の御門弟にて度々歌御覧ニ入られけるに、二首ツ、見せよ、三首とハ多過たり、又詞書を無用ニせよ、詞書の心は歌にてしる、也と被仰けると也、詞書ニ者至て子細の有事もと見へたりと牧氏静隠様江物語なり、

一惟新公は千利休より茶之湯被遊 御伝授候、白浜覚左衛門殿御側ニ被勤御相伴弟子也、此人如何成故にや屋久島に被遣、後帰郷にて洪谷伴松と云ひける、

今洪谷次郎左衛門殿先祖也、

一玉川伊予殿は東郷作太夫殿といひ、又玉川休右衛門とも書付ニ見えたる共云、伊勢貞昌歳暮に福昌寺ニ被為参候に、左衛門坂ニ而伊予殿白木の弓一張持て被来に被為行逢候、兵部殿兼而御存知候歟、何所へ何故御出候と被仰けれハ、伊予殿答に、主人宇喜多中納言秀家 御家之御高恩不浅、御礼可申上様無之、私を御礼ニ進し被申候故只今参り候也と被申けれハ、兵部殿、扱ハ左様ニ而候歟、然ハ此方へ御存知之人も無之賦ニ候へハ、直ニ拙者所へ御出可然とて貞昌の宅へ被参候、家久公此儀被聞召上、年頃三ヶ日も過候ハ、可被遊御逢由被仰出けれハ、新参之人ニ而候間、先三年計も過候而御対面可被遊由貞昌被申上候付、先御対面無之、蒲生へ被 召置候と也、夫故蒲生へ弓法相残候由也、其後 御対面有之被相勤候処、或時諸士之馬 御上覧有けるに、伊予殿ハ弓馬の達人と聞得たる人にて新参之人なれハ、御厩より時の別当の計らひにて究竟のあれ馬を撰ミ伊予殿の被乗馬に賦置けるに、伊予ニハ何馬を乗せ候そと

御尋有けれハ、彼馬と申上げるに、其馬はあれ馬也、伊予は新參にて巢より落たる鳥のことくか、りすかりも無人也、迷惑をさする様の儀不可然、御召之内何と云馬を乗せ可申由被仰出、其馬二被乗候と也、扨厥後伊予殿、彼馬は別而宜御馬也けるよし咄被申けれハ、件の事知たる人、ケ様／＼の事也けると語りけれハ、伊予殿涙をはらくと流し、最早此御国にて身命をた、ミ申にてこそ候ハめと仰候と也、其前迄ハ後々は帰国可有存也し由、其時別当は御役御免か屹と御咎め被仰たるとなり、伊予殿新參之節火事有之、屋形江人々つ、きけるに、伊予殿は真先二駈付、御門の橋に被居、私二者新參の者也、御門外を堅め可申、各は御城内江御入候而御働き候へとて御城内江者不被入候と也、

一京極兵部高門雅丈は中院内府通茂公和歌の御門弟也、此人の居宅の号三蛙軒と被名付し其謂有けるとそ、或夜蛙三ツを夢に見て、絵に写し懸物にして内府公ニ御讚を願はれしに、三の蛙を御詠に詠入て給はらむと所望被申ければ、古きものに御覽しける事もな

ければ叶間敷と被仰、懸物をかへし給ふに、急キ申事ニもあらねハ静に被遊御覽、思召出させ給はん時遊され下し給はんとて上られしに、三年過て色々御覽し被合しか共思召よらせ給ふ事なしとて御かへし有しに、幾年経候とも被指置思召出し候はんする時あそはし、其内若此懸物紛失候とも不苦とて再三所望被申上しかハ、三年過て以上六ヶ年めに御讚被成被下けると高門直に物語有けるを承ける由、田浦檢校城賛被語けると也、其御讚の御歌、

おもへ人ミつの蛙の声もその

おのかうへなる大和言葉を

一狩野尚信、初は一信と云ひける、画少々能成て家信、
後に尚信と改む、

一鐘馗・龍・真の山水、雪舟の得もの也、此三ツは勝れたるもの也、就中鐘馗は狩野家の流にてハ不宜と静隠様御咄なり、

一新納(久)又左衛門殿(京慈)小幡勘兵衛殿江軍法稽古之時、伝授(軍書脱力)之一卷書写有之、巻物之取仕立結構にして勘兵衛殿江持參成され、奥書被成給候へと事也、勘兵衛殿

是を披き本書と校合被成けるに、秀吉と有る処を秀頼と写二有之候、為何事にてケ様に御書候そと仰ければ、又左衛門殿、是は近比以無調法之事二而候、如何様考違書損候にてこそ候はめと被仰ければ、勸兵衛殿、側に有之候硯を引寄筆さしぬらし、写の卷物本から末迄さらくくと墨を引被為消候而、氣を御入候へ、氣か入ぬ故此通二而候と大に御しかり候と也、扱又左衛門殿殊之外迷惑にて又清書有之、奥書迄相濟候と也、右の書損の書も後の清書の卷物と同様に箱入にして所持被成けると也、伊東一空老度々嘶有之候よしにて静隠様御嘶也、

一 觀禪院東円堂八重桜、此所に八重桜とて天下無双之名樹有り、世人東円寺桜といえるハいか、此桜と

申は、聖武帝春毎に殊更桜を愛し尋求め給ひけるか、御心の色に染む花なかりき、或日三笠山の奥に御幸ならせ給ひしに谷底に此桜あり云々略ス、

一日高為春老母の賀を祝せられけるに、島津兵庫久住主より御使有り、今日老母の賀祝之由被聞召候付、懷紙被遣由二而酒肴御添被遣ける、為春頂戴ありて

満坐の輩江向ひ、存寄も無之、兵庫様より御懷紙を被成下候、忝仕合二而兼而何某殿江頼、今日之和歌を構シ申答二いたし置候、然共此御懷紙は御人体と申格別の儀二而候間、此一枚を私構シ可申迎先此一枚を講せられ、其後余多の懷紙は兼而被頼置候人被講ける、兵庫様の御懷紙短冊を被詠候時、詠の字をよませ給ふと被講ける、小森一山其座に在て感心したるとて静隠様へ物語也、

一 瀬戸の茶器は元祖を藤四郎と云、道元禪師入唐(の時唐脱カ)に渡

り焼物の稽古せんとて供して渡り、帰朝し尾張の瀬戸に居住し焼物をしけるに唐に不違物也、当時唐と云茶碗は大形藤四郎也と云、藤四郎過後家稚子を懐にして作たる焼物を祖母懐と云、其後代々経て瀬戸の土唐に同前の土藤四郎見付て用ひけると也悪敷成り、鳴海に相応の土有之故鳴海に釜を直しける、是を鳴瀬戸と云、其後釜を太して茶器に不限諸物を焼ける、名物の瀬戸の手筋にてケ様の細工仕事無念の事也とて、諸大名より寄合の釜に成り段々茶器を御焼せ候、是を大名釜(釜カ)と云、其後大名衆も茶器無不足故釜荒候処二、尾州様

おしき事に思召、釜を御庭に直され、御下知にて
段々茶器御焼せ候、是を御庭釜と云、是迄にて瀬戸

の手筋終る、

無名抄 鴨長明作抜書

一雨のふりける日、ある人のもとにおもふとちさしあ

つまりて、古き事なとかたり出たける(り脱カ)つひてに、ま

すをのす、きと云はいかなるす、きそなといひしろ

ふ程に、ある老人の云、わたのへと云所にそ此事し

りたるひしりありとき、侍りしかと、ほのく言出

たりける、登蓮法師其中に在て此事をき、て詞すく

なになりてまたとふ事もなく、あるしに、ミのかさ

しハしめし給へと云ければ、あやしとおもひなから

とりていたりけり、ものかたりをもき、まして、

ミの打ち、わらくつさしはきていそぎ出けるを、

人々あやしかりて其故をとふ、わたのへにまかるな

り、年比いふかしくおもひ給へし事をしれる人あり

とき、て、いかて尋ねにまからざらんと云、おとろ

きなから、さるにても雨やめて出給へといさめけれ

は、いてはかなき事をものたまふかな、いのちハ我

も人も雨のはれまなと待ものかは、何事もしつかに

とはかり言すて、いにけり、いミしかりけるすきも
の也かし、さてほいのことくたつねあひて、とひ

き、ていミしふ秘蔵しけり、此事第三代の弟子にて

つたへならひて侍る也、此薄同じさまにてあまた侍

る也、ますをの薄・まそをの薄・まそふの薄とて三

くさ侍る也、ますをの薄といふは穂なかくて一尺は

かりあるを云、かのますか、ミをハ、万葉集には十

寸の鏡と書けるにて心うへし、まそをの薄と云は真

麻の心也、これハ俊頼朝臣の歌にそよミて侍る、ま

そをのいとをくりかけてと侍るとよ、いとなどのミ

たれたるやうなる也、まそふの薄とハまことにすわ

うなりと云こゝろ也、ますわうの薄といふへきを言

葉を略したる也、色ふかき薄の長くなへしたれたる

也、古集などにたしかにミえたる事はなけれど、和

歌のならひ、かやうのふるき事をもちいるも又よの

つねの事也、人あまねくしらす、ミたりにくへ(り脱カ)から

す、

一ある人かたりて云、ことの縁ありて井てと云所にま

かりて一宿仕りたる事侍りき、所の有様、井手の流

たる体心も及侍らす、かの井手の大臣の跡なれハことわりなれと、河にたちならひたる名(石カ)なども、十余丁計さのミヤハとをくたてをきけん、石ことにた、なをさりの事とはミへす、わざとたてたるやうになん侍し、そこに古老の者侍りしをかたらひて、むかしのこともたつね侍りしつひてに、井手の山吹とて名になれたるを、いと見え侍らぬはいつくにあるそと尋侍りしかハ、さる侍り(事脱カ)、かの井手の大臣の堂ハ一とせやけ侍りにき、其前におひた、しく大きな山吹むら／＼見へ侍りき、其花のりんハこかわらけのおほきさにて、いくへともなくかさなりてなん侍りし、それをさやうに申置て侍るにや、又かの井手川のミきわにつきてひまもなく侍りしかハ、花の盛りには、こかねのつゝミなミ(とカ)をつきわたしたらんやうにて、他所には勝れてなん侍りし、されはいつれを申けるにか今わきかたく侍る、た、し下郎のいふかひなく侍る事は、かく名高き草とて所もおき侍らす、田つくるには草を入たるかよくいてくると申て、なにともなくかりとり侍りし程に、今は跡もな

くなん成て侍る、夫にとりて井手の河つと申事こそやうある事にて侍れ、よの人おもひて侍るハ、た、かへるハミなかわつと云そとおもひて侍るめり、そもたかひ侍らす、されとかわつと申かへるハほかにハさらに侍らす、た、此井手河にのミ侍る也、色黒きやうにて、いと大きにもあらず、よのつねのかへるのやうに、あらハにおとりありく事などもいとも侍らす、つねに水にのミスミて夜ふくるほとにかれかなきたるハ、いミしく心すミものあはれる声にてなん侍る、春夏の比必おはして聞給へと申侍りしかと、其後とかくまきれていまた尋侍らすとなん兎かたり侍し、兎此事心にしミていミしく覚へ侍りしかと、かひなくミとせにはなり侍りぬ、年たけあゆミかなはずしておもひながら、いまたかの声をきかす、かの登蓮か雨の日にいそき出けんには、たとへなくなん、是をおもふに、今より末さまの人は、たとひおのつから事のたよりありてかしこにゆきのそミたりとも、心と、めてきかむと思へハ人(るカ)もすくなかるへし、人のすきとなさけとは、とし月にそへて

おとろへゆく故なり、

一長明の歌

時雨にはつれなくもれし松の色を

ふりかへてけりけさの白雪(初カ)

俊恵難して曰、た、つれなくミへしといふへきなり、
あまりにはりなくわかせる程に、かへりてミ、とま
るふしとなれる也と云々、

一五条三位入道云、俊恵は当世の上手也、されと俊頼
にはなを及ひかたし、俊頼ハひまなくおもひいたら
ぬ(カ)ひまなく、一かたならずよめるか力も及はむ也、

いまの世には頼政こそ上手なれ、かれたに座にあれ
は、めのかけられてかれにことひひとつせられぬと
おほゆる也、

一俊恵云、頼政卿はいミしかりし歌仙也、心の底まで
歌に成りかへりて、つねに是をわすれず、心にか
けつ、鳥の一声なき風のそ、とふくにも、まして花
の散り、葉の落、月の出入、雨雪などのふるにつけ
ても、立る・おきふしに風情をめぐらすと云事な
し、誠に秀歌の出くるも、ことハりとそおほへ侍り

し、か、れは然るへきとき名をあげたる歌とも覚へ
擬作にて有けるとかや、大かたの会の座に連りて歌
うち詠し、よきあしき理りなとせられたるけしきも、
ふかく心にいれる事とミへていミしかりし、かの人
の有座にては何事もはへあるやうに侍りし也、

一俊恵云、五条三位入道のミもともうてたりしつひ
てに、御詠の中には何れかすぐれたりとおほす、人
はよそにて様々にさたし侍れと夫をハもちひ侍らす、
まさしく承らんと思ふと聞へしかハ、

夕されハのへの深草(秋風)身にしミて

うつら鳴也深草の里

是をなん身にとりておもて歌とおもひ給へるといは
れしを、俊恵又いはく、世にあまねく人の申侍るは、
おもかけにはなの姿をさきたて、

いくへこえきぬ峰の白雪

これをすぐれたるやうに申侍るハいか、ときこゆ、
いさよそにはさもや定め侍らむ、しり給はず、なを
ミつからハ、さきの歌にはいひくらふへからすとそ
侍しかと、かたりてこれをうち／＼に申候ハ、彼歌

は身にしみてといふこしの句の、いみしふ無念におほゆる也、是程に成りぬる歌は、けしきをいひなかにして、たゞそらに身にしみけんかしとおもはせたるこそ心にくゝも侍れ、いみしくいひもてゆきて歌の(詮カ)程とすへきふしを、さら／＼といひあらハしたれば、むげにことあさくなりぬ也とぞ、其次に我歌の中には、

みよしの、山かきくもり雪ふれハ

ふもとの里は打時雨つ、

是をなん彼たくひにせんと思給へる、もし世の末におほつかなくいふ人もあらハ、かくこそいひしかとかたり給へとぞ、

(此脱カ)一道に志深かりし事は道因入道ならひなきもの也、七

八十に成迄秀歌よませ給へといのらん為に、かちより住吉へ月詣したる、いと有難き事也、ある歌合に清輔朝臣判者にて道因か歌を(カ脱カ)ましたりければ、わざと判者のもとにまふて、まめやかに涙を流しつ、なきうらミければ、亭主いはんかたなく、かばかりの大事にこそあはざりつれとぞ語られける、九十計

に成て耳などもおほろなりけるにや、会の時は殊更講師の座のきわにわけよりて、わかもとにつとそひいてミつわさせるすかたに耳をかたふけつ、他事なくき、けるけしきなど、なをさりの事とは見えざりき、千載集撰れ侍りし事は彼入道失て後の事也、されとなきあとにも、さしも道に志深かりしもの也とて優して十八首を入られたりけるに、夢の中にきたりて涙を流しつ、よるこひをいふと見給ふなりければ、事にあハれかりて、いま二首をくはへて二十

首になされたりけるとぞしるし侍事にこそ、

一御所に朝夕侍りし比、常にも似す珍しき御会有き、六首の歌に皆すかたをよミかへて奉れとて、春夏ハふとくおほきに、秋冬はほそくからひ、恋旅はえんにやさしくつかふまつれ、これもし思ふやうによミおほせすは、其由をありのまゝに申上よ、歌のさましれるほどを御覧すへきため也と被仰たりしかは、いみしき大事にてかたへハしたひす、心にくからぬ程の人をは又もとよりめされず、か、れはまさしく其座にまいりてつらなれる人、殿下・大僧正御房・

定家・家隆・寂蓮・予とわつか六人そかし、愚詠に
ふとくおほきなる歌に、

雲さそふあまつ春風かほる也

たかまの山の花盛りも(か脱カ)

うちはふきいまもなかなん時鳥

卯花月夜盛りふけゆく

ほそくからひたる歌、

よゐの間の月のかつらの薄もミチ

てるとしもなき初秋の空

さひしさは猶残りけり跡たゆる

落葉かうへに今朝ハ初雪

ゑんにやさしき歌、

しのはしよしほりかねつとかたれ人

もの思ふ袖の朽はてぬまに

旅衣たつあかつきのわかれより

しほれし果やミヤきの、露

一つくしのしまど、云所にかよふもの、事をつひて

にかたり侍りしハ、つくしにとりて南のかた大隅・

薩摩のほどいづれの国とかや忘れたり、大き成ミな

と侍り、そこには四五月にはあけくれ浪たちて、し
つまるまもなし、四月に(たカ)うつをはうなミといひ、五

月にたつをハさなミとなん申侍るといひき、う月・
さ月と云故にや、いとけふある事なり、

一橘為仲任はて、のほりける時、宮城野の萩をほりて

長櫃十二合に入て持て登りけれハ、人あまねく聞て、

京へ入ける日は二条大路に是を見ものにして人多く

集りて、車なとも余多たちたりけるとぞ、

一古人云、かなにものかく事は、歌の席は古今の(序カ)かな

の序を本とす、日記おほか、(か脱カ)みのことさまをならふ、

和歌のことバ、伊勢物語并後撰の歌のこと葉をまね

ぶ、物語は源氏にすぎたるものなし、ミなこれらを

おもはへてかくへきなり、

無名抄書拔終

一御家ひらのかたつきの 御茶人は、太閤秀吉公薬用

のためとて 惟新公江虎狩之儀を御頼被成候節、茶

之湯を被成、 惟新公を御招有り、手目の手前にて

御茶之湯有之候、 其時此形付之茶入 惟新様殊之外

御誉被遊候得ハ、 太閤、此茶入貴公江進せ可申と被

仰、惟新公、太切の御道具の儀二候へハ難申受と御辞退被遊候得とも、平に御取候へと有之、左様ならハとて御戴き被遊候、其上にて 太閤虎狩之事を御頼被成、御領掌被遊候と也、ケ様成物故 御家の御宝物にて有之候也、桜田御屋敷御回祿之時焼ケ候故、今は搦^{繕力}て有也と静隠様御嘶也、

一 寛陽院様御代、羽田宗古と云人被成 ^(抱力)御拘候、常に御咄伽に被相詰候、何ぞ御酒事有之、御一門方・御女中方なと被成 御招候折も、毎度宗古を被為召候と也、然に宗古を被為召時は 御脇差を御側近く被召置候、此事御側の若輩の衆、風と宗古江咄被申候ハ、御一門方御寄合之節、御脇差御側近くも不被召置候が、宗古を被為召時ハ則御脇差を近く御寄せ被遊候、不思儀之事也と無何心申候へハ宗古被聞、扱々左様二而候哉、近比以難有次第にて候迎しきりに落涙被致候を、側に在ける人々、いかなれハ左様に難有被存候そと被尋けれハ宗古、私事ハ御抱者二而御座候処、盲目と不被 思召、目の明たる人と被思召上候へハこそ 御脇差を近く被 召置に、盲目

同前の私を目の明たる人と被 思召上、御用心被遊儀至極難有奉存候と被申けると、美代五郎兵衛其^(譜已)時分勤にて被聞たると静隠様御嘶也、

一 北郷佐渡守久加 惟新公江御成を被申上、自分手前にて御茶進上有之けるに、佐渡殿殊之外せき被申、手振ひ茶入之口に茶杓入不申候付弥せき被申、兎角可被致様無之、茶杓を取直し御前へ向ひ、朝鮮國にて敵合之節もケ様にせき申たる儀ハ無之候ひしと被申上、扱茶に取付れ候へハ、せきもおさまり首尾能被仕廻候と也、殊勝の事也、

一 近衛様か九条様の御宅江御見舞被成たりしに、御亭主あくびを被成ければ、

いさ、らはいとまもふして立田山

紅葉せぬまに秋ハ来にけり

御亭主返し、

秋の田のかり穂の跡に草はへて

さらにいねとハおもハさりけり

一 慈徳院様被遊 ^(宗信)御逝去、七月十三日福昌寺へ被遊御移ける時、 静隠

近く見し昨日のうつ、今夜より

遠き夢とそ君をしのはむ

八月十五夜に曇けれハ、

国人の涙をそへて此秋の

半の月もなをくもるらし

一中納言家久様佐夜の中山を通り給ふに、初桜の一本
咲て有けるを御覧有り、御供の中に、一枝折て参れ
と御意有けれハ、忝人走り行て乞けるに、初桜二而
候へハ与ふる事叶はしと主のいひける、詮方なく忝
部金一切出しわりなく乞けれハ、此金ニ悦ひ、幾枝
にても取給へと云に、嬉しく大枝一ツ折て走り持参
り公に奉けるに、御覧あり、扱々こゝろなき事を
したり、身か申付様のくわしからざる故也との御
意にて、花四五輪の小枝を一ツ折給ひ、余ハ人の見
むもはつかしけれハ深く山陰に隠し候へとの御意
也けると也、御風雅かくのことし、
一牛根歟の女、川田駿河殿所へ来りて申けるハ、我久
敷にくしとおもふ男有りてとり殺さんと祈候へとも、
未叶ひ候はず、いか、申て祈候ハ、早く遂可申哉、
(本望を脱力)

是を尋申さんため参りて候と云、駿河殿被聞、夫こ

そ祈様の有事也、其にくしとおもふ男の名をとなへ、

武運長久と申て祈るへしと申されける、女悦ひ帰り

ける、其後程経て彼女又来り、御教のことく折けれ

ハ近き比本望達候、御礼に参り候と申て帰ける、駿

河殿、是我一生の過り也、ものしらぬもの故ケ様に

おしへつるに、にくしとおもふ一念の通る処は同事

也とて、殊之外後悔有けると也、

一島津主水殿先祖他国へ御使者ニ被遣けるに、土岐の
(姓カ)

性にて外様家成るに、此使者ニ付島津を不名乗候へ

ハとふも不成合儀有之、島津何某と御名乗候、扱御

帰候而、ケ様くの訳にて御家之御名字を名乗申

候、御免をも不蒙、自分の働にてケ様の儀仕候儀

幾重ニも御断奉存候、然とも御成合不宜候付、是非

ニ不及仕合御坐候間、切腹被仰付度旨御願候処、被

聞召通、殊之外御褒美にて直ニ島津を名乗候様に

被仰付、于今島津の家也とぞ、

一薩州山門之院と申は、出水・野田・高尾野也、

十訓抄抜書

一天智天皇世につ、しミ給ふ事有て、筑前国上座郡朝カウサ倉と云所の山中に黒木の屋を造ておはしけるを木丸殿と云、円木にて造る故也、今大嘗会の時黒木の屋とて北野の斎場所につくる、彼時の例也、民を煩ハさす宮作も儉約(儉カ)なるへきとの由也、唐堯の宮に土の橋を用ひ萱の軒をさらさりける例也、扱彼木丸殿は用心をし給ひけれハ入来の人かならず名乗をしけり、朝倉や木の丸殿に我おれハ

名乗をしつ、行はたか子ぞ

是天皇の御歌也、是を民とも聞と、めてうたひ初たり、其国此風俗ともえらひ給ひける時、筑前国の風俗の曲(本のま)にうたひけるを、延喜帝神楽の歌共くわへられけるにうたひそへられけると也、朝倉にとりてハめてたく曲也、(きカ)

一御家は 頼朝公よりの古き 御家故、昔より有来通にて皆名に下司を被用たり、正保年間 吉貴公より下司無用被 仰出、其以後下司なし、昔ハ何となく皆下司有たる也、御系図にも皆下司書載有之事也、一種子島彈正殿(久基)栖林老御勝手方御家老御勤之折、御用

人衆被罷出、此内御春屋へ雷落候処に醬油樽二落入申候、左候へハ右醬油御用二ハ相立不申筈二御座候間、御扱物二被仰付可然哉と吟味仕候、如何可被仰付哉之旨被相伺候へハ、彈正との聞召、尤、左様二も可被仰付事二者候へ共、若雷之毒二而有之候も不知事二而候、申請被仰付、若も毒当りなといたし候而ハ、ケ様成もの御扱物二被仰付候儀不吟味の事と可申候間、右醬油は捨させ候而可然候、捨候上夫を取候人は、たとへ毒に当り候とも自分の無調法二而候間、上にハか、らす候付、取捨候様に被仰渡可然候、樽は洗ひ候而用二も可立候間、扱物二成とも何様にも被仰付、尤二候と被仰候と也是ハ中村方阿弥殿其節小坊主三而承候となり

一著聞集にあるとか、昔豊後の国に楠在り、朝日影には西之海に陰をさし、夕日には四国に陰をさしたる(玖珠カ)か、枯て其跡一郷と成り、所の名を楠と云所有り、静隠様筑後松か崎に宿し給ひけるに給仕の女に、其方ハ内の人かと御尋候へハ、いや此家の親類にて加勢二参り候、在所ハ豊後の楠と申所にて候と云、其

所ハ如何成所かと御尋候へハ、人数も余程居候処なるが四方岩石にて取廻し、真丸なる所にて候、其岩石皆木のこたく御座候、むかし大き成楠の木有りて、朝日ニハ西の海に陰をさし、夕日には江戸迄陰をさしたりけるに、其木枯にけれハ其跡一郷となりぬ、廻りの石は其木の根なり、久しき事にて皆石に成りたと申伝へたり、此故に所の名をもくすといふ也とこたへけると静隠様御咄也、

右三卷ハ木村静隠老之談話、而子孫衆書留之為三卷名浦能浪、深雖秘藏之、木村家之外族山城何某乞之以窃写置之畢、猥不可許於他出者也、若御借用之御方者、御覽御濟次第早速御返可被下候畢、文化十一竜集甲戌菊月改書之、

何某と有之

安政三丙辰之年写

名時行

鹿児島県史料編さん関係者

資料調査員	学芸専門員	調査史料室長	副館長	館長	鹿児島県歴史資料センター黎明館	委員	顧問	史料編さん
橋口正樹	池田麻美	中野尚子	栗林文夫	福永徳郎	灰床義博	原口泉	日隈正守	東京大学 史料編纂所所長
	春藤山直人	崎山光穂				九州大学名誉教授	尾口義之	国立歴史民俗博物館元館長
						鹿児島大学名誉教授	佐藤宏靖	鹿児島大学名誉教授
						安藤保夫	五味克夫	山家浩樹

鹿児島県史料

名越時敏史料八

平成30年3月16日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 潤上印刷株式会社